

## 第 5 回 定 例 会 会 議 錄 目 次

第1号（12月1日）（金曜日）

開 会 .....	1 0
開 議 .....	1 0
日程第1 会議録署名議員の指名 .....	1 0
日程第2 会期の決定 .....	1 0
日程第3 諸般の報告 .....	1 0
日程第4 行政報告 .....	1 0
宮路市長報告 .....	1 0
日程第5 認定第1号平成17年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告） .....	1 1
日程第6 認定第2号平成17年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告） .....	1 1
日程第7 認定第3号平成17年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告） .....	1 1
日程第8 認定第4号平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告） .....	1 1
日程第9 認定第5号平成17年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告） .....	1 1
日程第10 認定第6号平成17年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告） .....	1 1
日程第11 認定第7号平成17年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告） .....	1 1
日程第12 認定第8号平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告） .....	1 1
日程第13 認定第9号平成17年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告） .....	1 1
日程第14 認定第10号平成17年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告） .....	1 1
日程第15 認定第11号平成17年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告） .....	1 1

日程第1 6 認定第1 2号平成17年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）	1 1
日程第1 7 認定第1 3号平成17年度日置市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）	1 1
日程第1 8 認定第1 4号平成17年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）	1 2
日程第1 9 認定第1 5号平成17年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について（決算審査特別委員長報告）	1 2
日程第2 0 認定第1 6号平成17年度日置市水道事業会計決算認定について（決算審査特別委員長報告）	1 2
重水決算審査特別委員長報告	1 2
休 憇	2 2
重水決算審査特別委員長報告	2 2
坂口ルリ子さん	2 5
成田 浩君	2 7
谷口正行君	2 7
畠中實弘君	3 1
花木千鶴さん	3 2
休 憇	3 3
日程第2 1 質問第5号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて	3 3
日程第2 2 質問第6号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて	3 3
日程第2 3 質問第7号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて	3 3
宮路市長提案理由説明	3 4
坂口ルリ子さん	3 4
桜井市民生活課長	3 4
坂口ルリ子さん	3 4
桜井市民生活課長	3 4
坂口ルリ子さん	3 4
桜井市民生活課長	3 4

坂口ルリ子さん	3 4
日程第 2 4 議案第 1 3 5 号西薩火葬場組合を解散するための協議について	3 5
日程第 2 5 議案第 1 3 6 号西薩火葬場組合の解散に伴う財産処分に関する協議について	3 5
日程第 2 6 議案第 1 3 7 号いちき串木野市・日置市衛生処理組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について	3 5
宮路市長提案理由説明	3 6
樋渡市民福祉部長	3 6
日程第 2 7 議案第 1 3 8 号鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立について	3 7
宮路市長提案理由説明	3 7
樋渡市民福祉部長	3 7
池満 渉君	3 8
脇健康保険課長	3 8
池満 渉君	3 8
脇健康保険課長	3 8
池満 渉君	3 8
脇健康保険課長	3 8
坂口ルリ子さん	3 8
脇健康保険課長	3 9
坂口ルリ子さん	3 9
脇健康保険課長	3 9
日程第 2 8 議案第 1 3 9 号紙屋敷公営住宅C棟（1工区）建築工事請負契約の締結について	3 9
宮路市長提案理由説明	3 9
外園産業建設部長	3 9
池満 渉君	4 0
外園産業建設部長	4 1
池満 渉君	4 1
外園産業建設部長	4 1
池満 渉君	4 1
樹土木建設課長	4 1
坂口ルリ子さん	4 2
樹土木建設課長	4 2

坂口ルリ子さん	4 2
樹土木建設課長	4 2
坂口ルリ子さん	4 2
樹土木建設課長	4 2
西薗典子さん	4 3
樹土木建設課長	4 3
西薗典子さん	4 3
漆島政人君	4 3
樹土木建設課長	4 4
日程第29 議案第140号市道の路線の認定、変更及び廃止について	4 4
日程第30 議案第141号あらたに生じた土地の確認について	4 4
日程第31 議案第142号字の区域の変更について	4 4
日程第32 議案第143号あらたに生じた土地の確認について	4 4
日程第33 議案第144号字の区域の変更について	4 4
日程第34 議案第145号字の区域の変更について	4 4
宮路市長提案理由説明	4 4
外園産業建設部長	4 5
休 憇	4 7
桜井市民生活課長	4 7
梅 康博君	4 7
外園産業建設部長	4 7
休 憇	4 7
住吉東市来支所長	4 7
日程第35 議案第146号消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	4 8
日程第36 議案第147号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	4 8
日程第37 議案第148号日置市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について	4 9
日程第38 議案第149号日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正について	4 9
日程第39 議案第150号日置市給水条例の一部改正について	4 9
日程第40 議案第151号日置市下水道条例の一部改正について	4 9

日程第4 1 議案第152号日置市行政手続条例の一部改正について	4 9
日程第4 2 議案第153号日置市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について	4 9
宮路市長提案理由説明	4 9
田上消防本部消防長	5 0
益満総務企画部長	5 0
樋渡市民福祉部長	5 2
外園産業建設部長	5 2
益満総務企画部長	5 4
田畠純二君	5 5
田上消防本部消防長	5 5
坂口洋之君	5 5
脇健康保険課長	5 5
坂口洋之君	5 5
坂口洋之君	5 6
樋渡市民福祉部長	5 6
坂口洋之君	5 6
東 孝志君	5 6
岡元水道課長	5 7
田丸武人君	5 7
宮園下水道課長	5 7
田丸武人君	5 7
日程第4 3 議案第154号平成18年度日置市一般会計補正予算（第5号）	5 8
日程第4 4 議案第155号平成18年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	5 8
日程第4 5 議案第156号平成18年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）	5 8
日程第4 6 議案第157号平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）	5 8
日程第4 7 議案第158号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	

.....	5 8
日程第 4 8 議案第 159 号平成 18 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）	5 9
.....	5 9
日程第 4 9 議案第 160 号平成 18 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第 3 号）	5 9
.....	5 9
日程第 5 0 議案第 161 号平成 18 年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第 1 号）	5 9
.....	5 9
日程第 5 1 議案第 162 号平成 18 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	5 9
.....	5 9
日程第 5 2 議案第 163 号平成 18 年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）	5 9
.....	5 9
日程第 5 3 議案第 164 号平成 18 年度日置市水道事業会計補正予算（第 2 号）	5 9
宮路市長提案理由説明	5 9
休 憇	6 2
田畠純二君	6 2
町岡学校教育課長	6 3
豊辻福祉課長	6 3
樋渡市民福祉部長	6 4
桜井市民生活課長	6 4
熊野農林水産課長	6 4
外園都市計画課長	6 4
田畠純二君	6 4
富迫企画課長	6 5
坂口ルリ子さん	6 5
樹土木建設課長	6 6
外園都市計画課長	6 6
坂口ルリ子さん	6 6
外園都市計画課長	6 7
坂口ルリ子さん	6 7
樹土木建設課長	6 7
池満 渉君	6 7
池上総務課長	6 7
梅 康博君	6 7

外園産業建設部長	6 8
桜 康博君	6 8
池上総務課長	6 8
日程第 54 請願第 7 号公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める件	6 8
日程第 55 陳情第 4 号リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため政府への意見書提出を求める陳情書	6 8
散 会	6 9

---

第 2 号 (12月12日) (火曜日)

開 議	7 4
日程第 1 一般質問	7 4
田丸武人君	7 4
宮路市長	7 5
田丸武人君	7 6
福田財政管財課長	7 7
田丸武人君	7 7
宮路市長	7 7
田丸武人君	7 8
福田財政管財課長	7 8
花木千鶴さん	7 8
宮路市長	7 9
花木千鶴さん	8 1
富迫企画課長	8 1
花木千鶴さん	8 1
富迫企画課長	8 1
花木千鶴さん	8 1
富迫企画課長	8 2
花木千鶴さん	8 2
宮路市長	8 2
花木千鶴さん	8 2
宮路市長	8 3

花木千鶴さん	8 3
宮路市長	8 3
花木千鶴さん	8 4
宮路市長	8 4
花木千鶴さん	8 4
休 憇	8 4
花木千鶴さん	8 5
桜井市民生活課長	8 5
花木千鶴さん	8 5
桜井市民生活課長	8 6
花木千鶴さん	8 6
桜井市民生活課長	8 6
花木千鶴さん	8 7
桜井市民生活課長	8 7
花木千鶴さん	8 8
桜井市民生活課長	8 8
花木千鶴さん	8 8
桜井市民生活課長	8 8
花木千鶴さん	8 8
桜井市民生活課長	8 9
花木千鶴さん	9 0
宮路市長	9 0
花木千鶴さん	9 0
桜井市民生活課長	9 1
花木千鶴さん	9 1
宮路市長	9 2
坂口ルリ子さん	9 2
休 憇	9 4
桜井市民生活課長	9 4
宮路市長	9 4
田代教育長	9 5
坂口ルリ子さん	9 6

池上総務課長	9 6
坂口ルリ子さん	9 6
宮路市長	9 7
坂口ルリ子さん	9 7
宮路市長	9 7
坂口ルリ子さん	9 7
田代教育長	9 9
坂口ルリ子さん	9 9
田代教育長	1 0 0
坂口ルリ子さん	1 0 0
田代教育長	1 0 0
坂口ルリ子さん	1 0 0
田代教育長	1 0 0
坂口ルリ子さん	1 0 0
田代教育長	1 0 0
坂口ルリ子さん	1 0 0
田代教育長	1 0 1
坂口ルリ子さん	1 0 1
田代教育長	1 0 1
坂口ルリ子さん	1 0 2
田代教育長	1 0 2
坂口ルリ子さん	1 0 2
田代教育長	1 0 2
畠中實弘君	1 0 3
宮路市長	1 0 4
休 憩	1 0 6
畠中實弘君	1 0 6
宮路市長	1 0 6
畠中實弘君	1 0 6
宮路市長	1 0 7
畠中實弘君	1 0 7
宮路市長	1 0 7

畠中實弘君	107
宮路市長	108
畠中實弘君	108
宮路市長	108
畠中實弘君	108
宮路市長	109
畠中實弘君	109
畠中實弘君	110
福田財政管財課長	110
畠中實弘君	110
福田財政管財課長	110
畠中實弘君	110
福田財政管財課長	110
畠中實弘君	110
福田財政管財課長	111
畠中實弘君	111
宮路市長	111
畠中實弘君	112
宮路市長	113
富迫企画課長	113
畠中實弘君	114
宮路市長	114
畠中實弘君	114
下御領昭博君	114
宮路市長	116
休 憇	117
下御領昭博君	118
宮路市長	118
下御領昭博君	118
宮路市長	118
下御領昭博君	118
宮路市長	118

下御領昭博君	1 1 9
宮路市長	1 1 9
下御領昭博君	1 1 9
福田財政管財課長	1 1 9
下御領昭博君	1 2 0
休 憇	1 2 0
福田財政管財課長	1 2 0
下御領昭博君	1 2 0
福田財政管財課長	1 2 0
下御領昭博君	1 2 0
宮路市長	1 2 0
下御領昭博君	1 2 1
福田財政管財課長	1 2 1
東 孝志君	1 2 1
宮路市長	1 2 2
東 孝志君	1 2 3
宮路市長	1 2 4
東 孝志君	1 2 4
福田財政管財課長	1 2 4
東 孝志君	1 2 4
宮路市長	1 2 4
東 孝志君	1 2 4
宮路市長	1 2 4
東 孝志君	1 2 4
宮路市長	1 2 4
東 孝志君	1 2 5
宮路市長	1 2 5
東 孝志君	1 2 5
宮路市長	1 2 5
東 孝志君	1 2 5
宮路市長	1 2 6
東 孝志君	1 2 6

岡元水道課長	1 2 6
東 孝志君	1 2 6
岡元水道課長	1 2 6
東 孝志君	1 2 6
休 憇	1 2 6
東 孝志君	1 2 6
宮路市長	1 2 7
東 孝志君	1 2 7
宮路市長	1 2 7
東 孝志君	1 2 7
休 憇	1 2 7
長野瑳や子さん	1 2 7
宮路市長	1 2 9
田代教育長	1 3 1
長野瑳や子さん	1 3 1
脇健康保険課長	1 3 2
長野瑳や子さん	1 3 2
宮路市長	1 3 2
長野瑳や子さん	1 3 3
宮路市長	1 3 3
長野瑳や子さん	1 3 3
宮路市長	1 3 3
長野瑳や子さん	1 3 4
宮路市長	1 3 4
長野瑳や子さん	1 3 4
田代教育長	1 3 4
長野瑳や子さん	1 3 5
田代教育長	1 3 5
長野瑳や子さん	1 3 5
宮路市長	1 3 5
長野瑳や子さん	1 3 5
田代教育長	1 3 6

長野瑛や子さん	136
田代教育長	136
長野瑛や子さん	137
宮路市長	137
長野瑛や子さん	137
宮路市長	138
長野瑛や子さん	138
宮路市長	138
長野瑛や子さん	139
宮路市長	139
長野瑛や子さん	139
宮路市長	139
長野瑛や子さん	140
散会	140

---

第3号（12月13日）（水曜日）

開議	144
日程第1 一般質問	144
西薗典子さん	144
宮路市長	146
田代教育長	147
西薗典子さん	147
宮路市長	147
西薗典子さん	147
宮路市長	147
西薗典子さん	148
宮路市長	148
西薗典子さん	148
宮路市長	148
西薗典子さん	148
宮路市長	149
西薗典子さん	149

宮路市長	149
西蘭典子さん	149
宮路市長	150
西蘭典子さん	150
宮路市長	151
西蘭典子さん	151
宮路市長	151
西蘭典子さん	151
田代教育長	151
西蘭典子さん	152
田代教育長	152
西蘭典子さん	152
宮路市長	153
西蘭典子さん	153
宮路市長	153
西蘭典子さん	153
宮路市長	153
西蘭典子さん	154
宮路市長	154
西蘭典子さん	154
宮路市長	154
西蘭典子さん	155
休 憇	155
漆島政人君	155
宮路市長	157
漆島政人君	158
有村合併プロジェクト室長	158
漆島政人君	158
宮路市長	158
漆島政人君	159
宮路市長	159
漆島政人君	160

宮路市長	160
漆島政人君	160
宮路市長	161
漆島政人君	162
宮路市長	162
漆島政人君	163
宮路市長	163
漆島政人君	164
宮路市長	164
漆島政人君	165
宮路市長	165
休憩	165
重水富夫君	166
宮路市長	167
田代教育長	168
重水富夫君	169
福田財政管財課長	169
重水富夫君	169
福田財政管財課長	169
重水富夫君	169
宮路市長	169
福田財政管財課長	169
重水富夫君	170
宮路市長	170
熊野農林水產課長	170
重水富夫君	170
宮路市長	170
重水富夫君	170
山之内教育総務課長	171
重水富夫君	171
山之内教育総務課長	171
重水富夫君	171

山之内教育総務課長	1 7 1
重水富夫君	1 7 1
山之内教育総務課長	1 7 2
重水富夫君	1 7 2
田代教育長	1 7 4
重水富夫君	1 7 4
満尾教育次長	1 7 4
重水富夫君	1 7 5
田代教育長	1 7 5
重水富夫君	1 7 5
宮路市長	1 7 6
重水富夫君	1 7 7
宮路市長	1 7 7
休 憇	1 7 7
鳩野哲盛君	1 7 7
宮路市長	1 7 8
田代教育長	1 8 0
鳩野哲盛君	1 8 0
富迫企画課長	1 8 1
鳩野哲盛君	1 8 1
富迫企画課長	1 8 1
鳩野哲盛君	1 8 2
宮路市長	1 8 2
鳩野哲盛君	1 8 2
田代教育長	1 8 3
鳩野哲盛君	1 8 3
田代教育長	1 8 4
鳩野哲盛君	1 8 4
田代教育長	1 8 5
鳩野哲盛君	1 8 5
松尾公裕君	1 8 5
宮路市長	1 8 7

田代教育長	.....	188
休 憇	.....	189
松尾公裕君	.....	189
田代教育長	.....	189
松尾公裕君	.....	189
田代教育長	.....	190
松尾公裕君	.....	190
田代教育長	.....	190
松尾公裕君	.....	191
田代教育長	.....	191
松尾公裕君	.....	192
田代教育長	.....	192
松尾公裕君	.....	193
田代教育長	.....	193
松尾公裕君	.....	193
町岡学校教育課長	.....	193
松尾公裕君	.....	194
町岡学校教育課長	.....	194
松尾公裕君	.....	194
町岡学校教育課長	.....	195
松尾公裕君	.....	195
田代教育長	.....	195
松尾公裕君	.....	195
田代教育長	.....	196
松尾公裕君	.....	196
田代教育長	.....	196
松尾公裕君	.....	197
宮路市長	.....	197
松尾公裕君	.....	197
宮路市長	.....	198
住吉東市来支所長	.....	198
松尾公裕君	.....	198

宮路市長	198
松尾公裕君	199
宮路市長	199
松尾公裕君	199
宮路市長	199
松尾公裕君	199
休憩	199
坂口洋之君	199
宮路市長	202
田代教育長	203
坂口洋之君	204
町岡学校教育課長	204
坂口洋之君	204
田代教育長	204
坂口洋之君	205
田代教育長	205
坂口洋之君	205
田代教育長	206
坂口洋之君	206
田代教育長	207
坂口洋之君	207
田代教育長	207
坂口洋之君	207
田代教育長	208
坂口洋之君	208
田代教育長	208
坂口洋之君	208
宮路市長	209
坂口洋之君	209
宮路市長	209
坂口洋之君	210
宮路市長	210

坂口洋之君	210
宮路市長	210
坂口洋之君	210
宮路市長	211
坂口洋之君	211
宮路市長	212
坂口洋之君	212
宮路市長	212
坂口洋之君	212
宮路市長	213
坂口洋之君	214
宮路市長	214
坂口洋之君	214
散会	214

---

#### 第4号（12月14日）（木曜日）

開議	218
日程第1 一般質問	218
門松慶一君	218
宮路市長	219
田代教育長	221
門松慶一君	221
宮路市長	221
門松慶一君	221
宮路市長	222
門松慶一君	222
宮路市長	222
門松慶一君	222
宮路市長	223
門松慶一君	223
宮路市長	223
門松慶一君	224

宮路市長	.....	224
門松慶一君	.....	224
田代教育長	.....	224
門松慶一君	.....	225
宮路市長	.....	225
門松慶一君	.....	225
宮路市長	.....	225
門松慶一君	.....	226
宮路市長	.....	227
門松慶一君	.....	227
宮路市長	.....	228
門松慶一君	.....	228
宮路市長	.....	228
門松慶一君	.....	228
休憩	.....	228
田畠純二君	.....	228
宮路市長	.....	233
田畠純二君	.....	236
宮路市長	.....	236
田畠純二君	.....	236
宮路市長	.....	237
田畠純二君	.....	237
宮路市長	.....	237
田畠純二君	.....	238
宮路市長	.....	238
田畠純二君	.....	238
宮路市長	.....	238
田畠純二君	.....	239
宮路市長	.....	239
田畠純二君	.....	239
宮路市長	.....	239
田畠純二君	.....	239

宮路市長	.....	239
田畠純二君	.....	240
宮路市長	.....	240
田畠純二君	.....	240
宮路市長	.....	240
田畠純二君	.....	240
宮路市長	.....	240
休 憇	.....	240
佐藤彰矩君	.....	241
宮路市長	.....	242
佐藤彰矩君	.....	244
宮路市長	.....	244
佐藤彰矩君	.....	244
宮路市長	.....	245
佐藤彰矩君	.....	245
宮路市長	.....	245
佐藤彰矩君	.....	245
宮路市長	.....	245
佐藤彰矩君	.....	245
宮路市長	.....	246
佐藤彰矩君	.....	246
宮路市長	.....	246
佐藤彰矩君	.....	246
宮路市長	.....	247
佐藤彰矩君	.....	247
宮路市長	.....	247
佐藤彰矩君	.....	247
宮路市長	.....	247
佐藤彰矩君	.....	247
宮路市長	.....	248
福田財政管財課長	.....	248
休 憇	.....	248

福田財政管財課長	248
佐藤彰矩君	248
宮路市長	248
佐藤彰矩君	249
福田財政管財課長	249
佐藤彰矩君	249
福田財政管財課長	249
佐藤彰矩君	249
福田財政管財課長	249
佐藤彰矩君	249
宮路市長	249
佐藤彰矩君	249
宮路市長	250
佐藤彰矩君	250
宮路市長	250
佐藤彰矩君	250
岡元水道課長	250
佐藤彰矩君	250
岡元水道課長	251
佐藤彰矩君	251
岡元水道課長	251
佐藤彰矩君	251
岡元水道課長	251
佐藤彰矩君	252
宮路市長	253
休 憇	253
成田 浩君	253
宮路市長	253
成田 浩君	254
宮路市長	254
成田 浩君	254
宮路市長	255

樹土木建設課長	.....	255
成田 浩君	.....	255
宮路市長	.....	255
成田 浩君	.....	255
樹土木建設課長	.....	255
成田 浩君	.....	256
樹土木建設課長	.....	257
成田 浩君	.....	257
宮路市長	.....	257
成田 浩君	.....	257
宮路市長	.....	258
成田 浩君	.....	258
宮路市長	.....	258
成田 浩君	.....	258
宮路市長	.....	258
成田 浩君	.....	258
宮路市長	.....	259
池満 渉君	.....	259
宮路市長	.....	260
田代教育長	.....	262
池満 渉君	.....	263
宮路市長	.....	263
池満 渉君	.....	264
有村合併プロジェクト室長	.....	264
池満 渉君	.....	264
有村合併プロジェクト室長	.....	265
池満 渉君	.....	265
宮路市長	.....	265
池満 渉君	.....	266
宮路市長	.....	266
休 憇	.....	266
池満 渉君	.....	266

有村合併プロジェクト室長	267
池満 渉君	267
宮路市長	267
池満 渉君	267
下田平日吉支所長	268
池満 渉君	268
宮路市長	268
池満 渉君	268
宮路市長	269
池満 渉君	269
富迫企画課長	269
池満 渉君	270
富迫企画課長	270
池満 渉君	270
富迫企画課長	270
池満 渉君	270
富迫企画課長	270
池満 渉君	270
富迫企画課長	271
池満 渉君	271
富迫企画課長	271
池満 渉君	271
富迫企画課長	271
池満 渉君	272
宮路市長	272
池満 渉君	272
田代教育長	273
池満 渉君	273
田代教育長	274
池満 渉君	274
宮路市長	275
田代教育長	275

出水賢太郎君	275
宮路市長	278
田代教育長	279
山之内教育総務課長	279
休 憇	279
出水賢太郎君	279
宮路市長	280
出水賢太郎君	280
宮路市長	280
山之内教育総務課長	280
出水賢太郎君	280
山之内教育総務課長	281
出水賢太郎君	281
宮路市長	281
出水賢太郎君	282
宮路市長	282
出水賢太郎君	283
宮路市長	283
出水賢太郎君	283
山之内教育総務課長	283
出水賢太郎君	283
田代教育長	284
出水賢太郎君	284
宮路市長	284
出水賢太郎君	284
満尾教育次長	285
出水賢太郎君	285
田代教育長	285
出水賢太郎君	285
満尾教育次長	285
出水賢太郎君	285
満尾教育次長	286

出水賢太郎君	286
宮路市長	286
出水賢太郎君	286
宮路市長	286
出水賢太郎君	286
宮路市長	287
出水賢太郎君	287
宮路市長	287
出水賢太郎君	287
宮路市長	288
出水賢太郎君	288
宮路市長	288
出水賢太郎君	288
宮路市長	288
出水賢太郎君	289
宮路市長	289
出水賢太郎君	289
宮路市長	289
出水賢太郎君	289
宮路市長	290
日程第2 議案第165号市有財産の所得について	290
宮路市長提案理由説明	290
益満総務企画部長	290
谷口正行君	291
益満総務企画部長	291
谷口正行君	291
池満 渉君	291
益満総務企画部長	291
池満 渉君	291
宮路市長	291
池満 渉君	291
宮路市長	291

成田 浩君	292
富迫企画課長	292
成田 浩君	292
湯田平助役	292
田丸武人君	292
富迫企画課長	292
散 会	293

---

第5号（12月21日）（木曜日）

開 議	299
日程第1 議案第138号鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立について（環境福祉常任委員長報告）	299
日程第2 議案第149号日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正について（環境福祉常任委員長報告）	299
長野環境福祉常任委員長報告	299
日程第3 議案第140号市道の路線の認定、変更及び廃止について（産業建設常任委員長報告）	300
日程第4 議案第150号日置市給水条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告）	300
日程第5 議案第151号日置市下水道条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告）	300
松尾産業建設常任委員長報告	300
日程第6 議案第148号日置市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について（総務企画常任委員長報告）	302
田丸総務企画常任委員長報告	302
日程第7 議案第154号平成18年度日置市一般会計補正予算（第5号）（各常任委員長報告）	303
田丸総務企画常任委員長報告	303
長野環境福祉常任委員長報告	306
松尾産業建設常任委員長報告	308
休 憇	310
田畠教育文化常任委員長報告	310

坂口ルリ子さん	313
松尾産業建設常任委員長	314
坂口ルリ子さん	314
坂口ルリ子さん	315
鳩野哲盛君	315
日程第8 議案第155号平成18年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（環境福祉常任委員長報告）	316
日程第9 議案第156号平成18年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）（環境福祉常任委員長報告）	316
日程第10 議案第157号平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）（環境福祉常任委員長報告）	316
日程第11 議案第162号平成18年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）（環境福祉常任委員長報告）	316
日程第12 議案第163号平成18年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）（環境福祉常任委員長報告）	316
長野環境福祉常任委員長報告	316
池満 渉君	318
長野環境福祉常任委員長	318
日程第13 議案第158号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）（産業建設常任委員長報告）	319
日程第14 議案第159号平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（産業建設常任委員長報告）	320
日程第15 議案第161号平成18年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）（産業建設常任委員長報告）	320
日程第16 議案第164号平成18年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）（産業建設常任委員長報告）	320
松尾産業建設常任委員長報告	320
坂口ルリ子さん	321
松尾産業建設常任委員長	322
坂口ルリ子さん	322
休 憇	323
日程第17 議案第160号平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特	

別会計補正予算（第3号）（総務企画常任委員長報告）	323
田丸総務企画常任委員長報告	323
日程第18 請願第7号公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書 提出を求める件（産業建設常任委員長報告）	324
松尾産業建設常任委員長報告	324
日程第19 意見書案第7号公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意 見書	325
松尾産業建設常任委員長報告	325
日程第20 議案第166号平成18年度日置市一般会計補正予算（第6号）	326
宮路市長提案理由説明	326
日程第21 行財政改革調査特別委員会の中間報告（行財政改革調査特別委員長報告）	327
畠中行財政改革調査特別委員長報告	327
休憩	334
日程第22 閉会中の継続審査申し出について	334
日程第23 閉会中の継続調査申し出について	335
日程第24 議員派遣の件について	335
日程第25 行政視察結果報告について	335
宇田 栄君	335
池満 渉君	336
休憩	337
追加日程第1 東市来生涯学習センターなどにかかわる職員等の服務に関する調査特別委員会 設置について	337
閉会	337

---



## 平成18年第5回（12月）日置市議会定例会

### 1. 会期日程

月　　日	曜	会　議　別	摘要
12月1日	金	本　会　議	決算認定委員長報告、議案上程、質疑、表決、付託
12月2日	土	休　　会	
12月3日	日	休　　会	
12月4日	月	委　員　会	総務企画、環境福祉、教育文化
12月5日	火	委　員　会	環境福祉、産業建設、教育文化
12月6日	水	委　員　会	総務企画、環境福祉、産業建設
12月7日	木	委　員　会	環境福祉
12月8日	金	休　　会	
12月9日	土	休　　会	
12月10日	日	休　　会	
12月11日	月	休　　会	
12月12日	火	本　会　議	一般質問
12月13日	水	本　会　議	一般質問
12月14日	木	本　会　議	一般質問
12月15日	金	委　員　会	
12月16日	土	休　　会	
12月17日	日	休　　会	
12月18日	月	休　　会	
12月19日	火	休　　会	
12月20日	水	休　　会	
12月21日	木	本　会　議	付託事件等審査結果報告

### 2. 付議事件

議案番号	事　件　名
認定第　　1号	平成17年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第　　2号	平成17年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第　　3号	平成17年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 4号 平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成17年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成17年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成17年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 平成17年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 10号 平成17年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 11号 平成17年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 12号 平成17年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 13号 平成17年度日置市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 14号 平成17年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 15号 平成17年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 16号 平成17年度日置市水道事業会計決算認定について
- 諮問第 5号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて
- 諮問第 6号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて
- 諮問第 7号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて
- 議案第135号 西薩火葬場組合を解散するための協議について
- 議案第136号 西薩火葬場組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 議案第137号 いちき串木野市・日置市衛生処理組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について
- 議案第138号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 議案第139号 紙屋敷公営住宅C棟（1工区）建築工事請負契約の締結について
- 議案第140号 市道の路線の認定、変更及び廃止について
- 議案第141号 あらたに生じた土地の確認について
- 議案第142号 字の区域の変更について
- 議案第143号 あらたに生じた土地の確認について
- 議案第144号 字の区域の変更について
- 議案第145号 字の区域の変更について
- 議案第146号 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 議案第147号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定

について

議案第148号 日置市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

議案第149号 日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正について

議案第150号 日置市給水条例の一部改正について

議案第151号 日置市下水道条例の一部改正について

議案第152号 日置市行政手続条例の一部改正について

議案第153号 日置市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について

議案第154号 平成18年度日置市一般会計補正予算（第5号）

議案第155号 平成18年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第156号 平成18年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）

議案第157号 平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）

議案第158号 平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第159号 平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第160号 平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第3号）

議案第161号 平成18年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）

議案第162号 平成18年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第163号 平成18年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）

議案第164号 平成18年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第165号 市有財産の取得について

議案第166号 平成18年度日置市一般会計補正予算（第6号）

請願第 7号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める件

陳情第 4号 リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため政府への意見書提出を求める陳情書

意見書案第7号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書

東市来生涯学習センターなどにかかる職員等の服務に関する調査特別委員会設置について



第 1 号 (12 月 1 日)



## 議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長報告：監査結果等）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	認定第 1号 平成17年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 6	認定第 2号 平成17年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 7	認定第 3号 平成17年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 8	認定第 4号 平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 9	認定第 5号 平成17年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 10	認定第 6号 平成17年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 11	認定第 7号 平成17年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 12	認定第 8号 平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 13	認定第 9号 平成17年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 14	認定第 10号 平成17年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 15	認定第 11号 平成17年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 16	認定第 12号 平成17年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 17	認定第 13号 平成17年度日置市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）

- 日程第18 認定第 14号 平成17年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
- 日程第19 認定第 15号 平成17年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について（決算審査特別委員長報告）
- 日程第20 認定第 16号 平成17年度日置市水道事業会計決算認定について（決算審査特別委員長報告）
- 日程第21 訪問第 5号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第22 訪問第 6号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第23 訪問第 7号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第24 議案第135号 西薩火葬場組合を解散するための協議について
- 日程第25 議案第136号 西薩火葬場組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第26 議案第137号 いちき串木野市・日置市衛生処理組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について
- 日程第27 議案第138号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 日程第28 議案第139号 紙屋敷公営住宅C棟（1工区）建築工事請負契約の締結について
- 日程第29 議案第140号 市道の路線の認定、変更及び廃止について
- 日程第30 議案第141号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第31 議案第142号 字の区域の変更について
- 日程第32 議案第143号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第33 議案第144号 字の区域の変更について
- 日程第34 議案第145号 字の区域の変更について
- 日程第35 議案第146号 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 日程第36 議案第147号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 日程第37 議案第148号 日置市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 日程第38 議案第149号 日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正について
- 日程第39 議案第150号 日置市給水条例の一部改正について
- 日程第40 議案第151号 日置市下水道条例の一部改正について
- 日程第41 議案第152号 日置市行政手続条例の一部改正について
- 日程第42 議案第153号 日置市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について

- 日程第43 議案第154号 平成18年度日置市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第44 議案第155号 平成18年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第45 議案第156号 平成18年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第46 議案第157号 平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第47 議案第158号 平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第48 議案第159号 平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第49 議案第160号 平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正  
予算（第3号）
- 日程第50 議案第161号 平成18年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）
- 日程第51 議案第162号 平成18年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第52 議案第163号 平成18年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第53 議案第164号 平成18年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第54 請願第7号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を  
求める件
- 日程第55 陳情第4号 リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため政府への意見書提出を  
求める陳情書

本会議（12月1日）（金曜）

出席議員 29名

1番	出水 賢太郎 君	2番	上園 哲生 君
3番	下御領 昭博 君	4番	門松 慶一 君
5番	坂口 洋之 君	6番	花木 千鶴さん
7番	並松 安文 君	9番	靄園 秋男 君
10番	大園 貴文 君	11番	漆島 政人 君
12番	中島 昭君	13番	田畠 純二 君
14番	西菌 典子さん	15番	田丸 武人 君
16番	池満 渉君	17番	桙 康博 君
18番	坂口 ルリ子さん	19番	東 孝志 君
20番	長野 瑞や子さん	21番	松尾 公裕 君
22番	重水 富夫 君	23番	畠中 實弘 君
24番	地頭所 貞視 君	25番	谷口 正行 君
26番	西峯 尚平 君	27番	佐藤 彰矩 君
28番	成田 浩君	29番	鳩野 哲盛 君
30番	宇田 栄君		
欠席議員	1名		
8番	田代 吉勝 君		

---

事務局職員出席者

事務局長 中村治君 議事調査係 家村毅君  
次長兼議事調査係長 川崎美智也君

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
消防本部消防長	田上規夫君	東市来支所長	住吉仲一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	池上吉治君	財政管財課長	福田秀一君

企画課長	富迫克彦君	合併プロジェクト室長	有村芳文君
税務課長	瀬川利英君	商工観光課長	吉丸三郎君
市民生活課長	桜井健一君	福祉課長	豊辻重弘君
健康保険課長	脇忠男君	介護保険課長	久富木盈君
農林水産課長	熊野一秋君	土木建設課長	樹治美君
都市計画課長	外園信夫君	下水道課長	宮園光次君
水道課長	岡元義実君	教育総務課長	山之内修君
学校教育課長	町岡光弘君	社会教育課長	神之門透君
市民スポーツ課長	妙見義弘君	出納室長	奥菌正名君
監査委員事務局長	芝原八郎君	農業委員会事務局長	大北節雄君

午前10時00分開会

△開　　会

○議長（宇田 栄君）

お知らせをいたします。田代吉勝議員から入院中のため欠席届が提出されていますの、お知らせをいたします。

ただいまから平成18年第5回日置市議会定例会を開会します。

---

△開　　議

○議長（宇田 栄君）

これより本日の会議を開きます。

---

△日程第1　会議録署名議員の指名

○議長（宇田 栄君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、松尾公裕君、重水富夫君を指名します。

---

△日程第2　会期の決定

○議長（宇田 栄君）

日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの21日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月21日までの21日間と決定いたしました。

---

△日程第3　諸般の報告

○議長（宇田 栄君）

日程第3、諸般の報告を行います。監査結果の報告でありますが、平成18年9月25日、9月26日に実施された8月分の例月出納検査の結果、10月23日、10月24日に実施された9月分の例月出納

検査の結果。

10月16日から10月20日まで実施された吹上支所の定例監査の結果。

10月25日、10月26日に実施された吹上支所の定例監査の結果。

10月30日から11月2日まで実施された日吉支所の定例監査の結果。

11月7日に実施された日吉支所、11月8日に実施された市民病院、青松園、11月9日、11月10日に実施された東市来支所の定例監査の結果。

11月13日から11月17日まで実施された東市来支所の定例監査の結果。

11月20日から11月22日まで実施された本庁の定例監査の結果について、報告がありましたので、その写しを配付します。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

---

△日程第4　行政報告

○議長（宇田 栄君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

[市長宮路高光君登壇]

○市長（宮路高光君）

9月からの主要な行政報告の経過につきましてご報告申し上げます。

9月3日に日置市暫定災害応急対策計画に基づきまして、日置市総合防災訓練を東市来地域江口浜海浜公園広場で実施いたしました。本年度は串木野会場ファンド、江口漁業協同組合など関係機関団体にもご協力をいただき、約300名が参加し、防災体制の確立を図るとともに、市民の防災意識の高揚を図りました。

次に、9月25日に男女共同参画社会の実現に向けて、市民参加による施策を推進するため、日置市男女共同参画推進懇話会を設置

しました。公募 6 名を含め、委員 18 名を委嘱し、男女共同参画基本計画策定に向け現在 3 回の懇話会を実施しております。

次に、10月20日に平成18年度第1回目の行政改革推進委員会を開催し、今後行政内部で検討する補助金の見直しについて、公益性、必要性、妥当性の観点から意見を求めるため諮問いたしました。委員会では、早速委員 6 名からなる補助金等審査部会を設置され、調査審議の体制を整えていただきました。

次に、11月6日から8日まで、平成18年度日置市地域審議会を開催しました。日置市総合計画の平成18年度実施計画について、4地域審議会に諮問させていただきご審議をいただきました。審議の結果につきましては、4地域審議会とも原案のとおり答申をいただいております。

また、その結果を踏まえまして、11月28日に開催しました日置市総合計画審議会に諮問し、ご審議いただきました結果、原案のとおり総合計画審議会でも答申をいただきました。平成19年度につきまして、実施計画に沿って事業の推進を図ってまいりたいと存じます。

以下、主要な行政執行につきましては、報告書を提出してございますので、お目通しをお願いいたします。

#### ○議長（宇田 栄君）

これで行政報告を終わります。

---

△日程第 5 認定第 1 号平成 17 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第 6 認定第 2 号平成 17 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第 7 認定第 3 号平成 17 年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第 8 認定第 4 号平成 17 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第 9 認定第 5 号平成 17 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第 10 認定第 6 号平成 17 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第 11 認定第 7 号平成 17 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第 12 認定第 8 号平成 17 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第 13 認定第 9 号平成 17 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第 14 認定第 10 号平成 17 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第 15 認定第 11 号平成 17 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第 16 認定第 12 号平成 17 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第 17 認定第 13 号平成 17 年度日置市簡易水道事業特

別会計歳入歳出決算認定  
について

△日程第18 認定第14号平成17年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第19 認定第15号平成17年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について

△日程第20 認定第16号平成17年度日置市水道事業会計決算認定について

○議長（宇田 栄君）

日程第5、認定第1号平成17年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第20、認定第16号平成17年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの16件を一括議題とします。

これから16件について決算審査特別委員長の報告を求めます。重水決算審査特別委員長。

〔決算審査特別委員長重水富夫君登壇〕

○決算審査特別委員長（重水富夫君）

ただいま議題となっております認定第1号平成17年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第16号平成17年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの16議案について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

委員会では、平成18年第4回議会定例会において付託され、閉会中の継続審査となりました。平成17年度日置市各会計歳入歳出決算の認定（16号議案）について、10月19日、20日、24日、31日、11月1日の5日間の日程で、委員全員の出席のもと、関係課等の職員の出席を求め審査を行いました。

平成17年度の決算は、昨年5月1日の合

併に伴う11カ月分の決算であり、4町がそれぞれ編成した予算を持ち寄ったもので、生産基盤、道路整備、環境整備、福祉施策の推進など図られていますが、財源確保の税収確保については、監査委員の指摘のとおりであります。

審査に当たっては、「議決の目的に沿って計画的に執行されたか」「実績や効果はどうであったか」「監査委員の指摘などは改善されたか」「市民の福祉向上に役立っているか」などの観点に基づき審査を行うとともに、現地調査も実施し、認定第1号については、「交付税も減らされ財政力指数も類似団体に比べたら低い、予算についてむだも多いので反対する」という討論があり、一方、「なるべく歳出を抑え頑張っているので賛成する」という討論があり、挙手採決の結果、挙手多数をもって認定すべきものと決定しました。

認定第2号から認定第16号までの15議案については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

それでは、各議案について審査で出されました主な質疑などについて報告いたします。

まず、認定第1号平成17年度日置市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

財政管財課関係では、「時間外手当について基本的考え方を示してほしい。仕事は勤務時間に済ませるのが基本と思うがどうか」の問いに、「平成16年度で8,100万円、平成17年度で9,000万円程度である。平成17年度は選挙の時間外が1,500万円ほど含まれている。算定の考え方は給料の5%以内である。理想は勤務時間内に済ませるべきであるが、なかなかそうはいかないところである」と答弁。

「決算を振り返って感想はどうか」の問いに、「11カ月の持ち寄り予算で、予算の組み方が個々ばらばらであった。予算の統一ができずに二十数億円余剰金が出てしまった。

余ったらしいという問題でもなく、精査が足りなかつたと思う。補正予算で落とせるものがあつたと思う」と答弁。

「歳入がこれからますます厳しくなる。市税が類似団体と比べ非常に低い。市税について市民の理解が必要となる。市税をどのように扱うか」の問に、「市税は税務課の所管になるが、税収が少ないと思っている。法人税などを払つてもらうところに来てもらいたい」と答弁。

「実質公債費比率については、起債を30億円以内に抑え、交付税がどのように推移していくかわからない現状で難しい問題だと思うが、見通しはどうか」の問に、「30億円借りたと想定した場合、22、23年がピークになると思われる。それ以降借り入れ額をふやさなければいいかと思う」と答弁がありました。

総務課・選挙管理委員会関係では、「交通安全対策費について、伊集院地域でも死亡事故が続けて2件発生している。本市の職員が飲酒運転をした場合の罰則規定はどうなっているか。また、地区の交通安全協会と連携しているということであるが、最近、交通安全協会費を払わない人がふえていると聞く、考え方は。また、旧町では、交通安全週間の前に交通安全推進会議を開催し、地域住民の意見集約を図ってきた。ことしの秋の交通安全週間から市全体の会になったが、会議の構成は」の問に、「職員の処分、懲戒関係については、本市も福岡の職員の事故をきっかけに飲酒運転が社会問題になっているため、処分の見直しをした。内容については、飲酒運転、酒気帯び運転は即懲戒免職とし、それと同時に乗ることがわかっていて飲ませた職員、一緒に同乗した職員も同様に扱う厳しい処分に変えた。全国的に地区交通安全協会の加入率は低下している状況である。地区交通安全協会長名で加入促進の依頼書を出している。

日置市は日置警察署による加入率は上がっている。また、交通安全推進会議は35人で構成され、メンバーは交通安全協会各支部長、交通安全母の会、議会議長、議会総務企画委員長、警察署、土木事務所、自治会連絡協議会、高齢者クラブ、学校長会、市の部長である」と答弁。

交通事故防止については、「予算を有効に使って法令講習などで啓発活動を行つてほしい。また、推進会議は地域との連絡網をしっかりしてほしい」という要望がありました。

「自治会及び団体が管理する防犯灯の電気料の補助について、旧町において補助金のばらつきがある。住民の安心・安全確保として、今後の見通しは」の問に、「平成17年度は持ち寄り予算ということで、伊集院と吹上が補助を実施していた。平成18年度からは全地域で補助することになった。また、防犯灯の設置の方法については、旧町単位で異なっており、伊集院は防犯組合で設置し、東市来は補助金を交付していた。日吉、吹上も同様である。まだ調整はできていないが、今後市としての設置基準を定めて統一していきたい」との答弁がありました。

なお、選挙管理委員会については、質疑がありませんでした。

企画課関係では、「清藤の工業団地について、造成した価格が高いとの意見がある。立地すれば価格を下げるとか、リースもついていると思うが条件を示してほしい。また、固定資産税、雇用、どっちが先かと思うが、下げるこことによって来てくれるところもあるのでは。もっと周知してもらいたい。また問い合わせはあるのか」の問に、「これまでに分譲だけという取り扱いであり、設備投資をする中に土地を買うことが企業にとっては大変な判断であったが、1平方メートル当たり292円で賃貸できるようにした。これは最終的に購入していただくという条件である。

問い合わせは、月に1、2件の割合で来る。ただ、立地条件の縛りと、土地の価格の問題で折り合いがつかないところである」と答弁。

「合併時の人口推移の予測が、5万3,000人を若干超える予想になっているが、それが5万2,000人台になっている。5年、10年後の人口推移はどのように考えているか」の問いに、「難しい問題であるが、現状から言うと、年間亡くなる人と生まれてくる子を比較すると150人ぐらい開きがある。自然増減がそれくらいなので、何もなくとも毎年150人減少することになる。社会増減の転入転出を見ると、4地域ともプラスである。数は10人から40人である。市全体では年間120人から130人減少していくと推測される。ただ5月から8月までの出生者数を見ると、昨年の同時期より30人ほど上回っている。少子化傾向が改善すれば減少を抑えることができるのではないかと思う」との答弁がありました。

合併プロジェクト室関係では、「役所内の電話をIP電話に2,360万円の工事費をかけている。効果はどうか。また、IP電話を設置したことにより電話がかかりにくい状況が改善されたとなっているが、本当にそうなのか。最近でも電話がかかりにくいという苦情を受けているが、原因は何か。また、合併前に予測できなかった案件は何があるか」の問いに、「IP電話の工事が2月までかかった。その後の調査で月平均12万円程度の削減になっているようである。また、1年過ぎていないが、この割でいくと、140万円から150万円の削減になる。合併当初はそれぞれが業務の打ち合わせとか件数的には上がっており、市民から電話をかけてもつながらないという苦情があった。つながらない原因は調査する。合併前に予測できなかった案件は、消耗品、印刷製本費、修繕費などについては合併前に準備していたところであるが、

事務をする中、封筒を印刷してなかったことや、看板について、合併前に書きかえるように指示していたが、できなかつた分があつた」との答弁がありました。

税務課関係では、本市の滞納者の特徴と徵収方法は、徵収に当たっては経費がかかるが、この経費について、また平成17年度になり滞納者がふえている要因は口座振替の変更や合併による自治会徵収の廃止などではないかと考えられるが」の問いに、「本市だけではないと思うが、若い人の未納がふえている。原因の特定は難しいが、近年の社会情勢や納税意識の低下が主な原因ではないかと思う。合併して納税方法が変更になったが、合併が滞納額増の原因ではないと思う。今後は市県民税を中心に総務事務所と連携を取りながら差し押さえを実施したい。また、経費については、午後5時30分から午後8時30分までの職員の時間外手当である」と答弁。「償却資産については、農業用ハウスも申告するようになったが、市民の反応はどうか。償却資産は申告主義なので、平等性が心配されるが、申告漏れなどはなかったのか」の問いに、「直接苦情などの相談は受けていない。申告漏れの内容に税務署や病院関係であれば保健所などと連携をしながら実施していきたい」との答弁がありました。

商工観光課関係では、「シルバー人材センターの合併は終わったのか。東市来と吹上では管理公社があり事業を行っているが、シルバー人材センターと統一した運営を行う考えはないか」の問いに、「日吉20人と伊集院150人で日置市シルバー人材センターとして合併し、事業を行っている。東市来・吹上は管理公社があり、それぞれ事業をしているが、日置市シルバー人材センターにも東市来11人、吹上7人の登録届が提出されており、日置市のセンターとして考えている。シルバーと管理公社とは、単価や仕事、年齢形態

も違うが、業務内容については調整をしていきたい」と答弁。

「合併をしてイベントが毎週あるが、経費を削減するための縮小や統一など考えはないか。イベント数の割には地域の経済効果が少ないようだが、旅館業組合からの情報などないのか」の問い合わせに、「合併して1年半程度過ぎたが、統一はできなかった。平成19年4月1日に商工会と観光協会の合併が予定されているので、合併後にイベントなどの問題は調整していくみたい。イベントについては、地域に戻すことが一番よい方法であり望ましいと考える。スポーツ大会などを行い経済効果を出している。今後は、このような大会誘致やバスツアーなどを日置市全体に広めていきたい」と答弁。

「花火大会は日吉も東市来も行っているが、内容はどうなっているのか。また、地域ごとの行事内容については、急には変えられないと思うが、今後日置市内の同じ事業は平等でなくてはならないという観点から、市としてどのような考え方を持っているのか」の問い合わせに、「東市来は30万円、日吉は秋祭り花火大会運営補助ということで商工会に40万円の補助をしている。5月の江口浜花火大会、10月のさつま湖花火大会、日吉の秋祭り花火大会、このすべての花火大会を今後どうするかというのは、今は考えていない。商工会・観光協会の合併が済んだ後、調整していくみたい。ただ、今の状態で大会を続けていくのは難しいと思う」との答弁がありました。

消防本部関係では、「北分遣所、南分遣所の職員数はどうなっているのか。消防署員の定数を満たすべきではないか。救急救命士が不足しているが、現在はどうなっているのか」の問い合わせに、「北分遣所が10人、南分遣所が14人である。増員は来年4月からになる。救急車が3台稼働しているが、救急救命士は1台につき1人乗って14人いないと足

りない。できるだけ救急救命士がいるようにする」と答弁。

「日置市にAEDは何台あるか、どこにあるか。ふやすことはできないか、学校などでも必要ではないか」の問い合わせに、「本署にあるということではなく、病院関係など民間が備え付けている。総務課と協議して学校関係を積極的にふやしてもらうようにお願いしたい。できるだけたくさん導入できるように予算要求をしていきたい」との答弁がありました。

市民生活課関係では、「国民年金事務が市町村から社会保険事務所へ移行されたことが原因とも考えられるが、加入低下の原因をどうとらえるか。また、現在の加入率と受給者数はどうか」の問い合わせに、「社会保険事務所は詳しい数字を示さないが、独自に把握している数字がある。受給者と金額を16年度と17年度を比較すると、平成16年度は1万4,537人で、94億8,835万400円。平成17年度は、1万4,635人で、96億7,372万4,400円である。市町村時代からすると加入率がかなり落ちている。吹上を例に挙げると92%ぐらいの加入率が63%まで落ちた」と答弁。

「吹上の赤仁田一般廃棄物処理場の閉鎖手続きが行われたが、日吉・伊集院・東市来の処分場閉鎖の状況はどうか」の問い合わせに、「処分場については、吹上の赤仁田処分場が18年度閉鎖に向けて手続き中である。伊集院の中原処分場は、平成14年度に手続きは終わっている。東市来の郷戸穴処分場は本年度閉鎖手続きの方法についてコンサルタントへ委託している。日吉の山田処分場については、閉鎖について協議中である。廃棄物処理場の閉鎖に当たっては、安全に行う必要があるので、県と十分な協議を行いながら進めていきたい」と答弁。

「海洋投棄が禁止されるが、日吉地域及び伊集院地域については、それぞれ串木野衛生

組合、姶良の衛生組合にお願いするということだが、果たして他力本願的でいいのか疑問である。原課として今後、どのように考えるか」の問い合わせに、串木野と姶良の衛生処理組合にも5年間の約束で処理をお願いすることになった。環境福祉常任委員会においても日置市独自での施設の建設は考えられないかとの意見もあったが、50億から60億の費用がかかるということや、地元同意も難しいことから、最終的には薩南衛生処理組合での処理で考えていきたい」と答弁。

「塵芥処理について今後の方向性は」の問い合わせに、「現在伊集院地域コンテナ収集とほか3地域の袋収集があるが、要は手元で分別するか持ち込んだ先で分別するかである。コンテナ収集の分別では高い評価があるが、コスト面で袋収集より2,000万円から3,000万円ほど高くなることや山間部での難しさなど、双方のメリット・デメリットと総合的に判断して進める必要がある」と答弁。

「吹上の弦掛処分場について水質検査はなされているか。採取場所が住民の意向をくんでの場所なのか。また、業の許可を県が出したわけだが、県はどのような対応をしたか」の問い合わせに、「弦掛については、県2回、市2回を毎年水質検査している。採取場所においては、専門家による地形などの分析を行った上での選定である。なお、住民からの要望で1カ所採取場所を変更した。また、米の検査もする予定である」と答弁。

「日置市内の悪臭検査の状況は」の問い合わせに、「伊集院地域では鹿児島油脂と太陽化学の2カ所、東市来地域では鹿児島化成である。伊集院地域では2カ所とも特定悪臭物質として基準以下となっているが、鹿児島油脂については、人が実際嗅ぐ臭気指数としては、かなり悪く悪臭がする。太陽化学については、悪臭の問題はない」との答弁でありました。

「クリーンリサイクルセンター関係では、総務管理費で公共下水道事業受益者負担金があるが、旧清掃工場跡に係る負担金ということだが、工場閉鎖後問題など起きていないか」の問い合わせに、「事務所部分は介護保険課が利用しているが、工場跡についても、これといった苦情など問題は起きていない」と答弁。

全国的にごみの有料化が進みつつある。旧松元町も以前は有料だったが、合併後無料となつたため、分別が悪くなったと聞く。どちらがいいと考えるか」の問い合わせに、「分別を考えると有料がいいと思う」との答弁がありました。

福祉課関係では、「福祉事務所が市に設置されたことで、合併後新たに財源の持ち出しがあったのか。また、福祉事務所が設置されてふえた額は幾らか」の問い合わせに、「合併前の補助は国が4分の3、県が4分の1であったが、合併後は福祉事務所が設置されたことから、県の補助4分の1が市の負担となった。17年度は9,500万円程度の増であるが、交付税措置がなされている」と答弁。「地域ごとの生活保護の状況は」の問い合わせに、「18年3月末現在で、東市来地域は73世帯の93人、日吉地域は30世帯の43人、伊集院地域は74世帯の116人、吹上地域は51世帯の63人で、市全体では228世帯の315人である」と答弁がありました。

健康保険課関係では、「老人保健特別会計への繰り出し金で補正した分が、不用額となっているが、その理由は」の問い合わせに、「医療費については2カ月後にわかるため、17年度の3月補正には1月時点で11月までの実績と3月までを累進しての計画としたが、結果的には繰越額が少し多かった。しかし、流行性のものや高額医療が発生した場合を考えると、幾らかの運転資金としての予算は確保しておく必要がある」と答弁。

「吹上地域では、他の地域よりいろいろな

事業を行っているが、どのような見解を持っているか」との問い合わせに、「健康づくり運動をさしていると思うが、事業を取り組むのになたり、吹上地域では他の地域と少し違う組織づくりがなされているので、他の地域も少しずつでも広げていきたい」との答弁がありました。

介護保険課関係では、「食費などの負担が変わったが、施設を追われた人はいないか。また、介護保険課は妙円寺にあるが、本庁への移転について要望されたのか」の問い合わせに、「施設を追われた人は今のところいない。移転については総務課と協議中である。ただ、現有の本庁舎にはスペースがないので、包括支援センター設置とあわせて検討中である」との答弁がありました。

土木建設課関係では、「河川愛護については、自治会に対しての補助金が下がっているが、その理由は何か。県からの補助金はあるか。また、土木関係の発注について、市内と市外とでは割合はどうなのか」の問い合わせに、「自治会には愛護作業があるので、危険のないように作業をお願いしている。河川愛護については、県からの補助金はない。発注の件は、土木関係は市内の業者がほとんどであるが、建築関係は工事の規模などがあるので、市内の業者のみというわけにはいかない。工区別に発注するなど工夫している。ほとんどが市内の業者が工事をしている」と答弁。

「受注業者は市内の業者がほとんどであるということであるが、本社が鹿児島市内の業者もあり、これを市内業者とする根拠は何か」の問い合わせに、「18年度は要綱等をつくり、その中で市内に営業所があり、法人税を納付している業者となっている。17年度については、しっかりした取り決めがなかったが、大体そのような内容で決めていた」と答弁。

「土木・建築は高額な工事であるが、市役所はしっかりと管理しているのかとの声がある。

17年度中は土木建設課で管理などのレベルアップ研修などはしなかったのか」の問い合わせに、「土木職員は県技術センターなど機関に定期的に研修を行っており、問題はないと思っている。建築関係は、電気・配管など専門的になるので、設計管理委託をしている」と答弁。

「稅収については、合併後滞納額がふえている。理由として、行政区の拡大により納稅者の意識低下などが考えられるが、公営住宅使用料についても同じで、17年度の滞納額がふえている。その理由は何か」の問い合わせに、「17年度になって滞納額がふえたとは思っていない。担当者も徵収に出向いたり、分納させるなど努力をしている状況である。保証人への通知なども行っている」との答弁がありました。

都市計画課関係では、「区画整理の計画年度はいつまでか。また、進捗率は全体のどのぐらいか。国庫補助金、臨時交付金についてはどうなっているのか。また、県の負担金は公共施設管理者負担金となっているが、補助分になるのか」の問い合わせに、「徳重地区の補助の予定が19年度までで、全体としては21年度までの事業完了予定である。しかし、二、三年程度延長しないと終了しないと思われる。進捗率については、補助事業費のベースで17年度末78%となる。負担金は公共施設管理者負担金として、徳重地区については、県管理の2級河川で長松川が清藤方面から市街地を流れているので、その部分の改修に伴う用地代として100%県よりもらう。東市来の湯之元地区については、平成25年度の完了予定で進めていたが、5年間延長して平成30年度の完了予定としている。進捗率は、平成17年度現在で面積の7.5%である」と答弁。

「徳重地区画整理事業交通広場修正設計業務委託について、当初とその後の変更で160%程度増額となっているが、その理由

は、また、徳重土地区画整理事業整備工事で、当初に比べ事業効果を上げるために、重量擁壁を19.7メートル追加したことになっているが、当初の段階では予想されなかつたのか」の問いに、「委託については、伊集院駅裏であるが、交差点があり警察の協議が必要で、協議の結果、交通量調査などが必要になり、計画が変更となった。また、工事は補助事業であり、全額執行しなければ返還等が出てくることになるため、そのような結果になった」と答弁。

吹上の野首壕を埋めたとのことであるが、工事はどのような方法で行ったのか」の問いに、「地下壕は住宅の40メートル下に3本穴があり、シラスとモルタルを混ぜたものをポンプ車で埋めていく方法である」との答弁がありました。

なお、地下壕については、「伊集院中学校の近くにも地下壕があり、事故があつてからでは遅いので、まず調査を実施してもらえないか」との要望があり、「18年度に予算計上したが、調査開始をした地下壕入り口が既にふさがれており、執行できなかつたので、19年度に再度予算計上をする計画である」との説明がありました。

農林水産課関係では、「南部広域道で吹上地域が残っているが、計画では工法などの実施計画書は決まっているのか」の問いに、「道路は金峰から花熟里、永吉、扇尾を通り、古城地区から広域農道へとつながり平成21年度に完成予定となる。県の耕地事務所が主体となり事業を進めているが、基本的に現道を利用する。事業規模は約30億円になり、現在は用地交渉に取り組んでいる」と答弁。

「吹上地域では、園芸施設栽培などが行われているが、ソリダゴ、アスパラガスの事業収入は、17年度で幾らになるのか。また、今後専業で生き残つていけるのか」の問いに、

「アスパラガスは10人栽培しており、3.7ヘクタールの面積である。17年度は病害虫の関係で苦戦した。ソリダゴはJAが事業主体である。アスパラについては、新規就農の審査会なども行っているが、年間400万円の所得金額を目指して事業を行つてている」と答弁。

「伊集院の森林公園での事業は」の問いに、「森林公園は、森林保全や公園での休養を目的として設置している。利用促進のための計画を考えている」と答弁。

「吹上漁港の流砂対策はどのようにになっているのか」の問いに、「吹上漁協では、飛散のためのテトラ工事を国の補助を利用して実施している」と答弁。

「新規就農者や後継者育成は日置市でも力を入れているが、今後この方が生き残つていけるのか。また、本来の目的達成ができるのか。降灰対策事業は、現在火山灰が降らないのでなくなるのではないか。また、日吉の県営畠かんかんがい排水事業は、事業開始時とすると組合員の意欲が低くなっていると聞くが」の問いに、「新規就農者は、農業公社の方で奨励金を出しながら研修を行っている。研修生は情熱と意欲を持って取り組んでいるので、心配はないと考えている。降灰対策事業は、国の補助で補助率も高い事業で、國の方針も税源移譲や交付金措置など複雑な動きをしている。18年度については、2地区で2組合が事業を行っている状況であり、今後も続けていく考えで進めている。日吉の県営畠かん排水事業は、当初の目的は水不足対策であったが、いろいろな問題がある。現在、再度事業について説明会を地区ごとに開催し、地権者の理解を得られるよう努力している。同意率が95%を超えない事業が行えないので苦労している」と答弁がありました。

農業委員会関係では、「認定農業者の条件は」の問いに、5年後を見込んで市の基本方

針に沿って県営の経営計画書を作成し、市に提出し、審査を農業支援センターで行い、認定を受けることになっている。現在の認定農業者数は、東市来43人、伊集院43人、日吉26人、吹上49人の計161人である」との答弁がありました。

教育委員会社会教育課関係では、「行政全体の中で自治意識・自治能力向上など社会教育が原点になると思うが、17年度の施策と成果は、また、17年度の反省を踏まえて社会教育行政を今後どう進めるか」の問い合わせに、17年度は持ち寄りだったので、各地域の施策によって実施された。18年度は市の社会教育全体が立ち上がったので、各地域の違いをわかつてもらうことに力を入れている。今後は自治会活動と公民館活動の違いの隙間を埋める必要がある。また、合併したので、行事は一つにまとめなければいけないという考え方と、逆に地域の行事がすたれないように現況を残した方がいいという考えがある。どちらをとるかと言われればどちらもメリットがあり難しいが、ただ統一した考え方方が基本にあり進める必要があると思う。成人式を一つにすることもその例である。文化祭などでできるものは市全体で取り組みたい。地域すべき行事については、支援はするが今後は地域へゆだねていきたい」と答弁。

「工事費支出状況を見ると、本庁、支所で記入方法が違う、当初予算額と最終予算額の考え方は」の問い合わせに、「当初予算額はその年度の当初予算額で、最終予算額は工事など執行し、必要な補正を行って、その年度の最後の予算額である」との答弁。

「自治会合併の状況は、吹上地域は自治会補助金のほかに活性化補助金が出ているが、日吉地域はどうか。また、特に山手で少人数の自治会で統合は広域になり、配布物や連絡などがさらに困難になることが予想されるが、どのように考えるか」との問い合わせに、「合併当

初は274自治会があったが、現在215自治会となっている。本年4月には日吉地域が77自治会から18自治会になった。新市の新しい自治会育成交付金の算定では、これまで受けていた額より少なくなることがある。少子高齢化による今後の自治会運営を考えると、交付金の減額より重要なこととの認識はあるように思う。統合による自治会でも会長は1人である。これまで会長であった方には、班長になっていただき対処してもらうことが大事となる」と答弁。

「吹上の歴史資料館は年間の入場者が少ないが、今後どのように管理運営していくつもりか」の問い合わせに、「文化財は保存と活用に分かれると思う。吹上の資料館は資料の散在を防ぐことが大きな目的の一つとして整備されている。また、保管のほかに薰蒸施設も完備されているため、日置市内の古文書などが防虫処理も含め1カ所に集め保管することも考えられる。活用については、県のれいめい館のようにイベントを行い、1回といわず多くの人々に来てもらうようにできればいいが、スペースや学芸員の問題から無理なため、「田の神さあの写真展」など、各地域をまわるなど検討は行いたい」との答弁がありました。

市民スポーツ課関係では、「吹上地域のスポーツ関係団体に多くの補助金を出しているが、経済効果の根拠と補助金を出さないと開催できなかったのか」の問い合わせに、「補助金は日置市内に宿泊した人数で算定される。また、弁当についても市内でとつていただくようにしている。補助金の必要性については、九州大会や全国大会クラスになると、1年前から働きかけをし、それなりの内容を示さないとなかなか誘致できることから補助金が必要となる」と答弁。

「市民スポーツ課の設置目的は何か。また、17年度の事業実績を見ていろいろな効果が

図られたと思うが、財政状況から見てどのようにとらえられているのか」の問い合わせに、各地域に総合スポーツ施設ができていることから、日置市全体で市民の健康づくりを目的として設置された課である。伊集院地域については、まちづくり交付金事業の中で計画的に進められてきた。他の地域についてもそれぞれの整備計画に基づき整備されてきた」と答弁。

「梅マラソンは何を目的に、また、その後の事業効果はどうなのか。また、高齢者の転倒防止骨折防止事業の目標設定と成果はどうか」の問い合わせに、「梅マラソンの事業効果については、伊集院地域のPR以外に幼児から高齢者まで参加し、競技力のアップと健康づくりには役立っていると思う。このようなイベントは健康づくりのほか経済効果の両面の役割を果たしている。また、東市来のB&G海洋センターで行っている健康づくり関係の事業は、保健福祉課と協議しながらプログラムなどを作成し、健康づくりのほか医療費削減に結びつくように取り組んでいる」と答弁。

施設整備については、「住民の健康福祉向上のためいい施設が整備されてきたが、同時に維持管理費に多額の費用を要する。逆にこのような莫大な予算をかけて、本当に住民のために必要だったのか。つまり健康福祉なのか、経済効果なのか、どっちが目的なのかと見方もある」と意見もありました。

教育総務課関係では、「教職員住宅を管理しているが、どんな把握のやり方をしているのか。伊作小学校の校長住宅は、雨漏りがひどく部屋にビニールシートを敷いて生活している状況であったが」の問い合わせに、「教職員住宅の管理については、支所で管理している。一定の水準になるまでに整備ができたらと思っている。平成19年度の予算編成に当たっては、各種の課長を含め他の地域の分を見て大変なところから優先的に修繕する予定である」と答弁。

「給食費の滞納状況と対策をどのように考えているのか。また、地産地消の状況はどのようにになっているのか」の問い合わせに、「伊集院の学校給食センターでは、平成17年度は多くの滞納者があった。平成18年度は給食センターへ口座振替し、学校へ戻すようになら滞納者が減った。19年1月からは学校で徴収する方法に切りかえる。東市来地域では、PTAを通じ徴収している。日吉地域では、自校方式なので今のところ滞納者はいない。吹上地域は共同調理場と自校方式がある。一部滞納者がいるだけで、催促をすると納付されるので特段問題はない。地産地消については、伊集院地域は毎日約2,700食で、地元の野菜などを利用したいと考えているが、一度に同じ食品をそろえられる農家がない。米については、ことしから早期米を9月、10月の給食に出したら好評だった。普通米も12月から3月まで給食に出したいと思っている」と答弁。

「20年ぐらい前に比べて46%ぐらい児童数が減っているようだが、この状況を見て日置市教育委員会としては、どのような対策をとっていく考えか」の問い合わせに、「支所訪問をしているが、この中で児童数の減が大きな課題になっている。小規模校になり複式学級になっていく。難しい問題なので総合的に市側と少子化対策も含め協議していく場を設けていかなければならないと思う。この問題については、もっと検討させてもらいたい」と答弁。

「学校の要所には冷房設備がある。学校の主役は子供たち、学校の夏の教室の温度は高温になっているが、その整合性は」の問い合わせに、「普通教室や優先順位などを考えてやっていきたい。財政事情もあり、3カ年計画の中で取り組んでいかなくてはならないと思う」と答弁。

「伊集院小学校は、築50年ぐらいになる

が、問題はないのか」の問い合わせに、「伊集院小学校は、昭和30年代に建築され、日置市内では一番古いようだ。平成19年度で先に耐久力度調査をしようと計画している。予算の関係もあるが、伊集院中学校が済んでからの設計の段階に入らなければならぬかと思う」との答弁がありました。

このほか、いじめについて問題になっているようなことが日置市ではないようにとの要望がありました。

監査委員事務局関係では、「17年度の監査で特に感じられたことはないか。貸借対照表のような市民にわかりやすい資料は財務の方で進められているのか。監査の方でも独自の分析など行っていないのか」の問い合わせに、「起案、決裁が済んだものに日付漏れがあることと、契約書で情報などの訂正に不備があるものが目についた。財政分析については、企業会計では貸借対照表的なものはあるが、一般会計では監査から特にそのような要請はしていない」との答弁がありました。

出納室関係では、「3月末に借りた10億円の利率と返済までに2カ月となっているが」の問い合わせに、「借り受けについては各金融機関から利率の見積もりを取り、一番安いところから借りる。返済については国県補助金が4月に起債が5月に入ってくるため返済できる」との答弁がありました。

議会事務局関係では、「新市になり政務調査費が交付されるようになったが、合併協議会の中では政務調査のことは何もなかったように記憶している。どのような経緯で政務調査の交付ができたのか。また、政務調査費は監査対象か」の問い合わせに、「合併前に政務調査については協議がなされ、予算計上されていた。また、議員からも政務調査費について要請があり、議運及び全協で協議をいただいた。上程については発議とするか市長提案とするか協議し、市長提案とすることで執行部より

上程された経緯がある。また、政務調査費は監査対象である。団体等への補助金と同じ性質のものである」との答弁がありました。

次に、特別会計・企業会計について報告いたします。

まず、認定第2号平成17年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

「合併時、各地域どれぐらい基金を持ち寄ったのか。国保運営協議会費の執行率が38%であるが、なぜか」の問い合わせに、「持ち寄り基金は伊集院1億454万5,630円、東市来1億7,795万436円、日吉1,167万548円、吹上5,203万6,248円で、合計3億4,620万2,862円である。国保運営協議会は4回計画していたが、6月と12月は補正があまりなかったことから開かず、9月、3月だけの開催で執行残が多くなった」「保険給付費はふえているのか。今後、合併前に決められた保険税で大丈夫なのか」の問い合わせに、「1人当たりの医療費はふえている。老人医療保健から移行や高度医療費増なども含め、全体的に増加している。また、流行性のインフルエンザなどにより大幅に変わってくる。合併協議では18年度より5年間で調整することになっている。保険税については、現保険税では厳しい。今後、国保審議会での検討が必要である」と答弁。

「国保税の未納がふえていると聞く。未納の場合、保険証の取り上げとなるが、件数は。また、基金は1カ月の給付額の3倍と言われているが」の問い合わせに、「昨年度、資格者証は1枚も発行していない。滞納者については納税などの相談を受け発行する短期者証を226人分発行した」との答弁がありました。

次に、認定第3号平成17年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定については、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第4号平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

「正職員30人、臨時職員20人ということであるが、今後人員はどうなるのか」の問いに、「経営では人件費比率が一番大事で、50%を切る必要がある。現在70%を超えてるので、職員の補充は難しい。臨時職員で対応していきたい」と答弁。

「地域別の入所者状況は、また、待機者の状況はどうか」の問いに、「入所者は7月1日現在で、日吉地域70人、吹上地域5人、伊集院地域2人、東市来地域1人、旧金峰町地域1人である。待機者は現在32人であるが、16年度、17年度もさほど変わりはなく40人程度である」と答弁。

「個人負担の割合はどうか」の問いに、「介護内容や所得により個人負担割合が違う。ただ、食事代は一律、1日1,380円である」と答弁がありました。

#### ○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時5分といたします。

午前10時55分休憩

---

午前11時05分開議

#### ○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ○決算審査特別委員長（重水富夫君）

次に、認定第5号平成17年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

「終末処理場の委託業者な何社あり、市内外での区分、また下水道本管が通つてから3年以内に接続するようになっているがどうなのか」の問いに、「17業者あり、うち4業者が市内業者である。本管工事後3年以内に接続することになっているが、罰則規定がないので接続していない人もいる。職員で

毎年2月から3月に該当者に訪問を行っている」と答弁。

「下水道地域内で合併浄化槽を設置するに当たり、補助金はどうなるのか」の問い合わせに、「区域内は補助金はない。ただし条件次第で補助がある」との答弁。

「今後の事業計画を考慮したら、現在の料金で大丈夫なのか。また、終末処理場の機械の更新時期にきてているとなっているが、何年程度かかるのか。また、年次的に進めるとあるが、相当な経費と時間がかかると考えられるが、どうか」の問い合わせに、「現在20トン当たり1,600円の料金設定であるが、先日行われた協議会で年次的に3段階で値上げをするように決定された。機械については、現在はまだ更新しておらず、修繕で対応している状況である。時間と経費がかかるので、修繕で対応できるものはそのようにしていきたい」との答弁。

次に、認定第6号平成17年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

「この事業は、吹上の永吉地域と限られた範囲であるが、その近辺の住民も加入の要望があった場合、現在の施設で処理能力はあるのか」の問い合わせに、「この地域の住民は約600名であるが、処理能力としては1,100名程度であり、大丈夫である」と答弁。

「この地域は高齢者世帯が多く、財源のほとんどが繰入金に依存している。今後下水道事業との整合性の問題もあり、使用料が上がるのではないかと住民は心配しているが、どう考えるか」の問い合わせに、「当然住民が心配するのは、使用料と思っている。吹上については月3,500円程度の負担となっているが、伊集院との料金に差がある。そこは今後調整が必要である」との答弁がありました。

次に、認定第7号平成17年度日置市国民

宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

「宿舎の一般的ふろ利用はどうなるのか」の問い合わせに、「吹上砂丘荘は温泉組合との約束があり、銭湯行為は行わないことになっている。江口浜荘はふろの利用は可能である」との答弁。

宿舎について、「吹上砂丘荘の収入が伸びたのは、支配人がいいからだ。ほかにも見習う必要がある」との意見がありました。

次に、認定第8号平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定については、9月から始まった指定管理者制度についての感想のほか、主だった質疑はありませんでしたが、「インターネットで情報発信をしてほしい」との要望がありました。

次に、認定第9号平成17年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

「温泉給湯先が10軒となっているが、湯量が足りないなどの意見はないか。また、営業以外で自家用として利用できないとなっているが、自家用として使っているところはどうなのか。市は給湯について管理していく以上、公共性をもう少し重視する調整も必要ではないか」の問い合わせに、「営業をしなくなつたからといって禁止することはできないと考えるが、温泉審議会の中でこのような意見もあるということで検討してもらう」との答弁がありました。

次に、認定第10号平成17年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定については、特に主だった質疑はありませんでした。

次に、認定第11号平成17年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

「この事業の内容説明を願いたい」との質疑が出され、これに対し、「この事業は伊集

院地域の久木野々地区で、水道法の適用を受けていない少数の事業であり、市が施設整備を行い管理等も行っている。料金は水道料金と同じで、不足が生じたら一般会計より補てんを行っている。今後は日吉地域の簡易水道と接続を考慮しながら、統一を図っていきたい」、この答弁がありました。

次に、認定第12号平成17年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

「伊集院の件数、日吉の件数は変わらないのか。また、利子はどのぐらいで、償還終了の期限はいつまでなのか」の問い合わせに、「残っている件数は伊集院で14件、日吉で8件の計22件が残っている。金利については昭和61年度が2%、平成2年から3年度が3%、平成4年から7年度が4%になり、平成7年度で貸し付けが終了している。平成34年4月が最終償還である」との答弁ありました。

次に、認定第13号平成17年度日置市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

「柿の谷地区の戸数はどのぐらいか。また、毎日水質検査をしているとのことであるが、専門の人が実施しているのか」の問い合わせに、「柿の谷地区は75戸で、人数は200人程度である。検査は日吉支所で一般の方を1人委託して実施しており、約9カ所程度検査を行っている。主な調査項目は、色、濁り、塩素量であり、排水池からの末端で調査をしている。また、月1回は薬剤師会へ検査を依頼している」と答弁。

「吹上地域は水質検査を民間委託していたが、他の3地域は薬剤師会であり、検査料の差はどの程度あるのか。また、取水箇所として、どうしても川の水を使えば消毒の臭いがするため、水を購入して使用している市民もいる。取水箇所を考え直すことはないのか」

の問い合わせに、「平成18年度は両者に見積もりを徴したところ、県薬剤師会が安かったために委託をお願いしている。確かに、吹上地域の湯之元地区は河川水を利用しているが、水质的には問題はない。しかし、時間はかかるが検討していかなければならない」と答弁。

「平成17年度は日吉・吹上地域は簡易水道事業特別会計として行ったが、18年度からは地方公営企業として独立採算をしていかなければならない。それは水道料金値上げになり、上げ幅が大きいところは負担が重くなるがどう考えているか」の問い合わせに、「吹上地域は昭和56年に300円から400円と約40%値上げをし、その当時は非常に反発も多く理解していただくのに苦労した。しかし、合併をした現在、他の地域と整合性を図るために、水道審議会などで段階的に値上げをする形で協議をしているので、地域住民に納得していただけるように努力していきたい」との答弁がありました。

次に、認定第14号平成17年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

「決算資料を見ると、高額な不用額が多いがなぜか」の問い合わせに、「不用額はいずれも介護保険の給付費である。これは広域連合のときに作成した計画に基づく予算で、日置市になってから給付が少なくなったものである」と答弁。

「収入未済に対する今後の努力をどのようにするのか」の問い合わせに、「年々回収率が落ちている。徴収に当たっては介護保険の制度や保険料算定の説明をして理解してもらっている。税の徴収のように他課の職員の応援をもらうことは難しいので、これまでどおり介護保険課で対応していきたい」と答弁。

「介護保険料は平均で3,980円となった。昨年より100円上がったが、全国的に高くなつた中で、なぜ本市は100円のみの

上げ幅にとどまつたのか。また、不服申し立てはあったか」の問い合わせに、「広域連合時に1億1,100万円程度の基金積立があつたので、これから3年間の保険料に組み込んだため100円の上げ幅になつた。不服申し立ては県に対して行うことになる。件数は3件であるが、相談に行ったのが2件で、県を含め協議の結果、申し立てを行う前に取り下げてもらった」と答弁がありました。

次に、認定第15号平成17年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について申し上げます。

「建物が非常に古く、また、歳入も非常に厳しいが、いい医師といい環境が整えば収入もふえるはずである。今後どのようにしていくか」の問い合わせに、「基準改正により夜間体制がこれまでの2人から4人体制になったことが歳出がふえた大きな原因の一つである。減収については、一般病棟で診療報酬の改定で昨年より約5,000万円の減収見込みである。また、全国的に看護師の報酬が高くなっていることや、建物が老朽化していることによる診療者の減も考えられるので、雨漏りなど傷んだところから先に修繕したい。病院の建て替えについては、運営方針も含め、あり方検討委員会で協議されている」と答弁。

「内科中心であるが、小児科としても診てもらうこともできるのか」の問い合わせに、「以前は小児科もあったが、現在はない。緊急な場合は診療するが、かねては診療は行わない」との答弁がありました。

次に、認定第16号平成17年度日置市水道事業会計決算認定について申し上げます。

「メーター検針で2カ月に1回の検針について、人数・雇用条件はどうなつてあるか。1人当たり何世帯程度検針しているのか」の問い合わせに、「人数は東市来9人、伊集院17人、日吉7人、吹上6人である。委託料で支払う。住宅密集地は1件当たり60円、山間地は

1件当たり70円で、1日200件から300件程度検針している」と答弁。

「石綿セメント管の布設状況は、各地域ごとにどうなっているか。また、地域によって水量に差があるようだが、地下水及び河川水の使用割合はどうなっているか」の問い合わせに、石綿セメント管は東市来が974メートル、伊集院が1,000メートル、吹上が1,610メートル、日吉はない。水量については現在のところ問題はないが、東市来長里伊作田の配水池の容量が小さいため増設が必要と考えている。また、吹上地域で一部川の水を使用しているが、ろ過や滅菌をしっかりしているので、飲料水としては問題はない」と答弁。

「隔月検針になり、未納者の状況はどうか。また、毎月検針により、漏水の早期発見になっていたが、そのことについてはどうか」の問い合わせに、「合併前と比べると未納者の数はふえているが、理由としては合併事務に追われて徴収に手が回らなかったと考えている。隔月検針になったから未納がふえたとは言い切れない。毎月の場合確かに早期発見にはなっていたと思うが、隔月検針でも通常より使用量が多いと再検針を行い、漏水と判明すると連絡や減額などを行っている」との答弁がありました。

なお、隔月検針と未納の関係については、調査をしっかりとしてほしいと要望がありました。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第1号について討論を行いま

す。討論はありませんか。討論がありますので、発言を許可します。最初に反対討論の発言を許可します。坂口ルリ子さん。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

反対討論をいたします。

議員になって私は10年目を迎えます。旧伊集院町は各常任委員会で決算を審議していました。こし初めて決算委員になり、全体の決算を審議したのは初めてでした。全体を見ることができてとてもよい勉強、経験をしました。責任ある5日間でした。17年度は11カ月という特殊な状況もありました。それでも合併のスローガンは、サービスは下げず負担は上げずでしたが、合併して得したのは特別職ではないかという住民の声がいっぱい私にも届いてきました。負担が上がりサービスが下がったという声もいっぱいです。財政的にも13年度は各町よりの持ち寄り基金を取り崩して貰えたという感じです。交付税は3億円減り、借金も12億円ふえております。借金残高が351億円ほどで私は先日N H K の夕張市の特集を見ていて、夕張市は360億円の借金を20年で返すというものでした。財政再建団体に転落した夕張市、借金と日置市の借金も似ていることを不安に思います。合併してよかったですという声が全然私の耳には届きません。負担がふえたなど不満が多いです。借金が多いのにどうして減らす工夫をしないのか。借金はふえていくばかりです。自然収入38億円に対し、公債費が37億円、相変わらずむだ遣いも多くあります。特に私が印象に残ったのは、さき委員長の発表では、商工会に大体花火大会なんですが、東市来町に30万円、日吉町に40万円、一番大きなさつま湖の花火大会の450万円ということは言われませんでした。私はこの450万円に驚き、何で。伊集院町は花火大会をしていませんので、こんなのはないわけですが、一瞬のうちに消える、難儀して納め

た税金ではないかと私は決算委員会でも驚きの声を言い反対しましたが、来年は考えられるのではないかと思いますけれども、私がねこんなことを言いたいのは、私が何回学校に扇風機をつけよと、扇風機をつけてほしいし、いい環境の中で子供が勉強できるように言つても金がないというような方向なんですが、こんな金があったら扇風機をと、決算委員会でも言いました。特にまた、議員が議会のことに対する反対するのはいかがなものかと言われるわけですが、私はおかしいことは議員であっても議会のことは言いたいと思います。私は町会議員のときは23万ぐらいの報酬に今度は29万円ですよ。6万円上がったんですね。それにまた、政務調査費が2万円つく、私は財政への苦しいのに心苦しいし、昨年は政務調査費は申請しませんでした。今度の決算で出てきたのが、申請しなかった人が3人、申請した人が27人、324万円。昨年は半期でしたので、6カ月分の12万円、全額返納した人が4人、一部返納した人が11人、全額使った人が12人、実績として223万円は使われ、返納されたお金が100万円ぐらいです。

私は申請主義だから自由でいいんじゃないかという声もありますが、先日からの朝ズバッ！の放送を見ていて、東京の目黒区の政務調査費の使い方がものすごい話題になっております。オンブズマンもいろいろとむだ遣いではないか、第二の給料ではないかと。たつの2万円と言いますが、東京あたりは目黒区が17万、世田谷なんか24万も出てるわけですね。それを個人の自動車の車検代に使ったりしていると、本当に使い道も南日本新聞に出たのを見ますと、日置市はA、B、CのCクラスでした。だから私も見ていませんが、どんなことに使ってあるのかなと思うわけです。

その上に、また私が金が使い道がむだだと

いうことを少し言いますと、兄弟姉妹都市、こういう相手の町と行ったり来たりすることにお金が使われている。この方法も考え直さなくてはいけないんじゃないかなと。それから、食糧費ですね、例えば町民運動会、市民運動会、妙円寺参り、議員にも弁当つきの案内状が来ます。昨年までは必要のない人は電話してくださいと、こうあったから、私は行けませんので電話した。ことしはそんなのがないので、議員も全員行かないんだろうと思いませんが、その食糧費も本当に減らしていく努力をしないと、残った弁当はだれが食べたんだろうと疑いがかかるわけですね。それから、市長、議長の交際費も減らす、公用車も廃止、専用運転手なんか抱えて経費節減の考えがないことを思います。廃止してタクシーにした方が安上がりだと市民の声はあります。そして、特別職議員も全部今3%カット、たしか市長は10%カットされていると思いませんが、もっとカットしていいのじゃないかと思います。そうしないと、いつまでたっても市民の声が、よかもんじや、議員の者、特別職の者という声は皆さんにも届くんじやないでしょうか。私は役場の職員の給料、人勘などは下げたら人生設計が狂いますので、この人たちのは下げるべきではないという立場にあります。

そして、税金の、難儀して納めた税金の使い道が不安なので、本当に将来どうなるのか。子供も大人も、特にお年よりは不安がいっぱいです。金を持っていないものは死ねというような方向に世の中が進んでおります。5月の合併後、1周年記念が文化会館で開かれましたが、そのときに市長はすごくいい格言を言われたんですよ。ちょっと格言を、「百尺竿頭に一步を進め」と、もう工夫して工夫してねというような格言、議長は合併してよかったですと実感できるまちにするために心を一つにしようということを議長も言われました。

これが実現するよう私も願っているわけですが、市の役目は、地方自治法第1章にあるように、福祉・暮らし・命を守るために税金は使わなければならぬ。住民を不安に落とし入れるような金の使い方ではおかしい。こういうことでこの決算に対する反対討論といったします。

○議長（宇田 栄君）

次に、賛成討論の発言を許可します。成田浩君。

○28番（成田 浩君）

私は認定第1号平成17年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について、認定すべきであるという立場から賛成討論をいたします。

地方財政は三位一体改革で税源移譲が実現しておりますが、地方交付税は大幅に削減され、さらに来年度は新型交付税が導入されるなど、地方財政は一層透明かつ厳しい状況が予想されるところであります。

また、多額の公債費や少子高齢化に伴う扶助費など容易に圧縮できない多額の義務的経費の負担等が増加しており、財政の硬直化は避けられない状態となっております。

このような中、平成17年度の決算は昨年5月1日の合併に伴い、4月分が旧町ごとに決算済みとなっているため、11カ月分の決算であり、4町がそれぞれ編成した予算を持ち寄ったものであります。決算においてはおおむね適切な執行がなされており、ふきあげ図書館、あるいは東市来文化交流センターの完成など、市民に身近な社会資本の整備、また、各種福祉施設や少子高齢化に対応した施設の充実、地域の特色を生かしたイベントも各地域で開催され、日置市としての一体化も徐々に図られるなど組織体制が十分でなかつた中では、一定の評価が上げられていると、このように評価いたします。監査委員の意見書にもありましたが、当局には市民の負託にこたえるため、市民のニーズを適格に把握さ

れ、コスト意識を持って行政の発展と活力あるまちづくりに寄与され、信頼される行政維持のため努力を切望するとありました。当然なことであり、これからも財政の健全化に配慮しながら各種の施策を推進されることを要請し、賛成討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論ありませんか。谷口正行君。

○25番（谷口正行君）

私は平成17年度日置市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告に反対であります。

17年度につきましては、合併に伴う旧4町の持ち寄り予算ということで、そこにいは旧町で計画された事業がわりかしスムーズに執行されてきたのかなと感ずることであります。

そんな中に幾らかはどの町にあっても合併に対する駆け込み的な事業が、この新たに設立された現在の日置市まで入り込んできている状況にあったわけであります。そこに対してどうあっても投資的な経費が異常に膨れ上がった状況であり、そのことがほかの面に対しても厳しい財政運営を迫られることになったようであります。

しかしながら、この状況も合併を境にした地域住民の長年の願いを叶えてやるために、幾らかは仕方がないことだなと思ったりもいたします。しかしながら、私4点ほど、これはどうあってもおかしいということでこの決算に賛成認定できないところがございます。

まず、一つは、公共の用地、財産の管理がおろそかになっているのでは、ということであります。確かに合併はなされて財政の面からその管理に手が行き届かないことも幾らかはあるだろうと理解するわけでありますが、しかし、多額の投資をこれまでして、せっかくつくった公園が全く管理、手入れされないということはあってはならないと思っており

ます。東市来の運動公園の菖蒲池のことあります。たしかあそこは3,000万近い事業費が投入されていたかと記憶いたしておりますが、現在ではその面影も見ることができないほど荒れ果てた状況になっております。全く税金のむだ遣いになっているわけで、市民の方々からも相当批判が出ております。私もあれをどうするであろうかと気にしていたわけですが、決算委員会の成果説明では、大いに活用が図られたとのことで報告がなされました。それはおかしい、それはないだろうということで現地を見ることになったわけでありますが、結果はご承知のとおり、全く放ったらかしの入ることさえもままならない状況、どこがどう活用されたのか担当職員の意図を疑うわけであります。せっかくつくったものをどう生かしていくのか、大変難しいことはよくわかります。しかしながら、やっていないものをさも取り組まれたように、そこには体裁よく見せればいいというような安易な報告がなされたことは、私ども委員会を愚弄するものと同時に、あなた方職員の仕事に対する真剣さが薄いことを感じるわけであります。これを機会に本当にあそこをどうすれば活用されるのか、検討していただきたいと思います。

二つ目であります。二つ目は、私ども議会に関することですが、私も自分たちに関することですので、見て見ぬふりをして通り過ぎたいわけであります。でもやっぱりおかしいことはおかしいとはっきり言える議員議会でなければならぬと思っております。疑問点であります。

日章学園の理事、もしくは評議員を市長と議会議長が担っておられます。その理事会が宮崎市で開催されたことから議長も出席された模様であります。そこに対する交通費が普通旅費という形で1万400円、議会から支出なされているわけです。これはおかしいと

議員から指摘がなされました。だれが考へても、どう考へても、これは向こうが出すべきもので、何でこっちが出さんならんのということになるわけであります。

説明では、議長が、日当はもらったが、旅費はもらってないということであったので支払ったとのことでありました。そんなばかな、旅費が出ないはずはあるまい、それはおかしいと私なりに調査いたしました。結果、交通旅費に相当するそれ相当の対応が日章学園の方でなされていたことがわかりました。よって、これはなおのこと議会から支払いすべき金ではなかつたと、また受け取るべき金ではなかつたと、このように思います。ややもすると横領の形で二重取りになつてゐるのではと思われることになります。1万400円、人によっては、たつたそんなわずかな金でやかましいことを言うなと思われる方もおられるのかなと思いますが、わずかな金でも市民の税金、公金であります。公金は1円であつても不明瞭な会計は許されないと私は思ひます。今後こういうことがないように注意をしていただきたいと思っております。

同じく議会に関する事であります。先ほども出ましたが、一部議員の方々の政務調査費のあり方、調査費の使い方が適正であるのかと疑問を感じるわけであります。大方の議員が政務調査は初めてのことで、その使い方の範囲に個人差があり、戸惑いもあったものと感ずることができました。そんな中に、一部議員にあっては、自信を持って議長を先頭に、旧東市来の姉妹町、弟子屈町に政務調査に行かれております。そこには、初めての政務調査がなぜ遠く離れた北の果ての北海道か、なぜ姉妹町でないといけなかったのか、あるいはまた現在の会派のない日置市議会では、個々の議員に交付される政務調査でありますか、常識的に考えて多人数での姉妹町視察が政務調査の目的に値するのか、議長がみんな

を引率していったとのことであるが、政務調査に引率が必要であるのか、その引率経費が調査費に値するのかなどなどだれもが疑問に感じていたようあります。

また議員多数が押しかけたことで、向こう弟子屈は日置市議会を代表してこられたと思われたと思っております。弟子屈町は阿寒国立公園を有している年間500万人もが訪れる北海道一の観光地であります。この阿寒国立公園のもとを築いたのが東市来町の先人、永山在兼氏であります。北海道の三恩人の一人ということで、「阿寒の父」と呼ばれております。断崖絶壁の未開の原野を開拓した阿寒横断道路は、現在、永山道路として北海道道民で知らない人はいないということまで言わっております。この彼の功績が縁となり、弟子屈町と姉妹町になったわけであります。東市来でもこの名誉ある永山在兼氏の顕彰碑を建立しようということで、町民が一丸となり活動をいたしました。しかし、残念なことに一議員だけが声を大にして、永山在兼の功績は現在の土木事務所職員と似たもので、職務の一環であり顕彰するに値しないと大変猛反対がなされました。まさに弟子屈町民の感情を逆なでするような抗議行動であったわけであります。

その猛反対された議員が、これまで公務とは言え、もう四、五回は弟子屈町を訪れておられる。よう行けるなど、まさに人間性を疑うわけでありますが、その方がまたさらにはかの議員までも引き連れて弟子屈町を政務調査に行かれた、このように同じところを何回も訪れることが政務調査になるのか疑問であります。それこそ政務調査に名を借りた、物見遊山的な親睦旅行になっているのでは感じるわけであります。行かれた方は、「問題ない」、「しっかり勉強してきたからいいのでは」と言われる方もおられます。果たして市民はこれら議員の政務調査費の使い方

に納得するでしょうか。私は絶対に納得してもらえるもんではなかろうと思っております。

政務調査費の使途のあり方は、議員としての常識ある判断の上のことであります。もしその使い方に逸脱するようなことがあれば返還問題が生じ、住民訴訟がなされ、議員辞職に追い込まれることになります。最近特に、この政務調査費の使い道のことで市民が不当性を指摘しております。議員であるからこそ予算の使い方に対しては厳しい目を持たなければならぬと思います。議員、議会は市民に対し、絶対に疑惑を持たれることのない一点の曇りもない透明性が必要であります。お互いによく考えてみる必要があると思います。

4つ目であります。東市来地区の生涯学習センター建設に関連したことであります。総事業費は21億円であります。継続事業であり、うち7億円が17年度の工事費として支出なされております。この生涯学習センター建設に関連して、役場職員や一般町民からとんでもない話を聞くことありました。この学習センターの仕事を請け負った地元の業者、そしてこのころの建設課長を中心とした二、三の職員、そして当時の議会議長、この三者は大変な癪着状態にあったとのことでありました。ゴルフや、福岡での野球の観戦、また遠く宮城県の仙台まで元ロッテ野球選手の開店祝いに行くとかで、これも業者も一緒になって旅行がなされたとのことでありました。ゴルフ等にあっては、地元のゴルフ場では都合が悪いとかで、遠い都答院や県外とかもあったとのことを聞いております。もうそこにはだれが見ても一般常識的なつき合いの限度をはるかに超えており、大変派手な振る舞いであったということであります。私も当初はそんなばかなことを考えられないと、立場上あり得ないと、半信半疑であったわけであります。しかし調査してみると、このことは事実なされているようであります。

同じくこの学習センターを請け負った地元業者が、この議長の借金の保証人になっているとの通報があり、これも私なりに調査いたしましたところ、間違いないのではとの話を聞くことありました。ここに対しては同僚議員からも注意がなされたようあります。私はこのような接待を疑われるような行為や借金のことなど、これはわいいろを贈られたのと同じであり、収賄罪として成り立つ刑事事件に相当するものではないかと。伊集院地区で発生した不正事件と何ら変わるものではないと感じております。

このような状況があったにもかかわらず、学習センターの建設は何事もなかったように着々と進められております。私どもの耳に入るくらいでありますから、執行部皆さんのお耳に入らなかつたとはあり得ないわけで、当時の職員の方々、見て見ぬ振りをなされたなと、このように思います。

また同じ時期、湯之元の飲食店では、この請負業者と、またこの元建設課長を中心に二、三の職員らが一緒に飲み食いがなされております。あげくには、この建設課長が、ほかのお客さんに席を譲る譲らんとかでトラブルを起こしてしまつたと。このことに対しても市民より、あの職員らは業者と癒着をしている、おかしいじゃないかと。何で我々市民にあんな振る舞いをしていいのかと通報がなされました。執行部の方にもこれはなされたはずであります。本来なら執行部としては、これらのことと少しでも耳にした時点で、即工事の停止をし、調査をし、それなりの対応をとる、これが当然のことではなかつたでしょうか。しかし、何の対策もとられなかつた。今回の場合は、監督指導しなければならない管理職自体が道を外しているわけで、これは全く公務員として、あるいは管理職としての資格があつたのかと問われるわけであります。よつて、そこには当然その事業の執行や検査体制も毅

然たるものであったかと。幾らかはその検査体制にも手心が加わつたんじゃないかと。また入札にあっても正当な入札がなされたのかと疑われても仕方がないことがなされているようであります。これが新市長の監督下のことでなかつたにせよ、そこには当然この日置市を受け継いだ、つかさどることになつた市長の監督責任がもう必然的に伴つてくるわけで、そういう意味では市長も被害者なのかなと同情いたすところであります。

また、今回の癒着に議長までもが入つてることで、そこにだれが注意できようかと感じることであります。議員は、このようなことがないように執行部をしっかりと監視しなければならない立場にあるわけでありますが、その議員代表がこういった行動にあつたとは、議員の恥になることは避けたいわけですが、しかしながら、市民や職員の方々は、しっかりとこのようなことを見ております。議会に自浄能力がないこと、見て見ぬふりをすること、臭いものには触れたがらず、ふたをすること。また執行部にあっても同じことで、こういった幹部職員への処分もしっかりとできもせず、何で部下職員や市民の信頼を得ることができようと思っております。蓬莱館入札でもゆゆしき問題があつたと通報がありました、これは決算に関係ありませんので控えておきます。

いずれにしろ、この交流センター建設には、職員として、議員としてあるまじき行為がなされたということであります。私は今回のことと教訓として、市長にはこういった職員への処分をしっかりとすること、また今後の人事管理や部下の指揮監督をしっかりとしたものにしていただきたい。また議会としては議会みずから政治倫理条例を制定しており、絵にかいたもちでなく、しっかりと生かしていくことが重要だと思っております。そしてだれが見ても、議会は、おかしいことはおかしいと、

ちゃんとした浄化能力があることを市民に示すべきだと思っております。

私は事業執行の中でこのようなことがなされてた。それを知ってしまった以上、賛成することは、議会として、議員としてあってはならないと思っております。もし賛成したとなれば、それこそ三者の癒着があつたことを、収賄罪にも匹敵するようなことがなされたことを承知の上で認めることになり、議員としての資格を問われることになります。そこには議会としての機能、権能も無意味なもので、議会が存在することさえ全く意味のないことになります。議会は住民を代表して重要な事件を審議し、決定し、行政を批判、監視する機関であります。決してその目的を議員が見失うことがあってはならないと思います。私は、したがって、これまで述べたことからして、17年度日置市の一般会計歳入歳出決算認定については反対をするものであります。きょうはこれから日置市を、いや、日本を背負って立つ子供たちが議会の勉強に来ております。後から、その素直な子供たちの目が興味津々、しっかりと私たちを見ております。我々議員が公明正大にしっかりと正しいことを判断することで、子供たちが議会に対し、一点の疑念、疑問を持つことのない議会を見せるべきだと思っております。

以上です。

#### ○議長（宇田 栄君）

ほかに討論ありませんか。反対の立場での……どうぞ。賛成ありませんか。（発言する者あり）ほかに討論ありませんか。

#### ○23番（畠中實弘君）

23番です。私は認定1号平成17年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

昨年5月1日の合併に伴い、旧4町がそれぞれ編成した年間予算を持ち寄り、歳入歳出それぞれ総額251億円が計上されましたが、

決算の結果は繰越明許費と不用額を合わせ、20億5,000万円の減額で、したがって支出済み額は230億円ほどとなります。これは、一見、緊縮財政に成功したかに見えます。しかしその内容を見ますと、これは人為的、または計画的な自助努力によって生み出された削減効果ではなく、たまたま老人医療特会の予算見込み違いと教育費の中の学校建設費などの不用残が大部分を占める、単なるフロックによる所産に過ぎません。行政コストの削減を目的として合併効果を最大限に上げるべき大切なこのスタート時の決算で、何ら政策的な努力の跡が見られないことははなはだ残念。失望いたしました。その点が反対討論の一番大きな根拠であります。

2つ目は、生活環境の整備の問題です。周辺部の集落民が最も期待している合併効果とは、身近な里道、農道など、生活環境の整備であります。事業選択に当たって、政治的な決着が多々見られる公共投資のうちの大きな事業を一つ先送りするだけでも何百箇所の維持補修経費が捻出できるはずです。そのような配慮がなされていないし、少なくともこの決算にはほとんど反映されていません。月額3万円から4万円のわずかな年金で暮らすお年寄りが多く住んでいらっしゃる集落の悲痛な声なき声を聞かず、一部の有力者の大きな声にだけへつらう、そんな住民無視の傾向にある決算認定には、到底賛成できないことを申し上げておきます。

3つ目は、東市来町の文化交流センター建設にまつわる疑惑と問題提起に触発されての討論でございます。さきに、反対論者は恐らく疑惑の確信をつかみ、とんでもない不正行為をただすために、己の政治生命をかけて発言をされたものと察します。この光り輝く日置市の希望の門出に当たって、また誇りに満ちたこの町の歴史に一大禍根を残すような疑惑が本当にあったのかなかったのか解明され

なければなりません。目を覆いたくなるほど深刻な地方経済の大不況下において、住民の大切な血税をもとに21億円という途方もない大型予算を要した事業に、この事業に群がる魑魅魍魎がどのように跋扈したのか、真実を白日のもとにさらけ出す必要があります。不正と陰謀がうずまく伏魔殿が日置市の中に巣をくっているかごとき指摘は早くからあつたわけです。そのように聞いております。にもかかわらず、臭いものにはふたをしろで手をこまねいて、今日まで放置し、きょうのこの決算を迎えたのであれば、執行の怠慢は否めません。住民が許さないはずです。議会も同じです。旧他町で発生し、尾を引いている出来事ゆえ、私には具体的なことはわかりませんが、同僚議員が勇気ある反対討論を展開したことに対する呼応し、善良な市民の利益を守るために、子や孫たちに大きなツケを残さないため、良識ある職員と議員が手を取り合って、前途洋洋たる日置市百年の大計をゆがめないよう、私もまた政治生命をかけて、ただいまここに立っております次第であります。ゆえに、この疑惑に満ちた不透明な決算状況を看過して、右から左に「はい、そうですか」と認定に賛成することは到底できません。

以上、3つの理由をもって私は平成17年度日置市一般会計歳入歳出決算認定については反対いたします。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論ありませんか。反対ですか、賛成ですか。

○6番（花木千鶴さん）

賛成の立場で。

○議長（宇田 栄君）

はい。

○6番（花木千鶴さん）

私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

今のところ何名かの反対討論者の意見を伺いました、ただいま指摘された何点かにつきましては、これは議会の問題にあっては議会倫理審査会でも開いて協議していかなければならない問題があると考えます。また2件続けてありました学習センターの問題につきましては、まずは本決算の審議においては、特別委員会で十分審議なされてくるべきことであつたやろうと思いますし、その委員会の審査の結果が報告があったわけあります。予算を編成し、決算をするということは、その事業が無事経過、事業そのものがですね、結果としてできたかどうかということが審査されるべきであります。ただいま指摘された問題については、非常にその予算決算とはまた離れたところで重大な問題をはらんでいることかと思います。そのことは決算を認定した後でも十分にまた議会では審査すべきであろうと思いますが、今議会の段階においてはですね、私たちが予算を編成し、それが敢行されたことについては決算認定していいものではないかと私は考えるところであります。

また何名かの討論の、反対討論の中で、予算編成と決算認定を混同されていて、そして予算を計上するところで審議すべきやったことを、その予算が計上されたことそのものを否定するのは決算認定には当たらないだろうと思うことあります。

またもう一つは、政務調査のことが問題になつておりますが、ご承知のとおり、国を挙げて議会の政務調査費は話題になつているところであります。私たち市議会においても、その運用を昨年の秋から補正を組んで行つてはいるところであります。その使途については、条例を定め、施行規定を定めて運用してまいりました。その内容はいろいろさまざま解釈があるがためにいろいろな使われ方をしてきたことは實に問題ではないかというのが議会内で議論されているところであって、本年度

中に新たな施行規則を定めていこうという審議をしているところであります。ただ、今のところは17年度の決算についてでございまして、現行の施行規則の範囲の中でやっているものと思われます。

以上、総論として申し上げましたが、以上のことから私は平成17年度決算については認定すべきものと賛成討論させていただきます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員会の報告は認定であります。認定第1号は、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（宇田 栄君）

はい、よろしいです。起立多数です。したがって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時といたします。

午後0時02分休憩

---

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定第2号から認定第16号までの15件について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第2号から認定第16号ま

でを採決します。

お諮りします。認定第2号から認定第16号までの15件については、一括して採決することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。

それでは、認定第2号から認定第16号までの15件について採決します。15件に対する委員長の報告は認定であります。認定第2号から認定第16号までの15件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第2号から認定第16号までの15件は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

△日程第21 諮問第5号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて

△日程第22 諮問第6号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて

△日程第23 諮問第7号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて

○議長（宇田 栄君）

日程第21、諮問第5号から諮問第7号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めるについての3件を一括議題とします。

3件について、提案理由の説明を求めます。

[市長宮路高光君登壇]

○市長（宮路高光君）

諮問第5号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めるについてであります。平成19年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き後任の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。麦野賦氏の経歴につきましては、資料を添付してございます。

次に、諮問第6号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めるについてであります。平成19年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き後任の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。佐土原伸也氏の経歴につきましては、資料を添付してございますのでごらんください。

次に、諮問第7号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めるについてであります。平成19年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き後任の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。上床耕造氏の経歴につきましては、資料を添付してございます。

以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから3件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

3点について質疑いたします。

まずこの3人を見ますと、1人が64歳、次が72歳、次が66歳となっておりますが、年齢はあれですけれども、本人が辞退するまでさせるのか、定年制というのが一応あるのかですね、それが1点。2点目、伊集院が1人、吹上が2人ですが、この旧町のバランスは考えなかったのか。もう一つ、報酬があ

るのか。以上3点、質疑します。

○市民生活課長（桜井健一君）

お答えいたします。

定年はあるのかということでございますので、再任の場合の対象としまして、75歳未満の方ということになっております。

それから日置市内の中で定員9名というふうになっておりますので、吹上2名、それから日吉1名、伊集院3名、東市来2名というふうに選任しております。

報酬は規定の額を報酬としてお支払いしてございます。終わります。

○18番（坂口ルリ子さん）

わかりました。今度の3名は9人の中の3人が改選になったから、たまたま吹上が2人だったということなんですね、はい、そこはわかりました。

報酬のところがちょっと聞き取りにくかったんですが、ある——あるでしたっけ、ないでしたっけ。

○市民生活課長（桜井健一君）

規定がございまして、その規定によって報酬はお支払いしてございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

この間もね、何かなる人がいないということで、手当あるんですか、じゃあボランティアですとおっしゃった、何かもう忘れましたけどあったんですが、ありますっていうとどれぐらいあるもんなんですか。税金で払うから公表していいでしょう。——年俸ですか。

○市民生活課長（桜井健一君）

今数字を調べてご報告いたします。

○18番（坂口ルリ子さん）

はい、いいです。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第5号から諮問第7号までの3件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第5号から諮問第7号までの3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから諮問第5号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから諮問第5号を採決します。

お諮りします。本件については、麦野賦さんを適任者と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第5号は、麦野賦さんを適任者として認めることに決定しました。

次に、諮問第6号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第6号を採決します。

お諮りします。本件については、佐土原伸也さんを適任者と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第6号は、佐土原伸也さんを適任者として認めることに決定しました。

次に、諮問第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第7号を採決します。

お諮りします。本件については、上床耕造さんを適任者と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第7号は、上床耕造さんを適任者として認めることに決定しました。

---

△日程第24 議案第135号西薩火葬場組合を解散するための協議について

△日程第25 議案第136号西薩火葬場組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

△日程第26 議案第137号いちき串木野市・日置市衛生処理組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について

○議長（宇田 栄君）

日程第24、議案第135号西薩火葬場組合を解散するための協議についてから、日程第26、議案第137号いちき串木野市・日置市衛生処理組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議についてまでの3件を一括議題とします。

お諮りします。この3件については関連がありますので、質疑、討論、採決は一括して行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

## ○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。それでは、3件について、提案理由の説明を求めます。

[市長宮路高光君登壇]

## ○市長（宮路高光君）

議案第135号は、西薩火葬場組合を解散するための協議についてであります。平成19年4月1日から、西薩火葬場組合をいちき串木野市・日置市衛生処理組合に統廃合することに伴い西薩火葬場組合を解散することについて、地方自治法第288条の規定により、関係地方公共団体と協議をしたいので提案するものであります。

次に、議案第136号は、西薩火葬場組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてであります。西薩火葬場組合が解散することに伴い、西薩火葬場の財産処分について、地方自治法第289条の規定により、関係地方公共団体と協議をしたいので提案するものであります。

次に、議案第137号は、いちき串木野市・日置市衛生処理組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議についてであります。平成19年4月1日から、西薩火葬場組合をいちき串木野市・日置市衛生処理組合に統廃合することに伴い、同組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議をしたいので、提案するものであります。

以上、3件の内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

## ○市民福祉部長（樋渡健郎君）

ただいま議案となっておりますことにつきまして、補足説明を申し上げます。

議案第135号、同じく136号及び137号は、平成19年4月1日から西薩火葬場組合をいちき串木野市・日置市衛生処理

組合に統廃合することに伴う関係議案でございます。

第135号は、西薩火葬場組合を解散するための協議でございます。

次に、第136号は、解散に伴う財産処分に関する協議で、西薩火葬場組合が所有する財産については、平成19年4月1日において、いちき串木野市・日置市衛生処理組合に帰属させるものでございます。

次に、第137号は、今回両組合が統廃合することに伴いますいちき串木野市・日置市衛生処理組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議でございます。別紙をお開きください。いちき串木野市・日置市衛生処理組合規約の一部を変更する規約の主なことをご説明いたします。

第3条は、組合の共同処理する事務でございます。これまでし尿処理のための組合規約でしたので、今回火葬場が加わった関係で、「日置市における共同処理する事務の区域は同東市来町の区域とする」のただし書き章を削りまして、新たに同条の第4号として、「火葬場施設の設置、管理及び運営に関すること」を加えております。

また同条に、し尿処理事務及び火葬事務の区域として、第2項で、「し尿処理の区域等はいちき串木野市及び日置市東市来町の区域とすること」、第3項では、「火葬の区域等は、いちき串木野市及び日置市東市来町・伊集院町・及び日吉町の区域とすること」を加えております。

第9条第2項は、これまで管理者は関係市町のうちから組合の議会において選出するとなっていましたが、これを「いちき串木野市長の職にあるものをもって充てる」に改めるものでございます。

第14条は、経費の支弁の方法の条項でございますが、同条第3項及び第4項を改めております。火葬場負担金は、火葬場負担金総

額の100分の30に相当する額を関係市の均等割で、100分の70に相当する額を実績割により算出した額とすることを第3項に入れてございます。なお、この割合につきましては、これまでと変わっておりません。

以上で補足説明を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第135号から議案第137号までの3件は、会議規則第137条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第135号から議案第137号までの3件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第135号から議案第137号までの3件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第135号から議案第137号までの3件は、原案のとおり可決されました。

の設立について

○議長（宇田 栄君）

日程第27、議案第138号鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[市長宮路高光君登壇]

○市長（宮路高光君）

議案第138号は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立についてであります。今後急速な高齢化に伴い、老人医療費の増大が見込まれる中で、医療費の負担について、高齢世代と現役世代の負担を明確にするとともに、都道府県単位ですべての市町村が加入する運営主体の創設により、財政運営の責任の明確化を図るために県内全市町村が加入する広域連合を設立したいので、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

議案第138号鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立についての補足説明を申し上げます。

急速な高齢化に伴い、老人医療費の増大に対処するために、健康保険法等の一部改正により平成20年4月から現在の老人医療特別会計事業にかわり、県下全市町村で構成する鹿児島県後期高齢者医療広域連合を平成19年3月1日に設立し、運営するものでございます。

別紙規約の主なところをご説明をいたします。

まず第1条の広域連合の名称は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合とするものでございます。

第2条では、広域連合は、鹿児島県内の全

市町村をもって組織するとしております。

第4条は、広域連合の処理する事務でございますが、被保険者の資格の管理に関する事務、医療金給付に関する事務など5項目で、別表第1表に定めるように、被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受け付けなど窓口的なものは従来どおり市町村で行うとなっております。

第7条の広域連合議会の組織は、定数を20人としております。内訳は市長、市議会議員はそれぞれ6人、町村長、町村議会議員はそれぞれ4人となっております。第8条は広域連合議員の選挙の方法、第9条は、任期を4年としております。

第14条は、補助職員でございます。今回の設立に伴います職員は、平成19年4月1日付で県下市町村から18人、県から2人、町村委会から1人の、合計21人が派遣される予定で、日置市も1人派遣する予定となっております。

第17条は、広域連合の経費の支弁の方法で、広域連合の経費は関係市町村の負担金、事業収入、国県の支出金などの収入をもって充てられます。また第1号の関係市町村の負担金の額は、別表第2で定められており、1の共通経費として均等割10%、高齢者人口割50%、人口割40%、2の医療給付に要する経費、また3の保険料その他の納付金となっております。

以上で補足説明を終わります。

#### ○議長（宇田 栄君）

これから議案第138号について質疑を行います。質疑はありませんか。

#### ○16番（池満 渉君）

現在、本市も各自治体において老人保健の特別会計を持っておりますけれども、本市の老人保健医療特別会計との関係、関連というのはどうなっていくのでしょうか、その系統について説明いただきたいと思います。

#### ○健康保険課長（脇 忠男君）

現在の老人保健会計が20年の4月に終わって、新たに県下全域で広域連合を組むというものでございます。

#### ○16番（池満 渉君）

ふえ続ける老人の医療費ということの対策でありますが、特にこの「後期」というふうに名づけてございます部分については、比較的高齢者の中でも医療費のかかりにくい若い——若い高齢者というんでしようか——方々と、それからもう少し年齢が行った方々を分けたというような見方で、とりあえずそういう見方でよろしいんでしょうか。

#### ○健康保険課長（脇 忠男君）

70歳から75歳までが前期高齢者、それから75歳以上が後期高齢者となっております。

#### ○16番（池満 渉君）

では、説明がありましたように、20年の4月に終了をして、前期も後期も含めてその後は連合でということになるんですか。後期だけですよ。

#### ○健康保険課長（脇 忠男君）

75歳以上でございます。今14年の10月から18年の10月にかけて、もう老人医療の方は75歳以上ということになっておりますので、75歳以下は国民健康保険の方になります。

#### ○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

私も前期高齢者の仲間ですが、今これを尋ねようと思ってましたら、75歳以上が後期と、こんなことが全県でまとめて20年の4月に今のは終わってということは、老人医療の持ち出しは日置市はワースト9ですかね、そう言われますよね。だから、ここに並べてするようになったのか、高齢者にとって、これが決まってメリットとかデメリットはどんな

ことなのか、もう少し具体的にお示し願います。

○健康保険課長（脇 忠男君）

今まで老人会計は50%が国県、市町村、そして50%の残りが老人各国民健康保険とか社会保険、そちらの方からの拠出金で賄われておりました。そして新しくできる広域連合については75歳以上、一部負担金が10%出てきて、やっぱり同じように40%の部分は各保険者からの支援金という形で、その自体についてはですね、制度的には余り変わらないと。ただ今まで老人医療は市町村でやっていた関係で、今度は鹿児島県で構成するということで、いろいろ取り組み方がよくなるということになると思います。

○18番（坂口ルリ子さん）

今の答弁でこう理解していいんでしょうか。今まで日置市の老人医療は、県下で悪い方の9番目と。この並べてそんなになつたら日置市にとってはその汚名は返上し、県下で一緒になるから、いい法律と言や、おかしいですが、その汚名は返上のようになっていくわけですね。だからメリットかなと思うんですが、そこ辺が理解しかねますので、再度お願ひいたします。

○健康保険課長（脇 忠男君）

現在の国民健康保険においては、高医療費の指定を受けておりまして、老人だけでなく一般被保険者も非常に高いということで、このように制度が変わることによって少しえよくなるんじゃないかと思います。

○議長（宇田 栄君）

いいですか。ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第138号は、環境福祉常任委員会に付託します。

---

△日程第28 議案第139号紙屋敷公営住宅C棟（1工区）建築工事請負契約の締結について

○議長（宇田 栄君）

日程第28、議案第139号紙屋敷公営住宅C棟（1工区）建築工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[市長宮路高光君登壇]

○市長（宮路高光君）

議案第139号は、紙屋敷公営住宅C棟（1工区）建築工事請負契約の締結についてあります。紙屋敷公営住宅C棟（1工区）建築工事を施工するため、工事請負仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

○産業建設部長（外園昭実君）

議案第139号につきまして、資料により説明を申し上げます。

あけていただきまして、建設工事請負契約書であります、工事名が紙屋敷公営住宅C棟（1工区）建築工事で、工事場所は東市来町長里地内、工期は360日間となっておりまして、議決後、予定としましては18年12月6日から来年の19年11月30日を予定しております。請負代金額は一金1億6,159万5,000円であります。

5番目の契約保証金は、一金1,615万9,500円です。6番目の解体工事に要する費用等、別紙のとおりとなっておりますが、これは該当なしでございます。

上記の工事について、契約担当者と請負者

は、おののの対等な立場における行為に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、審議に従って、誠実にこれを履行するものとする。この契約は、仮契約として、日置市議会の議決を得たとき、本契約として効力を生ずるものとする。この契約の保証として、本契約書を2通作成し、当事者が記名押印の上、各自1通保持する。平成18年11月16日、契約担当者は日置市伊集院町郡1丁目100番地、日置市長宮路高光。請負者は、鹿児島県鹿児島市東俣町176番地1、株式会社イシタケ代表取締役石谷洋一でございます。

次のページが入札結果になっておりまして、入札執行日は18年11月10日、予定価格の105分の100は1億8,230万円であります。それから落札金額は、1億6,159万5,000円ということになっております。

入札につきましては、地元日置市内が5業者、いちき串木野市内が2業者、残り11社は鹿児島市内の計18社のいずれも県の建築A級ランク業者であります。次のページに落札業者の主な工事経歴を掲げてありますので、お目通しを願います。

次のページが付近見取り図になっておりますが、県の消防学校の3号線の反対側の敷地でございます。

次のページが配置図でございますが、紙屋敷公営住宅につきましては、全体で60戸の計画でございまして、右側の方が1期で18戸完了しております。真ん中部分が2期工事で18戸で完了しております。今回左側のC棟ということで、全体では24戸でございますが、これを1工区、2工区に分けて発注する計画となっておりまして、今回の契約期間は1工区ということになります。

次のページが各階の平面図になっております。1工区につきましては16戸の建設計画

でございまして、RC造の4階建てで、延べ面積が1,334.6平米でございます。1工区の1階部分につきましては、左側3戸が2DKでございまして、右端1戸が3DKというふうになっております。2階から4階につきましてはすべて3DKでございます。2DKの1戸の面積が63.2平米でございます。3DKの1戸の面積は74.08平米でございます。

附帯施設としまして、9人乗りのエレベーター、それから自転車置き場、駐車場として29台分の整備を行う予定でございます。

なお、電気工事、給排水、衛生設備工事については別途発注となっております。2工区の8戸につきましても4階建てで、これも別途発注ということでございます。

以上で説明を終わります。

#### ○議長（宇田 栄君）

これから議案第139号について質疑を行います。質疑ありませんか。

#### ○16番（池満 渉君）

今説明をいただきましたけれども、議会に出たのは1工区だけですね。2工区は先ほど説明もありましたけれども、決まったということではあります。大体落札率が84%ぐらいでしょうか。業者に対して云々ということではありませんけれども、1工区はイシタケ、2工区は有園ということでですね、いわゆる指定管理者で努力をいただいている業者の方々が落札をされたという形になりました。

建築工事については、私どもは素人でございますけれども、旧東市来町の議会町政のころに、こういう建築工事があればどうしても2つに分けて、分割をして地元業者が落札できるような態勢はできないか、入札に参加できるような態勢はできないかというのを再三再四お願いをした経緯がございました。その時に、建設担当の方からは技術的にも難しく、合わせ目が複雑になったりして、その後、

不具合が出る可能性が高いということで、全く聞き入れられなかつたのを覚えておりますが、今回のこの図面を見ますと、いわゆる1つの建物を2つに分けて発注をしているようですが、分割をしたことによって、その後建物に支障が生じるというようなことはないんでしょうか。

といいますのは、以前の旧町時代に、建設担当の方からそういうことは絶対にできないということを言われてきた中で今回こういうふうに割ったということで、どのような経緯で割られたのかということをお尋ねをいたします。

それからもう一つ。この中に入居される市民の方々の平均的な家賃の予想は大体どれぐらいになるんでしょうか。それぞれ規定があって、収入とか何とかというのもあるんでしようけれども、およその家賃の部分ですね、大体で結構ですので、幾らぐらいになりそうだというのをお示しをいただきたいと思います。

#### ○産業建設部長（外園昭実君）

今回2工区に割って発注するわけでございますが、これにつきましては、建築のA級、B級の業者でありますし、この工事の建築管理とか設備管理もすべて委託をしておりるので、それなりの建築段階の調整をしながら実施すれば特に不具合は出てこないということで、2工区に分けて発注をしております。それと家賃の関係でございますが、隣のB棟が完成しております、2DKの場合が2万2,300円から3万6,900円の範囲で家賃が決定しておりますので、これぐらいになるだろうと。3DKの場合は2万7,300円から4万5,200円の範囲で入居されておりますので、C棟についてもこれぐらいの家賃になるだろうと判断しておるところです。

#### ○16番（池満 渉君）

わかりました。家賃についてはそれぐらい

の水準ということです。

それでは、この分割についてはしっかりと建築技術が駆使されて管理の体制もうまくいけば、何ら問題はないという見解でよろしいんですね。了解いたしました。実は先ほど申しましたけれども、どうしてもやっぱり分けられないという話があったもんですから、本当に大丈夫なのかということを確認をした次第であります。

一つ、最後にお伺いをいたしますが、例えこの建築工事が期間内に完了しない場合のですね、罰則というののはいかがなものでしょうか。

#### ○産業建設部長（外園昭実君）

期間内に完了しない場合ということでございますが、今回のC棟につきましては、360日の工期でございます。標準工期も1年ということでございますので、工期的には十分ということで、完成が間に合わないというようなことは今のところ頭から考えていないところでございます。

#### ○16番（池満 渉君）

私は、まあ完成するだろうと思ひますけれども、万が一契約をした業者の方ですね、事情があって、その期間内に完成しない場合の罰則なりやり方というのはどういったものかとお尋ねいたしました。

#### ○土木建設課長（樹 治美君）

ここにちょっと手元に持って来てませんけれども、契約の約款の中に書かれております。で、それに照らして業者の方と弁償といいますか、そういう形になろうかと思います。日ごとの期間に、この日期間内で済まないときには、その分の協議のその契約がこの中に書いてありますんで、業者の方からその弁済といいますか、その分をしてもらうということを言うんだと。

#### ○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

### ○18番（坂口ルリ子さん）

あそこはちょっと高台にあって、下の振動なんかもね、住宅に響くんじゃないかと予想するわけですが、地質とか地盤検査ですね、そこ辺は十分なのか。それから耐震、耐震の対策も考えてあるのか。それからでき上がったときの検査は、どこがだれがいつでき上がってするのかですね。私がこんなことを言うのはね、この間飯牛札のバイパスができて4カ月もしないうちに壊れるんですよ。通行止めなんですよ。少々の雨で。そうしたら設計ミスじゃないか、手抜きじゃないかっていうようなことが、あっちこっちからね、市民の声やらあつたけれども、県は絶対に雨だ、雨だと言い切りましたね、40ミリの雨でした。7月22日、4時から5時をね、ここで調べたら、40ミリのある。豪雨の中に40ミリは入ると思いますけど、そのときは日置市はそんなに雨が降ったとは思われないのに、できたての4カ月になる橋が壊れたと。だから、検査がどうだったのかということを思うんですよね。伊集院のそこの道路もできてすぐ検査がどうだったのかということを思うんですよね。伊集院のそこの道路もできてすぐ検査がおかしくてやり直してましたね。それは自分のそこの請け負ったところがお金をつかって後はやり直したと言いますけれどもね。やはり設計、地質検査、しっかりしていかないと、後でいろんなことが起こるんじゃないと思います。起こったら大変ですので。耐震のこと、地質や地盤調査のこと、それからでき上がったときの検査はどこがするのかですね、そういうところをお答え願います。

### ○土木建設課長（樹 治美君）

ただいまのことですが、まず地質の関係です。地質の関係につきましては、設計の段階でボーリング調査等を行いまして、それに基づく設計ということになっております。基礎杭を打ちまして、長さが12メーターから

17メーター122本と。セメントミルク工法ということになっています。それで、それに基づく工事の施工ということになります。

それと当然耐震については考慮されてると。そうでなければできませんので、補助事業でやりますから、当然その基準に基づいた設計になってるということでございます。それと検査の関係につきましては、本庁の建築士がおりますんで、本庁の職員の方で検査になると。当然、工事の施工管理をしております、委託しますけれども、その建築の設計屋の方の立ち会いのもとでやっていくということになります。

終わります。

### ○18番（坂口ルリ子さん）

地質、耐震はしっかりしているということですが、4階建てですので、大分丈夫でないと歯齒のようなのはいないと思いますけれども、やはり不安があったので質問したわけですが、その検査は土木課長の樹さんですか、おたくも検査のメンバーに入ってるんですか。

### ○土木建設課長（樹 治美君）

私は土木屋ですから、建築の方には検査には回ることはできません。1級建築士がおりますんで、役所の方にですね。その建築士の方がやられるということになります。

### ○18番（坂口ルリ子さん）

設計はやはりこのイシタニがしたんですか。設計はどこがしたんですか。畠中っち書いてあつたっけ。ごめんなさい。それでその設計の段階でもメスを入れないと、設計ミスで何とかちゅうことが起こるかもしれませんので、そういうあれを。設計は大丈夫かということです。

### ○土木建設課長（樹 治美君）

設計はですね、畠中設計というところがやっております。県内でも有数の、指折りの業者というふうに思っています。間違いはないというふうに思います。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○14番（西園典子さん）

二、三お尋ねしたいと思います。この紙屋敷のA、B、C棟、数年前から、旧東市来町の方でA、Bと指摘しております。このB棟に関しましては、ちょうど16年の12月に坂本建設、鹿児島市が同じような分割発注で、分割で落札しております、残りは地元業者が残りをしているということですが、これが3階であって、これが今度は4階であったわけですが、ちょうどその坂本建設の落札価格が1億5,540万円ありました。ちょうど600万円ほど今回が、3階が4階になったということで高いというふうな計算になるんじゃないかなと思うところですが、1階部分が上がったというのが600万円の増ということで、安いのじゃなかろうかと。入札の結果ではありますが、それが適切であろうと思ってらっしゃるのかどうなのか、そこをまずお尋ねしたいと思います。

それから数年前からこれにA、B、Cと設計は全く見る範囲では素人目で見る範囲では同じのようござります。このA、Bのところに住んでらっしゃる方々がここに住んでて、何かもうちょっとこういうような改善したらどうだろうと、もうちょっと住み心地はこれでいいの、こちらの方からもこの状態でいいですかと聞いて改善をするなどしようかなというような、そういう検討をなさったのかどうなのか。またそれから1階部分にちょっと狭い部分が、一部屋少ない部分が自転車置き場になって、狭くなっている部屋が4世帯ぐらいあります、これは高齢者など少ない家族のところをメインとした入居者を対象としていると思いますが、今高齢者などの少ない家族がふえてきております。それがふやす必要がなかったのかどうなのか、そこ、それで要望がなかったのかどうなのか、そういう

うところの検討がなかったかどうかをお尋ねしたいと思います。

○土木建設課長（樹 治美君）

B棟との関連を申されましたけれども、改善点といいますか、そういったこと等はちょっと私、つかんでませんけれども、今のところは聞いてないということです。

それと1階の方に2DKがありますが、当然そういった配慮になろうかなと思います。ただ今回はもう全部公募になりますので、公募の形になると抽選ということになります。そこらでその制限をかけるかどうかは今後検討していくかんだけれども、そういうように思います。

○14番（西園典子さん）

旧町のときには、そこ、たしか私の記憶ではその1階の狭いところはお年寄りを優先したいというような話もあったように記憶しております。そういうような配慮も必要なのはなかろうかなというふうに思つたりいたしますが、それは検討していただきたいと思います。で、お住まいの方々にお聞きしましたら、水回りのことなどで、やはりポンプなど、ポンプアップのことなどでちょっと苦情も聞いたこともありますので、そういうような苦情がないように、住み心地がいいようなふうに、せっかくお金をかけていいのをつくるわけですから、十分住み心地のいいのをつくりていただきたいと希望いたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○11番（漆島政人君）

先ほど部長の説明の中で、2工区の8戸については七千何百万円の工事金額だったという説明があったわけですけど、単純に今回の場合はその倍の16戸になるわけですよね。そうなった場合に1億六千何百万円の落札金額というのは、やはりかなり金額が違うように感じるわけですけど、この金額の違いの要因と

いうのはどういうところにあったのか、お尋ねいたします。

○土木建設課長（樹 治美君）

もうこれは入札の結果ということになります。中身的にですね。確かにおっしゃいましたように2工区の方は7,812万円ということですが。ただちょっと広目になっていくと、その分手間もかかるのかなというふうには思います。終わります。

○議長（宇田 栄君）

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第139号は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第139号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第139号について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第139号を採決します。

お諮りします。本案は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第139号紙屋敷公営住宅C棟（1工区）建築工事請負契約の締結については可決されました。

線の認定、変更及び廃止について

△日程第30 議案第141号あらたに生じた土地の確認について

△日程第31 議案第142号字の区域の変更について

△日程第32 議案第143号あらたに生じた土地の確認について

△日程第33 議案第144号字の区域の変更について

△日程第34 議案第145号字の区域の変更について

○議長（宇田 栄君）

日程第29、議案第140号市道の路線の認定、変更及び廃止についてから、日程第34、議案第145号字の区域の変更についてまで、6件を一括議題とします。

6件について、提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第140号は、市道の路線の認定、変更及び廃止についてであります。旧町間を接続する市道の一本化並びに国、鹿児島県からの移管及び開発業者からの寄附採納のあった10路線を市道として認定し、3路線を変更し、これに関連する18路線を廃止したいので、道路法第1条第2項及び第10条第3項の規定により提案するものであります。

次に、議案第141号は、新たに生じた土地の確認についてであります。鹿児島県が施工した鹿児島江口漁港区域内公有水面埋め立てに関する工事について、平成18年8月10日付で竣工認可があったので、これを新たに生じた土地として確認するため、地方自治法第9条の5、第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

△日程第29 議案第140号市道の路

次に、議案第142号は、字の区域の変更についてであります。鹿児島県が施工した江口漁港区域内公有水面埋め立てに関する工事について、平成18年8月10日付で竣工認可があり、字の区域の変更をしたいので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第143号は、新たに生じた土地の確認についてであります。鹿児島県が施工した江口漁港区域内公有水面埋め立てにより、永続的に陸地となった土地が形成されたので、これを新たに生じた土地として確認するため、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第144号は、字の区域の変更についてであります。鹿児島県が施工した江口漁港区域内公有水面埋め立てにより、永続的に陸地となった土地が形成されたため字の区域の変更をしたいので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第145号は、字の区域の変更についてであります。土地改良法による土地改良事業、県営農地環境整備事業入来地区の工事完了に伴い、字の区域の変更をしたいので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、6件の内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

#### ○産業建設部長（外園昭実君）

それでは議案第140号市道の路線の認定、変更及び廃止についてでございますが、別紙をあけていただきまして、まず市道の認定路線の番号1から8番までの路線につきましては、廃止路線との絡みもございますが、とりあえず1番から8番までについては旧町でそれぞれ認定していた路線を、合併により旧町区域を接続しまして一本化する路線というこ

とでございまして、まず1番目の上野恋之原線でございますが、これは通称広域農道として整備された路線でございますが、これまで旧東市来町では、廃止路線の方にあります上野美山線、旧伊集院町では寺脇直木線として認定しておりましたが、今回起点をいちき串木野市境、終点を鹿児島市境とする上野恋之原線という路線名で認定するもので、延長が1万8,508.4キロメートルとなります。

2番目の、下神殿田代線は廃止路線の3番、4番を一本化するものでございます。3番目の野田梅木線は廃止路線の5番と6番を一本化します。4番の大田川口線は廃止路線の7番、8番、9番を一本化します。5番目の岩井田飯牟礼線につきましては、廃止路線の10番、11番をでございます。6番の小山飯牟礼線は、廃止路線の12、13番を一本化します。7番の田平印口線は、廃止路線の14、15番を一本化いたします。8番の迫前堀之坂線については、16番、17番を一本化するというようなふうに認定するものでございます。

認定路線の9番の田平下印口線につきましては、日吉、吹上境にありますが、旧日吉町では農道でしたが、ここに河川に橋が完成しましたために農道から旧町間を結ぶ市道として認定するものでございまして、廃止路線の方に、18番にあります印口日吉線は、今まで吹上町の市道として認定されていましたので、この路線と重複しますので廃止するというようなことになっています。

次に、認定路線のさつま湖線につきましては、吹上地域で今田中津線を改良工事したために既存の残路線290メーターが残りましたので、これをそのまま廃止せずに認定するものでございます。

11番の納来線につきましては、資料の方は3ページの図面になりますが、伊集院町野田地内で、旧国道3号線でございますが、こ

れ76メーターを国から市へ移管されたために認定するものでございます。

12、13番の越場線と永吉停車場線につきましては、資料の方は4ページと5ページにありますが、日吉町吉利地内及び吹上町永吉地内の旧県道が県から市へ移管されたために認定するものです。

14番目の麓下万左エ門作線につきましては、資料の方、図面は6ページになりますが、東市来町長里地内で民間開発団地内の道路121メートルを寄附採納願いがありましたので、市道認定基準を満たしているので、今回認定しようとするものでございます。

次のページの市道の変更路線につきましては、3線ありますが、合併認定路線等によりまして起点と終点の変更を行うもので、川口美山線、井尻迫古城線、井手元線につきましては、資料に、7ページ、8ページ、9ページに資料についてありますので、その旧終点、新終点、新起点、旧起点というようなことがありますので、また後でお目通しをしていただきたいと思います。

次に、議案の141号新たに生じた土地の確認について説明を申し上げます。

これにつきましては、資料の図面を見ていただければおわかりだと思いますが、新たに生じた土地の確認について、県が海岸環境整備施設用地として施工しました江口漁港区域内公有水面埋立工事について、平成18年8月10日付で竣工認可がありまして、新たに生じたときを確認するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるもので、埋立面積につきましては、別紙の日置市大字東市来町伊作田字岡1890の2ほか、地番等の地先公有水面埋立地で面積が9,662.91平米ということでございます。

次が、142号字の区域の変更についてでございますが、別紙を見ていただきたいと思いますが、これにつきましては、前の議案

141号で埋め立てにより新たに生じた土地として、大字東市来町伊作田字富川ノ下に包括される区域は、この別紙に書いてありましたとおり地番と地先でございまして、字の区域を変更しようというものでございます。

議案第143号につきましては、新たに生じた土地の確認についてでございますが、これも図面を見ていただきたいと思いますが、さきの議案第141号により埋め立てしたことによりまして、今まで公共空地である海浜地、つまり砂浜であった部分の土地が永続的に陸地と見られる土地として形成されましたので、新たに生じた土地として確認するため議会の議決を得たいというところで、面積につきましては、別紙のとおり日置市大字東市来町伊作田字岡1874の2ほか地番等の地先で、面積が4,055.97平米でございます。

次、議案第144号字の区域の変更についてでございますが、これも前の議案第143号で形成された土地として大字東市来町伊作田字富川ノ下に包括される区域は、別紙に示しております地番と地先であります、字の区域を変更したいということでございます。

次の、字の区域の変更について、145号について説明を申し上げます。字の区域の変更について、これは入来、吹上町入来地区の約11ヘクタールの土地改良事業県営農地環境整備事業、中身としましては、暗渠排水、農道等圃場整備事業の換地等でございますが、工事が完了しましたので、字の区域の変更をするものでございます。

別紙を見ていただければわかると思いますが、別紙のとおり変更後の大字吹上町入来に包括される区域は、別紙の表の地番になりますが、大字吹上町中之里字竹原崎の地番は、大字吹上町入来字梨子川に包括されます。それから、大字吹上町入来字久木町、五反田の地番につきましては、字高柳に包括、それか

ら字久木町、飯伏、地頭用、小緑の地番につきましては、字五反田に包括、字五反田の地番は字小緑にそれぞれ包括されるということでございます。

次の次のページに変更前の原型図と、変更後の換地図がございますので、お目通しをお願いしたいということで説明を終わります。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時10分といたします。

午後2時02分休憩

---

午後2時10分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから6件について質疑を行います。質疑ありませんか。——ちょっとお待ちください。その前に市民生活課長から答弁を。

○市民生活課長（桜井健一君）

先ほどの人権擁護委員の費用のことにつきましてご答弁を申し上げます。

人権擁護委員は、ご承知のとおり法務大臣の任命でございますので、市からの報酬とか、活動に対しての報償とかそういうものは一切ございません。

ですから国家公務員に対する旅費規程に基づきまして、研修会等への出席の旅費とか人権相談等を開設しますけども、そのときの費用につきましても、法務局の方から、例えば5時間以上、相談等にのられた場合は2,000円プラス旅費の実費の900円と、5時間以内であれば1,100円プラス旅費の実費というような形で支給をされております。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

失礼しました。これから6件について質疑を行います。質疑ありませんか。

○17番（梅 康博君）

一つだけお聞きしたいと思いますが、この埋め立てについては、県が埋め立てた土地、それから自然発生的に海浜が陸地となった土地。自治法を見ますとその確認は自治体でするようになっているわけでございますけれども、その所有権の帰属はどこになるのか。今まで東市来の方であったという説明でしたけれどもお聞きしたいと思います。

○産業建設部長（外園昭実君）

埋め立てた土地については、県が埋め立てましたので県有地でございます。新たにできたところも県有地ということになります。

○議長（宇田 栄君）

しばらく休憩いたします。

午後2時14分休憩

---

午後2時14分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○東市来支所長（住吉伸一君）

埋め立てたところは国有地になります。そして……、埋め立て地は。県が埋め立てては国有地として取り扱います。

○議長（宇田 栄君）

梅議員さんにお聞きしますけど、142と145……、（発言する者あり）よろしいですかそれで。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています6件のうち、議案第140号は産業建設常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま議題となっております6件のうち、議案第141号から議案第145号までの5件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって議案第141号から議案第145号までの5件については委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第141号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第141号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第141号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第142号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第142号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第142号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第143号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第143号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第143号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第144号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第144号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第144号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第145号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第145号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第145号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第35 議案第146号消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

△日程第36 議案第147号地方自治

- 法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- △日程第37 議案第148号日置市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- △日程第38 議案第149号日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正について
- △日程第39 議案第150号日置市給水条例の一部改正について
- △日程第40 議案第151号日置市下水道条例の一部改正について
- △日程第41 議案第152号日置市行政手続条例の一部改正について
- △日程第42 議案第153号日置市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第35、議案第146号消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてから、日程第42、議案第153号日置市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正についてまでの8件を一括議題とします。

8件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第146号消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてあります。消防組織法の一部を改正する法律の施行等に伴い関係条例の整理を図るため、地方自治法第96条

第1項第1号の規定により提案するものであります。

この内容につきましては、消防長に説明させます。

次に、議案第147号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてであります。地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴い関係条例の整理を図るため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第148号は、日置市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてであります。日置市の行政手続等に県と共同開発している電子申請システムを導入し、オンライン化を図るため、条例を制定したので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものです。

この2件につきましては、総務企画部長に説明をさせます。

次に、議案第149号は、日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正についてであります。乳幼児医療費助成事業の助成方式が自動償還方式となることに伴い所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものでございます。

この内容につきましては、市民福祉部長に説明させます。

次に、議案第150号は、日置市給水条例の一部改正についてであります。東市来地域、伊集院地域、日吉地域及び吹上地域の水道料格差の是正並びに日置市水道事業に関する費用の増嵩に伴い、水道事業の健全な運営を図るため、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第151号は、日置市下水道条

例の一部改正についてであります。日置市下水道事業にかかる費用の増嵩に伴い、下水道事業の健全な経営を図るため、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものでございます。

この2件につきましては、産業建設部長に説明させます。

次に、議案第152号は、日置市行政手続条例の一部改正についてであります。行政手続法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

議案第153号は、日置市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正についてであります。消防表彰規定の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものでございます。

この2件につきましては、総務企画部長にさせます。

以上、8件のご審議をよろしくお願ひいたします。

#### ○消防本部消防長（田上規夫君）

議案第146号をお願いいたします。別紙により説明させていただきます。

消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例ということで、2点の改正について説明させていただきます。

1点目は「日置市消防団の設置等に関する条例の一部改正について」、2点目は「日置市消防本部及び消防署設置条例の一部改正」であります。

まず1点目につきましては、「趣旨第1条 消防組織法第18条第1項の規定に基づき、

消防団の設置、名称及び区域について定めるものとする」と改めたものでございます。

改正前は「消防組織法第15条第1項の規定により」となっておりましたので、条文を整理したものです。

2点目は、日置市消防本部設置条例の第1条中の「消防組織法第11条1項の規定により」を「第10条第1項の規定に基づき」に改めたものであります。

いずれも消防組織法の一部改正に伴い、関係条文を整理したものでございます。

以上でございます。

#### ○総務企画部長（益満昭人君）

続きまして議案第147号について補足説明を申し上げます。

今回の地方自治法の改正によりまして、当議案を提案することになったわけでございますけれども、この条例につきましては、3点の主な主要事項の改正からなっております。

まず地方自治法第16条第15項関係で、市町村の「助役」に変えて、市町村に「副市長」を置くこととされました。そして、副市長の定数は条例で定めることとされたわけでございます。

大きな2番目でございますが、地方自治法の第168条第1項関係で、出納長及び収入役が廃止され、普通地方公共団体に会計管理者1人を置くこととされました。そして、この会計管理者は職員のうちから市長が任命する、命ずるものとされたわけでございます。

大きな3番目といたしまして、普通地方公共団体のこれまで「吏員とその他の職員」という職員についての区分がございましたけれども、この区分がなくなりて、「職員」という1つの表現に改められたわけでございます。

また、同法第173条関係で、事務吏員と技術吏員という区別がこれまでございましたけれども、これも廃止されまして職員という

ことになったわけでございます。

以上の改正を受けまして、今回、市の条例のここに上げてございます8本の条例に関する改正をこの1本の条例にまとめてございます。そしてあわせて、これまでもしておりますけれども、字句等の整理もさせていただいたわけでございます。

まず第1条でございますが、第1条は日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。

続きまして、第2条では日置市特別職報酬等審議会条例の一部改正。第3条で日置市長等の給与等に関する条例の一部改正。第4条では日置市職員の給与に関する条例の一部改正。

右のページでございますが、中ほどからちょっと上にございますが、第5条で日置市職員等の旅費に関する条例の一部改正。あけていただきまして、第6条で日置市税条例の一部改正。第7条で日置市助役の定数を定める条例の一部改正。その中で題名を次のように改めるというのが、日置市副市長の定数を定める条例の題名を書いてございます。

それから第8条で日置市収入役を置かない条例の廃止をするものでございます。附則として、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第148号でございますが、今回、平成14年から県と県下全市町村で、電子自治体運営委員会というものを設置いたしまして、共同で市役所への申請の届け出がインターネットを通じてできる、いわゆる電子申請のシステム整備が12月でほぼ終わりますので、本市でも府内の体制が整いましたので、19年4月から市民生活課においては、住民票の写し等の交付請求ほか等の4件、税務課においては各種納税証明書等の交付請求17件、福祉課において1件、介護保険課におきまして6件、合計28の利用の

予定が4月から開始されるものでございます。

今回、そういうことで条例を制定するものでございまして、これまで既に県内では、鹿児島市を初め41市町村が一部は運用をしております。

それでは別紙により、概要を説明させていただきます。

日置市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例でございまして、第1条が目的でございます。この条例は市の機関にかかる申請、届け出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようとするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とするということで、インターネットを使って市のホームページに入つて、そこで申請をするというものでございます。

第2条で定義でございます。1号で条例等、2号で市の機関、3号で書面等、4号で署名等、5号で電磁的記録、6号で申請等、7号で処分通知等、8号で縦覧等、9号で作成等、10号で手続等をうたってございます。

第3条では、電子情報処理組織による申請等ということで、つまりパソコンからインターネットを通じて申請できることをうたっているわけでございます。

第4条が電子情報処理組織による処分通知等でございます。

第5条が電磁的記録による縦覧等、6条が電磁的記録による作成等、7条で手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表ということで、市長は、少なくとも毎年度1回、市の機関が情報処理組織を使用して行わせ、また行うことができる申請等及び処分通知等その他の条例の規制による情報通

信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により、公表するものとするということでございます。

第8条で委任規定でございます。

附則といたしまして、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

第2項で、日置市行政手続条例の一部を次のように改正するものでございまして、手続条例の第8条第1項中、添付書類のところを添付処理その他の申請の内容ということで、他の申請の内容を追加しております。

以上、よろしくお願ひいたします。

#### ○市民福祉部長（樋渡健郎君）

それでは議案第149号日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正についての主なことについて、補足説明を申し上げます。

日置市の乳幼児医療費助成制度は、現在、償還払い方式をとっていますが、申請手続が繁雑なこともあります、支給方式の改善の要望もあったところでございます。

今回、鹿児島県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の改正が行われ、助成金の支給方式が、これまでの償還払い方式から自動償還払い方式へとなりました。

この改正に伴いまして、日置市乳幼児医療費助成条例の一部を改正するものでございます。

別紙についてご説明をいたします。今回自動償還払い方式になることに伴いまして、第6条の2で、受給資格者証の提示の規定を設けてございます。医療機関の方に、この受給資格者証の提示をするということになります。

次に、第7条関係は助成金の支給申請の規定でございますが、第7条の2に、受給資格者証等を提示して保険給付を受けたときは、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき、国保連合会から市長に費用等の通知をもって助成金の申請があつたものとみなすこ

との規定を加えてございます。

つまり医療機関等で保険給付を受けて、窓口で一部負担金を支払ったことで、助成金の申請をしたことになります。その後、国保連合会からの通知に基づきまして、役所の方で、受給資格者に助成金を振り込むということになります。

附則では、この条例は公布の日から施行し、平成19年3月1日以降の診療分から適用するということにしております。

以上で終わります。

#### ○産業建設部長（外園昭実君）

それでは議案第150号日置市給水条例の一部改正について説明を申し上げます。

条文に入ります前に、水道事業につきましては、合併を機に東市来町と伊集院町の上水道事業を統合しまして、また本年度からは、簡易水道事業としまして、旧日吉町、吹上町の簡易水道旧事業分を、地方公営企業法の規定を全部適用し、一本化いたしました。

水道料金の統一につきましては、合併協定書の確認事項で、新市において経営分析を行いまして、平成19年度から新しい料金体系に統一し、平成21年度までは負担増に伴う段階的な調整を行い、平成22年度から新料金とするというふうになっておりました。

水道料金は、できるだけ安くて供給できることがまず前提となります。公営企業としてすべての水道事業を一括経営することになり、新たな減価償却費、それから水源地配水地の監視システム整備、配水管布設替え、水源対策、機器更新等、計画的な事業実施が必要でありますことから、水道事業運営審議会に諮問をいたしまして、答申を得ましたので、今回、水道料金の改定を提案するものでございます。

別紙に入りまして、第18条中、種別用途、口径別等の区分に従い、基本料金を口径別基本料金に、それから「の規定する」を「に規

定する」に改めるというふうになっておりますが、日置市は種別用途別の料金体系は設けておりませんで、口径別の料金体系ですので、条文の種別、用途を削るもので、それから第19条第2項、第22条第2項中、24条第3号も同様に削るものでございます。

また第27条は、条文整理で「額」という文字を加えるものでございます。

別表を次のように改める。これまで旧町別々でありました料金体系を統一するものでございます。

今回の主な改正につきましては、まず流量割合、水の流れる量の割合を勘案しました基本料金を口径別に設けたことでございます。

13ミリから100ミリとなっております。

これまで伊集院地域につきましては、こういったものを設けておりました。それから3地域につきましては、東市来、日吉地域についてはもう550円の一本、吹上につきまして420円の一本の基本料金ということございましたが、県内の7割の市町自治体が口径別基本料金を設けております。

次に、従量料金の改定ですが、旧町及び他自治体の従量料金も対比しながら改定をしております。また5,000トン、月5,000トン以上については一部調整をしております。

それから参考までに、日置市内の需要家の95%が13ミリの口径を利用しておられますので、月平均使用水量は24トンということでございます。24トンの場合は、改定によれば2,960円ということに使用料がなります。

これまで東市来町の場合が24トンで2,820円でした。140円アップの5%増です。伊集院町は2,650円で11.7%増、310円の増です。日吉町につきましては2,620円でしたので13%増で340円。吹上町は2,470円で19.8%、490円増ということになります。

これを調整しますので、4年後の平成22年は、市の平均は14%の改定率ということで、年間9,300万円程度の増額になる見込みでございます。これらの額を4年間の調整措置で上げていくことになります。

附則としまして、この条例は19年4月1日から施行する。経過措置の第2項につきましては、水道料金は2カ月1回検針しますので、4月以降の使用料を完全に対象とするため、5月31日までの検針により使用料の額が確定する水道料金については、従前のとおりでございまして、それ以降の分が新料金ということになります。

第3項につきましては、負担増に伴う段階的な調整をするために、附則別表のとおり、平成19年度、20年度、21年、各年度ごとの基本料金、従量料金、また坊野地区の営農用従量料金も年度ごとにそれぞれ定めております。

そういうことで、1年ごとの調整額につきましては、先ほど申し上げましたが、13ミリで月24トンの場合は、東市来で35円、伊集院で78円、日吉町で85円、吹上町で123円という月々が上がることになります。1年ごとのアップ率は3.5%、4年後が平均で14%というようなアップ率になります。

次に、議案第151号の下水道条例の一部改正についてでございますが、今回の改正は下水道使用料の改正で、先に下水道審議会に、これも改正内容を諮問いたしまして、答申を得たものでございます。

本市の下水道使用料につきましては、維持管理費を使用料で賄っているということでございまして、資本費、いわゆる地方債の元利償還金ですが、これも含めた残りはすべて一般会計から繰入金に依存しているというのが現状でございます。

今回の改正理由としましては、国の下水道使用料算定の基本的な考え方としまして、汚水処理に係る維持管理費のみならず、資本費についても、使用料の対象とすることが妥当であるとか、供用開始から18年経過しておりますが、一度も使用料を改正しておりません。

また、終末処理場の機械設備の更新時期にもなっておりまして、修繕費がかさんでおり、財政事情を考慮して、計画的な事業推進を図る必要があります。

また使用者負担の原則に立ちまして、下水道区域以外の未利用者との負担の公平も図る必要があるということで、今回は資本比率利子の10%に匹敵する改定率は23.71%の改正となっております。

別紙3でございますが、別紙第3条は字句の修正でございまして、第16条の表を次のように改めるということでございますが、まず一般汚水のこれまでの基本料金は、10立方ですが、もうトンで言いますが、一般汚水はこれまでの基本料金は10トンまでの従量料金を含んだ料金体系800円でございましたが、今回は、基本料金を800円、それから10トンまでは20円の従量料金の区分を新たに設けております。

それから10トンを超えて、20トンまでの部分につきましては、これまで80円を100円に、20円アップしております。

以下、10トンから30トンまでは20円アップしまして110円、30トンから40トンが25円アップの125円、40トンから50トンまでは25円アップの135円、50トンから100トンまでは25円アップの140円、100トンを超える部分につきましても25円アップの145円としております。

以上による使用料の増につきましては、年間3,500万円程度増になると見込んでお

ります。

なお公衆浴場汚水の関係については、今回は改正しておりません。

下水道の一般家庭の平均月の使用料は、大体20トン台が多いですので、20トンで算出した場合、これまで1,680円だったものが2,100円、420円上がるという試算になります。

以下、26条、28条については条文整理です。

附則としまして、この条例は19年4月1日から施行する。2項でこれも同じように、水道と同じように2カ月検針をしておりますので、19年5月31日までの検針により使用料の額を確定する公共下水道の使用料については、従前のとおりということでございます。

以上で説明を終わります。

#### ○総務企画部長（益満昭人君）

それでは議案第152号につきまして、補足して説明を申し上げます。

まず別紙をお開きください。今回の行政手続条例の、国の条例が改定されました。そういうことで今回は、第1条第1項中で「第38条」を「第46条」に改めるという条の繰り下げでござますが、今回の國の改正におきまして、意見公募手続等の関係条文8カ条になる条文が、この38条から45条までに挿入されました。そのために、これまで38条で地方公共団体の措置というところがございましたが、これが46条にずれたということで、今回の改正をするものでございます。

続きまして、議案第153号でございますが、日置市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正でございます。この別紙でございますが、平成18年5月30日、消防庁告示によりまして、消防表彰規定の一部の改正が行われまして、「消防吏員」を

「消防職員」に改められました。

今回、別紙のとおり、日置市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正するものでございます。今回も、内容につきましては、あわせて字句の整理まで行うものでございまして、「消防吏員」を「消防職員」に改めるものが今回の主題でございますので、よろしくお願ひいたします。

また附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の日置市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の規定は、平成18年4月1日から適用するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから8件について質疑を行います。質疑ありませんか。

○13番（田畠純二君）

議案第146号、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う。今、消防長の方から、一応の字句の訂正は今、説明があったんですけど、提案理由として、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴いと、こうなってるんですが、具体的に、消防組織法の一部がどのように改正されたかということの説明がなかったようでございますんで、字句の訂正はこういうことですけど、どういうことは消防組織法の中で一部改正されたのか。もう一回、説明していただきたい。以上。

○消防本部消防長（田上規夫君）

消防組織法の改正部分でございますが、平成18年6月14日に公布されまして、その内容につきましては、消防組織法の第31条から35条第2項までが新設されたということであります。

内容につきましては、第31条関係が市町村の消防の広域化、第32条関係が基本指針の策定、第33条関係が推進計画の策定等、第34条関係が広域消防運営計画の作成等、

第35条関係が国の援助及び地方債の配慮等、これが今回新しく新設されております。

なお条文の移動につきましては、各条文に見出しとして「消防本部及び消防署」及び「消防団」とか後番号を付し条文を整理したことになります。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（坂口洋之君）

議案第149号です。日置市の乳幼児助成条例の一部改正についてお尋ねいたします。

昨年の議会で、私が、償還払いのことについて、現在、鹿児島市だけが自動償還されて、日置市の場合は、日置市内を含めてあちこちの病院に行くということで、非常に難しいという答弁が返ってきました。

日置市もやっと自動償還になってありがたいんですけども、日置市の場合はあちこちの病院に利用されています。2,000円を超えた差額が返ってくるわけなんすけれども、鹿児島市などは、シルバー人材センターが病院に行って、病院の請求書を回収して精算する形をとっているんですけども、日置市はこの請求の精算をどういった形を考えているのかお尋ねいたします。

○健康保険課長（脇 忠男君）

乳幼児医療申請ですけれども、これにつきましては、今までどおり一部負担金2割、あるいは3割を払いまして、そしてそのときに受給者証を提示すれば、今までが領収書等を持って申請していたのが、今回のこの制度により、領収書等をつけて申請をしなくても、自動的に入ってくるということで、自動償還方式ということでございます。

○5番（坂口洋之君）

5番。ちょっと私もよく聞き取れなかっただんですけれども、結局、2,000円を超えた差額が、市民の方に返されるわけです。今

までは、日置市は市役所に2,000円を超えた額は領収書を持って精算してたんですけど、今度は病院ですべてできるわけですよね、手続が。

○議長（宇田 栄君）

続けて言いなさい。それだけですか。3回で終わるから続けて。それだけでいいですか。その質問だけでいいですか。

○5番（坂口洋之君）

再度、もう一回、説明をお願い、市民福祉部長の方から。聞き取れなかつたんで。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

補足説明の中で、今、坂口議員がおっしゃる第7条関係で、その手続が不要になるという項目がここに入っているんですよ。だから、つまりその7条関係につきましては、先ほど私が言ったことをもう一回申し上げますと、医療機関等で、保険給付を受けるわけです。受けて一部負担金を支払います。その一部負担金を支払ったことでもう乳幼児医療の助成申請を行ったことになるということで、その医療機関からその後国保連合会を通じまして、市役所の方に幾らかかりましたよという通知が来ますので、その通知に基づきまして、市役所の方でその保護者の口座の方にもう自動的振り込むという形でございます。そういうことです。

○議長（宇田 栄君）

いいですか。

○5番（坂口洋之君）

わかりました。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

153号について、私も議運で総務部長の説明を受けたときに、賞じゅつ金って耳慣れない言葉ですねって言って、「じゅつ」というのは、漢字で書いたらどうなんだろうということで、事務局に調べてもらいましたが、

質疑のちょっと前にこれだけ。りっしんべんに血という字を書くんですよね「じゅつ」、りっしんべんに血、そして賞じゅつ金、功績などを褒めたたえ、金品を与えることということが私も賞じゅつ金という何でこんな難しい言葉使うんだろうと思つたりしましたが、過去に日置消防で、この賞じゅつ金を授与された、こんどは支給でしたね、支給に変わりますが、今まで授与でした。授与された人がいるのか。それから消防で殉職者が過去に出たことがあるのか。それからもう1点、その金品はどれほどか。3点だけ質問いたします。

○消防本部消防長（田上規夫君）

発足25年たちますけども、いまだかつて、それは該当者はおりません。

○18番（坂口ルリ子さん）

両方とも、殉職者も。

○消防本部消防長（田上規夫君）

はいそうです。

○議長（宇田 栄君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○19番（東 孝志君）

議案第155号に対して、ちょっと1点だけ質問いたします。

水道料金を上げるのは、これはもう経費が必要からやむを得ないんだろうと思いますけれども、その前に、水道料金を上げる前に、行政もこういう努力をして水道料金を上げますから、市民も協力してくださいとこういうことを何かこう市報でも載してやって方がいいんじゃないですか。

またいろいろ言われるんですよ。またおまえたちは水道料金上げたねって。行政もやっぱり1億2,000万円ぐらい入るんですね、給料が。1億二千何百万円かかるてあると思ったんですよ。これを少しでも減らして、行政もこういう努力をするから市民も協力を

してくださいとこういうことは言えないんですか、広報で。

○水道課長（岡元義実君）

お答え申し上げます。水道料金の改定につきましては、長いところでは25年ぶりに上げなければならないというところもあるわけでございますが、いずれにしましても、水道料金を上げるということは、利用者にとりまして大きな負担でございます。

今、議員、仰せのとおり、住民の皆さんにも理解をしていただいて、協力をいただくという立場でございますので、広報等、あるいは市の水道だよりなどで、十分にPRをしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○15番（田丸武人君）

私は下水道料金のことについてお伺いいたします。

年間3,500万円アップと、ほいから1,680円が2,100円ぐらいになるということですが、下水道については、私は決算委員会ではなかったんですが、大体、2億1,000万円から2,000万円の一般会計から繰り出しますが、そういう関係で配慮する必要は一つもないものでしょうか。

3,100万円上がっても、まだ相当の繰り出しをするんですが、それでも心配しないでいいんですか。それはもう当然、一般会計は行政上に含まれているんだということでありますか。

○下水道課長（宮園光次君）

お答えします。今回の料金改定は、一応、先ほどありましたとおり400円の値上げということでございます。

一般会計からの繰り出しはどうかということでお答えしますけれども、今の試算で行きますと、20トン当たり5,400円程度もらわなければ一般会計繰り出しをゼロというこ

とはできないと。

それから18年間、1,600円で通しておりましたので、急激な値上げというのは、いかがなもんかということで、3段階ぐらいに分けて値上げをするという計画でございます。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

いいですか。ほかに質疑はありませんか。

○15番（田丸武人君）

合併浄化槽でも、毎月1回検査をすればたしか1万8,000円か2万円ですよね、検査料だけで。年間毎日、毎月、毎年、1回はくみ取るようになってるが、それがやっぱり4万円ぐらいかかりますから、やっぱり6万円ぐらいかかるんです。

そういうのを配慮すれば、やはり私は四、五万円は必要じゃと。水道でも思ったもんですから質疑いたしました。また一般質問でもするようになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（宇田 栄君）

答弁はいいですか。

○15番（田丸武人君）

はい。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています8件のうち、議案第148号は総務企画常任委員会に、議案第149号は環境福祉常任委員会に、議案第150号及び議案第151号は産業建設常任委員会にそれぞれ付託します。

お諮りします。ただいま議題となっています8件のうち、議案第146号、議案第147号、議案第152号及び議案第153号の4件については、会議規則第

37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第146号、議案第147号、議案第152号及び議案第153号の4件については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第146号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第146号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって議案第146号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第147号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第147号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって議案第147号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第152号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わり

ます。

これから議案第152号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって議案第152号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第153号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第153号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって議案第153号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第43 議案第154号平成18年度日置市一般会計補正予算（第5号）

△日程第44 議案第155号平成18年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第45 議案第156号平成18年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）

△日程第46 議案第157号平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第47 議案第158号平成18年度日置市公共下水道事業

- 特別会計補正予算（第3号）
- △日程第48 議案第159号平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- △日程第49 議案第160号平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第3号）
- △日程第50 議案第161号平成18年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）
- △日程第51 議案第162号平成18年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- △日程第52 議案第163号平成18年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- △日程第53 議案第164号平成18年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）

#### ○議長（宇田 栄君）

日程第43、議案第154号平成18年度日置市一般会計補正予算（第5号）から日程第53、議案第164号平成18年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）までの11件を一括議題とします。11件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

議案第154は平成18年度日置市一般会計補正予算（第5号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4億3,711万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ244億

3,911万円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、災害復旧事業費の災害査定による事業費減額のほか、補助事業の事業費変更、市税の過誤納返戻金、教育施設等の施設修繕等の予算補正でございます。

まず歳入の主なものは、地方交付税で普通交付税の交付額の確定、特別交付税の交付見込み額の減により1億円を増額計上いたしました。分担金及び負担金で、県営かんがい排水、県営防災ダム事業費分担金等の増により38万5,000円を増額計上しました。

使用料及び手数料で、水産業使用料、観光使用料等の減により101万9,000円を減額計上いたしました。

国庫支出金で、自動措置費国庫負担金の制度改正の減額、公共土木施設災害復旧費事業、地域インターネット基盤施設整備事業、まちづくり交付金事業等の事業費変更等により3億266万5,000円を減額計上いたしました。

県支出金では自動措置費県負担金の制度改正の増額、農業費県補助金、農林水産施設災害復旧費事業等の事業費の変更により2,340万5,000円を増額計上いたしました。

財産収入で、財産貸付収入の高齢者共同生活住宅貸付収入、肉用牛特別導入事業基金利子の増額により5万9,000円を増額計上いたしました。

繰入金で、財源調整のための財政調整基金繰入金の減額、老人保健医療特別会計繰入金の増額により652万5,000円を減額計上いたしました。

諸収入でコミュニティー助成事業助成金の増額、土地改良施設維持管理適正化事業交付金の減額等により425万円を減額計上いたしました。

市債で、総務債の地域インターネット基盤整備事業債、農林水産業債の県営中山間地域総合整

備事業債、県営かんがい排水事業債、県営広域農道整備事業債、土木債の一般単独事業債、市道整備事業債、教育債の社会体育施設整備事業債、消防施設整備事業債、災害復旧事業債の事業費確定により 2 億 4 , 6 5 0 万円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、議会費で、職員手当等の減額により 6 万 8 , 0 0 0 円を減額計上いたしました。

総務費で、人件費減額、情報管理費の地域イントラネット基盤施設整備事業、工事請負費の減額、賦課徴収費の過誤納返戻金、還付加算金の増額等により 2 億 5 , 1 5 1 万 4 , 0 0 0 円を減額計上いたしました。

民生費では、人件費の減額、自動措置費の制度改正による補助費の増額、生活保護の補助費の増額等により 3 , 4 8 2 万 4 , 0 0 0 円を増額計上いたしました。

衛生費では、老人保健医療特別会計への繰り出し金の増額、国民健康保険財政対策費の繰り出し金の増額、塵芥処理費の委託料、執行残の減額により 3 , 4 2 5 万 7 , 0 0 0 円を増額計上いたしました。

農林水産業費では農業振興費の活力ある村づくり支援事業、稲作生産システム確立推進事業、活動火山周辺地域防災営農対策事業、農地費の県単農村整備事業、県営かんがい排水事業等の事業費変更等により 4 , 7 8 3 万 6 , 0 0 0 円を減額計上いたしました。

商工費では、人件費の減額や、観光施設管理費委託料の執行残の減額等により 2 2 1 万 7 , 0 0 0 円を減額計上いたしました。

土木費ではまちづくり交付金事業、中央道路整備臨時交付金事業、道整備交付金事業、土地区画整理事業費、街路事業の事業費組み替え、公営住宅建設事業、がけ地建設危険住宅移転事業の減額等により 7 3 5 万 2 , 0 0 0 円を減額計上いたしました。

消防費では、人件費の減額や、備品購入費

の執行残の減額等により 4 0 4 万 8 , 0 0 0 円を減額計上しました。

教育費では、小学校費の湯田小学校建設事業委託料工事請負費の執行残の減額、自治会集会施設等補助金の増額、総合運動公園整備事業の委託料、工事請負費備品購入費の執行残の減額等により 1 億 3 8 4 万 7 , 0 0 0 円を減額計上いたしました。

災害復旧費では、農林水産施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費の事業費変更等により 8 , 9 3 0 万 9 , 0 0 0 円を減額計上いたしました。

次に、議案第 1 5 5 号は平成 1 8 年度費日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 億 7 , 7 1 7 万 6 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 1 億 4 , 9 4 9 万 3 , 0 0 0 円とするものであります。

歳入では、国民健康保険税の滞納繰越金、督促手数料、共同事業交付金の増額、保険給付準備金繰入金の減額、一般会計繰入金の増額等により 3 億 7 , 7 1 7 万 6 , 0 0 0 円を増額計上いたしました。

歳出の主なものは、退職被保険者等高額療養費、保険財政共同安定化事業繰り出し金、一般被保険者保険税還付金、還付加算金の増額等の 3 億 7 , 7 1 7 万 6 , 0 0 0 円を増額計上いたしました。

次に、議案第 1 5 6 号は平成 1 8 年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6 , 0 5 4 万 6 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 8 億 7 4 2 万 5 , 0 0 0 円とするものであります。

歳入では支払い基金交付金過年度分一般会計繰入金の 6 , 0 5 4 万 6 , 0 0 0 円を増額計

上いたしました。

歳出では支払い基金交付金精算返納金、国庫支出金精算返納金、県支出金精算返納金、一般会計繰り出し金の6,054万6,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第157号は平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出それぞれ3億4,667万3,000円とするものであります。

歳出で、一般管理費の社会保険料、修繕料を増額計上し、そのほか委託料を減額計上いたしました。

次に、議案第158号は、平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,020万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,752万4,000円とするものであります。

歳入で一般会計繰入金の減額、事業債の増額により1,020万円を増額計上いたしました。

歳出では維持管理費の組み替え、下水道整備費、工事請負費の増額により1,020万円を増額計上いたしました。

次に、議案第159号は平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ63万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,526万1,000円とするものであります。

歳入では一般会計繰入金を63万円増額計上いたしました。

歳出では維持管理費の修繕料63万円増額計上いたしました。

次に、議案第160号は平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,652万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,115万1,000円とするものであります。

歳入では、営業収入の料金収入そのほか営業収入の減額、営業外収入の諸収入の減額等により1,652万9,000円を減額計上いたしました。

歳出では、総務管理費の一般賃金の減額、一般事業費の原材料費の減額等により1,652万9,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第161号は平成18年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48万1,000円とするものであります。

歳入では一般会計繰入金を39万2,000円減額し、繰越金19万1,000円を増額計上いたしました。

歳出では総務費の水質検査手数料を20万1,000円減額計上いたしました。

次に、議案第162号は平成18年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,657万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億5,486万1,000円とするものであります。

歳入では介護保険料の減額、国庫支出金の介護給付負担金、地域支援事業交付金等の減額、県支出金の介護給付負担金の増額、地域

支援事業交付金の減額、一般会計繰入金等の減額等により 2,657 万円を減額計上いたしました。

歳出で、一般管理費の備品購入費の増額、介護認定審査会費、居宅介護サービス給付費、包括支援事業の減額等により 2,657 万円を減額計上いたしました。

次に、議案第 163 号は平成 18 年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）についてあります。

既定の収益的収入及び支出の予算総額に、収入支出それぞれ 834 万 3,000 円を増額し、予算の総額を 3 億 7,041 万 6,000 円としました。

収益的収入では、事業収益 834 万 3,000 円を増額計上し、収益的支出では療養費 834 万 3,000 円を増額計上しました。

議案第 164 号平成 18 年度日置市水道事業会計補正予算（第 2 号）についてあります。

既定の収益的収入及び支出の予算総額に、収入支出それぞれ 531 万 4,000 円を増額し、予算の総額を 7 億 6,913 万 5,000 円と定めました。

収益的収入では、給水収益の水道料金の 531 万 4,000 円を増額計上いたしました。

収益的支出では、水道料金改定に伴う電算システム改修費の増額、職員給与費等の減額等により、営業費用の 531 万 4,000 円の増額計上いたしました。

また既定の資本的収入及び支出予算の収入を 679 万 5,000 円増額し、資本的収入の総額を 1 億 8,476 万 1,000 円と定めました。

収入では、企業債を 450 万円、国庫補助金を 229 万 5,000 円増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を 15 時 25 分といたします。

午後 3 時 16 分休憩

---

午後 3 時 25 分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。まず、議案第 154 号について質疑はありませんか。

○13番（田畠純二君）

13 番。18 年度日置市一般会計補正予算について 8 点ほど質疑いたします。

まず、補正予算の案のこの説明書の中で、8 点ほど申し上げますんで、答弁を期待いたします。

まず 20 ページの歳出でございまして、歳出の企画費 19 節の負担金及び補助及び交付金企画管理で、平成 18 年度コミュニティー事業、コミュニティー助成事業追加分、伊集院地域野田自治会 120 万円とあります。その前に、私は自分の所属しています教育文化常任委員会以外の関係について、事項について質疑いたしますので。

なぜこの 120 万円、なぜ今回この追加を補正するのか。また助成事業の内容、内訳はどうなっているのか。具体的にわかりやすく説明願います。

それから 21 ページの節 13 投資的委託料の執行残があります。740 万円。この投資的委託料とは具体的に何をしたのか。

それからその下の工事請負費 2 億 7,000 万円、その差額が 2 億 7,000 万円減額になるんですけども、この情報管理費、大体のことは予想できるんですが、この工事は何で、どうして 2 億 7,000 万円も減額になるのか。その工事の内容とともに、できるだけわかりやすく説明願います。これは 3 番目。

それから4番目、29ページの児童措置費、扶助費の中で、児童手当支給事業費6,892万円、制度改正による増額補正とこういうふうにありますけども、この制度改正はいつから施行されるのかなどのこの制度の改正の内容を、簡潔にわかりやすい立場で説明願います。

それから5番目、31ページの生活保護総務費、節20の扶助費4,361万2,000円、実績見込みによる増額補正とありますけども、なぜこんなに多額の実績見込み違いが発生するのか。その理由をわかりやすく具体的に説明してください。

それから6番目、35ページの委託料。減額の2,336万1,000円。この2つ書いてありますけど、この内訳、この2つの委託の内容。なぜ執行残が生じるのか。わかりやすく具体的に説明してください。

それから7番目、45ページ。決算特別委員会の委員長でも一部報告があったんですけども、この県営かんがい排水事業費減額の2,500万円、日吉地域事業費変更に伴う負担金の減額補正とございますけど、どのように事業を変更したのか。わかりやすく具体的に説明してください。

それから58ページと59ページ、まちづくり交付金事業、文化通り線と伊集院総合運動公園、事業変更に伴う云々、何項目かございますけども、この文化通り線と伊集院総合運動公園は、各々どのようにこのまちづくり交付金事業として変更したのか。わかりやすく具体的に説明願います。以上。

#### ○学校教育課長（町岡光弘君）

まず、3点についてお答えしたいと思います。

まず、18年度のコミュニティ助成事業追加分ということで、伊集院地域の野田自治会が今回、認定を受けております。

これは追加分として、6団体だったと思いますが、県の方に申請をいたしておりました。

結果として、1団体認可されたということで、事業の内容につきましては、公民館周辺の、野田自治会の公民館周辺整備という事業の内容でございます。

それから情報管理費の関係でございますが、投資的委託料の執行残につきましては、部内の情報管理のセキュリティ関係を整備したいということで進めておりましたが、その関係の執行残ということでございます。

それから工事請負費の関係は、先ほど来ありますように、地域インターネット事業地盤施設整備事業の関係の先般入札をいたしました工事に関する執行残ということでございます。

よろしくお願ひいたします。

#### ○福祉課長（豊辻重弘君）

福祉課につきましては、2点ほど質問がございます。

1点目の児童手当の部分でございます。児童手当につきましては、制度が今年4月1日に、対象者が従来、学年で申しますと、小学校の3年生までだったんです。それを6年生まで引き上げたということで、これを4月1日に早急手続をしております。そういうことで、大きく増額したという部分でございます。

これはなお法改正の関係で、当初の予算計上に間に合わなかったということもありまして、今回の増額計上となっております。

それともう1点です。生活保護の関係でございます。扶助費が4,361万2,000円の増ということでございますが、実績の見込みということでございまして、実は生活保護につきましては、生活補助とか住宅の補助とかはいろいろある中で、特に医療補助の部分が、ウエートが占める部分が大きいということで、これは医療補助です。病院に行かれたときの医療費の増額部分ということでよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

35ページの委託料のクリーンリサイクルセンターの執行残につきまして、私の方からご説明を申し上げます。

811万4,000円の不用額を生じておりますが、当初予算の方で1億7,455万2,000円の委託料を計上させていただいております。そういうことで、業務も30業務ぐらいここであるわけでございます。

そういうことで大きなことに関しましては、建物の清掃業務というのがございますが、これが入札をいたしましたら、業者さんの方で積もり違いがございまして、ここ226万円ほど予算計上していたわけですが、これが25万2,000円といったようなことで、業者さんの方が見積もり違いをして、そういう形で契約もさせていただいた経緯もございます。

それからあとその他プラスチックの保管業務ということで、このその他プラ保管していただいているんですが、この量が本年度は少なくて、これも180万円ほど減額をさせていただいております。

それとあとリサイクル関係で、溶質試験外5項目分析業務とか、ダイオキシンの業務とか、償却溶融施設の運転業務とかいろいろございます。こういった関係で400万円ほどの不用額も生じておりますので、細かい数字については申し上げればきりがございませんので、そういったのがありますと今回、こういった不用額が出てきているということでございます。

それからごみ収集運搬業務につきましては、市民生活課長の方から説明します。

○市民生活課長（桜井健一君）

お答えいたします。ごみ収集運搬業務委託料の執行残につきましては、塵芥処理費の中の可燃ごみ収集運搬業務委託、それから不燃

有害ごみ収集運搬業務委託、資源ごみ収集運搬業務委託、可燃ごみの分の収集委託、これ伊集院地域の分でございますが、これらが当初、積算及び昨年度の実績等で当初予算を組みますが、それにその後、入札を行いまして、入札による執行残というものでございます。

伊集院地域の分が全部合わせますと1,006万9,000円の執行残、それから日吉地域の分が1,040万円に対しまして、入札の結果524万9,000円ということで、515万1,000円の執行残ということでございます。

以上でございます。

○農林水産課長（熊野一秋君）

45ページの県営かんがい排水事業の件ですけど、この事業につきましては、県が事業主体となって実施している事業でございます。

18年度、この事業におきましては、ファームポンド500トンの容量ですけども、それと用水施設、それから取りつけ道路、この3つの施設を設置する計画で進めておりましたけども、ファームポンドの設置についての予算がつかなかったということでありまして、市の負担金2,500万円を減額というようなことでございます。

○都市計画課長（外園信夫君）

59ページの公園費、街路事業費についてございます。これにつきましては、国からの当初内示が、本市が最初要望したより増額についてまいりました。そのため、幾らかのお金については、年度管理料という形で次年度に送れる部分がございまして、ただ本年度、事業費別で1,000万円相当につきましてはどうしても執行しなさいということがございましたので、これは工事費において、公園費と街路事業費で振り分けて執行するということでございます。

○13番（田畠純二君）

今、各課長から説明をいただいたんですけ

ども、21ページの地域イントラネット工事請負費2億7,000万円、入札の執行残ちゅうのはわかってるんですけど、もうちょっとこの地域イントラネットの現状、例えば来年3月までどうしてどういうふうにして市民の皆さんに利用していただく、現状はどうなっているかということをあらかじめちょっと知らしてほしい。

だから入札の執行残ちゅうのはわかってるんです。だからさっき申し上げましたように、もうちょっとと2億7,000万円も減額になるわけですですから、この理由をもうちょっと具体的にわかりやすく説明してくださいちょうどいのうのはそういうことなんです。

ただ2億7,000万円入札執行残、これはさっきの課長説明ではただそれはなおざりの説明ですから、もうちょっとわかりやすく、なぜ2億7,000万円もしたのか。今どういう入札をやって工事の現状はどうなっているのか。それが市民の皆さんにはどういう影響を与えてくるのか。

そこら辺のことをもうちょっと詳しく説明してください。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

まず2億7,000万円のことございます。これは総務省の補助事業でございますので、国交省の建築単価等を使って当初設計をいたしております。

その結果、約7億円ぐらいの全体予算を設けて、事業に取り組んでまいりました。

それらを踏まえて入札を実行いたしましたら、結果として6割弱ぐらいの平均の入札率ということで、これにつきましては、それぞれ入札に応じられた業者の皆様方がいろいろと努力をされて、その結果としてこういう数字になったのかなというふうに考えております。

それから工事の進捗につきましては、現在、各施設等の現場の最終確認等を行なながら、

順次ケーブルを張る作業をいたしております。最終的には2月の28日が工期ですので、最終的なケーブルの通信テストまで含めて、2月の28日までには終わりたいというふうに考えているところです。

工事のやり方としては、4つの工区に分けて、4つの事業者の方が取り組んでおられますので、毎週木曜日の10時から進捗管理等を行いながら、それぞれ連携をとって作業を進めているところです。

それで、完成した後は、今、想定してますのは4月1日から、全体24カ所で、住民票、印鑑証明、税務の関係の証明等々が発行できるように準備をしているところでございます。

その中には、一部郵便局が3局ほど、これは地区間の整備の問題もございまして、来年4月1日に3つの郵便局を含めて、24カ所全部はできないかもしれません、各小学校区単位でそういうサービスの提供を進めたいということで、今、取り組みを進めているところございます。

以上です。

#### ○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

18番。6点するつもりでしたが、田畠議員が3点重なりましたので、あと3点だけ。

52ページ、土木総務費で7万2,000円北九州へ、これを説明願います。

それから、58ページから59、61と、まちづくり交付金、まちづくり交付金、まちづくり交付金といっぱい出でますが、このまちづくり交付金について、1回聞いたような気もしますが、トータルでどれぐらい金が来とて、どんなことに使われて、その中身がどれぐらい借金として残るのか。そこ辺をお願いします。

そしてもう一つ、60ページ。やっと調査費がついたかという地下壕でございます。私

は、町議会のときも、何回も愛宕の地下壕のことで質問しましたが、やっと調査費がついたようです。250万円。どこへ委託し、どんな調査を考えているのか3点だけ質問いたします。

○土木建設課長（樹 治美君）

土木総務費の旅費の関係です。市道の改良に伴うものでございます。

この地権者の1名の方が、北九州市小倉南区に住んでおりました。文書等でやりとりをしましたけれども、現地まで来て出向いて説明してくれということがございまして、現地まで職員が2名、出向いて交渉に当たるということでございます。

終わります。

○都市計画課長（外園信夫君）

58ページからのまちづくり交付金事業についてございますが、まちづくり交付金事業につきましては、平成16年度から平成20年度の5カ年で実施する事業でございます。

当初の全体事業費が46億9,500万円、内訳といたしまして土木建設課関係で、市道の整備、公営住宅の整備、これにつきまして約16億円程度、それからあと都市計画課におきまして文化通り線の街路事業、それから今回新たに市道の区画整備区域内に取りつく市道、徳重清藤線のつけかえの部分、これが新たに加えてございますけど、ほかのと振りかえてございます。

これとあと公園の整備費、これらにつきましては、都市計画関係が約11億円ちょっとです。それからあと市民スポーツ課関係、これは公園整備、伊集院総合運動公園の整備になりますけど、ドーム等といった施設関係です。これが総体で14億円弱になります。

それからあと社会教育課関係で、工事施設、工事都市施設としまして、児童館の隣の地区館です。この建設関係。これが約2億

7,000万円弱、総体で46億9,500万円、これにつきましては総体事業費として認可をいただいております。

それでこの内訳といたしましては、40%が補助という形で入ってきます。残りが起債と単費で対応しています。最終的には残りについては、ほんの一部、交付金措置される部分がありますけれども、あとは官費というのを考えになってくるんじゃないかなと思います。

それからもう1点、特殊地下壕でございますけれども、これにつきましては、伊集院中学校の上、切通地区になりますけど、ちょうど伊集院中学校の上のグラウンド、中学校の、今現在中学校のグラウンドとして使われているところでございますが、この下につきまして、入り口が1カ所残っております、柵をしてあって、それでそれをあければ入れるということで、当初考えて50万円ほど当初予算で予算をお願いしてございました。

ただ、実際そこを柵をとって、中に入ったらもう6メーター、7メーターぐらい行ったところで全部埋まっておりまして、それ以上入れない状態でしたので、一応、今回、電探で上からもう調査し直すということで、補正の増額で250万円の増額をお願いいたしまして、300万円の事業費で今年度中に一応、調査を実行するということでお願いするものでございます。

以上です。

○18番（坂口ルリ子さん）

18番。7万1,000円は、職員が2人も小倉まで出て行かないと解決しない問題なのか。私はむだ使いじゃないかな。何か別の方法、電話とかいろいろあるじゃないかと思って、不思議に思って質問したんですが、出かけて行かないといけない、不思議です。

それからまちづくり交付金も、本当に46億9,500万円、伊集院ドームもそうだったのかと思ったりするんですが、やはり

借金がたくさん残るということで、大変なことだと思うわけですが、これをやっぱり全部46億円を使わんとならんのかと思ったりもしますが、当局としてはどう考えるか。

地下壕のことは、中から入れないからもう上から何か調査するようなことをおっしゃいましたが、その調査する委託先がわかってたら、それから（発言する者あり）言やったつけ。今から。

○都市計画課長（外園信夫君）

委託につきましては、これから業者選定になりますので、今のところどこがやるというのは決まっておりません。

○18番（坂口ルリ子さん）

中に入らんで上からですね。どんな調査をするんだろう。

○議長（宇田 栄君）

いいですか。

○18番（坂口ルリ子さん）

その7万1,000円も。むだ使いと思うので。

○土木建設課長（樹 治美君）

むだ使いかどうかは、考え方にもよるだろうと思います。道路の計画をつけて、あの地域からの要望等も当然、受けながらやるんですけど、どうしても文書とか電話とかで問い合わせをしても、1回出向いてきて、きっとしたその図面を見せてもらってそれで説明してくれと言われれば、当然そこまで出向いていくべきだと私は考えます。

ですから、人によっては日曜日なら日曜日のとか、月曜日の昼間なら昼間とか、時間がとれるんですけども、この方は夜にしてくれということで、どうしても1泊の旅費をば組まなきゃならないという状況にございます。

それと、2人で行くちゅうのは、1人で行くと、どうしても聞き逃したりいろいろします。そういうことで、用地の交渉は必ず2人行けと私は言っておりますけれども、そういう

ことで職員は2人行きます。

片一方ではこう言ったよね、いやこっちは聞いてなかったとか、言ったがねとかいろいろあります。

それと後の内容に、1人の方はいろいろ話を聞きながらメモするとか、そういった形でやっていますんで、そのようにご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○16番（池満 渉君）

16番。所管のことを、細かいことは委員会で聞きますけれども、1点でございますが、非常に額も小さいんですが、幾つかにわたっておりますので、住居地の変更による住居手当、あるいは通勤手当の補正というのが、差し引きで、住居手当で34万円、通勤手当で1万円という補正が出ておりますけれども、日置市の職員でありますので、もちろん日置市内に市民として住み、仕事をされるだろうと思います。よもや市外から通勤と、特殊な事情は除いて、いうのはないだろうと思いますが、これはすべて市内における住居地の変更などであるのかということを確認をいたします。

○総務課長（池上吉治君）

今回の補正については、市内の転居等による、転居と申しましても異動等に伴うものもございますし、私的な転居もございます。

そのほかに市外からの通勤の職員も数名はおります。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○17番（梅 康博君）

1点だけお伺いします。国庫補助の分ですけれども、6ページの歳入のところで、公営住宅の家賃対策債の国庫補助が交付金に算入されるということですが、家賃は地域による

家賃の補助に対する項目事業であるとするならば、これが交付金に算入された場合に、これまでいろいろな交付金が一般会計の中での運用となり、今後、これがどのように運用されるのか。金額にしても大きいわけですけれども、この国庫補助の並みにそれが運用されていくのかそこのあたりを考え方について伺います。

○産業建設部長（外園昭実君）

これまで公営住宅家賃対策国庫補助金につきましては、民間家賃差額の2分の1程度は補助金として入ってきておりましたが、今後、本年度から、普通交付税に算入すると。交付金じゃなくて、交付税算入をするということに変更になりましたので、補助金が減額になって交付税は上がるだろうということです。

○17番（梅 康博君）

今、現時点では部長の答弁では上がるだろうという、交付税が上がるだろうということであるようですけれども、その現在の国情勢を見ると、やはり、減額の方向にあるわけですので、やはり周辺地域の公営住宅に安定的に入居していただくということ等を考えると、市の財政を考えると、非常に難しい面もあるけれども、周辺対策のことを考えますと、これまでどおりのような補助事業を継続すべきことではないかと思いますので、来年度に対する予算についても、この現況を踏まえた中での対策をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。あ、失礼。

○総務課長（池上吉治君）

先ほど、日置市外に居住する職員が数名と申し上げましたが、最近また若干変わってるかもしれませんけれども、調査時点では20名前後いるようございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第155号から議案第164号の10件について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第154号は、各常任委員会に分割付託します。

議案第155号、議案第156号、議案第157号、議案第162号及び議案第163号は、環境福祉常任委員会に付託します。

議案第158号、議案第159号、議案第161号及び議案第164号は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第160号は、総務企画常任委員会に付託します。

---

△日程第54 請願第7号公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める件

○議長（宇田 栄君）

日程第54、請願第7号公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める件を議題とします。

請願第7号は、産業建設常任委員会に付託します。

---

△日程第55 陳情第4号リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため政府への意見書提出を求める陳情書

○議長（宇田 栄君）

日程第 55、陳情第 4 号リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため政府への意見書提出を求める陳情書を議題とします。

陳情第 4 号は、環境福祉常任委員会に付託します。

---

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で、本日の日程は終了しました。

12月12日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後3時58分散会



第 2 号 (12 月 12 日)



議事日程（第2号）

日 程

事 件 名

日程第 1 一般質問（15番、6番、18番、23番、3番、19番、20番）

本会議（12月12日）（火曜）

出席議員 29名

1番	出 水 賢太郎 君	2番	上 園 哲 生 君
3番	下御領 昭 博 君	4番	門 松 慶 一 君
5番	坂 口 洋 之 君	6番	花 木 千 鶴 さん
7番	並 松 安 文 君	9番	靄 園 秋 男 君
10番	大 園 貴 文 君	11番	漆 島 政 人 君
12番	中 島 昭 君	13番	田 畑 純 二 君
14番	西 蘭 典 子 さん	15番	田 丸 武 人 君
16番	池 満 渉 君	17番	桙 康 博 君
18番	坂 口 ルリ子 さん	19番	東 孝 志 君
20番	長 野 瑞 や子 さん	21番	松 尾 公 裕 君
22番	重 水 富 夫 君	23番	畠 中 實 弘 君
24番	地頭所 貞 視 君	25番	谷 口 正 行 君
26番	西 峯 尚 平 君	27番	佐 藤 彰 矩 君
28番	成 田 浩 君	29番	鳩 野 哲 盛 君
30番	宇 田 栄 君		
欠席議員	1名		
8番	田 代 吉 勝 君		

---

事務局職員出席者

事務局長 中村 治 君 議事調査係 家村 育 君  
次長兼議事調査係長 川崎 美智也 君

---

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮 路 高 光 君	助 役	湯 田 平 浩 美 君
助 役	横 山 宏 志 君	教 育 長	田 代 宗 夫 君
総務企画部長	益 滿 昭 人 君	市民福祉部長	樋 渡 健 郎 君
産業建設部長	外 園 昭 実 君	教 育 次 長	満 尾 利 親 君
消防本部消防長	田 上 規 夫 君	東市来支所長	住 吉 仲 一 君
日吉支所長	下田平 輝 己 君	吹上支所長	坂 口 文 男 君
総務課長	池 上 吉 治 君	財政管財課長	福 田 秀 一 君

企画課長	富迫克彦君	合併プロジェクト室長	有村芳文君
税務課長	瀬川利英君	商工観光課長	吉丸三郎君
市民生活課長	桜井健一君	福祉課長	豊辻重弘君
健康保険課長	脇忠男君	介護保険課長	久富木盈君
農林水産課長	熊野一秋君	土木建設課長	樹治美君
都市計画課長	外園信夫君	下水道課長	宮園光次君
水道課長	岡元義実君	教育総務課長	山之内修君
学校教育課長	町岡光弘君	社会教育課長	神之門透君
市民スポーツ課長	妙見義弘君	出納室長	奥菌正名君
監査委員事務局長	芝原八郎君	農業委員会事務局長	大北節雄君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

お知らせします。田代議員が入院中のため、本日の会議は欠席ということで届け出が出ております。

ただいまから本日の会議を開きます。

---

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、15番、田丸武人君の質問を許可します。

〔15番田丸武人君登壇〕

○15番（田丸武人君）

おはようございます。本議会の一般質問で1番くじを引かせていただきまして大変光栄に存じますが、非常に緊張して登壇させていただいております。2件の質問を通告させていただいており、質問をいたします。

本当に厳しい財政状況の中、平成19年度予算編成方針、予算要求書作成資料を熟読させていただきました。一般会計ベースでの歳出予算規模を対18年度比、19年度は4.7%減の230億円、20年度は8.9%減の220億円、21年度は13%減の210億円、22年度は17%減の200億円と予算規模の縮小を図っていくことで、予算要求の考え方として9項目に至るまで重点施策を積極的に推進することとし、予算要求を指示されているところであります。

現状の歳出構造のままでは赤字再建団体に転落することは必至であると、歳出総額の削減を早急に実現することは急務であることは、私、総務常任委員会の委員であり、また行財政改革特別委員会の委員として十分理解しておりますところでございます。国・県の補助にかかる公共事業、市単独にかかる公共事業義務

的経費、事務事業の見直し、補助金の見直しなど徹底的に見直しをしていく最中にあえて質問するのであります。合併して本日置市になり、すべてを削減していくことは今後の市政にとって市民の意欲を失っていくことになります。これら公益性、公共性、投資効果を考え、市長の決断こそが市民に希望を与え、市政を活気づけて行ってもらいたいのであります。少しでもどこに住んでも住みやすい地域にしていただきたいのであります。

そこで、生活環境整備について質問いたします。

まず、生活排水対策については、市では、下水道の整備、小型合併浄化槽の普及促進については毎年多額の経費をつぎ込み、推進されておられるところですが、この小型合併浄化槽の補助制度が平成3年度から始まり、下水道に匹敵することで推進を図っているところですが、この制度以前の設置してある市内の3,787基の単独浄化槽切りかえ促進の対策を講じる考えを質問しましたが、市長は、県内でも全体的に単独で上乗せしているところが21カ所、単独浄化槽への切りかえで単独に上乗せしているのが16カ所、市で、各行政で維持管理をしているところが、運営しているところが四、五カ所などいろいろありますので、18年度中にどの方向を進めるか検討し、前向きに検討すると理解しております。その結果をどのように検討なされたものかお伺いいたします。

次に、市道維持管理について伺います。

市道は、平成17年4月1日現在の資料によりますと、実延長742キロ、路線数1,215路線、改良延長511キロ、68.9%、舗装延長662キロ、舗装率89.2%ということであり、膨大な延長、路線を毎年維持管理なされておりますが、改良を急げということではございません。市道に夏草の茂る時期に、各集落自治会が愛護作

業として生活道路を中心にし実施しております。一方、業者や管理公社、シルバー人材センターなどに委託するところ、あるいは直営で作業班に賃金で管理するなどあるかと存じ、そのような状況をまず知りたいのでござります。

本年度に各集落自治会が実施した1回分のキロ数、報償金を支払う金額を各町別にお示しいただきたい。

2番目に、一方、業者や管理公社、シルバー人材センター等への委託料は幾らになっているものか、各町別にお示しください。

3番目に、東市来地域は、昨年まで3回払っても2回分の報償金を支払っているが、平成18年度から1回分となり、集落の負担がふえたということで大変な批判、反発を受けておるのであります。これをもとに戻して、せめて2回分は支払うことに検討できないものかお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

[市長宮路高光君登壇]

○市長（宮路高光君）

1番目の生活排水対策、特に単独浄化槽を合併浄化槽への切りかえ促進についてというご質問でございます。

浄化槽設置については、これまで個人が設置する場合において補助金を交付してきましたが、年々設置基数が減少傾向にあることから、合併前の旧町でもほかの方策等について検討してきておるところでございます。

まず、「浄化槽市町村設置型」についてでございますが、これは市町村が設置主体となり、受益者からおよそ1割の分担金を徴収して設置するものであります。特別会計により運営されておりまして、設置後は受益者から使用料を徴収しております。県内で、この市町村設置型を導入している町におきましては、旧財部町、旧長島町、龍郷町、上甑村、以上になっております。

この市町村設置型は、受益者負担が非常に少ないとから設置推進につながるもの、国県及び起債を除いた市単独債の一般財源もかなり必要とされております。それと、以前にもう合併浄化槽を設置している箇所等の数等を含めまして、大変導入を図るには大変難しい場面もございますので、日置市としてこの市町村設置型を導入していくことも今後検討をやっていきたいと思っておりますけど、大変現状的には難しいというふうに認識しております。

そのような状況の中におきまして、ご質問ございましたこの単独槽の設置に対します上乗せをどう考えているかということでございます。県内におきましても、それぞれこの単独槽からの転換におきます上乗せ補助、特に薩摩川内市、志布志、鹿屋、垂水、錦江、屋久町、こういうところは10万円程度上乗せしておりますので、県下のいろんな自治体も把握させておる中におきまして、19年度からこの単独槽におきます合併浄化槽の転換につきまして、本市におきましても10万円程度は上乗せをして実施をし、合併浄化槽への促進を図っていきたいというふうに考えております。

2番目の市道の維持管理について、本年度に支払った額は幾らかということでございます。

今、お話をございましたとおり、全体的に547キロの実施した距離でございまして、旧ごとに申し上げますけど、旧伊集院町の方が67の自治体で163キロ、報償金にいたしまして197万4,800円、旧東市来は49自治会で168キロ、192万9,800円、旧日吉町が15自治会で50キロ、57万7,500円、吹上支所が69自治会で164キロ、金額に198万9,570円、トータルにいたしまして実施延長が547キロで、報償金の額が647万1,670円に

なっております。

2番目の、業者、管理公社、シルバーに委託するキロ数委託料は幾らかということでございますけど、それぞれ管理公社、シルバー人材センターにつきましても、この刈払いだけのという委託はしておりません。それぞれ刈払いを含め、また道路の保守とか、またそれぞれの雑草、剪定、いろいろと含んでおる額で委託をしている状況でございまして、旧伊集院町の場合は、業者委託にしておる分が約40キロで586万1,000円、作業班つていいますか、直営しているのが市道全般の管理ということでございますけど、205キロ、598万3,000円、それとシルバー人材センターの委託ということでございまして、このことにつきましては、それぞれ公園等いろんな問題も含んでおりますので510万円でございます。

東市来支所は管理公社の委託にしておる中におきまして、218キロの中におきまして713万2,000円、日吉支所が作業班、これ直営でございますけど、104キロ、604万8,000円、吹上支所は管理公社に216キロ、1,165万5,000円というふうに、合計4,177万9,000円ということでございますけど、先ほど申し上げましたとおり、この内訳につきまして草払いだけということじゃございませんので、ほかの分も含んでそれぞれの町道、またそれぞれの管理をしているというふうにご理解していただきたいというふうに思っております。

それから、3番目の中におきまして、旧東市来町におきましては、それまで旧年度まで2回払っておっても報償金を払っておったということでございます。このことにつきましては、大変自治会長さんからも16年度と比較いたしまして大変少なくなつてというご意見もいただいております。

ちなみに、総体で申し上げますと、17年

度でございますけど、830万円程度、この市道愛護作業に要します費用しておりますけど、18年度におきまして647万円、650万円程度、約180万円程度少なくなったということになります。特に、この中で旧日吉町におきましては、この市道愛護につきましては、ひとつも報償金を払ってなかつたということもございまして、いろいろと検討をさせていただいておりましたけど、特にこの基礎というのが均等割を5,500円、メーターに10円という基礎でやっております。この中でいろいろと自治会長さんたちからもご要望ございましたけど、基本的に19年度はもう均等割と、このメーターを若干変えていきたいというふうに考えております。

そのような状況でございますので、さっき申し上げましたとおり、17年度ベースにはいきませんけど若干は上乗せした形の中でやはり市民、集落の皆様方と共同でやはり愛護作業をやっていきたいという考え方を持っています。今とりわけ2回分をということでございますけど、ほかの地域でも2回払っておったところもございますので、これは愛護作業という、一つの共同ということでございますので、1回分だけ払わせていただきたいと、そのように考えております。

以上であります。

### ○15番（田丸武人君）

まず、合併浄化槽については、この方、合併浄化槽に10万円程度上乗せして、今後推進したいというご答弁をいただきまして、よく検討されたものと思います。とにかく小型合併浄化槽は、もう本当に生活には一つも支障がなくて、快適な生活をなさっておられるわけですが、やはり私ども地域といたしましては、頻度が多いわけですね。頻度が多いわけですので、やはり小型、くみ取り以上に悪いわけですね。くみ取りは雑排水だけ流し込

まれますが、小型合併浄化槽は自分の小型合併浄化槽であっても 100% 清水ではございませんので、やはりそれにも幾分まだいかない、それに足してまた雑排水ですので、ぜひこの小型合併浄化槽、もちろんくみ取りも推進していかなくてはなりませんが、この小型合併浄化槽は痛くもかゆくもない、現在の設置者でございますので、これをどうにか PR して小型合併浄化槽に切りかえていただくよう推進していただくよう、PR していただきたいものでございます。

次に、市道の維持管理についてですが、本年度から河川についても、県は管理をする部分をどうしてもということで、幾分か河川の草払いもしていただいているということは本当にありがたいことでございますが、まず、自分の管理で、市の管理である市道、これ報償的、愛護作業と申し上げますけど、市では各集落では全く負担でございます。私、昨夜も養母区の 16 人の館長さん方と懇親会が、忘年会がありましたけれど、本当にこれには困ったということでございます。というのは、2 回あるいは 3 回払っておって、1 回分ということでございますが、どこも草払い機を持ってきた方には油代ということで 500 円を負担をしてるということでございます。それで、1 回分で大体半額ぐらいが負担と。500 円、70% ぐらいが機械を持ってきて、草払い機を持ってきて、あとは鎌と。その方々に油代あるいは償却代ということで支払っていると。そうすると、また負担金もとっているわけですが、集落にとっては義務であります。到底ボランティアでなくて愛護作業でありますけれども、やはり当然の集落の義務ということになっておるのでないかと思います。

そこで、全く今度は 1 回分で、2 回ということであれば、もうすべてが重油代に、重油じゃなか、混合油代にしか充てられないとい

うことでございますので、何とか考えていただきたいというのでありますが、そこで財政管財課長にお聞きしますが、今ここでは維持管理だけでなく、いろんな改良やらすることですが、交付税算定になります基準財政需要額は市道に対して幾らぐらいあるものか、ちょっとお伺いいたします。

○財政管財課長（福田秀一君）

今、詳しい数字をここに持っておりますので、後ほど答弁させていただきたいと思います。

○15 番（田丸武人君）

市道については、交付税算定基礎があると思いますが、もちろんこれは維持管理、改良すべてをさして、維持管理していかなければなりません。ここで、今こうして数字をいただければ、市道全体が 742 キロですかね、ある中で、547 キロを集落が払っているということでありまして、これを各町、旧日吉町は 50 万円ということでございますけれども、大体、57 万 7,000 円ですね。それから、東市来、伊集院、吹上、ほとんど 190 万円ちょっとということで 200 万円近くですが、本当に市が、地域が、集落が一生懸命やって、出て、こうしておりますので、業者には 4,000 万円から、これはいろんな剪定からすべて、また委託した部分については非常に後整理もきれいでありますが、とにかく 2 回や 3 回目は、今は地域で、またそれぞれの方々がボランティアとしてやっております。これに対してどうしても私は、せめて 2 回目を半額でもしていただきたいなと思うんですが、これはもう本当に、私が立候補するときも皆さんとの声を大にしてお届けいたしますち言うておりますので、地域の声でありますので、ぜひお願いしたいですが、検討は、上乗せをできないものか、もう一回お願い申し上げます。

○市長（宮路高光君）

旧東市来の実例をとりますと、17年度が313キロということで、金額にいたしますと265万円程度、本年度が168キロで192万円ということでございます。基本的に、ご指摘ございましたとおり東市来の場合につきましては、約倍程度、2回分で払った中で313キロですので265万円ということで、基本的には、単価的には1回分の単価が前年度よりも高いという理解はしていただきたいというふうに思っております。

そういうことを含めまして、先ほど申し上げましたとおり均等割5,500円、メーターの10円ということでございますので、ここあたりをどうにか検討しながら、先ほども申し上げましたとおり総額の予算、830万円程度でございましたので、今640万円程度でございますので、これを総体を一回若干上げてやっていかなければ。

今、議員がおっしゃいますとおり2回目をするということにおきましては、今までしていないところもあったり、払ってないところも、そういう事情もあられるんですよ、全体的に。そういうこともございますので、やはりトータルの予算でどうなのかという判断をし、今お話をとおり、そこあたりの均等割、このメーターを若干変えましていきますので、2回実施したところにつきましても、そういう割の中で自分たちの集落にどれだけ入ってくるのか、そういうことを勘案して運用をしていただきたいと、さように考えております。

#### ○15番（田丸武人君）

幾らここで私がもうちょっとち、少しでもと言っても、幾ら、きりがありませんので、地域の声が大変反発を受けておりますので、十分検討していただきたいと思います。どうかよろしくお願ひいたしまして私の質問を終わらせていただきます。

#### ○財政管財課長（福田秀一君）

先ほどの交付税算定の道路関係でございま

すが、18年度の算定で約7億8,000万円が基準財政需要額に算定されております。

#### ○議長（宇田 栄君）

次に、6番、花木千鶴さんの質問を許可します。

[6番花木千鶴さん登壇]

#### ○6番（花木千鶴さん）

私は、さきに通告してありました3点について質問いたします。

第1点は、男女共同参画推進について伺います。

男女共同参画推進は世界の流れであります。1975年、国連が提唱した「国際婦人年」に第1回世界女性会議が開催され、女性の地位向上のための行動を促す「世界行動計画」が採択されました。その後、次々と国連総会や国際大会等で多くの条約や行動計画が採択され、今日では、人口・人権・環境などの世界規模の問題は、女性の地位向上なくしては解決できないと世界中に広く認識されてきています。

我が国においては、このような世界の動向を受けて、1977年の「国内行動計画」を策定し、「男女雇用機会均等法」の制定を初め、「育児休業法」「介護休業制度」などの制度的な整備を図りながら、1999年「男女共同参画基本法」を公布・施行するに至りました。その後もいろいろな法律が整備されていく中、市町村には、国や県の基本計画等を勘案して、男女共同参画の社会に関する施策についての基本的な計画を定めることが求められてきました。

そこで、日置市でも今年度、男女共同参画懇話会を設置し、日置市男女共同参画基本計画の作成に取り組んでいるところであります。この計画は、男女共同参画社会の形成を目指し、あらゆる分野においてその視点を持って政策を形成しなければなりません。住民・事業所・団体・地域・行政等が取り組むべき施

策・事業を具体的に示すとともに、本市における男女共同参画施策がより一層全庁的な取り組みとして展開されるよう推進体制を確立し、総合的・体系的に進めていく必要があります。そのために本市にも、先進市町村のような行政内部のあらゆる担当課が参加して基本計画の作成などに取り組む庁内推進委員会の設置が必要だと思うがどうか、市長のお考えを伺います。

また、男女共同参画を先進的に取り組んでいる市町村においては、その担当者が庁舎内の各課連携や広域的な市町村担当者との連携、住民とのネットワークづくりなど、幅広い取り組みをしながら施策を推進していくため、専従の係——専任担当と言ったりしますが、それを置いています。本市も専従の係を置くべきではないか伺います。

第2点目は、交通弱者対策について伺います。

このたび民間のバス路線が大幅に廃止されました。残ったのは市が赤字補てんする通学・通勤のみの路線だけです。今後について市長は旧町から引き継いだ、各地域で運行しているコミュニティーバスのあり方も含め、平成19年度の上期に検討委員会をつくり、総合的に考えていくと答弁されました。しかし、交通弱者と呼ばれる車の運転をしない人や高齢者・体の不自由な方などから1年先まで待てない、今大変困っているとの声が聞かれます。市の担当課にも住民からの問い合わせや要望などが寄せられているそうですが、市長はその声をどのように受けとめているのか。そして、今後どのように取り組んでいく考えか、当面の対応策など考えられないかを伺います。

3点目は、資源ごみ収集についてあります。

議員にとって最も大事な一般質問で、毎回時間を割いてこの問題を取り上げなければな

らないことが残念でなりません。しかし、私はこの資源ごみ収集方法の凍結が、単にごみ分別をどうするかでなく、行政と住民の信頼を揺るがす大問題であるととらえています。合併の議決にかかわった議員の責任において、法定協議がいかなるものであったかを考えると、この問題は避けたくても避けて通ることができません。収集方法の統一に向けてどのような検討がなされているのか、行政努力がされているのか、住民説明、情報公開、収集体系の見直しなど、現在の検討状況について。

以上、1問目として答弁を求めます。

[市長宮路高光君登壇]

○市長（宮路高光君）

1番目の男女共同参画推進についてご質問でございます。

去る9月に、公募委員6名を含め18名の委員による男女共同参画推進懇話会を設置いたしました。懇話会は、1回目の会で委嘱状の交付、それから国や県、さらには県内外の取り組み事例など、懇話会の役割について説明させていただきました。その上で、2回目の会議の前に市民意識調査（案）を配付し、2回目の会議でいろいろとご意見をいただきました。また、あわせて加治木町の取り組みについて研修しながら、3回目の会議で最終的な市民意識調査（案）を取りまとめ、12月15日を提出期限として市内在住の2,000名の方々を対象に調査を実施しているところでございます。

そこで、懇話会の設置に合わせて、庁舎内の推進委員会を設置すべきではないかというご質問でございますが、こちらについても今後計画を策定する中で、関係各課の協力は必要不可欠でありますから、市長を本部長とする推進本部と、その傘下に策定ワーキンググループを設置したところでございます。今後、市民意識調査の分析やその後の施策の反映など、ワーキンググループと懇話会が連携しな

がら基本計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

2番目の専従の係を置くべきじゃないかということでございますけど、今それぞれ懇話会を含めまして、それぞれの庁舎内の会議ということでございますので、今企画課で取り組んでおりますけど、当分の間企画課全体で取り組みをさせていただきたいというふうに考えております。そのようなことを含めまして基本計画が策定した中においてどれだけの事務量があるのか、どれだけの仕事をしていくのか、そういういろんな計画の中に盛り込まれてきたことにおいて、この専従については検討していきたいというふうに考えております。

#### 2番目の交通弱者対策について。

いわさきグループのバス路線廃止に関しましては、市内の軽自動車や普通乗用車の所有台数調査やバス利用者の実態など、各自治会ごとに調査を行うとともに、主要な箇所での朝夕の利用実態調査を行い、結果として朝夕の通勤通学の交通手段を確保するということで、鹿児島交通が1系統、林田バスが8系統、運行経費に対する赤字額を市が補てんするということで存続をさせております。また、伊作発の鹿児島行きと枕崎発の鹿児島空港行き、串木野発の鹿児島空港行きについては、地域の観光振興などの観点から、同じく赤字補てんを行うことで存続をさせました。

この代行運行が去る11月8日から始まりましたが、その後いろいろなご意見やご要望が出されております。東市来地域におきましても、湯之元起点の高山、上市来方面、それと皆田方面の路線が廃止されたため、コミュニティーバスの利用者がふえて、高齢の方々ももう乗り切れないというケースも出でるというふうにお聞きしております。特に妙円寺団地の関係におきましても、朝夕5便を市が赤字補てんすることで運行させました

が、特にコミュニティーバスにつきましても、朝9時台と昼過ぎの便4時台の便がないということ、コミュニティーバスが右回り、左回りで1丁目の方々に使い勝手が悪いと、そのようなご意見もお聞きしております。特に妙円寺団地においては、去る11月30日に地区館におきまして直接いろいろとご意見を賜ったところでございます。その中でご意見が出てきたのも、少し運賃を上げても構わないと、せめて1時間に1本ぐらいできなかると、そういうご意見もあったようでございます。こういうご意見を集約しながら、今林田交通の方にこちらの考え方を今お願いしているところでございます。

基本的にこの1年を振り返ってみなければ、どれだけの赤字補てんを総体でしていけばいいのか、ここがそれぞれ上がってくる中においては大変難しいというふうに考えております。今いろいろと市民の皆様方からすぐでもという考えがございますけど、総体の赤字補てんがどれぐらいになるのか、このことも十分財政的な配慮の中で検討していかなければならぬのかなというふうに考えておるところでございます。

資源ごみ収集についてということでございまして、もうこのことにつきましては、議員、毎回一般質問の方でご質疑をしておるようございまして、今までお話を申し上げておりましたとおり、17年度中におきましてモデル地区を開催いたしまして、その後いろんなご意見が出来ましたので、それぞれの自治会におきます方々を含めまして検討をさせていただきたいということを述べさせていただきました。特に合併協という中におきましての考え方でございましたけど、その中におきましてもまだ十分協議されない、協議といいますか、された中におきましても、また市民の皆様方のご意見というのが出てきたというのも事実でございます。基本的にこのごみ収集

につきましては、今、旧東市来、日吉、吹上の自治会長さんなどにリサイクルセンターへ来ていただき、ごみ分別の現状把握と意見交換を今行っているところでございます。

这样的ことを含めまして、ごみ分別検討委員会を設置したいというふうに考えております。特に、このことにつきましては、基本的にはもう来年の3月というのは難しい、再来年度からの実施になるというふうに思っておりますので、全体的にどうするかというのは来年の9月までには方向を決めていきたいというふうに考えております。その間、このごみ分別検討委員会でいろいろと論議をしていただいて最終的な判断をしていきたいというふうに考えております。

○6番（花木千鶴さん）

それでは、1問ずつ順を追ってお尋ねをいたします。

男女共同参画についてありますが、今ワーキンググループがもう設置されたということですけれども、その前に推進本部ができていますよね。その推進本部が本市においては幾らか推進委員会のような役割を果たしているのかなと、あの資料を見れば思うわけですが、その推進本部がどれくらい現段階で機能しているのか、その辺の推進本部の状況についてのご説明をできたらいただけませんか。

○企画課長（富迫克彦君）

先ほど市長の答弁でも申し上げましたように、市長が本部長となっておりまして、四役、それから部課長で組織される会議でございます。実際会議としては現在のところはまだ行っておりませんが、ワーキンググループの会議を今2回ほどいたしましたので、いろいろとアンケートの結果等を踏まえて内容を分析しながら、また推進本部にも報告して、それを推進懇話会の方にもお示ししていきたいというふうに考えております。

○6番（花木千鶴さん）

今アンケートを行っています。そして、1月にその集計をするという予定になっているわけで、そして2月には本市の基本計画のたたき台をつくっていくというスケジュールになっています。ワーキンググループをつくるということですけれども、つくったということですが、その日程に間に合うような態勢になっているのかどうか。その辺のところはいかがですか。

○企画課長（富迫克彦君）

基本計画の策定に関するスケジュールにつきましては、ワーキンググループ会議を月1回、もしくはケースによっては2回ぐらい開催しながら、基本計画のたたき台をつくっていきたいというふうに考えておりますが、現状のところでは今アンケートを実施中でございますので、各主管課、担当課を含めたワーキンググループの委員の皆さんのが勉強会をしてるという状況でございますので、それらを積み重ねながら2月の計画策定に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○6番（花木千鶴さん）

今後どのようなスケジュールで計画とは違って進んでいくかわからないわけですけれども、今課長の答弁によりますと、3月ぐらいまでの間には何とかその中でつくっていきたいというお考えのようですが、私は先月、11月13日、同僚議員と一緒に志布志市の男女共同参画推進会議の傍聴をさせていただきました。ちょうどその日は鹿児島大学の武隈教授が、住民意識調査の手法と分析という題で、志布志市で行ったアンケートをもとに何のために調査をするのか、調査票の作成、そして結果の読み方、解釈の仕方など、今後の分析の仕方なども含めた研修会を行っていました。会議のメンバーはもちろん市役所の職員がありました。熱心に質問をしていましたが、志布志市の推進会議はアンケート

をつくる段階から専門家の指導を受けてきましたと聞いておりましたけれども、本当に丁寧に取り組んでいるなと感じました。本市もワーキンググループでつくっていこうというような答弁でありますけれども、本当にこの12月に締め切ったものを、1月に企画課だけで専従もいなくて、分析がどのようにできるのか、私は不思議でならないんです。

それと、その立ち上がったばかりのワーキンググループが2月にはその基本計画をつくることができるというのも神わざに近い状況だなと思いますが、その辺のところ課長どのように思いますか。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

まず、アンケートの分析のことにつきましては、先ほど2,000名の方々を対象にアンケートを実施しておりますが、その分析を実際やってもらうのは臨時の職員さんをお願いして対応したいと思います。ただ、やり方としてはパソコンの方で簡易のそういう集計、分析するソフトウェアもありますので、それらを活用しながら進めてまいりたいと思います。

それと、計画策定につきましては、今議員の方からもありましたように、本当にできるのかというようなご指摘でございますが、各担当課の職員を含めて時間的なこともありますので、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。ただ、今後懇話会等の意見交換等々含めて、結構時間も要するのかなという感じも持っておりますので、その協議のところが結構時間を要するんじゃないかなというふうには考えております。

#### ○6番（花木千鶴さん）

進めていこうとするときに、本当に今分析も含めて、課長はパートの人に頼んでもらったり、そしてパソコンのソフトがあるからとおっしゃいますけれども、この問題は、先ほどから言っているように、全庁体制で取り組

んでいかなければならないというわけだから、分析そのものがやっぱりその人たちで行っていかなければならないんじやないか。結果がただパソコンででき上がってくれば、それでよしとするものじゃないんじやないでしょうか。意識を形成していくっていうのに、その辺の取り組み方はもう少し庁内では考えていただきたいと、こう思います。

それと、専従の問題についてですけれども、鹿児島県での平成17年度の設置状況は7市5町となっています。仕事は、加治木町の例で申しますと、基本計画や実施計画の作成、男女共同参画プランの策定、広報紙での啓発、各課の推進施策、庁内推進委員会の取りまとめ、住民の各種相談、地域リーダーの育成、県や他の自治体との連携などがあるそうです。これは、市長はその計画をつくった後でどのような仕事があるのかを考えたい、言っておられますけれども、今の段階で基本計画をつくるためにしなければならないことがあるんじゃないでしょうか。その辺について市長はもう一度答弁いただけませんか。

#### ○市長（宮路高光君）

今、企画課長のお話ございましたとおり、それぞれの企画課全体で今回は基本計画もつくっていただくというふうに考えております。その専従をすればいいことかもしれませんけど、今、私どもこの庁内を含めた中の事務量、合併いたしまして1年半程度の中で、まだ安定化していないというのも一つでございます。そういうことを含めまして、やはりこの人員の配置というのも十分その事務量を含めた中で考えいかなければならぬのかな、いうふうに考えております。

#### ○6番（花木千鶴さん）

市町村合併をするときに、専門、専従の確保というのがメリットであったと思うんですけども、まさにこの分野は全庁的な取り組みを進めていくと、今日的な課題であるから、

真っ先にこの辺の専従は考える必要があると私は思うんですけども、市長はもう少し様子を見たいというお考えのようです。今の段階からこのような係を専従にして進めていかなければ、男女共同参画を取り巻くさまざまな問題は少子・高齢化とともに複雑になってまいります。職員の育成は年々、年々おくれていけばおくれていくほど難しくなっていくんじゃないでしょうか。また一方で、男女共同参画が日本の伝統文化を壊し、男女の性を混乱させ、家族も崩壊させると心配している人たちがいます。しかし、私はそんな程度を超えたものや極論を取り上げ、議論するのは、その考え方の人たちでやってほしいと思っています。

もともと男女共同参画の推進は女性の人権を獲得するところから始まっています。そして30年がたちました。今ごろ女性の人権をとやかく言うのは時代遅れだ、いつの話かと笑う人まで出てくる時代になっていますが、本当にそうでしょうか。身近なところで泣いている女性の声が聞こえないのかと私は言いたくなります。女性の人権はまだまだ平等とはほど遠いものです。そのような状況でありますながら、少子・高齢化対策とくっつけて形ばかりの施策が進んではいないでしょうか。男女共同参画の本当の問題は兼務ではわからないんです。専従を置いてじっくりこの問題を取り組む職員を育成していただきたいものだと思っています。

この問題については、もうこれ以上のことば申し上げませんけれども、せっかく旧伊集院町から引き継いできた取り組みでありますので、積極的な推進をしていただくようお願いしたいと思います。

次に、バス路線のことについて移ります。

一点確認をしておきたいのですが、議会の全員協議会で示された赤字補てんの金額、先ほど少しのことについて市長も触れられま

したけれども、あの数字が去年までの実績の数字であります、今年度のものについては10月の結果を見て、それで出された数字を補てんするという、そのことでいいですかね。その答弁をいただけませんか。

○市長（宮路高光君）

11月8日から始まったわけでございますので、その補てん額ということは来年の11月、1年間は、来年の11月の8日までといいますか、その決算はちょっとようわかりませんけど、その間でどれだけの利用客があったのか。そういう中においてそれぞれ市町村が補てんをしていかなければならないということでございます。

○6番（花木千鶴さん）

では、この間の全協での数字は見込みであって、そしていわさきコーポレーションから出された数字が出てみないとわからないということですね。全協の中で出された数字が契約だったんじゃないかという声があつたりしますものですから確認をさせていただきました。

民間バスとの契約や各地域同士の乗り入れなど、抜本的な見直しは検討委員会で考えていくとしても、現在のコミュニティーバスの見直しは幾らか可能なんじゃないかと思うんですけども、それは路線が変わるものでもないし、民間と競合して云々っていう問題は解決しているわけだし、陸運局の手続については、時間帯が少し変わるぐらいは1ヵ月ぐらいで済むと聞いています。その辺の見直しについて市長はどのようにお考えですか。

○市長（宮路高光君）

それぞれの路線を含めましてバス会社と契約するわけでございます。19年度の契約は、もう今からしなきゃならないというふうに思っておりますけど、今までの、18年度の実績を含めた中で19年度契約をいたしますので、また路線とか、いろんな箇所がふえれば

それだけ金額は上がっていくというふうに考えております。

○6番（花木千鶴さん）

それは、金額はコミュニティーバスについても、今後路線の見直しがあれば変動するでしょう。それはわかりますが、民間バス、民間との赤字補てんというのも数字が出てみなければわからないというのは同じじゃないでしょうか。

ただ、私は思いますのは、幾ら民間の方から赤字補てんの数字が上がってくるかもわからない。だけれども、コミュニティーバスについては民間の契約ができる、そして出すべき数字が明らかになるという方がいいのではないかと申し上げたいわけです。路線バスに絡むところは手続が大変で3ヶ月ほどかかると聞いていますが、現在のコミュニティーバスの見込みについてはそれほどかからないということですので、ぜひとも検討できるところがあれば検討してみていただきたい。

それから、また住民の方からいつでも問い合わせは応じると言っておられますけれども、住民はなかなか自分から役所には言えないものです。それで、私の住んでいる妙円寺では、市長が先ほど言われたように説明会をしていただきました。しかし、ほかの地域の皆さんの声もあるんじゃないかと思いますので、ぜひその機会もつくっていただきたい。

そして、今後の路線バスを見直す件ですけれども、来年検討委員会で検討するということであります。現在、私の住んでいる妙円寺伊集院駅間の利用者、年間約8万人ぐらいだという数字になっています。朝夕5周回、赤字補てんは予測として650万円となっています。一方、1日中伊集院地域を走っているコミュニティーバスは月額45万円、年間にいたしますと540万円となります。ただ、これは赤字補てん分が概算でありますのでまだ決まってはいませんが、民間に650万円

払わないでコミュニティーバス2台にして、今の通勤通学の時間帯をもう少し利用しやすくもできるし、残った時間帯に、週1回しか走っていない地域を2回も走らせることができるんじゃないでしょうか。そのことについて市長はどのようにお考えですか。

○市長（宮路高光君）

4つの地域でこのコミュニティーの形態というのが全部違っております。週3回走るところがあったり、週2回、週1回ございますので、検討委員会というのは、この路線バスじゃなく、コミュニティーの路線をどうしていくのか、その検討委員会を来年度の中でやつていきたいと。おっしゃいますとおり、週1回あるところ週2回したらどれだけの金額になるのか、そういうものもある程度の計算をしながら、その検討委員会の中で十分論議をしていきたいと、そのように考えております。

○6番（花木千鶴さん）

検討委員会の中ではいろいろ検討いただいてもらいたいわけですが、コミュニティーバスについてだけを検討するのではなくて、民間に赤字補てん分が後から言ってくるようなことで、先が見えないような契約であれば、もうコミュニティーを十分に走らせるという方がいいんじゃないかと申し上げているわけです。市の財源は有効に使うべきであります。そこで、ぜひともそのような民間の契約についても、今後コミュニティーバスとの関係を見ながら検討していただきたいと、ぜひお願いを申し上げます。

次に、3番目の資源ごみ収集……。

○議長（宇田 栄君）

花木さん、ここでちょっと休憩とります。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時10分といたします。

午前10時57分休憩

午前11時10分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（花木千鶴さん）

それでは、ごみの問題であります。先日、担当の課長から問い合わせがありまして、しばらくの時間いろいろお話をさせていただきました。具体的にいろんな問題についてお尋ねすることをお話してありますので、具体的なことから少し伺いたいと思います。

その前に、先ほど平成18年度日置市課等経営方針が出されて、私も二、三日前のホームページで見ることができました。その中のクリーンセンターのところに、「課が目指すものとして、ごみ分別の徹底による減量と資源化率の向上、課を取り巻く現状として、可燃ごみの中に資源ごみの混入が多く、分別が徹底されていない。このことは適正な処理が行われていないだけでなく、れんがや機器破損の原因と同時に、高カロリーによる処理効率の低下と排ガス処理にかかる薬品の増などにより、運営費増加の原因となっている」とありました。分別方法を検討していく上で大変大事なことだと思います。

まず、分別の現状から説明をしてください。各地域ごとの現状も教えてください。

○市民生活課長（桜井健一君）

お答えいたします。

分別の現状といいますのは、今議員の方からありましたリサイクルセンターの方の分析等につきましては、本年度3回ほど各地域から集めました可燃ごみ、これを4分割をという手続に従いまして、いろいろ分析する方法はあるというふうに聞いておりますが、そういう方法の中でいろいろ可燃ごみの袋の中はどういう、例えば不燃物あるいは資源物、そういうものがどの程度混入されているかというようなことで統計をとってくるということで、今現在やっている途中であるというふう

にお聞きしております。

1回目の結果というのは我々も聞いておりますが、詳しい中身等については、ここで実際に分析した課長の方が説明した方がいいかと思うんですが、1回目の結果では、日吉地域の方が一番結果としてはよかったです。次が東市来地域、その次が吹上地域、その次が伊集院地域であったというような形で、これはただ今回、何回かやるうちの中の1回目の1回だけの数字でございますので、これでもって分析かれこれ、今後の傾向とかそういうことは申し上げることはできないかと思うんですが、ただ、こういう結果の中でも、今後私たちがまずしなければいけないのは、地域の方々にもう一回、ごみの分別っていうことについてパンフレットなり、あるいは説明会なり、こういうものを計画して来年度以降ちゃんとやっていかなければ、ますますこれが悪くなっていくと、先ほど議員の方から言われました、ホームページにも書いてありましたとおり、いろんな経費の増大というようなことにもつながってまいるかと思いますので、今後そういう方向にも力を入れていきたいというふうに思っております。

以上。

○6番（花木千鶴さん）

パンフレットを配って説明を徹底していくといいというのは、3月、6月のころにも伺っていると思うんですね。それがいまだに配付されてもいないし、説明会も開催されているようでもないし、検討状況がどうなっているのか大変疑わしい状況だなと感じます。

先ほど、市長は検討委員会をつくると言つて、その中で検討していくと言われたんですけれども、決定してからもう1年経つんですよ。私たちが聞いたのは去年の1月の21日の全員協議会がありました。これまでの説明は、住民の人たちにクリーンセンターを見てもらう、意見を聞くということばかりだった

んですね。そして住民はどんなふうにして分別をしてきたでしょうか。袋方式のところは、コンテナになりたくないという理由で一生懸命袋分別に頑張ったと聞いています。コンテナ方式のところは、いつまでやらされるのかといって嫌になったと言っていると聞いています。私もその地域ですからいろんな声を聞いています。

さて、資源化率のことがここに書いてあります、資源化率の変動が調査されていますか。

#### ○市民生活課長（桜井健一君）

お答えいたしますが、リサイクルセンターの方で統計をとっているかと思いますが、私どもの方にまだその資料はいただいておりませんので、今センターの方から資料をいただいて、すぐご報告いたしたいと思います。

#### ○6番（花木千鶴さん）

課長は、総合的にこれを所管されている課長だと思うんですよね。クリーンセンターの方からこのような形で課題として上がってきているわけですので、その辺の数字は一番目標とされている資源化率を上げることだと書いてあるわけですね。資源化率に取り組んでいるんじゃないですか、分別収集っていうのは。その辺のところはきちんと分析されていなければおかしいんじゃないでしょうか。

それから、次のことを伺います。住民への説明、説明ということですけれども、住民は本当にどうしてこんなに分別をしなければならないのかということがよくわかっているんでしょうか。課長は旧吹上町時代の担当課長でもあられたと伺っています。それぞれの地域が分別に取り組んでまいりました。しかし、多くの住民がどうしてこんな面倒くさいことをしなければならないのか、プラをどうして洗わなければならないのかということを疑問に思っています。

それから、旧4つの地域が、伊集院がコン

テナになって、ほかの地域がそれぞれ袋方式をしていますが、その分別の仕方もそれぞれ微妙に違っていますよね。そのことを課長はご存じのはずです。どうして同じ日置市なのにこんなにばらばらのままなんですか。その袋収集でする、コンテナで収集するという以前にそのことを説明してください。

#### ○市民生活課長（桜井健一君）

お答えいたします。

先ほどの資源化率のことにつきましてですが、現在6.9%が資源化率の、資源化率としては6.9%という数字がございます。

もう一つの、各地域の今の考え方ということ、なぜ袋からコンテナにしなければいけないのかということにつきましては、私たちがこの合併協議の中で話をする中でも、そういう問題は当然ありました。ただ、私どもも個人的なことではないんですが、各担当者も、今もう、そのときに話し合った担当者の方々はほとんどもう退職されておりますので、その以前のこととかそういうところは確認できなかったんですが、今残っている方々で話をした中では、地域の方々の考え方っていうのは、袋を徹底してやれば、例えば結果として99%の結果が出れば、袋を徹底してやればいいんじゃないかという、もちろんこういう考え方もございます。いや袋じゃだめだからコンテナにしなければいけないんだという考え方、いろいろありましたので、ことしの8月、9月に各地域の住民の代表といいますか、自治会長さん中心でございましたが、婦人会の代表とかあるいは近辺の方とかそういう方々にも声をかけまして、実際にリサイクルセンターの方で現状を見ていただきました。その中でいろんな考え方も各地域ごとにまとめていただいております。

そういうものをまた市長の方にもお示ししながら、今後よくごみ分別検討会の中で検討して、それをまた地域の方に返して、こうい

う考え方いろいろ出てるが、これで統一の方向で向けていきたいというような話で、また何とかこれから話し合いを持ちまして、先ほど市長が申し上げたとおり、来年の9月までにはそういう結論を出していきたいということでございますが、地域の方々というのはやはり自分たちが今やってる、これは前、議員の方からも話がありましたとおり、自分のやってる方式が一番だという方式や考え方、これはあるかと思います。ですから、そういう考え方には袋を一生懸命やってやって、よくやっていけばいいんじゃないかという、それも地域の方の考え方としては理解できますけども、基本的にもうその考え方はあるけども、地球全体の環境ということで考えていくと、コンテナっていうこういう大きな考え方をしていかなければならない時期に來てるんですよという話を各地域の中でもしてまいりました。

そういう考え方が理解されるかどうかっていうのも今から先、話し合いの中で出てくるかと思いますが、そういうのも十分検討しながら、それも踏まえて結論出していかなければならぬかというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○6番（花木千鶴さん）

今の答弁は、合併協議の前に協議すべきだった話を私は伺ったように思いますね。だけど、それをまだ抱え込んでいるわけですので、じゃ仕方がないといえば仕方ありません。そうすると市長が方針を決められたわけですから、これ以上のことは私も申し上げることができませんが、ただ同じ袋方式のところであっても多少違いがあると私は言いました。それぞれの地域地域でやり方があったんだと言いました。

でも、なぜこんな小さなことに私がこだわるかといえば、コンテナ分別収集であっても、袋収集であっても資源ごみ分別収集の市の政

策のもとに行われていることはたしかなんです。そして、この分別収集は住民責任と行政責任がきちんととうたわれています。本市において今ばらばらなのはおかしいんじゃないでしょうか。袋方式をするところもコンテナ方式をするところも、住民と行政の責任と合意のもとにそれが決定されます。だけど、本市のやり方は、旧町のまま引きずった状態でこの2年間きているんじゃないでしょうか。袋方式にするのか、コンテナ方式にするのかという問題以前に、袋方式ではどう、コンテナ方式ではどう、そういうところが共通の契約にはなっていないと思います。そして、どこのまちだって、旧町だって、行政と住民が話し合って合意のもとで決めてはいなはずです。旧町が住民に対して協力を求めたやり方だと思うんですよね。その辺のところの住民の責任と行政の責任を考えれば、どこかずれているんじゃないかと私は考えます。そういうことが今できる行政の政策の基本的なところじゃないかと申し上げておきたいと思います。

それから、住民の声を聞いてと言われるんですけれども、自治会長さんや、これから検討委員会になられる人たちに、袋方式のデメリット、コンテナ方式のデメリットの改善策を提供できるだけの準備はできておられますか。

#### ○市民生活課長（桜井健一君）

お答え申し上げます。

住民の、今8月、9月の会の中でいろんな地区の方々から袋でいいんじゃないかとか、あるいはやっぱりコンテナで、モデル地区で各地域ともやっておりますので、それでやられたところについては、やはりコンテナの方がいいというような声もたくさんいただいております。

袋のメリット、デメリットということは、前も資料で出しましたけども、やはりコンテ

ナでやる場合は、1番は人、当番制の問題とか場所の問題とか、そういうもの等がデメリットとして出ております。袋でやる場合のデメリットというのは、やはり金額の問題とか、あるいはやはり袋であれば、分別がやはり劣るんじゃないかなっていう意識的な問題っていうか、そういうものが出されておりますけども、あと雨天時の場合の古紙の回収の問題とか、そういう問題等がいろいろ袋あるいはコンテナでメリット、デメリットという形で、具体的な形としては出ております。

以上でございます。

#### ○6番（花木千鶴さん）

そういう問題は、もうずっと前から、極端にいえばことしの4月から、その以前からだれもがわかっている、よくいわれているデメリットですよね。それを改善していくために何か方策はないか、というのが検討していることでもあるんじゃないですか。前、一般質問をしましたときに、先進地にも行っていろいろ勉強してこられたらどうかと私が言いましたら、できたらそういった先進視察もさせてみようかと市長はおっしゃいました。どこか研修に行かれましたか。

#### ○市民生活課長（桜井健一君）

お答え申し上げます。

県内では南さつま市とかそういうところを見まして、議会の随行という形ではございましたけども、水俣市の方の内容も勉強させていただきました。前からお話をいただいてます上勝町等についても、いろいろ資料くださいということで、実際行けなかったもんですからその資料の請求等もいたしておりますが、先進地のそういうところを、コンテナ設置の場合の参考には十分勉強資料として参考にさせていただきたいと思っております。

#### ○6番（花木千鶴さん）

いろんなところ研修したり資料を集めたりしておられるのであれば、私が先ほど伺った

デメリットの対応策というものについて、幾らかの方向性の答えがあってもよかったです。私もいろんな先進地に政務調査に行かせていただきました。それ地域によってさまざまとは申し上げました。本市にとってどの方向がいいのかというのを幾らか担当者の人たちで話をしたり、方向性を見出したり、住民に説明を今後していく、自治会長、検討委員会との話をする中で提案をしていくぐらいなければ話し合いは進みませんよ。そうじゃありませんか。今伺っているだけでは、住民の声を聞くということと、袋の人は袋がいいから、コンテナの人はコンテナにこだわるからという感情論だけの話をしておられるように思うんですよね。それで検討するということなのかどうか。

それから、どんな人の声を聞いてこれまできたのかという問題で。モデル地区を実施されましたよね、市長。モデル地区は何のためにあったんだろうか。モデル地区を実施した地域の人たちに集まっていただいて声を聞きましたか。

#### ○市民生活課長（桜井健一君）

お答えいたします。

モデル地区は、当時、旧3町で3カ所ずつ、3地域で3カ所ずつ9カ所行って、その方々も当然8月、9月の研修会のときには必ず参加してくださいということでお話を申し上げて参加していただきました。当然その方々のご意見というのも取り入れて地域の方々に、まだ、モデル地区を皆さんに見ていただいたんですが、見ていない方もいらっしゃいましたので、そういう方々にはそのモデル地区を視察された自治会長さんがいたけども、自治会長さんが自分の感じたこと、おおむね肯定的な話でございましたので、そういう話もしていただきました。

以上でございます。

#### ○6番（花木千鶴さん）

これ私の地域の話ですが、モデル地域を実施しましたときに、今後実施していくのだということはもう決定しておりましたが、説明会を開催してもらって意見を聞く会を開催してもらって、実施していくに当たって改善策という会を開いていただきました。今後やっていくのかやっていかないのかというのを考えるときに、公民会長さんに来ていただいていた。おおむね肯定的な話だったというところで、モデル地区の声っていうのはどういうことになっているんですかね。私がいろいろ、それは市長はこないだ誰に聞いたのかわからないが、どんな人の声かわからないがと言われましたが、おおむねモデル地区の声はそれほど悪くはなかったと聞いています。なのに、どうしてこうなっているのかさっぱりわからないことと、3月までモデル地区をやるはずだと思っていたけど、1月でもうしなくてもいいという声を聞いたというのがとても不思議だというモデル地区の声も聞こえます。この辺の住民の声を聞くという姿勢もとても不可解であります。

それから、私たちが全協の中で、ことしの1月、いただいた資料では、コンテナ方式と袋方式を統一したら、コンテナ方式の方が2,000万円運搬経費が高くなると言われました。そのような数字をいただいております。しかし、ある方が課長のところに先日伺ったら、3,000万円から4,000万円コンテナの方が高くなりますと言われたけれども、説明をしてくれと私のところに来られました。私はびっくりいたしました。3,000万円から4,000万円といえば、私たちが伺っている倍のコストですね。説明をしてください。

#### ○市民生活課長（桜井健一君）

お答え申し上げます。

最初のご質問でモデル地区をやりましたとき、私も吹上の方で実際実施をいたしました

が、そのときにつきましては、各地域の方々に、3地区やりましたけども、地域の方々にたくさん参加していただいて、その話も地域のまとめという形でほかの自治会長さん方にもお話をしたところでございますが、そのほかの自治会長さんは、自分たちのところにモデル地区を持ってきた場合はどうなるかというようなこともいろいろ検討もしていただいたと思います。それらも含めて、実際やはり袋の方を徹底した方がいいっていう考える自治会長さんももちろんまだいらっしゃるわけで、そういう方々の意見も、我々としては今後も意見については意見としてお聞きしていかなければと思います。

が、もう一つのご質問の、その2,000万円の資料と3,000万円から4,000万円のということでございましたが、一つは、コンテナ収集の委託料のその算出の方法でございまして、2,000万円の数字を出したときは、16年度の実績でコンテナの収集をする車を1台当たり単価を幾らで見るかで、このときは1,800万円、ごめんなさい、1台に当たり1万8,000円、前日配布分を1台1万円という形で計算をして、各地区ごとに上げた数字が5,229万円ということでございます。積算で、当たり前の積算をして、その次の前の年のコンテナ収集の委託料、それから、建設単価等を使っての積算でした場合が、1台当たり2万4,500円と、前日配布分が当たり前の数字で言えば1万2,000円というようなことでござりますので、これは設計単価という形で示しますと7,330万円という形で、実際の入札っていう形になってきますとどういう形になるかわかりませんので、私たちは今ご説明申し上げるときは、この積算単価、当たり前の数字の7,000万円の数字を使ってご説明申し上げますけども、これで2,000万円と、いわゆる3,200万円との差というのはご

理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

#### ○6番（花木千鶴さん）

その1台当たりの入件費とか車代とかっていうところで差が出るっていうのはわかりました。しかし、後ほどそれは資料でいただきたいと思うのですが、今どっちの方に転ぶんだと住民が関心を持っていることに対して、私たち議会がいただいた数字とは別な数字でどんどんひとり歩きされるのは困るんじやないでしょうか。私は環境福祉の委員の方にも伺いましたが聞いていないということありました。その辺の数字は新しいものが出たのであれば、早急に訂正して出していただきたいものだと思います。

それから、15年はもつと思われていた焼却炉の補修を七、八年でやらなければならぬという感じが出てきたんだそうですね。この、先ほど申し上げたクリーンセンターの状況の中ありましたね。今度補正予算で上がっているのは、れんがの修繕費が1,500万円を見込んでいたものが1,100万円ぐらいでしたか、減額の補正が出されていたようありますけれども、ここ一、二年の間には億単位の出費をかさむ修繕が必要になってくるんじゃないかなという話を聞いています。

先ほど伊集院の分別が、可燃物の中に資源ごみが入っているという話をありました。私は散々あちこちで、伊集院の日曜の資源ごみ収集が非常に悪いという話を聞かされました。それは住民のせいなんでしょうか。非常に心が痛みます。伊集院の中で私が電話をいただくこともあるし、直接話を聞くこともあります。合併をしたのに、何でまだ統一されないので。どうして私たちだけがこんな朝早くから大変なことをしないといけないので。もう、今後袋方式になるようであつたら行政にはついていけない、信頼はできない、協力もしくない、分別をするのももういやだという声

まで私のところには聞こえます。これは一体だれのせいなんでしょうか。住民に分別意識を教育するのは行政の責任だったはずです。その辺のところ課長どのようにお考えですか。市長でもいいです、お答えください。

#### ○市長（宮路高光君）

約1年半の中におきまして、この分別の方法の中で大変いろいろと市民の皆様方に迷わせているのは大変重苦しい、痛感しております。今後の問題含めまして、私ども執行部もやりますし、また議会の中におきましても、やはりいろいろと検討をしていただきたいというふうにも考えております。このように市民の皆様方に不安がらせるのは私の責任であるというふうに感じておりますので、先ほど申し上げましたとおり、来年の9月までコンテナかごみか、両方の中で判断をしなきやならない。もしすれば、コンテナから袋になるかもしれません。そういうことを含めまして、やはり今からが大事な時期でございますので、いろんなところで話を聞きながら、また議会としてもまたそれぞれいろんな意見の中で集約をしていただきたいというふうに思っております。

#### ○6番（花木千鶴さん）

議会に協力を求める前に、行政努力の方が私は足りていないんじゃないかなと先ほどから思うんです。市長がどのような形で議会の協力をもらいたいというのかは、どの範囲までぐらいのことかわかりませんが、もう少し行政には努力をしていただきたいと思います。

先ほど三、四千万高くなるという運搬コストの問題も、委託の問題を解決する努力はしていないように思うんですね。これまでの収集形態をそのまま引き継いで、ただそのまま単純に計算しているだけじゃありませんか。いろんな事情があることは伺っています。だけれども、圧縮保管一つをとってみても、圧縮保管機は300万円ぐらいですね。1日に

どれぐらいの仕事量をするんでしょうか。何台あれば1日の仕事をこなすんでしょうか。委託保管だけをほかの事業所に委託して年間1,000万円と比べれば、10年間で1億円は委託した方が安くつくという数字で示していただきたい。

それから、同じ委託先に運搬収集を随契にしていますね。そういうことも根本的に考えていけば、この資源ごみは産業廃棄物ではありません。一般廃棄物ですので、民間の人も参入できるはずです。その辺の工夫も何の努力もなされていないと私は思います。どちらかご答弁ください。

#### ○市民生活課長（桜井健一君）

お答え申し上げます。

まず、委託業務につきましては、入札できるところについては、先ほどからお話があつたとおり随契にしてるところももちろんございますが、ごみの収集の分については随契もございますけども、ほとんど各地域2つの事業者の方に随契しておりますけども、あとは缶、資源ごみ、それから可燃ごみ、危険物、その他については入札を行っております。

リサイクルセンターの圧縮等につきましては、どれぐらいできるかっていうことは、またリサイクルセンターの方にお聞きしてすぐお答えいたしたいと思うんですが、運搬収集も随契をしてるっていうことでございますが、これはもちろん一般廃棄物の、おっしゃるとおり一般廃棄物の分でございますので、これは日置地区の資源組合の方と委託することをおっしゃってるんだと思うんですが、その分については、この事業者がその免許を持って、圧縮機をこの近くで持ってるところは今のところこの事業者しかないっていうことで、その事業者と現在随契を結んでいるということでお聞きしております。

以上でございます。

#### ○6番（花木千鶴さん）

私が申し上げているのは、リサイクルプラザにある圧縮機もいろんなものを圧縮できる機能を持っているんですよね。今ペットボトルを圧縮しています。だけど、廃プラも圧縮できれば、缶も圧縮できるんですね。小さなところはそれ1台ですべてを圧縮しています。私が先ほど言ったのは、何台あれば処理できて、その費用と量とを考えれば委託した方が安くつくのかという数字を示してほしいと言っているわけです。どこかにあったから頼んだでは済まないんじゃないですか。

私は、きょう質問したのは、これまで質問をしてきて同じことを課長言わないでいただきたい。この間お電話で申し上げたはずですが、問い合わせがあったときに。住民は一生懸命やっていますよ。コンテナになりたくない、課長の言葉を借りればね。そう思っている人は一生懸命分別しているでしょう。その人たちが結果、コンテナになったらどうしますか。先ほど言ったように、コンテナを朝早くから頑張ってきた伊集院地域の人に、袋方式になったら何て言いますか。やっぱり本当にその結論を出すには大変な苦労が要るはずです。そのための行政の検討の努力のやっぱり足跡を見せていただきたいと私は思います。伊集院だから私が言ってるわけではないと前から申し上げています。こんなに住民が振り回されて一生懸命何とかしたいと思っていることに、そんなに時間をかけて私はよくないと思っていますし、ここにきて伊集院がコンテナになったとき、合併をするときにも分別が大変いい状況がありました。でも、この1年の間に伊集院地域のごみ分別が大変悪くなったり散々言われてきました。私は伊集院の議員としてではなく、市議会議員として大変情けないわけです。残念でなりませんよ。私たちは（「花木さん、1分です」と呼ぶ者あり）はい。最初で申し上げたように、法定協議には私はずっと出てまいりました。そして、

法的拘束力のないことも知っていますけれども、やっぱり約束を一生懸命、大事だと思って、調印にも参加し、議決してきた私たちではありませんか。そのことに私は責任を感じていますし、そして今後、本当に早期にいろいろなきょう出た問題を解決していただきたい。

最後に市長の答弁を伺って終わります。

○市長（宮路高光君）

先ほど来申し上げておりますとおり、大変大きなこの問題につきましては課題を抱えております。あらゆる皆様方と十分お話をしながら結論づけをしていきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

次に、18番、坂口ルリ子さんの質問を許可します。

〔18番坂口ルリ子さん登壇〕

○18番（坂口ルリ子さん）

私は日本共産党の議員として、市民が主人公であるという原則を踏まえ、市民の要求に基づいて、次の4点について質問いたします。

1番目、いじめ、自殺問題です。

今教育現場では、管理・統制が強まり、ゆとりと自由が奪われています。しかし、そういう状況だからこそ、教師は子供の味方になり、励まし、希望をはぐくむことが求められております。本来子供たちはけんかをしたり、悪口を言い合うような濃密な人間関係の中で成長し、人格を形成していくものです。ところが、今は人間関係が希薄になり、1人を集めでいじめ、時には自殺まで追い込んでしまうような状況にあります。学校では、子供たちは管理され、競争を強いられ、選別されて大きなストレスを抱えています。こうした中でいじめが深刻になっているのです。いじめは人権侵害です。いじめの問題は子供たちの問題としてとらえるのではなく、今のゆがんだ社会から生じたものととらえるべきではな

いでしょうか。ニュース、テレビを入れるたびに自殺の問題、いじめの問題が後を絶ちません。

我が市の状態を教育長に、原因は何なのか、日置市の現状はどうなのか、風格ある教育のまちとしての教育長の考えを1問で問います。

次、2問目、中学校教師で自分の持つてない免許外の教科を教えている実態について質問いたします。

こんな質問をする原因是、10月29日、曾於郡のある中学校の女教師が32歳で自殺をするということのニュースを聞いたときです。この中学校の教師は、専門は音楽です。特に吹奏楽の指導はうまくて、全国大会にまで生徒を連れていった、こういう優秀な先生であったのですが、小規模校に行ったら免許外の国語も家庭も教えなさいというようなふうに言われて、国語というのは受験科目ですので責任が大きいわけですね。国語の免許がないのに国語を教えろ、嫌と言えるような雰囲気ではなかった。そして、指導力が足りない、教えることが下手とか何とか言いながら、そんな教師を今研修センターに送るようになっているわけです。再教育を受けるのか、いじめなのか私はわかりませんが、今教育センターにそんなふうにして現場から研修を行っている先生が13人だということをニュースでも知りました。この先生は、家庭の事情があつて遠距離通勤をしていたそうです。そして、いろんなことを言われ、心身的にうつ状態にあって、うつの薬も飲んでいたそうです。私も数日前、曾於郡の知り合いやいろんなところに聞き合わせてみました。私は、ああ、この先生は今の管理教育に殺されたんだということを感じ取ったわけです。それが、こここの校長が本当にこの女の先生を優しい言葉をかけることもなく、もうあんたはやめなさい、休職しなさいというようなきつい言葉を言っていたそうです。そして、こここの学校はいつ

もごたごたがあって、2年前には教頭と摩擦があり、教頭は教頭をやめて平の先生になってほかの学校へ転出していった。もう一人の男の先生も、ちょっと暴力気味なことがあって、あんたも学校現場に合わんといって、教育センターに送られて、その先生は教育センターに行って3カ月で帰ってきたそうです。この女の先生は、教育センターに行きたくて、1回も行かないで自殺へ追い込まれてしまったわけです。パワ・ハラっていう言葉を、このときにも新聞に載っていたんですが、やっぱり権力の嫌がらせちゅうのは今大変だなと思うことです。

こんなことが我が市では、こないだ決算委員会で聞いたら、教育センターに送ったような先生はいませんということでしたので、安心していますが、世の中、車も無免許運転は違反なのに、先生たちは免許を持たん教科を教えていいのかなと思うわけですが、私は日置市の実態と、教育長がこの自殺問題、パワ・ハラについてどんな考えを持っていらっしゃるか伺います。

3番目、国民保護法のことです。

11月12日、県の国民保護計画に基づき、十島村の口之島で全国初となる島外避難を含む国民保護訓練が実施されました。全国で初めてですね。

有事法制の名前を変えたのが国民保護法なんですが、私は過去の議会でも有事法制のことを何回も質問し、有事法制は、2003年の6月に日本共産党だけが反対で法案が成立しました。この有事法というのは海外派兵国家つくり、新たな段階にエスカレートさせる重大な問題です。アメリカの要求によるものです。県の条例も決まり、各自治体にも国民保護法審議会ができました。たしか、前でもメンバーが40人以内とか何か聞いていますが、去る24日、11月24日、日置市の第1回国民保護法審議会が開かれました。傍聴

させてくださいと言いましたらだめでした。

そこで、我が日置市の国民保護法の中身ですね。審議員は40人以内だったのか、実際は何人集まつたのか、その内容などを尋ねしますが、そしてこの国民保護法、審議会で決まったことを市民へどんな方法で知らせようと思っていますか。そういうことを答弁願います。

最後、4番目、妙円寺詣りの日程変更について。

これは旧伊集院町の行事なんですが、これは県下三大行事の一つです。10月の第4日曜日、ことしは22日でした。完全なる闇夜でした。妙円寺詣りは旧暦9月14日の月夜に行われておりましたが、どういう理由かよくわかりませんが、住民も理解していない人が多いんですが、平成5年からもう14年、今の日程でやっているわけです。歴史的な行事をどういう理由であったのか、変えた方がいいという声がいっぱい届きます。私もいろんなところで、アンケートまではとっていませんが、いろんなところで聞くと、変えた方がよかという声がいっぱいです。

これはなぜかと言いますと、10月の日曜日というのは、そのほかの行事がいっぱい重なって、参加者が減っているんじゃないかということです。それから、日曜日だと鹿児島から遠足なんかで来るような学校がなくなつたわけです。もとは小中高、秋の遠足を妙円寺詣りといつていっぱい児童・生徒が参加していました。そして、夜も月夜なので、本当に、勤めの人なのかいろんな人が夜も歩いていました。私はたまたま妙円寺街道に住んでいますので、その様子がよくわかるわけですよね。もう一晩じゅう、明くれど閉ざす、ちんちんと打ちながら、太鼓どんどん鳴らしながらいっぱい行列がいたけれども、ほとんどこのごろ夜、こんな歩いてくる人とかそんな人を見かけなくなりました。

それで、どこでこれを決めるのかなと思って商工会に電話を入れてみました。市や観光協会長、商工会、何か保存維持会というようなメンバーでこの会の日程なんかを決めたということですが、日程変更にはどんな方法がありますかねと聞いたら、やはり市が主体だから市の態度が一番影響するんですよ、こうおっしゃいましたので、ぜひ住民にアンケートをとってもいいし、自治公民会で聞いてもいいし、とにかく歴史行事を日曜にしないで、旧暦9月14日にしてほしいというのが住民の期待ですので、ぜひ前向きに、一回前の議会でも、数年前質問しましたが、もう簡単にノーと言われたので、今度は簡単のままではいけないいち私も思って質問をしております。前向きの検討をよろしくお願ひして、第1問目を終わります。ちょうど12時になりました。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時といたします。

午前11時58分休憩

---

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民生活課長（桜井健一君）

先ほどの花木議員の質問に対しての、お答えを保留していた分をお答えいたしたいと思います。

リサイクルセンターにある機械等で、プラスチック等の圧縮もできないかということでございましたが、リサイクルセンターの方でも前試験をしたことがございまして、非常に効率が悪く、反発計数が、反発計数っていいですか、プラスチックですので反発する力が非常に強いっていうことで、効率が非常に悪いということであそこに設置してある機械では今のところこういう作業はできないという

ことでございました。

そのときに同じような機械を、今業者が持っているような同じような機械を入れるとしたらどれぐらいかかるかっていうことも検討したそうですが、それは大体2億円ぐらいの経費がかかるというようなお答えでございました。

それと、先ほど申し上げました集収委託の経費が3,200万円ほどになりますということは、前回の9月の議会の委員会の中で、この資料とともに委員会の方には提出してございますので申し添えておきます。

以上でございます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目と2番目については教育長の方が答弁させていただきます。

3番目の国民保護法のその後についてというご質問でございます。

日置市国民保護協議会は、11月24日、委員37名おりますけど、29名出席の中、中央公民館の方で開催をいたしております。協議会では、会長の職務代理者に総務助役を指定し、委員の代理出席、会議の記録・保管等を規定した市国民保護協議会運営要領を承認していただいております。また、国民保護法の概要、日置市国民保護計画案、今後のスケジュール等についての説明を行い、委員から薩摩川内市の原子力発電所の対応とか、パブリックコメントの実施などの意見が出されました。

日置市国民保護計画作成につきましては、今後、県と計画について協議を行い、本年度中の作成を予定しております。計画がまとまり次第、また市民の皆様方にはそれぞれの広報紙等を使いながら広報していくかというふうに思っております。

妙円寺詣りの日程の変更についてということでございますけど、妙円寺詣りの日程変更

につきましては、昭和63年9月7日、旧伊集院町の商工会青年部より、妙円寺詣りを日曜日に行うことの願いについての署名簿が提出されました。内容は、旧暦開催だと平日開催が多く、開催日が固定せず、武者行列への学生の参加や一般の人たちの参加が困難という問題点があるということでありました。これは、旧伊集院町以外にも多くの署名がございまして、3,312名ぐらいの署名をいただいておりました。

これを受けてまして、旧伊集院町では町、商工会の主催者会や県の三大行事保存会、鹿児島学舎連合会を初め、行事に参加する各種団体でつくる検討委員会などで検討いたしました。また、町公民会長へのアンケートも実施、多くの意見を聞き、その結果として平成5年度の妙円寺詣りから10月第4日曜日に決定し、広く広報してきております。以来、10月の第4日曜日開催により14年間が経過しております。特にスポーツ行事大会を開催するにおきまして、特に日曜日でなければ、役員の招集、約500名ぐらいの役員がいらっしゃいますし、また、学生を通じましたボランティアが120名ぐらい、約700名ぐらいの動員が必要でもあるというふうに思っております。今のところこのことをまた旧暦に返すということは、今のところ考えてはおりません。

特に、ご指摘ございましたとおり、以前は学校行事として参拝していただいたということもありますけど、今、週5日制を含めまして、子供たちの時間帯を含めまして、鹿児島のそれぞれの学校にも問い合わせをしたところ、学校行事として参拝するのは大変難しいというご意見もいただいております。特に、ご指摘ございましたように、旧暦9月4日は月の大変明るい夜中であるということでございますけど、このような中におきまして、夜の参拝というのは少ないと考えております。

参加者が減ったのではないかということをございますけど、そういう学校関係の、鹿児島を含めた学校関係は減ったというふうに認識はしております。そのかわり、やはり日曜日開催ということもありまして、一般の方々は多くなったのかなということを含め、また当日行われます体育行事大会におきましては、約3,000人近く以上の皆様方が参加して、このことは旧暦にしておった以上に年々ふえているというのが実態でございます。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

いじめと自殺につきまして、その原因あるいは日置市の状況あるいは風格ある教育のまちについてお答えいたします。

まず、どの時代でありますても、あるいは大人の社会にあってもいじめは存在すると認識をしております。いじめによって子供たちの自殺が相次ぐ状況につきましては、学校・家庭・社会それぞれの要因が複雑に絡み合った根深いものがあると思われます。

あえて原因を上げるとすれば、物質中心の社会風潮、少子化、核家族化、生活体験・自然体験等不足により、耐性（耐えること）や強い精神力あるいは自分を抑える自制心、善悪の判断力など子供たちの心の育ちが十分でない状況にあるからと考えられます。

また、人間関係の希薄によって規範意識や相手を思いやる心、人権意識が十分に育っていないこと、自分さえよければという自己中心的な言動をとる子供がふえてきており、そのことがいじめた子、いじめられた子に限らず、傍観者等をふやす結果となり、今日のような状況になってるものと考えられます。

本市の現状についてですが、今年度に入りまして、11月8日現在までいじめ発生件数は、小学校11件、中学校14件で、解決したものが19件、現在対応中のものが6件

となっております。

次に、風格ある教育のまちについてですが、私は風格ある教育とは、ふるさとの自然や歴史、伝統文化を生かした教育を行い、21世紀を生き抜く、心豊かでたくましい知恵と健康な体を備えた市民を育成するための、味わい深く、品格のある教育ととらえております。

そして、このような教育を推進するに当たって、次の3つの具体的観点を設定して取り組んでまいります。

一つは、決まりを守り、礼節を重んじる教育、2つ目は、文（芸術や学問）と武（心身の鍛錬）の両立を重んじる教育、3つ目は、自然や歴史と伝統文化を生かした教育であります。このような教育を目指すまちを風格ある教育のまちと考えております。

次に、中学校教師で免許外教科を教えている実態についてと、女教師の自殺事件について、パワ・ハラの実態についてです。

日置市内の中学校7校のうち、免許外教科を担当している教員は4校で6人です。免許外の教科は、家庭科と技術科と美術科の3つの技能教科であります。免許外教科を担当している教員は、他教科の教員の授業時数とのバランスを考慮してお願いしております。この件についてトラブル等が発生した事実は聞いておりません。校長は、免許外教科の担当を以来する際に担当教員と十分話し合い、理解させた上で実施をいたしております。

今回、県内で発生した中学校女性教師の自殺につきましては、大変痛ましく、胸が痛みます。学校内で何が起ったのか、詳細についてはわかりませんので申し上げられませんが、少なくとも命の尊さについて日ごろから生徒に指導している教師みずからが、理由はどうであれ命を絶つということについてはあってはならないと思います。各学校に対しては、教員一人一人の実情をしっかりと把握し、心に届く声かけや仕事上の悩み等に親身にな

って対応したり、指導後のフォローを適切に行ったりするなど指導しているところでございます。

パワー・ハラスメントについてですが、パワー・ハラスメントとは、ご存じのように権力や地位を利用した嫌がらせという意味で、職権などのパワーを背景にし、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を傷つける言動を行うことをいいますが、日置市内の小・中学校においては、校長や教頭によるパワ・ハラの実態は、市教委へは上がってきていません。

以上です。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

質問の順とは違って市長の方から答弁が早くありましたので、そちらから一問一答で質問いたします。

まず、国民保護法のことですが、初めて開かれて37の審議員の中で29名が集まったということですが、まず、その会を傍聴ができる理由を聞きたいです。傍聴を申し入れましたができなかった。

#### ○総務課長（池上吉治君）

この会は、日置市にとってもちろん初めての会でございましたので、公開か非公開については、最初の会の中で決めることで、当初からは傍聴は遠慮していただきたいということで申し上げたわけで、次回からは必要があれば傍聴していただきたいと思います。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

次回からは傍聴できるということで、2回目が開かれるときには、またみんなにいつ開かれるかを、こっそりしないで公開してほしいと思いますね。なぜかちゅうと、命にかかる問題なんですよ、国民保護法というのは。有事法制が通って、いざテロやいろんなときに、どこへ避難するかとか、こないだほら口之島でしたっけ、あれは島からよその、どこへ避難する訓練をやっているわけですが、特

に、さきの話にもありました、ここ川内原発は割と離れていますけれど、まだ影響はあるまじですので、いろんなことが起こってきますので、ぜひ傍聴させて国民保護法のことを住民も当局も議員も勉強していかないといけないんじゃないかと思いますが、本当に書類を見ますと、私もインターネットからこう引き出してもらいましたが、もういっぱいあるんですね、国が決めたあれはね。だから、やはり市長は県から来た書類を全部目を通されましたか。

○市長（宮路高光君）

全般的にはないでございますけど、要所的な部分につきましては、先般もこの協議会の中でも説明をしておりますので目を通していただいております。

○18番（坂口ルリ子さん）

命にかかわることですので、地方自治というのは住民の命を守るということを優先しなければなりませんので、大変な書類であっても、私も大分読みましたが、ふう、大変大変と、そのうち防空壕を掘らなならんかいというような危険を感じますので、国民保護法は今後住民に知らせ、議員当局が住民の命を守るためにしないと、私はこのごろ、防衛庁が防衛省になったり、何かおかしいことが次々起ころから、いつか来た道、いつか来た道って言っちゃわかりますよね。昔へ返るんじゃないかという不安を持っている人はたくさんいますので、そこ辺をもう、そこに座っている方も、こっちにいらっしゃる方も戦争を知らない世代の人が多いですから、私たちは体験者です。本当に爆音を聞いて、どこへ逃げようかと、防空壕に逃げたこともありますので、そんなことが起こらないようにと思っておりますので、次からの傍聴ができるようになってそのところは終わります。国民保護法のこと。

妙円寺詣りの変更のことですね。全然前向

きの答弁は、前と一緒にあります。やはり何か会が開かれたとき、議会でこんなことが取り上げられたということぐらいは、私は観光協会長、商工会、何人かに電話しましたが、市が主体やつでな、市のかんげよち、市がな、そんな方を提案したら、こっちも変えないと、変える余裕は私もあちこちから聞いていますと、変更した方がえやねけというのを。

だけど、何か妙円寺詣りは、歴史行事がスポーツ大会にすりかえられてるんじゃないかなって、スポーツをするために、スポーツ大会のためにボランティアが要るからどうかって、妙円寺詣りっていうのはそういうもんじゃないわけでしょ。元来は月夜に義弘公のあれをしのんで、チエスト行け、私は余りあの言葉はすかんのですけれども、外れていると、妙円寺詣りのそもそもその主体から。妙円寺スポーツ大会ってつけたら、それは日曜日でもいいですよ。

だから、そこ辺もよく加味してしないと、私はいろんなところで聞きましたけれども、大体もとの方がよかわねっていう声も大きいです。今市長が全然そんな検討してみる気もないような答弁だったので、それではいけないと思うんですよ。検討してみるという気はあるのかないのか、そこを問います。

○市長（宮路高光君）

それぞれの団体の中にお話をこのことはしました。返ってきたのが、土曜日はどうかとかいうぐらいは返って耳にいたしております。

また、このことにつきましては、今回いろいろとあります協議会の中では問い合わせて、もう一回してみたいとは思っております。

○18番（坂口ルリ子さん）

これは旧伊集院町に関することで、ほかの町の、4町のことじゃないわけですので、簡単に済ませますが、何で私のところには電話やら、もとへ戻った方がいいという声が聞こ

えて、そちら側やらいろんなところには、いや、今までがよかっていう声が多いのかなって不思議に思いますけれども、とにかく妙円寺詣り本来を考えるんですよ。月夜の旧暦9月14日、昔を偲んで、スポーツ大会とは違うということをつけ加えて、この項は終わります。

次、教育長の答弁です。

自殺の原因は、少子化とか強い精神力の不足とか心が育ってないとか、いろんなことをおっしゃいましたが、私は、私の分析では、子供たちが今の教育、管理統制、それから学力テストなんかでも本当競争させられてストレスがたまっていると。そのストレスのはけ場をですか、周りの人をいじめたり、そういうふうになっている例が多いと。

だから、ちょっと関連はあるんですが、教育基本法なんかが変えられて本当に競争、競争、学力テストは復活しました。東京都なんかひどいもんなんですよ。学校結果を出して競わせて、もう小学校の、中学校のころから勝ち組、負け組ですか、格差がついて、子供たちがいらいらしてこんなことが起こると。そして、今週の15日ごろ、この教育基本法も参議院を通るような気配がしてみんな不安に思っております。これが通ってしまったら、ますますいじめも自殺もふえていくんじゃないかなと私は不安を持ってる一人です。

やっぱ教育長の言葉の中に、いじめ、自殺は子供だけじゃない、これは社会のゆがみということも一言入っていましたが、私もそう思います。周りの人、私が声が太かっておはんないじめたほやろと思っていらっしゃる方がいるようなあれを聞きますので、私はいじめられてずっときました。

私のいじめの二、三の例を聞いてください。いじめられた原因は、私が共産党を支持するからいじめられたわけです。まず、鹿児島教職員組合の中でもいじめられました。社会党

を支持しないというだけでいじめられました。人権侵害です。議員になってからも結構のけものにされました。それは私が共産党だからです。今度は、甑島の自衛隊の基地のある町に転勤しました。教頭が、先生、ここで憲法9条を言うとじゃなかどち、くぎを刺されました。だけど、私は、公の学校に転勤してきたのに何でそんなことを言うんですか。ここは自衛隊ばっかりでなち。PTAの役員も3分の1は自衛隊やつでなち。憲法9条を言うとじゃなかち言われました。だけど、それから、まだ特にいじめられたのが、一番マンモス校の武岡小にいるときですね。私は職員室でおかしいことはおかしいと今のように言ってましたので、教頭の心の中に私がいない方がいいというあれがあったのか知りませんが、4月になつたら学校要覧っていうのが出るんですよ。私の名前が学校から消てるんですよ、ないんですよ。もうほかの先生たちも一緒にはらかいてね、先生、先生、大事やと、先生、ここんが職員としておらんどこらちゅうのよね。ほして抗議したら、もう三押九押して謝られて、また学校要覧のつくり直しをされました。それも私がいない方がいいと思ってるからじゃち教頭に言ったんですね。そんなことで、あっちこっちでいじめられて強くなつたように自分は思っております。

だから、いじめにも耐える、あれをせんないかんちゅうことはわかります。今の子供は一人息子か一人娘で大事に大事に育てられているから、いざというときに踏ん張って生きる粘りがない。結局これは、伊集院の小学校の先生も10年前に自殺があったんです。その子供たちが、先生が死んだというだけで本当にその子供たちの発達に障害が起きました、ことしの成人式でちょっと騒いだでしょう。あの子たちはその年の子供たちなんですよ。その前は中学校が荒れました。だから、1人の担任の先生がそんな事故を起こせば、

変な波及効果が起こるわけですよね。だから死んではならない。それで、この曾於郡の先生も死なれた、学校は外されて教育センターに行くようになっていましたけれども、子供たちからは慕われていたというので、やっぱりこの子たちにも人生の一生の中であんなことがあったちゅうことで影響していくと思うんですよね。

だから、何を言いたいかと思いますと、免許外の教科を持たされた教師がいかに苦しんでいるか。日置市の場合は、大体家庭科とか技術家庭とかそういうのだったからいいわけ。この先生は受験科目の国語だったから圧力が大きかったわけですね。その先生は国語を教えられなくて自分に家庭教師をつけて勉強してたと。国語のO Bの先生だったろうと思います。私は中学校の国語の当たり前の免許を持った先生も知っています。その先生が、本当に国語ちゅうのは教えにくい、子供も嫌いな教科なのよって、まず国語の本を開いても中身が感動するものでもない、何でもないのを読ませて意味を調べて、本当にこれが受験科目っち、教える方も大変だと。だから、ひょっと国語を教えと言われて教えられるはずがないと。この人は音楽のベテランだったのに命を絶ったのかと思うと、第二のこんな人を日置市からも、全県からもですけれども出してほしくないといって調べてもらったら6人は、小規模校はしようがないわけですね。土橋なんか少ないと、いろんな先生たちによっては免許が一つしかなか人もいるし、欲出してたくさん免許持ってる人もいるんですね、3つぐらいね。だから、人事異動のときに受験科目で国語が、その学校に国語の免許を持った先生が一人もいないというような人事をしてほしくないと要望しますが、教育長、人事に対してそんなところの配慮をどう思われますか。

○教育長（田代宗夫君）

今ご指摘のとおり、小規模校になりますと、例えば技能教科を持っている先生であれば、週に3時間か4時間ぐらいで終わるというようなことがあるわけですので、どうしても他教科を持ってもらわなきゃいけないという事由になります。ただ、今おっしゃいましたように、時数の多い教科というんですか、そういうものはできたら専門の先生がいいとは思います。もちろん私もそのように人事を行うときには努力はいたしますが、私が最後まで動かすところまで行けないので、結論的なことは申し上げられませんが、当然そうしなけりやいけないと思っております。

### ○18番（坂口ルリ子さん）

人がよくて優しい、ノーが言えない先生は、校長から言われると、教えられないと自分で思いながら英語の免許ないのに英語を持たされた先生の話なんですが、もうカセットを買ってきて、一生懸命スピーキング、いろんなのを勉強したりして、まあね、親や子供から何か言われなかつたからよかつたけれども、私ははらはらして無免許運転を学校でやってきたち言うんですよね。その子たちが受けた教育が高校、中学校に行って、おまえはこげんな発音やら何やらどこで習ってきたのよって言われるような、上の学校で言われるような学級もあるわけですね。だから、無免許の先生が一生懸命努力したとはいえ、本当の免許を持った先生とは違うわけですね。そこで、その子の後の英語教育やら何やらに影響した例も聞いております。だから、本当に教育長の責任は大きいと思うんですよね。今前向きな回答もらいましたので、小さい学校にも、私はこの学校にも国語の免許を持った先生が来ちょれば、この先生は犠牲者にならなかつたのにと思いますね。

そして、そこでこのごろ市の職員にもでしようけど、学校職員の中にうつ病的で、心身症的で休んでいる先生がいたら、そこを答え

てほしいです。

○教育長（田代宗夫君）

日置市内の教職員で休んでいる者は、メンタル的な者で1人おります。

○18番（坂口ルリ子さん）

その先生は小学校ですか、中学校ですか。

○教育長（田代宗夫君）

小学校です。（「小学校」と呼ぶ者あり）

○18番（坂口ルリ子さん）

男性でしょうか、女性でしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

男性でございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

1人ということは、分母は何人か知りませんけど、少ない方じゃないかと思うんですよね。県下には心身症、うつ病で学校を休んでいる教師も私も何人も知っています。ちょっとよくなつて職場に帰れば、また悪くなるんですね。圧力何とか、いろんなのを受けながら。だから、本当に大変な時代に教師をやっているなど、私はいい時代に教師をやめたわと思うことがあります。本当に、何て言うんですかね、世の中本当、判官びいきちゅう言葉がありますよね、判官びいきですか、義経を、ほいで私は谷山小で実はやめました。やめるときの言葉として、もういつも言うんですが、あんたたちは相撲をとるときに、位が弱い人と強い人とするときどっちに応援する、野球するとき強い方に応援する、弱い方に応援する。先生はずっとねち、弱いと思う方に応援をしてきたがよち、そんなのを判官びいきって言うたと。弱い者に味方する。そして、だからなかよし学級の子供が8人ぐらい残ってるから、先生がいなくてもなかよし学級の子供を大事にしてねと、こういうふうにして別れの言葉としたんですが、本当に昔は弱い者いじめが多かったんですよ。もう、ちょっと障害があれば、それを悪口言つたり、今そんなのじゃないんですが、学校の子供た

ちの中にはだれかを攻撃、いじめないと我がのストレスが消えないというような子がいるんですね。

だから、本当に弱い者を助けるというような姿勢の子供を育てなきやいけないんじやないかと思うんですが、いじめの件数もおっしゃいましたね。何件でした、小学校が11件、中学校が14件、日置市は正直に届けられているんだなと思うんですが、今地方によっては、基本計画でいじめを5年間で半減しよう、ゼロにしようという方針を出しまして、都道府県によっては、市町村によってはいじめがゼロと平気で出てくるところがあるんですね。だから、いじめを報告したらその教師が悪い、そこの学校が悪いということで隠すようになってきている例があるんですが、日置市内ではそんな傾向はないのか。これ以上あるのかなと思つたりしますが、これ正直な報告でしょうかね。

○教育長（田代宗夫君）

今いじめ等の自殺等の問題で、大変世間を騒がしているようですけれども、その時点で、とにかくこれまであったものも、小さなものも、相手がいじめと感じるものはすべて上げなさいということで上がった数字がこれでございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

首をひねります。私は、ことしの3月、いじめられてほかのところへ転校していった子供を一、二聞いております。いじめられて、もう親は離校に引っ越すわけですね。そして、ないように見えるけれども、結局いじめた人は残っているわけですよ。だから、あそこにいじめはないかなと思いますけれども、私もそこまで行って学校に言う必要もないし、その子は引っ越ししていって、転校していって楽しく暮らしているということを聞きましたので何も言いたくありませんけれども、たまにはそんなのもあるんですね。引っ越しして、私

は5年生までいじめられましたっち。あと1年いじめられてこの学校を卒業したくない、転校していきますとだれかに語ったか、手紙だったかを、そして転校していった子がいる。伊集院高校でもあった。これはもう、こことの関係ないですけれども、埼玉へ引っ越していくと。それをPTA会長にも報告もなかつた、PTA会長を、伊集院高校のPTA会長を知ってるもんですから、何もなかとよっち言うから、やっぱり隠す方向へあるのかなと思ったりもするわけですが、かねての教育長の指導がどうだかわかりませんが、よく届けられているな。登校拒否の子なんかもいると思うんですが、いろんな心の治療教室やら開設されているので救われているかなと思ったりいたします。

それで、ちょっと1番と2番は、もう同じようなことですので重なりますが、風格ある教育のまちというのは、もう何十年来、伊集院町が掲げている目標なんですね。何か抽象的ですよね、風格とかね、人間品格とかね、抽象的な言葉であれですが、ある先生が、ほかのまちから伊集院に転勤ってきて、どこが風格ある教育のまちを名乗った理由なの、聞かれても私は答えられませんでした。そんなのを教育長は新年度か何かに市の教職員に話され、訓話として何かとして話されたことがありますか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

先ほど申し上げましたのは、私が1年過ぎて、本年度の7月の時点で整理をし直したものでございます。ただ、これまで教職員に話しておりますのは、この3つの内容についてはほとんどこういう話はこれまでしております。ただ、整理をしてきちっと内容を定めたものが、先ほど申し上げたものであります。内容的なものはこれまで話しております。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

風格ある教育のまち、子供が過ごしやすい、

子供が勉強しやすい学校ということを目指すならば、言いたくないけど扇風機をつけてくださいね、関係ないですけど。私は、今度はいろんなのを見ますと、予算には関係ないわけですが、本当に教育に使う金を子供のために使わないと風格ある教育のまちとしてはおかしいんじゃないかと、私は私なりに考えております。

それから、パワ・ハラという言葉もこのごろはやるわけですが、権力的な校長が時にはおるものですね。おいが言うことを聞けっていうようなね。前の前の教育長が、そんなことを私も感じて議員生活を4年しました。おれのいうことを聞け、おれが何とかちゅうことでそんなのを感じましたね。だから、やはり時代が逆行しないように、権力的な言葉とか行動とか、そんなことは日置市からないようにと願うわけですが、そんなところを教職員にも指導されていますか。管理職ですね、パワ・ハラちゅうのは大体管理職がそうやって、そしてそれがまた移り移って担任が子供に、そんなのもあるわけですよね。そこをお尋ねします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

学校の管理者が職員に指導するのはこれ当然のことでありまして、かねての教科の指導や、あるいは生活指導、生徒指導、その他自分の分掌している事務等がうまくできなかつたり進まなかつたりすれば、当然そこには管理者の指導というのが入ってくるものと思います。だから、指導を受けたそのことがすべてパワ・ハラだと言われても大変困るとは思います。

ただ、私はかねてから申し上げているのは、校長、教頭に申し上げているのは、指導はきちっとしてください、ただ、指導した後のフォローをお互いにやっぱしていくのが指導的立場の者である、フォローを忘れないようにきちっとしてほしいというお願いはこれまで

もしております。

○18番（坂口ルリ子さん）

もう一つ、ちょっと用心するのが、組合員との差別がもとあったんですよ。この人は組合員か組合員でないか、もう組織率が私たちのころは60%ぐらいだったけども、今は30%ぐらいと聞きますので少ないかとは思いますけれども、この自殺した先生の根、根っこにも組合員差別を感じることがあったと、曾於郡の曾於支部の書記長が電話で話してくれましたので、そんなことが、先生は、この教員は鹿教組ですね、鹿児島県教職員組合を鹿教組といいますので、鹿教組の組合員か組合員でないかをご存じですか。知っても知らないふりなのか、そこ辺をお尋ねします。

○教育長（田代宗夫君）

大体わかってますが、そういう差別をするとか、そういうことは一切考えてもおりません。

○18番（坂口ルリ子さん）

これで最後にしますが、先生たちは忙し過ぎて、もういろんなのに追われて、子供と遊べない、子供と心の交流で話し合う場がないとか、学校の規模にもよりますけれども、そんなのがないからいじめが起こったり自殺へつながったりしますので、余り現場を、先生たちを忙しくさせないで、ゆとりを持った雰囲気で日置市の教育が本当に風格ある教育のまちになるように、そこを教員が、学校で残業するのか、うちへ持ってかえって仕事するのかタイプはいろいろありますけれども、私たちがやめる前、あそこは提灯学校やっちは、遅くまで電気がついてる学校があるんですね。そして、その学校は雰囲気として早く帰れないんですよ。やっぱり、電気をつけてテレビを見るのか、仕事をしてるのかそこはわかりませんけれども、いろいろあると思いますが、遅くまで残っていて仕事をするのはいいのじゃないと。健康管理でゆとりを持

って子供と遊べと。子供と遊ぶ暇がなくて日報を書いたり週報を書いたり、そんな先生を評価するような雰囲気、日報ってわかりますよね。その日のことをこうこうこう書いて、プリントして帰る前に配るわけですよ。私たちは週報でしたけど、日報を配るような熱心な先生、親には点数上がりますよ、教育委員会やらそんなところには、行政には点数上がりますけど、子供と遊ばない。ある先生、自習をさせてテレビを見せて、一生懸命自分は日報書いたり、教育委員会いろんなの報告書を書いたりしてて、お母さんが、あなたたちは何でこんなテレビのテーマソングをずっと知っちゃうの、だって、毎日テレビばっかり見てるもんちゅう、子供が言うような学級もあったりするんですよね。

だから、もう少しゆとりを持って、子供と遊ぶ、そしてこんなことを早目に、いじめも発見する、友達同士のね、あれもするということで、そんな学級経営をするような先生を評価していってほしいと要望しますが、そのことについて教育長の見解を求めて終わりとします。

○教育長（田代宗夫君）

この教職員の多忙化等についてもいろんな方が言われているようですけれども、私どもも学校よりけりであるでしょうし、また先生にもよりけりということもあるかもしれませんけれども、今は職員にいろんなところで申し上げているのは、やはりですね。これまであったものを踏襲するだけでなくして、内容、趣旨をよく考えて精選をしなさいということが第1点、第2点は、夏休み等に教職員の行事を動かしたりしながら、できるだけ時間を動かして、子供と活動できるようにしてほしいと、こういうことについてはかねてから話をしているところでございます。

○議長（宇田 栄君）

次に、23番、畠中實弘君の質問を許可し

ます。

[23番畠中實弘君登壇]

### ○23番（畠中實弘君）

私は、さきに提出した通告書のとおり、平成19年度予算編成について、まず質問要旨

1番目は、予算編成に当たっての基本の方針を市長にお伺いするものであります。

先般、当局の方から提供していただいた予算要求書作成要領をひもといてみると、本市の財政については、地方債残高の増嵩に伴い、公債費負担が増加する中で人件費、扶助費等の義務的経費が膨らむ一方、市税収入等の安定した伸びが期待できないなど、極めて厳しい状況にあると記されております。

また、地方交付税については、年々市町村等に交付される額が大幅に減額される状況にあり、昨年にも増して厳しい財政運営を強いられるのは必至であると、本市の現実を直視した覚悟のほどがうかがえるものになっています。

以下、財政構造の構築、構造改革の方向性、さらには行財政改革に取り組む姿勢、そして重点施策を積極的に推進するための具体策が盛り込まれているわけですが、そのような趣旨を十分踏まえた上で、総合的な基本方針について宮路市長の生の声を直接聞かせていただけるものと期待しております。

次は②です。交付税措置のある地方債を活用して行う単独事業で、その経費、事業等を具体的にお示し願いたいと思っています。

この問題は、私たちのレベルでは難解な部分もありますので、ここで市長が具体的にわかりやすくお示しくださればありがたいです。

3番目の質問要旨は、市の単独補助金を一律に大幅カットする気はないか、というより早急に大幅カットに踏み切るべきだという私の強い意志で問いかけるものであります。

日置市補助金等交付規則によりますと、第3条に執行上の責務として、「補助金等にか

かる予算の執行は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って、公正かつ効率的に行われなければならない」とうたっています。

したがって、補助金すべてにわたって本当に市が出すべき金なのかどうかの原点に返って精査しなければなりません。したがって、段階的な先送りはやめて、無意味なものは直ちにカットするという決断、それが今問われているのではないでしょうか。

各種の補助金は、日置市全体で平成18年度予算ベースでとらえますと294事業、合計金額10億9,000万円という数字が出てきます。莫大な金額です。行財政改革に伴い、その見直し作業は既に始まっております。その中には当然私ども議員に絡む団体も数多く含まれています。正直に申し上げますと、市長や各議員の政治活動を支える部分もあり、大変踏み込みにくいというところでありますが、決してためらってはなりません。しがらみを捨て、全市民一体となって痛みを分かち合うという相互理解のもとに、市長は奮勇を振るって今決断されることを期待しています。日置市の行財政改革を断行するには聖域があってはならないのです。

次の④の問題、19年度以降の国・県補助事業の廃止、縮小が予想される事業はあるのかという質問の設定がありますが、これは市の単独補助事業の検討条件とリンクした課題ともなるのかなと思います。そこで、よく説明していただきたいものです。

5番目の質問の要旨は、随意契約についてであります。

施設保守管理委託等の随意契約の実態と、その見直しについて、市長はどのように考えておられるのかお伺いするものであります。

次の問題は⑥です。公正公平を欠く補助金のばらまきはやめるべきだと思うのですが、

そのことについて市長の見解を問うものであります。

市単独の補助事業のことではなく、特にここで指摘したのは国・県から流れてくるコミュニティー助成事業等のことを指しているわけでございます。直接的に市の腹は痛まないからといって、右から左にいとも安易に渡されている節が伺えるからであります。

それから、最後の質問事項となります⑦は、生活環境の整備です。

周辺部の集落民が最も期待している合併効果の一つとして、日常生活に直結した身近な里道、農道等、いわゆる生活道の整備が上げられます。私が、さきの本会議における決算認定の際、反対討論した内容と同じですが、来年度予算編成に当たっての質問で再度同じことを取り上げた次第でございます。

事業選択に当たって政治的な決着が多々見られる公共投資の中の大きな事業を一つ先送りするだけでも、その年の何百カ所もの道路意地補修経費が楽に捻出できるのではないかというのが私の一貫した持論でございます。月に四、五万円のわずかな年金で暮らす多くのお年寄りが肩を寄せ合っている集落の隅々から沸き上がってまいります悲痛な声なき声に耳を傾けていただきて、来年度の予算編成に向か、何とか反映できないものだろうかという願望を込めての質問であります。予算の使い方、事業の選択、優先順位等をここで本当に真剣に考えてください。

以上が、私の1回目の質問であります。終わります。

[市長宮路高光君登壇]

○市長（宮路高光君）

1番目の19年度の予算編成について、7項目のご質問でございます。

基本的方針につきましては、日置市総合計画に基づき、将来にわたって弾力的で足腰の強い健全な財政構造を構築するために、構造

改革と意識改革の方向性を明確にした予算編成を目指していきたいと考えております。

また、交付税措置のある単独事業であります、過疎対策事業、辺地対策事業、合併特例事業、一般単独事業ということで、それぞれ交付税に算入する元利償還金のパーセントが若干ずつは違っておりますけど、このようなものが有利な事業でございます。

19年度の中におきまして、今の計画の中で辺地債につきましては約6,000万円程度、過疎債につきまして約2億1,700万円程度、さっきは辺地債でした、辺地債が6,000万円程度、過疎債につきましては約3億……（発言する者あり）何て。済みません、ごめんなさい。ごめんなさい。過疎債が、ごめんなさい、約5億8,000万円程度でした。ごめんなさい、2億1,000万円じゃございませんでした。ごめんなさい、訂正させていただきます。それと、合併債が9,200万円、これは単独事業です額をこれほどというふうに考えております。けど、まだ実質的に変動する形はございます。そのほかに補助事業がございまして、補助の裏につくこと、過疎債が約2億円程度。また、合併特例債が2億6,000万円ということで、単独と補助に分けてそれぞれ有利な地方債で事業を進めていきたいというふうに考えております。

3番目の市単独につきましては、一律にカットということでございますけど、今、市単独補助金であります、行政改革推進本部の財務会計制度部会が中心になりますてこのことに精査をしてるところでございます。特に、財政計画説明会におきまして、18年度の補助金に対しまして基本的に5%、19年度で5%という考え方を持っております。

特に、今ございますとおり18年度で約10億円程度の単独事業がございます。これはいろいろと運営に行っている補助金とか、

またそれぞれの補修におきます一般単独の補助金とか、それぞれでございますので、一概にどのことをどういうふうにしてカットしていかなければならないかということが大きな課題でございますけど、基本的にこの運営補助等につきまして19年度精査をさせていただきたいというふうに考えております。

それぞれ運営補助でございますので、一举にやるということにつきましては、それぞれの運営母体におきまして大きな支障も起きますので、3ヵ年間の中におきましてそれぞれ年次的にカットしていかなければならないのかなというふうに思っております。

4番目の19年度以降の国・県補助事業の廃止、また縮小が予想される事業であります。今後の国・県の動向で状況が変わってくることも考えられます。現在の状況では、国・県の補助事業が18年度大幅に変わるという情報は入っておりません。また今後、国のそれぞれの施策の中で説明があるというふうに思っております。

5番目の保守管理の委託でございますけど、施設の保守管理委託等については原則競争入札の対象としております。施設の保守管理委託料の入札準備のため、10月議会におきましても29件の債務負担行為の設定をお願いしているところでございます。各課の所管する保守管理委託等の業務につきましては、12月議会で議決後の1月以降に19年度の契約分の競争入札を計画していきたいと考えております。

6番目の助成金のばらまきをとめるべきということでございます。

特にこのことにつきましては、コミュニティ助成のことではないかというふうに思っております。日置市になってから、17年度の追加分として郡地区の棒踊り保存会と、また同じく伊作太鼓踊りの保存連絡協議会の方へ助成がされております。18年度の分とい

たしまして、同じく郡上の自治会の音響整備、また日置市高齢者クラブの日置支部の遊具、吹上町のマレーシアの実行委員会、3つが18年度出されたわけでございますけど、このことにつきましては、県の段階の中で判断され、県の段階で2つが該当しないということで、結局郡上だけが18年度採択になったということでございます。

ご指摘のとおり助成金でございますけど、特にこの17年度、18年度、私どもの方もお便り、広報等で自治会等にも説明を申し上げましたけど、十分な説明が不足であったのかということは反省をしております。今後におきましては、やはり自治会長さん等に含めまして十分な説明を通してから申し込み等を受けて、最終的には国の自治総合センターで協議をすることでございますので、今後の、19年以降のこのコミュニティ助成については十分気をつけていきたいというふうに思っております。

7番目の里道、農道の生活環境整備、特に大きな事業を一つでも先送りしたらというご意見でございます。

ご指摘のとおり、大きな事業につきましては、国・県補助か有利な起債が最優先をしてまいります。単独事業だけの事業というのは、今後財政上大変難しいというふうに考えております。そういうものがついた中におきまして、いくばっか一般財源が投入される部分がございますけど、なるべく大きな事業につきましては、一般単独でするということは難しいというふうに考えております。特に、里道、農道につきましては、地域からの申請ということを優先して、またそれに基づきまして現地検討して、優先順位でやっているわけでございますけど、この問題につきましても一般財源でございますので、それぞれの予算の枠組みというのを決定しておるところでございます。そういうことを含めて、このことにつ

きましてはご理解をいただきたいというふうに考えております。

以上で終わります。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時10分といたします。

午後2時00分休憩

---

午後2時10分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○23番（畠中實弘君）

質問と答弁が、今回ちょっとちぐはぐちゅうかはこう性がありましたので、数字もそうなんですが、ちょっと私のペースで2問目から続けたいと思いますので、それにお答えを願います。

1問目の、この①の方は通り一遍ちゅうか、あまり念の入ったものじゃなかったんですが、市長のお答えとは別に、別の角度から、基本方針ですから別の角度から入っていきたいと思います。

先般、全協において示された財政計画は、アクションプランの年次計画との整合性がないわけですよね。数字も内容もかなり乖離しておりますが、これは後続議員の通告書に載っていますので、通告しておりますので、具体的にはそこで詳しく答弁くだされば結構です。

私が今知りたいのは、この10億円前後の膨張してしまった部分の中身のことあります。新たにどのような事業が盛り込まれたのか、これがまちづくり交付金とかそういう事業とか、ちょっとこの辺が第2問目と、ちょっと今整理できません。これは、あくまでもやっぱ基本方針の中だから、ちょっと整理して説明をお願いしたいと思います。この10億円前後膨張してしまった部分が今あるわけですね。そこをわかるようにひとつ、ま

ずお願ひいたします。

以上です。

○市長（宮路高光君）

全協の中でも説明した財政計画、18、19、20年を含めた中におきまして、19年度が約239億円という形の数字があったかなと思っておりますけど、基本的には230億円ということで今までご説明をしてきた形の中で、それが10億円ぐらいなぜ違うかというご質問じゃないかなというふうに思っております。

基本的に今予算編成をするに当たりまして、基本的に要求が出てきておるのが約243億円程度でございます。これを今後精査していくかなければならないというふうに思っております。私どもやはり編成をするには、この歳入の方を十分考えた上で歳出を考えていかなければならないことでございますけど、基本的に、最終的に、この起債額をどれくらいしていくのか、ここで縮小の方向が出てくるのかなというふうに考えております。さっきの中で9億円という形でございますけど、これはある程度の縮小をしなければならないのかなあと、最終的にはまだ予算を決定をしておりませんので、今からこれを予算編成を含めた上で縮小をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解していただきたいと思っております。

○23番（畠中實弘君）

膨張の中身ですか、これはそのまちづくり交付金、それから、過疎債、辺地債、そういうのが後からそういう事業が出てきたということだろうと思いますが、継続事業ですね。しかし、私たち行革の立場からいえば、あくまでも今アクションプランに沿って真剣に調査、検討している手前、目標の数値にやっぱりこだわるのは当然ですね。何が何でも230億円を譲れないという心情はあるわけです。

交付金とか、交付税措置があるからということで、安易に数字の積み上げてしまう執行の神経が理解しがたいわけであります。アクションプランを尊重するとなれば、他の財源と支出を削ることになるのかなあと思いますが、その辺は市長どのように、あくまでも230億円にこだわったわけですね。これをこだわらないとまた総崩れになる懸念もあるのかなあと思うので、そういう観点から市長の見解をお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的に230億円ということで、基本的に18年度の予算が240数億円でございましたので、目標として約10億円程度は削減していかなければならないということで、集中プランの中で230億円という、これは230億円台になれば幅はございますけど、それに数値目標を目標としていかなければならないというふうに考えております。

その中でさつきご指摘ございました継続事業、国庫まちづくり交付金を含めた国庫補助金は、恐らく基本的に削られない部分があるのかなというふうに考えておりますので、この目標の中におきまして、どれだけ今後さつき言いました約10億円程度をどこまで縮められるのか、これが私どもがきちっとした今後精査をしていかなきゃなりませんけど、きっと230億円ということにはいかないかもしませんけど、やはり230億円台の中で、どう19年度の予算編成をしていくのか、ここあたりを十分真剣に考えていきたいというふうに思っております。

○23番（畠中實弘君）

理解できる部分もありますが、ただいま市長が説明されたことだけでは、毎年、何が飛び出してきて、何年たっても予算削除は不可能ではないかと心配するわけです。

5年後に達成すべき年間50億円の削減は、夢のまた夢と、夢に終わり市民に大きなつけ

を残すはめになりそうですね。そうでないという説明ができるのであれば、市長は数値目標も示しながらお答え願いたいと思います。ちょっとそういうのがまだご説明に出てこないわけですね。きちんとアクションプランは5年たったら年間50億円削減するんですよというのをきちんと目標を立ててあるわけですから、その辺を市長がはっきり明言すべき時期じゃないかなと思って、ちょっとひとつお願ひします。

○市長（宮路高光君）

一番目標数値というのは一番大事なことで、それに努力をしていくことであるというふうに思っております。先般も地域振会議もありますと、それぞれのいろんな地域のそれぞれの要望というのが、大変大きな形の中で新たに出ててくる部分もございますし、またそれがどういうふうにして優先順位をどう整理をしていかなきゃならないのか、基本的には、私ども歳入といいますか、基本的にまた19年度から交付税の算定もかわってまいりまして、これがどれだけの交付税額が確定できるのか、このことも今の現時点ではただ予測をしげるを得ないと思っております。アクションプランの中で5年間の中で50億円削減していく中におきましては、年度、年度、最小限でも10億円ずつというふうになっておりましたので、そのような数値目標を立てさせていただきましたけど、これにどれだけ近づけて、また来年も、その次もという形になりますので、ここあたりを地域におきますそれぞれのご要望をどう入れて、財政をどうするのか、この一致する時点が大変難しい部分であるのかなというふうに感じておりますけど、今後の國の方針等に沿った形の中で私どもの予算編成も左右されてくるというふうに思っております。

○23番（畠中實弘君）

数値目標をなかなか設定しがたい面がある

ということと、それから、次から次に要望があるんですよという本音をおっしゃいました。そういうことで大変だなあという気がしますが、これは市長がすべて決断、すばすばやつていかないともう始まらないわけですよね。今ここで食い下がってもそれこそ始まらないんでしょうから、一応、信念を持って、市長がやる気でやれば何でもできるわけですから、期待しております。

次に、また角度をかえまして、予算編成の根幹にあたる事項であります、歳入の市税の中で、毎年課税客体の把握と、的確な把握という言葉が出てまいります。言葉だけが派手に踊って、実態はお粗末であったと、ことはことし露呈されましたね。貴重な財源から何千万円もの過収返戻が起きました。これは立派な言葉、課税客体の的確な把握と、これが完全にできてなかったということあります。このことについて市長の見解を伺い、あわせてまた逆に、これは委員会でも出したことなんですけども、逆に徴収漏れはないのかということ、余分に取ってしまった例もあったと、逆に徴収漏れ、まだ眠ってるんじゃないかと、これこそ客体の的確な把握がまだできてない場合はそれは起きがちなわけですが、その辺をどう対応しておられるかお答え願いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、ことしの中におきます住宅認定漏れの中で大変大きな金額を含め、また市民の皆様方に大変迷惑をかけたというふうに思っております。このことにつきましては、昭和48年からの大きな30年近く、30年の中の中でそれぞれ客体を一つ一つ整理をしていればよかったですけど、それぞれの法にかわります制度上の中で過ちを犯したということでございます。

今ご指摘のとおり、これを精査していく中におきまして、逆に認定を欠けておった部分

もあったりしております、これは次の翌年度から課税を新たに出てくる部分も今回の精査をする中で出てきたということもありました。そのようなことを含めながら、今後特に固定資産につきましては、長い年月の中で、特に、名義の問題を含めまして、納税管理者の届け出、いろいろな問題がまだまだ整理をしていかなければならない分があるのかなというふうに、大変今までの何十年前のことから一つ一つ気がついたときには正をしていきたいとさように考えております。

#### ○23番（畠中實弘君）

予算、このことも予算編成に充てて本当に大事なことです。これも根幹をなすわけですから、市長が陣頭指揮に立って引っ張っていっていただきたいと願っております。

次の②に移ります。これは交付税措置のある地方債を活用して行う単独事業については、その経費、事業数等を具体的に答弁いただきましたが、さらにお尋ねします。その事業箇所は、主なところだけです。どこどこなのか、お示し願いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

先ほどちっと数字の訂正をさせていただいたことをちょっとおわび申し上げたいと思っております。今この地方債におきます単独事業のことございますけど、特に、辺地債というのがありますけど、辺地債に使われている地域は伊集院地域と吹上地域の方が辺地債を活用しております。過疎債につきましては、旧東市来、日吉、吹上の方が過疎債を充当しております。

また、合併特例債につきましては、もう全域というふうにご理解をしていただきたいと、それぞれ特に事業的な今申し上げましたのは、道路整備が主であるというふうにご理解をしていただきたいというふうに思っております。

#### ○23番（畠中實弘君）

数字的にはまたよく整理して届けの何して

いただければありがたいですが。次にいきます。地方債の方は今の説明で箇所もおっしゃっていただいたのでこれで結構ですが、次にまいります。③です。市単独補助金を一律に大幅カットする気はないかについて、再度質問いたします。

先ほど市長はさまざまな事業で一挙にはできないんだということははつきりおっしゃいました。それでとりあえずは次年度5%程度ということもお答え願ったわけですが、それとあわせて3ヵ年計画ということですね。これはどこの町でもやってるわけですが、どの町でもできないことをやらなきゃいけないだろうと、ここへきては。私はそう思いますね。その辺も肝に銘じていただければいいと思います。いずれにしても各種補助金のカットは断行せざるを得ないですから、段階的にちまちばやらず、今のうちにこの熱いうちにぱっとやるべきと、これも一つの手だろうと思うんですね。さっき言いましたように、蛮勇を振るんですよ。また案外たやすくいくかもしれませんと私は考えております。

さきにも申しましたとおり、何が大事で何がむだなのか、直ちに精査して、しかるべき委員会なり、審議会なりで一生懸命やってると言われましたけれども、直ちに精査して切れるものは思い切って大なたを振る。その蛮勇を持たないとこれから首長は務まらないんじゃないかなと思いますが、よく考えて見てください。

戦後、何十年も続いた農政の補助金垂れ流しが結局日本の農業をだめにしてしまった大きな原因意の一つと言われています。そのことと形は違いますが、地方自治体が各種団体にばらまく補助金こそ、地方経済の活性化を逆に大きく阻害してきたという指摘もあるくらいです。そのことを忘れちゃいけないと思うんですね。ぬるま湯につかった行政依存体质から早く脱却し、団体にも努めて自助努力

を促すのが今後の行政の正しいあり方だと私は考えますが、その点について市長の見解はいかがでしょうか、お伺いします。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、それぞれの団体の運営補助と、市単独の補助事業、これにわかれるのかなあとと思っております。この団体補助をそれぞれの育成という部分と、またそれの中に自立性、この両面が出てくるというふうに思っております。

この問題につきましては、特に運営補助につきまして、大きななたを急に振った場合につきまして、それぞれの運営団体がどのような団体であるのか、これはいろいろと違うようでございます。それぞれの自己負担を入れながら運営をしておる部分、それぞれ全部補助に賄つておる部分、それぞれいろんな運営補助のあり方が違つておるようでございますけど、基本的にはこの団体につきましても、自己責任の中でそれぞれの団体の自己負担というのをやはり高めていく方法ということは考えていかなければならぬことだというふうに考えております。

また、一般の単独事業でございますけど、ご指摘ございましたとおり、効果と評価、特に効果ですね。この事業を行つてきてどれだけの経済的な波及効果が起つてきたのか、やはり現時点の中におきまして、やはりこのことは十分精査をして廃止していくかなければならないのは、廃止しなければならないというふうに思っておりますし、またいろんな局面の中で、特に農政関係を含めましては、大変天災を含めまして、いろんな病気的なものを含めたときに一時的に補助しなきゃならない部分も出てくるのかなあと、これはケースバイケースの中でこの事業のあり方というのをやっていかなければならぬのかなというふうに市長として考えております。

○23番（畠中實弘君）

その事業の種類によって手をつくれないものもあるというそれはわかります。だからその辺は私はむしろ増やすのも出てくるんじやなかろうかというふうに思いますが、この資料294目ですね。4事業、この一覧表をいただいておりますけれども、もう半分以上はあってもなくてもいいと、こういう事業がなくとも市民はどっこい生きていくと、田舎の地域の片隅のばあちゃんたちには何の恩恵も与えない事業が結構あると、そんな思いで何回も何回もこの一覧表を読み返すわけですが、精査も始まっているということですので、その大事なのはもちろん生かさなければいけないけれども、切るべきのはきちんと切ってくださいということの意味の質問でございます。だいたいお答えいただいたので、市長の考え方もわかりましたが、次にいきます。

今度は④ですね。国県補助事業の廃止または縮小は予想される事業、これはソフト面が主な対象と思うわけですが、金額、件数等は具体的には把握されてないでしょうか。

#### ○議長（宇田 栄君）

畠中さんもう一回、ちょっとわかってない。何の金額なのか。——わかる。いいそうです。

#### ○23番（畠中實弘君）

管財課長が答えるそうですから、それで。

質間に質問はいけないのよ。

#### ○財政管財課長（福田秀一君）

4番目の9年度以降の国県補助事業の廃止、または縮小を予想される事業はあるのかというお尋ねだろうと思いますが、これにつきましては、先ほど市長が答弁いたしましたように、また、現時点でこういう縮小されるとか、廃止されるとか、こういう情報はまだ把握してないところでございます。大体例年、次年度の翌年度の予算編成方針につきましては、県の説明会が明けて1月にございます。その時期にならないと、こういう具体的なところはまだ把握できない状況でございます。

#### ○23番（畠中實弘君）

予想される事業という質問の設定ですからそれでいいんです。どうも。

それじゃ、次にいきます。⑤です。随契、この実態と見通しについてですね。お尋ねいたしましたが、今全市で何件随契を抱えておられるんでしょうか。まずお答え願いします。

#### ○財政管財課長（福田秀一君）

随意契約の件数でございますが、お尋ねの件につきましては、施設の保守管理委託業務ということでございますが、工事、例えば、クリーンセンターの修繕とか、これはいろんな特許関係があつたりいたしまして、ほかの業者ができないというふうなことで随意契約を結んでいるのもございます。総体の件数は把握はいたしておりませんけれども、主な随意契約による施設の保守管理委託業務を申し上げますと、今朝ほどですか。先ほども出ましたけれども、一般廃棄物の収集運搬業務委託、これと衛生処理場の維持管理業務委託、それから、終末処理場の汚水中継ポンプ場の維持管理業務委託、クリーンサイクルセンターのリサイクルプラザの施設運転業務、それと本庁、支所を含めました宿日直業務の委託、こういったのが主な随契をいたしております。

#### ○23番（畠中實弘君）

全市で何本あるのかという質問をしたつもりでしたが、随契の。——つかめてないわけですかね。

#### ○財政管財課長（福田秀一君）

すべての件数は把握いたしておりませんので、また後ほど答弁させていただきたいと思います。

#### ○23番（畠中實弘君）

そのつかめていなけりやそれはしょうがないけれども、それも怠慢じゃないのかなあ、今本庁関係ね。ほとんど随契で問題があるって大騒ぎされていますが、この我が地方自治

体はどうなのかなあちゅう関心はみんな持つてゐるわけですね。だからそれはもうすぐ勉強して、何ぼもないというふうに私は聞いておりましたが、この委託契約とかこれだけじゃなくて、今もうこれから発生して、その全体的なことという質問に入ってるわけですから、それがすぐ答弁ができないちゅうのはちょっと不思議でございます。

そしてそこでこれ時間かけても始まりませんが、進めます。引き続きお尋ねいたしますが、旧伊集院町時代から続いている株式会社吉興というのがありますね。午前中の質問で別にまた随契の話が出てきました。それは私はまだよく知らなかつたんですが、今それを問うているわけではありませんが、私がわかつているのは、この吉興との契約は、これ随契ですが、いつまで続くのでしょうか。それと契約内容についてお示し願いたいと思います。

○財政管財課長（福田秀一君）

今お尋ねの件は、吉村興業に委託をしていた一般廃棄物の収集運搬業委託、それと衛生処理場の維持管理業務委託の件だらうと思いますが、これにつきましては下水道の整備に伴う一般廃棄物等の合理化に関する特別措置法、一般に合特法といわれておりますけれども、これが制定されたことに伴いまして、平成9年4月9日付で、基本協定書を締結しております。それに基づく代替措置と、いわゆる公共下水道が普及いたしますと、汲み取りとか、そういう業務がなくなるわけですけれども、それにかわる業務ということで、随契で吉村興業さんに委託をしているというような状況で、これがいつまで続くのかというご質問でございますが、それは今後の検討課題だろうかなというふうには思っております。

○23番（畠中實弘君）

失礼しました。吉興すなわち吉村興業ですね。市長、これは同じですよね。実態は。こ

の吉村興業ですか。この件はくみ取り、浄化槽から下水道設置への移行時に発生した保障契約というふうな認識で今いいわけですね。今おっしゃったと思いますが。合特法が適用されているということですね。したがつて、この合特法はいかなるものかという説明は後で受けたいんですが、この種の事業の一般的社会通年からいけば、余りにも理不尽な内容になつてゐるんじゃないかなあちゅう気がします。契約内容ですよ。単価とか、いろいろ細かい点で、倍ぐらいに、汚い言葉でいえば、ぼられてるという感覚を私は持つてゐるわけですけれども、この市民にあからさまに説明しにくい不透明さを抱えているわけです。この随契そのものが。これが血税をむだにしないためにも、早く正常な契約に戻していただきたいと願っています。市長はその契約期限とか、覚書とかありますけれども、それは今ちょっと課長の説明も一旦的にありましたけれども、この件、市長はどのように考えていらっしゃるのか、先に申し上げましたあわせて合特法の内容についても説明を願いたいと思ってます。どうぞ。

○市長（宮路高光君）

課長の方から説明がございましたとおり、下水道の整備に伴いまして、今までくみ取りをしておりました業者の方々が、特に車両が1台減った中におきますその代替といいますか、その補償という形をこの特別措置法でうたわれております。その代替ということでやっておりますので、今後につきましては、その補償を一括でできる方法もありますけど、それは莫大な金額になるのかなと、例を挙げますと、名瀬市とか、いろんなところでこの中で仕事を与えて代替して、そのことについて対処していく。この代替措置がなければ一括の中で、それを一生した形のある程度の保証金を払ってやっていく方法があるというふうに、その当時検討させていただきました。

それで今これが代替措置という形の中で、その減った分の車1台と人の問題でございますけど、それを減った中でやっていくと、また次に減ってくりや、またそれを車が廃止されていけば、それをずっと補償していかなきやならないと、これは法律で定められておることでございまして、私どももこの法律に準じて、それぞれの対価について仕事をしていただいておるというふうに理解しております。

### ○23番（畠中實弘君）

まさに非常に不透明な部分になるわけですね。この随契そのものが、だからその合特法絡み、それをさつきも言いましたように、一般市民感覚からいえば、本当に理不尽なことなんです。行政の指導管理、非常にやりにくい部分、言葉をかえれば闇の部分でもあるんでしようけれども、これからはそういうのも不透明でなく、きちんといつも説明できるような形にしておけば心配はないんだと思いますが、今言えることはやはり税金のむだ使いゅうか、その法律にのっとった契約にあるにしても、それは早くも払拭してもらいたいと願っております。以上、市長しっかりひとつその辺も踏まえて進んでいってくださるよう期待してます。

次にいきます。⑥の公正・公平を欠く補助金のばらまきはやめるべきだということに対しての答弁もありました。これは市長のお察しのとおり、コミュニティー助成事業のことあります。

このことについては、昨年の12月議会及びことし3月の議会でも問題提起されたものです。しかし、いまだに釈然としないものがあります。日置市内には何百という単位の自治会があり、また団体もあるわけです。どこも資金不足でのどから手が出るほど設備費、活動費がほしいのであります。ほんの1万円でも飛びつきたい思いをしているはずです。これはさつきの私の補助金の論理とまたちょ

っと離れてきますけれども、実態はそういう気分だろうと思います。

新市になって1年余りです。その間にコミュニティー助成事業なるものは4件導入されました。いずれも多額の資金供給であります。そのうちの2件が立て続けにある特定の地域に集中して支給されたこと。その地域の中でさえ、けしからんと、不公平極まりないという声が広まっているわけです。こういうことを平気で行える執行の鉄面皮っていうんですかね。面の皮の厚さにはあきれるばかりです。これは普通の神経じゃできないんですよ。こういうことは。去年の12月議会で指摘して大騒ぎしたわけだから、もう次は出さんのが当たり前だけど、また同じようなところに出していると、しかも1年半に4件しか導入しないのに、そのうちの2件を特定のところにばらまいたという、これはその地域でまたけんかが起きているわけですよね。だからこれはただたまたま偶然の出来事とおっしゃいますけれども、周知徹底がうまくいかなかったとかいうようなこともあります、平等に周知徹底をしないからそういう現象が起きるのかなあと、住民はいまだに疑心暗鬼ですよ。現場が配慮に欠けた面があったようですが、いまだに尾を引いているこの問題については、市長もお気づきだから、さっき地域の名前を上げてまで言わましたが、これをちょっと申し上げますと、盆踊りとそれから、公民館の方にいってるわけですね。その盆踊りに12月に決済されて盆踊りの方に100何十万円、200万円近いのがいってるわけですが、そこがその困窮しているその盆踊りの会ならまだ話はわかるけれども、余裕があって、私ども、逆に私は老人会を運営しているけれども、私どもが寄附をもらうくらいに裕福な団体であるわけ、そこに言葉は悪いけど、泥棒に追い銭みたいな、そこは泥棒ちゅうことじやないですよ。そういう団体に、幾ら県か

ら垂れ流しで流れてきたからちゅうて、それを右から左にやる。そのものがおかしかったわけよ。それをまた議員さんが取り上げて騒いでくれた。私はいなかつたけれども、それで一件落着いうような形だったけれど、またことしになってまた同じようなところ同じ地域も一緒です。そこに別な予算がいってると、それは公民館にいってるんで、そこの公民館は、郡上です。新幹線がそばを通って、その地域はたくさんの補償、何億円というような補償をもらって、だから設備もなんもかんも整ってるところです。そこが申請を出したら一発でまたきたと、続けて同じようなところに集中して、これは何か意図的にあるんじやないか、脅迫されているんじやないかというような疑念も出るんですよ。何であそこばかりと、もっともっとほしい貧乏している自治会もあるし、ほしい団体もあるのに、それはえこひいきにそれは移るわけな。だから課長も担当者も非常に困るだろうと思うのよね。そういう実際にそういう現象が起きたという事実ですね。これは今後は入札とかいろいろな問題も出てきます。もう同じことですね。その辺はね。だから私はけしからんことだと、私の同じ地域ですよ。我が家のある地域でもうた方が得やらよというように言ってくる人もいますけれども、何を騒ぐという人もいますが、そんな問題じやないんだと思う。きちんと住民に平等に配分されんにやいかんというそれはそういう意も込めてですが、一言、感想を、またその辺で市長。

#### ○市長（宮路高光君）

先ほども答弁いたしましたとおり、17年度と18年度におきまして、1つの地区に偏った、これはさっき申し上げましたとおり、それぞれの地域に自治会に早い形の中で公報されて公報したけど、それを見なかった。その趣旨がわからなかった。そういうことで私どもが説明責任がなかったというふうに思っ

ておりますけど、若干、この経過につきまして、企画課長の方に、そこあたりの経過を説明させてますので、よろしくお願ひします。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

今回のこのコミュニティー助成の申請状況、また採択の一般についてご説明をさせていただきたいと思います。

合併後の1回目の募集というのが、平成17年の追加募集ということで、自治総合センターの方から募集があったということでございます。そのときに応募が出てきたのが郡上の自治会が音響備品を購入したいということ、それから、郡地区盆踊り保存会が踊り用具を購入したいということで申請がございました。それと伊作の太鼓踊り保存会ですね。この3件が出てまいりまして、3件を県を通じて自治総合センターの方に提出したと、その結果としては、伊作の太鼓踊りと郡の盆踊りが採択されて、それぞれ踊りの用具等を購入されております。今話題になつてます郡の盆踊りについては、申請書類の中には、昭和50年に復活して以来、同じ道具を使っておられたということで消耗も激しいことから、今回購入したいということで要望が出されております。

それから、平成18年度の当初の要望に、郡上自治会、17年の追加で漏れた自治会がまた提出されたと、それと日置市高齢者クラブ連合会日吉支部、それと吹上町マレーシア交流実行委員会、3つの団体から申請が出されております。この3つを県の方に上申いたしましたところ、高齢者クラブの分とマレーシアの交流実行委員会については、県の方で却下をされております。

結果的には、日置市としては1自治会だけが18年度の当初として申請が上げられたと、それで今回採択されたということなんですが、内容につきましては、屋外等で使う放送施設等々との購入が計画されておりまして、それ

が認められたということでございます。

今市長の方もございましたけれども、合併後、このコミュニティー助成に対する4町の取り組みもそれぞれ違いました。合併後にまた私どもの周知の仕方も非常にまずくて、全部の自治会等にうまくつながれてなかった部分はもう十分反省いたしております。その上で18年度は各地域で開催されました自治会長さん方の会議、4月、5月に開催しておりますが、その中の説明、また募集時期になりましたら、お知らせ版等を通じてそれぞれ周知を図ってきたところでございます。経過については以上でございます。

○23番（畠中實弘君）

結果的には反省しているという課長の答弁ですので、しかし、一事が万事と申します。このようなことが再び起きないように特段の配慮を願って、最後の⑦、集落の隅々まで行き届いた生活道路等の整備について再度お尋ねします。何度もしつっこく申し上げております。何とか集落の片隅の弱者が発するか細い声にも耳を傾けていただきたいと願う一心であります。

今の市長のご心境は少し変化があったのかどうか、その隅々ということに対して、その辺配慮がずっとなされてないような私は印象をずっと持ち続けているわけですから、もうこれからは余り聞きません。ちょっとお答え願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

さっきご指摘ございました市の単独の補助金、この農道、里道も市の単独事業でございます。そこをご理解していただきながら、今後、精査して事業の中で精査していくなければならない。その中におきましていろいろと里道も農道、それぞれの所管の中で事業を進めるわけでございますので、その予算の枠というのをどういうふうにして割り当てて地域の声を十分できるのか、また年次的に待って

いただかのか、やはりこのことにつきましては、またきっちと自治会長さんと打ち合わせをしながら、また優先順位を決定しながらさせていただきたいというふうに思っております。

○23番（畠中實弘君）

結構でございます。

それでは、私の質問の結びをいたします。あえて申し上げます。答弁は無用です。今このように市の財政が厳しい状況に陥っていることに対して、市政運営の監視機能を付託されている我々議員にも責任があります。議会のチェック機能の役割を改めて自覚せざるを得ません。

市長には、予算や人事権、許認可権等、権限が地方分権が進む中でその力はますます強大になっています。論功行賞で特定の人物、特定の事業、あるいは特定の地域に利益、強要をしているのではないかと疑われるようなことはしないでください。李下に冠を正さずです。針の一決から大量のうみがぼこぼこ音を立てて噴出すような事態に陥らないためにも、常に公明正大な市政運営に政令されますようご忠告申し上げこれで私の質問のすべてを終わります。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

次に、3番、下御領昭博君の質問を許可します。

[3番下御領昭博君登壇]

○3番（下御領昭博君）

眠い時間に大変でしょうけど、頑張って聞いてください。私は先般通告しました2項目について質問をいたします。

まず、1番目に、環境保全対策の取り組みについてでございます。皆さんもご承知のとおり、新たな食料・農業・農村基本計画を着実に実行するために、平成17年10月末に、経済所得安定対策大綱が決定され、平成

19年度から担い手に対策をしぼった「品目横断経営安定対策」「米政策改革促進対策」と平行し、非農家や都市住民の方々の参画も得て、担い手だけではなし得ない集落機能の保全と質的向上を目指した「農地・水・環境保全向上対策」が実施されることになっています。

農地・農業用水の役割や施設の必要性等が国民に十分浸透しているとは言い難い。特に、都市住民にとっては、その役割を実体験を通して理解する機会が少ないので実情ではないかと思います。そこで農地、農業用水の農業利用に関する本来の役割だけでなく、地下水の涵養、生態系保全等の自然環境保全、洪水等の災害防止、良好な景観などの多面的機能を 국민にわかりやすく説明し、身近なものとして理解してもらうことが重要であります。例えば、各地が開催中の農地、水、環境保全向上対策モデル地区サミットなどに農業関係者だけではなく、国民一人一人が参加したいと思わせる企画等の工夫が必要である。

一方、この対策は、地方の負担軽減対策が今後の大きな課題として残っています。新対策は、地方自治体も助成金を負担することを前提にしています。しかし、厳しい財政事情から新対策に十分に参加できない地方自治体が出てきそうです。我が日置市はどうなのか質問します。

①、平成19年度より新事業の「農地・水・環境保全向上対策」の大型事業が始まるが、日置市としてはどのように取り組んでいかれるのか。②、該当しない地域についても農家の高齢化や過疎化で保全管理が難しくなって、日置市としては対応策をする考えはないか伺います。

次に、2番目です。財政健全化に向けた一層の行財政改革について、合併して早いもので1年7カ月が過ぎました。これまで行政側もいろいろと財政健全化に向けた取り組みで

苦労されていることと思います。ここ最近新聞や雑誌、報道などで人件費や社会保障関連の扶助費など必要な経費がふえています。各自治体はバブル崩壊後、90年代景気対策として公共工事を積極的に行い、事業費の多くを地方税で賄いました。政府もこの借金の一部を地方交付税で肩代わりする約束まで支援しました。

また、政府は合併を進める理由として、合併特例債を活用した大規模プロジェクト、箱物の駆け込み建設など、将来に禍根を残して批判もあります。三位一体改革で交付税が減り、自前の収支が乏しい自治体が借金のつけて苦しんでいます。国の責任とともに、過大な借り入れをした自治体側の判断の甘さも指摘されるのではないでしょうか。

我が日置市はどうなのでしょうか。将来にわたって持続可能で安心できる社会保障制度をつくるには、経済の活力を保ち、安定した成長を実現するとともに、安定性を高める制度設計、世代間の不公平の解消などが重要となります。こうした観点から、財政健全化に向けた一層の行財政改革について質問します。

①、政府は市町村合併特例法を数次にわたり改正し、地方交付税の算定がえ、合併特例債と財政面での優遇措置等を強化するなど、市町村合併を強力に促進してきた。合併を促進する背景、理由として、地方分権の推進、少子高齢化の到来、国、地方を通じる財政の著しい悪化など、市町村行政を取り巻く情勢の変化であります。

以上のような観点から合併として1年7カ月が過ぎた現在、行財政はどう改善され、どのような効果が出ているのか伺います。

②、三位一体改革は政府が構造改革の一環として進めてきた国と地方の税財政改革、国庫補助負担金の削減、地方交付税の見直し、国税から地方税への移譲を一体的に行うとされ、特に、国庫補助負担金については以前か

ら国と地方の自治体の責任の所在の不明確を招き、地方自治体の地域の知恵や創意を生かした自主的な行財政運営を阻害し、煩雑な交付手続が行政の簡素・効率化や財政資金の効率化など、使用を妨げている等の弊害が指摘されてきた。

三位一体改革は、このような構造を改革し、税源移譲等により自主財源である地方税の充実を図ること目指している。これにより地方における受益と負担の関係を明確にし、地方分権型の新しい行政システムを構築しようとするものであるが、日置市としてどのような影響、メリット、デメリットがあったのか、具体的にお尋ねします。

③、皆さんもご承知のとおり、北海道夕張市が破綻しました。新聞や報道によると、北海道庁の財務調査では、負債総額は約632億円、うち一時借入金は288億円であり、9月に再建団体の指定を申請し、平成19年2月には国の同意を得たいとしている。他の自治体も財政状況が厳しく、借金負担が重いと聞いていますが、日置市はどうなのか、今後どのように取り組んでいくお考えかお尋ねします。

④、平成19年度予算編成方針の資料の中で、将来にわたって足腰の強い財政構造の構築についての項目に、人口及び産業構造の類似している自治体との歳出を比較すると、多い状況とあるが、何が圧迫しているとお考えですか。お尋ねします。

これで1回目の質問を終わります。

[市長宮路高光君登壇]

○市長（宮路高光君）

1番目の環境保全対策の取り組みについてのご質問でございます。

本市は平成19年から新たに始まる「農地・水・農村環境保全向上活動支援事業」の取り組みとして、農業者の高齢化、農地の荒廃化、住宅地の混住化による農地保全対策で、

自治会、水利組合などの団体を対象に事業の推進を図っております。

農地や農業用水の資源として環境の保全を図る上で、地域の共同活動も含めた取り組みであり、自治会、地域住民、子供会など各種団体で組織し、地域の将来を担う子供たちも交えた広範囲な地域活動となっております。

対象地域はおおむね20ヘクタールの農地を対象として事業であることから、日置市では、原則として中山間地域等直接支払い制度の重複を避け、現在まで集約の結果、伊集院地域、11地区、230ヘクタール、旧東地域、2地区、171ヘクタール、日吉地域、1地区、178ヘクタール、吹上地域、9地区、203ヘクタール、市内全体で23地区、782ヘクタールの農地であります。

平成19年度からの事業実施に向け、組織活動の具体化、また活動計画書の策定を行うことになっております。また、該当しない地域につきましては、これまで中山間地域等直接支払い制度対象地を継続し、この事業は残り21年度までの期間中、途中からの加入も可能なため、この直接支払い等に該当する地域につきましては、またこの制度に入れるよう呼びかけていきたいというふうに思っております。

2番目の財政健全化に向けた一層の行政改革ということでございまして、その1番の、平成15年5月1日の日置市合併による効果についてでありますが、まず、合併前の特別職が16人から4人となり、議員が76人から30人になったことから、この合併後の報酬を比較いたしますと、約2億5,000万円の減額効果が出ております。また、現在職員の適正化計画の策定により、職員の採用を退職者より抑えることで、平成22年度までに15%の職員削減を目指しており、約4億3,000万円程度の削減がされる見込みであります。今後におきましても、義務的な経

費等を節減しながら財政運営をやっていきたいというふうに考えております。

三位一体改革の日置市の影響ですが、公立保育運営等の一般財源化、また公共事業関係の国庫負担金の縮減、義務教育国庫負担金等の一般財源化により、国におきましても、1兆300億円程度の改革が行われておりますので、このことが本市につきまして、ある程度影響があったということでございます。

この一般財源化にかわるものといたしまして、平成18年度におきましては、人口規模に応じて所得譲与税が配分されまして、17年度の所得譲与税が1億8,775万円ありましたものが、18年度の所得譲与税が3億4,900万円に増になったということでございまして、この三位一体改革につきまして、メリット、デメリットそれぞれありますので、今後またどのような形で影響するのか、精査していくみたいというふうに思っております。

3番目のこと、日置市の市債残高18年度末の一般会計の見込みで約355億8,000万円の見込みでございます。特別会計、公営企業会計を合わせますと、約414億円程度であります。合併前から継続事業や公営住宅事業、中学校舎建設事業が集中して、市債残高は増加してますが、今後の公債費の償還を考えますと、事業の厳選を行い、借り入れ金額の抑制を図っていかなければならぬというふうに思っております。

19年以降の市債の借り入れは、公債費の償還額より少なくしていかなければこの市債の残高を抑制できないということになりますので、このことに努力をしていきたいというふうに考えております。

また、人口及び産業構造の類似している自治体と比較すると、今の現時点では、類似団体、人口5万人程度ということでございまして、これは基本的に合併していないということを前

提にしていただきたいというふうに考えておりますけど、類似団体の予算額というのは170億円程度であるというふうにご認識をしていただきたいと思っております。

それで、今240億円程度でございますので、約70億円程度ぐらいまだ類似団体とは高いということでございますけど、一つだけはこの合併をした町でございますので、単純に類似団体との比較というのは難しいというふうには考えております。それでもう私どもは今後この類似団体に近くなるような歳出削減を図っていかなければならないというふうに考えております。

特に、項目別に考えますと、私ども240億円の中におきましては、約人件費が44億円、公債費が約37億円、普通建設が67億円であると、これを類似団体170億円程度の市町村の規模でいきますと、人件費が約38億円、ここでも大体6億円程度多いと、また公債費、類似団体24億円、これが13億円程度多いと、また普通建設費が23億円ということで、私どもこの日置市が44億円程度多いと、普通建設につきましては、さっきも申し上げましたとおり、この円熟したところの市でございますので、比較しませんけど、私ども五、六年におきましては、日置市として円熟した形の中で、それぞれの普通建設というのはこれぐらいの中で今後推移していかなければならぬのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を15時25分といたします。

午後3時12分休憩

---

午後3時25分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

### ○3番（下御領昭博君）

ただいま市長に答弁いただいたんですが、1番から追ってまた質問します。

今の市長の答弁の中で23カ所ですかね。今上がっていると、伊集院耕地事務所の予定では31カ所を限定されているわけですが、これは国が2分の1負担、県が4分の1負担、町が4分の1負担なんですが、今後、今23カ所ですけど、どれぐらい後ふえる見込みがあるのか、また予算としては、どんぐらいを計上されているのかお伺いします。

### ○市長（宮路高光君）

今質問の中で、これは県の耕地事務所の管轄の中で行われますけど、恐らく、耕地事務所の管轄で31だったと思っております。私ども日置市はさっき申し上げましたとおり23カ所ということでございまして、特に、総額にいたしますと、約780万円程度というふうに思っておりますけど、今後のことでのございますけど、基本的に財源の裏づけにおきまして、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ということでございますので、一番大きな肝心としては、県のこの4分の1、これは県が4分の1助成しなきゃなりませんので、県がこの4分の1に頼れるのかどうか、これは恐らく県の配分の中でそれぞれの地区を19年度の中でやっておりますので、大変私も会長もしておりますけど、県との交渉もしておりますけど、新たにしていくのは大変難しいという状況であるのかなというふうに思っております。

### ○3番（下御領昭博君）

はい、わかりました。2番につきましては、今後進めていくということでしたので、次にいきます。

2番目の1に入ります。合併して1年7カ月が過ぎているわけですが、まず今後日置市の人口からいった場合に、人件費というのがすごく私なんかが考えるには大きくウエート

を占めているんじやなかろうかと思います。そこで、全体的に市役所を見直しして、早めに改善できる箇所は改善し、もっとスリム化していくかなければ今後財政はもっと圧迫するんじやなかろうかと思うんですが、市長は何年後にどれぐらいの規模にして健全化に向けた取り組みをされていく考えかお尋ねします。

### ○市長（宮路高光君）

さっきも特に人件費の関係の中でお話し申し上げて、22年度をめどにいたしまして、職員の適正化の中で削減をしていくということで答弁さしていただきました。特に、人件費につきましても、総枠予算という一つのとらえ方していただきたいというふうに思っております。先ほど申し上げましたとおり、人件費が今44億円、類似団体は38億円ということでございますけど、22年度ぐらいにおきまして、さっきも申し上げましたとおり、約4億円程度削減していく中では効果が出てきますので、さっきもこの類似団体というのが、その合併をしない形の類似団体の規模でございますので、少なくともこの40億円程度の入件費の枠組みの中で推移をしていくようく職員の定数というのをやっていきたいというふうに思っております。

### ○3番（下御領昭博君）

次に、2番目に移ります。三位一体改革を市長はどのような見解をお持ちですかお尋ねします。

### ○市長（宮路高光君）

この三位一体改革という大きな枠組みの中におきまして、特に、税源、権限の国からの委譲ということで、今話の中でございますのが、地方交付税の問題、また地方税、また補助金、この3つと一緒に改革をしていくこうというのが三位一体改革の趣旨であるというふうに考えております。

その中におきまして、私どもが一番大きく直接的に影響を受けてくるのが、普通交付税

でございます。この額がどれぐらいの中で三位一体改革の中で確立できるのか、このことを一番ウエートを置きながら、また私どもそれぞれの自治体の中におきます要望というのも、この交付税の確保ということを最優先して国の方に要望していきたいというふうに考えております。

○3番（下御領昭博君）

今市長から答弁いただいたんですが、三位一体改革ということで、ある本にこのようにうたってあるんですけど、平成の大合併は間違っても地方のためでなく、国から地方交付税と補助金を削減して、国の財政破綻を救うための手段にすぎないと、親、国の破産をこう地方の犠牲で乗り切るというのが三位一体改革の実情であると、本の中にうたわれているんですが、私三位一体改革というのは、都市部については、確かにいいんじやなかろうかと思うんですけど、この地方については、この三位一体改革で、来年度、1月から税金が移譲されますね。税源が。移譲されまして、所得税、国税は安くなつて、住民税が上がつてくるわけですが、国の税収が1月から減り、地方の税収が6月からふえることになります。

また、景気対策のため、暫定的に税負担の軽減措置として導入されていた定率性減税が最近の経済状況を踏まえて廃止されます。以上のように観点から、市税がふえるのであります、地方は所得水準も低いために、多くの税は望めないと思うんですよね。そうした場合に、幾らぐらい増額になるのか。日置市として。我が日置市としてどれぐらい税が伸びるのか、また地方交付税、歳入の大きな柱であります。地方交付税ですね。これは19年度予算から人口と面積を基本にして算定する新型交付税を導入するようになってますが、どれぐらい見込んでいらっしゃるのかお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、この三位一体改革、一番交付税でございます。私どもこの日置市、財政力0.36程度ということでございますので、基本的に1.0以上のところは交付税はきません。今までもらつてもおりませんので、この財政力指数の1.1の自治体にとってはこの改革の中におきまして、大変地方税の方が上といければ財政的によくなつていくというふうに思われます。国の方がこのことを補正係数を含めて交付税でどう扱うかが一番大きなポイントになってくるのかなと考えております。

今ご指摘のとおり、地方税が今回も19年度から所得税が下がり、地方税が上がるということでございますけど、私ども資産の中では約4億円程度は地方税は上がつてくるのかなというふうに考えておりますけど、まだ交付税につきましては、その下がる率というのがまだ不確定でございます。

今言いましたように、新しく人口と面積を1割程度参入した中でやりますので、基本的にこの税収が4億円ふえて、今の水準の中で交付税が4億円程度減るということだったら同じような自主財源でございますけど、若干この4億円程度じゃ交付税の方は進まないのかなとそういう予測はしております。そういうことを踏まえて19年度の予算編成をしていかなければならないというふうに思っております。

○3番（下御領昭博君）

今4億円程度ふえるという計算らしいんですけど、確かに地方については厳しい状況ですので、ちゃんとした確保が大事じやなかろうかと思います。

次にいきます。さっき借り入れが、一般会計と特別会計と合わせて414億円程度あるということですが、この借り入れの年間の金利はどれぐらいあるんですか。お尋ねします。

○財政管財課長（福田秀一君）

一番高いので、昭和55年代の半ばごろ借り入れたのがございますが、これが7.3%ございます。一番安いので、平成14年ごろもので0.2%とか、こういった金利でだんだんでございます。

○3番（下御領昭博君）

ちょっと私が言うのがまずかったんですが、額面にしてどれぐらいあるのかお尋ねします。

○議長（宇田栄君）

しばらく休憩いたします。

午後3時36分休憩

---

午後3時41分開議

○議長（宇田栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○財政管財課長（福田秀一君）

18年度の予算でございますが、元金で31億6,402万2,000円、利子が6億4,599万5,000円、合計が38億1,001万7,000円、これは一般会計分でございます。

○3番（下御領昭博君）

通常、民間の場合なんかでお金を借りる場合、年間どれぐらいの元金を返して、どれぐらいの金利を払うというのは、経営していく上では一番大事なことではなかろうかと私は思います。元金が幾らあって、金利が幾らあってちゅうのがぱっと答えるような一覧表をつくって、いつでも答えられるようにしておくのが日置市を運営していくためにも大事なことではなかろうかと私は考えるんですが、そこで質問をいたします。

この前もらった財政計画の中でしかちょっとわかりませんので、それで質問します。市債が33億円、それで公債費が39億4,950万円ですかね。そうした場合に30億円借りて、借金が414億円ぐらいあつたらその今答弁された中で6億円ぐらいの金利があると、そうなった場合に元金ちゅう

のは、大体何年度からその元金を返していく計算になるのかその辺をお尋ねします。

○財政管財課長（福田秀一君）

借り入れをいたしまして3年間の据え置きというのがございまして、その後、償還が始まるわけですけれども、その利子が何年目、借り入れ期間がそれぞれ10年とか15年、長いので25年ございますが、利子自体の元利償還はそれ合わせて元利と利子と元利償還合わせて償還していくわけでございます。償還の時期は同時に発生しているということでございます。

○3番（下御領昭博君）

そのところはその辺でとめます。4番に移ります。4番のさっきの答弁の中で、市長の答弁の中で70億円ぐらい類似団体とした場合に多い状況とありますが、その一応財政計画の私この計画書を見る限り、人件費というものがここ3年間で職員が5年間で80名ぐらい削減されると言っていますので、大体の割合で人件費というのが下がっているのはよくわかるんですが、あまりにもその普通建設事業費ですかね。これが2年間ぐらいで約33%削減されまして、20億円程度削減をされていると、それは確かに財政が厳しい中ではわかるんですが、そこで働く従業員の生活というのは一体補償されるんであろうかと思います。そうした場合に、確かにその市職員の方は立派な生活ができるんじゃなかろうかと、民間で働く従業員というのはもう生活をするなといわんばかりの予算の削減、大幅な削減だと私は思います。

そこで、そうした場合に果たして日置市は活性化していくんだろうかと、その辺を考えた場合に、もう少しバランスの取れた予算の編成はできないものだろうかと思います。そこで市長のお考えをお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

基本的にこの普通建設を含めた予算の編成

ということ、さっきの議員の答弁の中で、19年で予算編成の中でもお話を申し上げましたけど、急激な削減というのは難しい部分である。だけどある程度の自立できる財政、基金等を含めた安定的な財政運営をしていくにはどうしたらいいのかという2つの疑問が残るわけでございますけど、この1番手っ取り早くできるのが人件費の削減というのが如実にあらわれてきます。その反面、また扶助費といいますか、生活保護を含めましてこの扶助費の分は毎年高騰していく。そういうする中におきまして、今お話のとおり、この起債の問題、普通建設というはどうしても起債等を充当した中でやっていかなければならぬというふうに考えております。

その中におきまして、今先ほどありましたように、アクションプラン等を今先般したので約9億円ぐらいの差異があると、これはどういうものかということもご指摘もいただきました。この中におきまして基本的にさっきも申し上げましたとおり、起債の償還、元金、今後はやはり元金よりも少ない中の起債発行していく。そこの中であった中で普通建設をどれだけ組めるのか。やはりこれが一つの基本になってくるのかなど、そういう基礎的なものを考えながら、類似団体の中でさっきの普通建設の23億円とありますけど、急激にここまでいくことは大変難しいというのは継続事業とかいろんなものがありますので、今後新たな新規事業を起こす場合につきましては、いろいろとまた議会の皆様方を含め、論議をしながら新たな新規の部分についてはみんなで検討をしていかなければならぬというふうに思っております。

### ○3番（下御領昭博君）

はい、わかりました。最後に、この日置市が安心していけるように、今後行財政もしっかりと取り組んでいただき、いい日置市になりますように最後の言葉といたします。

終わります。

### ○財政管財課長（福田秀一君）

先ほど償還が元金と利子と同時にと申し上げましたけれども、元金の据え置きが3年ございます。利子はもう即、償還が始まるわけでございます。失礼しました。

### ○議長（宇田 栄君）

次に、19番、東孝志君の質問を許可します。

〔19番東 孝志君登壇〕

### ○19番（東 孝志君）

私はさきに通告しております7問について質問いたします。

日置市は財政破綻の可能性と市長の政治姿勢について質問いたします。

北海道夕張市が財政破綻したことは皆さんご承知のとおりでありますが、財政破綻の背景にはいろいろな事情が複雑に絡んでおるようあります。ある調査によると、全国1,800市町村のうち4分の1は事実上破産しているとも入れたますが、私はそれ以上ではないかと思っております。そうして私たちも日置市もその破産予備軍の中に入ってるのではないかと強く考えるものであります。

今回夕張市の財政破綻は私たちの日置市にとりましても他人事ではありません。また、今から心配しなくてもよかろうという人も中にはおられるかも知れませんが、その昔、泥棒を捕まえた後から、それを縛るための綱をあわてて縫うという間抜け者がおったそうであります。次来、そのことが起きてから改めて、ふためいてその対策や手段を構てる失態をしようとして泥縄にということわざがあることも皆さんはご承知のとおりであります。

しかし、市財政破綻はほかの事に異なり、市民生活に与える影響度が違いますが、日置市5万3,000人の生活をその日から大きく直撃するものであります。泥縄の象徴を市

当局として、私たちの職員も構成や全国の人々から受けるべきではありません。なぜならば、私たち名前は、合併後、幾らも立たないうちに破産させた恥ずべき当事者、泥縄として全国に日置市の歴史を子々孫々まで残るからであります。私には長年の企業の経験がかわって、体験上、日置市の危機感が手に取るようにわかるわけです。したがって、きょうのうちに市長を初め、心ある皆さんに提唱を促すことにより、市長も職員も議員もみんなが協力しあい、当局自から骨水を削り、財政改革にしんしんと取り組む姿を市民に理解していただけるならば、市民も協力いただけることにより、官主導によって日置市の財政破綻は避ける必要があると思いますので、以下の質問をいたします。

1、国において自治体の破綻法の整備の動きが急激に始まっているが、正式な名称及びその内容を把握しているか、またいつまで法制化しようとしているのかお尋ねいたします。  
2番目に、自治体の破綻法は首長の責任も検討されていると仄聞するが、具体的な内容を調査されているか。3番目に、現行の町財政再建促進特別措置法と自治体破綻法の違いはどうなっているか伺います。4番目、市における市・公社・特別会計等の借入金残高はどのぐらいあるか、国、県、銀行等の借入先ごとに伺う。5番目、夕張市が多額の債務を抱え、財政破綻したが、日置市は財政破綻の可能性はないのか。6番目、破綻したら現実問題として市民にどのような変化が出てくるか。7番目に、夕張市の財政破綻は他人事ではない。市長初め、厳しい財政状況の中、1日も早い財政基盤の強化や財政健全化を図り、市民が安心して暮らせる日置市づくりを進める覚悟か、市長の政治姿勢を伺います。

以上で市長の明確な答弁を期待しています。

[市長宮路高光君登壇]

○市長（宮路高光君）

日置市財政破綻の可能性と市長の政治姿勢に問うということで、7項目でございます。

1番目の問い合わせにつきまして、自治体の新しい再建法制は、総務省の有識者研究会で検討が進められていましたが、このほど最終報告がなされました。それによりますと、資金状況をチェックする指標として、赤字比率のほか、公営企業会計などにも範囲を広げた新指標、毎年の借金返済の度合いを示す実質公債費比率、第三セクターや公社などを含めた連結債務の指標を活用する。4つの指標のうちでも1つでも一定水準より悪化した場合は早期是正団体に指定して、財政健全化計画の策定を義務づけ、自主的な改善を促す。それでも悪化が続いた場合は、再生団体の移行を義務化し、経費削減などより具体的な再生計画を策定させるとの内容になっております。法律の施行は2009年度になる見通しで、まだ正式な名称は未定であるということでございます。

2番目でございますけども、法制化されたものはありませんが、新地方分権構想検討委員会の中で、自治体が住民の監視による自主的な財政の健全化を行うことができず、なお、財政状況が悪化し、一定の基準に達した場合には、首長、議会の責任を問う仕組みを強化することとしております。次に、破綻法が適用される基準についてですが、1つは、資金調達を拒否されるなど、市場を通じておきる部分と、2つ目は現行制度における起債許可制限や財政再建団体に準用されることが基準になるものと思われます。

3番目でございますけど、財政再建団体の基準は、普通会計決算における実質収支赤字の標準財政規模に対する割合となっており、普通会計の負担につながる企業会計等や外郭団体等の負債との関係が薄く、自治体全体の財政状況を的確にとらえたものになっておりません。そこで、自治体破綻法によりますと、

財政破綻に至る前に健全化を示す早期是正スキームと自主的な健全化が困難と思われるなど、悪化した自治体を対象とした再生スキームの2段階を提唱し、財政の健全度を厳格に測るために、公営企業や第三セクターなどを含めたストックに着目した新しい指標を整備し、フローとあわせた徹底的な情報開示を前提としております。財政指標が一定の値を下回った自治体は、早期是正団体に入り財政健全化計画を策定し、住民に公表するとともに、国、都道府県への報告を義務づけられております。

4番目でございます。さつきも申し上げました部分と重複いたしますけど、平成17年度末で一般会計の市債高は355億760万8,000円、借入先は、政府資金が288億630万円、金融公庫が20億1,945万円、銀行等が40億3,278万6,000円、共済組合等が6億4,907万2,000円でございます。

次に、特別会計の借入残高でございますが、17年度末で住宅新築資金等貸付事業特別会計、特別養護老人ホーム事業特別会計、国民健康保険病院事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計、合わせまして60億5,607万5,000円となりまして、借入先は政府資金が50億1,317万8,000円、金融公庫が8億8,509万7,000円、銀行等が1億5,780万円でございます。

次に、土地開発公社日置支社の借入金残高でございますが、平成18年12月1日現在で5億8,476万円の借入金額であります、借入先はさつま日置農業共同組合が5億200万円、鹿児島相互信用金庫が8,276万円でございます。

5番目でございます。財政規模に占める赤字の割合が一定の限度を超えると自主的に財政を運営できなくなり、これが自治体の破綻というものであります、財政再建団体にな

るということでございます。市町村の場合は、赤字額が標準財政規模の20%を超えた場合に財政再建団体に指定されることになります。

17年度の決算における日置市の財政状況を申し上げますと、実質収支額が15億2,092万8,000円でありまして、現在のところ可能性はありません。日置市の場合、25億3,700万円以上の赤字が生じた段階で財政再建団体に指定されるということでございまして、今の数字の20%というのは、約、後10億円程度ということでございますけども、やはり気を引き締めてこの問題は取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

6番目でございますけど、破綻した自治体をみると、財政再建の取り組みとして、市税や使用料等のアップ、各種補助金の減額、公共施設の統廃合等の対策に取り組む必要が生じ、市民生活に多大な障害、負担が生じているようでございます。

夕張市の財政破綻については、すべての自治体において起り得る問題ではないかということでございます。大きな要因は、箱物等の観光産業に巨額を投じ、結果として膨大な借金が生じ、特にこの場合につきましては、一時借入金というのが多大な借入金があったということで財政破綻になったというふうに思っております。

今後日置市におきましても、さつきも申し上げましたとおり、起債残高が今後増加しないような借り入れ等を十分検討しながら、特に普通建設費、また経常経費等につきます削減について、市民の皆様方と一緒に検討しながら財源確保を図っていかなければならぬというふうに思っております。

以上でございます。

○19番（東 孝志君）

1番はもう一応説明でわかりましたので、説明でいいと思います。

2番のことですけれども、破綻法における市長の責任にとって答弁があつたが、このことについて議会の責任も出てくるが、市長はその責任をどのように理解して受けとめるか、また市民、議会にどのように説明いく考えがあるのか伺います。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、自治体破綻法になると、市長の責任というのは大変思いものがございます。今の私の現時点としては、こういう破綻法が適用するような自治体にならないような財政運営に努めていかなければならぬというふうに思っております。

○19番（東 孝志君）

3番も大体内容はわかりましたので、答弁いたしません。4番も残高が415億円、これは間違いないわけですね。確認のためにお聞きします。

○財政管財課長（福田秀一君）

はい、間違いございません。

○19番（東 孝志君）

これはもう4番は何人もされておるし、また私が聞く必要もないだろうと思いまして省きました。

5番目の本市も多額の借金を抱えているが、この借金残高はどのように認識しているか、またこの多額の借金は財政破綻の可能性につながる大きな要因ではないかと考えているが、どのように認識しているか市長の答弁をお願いします。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、俗に赤字団体、財政再建団体ということで20%を超えたたらということで、この危険信号のペーセント率というのがございます。本市におきましては、今のところまだそこまでもいかないし、またいかないような努力をしていかなければならぬとそのように考えております。

○19番（東 孝志君）

一方、歳入では自主財源が少ないとや三位一体の改革により交付税が減少していること。また借金の借り入れも続いている現状、財政運営をみれば日置市の財産破綻に落ち着いているのはいかがなものか、得するものがある。どう考えているかうかがいます。

○市長（宮路高光君）

この近年、合併した一、二年の中におきまして、借入額が増加したということでございますけど、このことは旧町におきます継続事業を継承した形がございます。このことの継承の事業が20年度ぐらいの中で終わるんじゃないかなというふうに予測しておりますので、この新しい新規事業を始めるときには、十分精査していかなきゃない。後二、三年が大変厳しい財政状況の中で運営をしていかなければならないというふうに認識しております。

○19番（東 孝志君）

夕張市のことを持ちますけれども、今度破綻したわけですけども、夕張市のちょっと新聞を見ていろいろ調べてみたところ、17課を7課にするとか、給料の引き下げをするとか、特別職の60%削減、一般職の30%削減ちゅうのがうたわれているんですけども、日置市は今後財政を運営するためには、先に転ばぬ先のつえという言葉がありますが、今からでも遅くはないと思いますが、これをどのようにして削減していくのか、いかないのか、もししたら学校なんかも、小学校、中学校が1校になる。中学校が1校、小学校が1校ということは書いてありますけれども、それと生ごみの有料化、これが粗大ごみでキロ20円ということもうたわれております。そういうことにはならんだろうとは思いますけれども、もしなった場合、市長はどういう考え方を持ってますか。

○市長（宮路高光君）

もしなったらどうするかということの論議はちょっと差し控えていきたいと思っておりますので、そうならないようにそれぞれの運営の中で、今も市民の皆様方に、今回12月議会で水道料、下水料、是正をお願いしたり、それぞれ今特別職を含め、議会の皆様方もそれぞれ報酬等のカットも一部的にさしていただいておるところでございます。

今後の19年の予算策定を含めまして、やはり義務的な経費、またはいかにどこにむだがあるのか、こういうものをまだまだいろいろとチェックをしながら健全な財政運営に努めていかなければならぬというふうに思っております。

#### ○19番（東 孝志君）

きょうの新聞です。南大隈町が2006年度で町職員が9人退職する。これにあわせて支所の課長級を廃止する方向で検討しているということがあります、日置市も支所が3つありますが、この課長を減らしていく考え方があるのかないのか、それとも今後財源をつくるためには少しでも減らしていく考え方があるのか、それと今度課長が3人退職で辞めるということ聞いておりますが、その後に課長を入れるのか、それともその後にもう入れないで、支所の課長をもう廃止していくのか、そういうところはどういう考えですか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には組織の体系を今後どうしていくか、特に、支所、本所のそれぞれの課のあり方ということ検討していかなければならぬ。基本的には今後今あります課の縮小というのはどうしてもしていく必要があるというふうに思っております。

特に、この日置市の今後の推移を見ますと、今ご指摘ございましたとおり、来年の課長が3名ほど退職、基本的にはその次の年に約10数名程度おります。ここあたりの部分で今後組織の中でいつの内で縮小していくのか、

定数も削減していかなければならない。基本的にはその課の統廃合をした中にいかなければ、一般職員に大変影響がくるということで、来年以降含めた中では、その若干の組織の再編というのは考えていかなければならぬというふうに思っております。

#### ○19番（東 孝志君）

私は市長に言うてるのは、今、市は私もこの前この議場で水道問題をちょっと言ったんですけども、ただ住民だけに負担をかけないで、市が模範となって、市のこういうふうに課長を減らす、部長を減らすから市民も協力してくださいとそういう企業感覚をもった考えは市長は出らんとですかね。そこをちょっと伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的にこの職員の数につきましても、今回も10数名辞めますけど、この3名が、そういう程度の中しか採用はしておりません。今話のとおり、今課長を含めましてそれはそのときの人数の中において、どれだけの配置をすればいいのか、今後来年の3月でございますので、それまでは組織の中も十分検討していかなければならぬというふうには認識しております。

#### ○19番（東 孝志君）

そういうふうになるようにお願いしたいと思います。私の考えるのでは、どうも行政は市民を座布団ですか。座布団に敷いているような気がして、もうとにかく議会で通ったんだから、何で通ったんだからていう課長もおられます。おられますけれども、自分たちが模範を示して、市民にお願いしますと、行政もこういうふうに経営削減をやっていくからて、数字を市民に見してやれば、市民も反発をする人はいないんじゃないかと思うんですよ。そこは私は一番大事だろうと思うんですよ。ただ、今度も水道料金を値上げするからといって、水道料金の上げるのもいいですけれ

ども、水道課の方でも 18 名おるんですよ。その 18 名をやりくりすれば私は 10 名でもできるんじゃないかなと思うんですよ。考え方一つじゃ。そこは課長のやり方ですけれども。そういうことをやっていかんといざとなつたらどうしようもないんですよ。夕張のようになつたら。あるうちに閑寂をしていかんと、なくなつてから追いつかんですよ。市民に迷惑をかけるだけですよ。そういうところはどう考えますか。

○市長（宮路高光君）

基本的に一番市民に目線を向いた中でいろんなルールづくりをしていかなければならぬとそのように考えておりますので、今後とも自分たちが削減できるものは一番何であるのか、このことをしながら市民に目線を向いた中でこの行政の市政運営というのをやっていきたいというふうに考えております。

○19番（東 孝志君）

水道料金の未収が 743 万円ぐらいあるんですね。これが取れないから——7,400 万円ぐらいあるんですか。7,400 万円ぐらい、未収が、これが取れないから水道料金を上げるちゅうことでしょ。これを回収したら上げんでもいいわけでしょ。それはどういうふうになるんですかね。——訂正します。743 万円です。

○水道課長（岡元義実君）

今仰せのとおり 700 万円ちょっとの滞納がございます。この滞納を何とか整理していくということで今一生懸命取り組んでおります。ただ、今回の水道料金の改定につきましては、このことばかりではなくて、これまでの 4 町の調整をしていくと、そして企業会計の中に盛り込んだときに、減価償却費、あるいは簡易水道、特別会計でやっておりましたときの企業債、それらの償還の費用を賄うには足りないと、この前、全協でもお話し申し上げましたとおりでございますので、当然そ

の人事費のことなどにつきましても、私ども一生懸命工夫をしてやっていきたいというふうに考えておりますので、その滞納がどうこうということで値上げをするということでは決してございませんので。

○19番（東 孝志君）

滞納がどうこうということじゃありませんで言われるけれども、実際はそういうのも含んでおるんじゃないですか。どうですか。違うんですか。

○水道課長（岡元義実君）

現在 740 万円ぐらい滞納がございますが、この回収につきましては、一生懸命取り組んでいるところでございます。そういうことでございますので、必ずしもその水道料金の滞納が取れないから値上げをするんだということでは決してございません。

○19番（東 孝志君）

水道課だけ大量ですけども、口では何とでも言えるんですよ。我々は数字が減ってこそ当たり前ですよ。税務課もいらっしゃいますけど、税務課も委員会のときは努力をします。努力をします。今度はふえたから滞納が減るでしょうて言われるけれども、実際は数字的に減らないんですよね。人件費を使っただけ、私は税務課長にも損じやないんですかて言うんですけども、そこは税務課長はどう考えますか。

○議長（宇田 栄君）

しばらく休憩いたします。

午後 4 時 18 分休憩

---

午後 4 時 22 分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○19番（東 孝志君）

7 番に移ります。申しわけありません。先日の新聞にアンケート結果で夕張市の職員が 85 % 退職希望をしており、このままでいく

と行政の継続ができなくなるとの報道がされています。財政破綻とは、市長、議員、職員も含む行政にかかる為政者の無能さの原因とした市民生活を犠牲に追い込むことになるのであり、そうして夕張市のように私たちの故郷を恥ずかしい思いを思われて出来事を全国にさらすことである。市長を初め、4役、職員、議員も日置市の歴史に破綻をさせた当事者として子々孫々の代までその悪名を残すのであるから、どうしても破綻は避けなければならないが、市長はさっきから破綻はしないといわれますが、もう一回、伺います。

○市長（宮路高光君）

破綻しないようにそれぞれの最善の努力をしていかなければならぬというふうに思っております。

○19番（東 孝志君）

日置市も合併して間もないことから財政は厳しいという現実はあるが、財政破綻は適正な財政希望を無視した財政運営にあると思う。議会の責任、チェックも大事になってくるが、日置市の財政破綻は可能性はないわけではないので、市有地財産の処分、今にあった適切な使用料の見直し設定を進めるとともに、また普通建設事業、縮減、職員の人員費カット、議員の報酬カットの経費の見直しなどを行い、適正な行政規模に早くすべきであると思うが、市長はどう考えますか。

○市長（宮路高光君）

私ども5万3,000の人口を含め、250平方キロの面積の需要額といいますか、そういうものをきちっとした中の適正規模ということがございますので、まだ今の240億円という財政規模は大変大きなものでございますので、早く適正規模の予算規模になるよう努力していきたいというふうに思っております。

○19番（東 孝志君）

今の破綻の恐れがあるのは、全国市町村で

29、予備軍が418あるんですよ。約4分の1、さっき言ったんですけど、4分の1あるんですけれども、これに日置市は恐らく入ってないだろうと思います。市長はかつて私の質問にも途中で辞職しないと答えたが、市長は財政が健全化するまではその席にとどまり、現市長として責任を取るべきである。国から地方へ権限を委譲するためにも基本理念を盛り込んだ地方分権改革促進法が成立し、地方はさらに住民の身近な行政として役割を果たしていくなければならない。

市長は日置市のトップ、または社長として自覚を新たにされ、破綻を来さないよう、また判断を誤らないようにして市民が安心して暮らせる日置市のために、全身全霊を上げて継続すべきである。国が言ったから、県が言ったからじゃなくて、また市長はすべてにおいて情報を取得、選択を自分の力でするとともに、みずから——頭脳の物件を的確に判断しながら指導者として役割を果たすべきであります。それが本物の政治家であると私は思います。

以上、申し上げまして私の質問を終わります。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を16時35分といたします。

午後4時26分休憩

---

午後4時35分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、20番、長野瑳や子さんの質問を許可します。

[20番長野瑳や子さん登壇]

○20番（長野瑳や子さん）

私は通告しております2つの問題について質問します。

第1の質問は、健康増進、保健推進体制に

ついてであります。我が国の疾病の死亡原因が感染症からがんなどの生活習慣病へと変化してきており、政府は健康寿命の延伸とすべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とすることを目的とした「健康日本21」の中で、生活習慣病に関する具体的な数値目標や国と地方自治体の役割を示しております。

これを受け、鹿児島県においては「健康鹿児島21」が策定しているのは周知のとおりであります。日置市において本年度中には健康づくり計画の策定が予定され、期待を寄せているところでありますが、後期高齢者の割合が増加している実情があり、少子高齢化は本格的に進む状況にあります。

また、地域差指数において日置市は、国、県よりの高医療の指定を受けており、1人当たりの医療費についても県下ワースト2位は周知のとおりであります。17年5月現在においての疾病死亡原因については、がんや脳血管症、心疾患など3大生活習慣病の実績が出ており、依然として高医療費、高介護給付費が続く実情であり、財政事情の問題がある中において、民生費等に占める医療費の抑制は大きな課題であります。

そこで市長にお尋ねいたします。第1点目、本市における健康づくり計画策定についてであります。健康な暮らしの描き方は一人一人違い、暮らしの中で実行する計画するために、市民とともに10年後の夢を描き、夢を実現するための願いとして自分たちでできること、つまり行動計画を、自分・家族でできること、地域でできること、行政・関係機関でできることなど、それぞれの役割分担を地域住民とともに話し合って策定にかかわることが先決と考えます。みんなで協力して健康づくりの輪を広げるためには、市民と協働で健康増進計画書の作業をし、市民の視点を生かした行動計画で目標値を定めた取り組み

を急ぐべきと考えるが、どうお考えなのか。

第2点目、日置市健康づくり推進協議会の下部組織を全地域に普及するために、リーダー育成早期に図るべきと考えるが、どうお考えなのか。

第3点目、市内には良質の温泉や吹上浜、松林など自然環境が豊富であり、健康づくりの拠点としては最適と考えますが、温泉を利用した湯治や歩行浴、砂浜でのジョギング、松林でのクロスカントリーなどの拠点整備の取り組みをどうお考えなのかお伺いします。

次に、文化財の保護と活用策について質問をします。地域の歴史的遺産や文化の香りは我々が地域社会に魅力と愛着を感じ、ひいては郷土愛をはぐくんでいくために欠かせない要素であります。

日置市には無形、有形、さまざまな文化財が存在し、今日まで大切に継承されてきていることに深く敬意を表すものであります。東市来地域では、国指定のヤッコソウが有名であります。また県指定においては、養母の田の神、湯之元の田の神、美山薩摩焼窯元、伊集院地域の大田太鼓踊り、徳重大バラ太鼓踊り、吹上地域の亀丸城跡、田尻田の神、中島常楽院、妙音十二楽、流鏑馬、伊作太鼓踊り、黒川洞穴などであります。市の指定では、伊集院の舜有和尚木像など彫刻、史跡、建造物など80点程度であります。

私たちはこのような郷土に伝わる数々の文化財に接し、先人のものの見方や考え方を知り、現在に生かすべきものは生かし、子孫に伝えるものは伝えていく責務があると考えます。

総合計画の基本理念には、本市の歴史や文化を生かす町づくりが掲げてありますが、4町合併により旧町の歴史遺産や文化を共有し、日置市として合併効果を大いに発揮するためには、具体的な施策が必要かと考えます。

そこで、市長、教育長にお伺いいたします。

第1点目、中世時代、特に伊集院の地には、島津忠良の領地となる以前から伊集院忠国の一1番目の子供である石屋禪師や桂庵禪師の流れを汲み宋学のともしびを伝える高僧たちが歴住したと記されています。学僧桂庵の高弟であった舜田、舜有の2人が庵に住んだとされる梅岳寺は天文年間に島津忠良が舜有和尚を開山として創建したとされております。舜有の教えは忠良の「いろは歌」に練り上げられ、梅岳寺が「いろは歌」発祥の地とされている所以であるといわれます。

幸いにも梅岳寺跡や舜有和尚の木像は最初の市の文化財指定となっており、本市の教育、文化の誇りとして醸成し、まちづくりにも積極的に生かすべきと考えますが、どうお考えなのかお尋ねします。

2点目、本市には大里川、江口川、神之川、大川、永吉川、小野川、伊作川のほかたくさんある支流があります。その昔、これらの川の交通の要衝には石橋がかけられ、その流域には田んぼが開け、豊作を祈る神としての田の神がつくられ、居住地のT字路にあたるところには無病息災を願い、魔よけの石敢当が建てられています。田の神、石橋、石敢当が数において、規模、種類、年代など石造物がこれほどそろっているところは県下においてもないかと考えます。

昔の暮らしを追憶させる田の神、祖先の人たちが残した苦労の結晶であり、人や物を運んだ情景を忍ばず石橋や南薩線の橋脚、そして祖先の信仰が深く刻まれた石敢当など、これらは人々の暮らしが偲ばれる文化遺産であります、時の流れとともに、石造物の損傷や周囲の高配した箇所も見受けられます。

また最近、永吉川の浜田橋と並んで建つ南薩線の石造りの橋脚の取り壊しが話題になっており、地元の方々は大変危惧されており、橋脚と橋や吹上浜、松林、夕日などと一体化した景観の保存を強く望んでおられる実情が

あります。このような人々の暮らしと密着し、壊したら二度とつくれない地域の宝物である石造物や河川の流域の三大砂丘の吹上浜、なぎさ百選の渚、松林、夕日などと一体化した景観等は保護していくべきと考えますが、条例制定は考えられないかお伺いいたします。

第3点目、流鏑馬などへの補助金縮小等で無形文化財の存続の危機が聞かれるようであるが、申すまでもなく無形文化財の保存継承は大切なことであり、今後の対応をどうお考えかお伺いします。

以上で1回目の質問とします。

[市長宮路高光君登壇]

○市長（宮路高光君）

健康増進、保健推進体制の構築についてのご質問でございます。

日置市において平成18年8月に日置市健康づくり推進協議会を立ち上げ、医師会、歯科医師会、自治会、市PTA、高齢者クラブ連合会、民生委員児童委員協議会など、11団体の代表を中心に日置市健康増進計画の策定について現在検討をしている状況であります。

平成18年10月には、日置市健康実態調査を実施し、現在集計作業中であります。今後は、策定推進準備検討委員会を開催し、今年度中に健康増進計画素案を完成させる予定でございます。

平成19年には、日置市健康増進計画「元気な市民づくり運動」推進計画書として策定し、日置市健康づくり推進協議会を中心に推進していくこととしています。

日置市民が生涯現役で豊かな人生を過ごすために、疾病予防や介護予防を市民関係団体、行政が協働して推進していくような体制づくりを目指していきたいと考えております。

2番目の質問でございますけど、日置市では、今後自治会組織で健康づくりが積極的に推進できるような体制づくり社会教育課等と

も連携を図り、模索していきたいと考えております。また、日置市には、食生活改善推進員、運動普及推進員が各地域の食生活改善や運動普及について積極的に活動しています。今後は、各地域間の連携を取り合い、相互に活動をカバーできるような体制を構築していきたいと思っております。母子保健推進員については、地域の子育て応援隊として、母子保健事業に積極的に携わってもらいたいと思っております。

平成18年度から国保保健事業推進のために、保健推進員を各自治会に設置し、活動しております。この保健推進員については自治会組織に位置づけられいただきながら、積極的な健康づくりができる体制をつくっていきたいと考えております。健康づくりリーダーについては、自治会が核となり、自治会長、民生員、保健推進員等が連携を取りながら地域づくりを進めていける体制を目指していきます。

健康づくり起点整備として、日置市総合計画にあります「いきいきすこやか拠点整備プロジェクト」は、9月議会の一般質問でもありましたように、市民病院と包括支援センターの方針が確定した後で見直し等も含め、検討をしてまいりたいと思っております。

温泉につきましては、高齢者を対象に老人福祉センター・ゆすいんなど温泉利用補助を行っておりますが、健康づくりの推進につきましては、現在のところ身近な地区公民館、自治公民館などを中心に「元気な市民づくり運動」「いきいき・わくわく・さわやか教室」「転倒予防教室」などそれぞれの地域で取り組んでおります。

今後それぞれのよい取り組みをほかの地域にも普及させ、組織づくりやリーダー養成に力を注ぎ、組織づくりができた時点で温泉や自然を生かした健康づくりを考えていきたいと思っております。

2番目の文化財の保護と活用策についてのご質問でございます。

ご指摘のとおり、本市の基本理念に「地理的特性と歴史や自然の調和を生かしたふれあいあふれる健やかな都市づくり」を掲げ、基本方向で「古のロマンがおりなす歴史と伝統、風土を生かした教育文化のまちづくり」をうたっているところでございます。

そこで、1番目の「いろは歌」に関係する事柄を市の教育文化の誇りとすべきとのご指摘でありますが、日置市ではどちらかといえば、日新公の孫の義弘公にまつわる行事が多いようあります。今後市全体の中でその辺の関連が認知されるようその機運づくりに努めてまいりたいと思っております。

梅岳寺や舜有和尚といった特殊な件につきましては、そのほかにも市内にいろいろあると思われますので、具体的な対応については教育長の方に答弁させたいと思っております。

2番目の景観に関する条例につきましては、平成17年6月に施行された景観法がありますが、対象規模が大きく、知事の許可のもとで市が景観行政団体になるなど手続きも複雑で、全国ではまだ数が少ないようあります。市独自の条例は、景観保護の目的でいろんな面で強制力を伴うわけで、市だけで条例を制定するというのは難しい状況でございます。

文化財の関係では有形文化財や伝統的構造物群保存地区、登録有形文化財等の制度があるようですが、これにつきましても教育長に答弁をさせます。

3番目の無形文化財の補助金の件につきましては、伊作の流鏑馬保存会に対する県補助が、末吉、高山の流鏑馬とともに平成17年度から廃止されています。伊作太鼓への県補助金も同様に廃止され、現在県の補助を受けているのは、妙音十二楽保存会のみとなって

おります。

このような県の補助金の見直しにおきまして、それぞれの団体は削減されたわけでございまして、市の補助金の中におきましても、19年度それぞれの団体の事業実績等を踏まえた中で、どれだけするか、それぞれの専門部会等に諮りながら決定をさせてもらいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

ここで本日の会議を18時まで延長いたします。

○教育長（田代宗夫君）

ただいま市長の方から答弁がありました、具体的なことでお答えを申し上げたいと思います。

まず、日置市内には数多くの石塔がありますが、その中でも中世の戦国時代と明治維新前後のものが多いのが特徴であります。「いろは歌」もその中の一つで、戦難の南九州を統一し、明治維新の原動力となった島津家の精神的なバックボーンとして評価されるべきもんだと思います。

その「いろは歌」の精神が桂庵和尚に始まる朱子学の薩南学派にあり、議員ご指摘のとおりその流れを汲む舜有和尚を通して日新公の作になったものであると思います。そのような意味では、そのゆかりの史跡が市内に数多くあることの情報発信に努めていくことが大事であろうと思いますので、まずは、市民のあらゆる学習の場において周知できるように努めてまいりたいと思っております。

次に、前田橋周辺の景観についてお答えいたします。

文化財としての石橋と松林等の自然を一体化した保存水路は景観保護の中の文化的景観しかありませんが、これは対象が極めて大規模なもので、しかも選定基準としては、国民の基盤的な生活または生業の特色を示すもの

で、典型的なものとか、独特なものとかいうふうなものがございますので、浜田橋周辺は、該当しないのではないかと思われます。

景観以外の条例では、有形文化財と伝統的建造物群保存地区、登録有形文化財が考えられます、浜田橋は既に市の有形文化財に指定をしております。伝統的建造物群保存地区は、県内では3カ所、出水の麓と知覧、薩摩川内市入来町の武家町が指定されており、歴史的にゆかりの深い町並みその景観とともに保存しようとするもので、石橋と橋脚だけでは対象にはならないようあります。登録有形文化財は、国が指定するものであります、これには今のところ該当はないようあります。

以上、文化財と自然を一体化した景観を条例化する方法は難しいというのが現状であります。現在指定しているこの市指定文化財で対応していくべきであろうと思います。流鏑馬の補助金につきましては、現在当初予算編成の中で検討しておりますが、先ほどありましたように、市単独補助金は県の補助金が削減される中で、馬の飼育にかかる特殊な経費等については、何とか補助で賄ってあげなければならないのではないかとそんなふうに考えております。

○20番（長野瑳や子さん）

ただいま市長、教育長に答弁いただきました。順を追って再質問いたします。

まず、健康増進計画でありますが、今策定にかかっているところで、今度また健康づくり推進委員会にかけて素案ができるということであります、私もそこの中にかかわっているんですけども、あえてこの問題を取り上げたのは、今度行政視察で委員会で、高梁市、また笠岡市に行って参りました。そこの健康づくり、もう15年の3月に策定してあったんですけども、そこのが大変すばらしく、本当に協働という市民と協働でということを非

常に先行されてまして、出来上がったものもダイジェスト版にしろ、計画書にしろ、非常にわかりやすいものありました。

今 17 年度の地方計画策定済市町村は 43.8% ですね。県下。それで鹿児島県では 34.7% の状況にあります。そして行政側にも来ていると思うんですけども、3 年間、13 年から始まって昨年度その状況の策定をされたこの状況報告というのが来ていると思うんですけども、それでは、やはりもっとやればよかったと思うこと、計画の推進で困っていることなどが掲げてありますけど、ここの中にもっとやればよかった。キーワードとして、策定にかかわること、また住民、時間が、この 3 つが非常に多いということです。この点、私がなぜここで私が質問したかということは、あと一回で健康づくり推進協議会でそれで素案をつくると、そこが非常に何かあわてるような気がするんですけども、この住民の参加、協働、それにはもっと委員の各団体、11 団体の代表がいますけども、私はそこの中の意見が本当に集約されるのかなとその懸念がありましたんですけども、この作業のするところの作業班というんですかね。そういうところにもう少し住民の意見を反映するその作業中にすること私は肝心だと思いますけども、その作業班をつくるような計画はもうないでしょうか。お尋ねします。

#### ○健康保険課長（脇 忠男君）

保健推進員の会を 5 月に、支所、本所、合わせて 341 名いらっしゃいますけれども、保健推進員の会を行いまして、そこでグループワークをいたしまして、そして意見を出すということで、10 年後の自分自身が生涯現役でいるために疾病予防にどのようなことが必要かとか、自分が住んでいる地域の人々が健康であるために地域でできることとか、そういうのをグループワークを通じて、そして

意見を集計しております。

それから、18 年度、今度 2,000 世帯の 5,000 人ということで、アンケートも出しているんですけども、この中にも自分でできること。自分の地域でできること。そういう自由欄意見に書くように、それらを取り入れて進めていくということでございます。

#### ○20 番（長野瑳や子さん）

グループワークの中に 341 名ですかね。私はこれでも少ないとと思うんですけど、先進地は 600 名、五、六百名ぐらい、保健推進委員さんだけで五、六百名ぐらいいらっしゃったからあえてこの質問しているわけなんですけども、多いにこしたことはないんですけど、これから先、保健推進員さんが多分中心だと思うんですけども、やはり意見の収集ということに努力されたいと思います。

また後、この健康づくり計画書というのは、各保健課だけでなく、各所管にわたると思うんですよ。やはり総合計画と連動したこと、だからそれを全部全町主義で認識しないといけないと思うんですけど、結局はそういう全体的な予算にかかわってきますし、またまちづくりにもかかわってきますし、住民のこの一番狙いは、トップからのトップダウン式の計画書じゃなくて、自分たちが自ら策定すると、10 年後の夢を描いたり、それが一番メインですので、この辺は市長どうお考えですか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的にこの健康づくりというのは、私も行政がこうしなさい、ああしなさいということじゃなく、それぞれ市民みずからがそれぞれの自己管理の中でどう自分の体を維持していくのか、これが私は基本であるというふうに思っております。そのような中で、今回このような健康づくり計画書を策定するわけでございますけど、基本的には、地区といいますか、小学校区ごとの含めた今来年に向け

まして地区館におきますそれぞれの整備を含めた中の整備をしていくつもりでございますので、この計画書を含めた中におきましても、自治会、またその地区館、そういう地域でそれぞれの取り組み方が若干違うもんがありますけど、基本的な計画を策定して、それに基づきまして、それぞれの地区、校区ごとにみんながこぞって参加できるよういろいろな行事もやっていただければよろしいのかなというふうに考えております。

#### ○20番（長野瑳や子さん）

了解しました。後自治会組織や保健推進、この今吹上では何箇所かモデル地区としてやっておられると思うんですけども、まずは組織づくりも計画の策定と同時にモデル地区、市民に意識させるためにはどうしてもまず地区に下ろして、先ほど市長は校区ごとにと、多分校区公民館だと思うんですけども、そこを中心にされるべきじゃないかなと思うんですけども、そのリーダー、リーダーは今までの保健推進員さん、母子福祉推進員、その校区公民館の中の組織づくりがあると思うんですが、そういうのもかねてやっていかれる考え方ですかね。お尋ねします。

#### ○市長（宮路高光君）

先ほど答弁いたしましたとおり、それぞれの校区におきます健康づくり推進員ということでございますので、まだ日吉地域におきまして、校区の体制というのが整っておりません。そういうことを今社会教育課の方でやっておりまして、来年に向けていろいろな行事を含め、またこのような実施運営につきましては、校区ごとにどう取り組んでいくべきか、こういうことも校区におきます協議会等できちつと説明申し上げ、また実践の方向性というのをそこで論議をしていただくよう努めていきたいとうふうに考えております。

#### ○20番（長野瑳や子さん）

何しろ4町でこれはつくるということです

ので、ぜひ充実した組織づくりになることを望んでおります。

後3番目の温泉や自然を生かしたこれは総合計画の中に「いきいきすこやか拠点づくり」がありますけども、これは検討していくちゅうことですね。市民病院の。私は市民病院に位置づけてありますけども、それはそれでいいとして、日置市は、海、山、川、自然や温泉がたくさんあります。またスポーツ施設もあります。多くの市外の方たちの日置市のイメージはといったら、健康とか、環境というイメージが大きいと言われます。

そのもろもろの温泉とか、そういう自然だと思うんですけども、昔は伊作の湯、また東市来の温泉も非常に良質なものだと思います。こういうのをうまく活用していければと思うんですけども、それには今福祉センターが吹上にありますよね。それがどうしても老朽化で、旧町時代には委員会としては総合福祉センターということでそういうビジョンを委員会から答えを出したんですけども、これからはクラハウス的な休養地ということをうたつてありますので、私はこの老人福祉センターを将来的には兼ねて湯治の場とか、後歩行浴とか、そういうのもいいんじゃないかなと、それはどちらも東市来の方も温泉が非常にいいですので、この市民病院のここだけじゃなくて、将来的にそういう構想も必要じゃないかなと思ってますけど、いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、この温泉を利用した健康づくりということで、日置市におきましては、既存の施設を含めた中で温泉を核としたそれぞれの施設がございます。基本的にはこの今ある施設をどう有効活用するのか、これが一番大きな課題でございますので、さっきも申し上げましたとおり、今後実践活動の中でそれぞれの施設の活用の策ということを十分踏まえながら健康づくり計画の中で反映できる

ようやっていきたいというふうに考えております。

#### ○20番（長野瑳や子さん）

了解いたしました。後吹上浜の砂のあれを踏むというのが非常に健康にもいいと聞きます。また松林は肺の循環に非常にいいと、よくサナトリュウムなんかが松林にありますけども、そういうのも非常に私はほっとけない素材があるんじゃないかなと思ってますけども、吹上浜に出るまでが道路がありません。よく訪ねてみえますけども、吹上浜といえばもうついつい加世田の方にばかり行ってしまわれますけども、本当はうちのちょうど吹上浜の真ん中に当たりますので、日置市がですね。ぜひ交流人口を望むなら、その辺から道路の整備が必要だと思いますけど、こういう吹上浜といつても市の管轄でもないかもわかりませんけども、こういう道路の整備の要請とかそういうことは考えられないですかね。

#### ○市長（宮路高光君）

特に、浜におきます整備につきましては、市の管轄でない部分もございますし、県、また林野庁という形であるかなあと思っておりますので、その行き方の整備の中で私も現場を見さしている部分もどっちが整備をすべきなのかという部分もございます。そういう部分を含めてまた所管のあり方の中で、ある程度の道路の整備というのは必要であるというふうに認識はしております。

#### ○20番（長野瑳や子さん）

日置市にとってはすばらしい自然の財産ですので、松林もちょっと事件も二、三件ありましたけども、迷路になっているからそういう事件性も高くなると、本当は健康に一番いいとこですけども、こういう迷路になったり、また道がないということですね。これ健康づくりにするにしても、まちづくりにするにしても、これは横断的な考え方で、私はどちらにも通じていると思うんですよ。だから健康を

求めて人が来るとか、また観光を求めて人が来ると、そういう自然を求めて今以上に癒しの空間ということで、人たちはそういうのを求めて来てますので、整備も必要かと思いますので、このことはまた要請をしていただきたいと思っております。

次、文化財のことではありますけども、「いろは歌」の発祥地でありますということは教育長も言ってくださいました。本当に伊集院というところは知れば知るほど、もう島津、先ほども言いましたけど、島津がそこに住みつく前に貴久が住みつく前に非常に足利時代のときから高僧たちが居住したと、すばらしいとこだと思うんですけど、まさしく風格のある町、私これぴったりじゃないかなと、教育の町、もうこのことだけでも先人たちがそこに住んでいろんな教えをしたというのは非常に子孫に伝えるべきことじゃないかなと思っております。そういうわけで、この「いろは歌」の種を蒔いたと、私は舜有さんは、そう思ってますけども、そのことによって桂庵和尚の教えをいただいて、大学章句を学んで薩南学派をつくったと思っておりますので、ぜひこの舜有さんの木像が資料館のほんと片隅にあります。本当は梅岳寺にもう日新公は自分の木像をつくって、そこを菩提寺とおさめるとしたと、だから日新公の木像がどこにいったかわからないと書いてありますけども、こういう舜有さんと日新公を私はつなげて、今るべきじゃないかと思っておりますけど、このことについてはもう少しあピールして舜有さんの木像とか、その日新公の木像を改めてつくって、一緒に置くということはどうですかね。

#### ○教育長（田代宗夫君）

先ほども申し上げたところなんですがれども、確かに優れた史跡とかいろんな文化財等もあります。4地域が一緒になりました日置市になっておりますので、とりあえずは市民

の皆さん方にこういう史跡等の内容について十分周知していただくことがまず先決であろうということで、広報「ひおき」等にも必ず史跡等の紹介が載せてあると思いますので、そういうのをこう広く知っていただきながら、もっと後になってからそういうものも検討していったらどうかなとそのように考えております。

#### ○20番（長野瑳や子さん）

もうほんと私がここで掲げたのももう書き足らないぐらいに一つ一つもう聞くより歴史と文化を生かしたまちづくり検討会ですかね。私はそういう委員会を立ち上げていただいて、本当にもう一回、日置市としてのアイデンティティというんですかね。そういう価値観とか、そういうのを本当につくれないといけないんじゃないかなと思ってます。後、そしてそこでいろいろ検討してまちづくりに、また教育に生かすちゅうことをしないと、仏つくって魂入れずというような状態じゃないかなと、私はそういうふうに思ってますけど、教育長、どうでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

本当にすばらしいものがたくさんあることは私も承知しております。昨年度合併いたしまして、文化財保護審議会も今進めております。審議をしておりますので、そういう中でいろんな問題を話をしてもらって、いろんな新しいものを形として目指していくことは大事だと思っております。

#### ○20番（長野瑳や子さん）

ぜひ審議会の中でも何かそういう市民を参加さした検討委員会でもしていただければと思います。まず提案します。このまちづくりとか、教育に私は生かしたいんですけど、大事なものがそこにあるから、それを活用しない手はないと思います。それで今文化財が多く文化財が先ほども言いましたようにあります。県指定、国の指定、ヤッコソウ、また

キイレツチトリモチソウですかね。これも国の天然記念物ですけども、喜入に受精しているのを発見したからキイレとつくらしいけど、これも吹上浜にもあるんですよ。だからこういう本当に貴重な国の天然記念物もありますし、いろんなものがたくさんありますので、これを「いろは歌」は加世田の方に非常に印象が深いので、私は「いろは道」として、この文化財の点を線で結んで、それをずっとつないで、日置市の合併した今ですからできることじゃないかなと思ってますけども、そういう文化財の点を線で結んで「いろは道」として、教材に、またまちづくりに生かしたいなと思うんですけど、その文化財の47ですかね。47選選んでもらって、それを「いろは道」、そしてそこにはずっと歌を掲げていくと、この構想は市長どうですかね。教育長。

#### ○市長（宮路高光君）

すばらしいご提案をいただきまして、このことにつきましては、それぞれのまたご意見を賜りながら、基本的に観光を含め、文化的な歴史的な遺産をどう活用するのか、それがその町の市のそれぞれ発展になるという認識は持っております。私も先般ご質疑をいただきまして、日吉地域の今まで行ってないところまで見させていただいたり、まだまだ私自身もまだ日置市におきますそれぞれの史跡等を回りきってない部分もございますので、今後自分自身も勉強しながら今おっしゃいましたご提言というのも十分承っていきたいというふうに思っております。

#### ○20番（長野瑳や子さん）

ぜひもう市長も見て回られたちゅうことですので、梅岳寺も当然行かれたと思いますけども、なぜ梅岳寺かというのが、日新公の法名が梅岳常潤在家菩薩とあります。だから梅岳、お母さんが梅窓ですので、岳は金峰山で梅、生まれた梅、ちょっと2つかけてますけども、お母さんと、そういう非常に先人が自

分が心を込めて自分の法名まで梅岳と入れてる。この辺は真剣に考えたらもうほっとけないと思います。だからこの辺をぜひ精神的な文化の面として生かしてほしいと思います。

後、関ヶ原の大垣市を政務調査をいたしましたが、非常に宝暦治水、敵中突破いろいろな面で交流、また姉妹、兄弟都市の盟約も結んでおられますけども、なんかいってもその私には勝った、負けた、戦いが先行しているんじゃないかなと思って、領主の関ヶ原とか、大垣市の方たちに一番もととなるのは「いろは歌」の精神的な薩摩士風の精神的なものですよと伝えてきました。そしたら両方とももうわかりましたと、これからはそういう「いろは歌」の本当のもっと知って、子供たちに伝えていかなきやいけないと、精神的なものを、結局「いろは歌」というのは徳を積むということですので、何もその戦うとか何とかじゃないんですね。平和な精神です。徳を積んで人にもあげなさいということですので、こういう交流の町に、やはりこれはもう一回、市長初め、教育長も子供たちがいろいろ交流しますけど、本当のそういう「いろは歌」の歌の精神面を伝えて、相手にも伝えなきやいけないし、いくときも子どもたちたにも伝えないといけないと思うんですが、どうでしょうかね。

#### ○教育長（田代宗夫君）

私も関ヶ原にも行きましたけれども、当然「いろは歌」あるいは妙円寺詣りの歌等を交流のときには話をしながらそこに流れているものを話をしたりするのは大変大事なことだと思っております。したがって、今後ぜひそういう「いろは歌」の中に盛られているもの等をお互いに交流のときには交換しあったりしながらしていくことは大事なことだと思います。

#### ○20番（長野瑳や子さん）

ぜひ「いろは歌」がもとになっているとい

うことを日本の教育を揺るがしたといった過言じゃないと思いますので、中世の時代、また明治維新、何度も薩摩から起こってますので、「いろは歌」をもとにぜひアピールをお願いいたします。

後「いろは歌」を生かした教育の推進として吹上地区では「いろは歌」の暗唱やらカルタ大会が先日もありましたが、これは私は一番わかりやすい方法じゃないかなと、意味はわからなくてもこういうことを先人たちがしたんだよということを教える一番手法ではないかなと、また歴史の物語を「いろは歌」ばかりじゃなくて、ここ日置市という本当にすばらしい先人たちの歴史が詰まっていますので、その歴史の物語りを住民や子供たちに醸成させるためには映像化も積極的にすべきではないかなと思いますけども、こういう取り組みについてどう思われますか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

現吹上町の和田小あたりを見ましても、学校内に大きな「いろは歌」が随所に張られておりまして、子供がいつでも覚えられるような工夫をしてあるようあります。また今おっしゃったように、暗唱したりされる学校も花田小とかいろいろあるようですが、それはそれなりにその学校がおっしゃったようにこういう「いろは歌」に盛られている内容のこの精神的なものを大事として取り組んでいるものと思います。これ強制するものでは私はないとは思いますけれども、こうして地元のこういうものを学校等が受け継いでやっていくことは大事なことだと思っております。

ただ、すべて先ほどからありますように、当時の歴史的な社会情勢を反映してできたものでありますので、内容そのもので、中には当時の現代のものに当てはまらないものも出てまいります。だからご指摘のとおり、長野議員の方でも意味はわからなくても暗唱することもその精神を大事にしたいということ

ございますので、そういう意味では何もそれを拒むものでもないし、地元の大事なものだと思いますので、今後ともまたこのようなことを進めることでは話をしてまいりたいと思います。

#### ○20番（長野瑳や子さん）

吹上だけでなく、東市来もすばらしい先人たちがいますので、こういう残していくというのは大事ですので、歴史の物語りはですね。各支所それぞれにありますので、ぜひ特徴を出していただきたいと思います。

次にまいります。2番目です。この県下の群れをなす、先ほどの景観条例ですが、景観条例では、網をかけて県の方にしないといけないというんですけども、やはり小さな町でも本当に自分が大事だなあと思っているところは、川にしろ、海にしろ、まちづくりの一つの住民への周知と自分たちのやりましょうと、まちをきれいにしましょうという取り組みも入っていると思うんですよ。ただ、景観だけじゃなくて、自分たちの町をいかにきれいにしようかと、みずから能動的にごみの一つも拾うように、また花を植えたり、そういう私は運動のひとつではないかなと思っているんですけども、ただ、網がかかってるからどうこうじゃなくて、自分たちの景観条例というのもできるんじゃないかなと思ってますけども、その周りを規制するとかじゃなくて、自分たちの大事なものを守って、育って、また修復していくという。つくっていくというそういう気持ちを込めて、今よく他の県でもやってるところも、小さい小さい村でもやってますけども、こういうことはお考えにはならないですかね。市長お願いします。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、それぞれの景観条例の中で地域的に規制ということじゃなく、おっしゃいましたとおり開発を含めたりいろんな問題が出てくる中で、規制でなくてこれを保護

していこうという考えの中でご指摘あられるというふうに思っております。

今ご指摘ございます吹上浜、この河川、松林、この一体のご指摘であるようでございますけど、この条例制定がいいのか、それともそういう保護という意味の中でみんなが認識してそこはどうやっていくのか、条例を制定したからそのことが効果があるのかどうか、それは今話したとおり、保護という形の中には心にとめる一つの形であるのかなあと思っております。条例を制定するかどうかというのは、まだ十分日置市全対を含めた中で、一つの場所だけでなく、いろんな課題もたくさんあるようでございますので、そういうものを含めた中で制定するには、幅広いご意見、また議会を含めた中でどうすべきかということを論議していってもらえばいいのかなあというふうに思っております。

#### ○20番（長野瑳や子さん）

石橋のこととも書いてますけども、この石橋も群をなして県下一ですよね。後石敢当、東市来が非常に石の文化が発達しているんですけども、それだけ昔石がそろってたのかなあと、後田の神さんというんですかね。これも25ぐらいあります。しかもいろんな形をしています。神像、神様の形をして、後しゃくを持って、こう衣を下げるというそういう形とか、後旅の僧をした形とか、農民の形がほとんどですけども、農民の形をしたのがありますけども、いろんな種類が豊富です。東市来は。こういうこれをそのままほっとついのかなと、私も見て回りましたけども、後石敢当というのもやはり無病息災のお祈りをしたとそういうのもあります。後まだ千本クスというのも、これは吹上に訪れたらもうみんなあつと息を呑むんですよね。これも民有地のところにもありますけども、こういう群をなすていうんですかね。古木、大汝牟遅神社のクスの木も大きいんですけども、本当に

大事なものがたくさんということは、手を加えないでそのままいたから今があるんじやないかとなと思ってますけども、この群れということで、何らかの形で私はこんだけのことがあるところはないと思いますので、こういうことは景観を守り育てていくものということで、何かこう県の指定でも群をなすということで県の指定なんか、その前に市の指定にしないといけないんですけども、橋も市の指定のものがあったり、なつたり、田の神さんも県の指定のものがあったり、なつたりですね。だからこういう群れをなすということで県の指定文化財にクスの木もですけど、こういうことはお考えはどうですかね。

#### ○市長（宮路高光君）

特に、この指定につきましては、文化保護審議会ですか、そういうところでもご審議をするということで、これ日吉町の中で今おっしゃいましたとおり、田の観光いろんなものを掲載して指定をしておるようでございます。

これは今おっしゃいましたとおり本当に文化的な審議会等を含めまして、条例でなくともそのような群れになるのか、点が面になるのか、この群というのをどうとらえていくのか、そこあたりがもう同じ場所にあるのか、こういうものについてはそれぞれ点でありますので、そういうものがこの景観条例の中ができるのかどうかということも考えなきやなりませんけど、基本的に新しい日置市の文化協会を含めた中で、このことは十分論議をして、どう今後PRでも保護すべきなのかということを十分検討していただければいいのかなあというふうに思っております。

#### ○20番（長野瑳や子さん）

ぜひ本当、各旧町ごとにすばらしいものが多くあります。こういう群れをしたもの、また東市来には、私はつい最近、発見というか、太秦神社というんですかね。京都の嵐山に太秦神社というのがあるんですが、これは

秦の始皇帝を祭人として祭られてますけど、ここに多分市来家の人が行かれて、またそれを持ち帰ったんじゃないかなと思うんですけども、それが東市来に多分、私も見てきたんですけど、元養母のとこですね。ここに日本で2カ所しかないんですよ。京都の太秦神社とここの大秦神社ですね。だからこういう相当古いんじゃないですかね。1000何百年じゃないですかね。だから非常にそれをずっと地域の人が守ってきているんですけど、こういうのも再認識して、地域の人には本当に感謝しているんですけども、これもやはり大事にしていかなきやいけないんじゃないかなと、何らかの網をかけて景観でもそれが入らなかつたら、何か網をかけてこういうのを守っていくべきの私たちの役目ではないかなと思っております。

後この流鏑馬の補助金の件ですが、この県の補助金もなくなつて、今市の方から補助をいただいているんですけど、それももう出るかでないかわからないと、非常に危惧されております。先ほども申しましたけども、こういう無形文化財んですけど、これはそこの本當は世襲制から後継者がいないということで、そこの保存会の人たちがクスの木の千本クスの保存会の方ですがね。そこがかわって、この世話をしているんですね。だから直接は世襲制がそれがいないからちゅうことで、頼まれてやってますので、それをまた継げということですので、非常に重荷だと思います。だからこういう大事なものは、日置市の宝ですので、補助金の5%カット、全面的にというのもわかりますけれども、財政難ということで、私はこういう宝物にはちゃんと残していってほしいなと思いますけど、いかがでしょう。市長。

#### ○市長（宮路高光君）

この補助金の問題につきましては、19年度5%程度はカットしていきたいということ

を答弁させていただきました。その中におきまして、いろいろと聖域を超える中におきましては、いろんな団体から自分ところは一番こうしておるからしてくれという要望書もたくさん今でも上がってきております。この流鏑馬も、先般私も参加させていただき、保存会長の方からも大変強いご要望をいただきました。馬1頭飼育するにいたしてやつの中で補助金の中でしておるんだということをお聞きしまして、この流鏑馬というのはどうにか法的に残していくかなきやならない。今は馬の1頭、2頭ですね。管理の問題を含めてどうするのか、そこあたりにつきましては、また今後この補助金の額じゃなく、この流鏑馬を継続していくにはどうしていけばいいのか、基本的なことも検討しながらこの補助金というのも決めていかなければならぬんじやないかなということを先般会長とも話をさしていただき、感じた次第でございますので、そこあたりは19年の中でどれだけの予算づけになるか、また十分検討させていただきたいと思っています。

#### ○20番（長野瑳や子さん）

年に一回の出番で非常に金額も高くなりますが、この保存会の方々とももう少し活用策というんですかね。この馬の。島の方には牛舎というのがありますけども、ああいう観光地ではあるからああいう動けるんですけど、その前に観光のそういう観光、さっきも言いましたように「いろは道」、点を線でつないでどことどこを走らせるとか、私はこういう旧跡と非常にマッチさせたらいいんじゃないかなと思うんですけども、そういうこともまた活用策というのも考えられたらと思います。

先ほど1点漏らしました。石橋の浜田橋のところの南薩線の橋脚の件ですが、これは非常に取り壊しの問題で地元の人が心配されますけども、この県議会でこの質問があつたということで皆大慌てされてますけども、県

への対応は市長はどうされたのかお伺いします。

#### ○市長（宮路高光君）

この南薩鉄道の橋につきましては、県の方から県議会の方で撤去の方向の中で質問が出たということでございまして、市としてどう考えているかということでございました。私どもはこれはそれぞれ建てた方の責任ということを考えておりますので、支障がなければ今のところそこに置いていただきたいと、河川の流域を含め、いろんな河川管理でいろいろと支障を来たせば撤去していかなければなりませんけど、県の土木の方には今の現時点で支障がなければそのまま残してほしいということを県の方には上げたということでござります。

#### ○20番（長野瑳や子さん）

たしか横山助役もいらっしゃいますけども、これは南薩線が終わって20数基ですかね。橋脚があったと思うんですけど、そこでうちの方が、行政側からもお願いした経緯があると思うんですけども、それは今地元の人たちも別に何かこう暴風時に引っかかるものがあるからとかそういうことはないとおっしゃるんですよ。後いかだ下りのときにもそこをくるっと回って通るからそれにも支障はないし、もう景観としてぜひ残してほしいと、むしろそこに木の橋でもかけていただいて、浜田橋の三重橋を、これも県下にあと1つか2つしか残ってないと思うんですよ。大隅の方に1つですかね。それを見るのに、展望するのにはいいとおっしゃるぐらいなんですが、市長は残す方向にそういうふうに言ってくださったということですので、もしもその景観をもっともっと維持するためにそういう要望もありますが、その木の橋をかけてでもするちゅうことはどうですか。

#### ○市長（宮路高光君）

その橋をかけてそれを活用してするという

ことにつきましては、恐らく、石橋の体力度を含めた中で大変な費用的なもんもかかるのかなあと思っております。今その中でもし撤去した中において、今のところは鹿児島交通の方が所有権があるというふうに認識しております。今のところはその河川管理で支障がなければそのままでいいですけど、今の中ににおいて市としてあれにまた木橋でもなにかということは、今のところちょっと考えておりません。

○20番（長野瑳や子さん）

活用策があれば残されるのかと思いましたけども、そのままの方がやはり景観としてもいいんじゃないかなと私も思います。このことはまた住民の方々も多分強い希望でおられますので、ぜひ地元の景観として残していくように要請をしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（宇田 栄君）

本日の一般質問はこれで終わります。

---

△散会

○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。あすは午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会をいたします。

午後5時37分散会

第 3 号 (12 月 13 日)



議事日程（第3号）

日 程

事 件 名

日程第 1 一般質問（14番、11番、22番、29番、21番、5番）

本会議（12月13日）（水曜）

出席議員 29名

1番	出 水 賢太郎 君	2番	上 園 哲 生 君
3番	下御領 昭 博 君	4番	門 松 慶 一 君
5番	坂 口 洋 之 君	6番	花 木 千 鶴 さん
7番	並 松 安 文 君	9番	靄 園 秋 男 君
10番	大 園 貴 文 君	11番	漆 島 政 人 君
12番	中 島 昭 君	13番	田 畑 純 二 君
14番	西 蘭 典 子 さん	15番	田 丸 武 人 君
16番	池 満 渉 君	17番	桙 康 博 君
18番	坂 口 ルリ子 さん	19番	東 孝 志 君
20番	長 野 瑞 や子 さん	21番	松 尾 公 裕 君
22番	重 水 富 夫 君	23番	畠 中 實 弘 君
24番	地頭所 貞 視 君	25番	谷 口 正 行 君
26番	西 峯 尚 平 君	27番	佐 藤 彰 矩 君
28番	成 田 浩 君	29番	鳩 野 哲 盛 君
30番	宇 田 栄 君		
欠席議員	1名		
8番	田 代 吉 勝 君		

---

事務局職員出席者

事務局長 中村 治 君 議事調査係 家村 育 君  
次長兼議事調査係長 川崎 美智也 君

---

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮 路 高 光 君	助 役	湯 田 平 浩 美 君
助 役	横 山 宏 志 君	教 育 長	田 代 宗 夫 君
総務企画部長	益 滿 昭 人 君	市民福祉部長	樋 渡 健 郎 君
産業建設部長	外 園 昭 実 君	教 育 次 長	満 尾 利 親 君
消防本部消防長	田 上 規 夫 君	東市来支所長	住 吉 仲 一 君
日吉支所長	下田平 輝 己 君	吹上支所長	坂 口 文 男 君
総務課長	池 上 吉 治 君	財政管財課長	福 田 秀 一 君

企 画 課 長	富 迫 克 彦 君	合併プロジェクト室長	有 村 芳 文 君
税 务 課 長	瀬 川 利 英 君	商工観光課長	吉 丸 三 郎 君
市民生活課長	桜 井 健 一 君	福 祉 課 長	豊 辻 重 弘 君
健康保険課長	脇 忠 男 君	介護保険課長	久 富 木 盈 君
農林水産課長	熊 野 一 秋 君	土木建設課長	樹 治 美 君
都市計画課長	外 園 信 夫 君	下 水 道 課 長	宮 園 光 次 君
水 道 課 長	岡 元 義 実 君	教育総務課長	山 之 内 修 君
学校教育課長	町 岡 光 弘 君	社会教育課長	神 之 門 透 君
市民スポーツ課長	妙 見 義 弘 君	出 納 室 長	奥 菌 正 名 君
監査委員事務局長	芝 原 八 郎 君	農業委員会事務局長	大 北 節 雄 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、14番、西薙典子さんの質問を許可します。

[14番西薙典子さん登壇]

○14番（西薙典子さん）

おはようございます。一番バッターでございます。きょうもどうぞよろしくお願ひいたします。

環境政策についてお伺いいたします。

まず、環境について、最近、はつきりし始めたことがあります。1番、私たちが住んでいる地球は、明らかに閉鎖系であり、その中でしか対応できないということあります。

第2に、この地球上で起こっていることは、想像以上に深く絡まって関係し合っており、その連鎖がどこまでも連なっていることあります。

第3に、そこに第三者が入ってきた途端、その関係が大きく変わり、予想もつかなかつた複合的な事態や変化を及ぼすこともあるということが明らかになっております。

第4に、それは時間とともに私たちが予測している以上に深刻に進みつつあるということが判明さてきました。明らかに人間が、この地球という限りあるものに与えた影響は、予想もつかない、とてつもない状況にまで追いやってしまったということあります。

今後、求められることは、生活や生きざまをリードしてきたものが何であるかを私たち自身が問う作業であり、修復することであり、多くの生み出されてしまった物質から逃れる

ことであり、または、それらと妥協点を見出すための作業でもあります。

また、これらは私たちの人間至上主義の結果、失ってしまった多くの貴重なものとの共存共生を忘れてしまった結果のツケと罰を負わねばならないということでもあります。地球の酸素は、35億年という長大な時間の連続の中で、生物によって堂々とつくられたものであります。それに比べれば、一瞬の間に汚してしまった我々人間の罪は、はかり知れないものがあります。

そういう警告をあちこちで発せられている現状を知りながら、私たちは今、何を迷い、何をして、どこへ行こうとしているのでしょうか。一人一人が、また特に、住民を守り、住民をリードすべき自治体が、どのような判断をし、どのような方向へ進もうとしているのか、もっと真剣に、もっと謙虚に考えてみなければいけないのではないかと思います。

環境問題を考えることは、私たちすべての命、生活のみならず、未来への責任であります。

通告に従って質問をする前に、二、三、先進地の例をとってご理解を得たいと思います。

最初に、政務調査で参りました徳島県上勝町です。上勝町は、四国剣山地と勝浦川の渓谷に点在する人口2,100人ほどの面積100平方キロメートルほど、9割が森林という標高700メートルぐらいの高齢化率47%という過疎と高齢化の町です。

料理のつま物として出す葉っぱ産業で、おばあさんたちが年収1,000万円を売り上げるという「いろどり」で一躍有名になってしまっております。

その上勝町は、2020年を目標に、ごみ排出をゼロにする「ごみゼロ（ゼロ・ウェイスト）宣言」を平成15年9月にして、世界的な注目を集めております。

そのごみゼロ宣言の中で、「ごみの焼却を

中心とした施設は、世界じゅうの多くの国が地球温暖化防止を定めた京都議定書に反するものであり、環境汚染、住民の不安、自治体の財政圧迫など、深刻な問題を引き起こしている。国の政策は自治体に過度のごみ処理責任を課し、生産者である企業の負担は自治体より少なく、自治体は今後税金による負担が増し、健康や環境が犠牲になることが予測される。焼却を中心としたごみ処理政策では、次の世代に対応した循環型社会の形成は不可能であり、「上勝町独自で未来にツケを残さない選択を決断した」と前文でうたっております。

そして、「未来の子供たちにきれいな空気やおいしい水、豊かな大地を継承するため、2020年までに上勝町のごみをゼロにするということを決意し、上勝町ごみゼロ（ゼロ・ウェイスト）を宣言いたします」として、「1番、地球を汚さない人づくりに努めます。2、ごみの再利用・再資源化を進め、2020年までに焼却・埋め立て処分をなくす最善の努力をします。3、地球環境をよくするために世界中に多くの仲間をつくります」と宣言しております。

上勝町では、全家庭に生ごみ処理機を配つて生ごみは回収しない。町内にただ1カ所ある集積所に各自が持ってきて、35に分かれたコンテナにごみを入れます。ごみを取りに来てほしいという人は、1回100円で取りに行ってあげる。35にきれいに分別されているために、直接業者が買いつけにやってくるので、高く売れると。資源化率は80%であります。

ごみ・ウェイストアカデミーという非営利活動法人が朝7時半から2時まで、年末年始の2日間を除いて日曜もいつでも対応して受け入れております。おもちゃや洋服、その他使えるごみはそこに並べておき、だれでも持って帰れます。布団や毛布などは製紙会社が

高く買い取って持っていきます。美しい自然を誇りとする町は、「日本の最も美しい村連合」を宣言しております。

次に、行政調査で行った水俣市でございます。

水俣市は、皆さんご存じのように暗い過去からのイメージを変えたいという強い思いで、よい環境づくりを目指してまいりました。平成11年、自治体では全国3番目「ISO14001」認証取得でイメージアップを図り、その相乗効果で2,100万円を上げたとのことです。

また、市民向けのオリジナルISOで、「学校版ISO」「家庭版ISO」で市役所以上に子供たちが省エネ省資源や地域のごみ分別にも参加して、大人による刺激を与えているとのことでございます。

環境都市コンテストで全国一位、4年間でISOによる経費削減は2,500万円とのことでありました。22品目コンテナ収集、町中より山手の方が地域の連携が深いと—つながりが深く、山間部のコンテナ収集の心配は初めからしなかったとのことでありました。

3番目に、鹿児島県大崎町です。

政務調査で参りました。ごみ焼却炉を持たず、ごみを燃やさない、埋めない「ごみゼロミッション」に挑戦しております。缶、ペットボトル、廃プラなどは別々に袋収集であります。生ごみ、木々、割りばし、草などは堆肥化、そのほかはコンテナ収集で集落に1カ所ずつ、大きいところなどは50世帯に1カ所ぐらいの割合で集荷所を持っております。

また、全家庭に10リットルポリ容器を配って、食用油を回収して、バイオディーゼルエネルギー(BDF)をつくって、BDF製造機械1,300万円を設置して、今石油高騰の中、人件費を含め製造費は1リットル当たり30円ですべての油から同じ量のCO<sub>2</sub>6分

の1のきれいな排気ガスのBDFをつくっておりまます。

経費年間500万円の削減効果で、ごみ収集車10台、フォークリフト3台分すべての燃料を賄っております。ほかにも循環型社会として、菜の花プロジェクトに取り組んでいるとのことで、一般ごみを含めた資源化率は77%であります。

私が調査いたしました一部の自治体を紹介いたしました。どの自治体も真剣に悩み、解決の糸口を探すための努力を住民とともに確固たるビジョン、柱を持って取り組んでいると感じました。

特に、この日置市は美しく豊かな資源と自然に恵まれた、環境自治体会議のメンバーであります。そのことをしっかりと自覚し、迷うことなく環境自治体としての誇りと自覚を持っての歩みを進めるべきであります。

私は、さきの6月議会におきましても、環境自治体としての市の方針などを伺いました。前向きに取り組むというお答えであります。どのように前向きに取り組んでこられたか、また取り組み状況など、また今後の見通しなどを伺ってまいります。

1番、基本計画策定などはどうなっておりまでしょうか。さまざまな環境負荷への軽減の取り組みの具体的な状況を伺います。

2番、ISO、またはISOに準拠したEMS（環境マネジメントシステム）などの導入によって、より一層具体的、効果的な環境政策を進めるお考えはありませんか。

3番、1、2に関しましても、基本は住民との良好なパートナーシップでなかろうかと思います。策定の過程で、また、実効性のあるものにするため、住民への意識づけや体制づくり、環境教育などをどのように考え、進めていくおつもりか、伺います。

4番、昨日6番議員の質問でもありました  
が、資源ごみ回収方法の今後のあり方につ

てどのような見解をお持ちかを伺いたいと思  
います。

よろしくお願ひいたします。

[市長宮路高光君登壇]

○市長（宮路高光君）

環境政策についてのご質問でございます。

1番目のことでございますけど、基本計画につきましては、平成19年から20年度の2カ年にかけて策定する予定でございます。内容については、市民参加型の計画づくりを基本と考え、市民参加の場を多く設け、市民みずからが計画の主要テーマを検討するなど、市民意見を最大限、計画に盛り込む予定であります。

まずは、市民への環境意識調査を行った後、環境団体や事業者との意見交換、市民代表や市民団体等による検討会などを行い、日置市にふさわしい、実効性の高い計画づくりを目指して取り組んでいく予定でございます。

環境負荷の軽減については、策定された基本計画をもとに、生活環境、自然環境、地球環境等の見地から、市民、行政、各種団体が協働で、未来へ引き継ぐ環境づくりへ向けた取り組みを行っていきたいと考えております。

2番目でございますけど、国際標準化機構、いわゆるISOについては、県内では指宿市などが「ISO14001」を取得しているようですが、ISOの導入、特に「ISO14001」に関しては、環境マネジメントシステム、いわゆるEMSをどのように構築するかが大切であります。

EMSの基本的な考え方は、自治体、事業者などトップが定める「環境方針」に基づき、計画・実行・点検・見直し、いわゆるプラン・ドゥー・チェック・アクションを繰り返し行うなど、継続的な環境改善を行うことができるとされております。

ISO取得まではいかないといったとしても、それに準じたEMSを導入することにつ

いては、まずは環境基本計画を策定し、その後、検討していきたいと考えております。

3番目でございますけど、住民とのパートナーシップについては、環境基本計画を市民参加型で策定することで、市民、事業者、行政それぞれが環境を守る活動に一歩踏み出すための「きっかけづくり」になると想っていますので、基本計画をもとにお互いの環境への取り組みが深まるよう、必要な体制づくり、環境教育等に努めていきたいと考えています。

資源ごみの回収の今後のあり方については、昨日6番議員の質問にもご回答いたしましたとおり、来年の9月をめどに検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上で終わります。

[教育長田代宗夫君登壇]

#### ○教育長（田代宗夫君）

教育委員会関係におきます環境教育についてお答えいたします。

学校教育では、さまざまな時間を通して環境を題材とした学習を行っております。その中で、児童生徒が環境を見つめ、調べ、働きかけることを学んでおります。

例えば、生活科、社会科では、校区のマップづくりやクリーンリサイクルセンター、浄水場、下水処理場などの学習で身近な環境、自然環境やごみの減量化、再資源化及び水質保全の大切さについて調べています。

また、本市が昨年度から取り組んでおります理数大好きモデル地域事業では、理科の時間を使って校区内河川の水質調査や水生生物の生息状況について調べることも行っています。

さらに、総合学習の時間では、かめさん祭りなど身近な環境を生かした体験活動を行っております。

#### ○14番（西園典子さん）

お答えいただきました。私は先ほど3地域、3自治体のことを例に言ってお話を申し上げ

ました。

まず、質問の前にそれに関する感想をお聞かせいただけたらと思います。市長、お願ひいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

それぞれの3地域におきまして、今まで環境問題につきましてそれぞれ先進地の地域であるというふうに認識しております。今後、私どもも先ほど申し上げましたように計画を策定するに至りますは、今後行政、また市民の皆様方と一緒に研修をさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○14番（西園典子さん）

先進地であると認識し、そしてまた参考にしていきたいと、計画などをつくるために、というふうにお答えでございましたが、私はこの3地域で非常に感動したこと、また日置市とちょっと違うなと思ったことを正直に申し上げます。

それは、大きな視点に立って物事を考えているんじゃないかなと、あちらの3地域はですね。地球、そして未来、本当に大きな、その中で自治体がどうあるべきかというふうに考えて、ただ行動計画をつくる、何をする、先進地に学びたいと、それだけでなくて、自分たちはどうあるべきかという責任でもってそれに臨んでいるというふうに私は感じておりますが、市長はその辺はどんなふうにお感じになられたでしょうか。私の説明が足らなかつたかもしれません、また、そういうところに行かれた経験があるのかどうなのか。まあ水俣などは多分何回も行かれたと思います。そこ辺の、上勝はまだかと思いますが、また行って、もうちょっとしてみようというようなお考えはなかったかどうか、その辺をお尋ねいたしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

水俣、大崎の方にはそれぞれ研修を行ったことはございます。特に水俣の場合につきま

しては、水俣病という一つの環境的な大きな負の遺産を持ちながら、市民でそれぞれ今後の未来へ向けました環境に対します意識づけをしておったようでございまして、水俣の生活環境課長という方がいらっしゃいまして、2年ぐらい前、私どもの地域に来まして職員の研修もさしていただきました。

そのように今おっしゃいますとおり、大きな視点の中でそれぞれ環境に対します取り組みをしているという認識は持っております。

#### ○14番（西園典子さん）

大きな視点の中でという認識は持っていると、それを聞いて行動をともにできるかなあというふうに安心をいたしました。

私がここで念を押したのは、この行動計画をつくるにしても、それが根本にあってほしいというふうに心から願うわけであります。つくっても魂を入れずということもありますし、その柱が中途半端なものであってはならないと、そしてこっちではこういうけれど、こっちでは正反対のことをしているよと、そういうような政策であっては欲しくないということを願って、今そういうことをお尋ねしたわけでございますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

それでは、先ほどの行動計画は2年ぐらいかけてしていくということでございます。それでは日置市におきまして、この計画の中で重要な、特に重要なと思われるような行動計画に盛り込みたいと思われるものは何であるか、お考えか、お尋ねをしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に私ども日置市におきます環境の中で、特にCO<sub>2</sub>を京都議定書を含めた中で削減する一つの基本的な義務がある。そういうことを含めまして、特に私ども地域の中で市民とともにごみの問題を含めた中で、分別を含め、不法投棄、いろんな問題がたくさんあるというふうに考えておりますけど、それぞ

れの課題提供というのはこの計画をつくる中におきましていろんな分野の皆様方からもご意見をいただいて、課題を絞りながらこの計画書の中に入れていかなければならぬといふうに思っております。

#### ○14番（西園典子さん）

皆様方のご意見を伺いながらということでございましたが、こういう問題に関しましては、市自身も一つのきちつとした信念を持っておる、柱を持って臨むべきであると思思います。

そしてまた、環境には私たち行政よりももっと熱心に取り組んでいらっしゃるグループなどもあつたりいたします。そういうときに、その市民グループなどとの連携、また意見を交わしたり、よくいろいろなそういう市民とのというときに、自治会長さんとかいろいろなそういう方々がほとんど多く出ていらっしゃったりなさいますが、環境グループそういうような方々を巻き込んで、そして、そういうことをまた生かしていくというようなことはご検討の中に入れられるでしょうか、どうでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今まで生活学校の皆様方もEM菌を使つたり、先進的にまた生ごみ機を使つたりしていろいろと実践しております。そういう実際に行動している方々と十分論議をしていきたいというふうに考えております。

#### ○14番（西園典子さん）

生活学校、そういう既存の団体だけでなくて、さまざまに地域ではそういうことに取り組んでいらっしゃるグループもたくさんあるようでございますので、そういう方々には意外と周りの理解が得にくいというふうで、自分たちのいろんなことを進めたいけれども、なかなか思うようにいけないというふうで、その活動が停滞しているというグループもあるやに聞いております。

また、広報などもなさると思いますけれども、そのときには環境に積極的なそういうような思いを持つ方々もぜひというような呼びかけもしていただけたらと、これは要望をしておきます。

次に、ISOのことについてでございます。

ISO14001、これは非常に先ほどもおっしゃいましたように、事務的な面倒くささとか、そういういろいろな書類問題のこともあるようでございます。実際に水俣市では、それに真剣に取り組みまして、経済効果、またそれが波及しましてさまざまな地域への影響、イメージアップなどにもつながっているようでございます。

そうしたものを本当はきっとできたら一番いいなあというのが私の思いではございますけれども、今、LAS-Eとか自治体会議に市長も行かれましたからおわかりだと思いますが、いろいろな独自の環境政策のためのEMS——環境マネジメントシステムですね、そういうのができる、それできっとしていこうという動きもあるようでございます。

そこは、それで先ほどのご意見の——お答えの中ありましたように、PDCAをきっとした形でしていただけたら、それでもいいのではなかろうかというふうに思います。

しかし、その中で注意していただきたいのは、水俣などで外部の監査委員などを入れて評価、どのようにちゃんとされているかというような外部評価というものを入れていったりするようでございます。そこ辺などの注意を払っていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか、これから検討課題でもあるかと思います。

○市長（宮路高光君）

先ほども答弁いたしましたとおり、今回計画書をつくる中におきまして、特に環境マネジメントシステム、こういうことを構築する中におきまして、それぞれの評価を含めたこ

とはきっとやっていかなきやならない。基本的に実行していく中において、私どもは市民の皆様方と本当に意思疎通といいますか、これが一番大きな肝要なことであるというふうに思っておりますので、計画書をつくる中において、集落内におきます説明会とかいろんなことを十分しながら、今後進めていかなければならぬことであるというふうに思っております。

○14番（西園典子さん）

わかりました。実行、そしてそれをまた結果と、また進め方の公表、そして住民をいかに巻き込むかということであるかと思います。そのためにはまた、私たち自体が執行の方も含めてそれにきっとした実践をしていかねばならないというふうに思っておりますが、その中で庁舎のいろいろな状況は環境、省エネなどに関してはいかがだというふうに現在判断していらっしゃいますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特にISO14001は事業所ごとにそれぞれの行動計画をつくって、それぞれ経費的なものを削減していく、これが目標であるというふうに思っております。今の現在におきましても、この庁舎内におきましても紙の使用の問題、また電気の問題とか、それぞれ節減できるような方法の中で今も現在も行っておりますので、これを数値目標等を上げながら今後実践的にやっていかなければならないというふうに思っております。

○14番（西園典子さん）

今現在もいろいろな努力をしていらっしゃるというふうにお答えになりましたが、それがすべての市の施設——この庁舎だけでなく、すべての市の施設においてもそれが行き届かなければ、しているということにはならないと思うんですよね。私が見る範囲におきましては、余りそういうふうには見えない部分もたくさんあるように感じます。人のいな

いところでも電気がこうこうとついていたりする場合もたくさんありますし、それから、もう暑いのに背広を着ないといけないことも、それも時の場合もあるでしょうけれども、もっといろいろな工夫がなされてもいいのではなかろうかということも大いに現在感じております。現在そうであるというところを、それをあやふやにしながら I S O、これをしますからできますよと、これをするからそのときできるという問題ではないと思います。今するからきっとその辺はちゃんとしていく努力をまたそれに通達していただいて、省エネ、省資源、今非常に行革の中でも大切なことでございますので、していただくようにお願いいたします。

それでは、次の3番目のパートナーシップについてであります。

上勝町では、上勝町のことを何回も申し上げますけれども、住民とのパートナーシップをとるために「1Q塾」というものを立ち上げております。「Q」というのはクエスチョン、いろんなものをこうして町の活性化を図るために住民と行政が一体になって全員が参加すると、住民みんなが参加するというような考えで、自分たちで考えて実行することをおもしろおかしくっていうようなふうで町づくり、人づくり、意識づくりを進めていこうという活動をしております。

その中で、いろいろなアイデアが出てまいりました。このごみウェイスト宣言などもその中の一つであります。そういうようなこと、活動の中でいろいろな知恵が起こってきてるというふうに私は感じております。たくさんの事業を起こしておりますが、一つ一つが住民が、住民と官民——官民がともに携わってしているというふうに感じました。やはり非常にそういうところが大事であるというふうに感じております。

それで、その中でこういうことをきっかけ

づくりというのは行政の立場でもなかろうかと思ったりいたしますが、そういうようなきっかけづくりにこれが一翼を担ってほしいというふうに思っております。そういうような先ほどの話ではいろいろな方に呼びかけてということですが、全体的にそういう官民が一緒にしましょうというような学習に——学習と、知識、いろいろな力を合わせましょうというようなそういう組織づくりっていいですか、全体的にするというようなお気持ちはないでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今後、合併いたしまして大変面積も広くなりました。特に全市民のそれの参加型という形の中におきましては、私は環境だけじゃなく、きのう出ました健康づくり、いろんな問題を含めまして今後小学校区、小学校区の一つの地域づくりの中で、環境も健康もいろんなものを単位の中でそれぞれの地域の校区民が一緒になっていろいろと論議をしていく、そういう仕組みづくりというのを今後つくっていきたいというふうに考えております。

#### ○14番（西園典子さん）

それぞれの地域でこうした仕組みをつくっていただきたいと、そこも一つの方法であります。そのほかに個別にまたいろいろなものを立ち上げたり、個別にまた育て上げるという方法もあるのではなかろうかというふうにも思っております。

例えば、鹿児島などではエコライフファミリー事業というふうで、家族、そういうのに、環境問題に関しましては電気、ガス、水道などをどんなふうに使ったかというような、そういうようなのを応募した家庭に取り組んでいただいて、優秀な家庭は表彰したりっていうことで啓発事業を行ったりしております。

それから、環境モニター、環境リーダーなどを育てていくという、個別に育てていくという充実のやり方、それから、若い人たちの

中でなかなかそういう環境問題に取り組んでいてもなかなか難しいというような現状の人たちもいらっしゃいます。そういう人たちをまた支援していくという方法もあったりいたしますが、その辺とのパートナーシップなどはいかがにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に市の中で公募をしたり、それぞれの団体の皆様方とそのような交流をして、また、それぞれの環境に対しますリーダーの養成、これ本当に必要であるというふうには認識しておりますので、今後こういう行動計画をつくる中におきまして、全市の中でどうあるべきかということも論議をしていかなければならぬというふうに思っております。

○14番（西薦典子さん）

こういうのをずっと進めていく中で一番大切なことは、先ほども何回も申し上げておりますが、政策をリードしていく行政の能力、また意識、体制というものが重要じやなかろうかというふうに思っておりますが、そのためには担当者などが十分な研修やらそれにいろいろと対応するような状況ができるかどうかというのも必要になるかと思いますが、研修など、例えば、私などは上勝町などにぜひこうしていろんなところに、上勝町に限らず、いろんな先進地をじかに目で見て調べて研修してほしいと。また、この間の指宿でありましたああいう環境会議ですね、それにも担当者などは率先して行けよと、行って学んでこいよというのを市長みずからおっしゃる必要があるんじゃないかなと私は思いますが、そこ辺の指導力を養うという立場での行政として、そういうのに関してはどう、お答えをいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

これは担当の中の研修向上ということにおきまして、それぞれ専門的な部署の中におきまして、また、いろんな見地をするためには

いろんな場面の研修には担当としては行くべきであるというふうに思っております。

○14番（西薦典子さん）

ぜひ行かしていただきたいと、そして行きたいという職員がいたら行かしてあげてください、よろしくお願いしたいと思います。

環境教育についてでございますが、先ほど教育長の方からさまざまにいろいろなことをして活動をしているというふうにお答えがありました。私は、昨日、3番議員でしたか、風格あるまちについての教育長の答えを問うでした……（「18番」と呼ぶ者あり）18番議員でしたね、済みません。18番議員が風格ある教育のまちについての教育長の考えを問うというお答えの中で、いじめについて、物質中心、自己を抑える精神や人間関係の希薄、自己中心、自分さえよければよいという考え方の結果であるというお答え、それからまた、21世紀を生き抜くためにたくましく心豊かに生きる、決まりを守り、礼節を守る、自然や歴史を生かす教育であると答えられました。

私はそれをお聞きしながら、これはまさに環境教育そのものであるというふうに私は感じたというふうに思いましたが、教育長はその辺はどのように、私のこの意見に関してはどうお考えですか。

○教育長（田代宗夫君）

風格ある教育の中、3つの柱を申し上げましたけれども、おっしゃるとおり食育を通して、子供たちに私が一番大事にしておりますのはものを大事にしたり、もの、何でもかんでも与えない、そういうことが非常に大事だと思っております。決まりを守り、礼節を重んじる教育の中の一つとして、基本的なしつけをきちっとすることが大事だと。

ですから、食事にても愛情を持って自分の、お母さんお父さんどちらでもいいですが、きっちりと愛情を持ってつくってあげるとか、

あるいは与えたものは大事に使うとか、そういうことを大事にしていきたいし、もちろんこのような教育はすべきですけれども、これから時代を生きていくためにいろいろやるわけですので大変大事なことだと思っております。もちろん、環境を、これから生きていく環境を大事にするような教育の中身というのは非常に大事だと思っております。

#### ○14番（西園典子さん）

私は冒頭の中で、環境をこういうような状況に追いやってしまったのは自分たち自身の中のものを大切にしない、また自他との関係をきっちとしなかった、自他といったら他人だけでなく他の生物すべてを含めてですね、そういうものが根幹にあるというふうに感じているということを申し上げました。

それは、今のいろいろと問題が起こっていますいじめとか、それから虐待、自殺、さまざまなそれと全く同じことではないかというふうに思っているわけです。ですから、この子供を育てるということは、私たちの命が大きい大自然のこの中から生まれ育って、そしてそれによってはぐくまれているということをきっちと自覚するということによって、自分たちが自分自身を大切にし、相手を大切にし、地域や社会や世界すべてを大切にすることにつながっていくというふうに私は思っているわけです。

ですから、この環境問題と、環境問題、環境教育は何をしていますかといったときに、あれをしています、これをしています、それをしています、そういうお答えをいただきたくはないんですよ。それでなくて、きっちとそれに根幹にあるものは命を大切にすること、私たちのすべての周りのもこのやら、ここを育ててきたこの生命のつながりを大切にすることだと。それが環境を、環境って、環境と命と、これはすべて同じだと、それをきっちと理解させる教育が、今問題になっている地

域の問題、それから子供たちのいろんな問題、さまざまな問題の根幹にそこが欠けているから、でないかというふうに私は思っているわけです。

ですから、そこをきっちと理解していただきたいと、そこに関しては教育長もう一回お答えをいただきたいと思います。

#### ○教育長（田代宗夫君）

私も基本的には同じだと思うんですが、風格ある教育で話が出ましたので、3つ目の自然や歴史、伝統を生かした教育を重んじると言っておりますから、当然私たちが住んでいる地域、自然というものを大事にしなけりやいけないと思っています。

今おっしゃったような命を大事にする教育というのは、学校教育の中で道徳とか特別活動の中できちっと一応指導しているつもりであります。それのもろもろがいろんなものに発展していくって、今おっしゃったような環境教育にも行きますし、またいじめの問題にも行きますし、すべてに命を大切にする教育というのは大事だと思います。

ですから、学校でもそういう教科や特別活動を通して教育をしておりますけれども、家庭にあっても母親保護者の愛情のもとにきっちとした教育を、命を大事にする教育をやっていかなければいけないと。生きていく上で最も大事なのは命だと思っております。

#### ○14番（西園典子さん）

大体わかりました。環境教育はさまざまな方法論もありますが、またいろいろとこうしてまた今後もまた話をていきたいと思っております。気持ちは一緒であるというふうに私もお伺いしながら安心したところでございます。

時間がございませんので、次に資源ごみ回収の今後についてをお伺いをいたしたいと思います。

まず最初に、大きな問題であるので、これ

は、私は市長に見解をお聞かせいただきたいと思いますので、課長でなくて市長が直接お答えいただきたいと、まず最初にそれを念を押したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。市長のお気持ちを聞きたいと。

それで、これはまずいろいろな意見があつたと。それで、だから住民の方々にまたよく検討していただきたいと、よく考えていただきたいと、そういうので延期をなさったということをございます。

しかし、判断をして、住民の方々に判断をしてもらうためにと。でも、伊集院地域のところは袋とコンテナと両方の経験があります。しかし、3地域では袋収集の経験しかございません。そのためにコンテナ収集っていうののモデル地区が何ヵ所かこうして小学校区ごとにありましたが、それが一、二ヶ月、二、三ヶ月、半分ぐらいの予定でもうオジャンになりましたね。たら、どちらがよいかということを決めるときに、一方の、こうしてどちらがいいかと調べるときに、していないことを判断、それによって、それがいいも悪いも判断ができるかどうかということにおいて、私は非常にこれはどうかなあと思つたりしますが、その辺は市長、どうお考えになりますか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的にただごみを資源ごみの中でコンテナと袋との2つの中ありますけど、市民を含めた中におきまして、特に基本的に考えていかなきやならぬのはきちつと分別している、これが大前提でございます。

今までも説明しましたとおり、私どもは経費の問題もどうあるのか、またそこにおきます私どもが当初計画しておりました設置場所のことも含めまして、これも再構築して検討していかなきやならない。そういうことを含めて、とりあえず袋に入っておりますごみの状況をみんなが理解していただきたい。そう

いうことを含めて今それぞれの地区ごとにリサイクルセンターで検証しているということでございます。

#### ○14番（西園典子さん）

私から言わすれば、そういうことを検討するのは合併のときにどっちを選ぶという、それまでにすべきことであったと思うんですよ。それをして、結論を出すべきではなかったというふうに思うんですよね。それを、じゃあ、それまでになさったのかどうなのか、お伺いします。

#### ○市長（宮路高光君）

合併協議の中におきまして、財政的な裏づけとか、そこまでの検証はしてなかつたと、そういうことであったから今このようことがいろいろと住民の中からおられたということで、私ども合併協議の中でもう少しそこあたりを十分論議して、いろんな検証をそのときにやっておれば、このことは起こらなかつたというふうに考えておりますけど、今の現時点におきましては、今それを検証をしておるというふうに理解していただきたいと思っております。

#### ○14番（西園典子さん）

経費のことなども合併協議ではしていなかつたと、それを合併のときに、じゃあ何時間費やして、そして私たちはそれを判断する、これだということをこうして一つ一つ見て、調印をしたわけですよね。それに賛成をした、合併で行きましょうと。そういうことに対する責任はどうなるんでしょうか、市長の。

#### ○市長（宮路高光君）

すべての項目の中で協議をなされて調印したと思っております。その中におきまして、その中の過程の中で幾ばくは協議の中で、これはまだ合併協議、その後の中でも検討していかなければならぬという項目もたくさんあったというふうに思っております。その場面の中でいろいろとご意見が出てきたときは、

変えていかなければならない部分は変えていかなきやならないというふうに考えておりますけど、このごみのコンテナ方式につきましてはまだ結論が出たわけでございませんので、来年——さきも申し上げましたように、9月までの中において結論を出していきたいというふうに思っております。

○14番（西園典子さん）

結論が出たわけではないということでございますが、結論が出たわけではないと言いながら、これは非常にこの言葉は、簡単におっしゃいますけど非常に重たい言葉であるというふうに私は思っております。

きのうお答え、6番議員の質問のときに、大きな問題を抱えていると思う。だから皆さんのご意見を聞きながら結論を出したいというふうにおっしゃいました。大きな問題というのは、市長はどういうふうな意味でお使いになられましたか、お伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的には財政的な負担というのも大きな一つの問題であるということと、また、それぞれの地域におきます場所的なものを含めた中で、箇所的なものもどこにどうすべきがいいのか、このことも考えていかなければならぬというふうに思っておりますし、一番袋の中におきまして、意識の中でこれがきちんとコンテナ方式にしなくとも袋の中で全部分別されておれば、それも一つの大きな一つのいい方法かもしれません。そこあたりの分を十分検討していきたいというふうには思っております。

○14番（西園典子さん）

私は大きな問題ということは、私の考えでは地球に対してこの問題がどういうふうな環境対策として、環境対策の位置づけとして大きいふうに考えたときにどうであるかということ、それから、ごみ問題というのは全市民一人一人が——5万3,000人弱、その市

民一人一人が抱え込まないといけない問題なんですよ。一人一人が全部が抱え込まないといけない問題をどういうふうに解決するかなという大きな問題だと。

またそれから、もう一つ、合併協議でこういうふうだというふうに決めた、それをひっくり返すではないが、それを予定を狂わしてしまったという大きな問題と、私はそういうふうに考えたんですよ。

で、そういう意味で大きな問題だというふうに市長は認識していらっしゃるというふうに私は感じたんですが、そういうようなことに関して、大崎町の人がお話したときにいろいろな意見があるんですよと、こっちはそれで非常に迷ってるんですよと言いましたら、それはへ理屈だとおっしゃいました。へ理屈だ、まあ年寄りの方がどうこうこうとうと。それはそういうふうにしやすいように地域力を高めればいいことだし、それからみんなが協力し合ったり、そして、行政がその手段をそういうふうにしやすいように努力し合うのが、それが行政の役割ではなかろうかと。そして、水が汚いとか、そういうのもおかしい話だと。そういうようなへ理屈だというふうに、大きいことに関してきちっとした視点で進めていくべきだっていうふうにおっしゃいましたよ。私はそれが本当だと思いますよね。

ですから、私は、非常にこの問題は大きな問題だという私と市長の見解の違い、これは、まあどっちがどうなのか、私が間違っているのかもしれません、非常にそこは市長も認識っていうか、私から言わしてもらえば認識を持っていただきたいというふうに思います。いかがですか。

○市長（宮路高光君）

それぞれの見解の違いといいますか、そこあたりの部分のとらえ方の視点の中で、いろいろあるというふうには思っております。合併協を含めた中で、その責任というのは重

大に私、自分自身も痛感しております。今後、市民と十分このことを話をしながら進めていきたいということは変わりございません。

○議長（宇田 栄君）

1分ですので。

○14番（西薙典子さん）

もう最後ですので、私は、この問題をしたときに、パンドラのふたがあけられたと思ったんですよ。してはならないことを、本当は合併協議で決めたことをちゃんと進めていくというのが前提だというふうに思いましたから、でもパンドラのふたのあることによって話ではいろんな、世界じゅうにいろんな悪いものがずっと広がっていった。しかし、最後に希望というものが生まれ出たという言い伝えがあります。ぜひ私はこのことによって、これだけ悩む、全市民が悩んで苦しんでおりますので、これで希望を生むようにお互いに努力をしていけたらと願って、最後にいたしたいと思います。終わります。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時5分といたします。

午前10時57分休憩

---

午前11時05分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、漆島政人君の質問を許可します。

[11番漆島政人君登壇]

○11番（漆島政人君）

さきに通告していました質問要旨に基づきまして質問させていただきます。

初めに、平成19年度の予算編成の件からお尋ねいたします。

ちょうど2年前の今ごろ、旧4町による合併協定調印式が開催されました。その合併を推進した一番の理由は、厳しい財政環境を乗

り越えていくための財政の健全化でありました。また、そのために重複している事務事業の見直しや、公共施設を整理統合し、行財政の効率化を図っていくことが、合併後の重要課題とされ、その指標となる財政計画も示されました。

しかし、合併した後の平成17年、18年度の予算規模は、その計画とはかけ離れた増額規模になり、中でも普通建設事業費は計画の倍まで膨れ上がっています。

その大きな要因となったのが運動施設整備や箱物事業等への取り組みです。その結果、起債残高も合併前の計画より急増しています。

そのこともあって今年度、行財政改革による具体的な歳出削減計画が策定されました。中身につきましては、平成18年度から22年度までの5年間で歳出経費を50億円削減し、日置市の適正な予算規模とされる200億円まで年次的に削減していく計画です。とりわけ平成19年度予算につきましては、そのうちの14億円が削減効果として反映される見込みでした。

しかし、先月の全協の席で示された平成19年度の概略予算は239億円と、その計画より十二、三億円多いようです。計画に沿わない予算計画を何年も繰り返していれば、何のための合併だったのか、また行財政改革推進との整合性も問われてきます。

そこでお尋ねしますが、アクションプランでは、事務事業の見直しによって4億円が削減される計画になっていましたが、その削減見通しと見直しされた事業の中身はどういったものがあったのか。

また、投資的経費も59億円ほど計画されていましたが、今後どういった事業をどれだけ削減される予定なのか。

そして、合計で14億円の削減計画については見通しは立っているのか、このことについてお尋ねいたします。

次に、地域間における投資的予算配分の件についてお尋ねいたします。

先ほども申し上げましたとおり、平成17年度、18年度の建設事業費は大幅にふえています。

しかし、その事業費割合は地域別に比較したとき、かなりの違いがあるようです。その要因は、旧町時代からの継続事業の規模の違いや、伊集院地域だけに認められているまちづくり交付金事業、また東市来、伊集院地域で実施され、年間約10億円近くが支出されている都市区画整理事業、そのほか伊集院中学校の建てかえ工事等があるようです。

また、17年度につきましては、持ち寄り予算とはいえ、事業に伴って発生した起債額も地域によって違いが出ています。

合併後の特殊事情や補助事業を優先する考え方には理解できないわけではありませんが、投資的なバランスが壊れたままの状況が何年も続ければ、均衡あるまちの発展どころか、恩恵の少ない地域住民は不平不満を感じ、最後は政治不信へとつながっていくような気がします。

市長が主眼に置かれている「旧4町の均衡あるまちの発展や一体的なまちづくり」を目指していくためには、行政と住民との信頼関係は不可欠です。そのためには、建設事業費もバランスのとれた配分が必要ではないでしょうか。

そこで、そのための方策として、地域別に人口や面積等を基本に、投資的予算枠を設け、中身の事業選択や優先順位については行政と地域住民が具体的な協議をもって決めていくやり方が、どこの地域からも理解の得られる方策だと考えますが、市長のご見解をお尋ねいたします。

次に、住民との協働による予算編成の件についてお尋ねいたします。

合併が推進された背景の中に、住民サービ

スの維持がありました。しかし、現況は水道料金、下水道料金、また国保税など上げざるを得ない状況になっています。

したがって、こういったことも含め、少なからず住民サービスは低下し、逆に住民負担はふえる方向にあり、この流れは今後さらに拡大していくことが予想されます。

また、住民の中には、合併によって「今まで身近に感じていた行政も遠くへ離れていたような気がする」という声も多く聞かれます。私は、このままでは、行政経営に対する住民の理解や協力は得られにくくなるのではないかと危惧しています。

したがって、合併によって行政範囲が拡大すればするほど住民との協働体制というものがとても重要になってくると思われます。そのためには、一人でも多くの住民が行政経営に携わる機会をふやしていくシステムづくりが必要ではないでしょうか。

そこで、その一つの策として考えられるのが、地域の身近な振興策を住民が計画し、その計画を年次的に各支所の裁量で予算執行できる予算枠を制度化することです。中身については、現在日置市には地域づくり整備事業があります。この事業を核に、いろいろな事業を肉づけして充実を図っていけばいいのではないかと思います。

例えば、地域独自の事業を取り入れたり、また地域別に支出している細かな補助金や補助事業、こういったものもこの中に入れていいのではないかと思います。

わかりやすく申し上げれば、「各地域ごとに、これだけの予算を出すから、地域の細かな事業は地域で協議して決めてください」と、そういったシステムです。地方分権のミニ版みたいな制度ですが、この制度を導入されていくお考えはないか、お尋ねいたします。

これで1回目の質問を終わります。

[市長宮路高光君登壇]

## ○市長（宮路高光君）

1番目の19年度の予算編成についてご質問でございまして、このことにつきましては、昨日も見解を述べさせた部分もございます。19年度の予算編成は、今後、国の予算の動向や県の予算編成説明会において、歳入の状況を見きわめながら市の予算規模を決定する予定でございます。

先般の全員協議会で、平成19年から21年までの財政計画を提示させていただきましたが、まちづくり交付金事業、道整備交付金事業、公営住宅建設事業、中学校建設事業等平成19年度までの限定事業も多く、平成19年度は239億円程度と見込んでおりましたけど、今の予算のそれぞれの原課から上がってきてているのは243億円程度でございました。

きのうも申し上げましたとおり、19年度の予算の総枠というのを決定していくかなければならぬわけでございますけど、特にアクション計画の中におきましては230億円程度という中でお示しをしましたけど、この部分につきまして歳入がどれだけ入ってくるのか、また事業を精査していかなきゃならない。この230億円ライン——235億円それぐらいの中でおさめられたらいいのかなというふうに感じております。

ご指摘のとおり、226億円から27億円に圧縮していかなきゃならないと、そういうご指摘でございます。このことにつきまして、今さきもございました継続事業というのがございまして、これは国庫補助金を伴ったものでございますので、特に基本的には来年ぐらいがこの226億円、これぐらいなるのかなという推計はしております。今回の予算の要求の中で、本当に精査していかなければならぬ部分もたくさんございますので、まだ最終的なことは申し上げられませんけど、基本的に235億円程度の中で予算編成が組めた

らという感じの中で進めさせていただきたいというふうに思っております。

2番目の旧町における投資的な予算配分ということでございまして、それぞれの地域におきます配分の中で今ご指摘のとおり、17、18を含めた中でそれぞれの旧町におきます継続事業というのを今進めさせてもらっているところでございます。

この中におきまして、特に18年、19年度に始まりました臨時特別交付金という道路整備がございますけど、これは各町2つずつということに新しく始まった事業につきましては、そのような地域バランスも補助事業を含めた中でやっておる部分もございますし、今ございましたとおり、まちづくり交付金につきましては旧、前の平成16年ぐらいから始まった事業の中でございましたので、これは5年間という制約の中でやらしてもらっております。区画整理事業につきましても、それぞれの町で取り組んでおったことを今継続をさせてもらっているところでございますし、今後におきましても、新しいこういう国庫補助金に、次なものにつきましては地域のバランスも考えた中で整備をしていく必要があるということは認識しております。

今後の予算編成の考え方でございますけど、特に今ご指摘のとおり、住民とのパートナーシップを持ちながら予算編成をしていく中におきまして、今地域づくり整備、特に農林水産課で行っております事業等につきましては、各支所の配慮の中でそれぞれの予算をそれぞれの自治会が自由に使える、そういうものはやっておりますけど、基本的にはこういう事業も一般単独事業でございますので、大変予算的に限られるものがあるということは認識してほしいというふうに思っております。

基本的には、今後の予算編成の方向性といったしましては、地域審議会がございます、その前に私の考え方としては校区といいます、

さきも申し上げましたように小学校区ごとにそれぞれのまちづくり計画書というのをつくり、それに国庫補助金でするものはどういうものである、また一般財源を持っていくのはどれぐらいの予算の中でどういうふうにある、こういうことを進めていくには小学校区ごとにおきますまちづくり計画というのを、今後きっちと整備をしながら、それに基づきまして毎年度の予算編成の中におきます効果といいますか、そういうものをあらわしていくような方策をやっていきたいというふうに考えております。

以上で終わります。

#### ○11番（漆島政人君）

先ほど質問した答弁は、予算編成の件のアクションプランで事務事業の見直しによって4億円が計画されている、こういうふうなものについては答弁はないんですけど、このことについてお尋ねします。先ほど質問したことについて答弁をお願いいたします。

#### ○合併プロジェクト室長（有村芳文君）

事務事業の見直しでございますが、合併をする時点で約350事業ぐらいの事業が合併後におきまして、合併後3年以内に、また合併までに、それから合併後そういう時点で見直しをするというものがございました。

その中で、350件のうち約270件程度が見直しがされております。パーセントにしますと79%ぐらいですね。また、そのほか新市におきまして、18年度以降に廃止する事務事業というもので、件数で15件程度はもう廃止をするという方向で決定をしているものもございます。

そのほか18年度で制度改革を行うためには改正をするものとか、そういうものもございますので、ちょっと件数的にははっきりいたしておりませんけれども、そういう取り組みはいたしております。

以上です。

#### ○11番（漆島政人君）

私がお尋ねしたのは、アクションプランの中に事業見直しによって19年度は4億円の削減効果が反映される計画になっていますよね。投資的経費については8億5,000万円ですか、そのほかあと消耗品等6,500万円、トータルで計算をすれば約14億円が削減されて19年度に反映される予定になっているわけです。そのことを、この4億円の削減される中身についてお尋ねしているわけですよ。

どうも今聞いても具体的な回答は出てこないようですが、そこで、本来合併前に計画された財政計画どおり、少なくとも事業計画については進めていれば、こういう場で議論する必要もないわけです。そこで、平成17年、18年度に実施された建設事業や今後の事業計画を見ますと、明らかに合併前に策定された財政計画に合わないことは、だれが見ても一目瞭然です。

そこでお尋ねしますけど、市長は合併協議の会長であったわけです。したがって、財政計画を協議する段階で、これだけの事業計画が予定されていたことは承知されていたはずですが、事業計画の見直し等は提案はされなかつたのか、このことについてお尋ねいたします。

それともう1点、先ほどの私が質問したことに対して具体的な回答が出てこないということは、やはり削減根拠、こういうものがきちんとなされていない中で、ただ数字だけを計画されてアクションプランをつくられたのではないかなど、そういうふうな気がします。このことは行財政改革、また削減改革、こういったものに対して職員の方の意識づけが図られていないからではないかと思いますが、このことについて市長はどうお考えか、この2点についてお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

合併協議の中でそれぞれ論議をする中におきまして、特に単独事業、単独事業等につきましては今もそれぞれ見直しということをしております。特に福祉関係の中におきましても、高齢者の給食サービスを含めましてそれぞれいきいきデイサービスとか、これが交付税に、補助事業から単独になりました、そういうものの事業等につきましては、新たな一つの事業の見直しの中で削減ができるような方策はとらしてもらっております。

今、ご指摘ございましたとおり、アクションプランをつくる、また今の財政計画をつくる中におきまして、先般、3カ年の総合計画を策定をする中におきまして出てきたものにつきましても、その事業的な内容もいろいろと出てきておりましたから、ある程度の精査はやらしてもらってありますけど、まだ今から予算編成を含めた中におきましていろいろとこの事業の細かい部分の精査をやっていく必要があるというふうに考えております。

今、ご指摘のとおり、職員がまだその意識がそこまで、それぞれのアクションプランに沿ったそれぞれの考え方の中で意識がなかつたといえばそのとおりでございます。今後、そのような意識を踏まえた中で、財政計画とまた事業計画というのを見直しを図っていかなければならぬというふうに思っております。

#### ○11番（漆島政人君）

私は、合併協議の段階で公営住宅の建てかえ、まちづくり交付金事業ですね、運動施設等の、吹上の図書館、東市来の分については以前からの計画ですから途中での大型変更は難しいにしても、いずれにしても生きがいデイサービスと言われましたか、そういうレベルではなくて、こういった大きな大型公共事業を見直す提案はされなかったのかと、そういうことをお尋ねしているわけです。

そして、今後精査して、今後精査していく

んじやなくして、前の段階で見直していく、そういうことはなされなかつたのか、そういうのをお尋ねしたわけですが、でも私が言ったことに対する回答が、きちんとした回答が返つてこない。やっぱりそういった姿勢が、本当に合併によってどこまで財政の健全化を図ろうかとしておられた市長のお気持ちに疑いを感じます。そういった姿勢が今の職員の方の歳出削減に対する意識や意欲の低下を招いているのではないかなど、そういうふうな気がします。

いずれにしても、住民の方には財政を立て直すためにはどうしても合併が必要だと、そういうことをどこの町でも説明されたわけです。そして、財政数値まで示して合併合意を得たわけですので、少なくとも平成19年度の歳出予算規模は計画の数値まで圧縮してこなければ、住民の方に言いわけは立たないと思います。

そこで、次の質問ですけど、日置市の経常収支比率は平成17年度決算で96.6%と非常に高いです。したがって、経常経費の削減も重要な課題です。その中でも職員数を削減する分は、事業見直しをして確実に仕事量も減らしていくかないとバランスも——仕事量と職員のそのバランスも壊れていくのではないかと思います。

それより今、何よりも先にしなければならないのが、この肥大化している投資的経費を削減していくことだと思います。そこで、その一つの策として考えられるのが、継続事業、また国県補助事業、こういったものの事業規模や事業計画を見直し、そして振興計画の見直しは先送り、それに公共工事予定価格積算の徹底した見直し等も図っていくことも大事な策ではないかと思いますけど、こういったことは検討されたのか、お尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

特に国庫補助金を含めまして、5年間のそ

れぞれの計画ということに当たるというふうに思っております。その中におきます縮小を含めた計画をどうすべきなのか、ここあたりのこれは国県とのまたいろんな打ち合わせがございますので、今までのまちづくり、また、いろんな流れている事業費を含めたのはある程度の枠がかかっておりませんので、この変更というのは大変難しいというふうに考えております。

また、その積算単価を含めた中におきまことにつきましても、それぞれの原課の中におきまして最善の努力をしているというふうに考えております。

#### ○11番（漆島政人君）

振興計画にしても、今の財政状況から見て見直していかなければならぬ部分もあるのではないかなあと思います。そして、入札の予定価格についても、努力はしてると思う、市長はお話しされますけど、入札結果を見ればさきの地域インターネット事業にしてもそうですよ。入札結果、事業によっては予定価格とかなりかけ離れた数字のあるものも出てきているわけです。したがって、やっぱしこういうのも十分まだ見直していく必要があるのではないかと。

それと、これだけ財政が厳しい中で、また財政計画どおりやっていかない中で、補助事業の見直し、また継続事業の見直し、事業期間、これの延長ぐらいは当然検討していくべきではないかと思います。

次の質問ですけど、三位一体改革による国からの税源移譲や来年度から導入される新型交付税、これも国が意図とするところは地方への歳出削減です。それと、扶助費等についても権限移譲や法改正等によって、今後さらに上がっていくのではないかなど、そういうふうに感じます。したがって、平成19年度予算については最低でも230億円を割るところまで持てこななければ、後年度の財政計

画に必ず影響が出てくると思います。また来年度も似たようなことをやっていくんじやないかと、そういうふうに思うわけですけど、このことについて市長はどうお考えか、お尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

この財政計画の中で一番大事なのは、国庫補助金、また今私どもも起債の交付税の裏づけを含めた中で事業は進めさせてもらっています。一番問題は一般単独、単独事業をどう割り振つていけばいいのか、これ私は予算編成におきます一番大きな課題でございます。

特に、さきも申し上げましたとおり、今単独事業等で事業を行っているものは、国庫補助にどうのせかえてやっていけば、それだけ単独事業が少なくなってしまう。財政計画というのも大事、一番大事でございますけど、一般財源をいかにして使わないで、それぞれ投資的な事業の中で地域の活性化を図っていくのか、これが一番大きな策略だというふうに考えておりまして、ただ予算規模を圧縮するとか、基本的には単独の一般財源をどう運用していくのか、これが私は一番大事なことでございまして、予算規模だけを圧縮した中におきましても大変効果といいますか、財政的にいいとか、ここはちょっと難しいんじやないかなというふうに考えております。

#### ○11番（漆島政人君）

継続事業、国庫補助事業、いかにして、国庫補助事業を優先していく背景には、いかにして一般財源を出さないようにしていくか、そういうことは言われるわけですけど、でも、基本になる財政計画というものは基本になって、それに基づいてやっていってもらわないと、国庫補助事業でやっても合併した後は類似施設は整理統合していかなければならないと言いながら、国庫補助事業だから交付金があるからといって、運動施設等の整備をやっていけば、これは住民は認めるわけではないで

すよ。住民は認めませんよ。

それとか、公営住宅建設なんかにしても、身の丈に合った建てかえ、そういうものをしていかないと、絶対に、まず市長の言われるのはわかりますけど、一つの基準があって、それに基づいて住民も納得していく、そういった財政運営をしていかないと、住民は納得しない部分がありながら、ただ規模を縮小していくことだけ言われてもと、そういうことを——ちょっと整理がつきませんけど、そういうことだと思うんですよ。中身も、財政を縮小していくのも大事です、中身も大事です。でも、だからといって国庫補助事業を一般財源の持ち出しが少ないからとか、起債にしても交付税措置が多いからとか、それだけで決めていける問題じゃないんじゃないのかと、そういうふうに思います。

私もことしの8月、合併の先進地として脚光を浴びた、また全国の自治体から研修視察も殺到した丹波篠山市、あそこに合併した後の財政状況がどういうふうになっているのか行政視察に行ったわけですけど、そこで強く感じたのは、公共事業、箱物事業による莫大な借金です。

篠山市の場合は、あと2年で合併算定がえも終わるわけですよ。財政悪化もそこまでいくと、私自身は小手先の改革ではもう立て直ししていくのは難しいんじゃないか、そういうふうに感じました。篠山市にしろ、夕張市にしろ、どこのまちにしても自分たちのまちの適正な財政規模というのはどれくらいだちゅうのはわかっているわけですよ。でも、どうしてもそこの線に修正していくのが、私はこの政治の世界だろうと思います。そういうことがないように最後まで徹底して、削減数値まで示して計画も立てられたわけですので、その計画数値まではきちんと持っていくように検討していただきたいと思います。

次に、地域間における投資事業の配分の件

についてお尋ねいたします。

私は、ここに17年、18年度の地域別の投資的予算額が記された資料を持っています。少しご紹介したいと思います。

平成17年度につきましては、トータルで69億3,000万円、地域別に見ますと、東市来で26億6,000万円、伊集院で27億1,000万円、日吉で2億2,000万円、吹上で13億3,000万円、そして18年度になりますと、本庁分で35億6,000万円、東市来支所で10億6,000万円、日吉支所で2億8,000万円、吹上支所で6億6,000万円です。市長はこれを見て日置市全体で取り組む、例えば地域イントラネット、こういったものを外してでも地域間にかなりの違いがあるようです。この実態を市長はどう認識されるのか。また、投資的バランスはどうあるべきなのか、このことについてお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

合併した中におきましては、地域的なバランスというのは必要であると。投資的な今しておるのは未整備があった部分があったところについては、日置市としてとらえて今後整備をしていくべきなことであるというふうに思っております。

18年度の今額を話し申し上げましたけど、この予算の中におきましてまだ細かい精査というのがされていない部分もいっぱいここにございまして、ある程度の数字的なものはございますけども、本庁の方にそれぞれイントラネットだけでなく、ほかの部分もこの予算上の中に入ってる部分がございます。

そういうことを踏まえながら、さきも申し上げましたとおり、それぞれ17、18、19、20、今言ったように主なのは継続事業があったからこのような配分が今あるというふうに思っておりますので、今後いろいろと本継続事業が終わった時点におきまして、

いろいろと精査をしていかなければならぬと。さきも申し上げましたとおり、新旧いろいろなものを含めましたらそれぞれの事業の中で進めていかなければなりません。

特に日吉地域についても、私どもはこの予算は基本的にはこういう少ない中でござりますけど、今、日吉の場合につきましても畠かん県営、これは耕地事務所がしている主体的な事業がございます。それには分担金という形の中で大きな地域におきます投資効果もやっておりますので、ただ一概にこれだけで地域的なバランスというのがどうかと言われても、いろいろと判断しにくい部分がござりますけど、今後におきましては、この四、五年の間はバランスというのも考えながら進めいかなければならぬというふうに思っております。

#### ○11番（漆島政人君）

今度は、事業内容や優先順位について納得できないといいますか、理解できない部分もありますので。例えば、伊集院地域で実施されているまちづくり交付金事業、16年度から20年度までの5年間で46億円の投資事業です。幾ら交付金があるからといっても、このうちの27億8,000万円は一般財源の持ち出しと起債で賄われているわけです。

また、その事業の中には、先ほども申し上げましたとおり、伊集院ドーム建設を初め運動公園——大規模な運動公園整備に多額の経費が投じられています。

にもかかわらず、東市来でも今年度弓道場が整備され、さらに来年度から2カ年で8面のテニスコートが整備される計画です。類似施設は整理統合していくことが合併の基本政策であるにもかかわらず、現状は拡大方向にあるわけです。このような事業を、こういった実態を住民は絶対に理解しないと思います。

また、現在複数年度で実施されている伊集院、東市来の公営住宅の建てかえについても、

継続事業とはいえ、規模や金額的にかなり大きいです。日吉吹上でも公営住宅の建設は一番の要望事項であるにもかかわらず、合併前からの継続事業だからといって、この事業を優先していく考えは納得できません。伊集院にしても、合併の前の年から計画ですから、やはりこういうものも市長は精査する精査すると言われますけど、こういったものも事前に見直し精査をしていくべきだと思います。

それと、伊集院中学校の建てかえにつきましては、これは安全管理上必要だと思います。しかし、これも総額で15億円以上です。今後古い順に校舎を建てかえていくとなると、伊集院中学校の後は伊集院小学校です。その次は伊集院北小です。仮にこの流れが続くことを予測すれば、たとえ緊急性があるといつても同じ地域で続けて3つ校舎が建てかえていかれたら、やはり特別な公共事業としては見れないのではないかと、そういうふうに思います。

したがって、まちづくり交付金事業も区画整理事業も学校建設も、地域別に設けた予算枠に入れて、地域間のバランスをとっていくべきだと思いますけど、市長はどうお考えか、お尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘をいろいろとしておりますけど、その計画、合併前のいろんな計画というのを実施したのは16年ですけど、その前からの、四、5年前からの計画なんです。補助事業なんて簡単に一、二年で決定できるものじゃないんです。そこあたりを理解していただきたいという、合併前だったからということじゃなく、その前からの事業の精査の中で補助事業というのは決定されていきます。

今おっしゃいましたとおり、この学校建設、それぞれの言い分があるというふうには思っておりますけど、基本的にはどこの部分でも年度数じゃなく、学校建設は危険度の、耐久

の危険度のあるものから、地域を言っておったらこの学校建設はどうしても大変なことが起こるんじゃないか。その危険度の度合いの中で、度合いの強いのだったらどこの地域であっても私はしていくべきことであるという理論を持っております。

申し上げましたとおり、今まで見直しをできる部分の中はきっと見直しをしていかなきやならないと思っておりますけど、今まである部分は継続の中でやらなきやならない。基本的にさきも申し上げましたとおり、その分について財政的な裏づけがあるものをきっとやらなきやならないというふうに考えております。

また、さきもありましたとおり、まちづくり交付金を含めたいろんな問題につきましても、修繕とか、また今までの単独事業でできたものがそういうものでできたと。それぞれ言わせればそれぞれの地域の中で以前にそういう計画を、補助事業等含めた中できちつとした計画書を合併の前まで補助金をつけたものを持ってきておれば、私はそういうこともなかったのかなというふうに思っておりますので、今後新しい市になりましたので、今後におきましては補助事業もそれぞれの地域を勘案した中でやっていくというふうな考え方を持っております。

### ○11番（漆島政人君）

合併前からの継続事業だから、計画が以前からの計画だからと市長は言われますけど、それであつたら合併前に計画された財政計画もきちんと同じように守っていくべきではないですか。それと、行政経営の基本はいろんな補助事業を取り入れていく、そういうことも大事ですけど、住民の行政圏が拡大すればするほど、住民全体の相互理解というものが一番大事なことではないかと思います。

市長は、選挙期間中に吹上地域で周辺部の発展がなしに日置市の発展はないと、こうい

う趣旨のことを私はお話しされたのを記憶していますけど、これは選挙対策だけじゃなくて、基本的な論理だと思います。今後、市長が言わされたこういったことをぜひ頭の中に入れて、今後の公共事業を進めていただきたいと思います。

次に、住民との協働による予算編成についてお尋ねいたします。

私は先ほどご提案申し上げました地域独自で使える予算枠を設けることによって、幾つかの効果が得られると思います。

例えば、限られた予算を地域のためにどう効率よく生かしていくか、住民が考えることによって財政の理解が得られる。それと、まちづくりに対する住民の意識改革にもつながっていくと思います。それと、日置市全体の中には、声を出せない地区もあるわけです。言いたくても言えない、そういった細かい要望にもこたえていくことによって、周辺部対策にもなっていくと思います。

それと、地域ごとに支出していた細かい補助事業や補助金、これも今後どう整理統合していくのか難しい問題です。こういうことについては、全体枠を設けて、それをこれだけに削減していくんだということで、その分を地域にずっとおろしていけばいいのじゃないかと。中身の使い方、予算分けについては地域住民で考えていただければ、この事業に取り入れて考えていけばいいのではないかと。そうすることによって事務事業の整理もやりやすいし、削減改革もやりやすいと思います。

したがって、住民が行政経営に加わり、知恵と汗を流していくシステムづくりこそが、結果的に住民との協働経営の基盤づくりにつながっていくのではないかと思いますけど、このことについてどうお考えか、お尋ねいたします。

### ○市長（宮路高光君）

その地域づくりも2つ私はあると思います。

集落ごとの地域づくり、またそれぞれの生産者団体、各種団体、そういうものの枠組みというのも出てくるのかなというふうに思っておりまます。今議員がおっしゃるのは恐らく地域的なまちづくりを含めた予算配分というのが主なのかなと思っておりますけど、このことにつきましては、基本的には一般財源の持ち出しだけの配分でなければならないというふうに思っておりますけど、まちづくりというのはそういう小さい部分をやりながら、さきも申し上げましたとおり、大きな公共事業というのも国県を持ってこなければ進まないというふうに思っております。

この地域的な配分をする前に、きっちりとしたまちづくり計画書といいますか、吹上の方におきましては校区ごとにあられたというふうに思っておりますけど、全市の中におきまして、まちづくり計画を私は大事なことじゃないかなと。そういう計画に基づきましてどれだけの、どういう一般財源の予算が必要なのか、そういうものがなければ、ただ予算だけをぼんとやった中では大変難しい部分があるのかなと思っておりますので、今後まちづくり計画というのを策定できるような方向の中で進んでいきたいというふうに思っております。

#### ○11番（漆島政人君）

合併をして1年7カ月ですか、なかなか自分たちの地域が今後どうなっていくのか、なかなか見えてこない状況です。こういった中で学校区ごとにまちづくり計画を立ててやっていくと。そういうお考えがあるんだったら、そういうことを地域に託していけばいいじゃないかと。支所があるわけですから、支所機能をそういうところで生かしていくべきではないかと。今後は行政圏が拡大したわけですので、地域にどれだけいろんなものをお願いして、そこを信頼してお願いして地域独自の考え方でやっていくか、そういったシス

テムづくりがこれから日置市の生き残り策の一つだと思います。

また、職員数もかなりの人数を削減していくわけで、その分は住民がかわって仕事をやっていくようなシステムもつくっていくべきだと思います。

それともう一つ、日置市が作成した行革大綱の中に、市長もご承知のとおり、地域協働の推進という項目があります。この中に地域におけるさまざまな課題、例えば地域振興、環境問題、福祉等、これに対して、こういったものに対して、住民が積極的に参加できる仕組みづくりを構築していくことが重要であるということが記されているわけですよ。私はこういうのは支所を中心こういったものをやっていけばいいんじゃないかと。そういうことをやっていくためには、支所に財源と権限をおろしていく、そういう考え方があつた住民自治、そういったものの基本に基づいたまちづくりになっていくんじゃないかと思いますけど、このことについてどうお考えか、お尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今の仕組みの中でも18年度の予算につきましても、それぞれ支所の方の予算の取り扱いというのは支所にお任せしております。それぞれの予算は一本の中ではありますけど、地域に使えるお金はこれだけというのは、みんな担当の分はわかっておりますので、その中ですぐ私は地域支所の中でも財源の使い方というのは今もしているというふうに考えております。

また、決裁の中で大きな分は本所の中で来ますけど、一時的にすぐ緊急にしなきやならないというのは、今でも予算の執行というのはしておりますというふうに思っております。

お話をとおり、支所を中心としてそれぞれの校区のまちづくりを含め、また今言いましたように、地域づくりの計画の中でも支所が

できる範囲というのはまた今後いろいろと枠を決めていかなければならないのかなというふうには思っております。

○11番（漆島政人君）

現在も地域に予算は出していると、その執行についても地域でしてもらってるんだけど、そういうことですけど、まず、そのとらえ方、考え方、その辺が今現在なされているのは、地域づくり整備事業だけだと思うんですよね。その中で予算も、その年によって違うし、また地域によっても違ってるんじゃないかなと。そういう状況じゃなくして、最初から制度化して、これだけの自由裁量で使える予算があるんですよちゅう、そういったものが制度化されれば、住民の考え方、また支所の取り組み、そういったものも全然違うと思うんですよ。

そして、地域づくり事業だけじゃなくして、地域独自の政策も新たに知恵を出されていくんじゃないかなと。隣のまちに、隣の地域にならぬものがこっちの地域には事業があつてもいいんじゃないかなと、私はそう思う。

そして、合併によってなくなつた政策が小さなものであれば、またあり方を変えて復活してもいいんじゃないかなと。そういった地域の活性化につながるようなことは、予算枠をもう毎年決まった形で制度化して、それについて地域で検討していく、そういう具体的な取り組みが私は、そういった具体的な取り組みを、そういった形を制度化することが、住民の方も合併はしたけど、自分たちにはこれだけの予算があるんだ、その中でどれだけどうやって生かしていくか、常に考えていくと思います。

でも、今の現況ではなかなかどれだけの地域で使えるお金が入ってくるのか、どうなのか。行政と住民との接点する機会も少ないと思います。これからはいかにして、職員もですけど、住民がまちづくりのために汗を流し

て、自分たちが意欲を持って汗を流していくシステムをつくっていくか、これが一番の課題だと思いますけど、このことを最後にお尋ねいたしまして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

そのとおり地域の皆様方が知恵と汗を出しながら、行政のそれぞれ参加していただく、この仕組みというのは大事なことであるというふうに考えております。その中におきまして、今現在におきましても、それぞれ福祉にいたしましても、土木にいたしましてもそれぞれの18年度につきましては、旧町におきます仕組みというのが残っております。それぞれその地域でそれぞれの活動ができやすい方策に私はなっているというふうには思っております。

今おっしゃいましたとおり、仕組みづくりということで基本的には一般財源の中で単独で使えるお金をどういうふうにしてやっていくのか、均一にそういう部分を頭打ちの中で配分していいのかどうか、そこあたりの部分を今後検討しなきゃならない。さきも申し上げたように、地域には地域のそれぞれの考え方のまちづくり計画というのがあるのというふうに思っておりますので、そういうものをひとつ基礎に置いていかなければ、ただ枠だけお金がこれだけありますから何でも使いなさいという形じやまたいろんなまた問題点も出てくるのかなと思っております。そこあたりの見解が議員と少し若干違う部分がございますけど、そこあたりの部分も今後いろんな課題としてはとらえていきたいというふうには思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時といたします。

午前11時57分休憩

---

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、22番、重水富夫君の質問を許可します。

[22番重水富夫君登壇]

○22番（重水富夫君）

昼食にご飯をたくさん食べましたので、元気が出ております。この元気を持続して質問にまいりたいと思います。

私は、今回、市長に3問、教育長に1問の質問をいたします。

まず1問目、建設業についてであります。

バブルがはじけ、経済不況が長く続き、この不況が立ち直らないまま、国による三位一体の改革、市町村合併、税源移譲など政策はよいように聞こえますが、国による交付税、補助金などは削減され、実際は地方いじめの何物でもありません。今話題になっています、道路特定財源を一般財源化しようということなど、とんでもない話であります。

実際には来年度より幾らかそうなりそうであります、国はおおむね道路整備は終わつたような話をしますが、私どもの地方の道路は、未改良のところがたくさん残っています。私たち車を使う者たちが負担している重量税やガソリンの税金は、道路整備に使うからこそ税金を払っているわけです。これを一般財源化することなど、許せることではありません。

そういう財源、予算がたくさんつくようにしてもらいたい建設業の話であります。

①私は日置市が合併して、旧4町の業者を比較したとき、業者の格付、ランクづけが、以前からおかしいと言ってきました。一般質問でも行いました。

そこで、日置市建設工事入札参加資格審査要綱に沿って、本年7月入札分から市で統一した格付による入札を実施したと執行部から聞きました。ひとまず安心はいたしました。

確かに土木、建築、舗装工事業に関しては格付が改善され、適正な入札が執行されているものと理解いたします。しかしながら、電気工事業、水道施設工事業、管工事業には、県には格付があると聞きますが、本市にはないようになります。なぜ設けていないか、その理由を伺います。

②であります。現在市内発注の土木、建築、舗装工事などは特殊な工事を除き、市内の登録業者が受注しているようで、よいことだと思います。また、市長も市が購入する物品などについても、できる限り市内業者を利用すると言われていますので、そのようにされていると思っております。

最近、業者の方々からの話で、我々電気、水道、管工事に関しては、本市以外の鹿児島市などへの業者の発注が多い、我々などへは余り回ってこない、このような話をよく聞きます。これは比較的規模が小さい業者が多いせいかもしれません。

そこで、この工事に関する事業で、本市内の業者と本市外の業者の受注の割合をお示しください。

次に、この業者を育成する意味から、皆さんと、本市発注の工事のほとんどが受注できるような手立てが必要だと思いますが、市長の考えを伺います。

2問目の地産地消についてであります。

①であります。今や農産物の直売所はやりであります。どこに行ってもないところはないぐらいございます。これが悪いというわけではありません。私も早い時期から、無人販売所、そして県、国が「地産地消」を提唱する前から、農産物直売所づくりに取り組んできた経緯がございます。その中で1つだけ町時代にできなかったことがございます。今本市で各地域にせめて1ヵ所ずつでもモデル的な施設ができたらいいなと思っております。

今農業専従者には、国、県、市によるいろ

いろいろ補助事業がございます。市単独事業として、18年度より小規模ビニールハウス施設事業がございますが、現在までの取り組みの状況をお示しください。市の財政も苦しい中、負担になる事業よりも、国による補助の大きい活動火山地域防災営農対策事業による展開はできないものか、伺います。

3問目、学校給食についてであります。

①米飯による給食を現在の週3回から週4回に引き上げられないかであります。私がぜひやつていただきたいことは、現在週3回の米飯給食を、本当は5回の完全給食と申し上げたいところであります。現在の子供たちは国際交流の時代ということで、食事もいろいろな外国の食事など食べてみないような外国の料理もあると聞きました。そこで、1回だけは譲るとしても、せめて4回の米飯給食はできないか、伺います。

次に、②学校給食用米の地元産米をもっとふやせないかであります。この件につきましては、昨年の6月議会で一般質問を行いました。その後、早速取り組まれ、各学校現場での評判はよかったです。今年度の取り組みを伺います。

次に、給食にかかる食材（肉、魚介類、卵、芋野菜、果実）など、現在市内の業者から購入の割合は幾らであるか、伺います。また、今後購入の方針、考えを伺います。

次に、④給食費未納者対策であります。県税、市税、国保税、公営住宅などの家賃など、公に関する納付金の滞納が増加の傾向にあり、給食費についても例外ではありません。地域により、各学校により大分差があります。教育長の考えを伺います。

次に4問目、最後であります。電源三法について市長に伺います。

国は電源立地をサポートするため、発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るために、電源三法を設けました。1つに電源開発促進法、

2つ目に電源開発促進対策特別会計法、3つ目が発電用施設周辺地域整備法であり、市長もよくご承知のことであると思います。

この3番目の中で、電源立地地域対策交付金の中に、原子力発電施設等周辺地域交付金があります。この交付金をもらえる権利があると思います。ただ簡単には、国、県も応じない、法でいろいろな縛りがありますが、粘り強く要求をしていく必要があると思いますが、市長の考えを伺って、1回目の質問いたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の市内建設業者についてということでございます。

その中の1の中で、本市における建設工事の発注に当たっては、対象事業者数や発注件数の多い、土木、建築、舗装の3種類について業者の格付けを行い、施工能力に応じた発注や中小企業者の育成を図っているところでございます。

電気、水道、管工事など格付3業種以外の業者につきましては、発注件数が少ないとやや発注規模が小さい案件が多いことなどを考慮して、競争性や受注機会の確保を図る観点から業者の格付けを行わず、発注案件の工事内容と登録業者の施工実績、施工能力等を勘案し、個々の工事ごとに指名業者を選定しているところであります。

指名業者の選定に当たりましては、今後とも、競争性・透明性の一層の向上に努めますとともに、格付けの方につきましては、今後の発注件数や発注規模を見きわめながら検討してまいりたいと考えております。

2番目でございますけど、市内業者の発注状況につきましては、現在の格付け指名の運用を始めました7月から11月までの執行状況で申し上げますと、電気工事で8件中5件、管工事で15件中14件、水道施設工事で

19件すべてと、市内業者になっております。

建設工事の発注に当たりましては、市内業者への優先的発注に十分配慮しまして、大型工事につきましては可能な限り分離・分割発注を行うなど、市内業者の育成や受注機会の確保に努めているところであります。今後とも、こうした施策を通じまして、市内業者の経営安定に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

2番目の地産地消についてでございますけど、現在、市内直売所等におきましては、各施設相当量の野菜が出荷され、鹿児島市などを含む消費者から魅力の一つとして地域活性化につながっている状況にあります。

ご指摘の降灰事業を活用しての団体等の育成でありますが、この事業につきましては、基本的に認定農業者を主体とした上で、対象者の年齢についても65歳以下の農家であること、また、日置市内における振興作物としての重点品目になっていることが必要とされております。

このため、降灰対策事業につきましては、ある程度規模の大きい農家を対象としているために、直売所等における出荷のための生きがい対策等とは趣旨が異なりますので、現在のところにおいては、若干課題が残っているところでございます。

3番目は教育長でございます。

4番目の電源三法交付金でございますけど、現在の薩摩川内の原子力発電所の対象となっている「電源立地地域対策交付金」の算定については、施設建設時の市町村が対象のため、日置市になっては対象にならないということです。今後、3号機の増設が決まった場合は、制度上は該当するとの考えでありますので、機会を見て要望もさせていただきたいと思っております。

以上で終わります。

[教育長田代宗夫君登壇]

## ○教育長（田代宗夫君）

米飯給食を週3回から4回に引き上げられないかということですが、米飯給食は現在、週3回実施をいたしております。県内の状況を見ますと、90%が週3回の実施をしております。米産地等では、新米のとれる時期などに週4回を実施しているところもあるようでございます。本市といたしましては、米飯にしますと献立が限定されること、それから、米飯はパンよりも割高になるために保護者負担増のおそれがあること、また、パン好きな児童生徒への配慮などを考慮しますと、現在の週3回が適当ではないかと考えております。

2つ目の給食用の米をもっとふやせないと、地元産をということですが、給食用米の地元産米の活用につきましては、各地域とも他の食材と同様に地元で対応できるものは地元から調達をいたしております。

伊集院給食センターでは、11月から3月まで月2回、飯牟礼地区むらづくり委員会より供給してもらい、生産者の方々との交流も行っています。東市来給食センターでは、11月から2月まで月3回、こけけ特産品販売組合より、また吹上の給食ブロック調理場では、年間を通じて週1回、アグリサポート吹上より供給を受けております。

3番目の食材についてですが、食材等の市内業者からの調達の割合は、仕入れ金額で伊集院地域が約5%程度、東市来が約32%程度、日吉が約35%程度、吹上25%程度というところでございます。今後の方針といたしましては、地元産米の活用と同じように、地元業者の供給体制が整えば可能な限り進めていきたいと考えております。

4番目に、給食費の未納問題についてですけれども、全国的にも大きな社会問題となっております。日置市の状況は、伊集院がふえる傾向にあります。東市来は横ばい、日吉、吹上は一部にあるようです。

このようなことから、伊集院地域におきましては、以前に各学校で徴収する体制のときは未納者も少なかった実績を踏まえ、また、ことし6月の給食運営委員会で抜本的な取り組みを望む声があり、校長、PTA会長の方々との検討の結果、19年1月——来月よりですが、校長が中心になって徴収することとし、学校ごとに徴収する方法に改めるために、現在取り組みを進めているところでございます。

東市来地域では、未納者への訪問徴収など納付の特例を行うとともに、今後新規未納者が発生しないように学校、PTAとも連携をとりながら未納対策に進めてまいりたいと考えております。

#### ○22番（重水富夫君）

ただいま答弁をいただきましたが、順を追って2回目以降の質問にさせていただきます。

まず、電気、水道、管工事のランクづけはするのかしないのかということがはっきり主張がなかつたと思いますが、理由として件数が少ないので、規模が小さいということと言われて、登録業者による実績をもとに指名しているというような答弁だったと思うわけですが、透明性、競争性は考えての入札だということで当然のことだと思うわけですが、先ほど業者の受注できる手だけはどうかということで項目は一緒に行きたいと思いますが、私が聞いた範囲では、ほとんど仕事がないと、ないというより来ないということですね。

そういうことで何とかならないもんどうかということをよく聞いたわけですが、先ほど受注を市内が8件のうちに電気は5件、あるいは管は15件の14件、水道は全部と言わされましたけども、私は市単独の事業ではこういうことだろうかなと思っていますが、業者によりますと、県の工事ですね、例えば、そういったあたりも含めて注文があったのか

あと思いますけども、ちょっと市長、聞きます。市営住宅、公営住宅、あの水道施設はこれに入っているんですか、入っていないんですか。

#### ○財政管財課長（福田秀一君）

それも含まれております。

#### ○22番（重水富夫君）

私も確認はしてないんですが、そういった配管には余り市内がとれないと、鹿児島から来ているということで聞いているわけでありますし、そういう事業をもうちょっと取り入れたらなあということですが、今東市来、伊集院、2つ、3つ建てかえがありましたね。これは全部地元の業者でしたか。

#### ○財政管財課長（福田秀一君）

紙屋敷公営住宅のC棟の1工区が市外の業者でございます。あとは市内の業者がとっております。

#### ○22番（重水富夫君）

19件のうち全部と言われましたので、そうかなと思いましたが、そこが違っていたにもするようですが、今後、できるだけ市長は積極的に地元の業者を育成する意味からそのような形をとっていくと、先ほど言われましたので、今後そうしたいただけばいいんですが、市長、この辺は先ほどの答弁とちょっと食い違いもあるようですが、市長の考えは。

#### ○市長（宮路高光君）

それぞれの工事におきまして、地元がとするにはそれぞれの業者の能力ですか、規模ですか、それぞれ県におきます格付はきっとされておりますので、私どもは県の格付の準じて金額に応じてそれぞれ格付をするわけでございますけど、仕事の内容としては分割・分離をしたり、また地元の業者がとれる能力のそういう仕事はつくっていくべきであるというふうに考えております。

#### ○財政管財課長（福田秀一君）

今、1件市外と申し上げましたのは、これは管工事の方でございまして、水道施設の方はもうすべて市内業者、先ほど市長が答弁したとおりでございます。

○22番（重水富夫君）

はい、わかりました。

次に、2番目に行きます。先ほど市長の答弁では、降灰事業ではちょっと無理じゃないかというような答弁だったですが、私もそれでなかなかうまくいかずに今まで来たという経緯がございます。

ことしから、18年度から小規模のビニールハウスの施設を1アールぐらいですか、50%補助で各地域につくろうということで計画され、もう実施の段階に入ってると思うんですが、この進捗の状況はわかりますか。

○市長（宮路高光君）

小規模ビニールハウス設置事業ということでございまして、特に内容的には50%以内の補助ということで、降灰事業は65歳以下ということでございますけど、基本的には65歳以上の高齢者の皆様方も小さなハウスをつくって、野菜をつくっていただき、直売所に持つていってほしいという、そういう趣旨でございまして、3人以上のグループというふうにこちらの方はお願いしていることでございまして、実施状況については農林水産課長の方にどこのところ上がっているか、答弁させます。

○農林水産課長（熊野一秋君）

ただいまの小規模ビニールハウス設置事業の件ですけども、各直売所、8つの直売所あるいは物産館があるわけですけども、そこで生産者の農家の皆さんに周知をいたしたところでございます。

そうした中で、11月末で締め切ったわけですけども、各地域3棟の1アール、ハウスを3棟、その4地域分で12棟分ですが、すべて申し込みで埋まってるというような状

況でございます。

以上です。

○22番（重水富夫君）

これは新規の事業ということで大変いい事業だと思うんですが、先ほど市長、65歳以上の人と言わましたが、私はここを農業の全体から考えたときに、兼業農家がいなかつたら農地が荒廃していく、これはもうご承知のとおりでございます。兼業農家があるからこそ農地が守られている。

そういう関係から、私が申し上げたいのは、65歳以上、普通定年退職者と申しますか、そういう方、そしてまた比較的若い——これが若い人ですね、家庭の主婦、仕事に行きたくても時間的な制約で行けない、ちょっとは時間がある、まあ農家の主婦といいましょうか、そういう方、それと体のすぐれない方、ちょっと就職はできない、ちょっとの作業はできると、そういう方が、市長がいい言葉で言われましたが、生きがい対策の事業と言われましたけども、もう少しこういうふうに拡大して、そういう人たちに雇用の場を与える、自分たちが参加できる場を与えるという意味でできないか。ただ、65歳以上と言われましたが、それはできないかということをちょっと聞きます。

○市長（宮路高光君）

18年度から始めてみまして、今農林課長の方から話ございましたとおり、それぞれの地域におきましてみんな申し込みがあったということでございます。予算も限られた予算の中におきまして実施をする事業でございますので、そういう方がまだいなかつたらそういうチャンスも与えていかなければならぬのかなというふうには思っておりますので、年齢を含めたこの部分につきましては、また今後検討をさしていただきたいというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

これはぜひ検討をしていただきたいと思います。市の事業ですから、すぐ変えられるということはできると思いますので、検討をぜひやっていただきたい。できたら降灰対策事業で、国の補助の大きいやつでそういうふうにカバーできるような団地をつくっていただくということが私の目的ですけども、なかなか簡単にはいかないようあります。いいタイミングで市の単独ということでされておりますが、これをそのまま発展させていただいたら大変ありがたいと思います。

次に3問目、学校給食であります。

これを週3回から4回できないかということで、教育長答弁いただきました。今県の平均が3.19回ということを聞きました。県平均ですね。それで、3回はほとんどやっている。4回しているところもちよこっとある。5回やっているところが甑、種子・屋久、大島、離島ですね、それと佐多、ここは5回完全給食だそうです。で、三島と十島はパンも食べたいという子供がいるから島で焼いてるんだそうで、給食ですね、そういうことがあるようあります。

それと、もう①②まで続けて一緒に行きますがけれども、先ほど答弁の中で地元産の食材、これを大まかに5%、32%、35%、25%各地域言わされましたけども、私が質問していた肉、魚介類、卵、芋、果実、そういうのが出ませんでした、まあ出なかったから仕方ないんですが、そこはどうだったでしょうか。

#### ○教育総務課長（山之内修君）

地元業者の方も含めてという意味になりますかね。この状況につきましては、伊集院地域についてはこれが豆腐とかみそ、それと油、こういった限られた品物になるようございます。一部青果の方が入っておりますが、ほとんどが市外の方という割合のようです。

それからあと、ほかの東市来、それと日吉、吹上につきましては、ほとんど地元でとれる

野菜なり、それから業者の方が仕入れられる調味料とか、そういう関係についてはもう、ほかの3地域については地元の業者の方を利用されているようでございます。それ以外、調達できない部分等については、主に学校給食会の方にお願いしているという状況です。

以上でございます。

#### ○22番（重水富夫君）

大体野菜はわかったんですが、私は肉、魚介類ですね、これが金額も大分大きいと思います。以前東市来は地元の業者から大分とつておりましたけど、今ちょっと課長の方からはそれがなかったですが、肉、魚介類についてはわかりますか。

#### ○教育総務課長（山之内修君）

肉とかちょっと具体的にここに数字は持ってきておりませんが、肉、魚介類については地元のお店で取り扱われる分については東市来も地元からとっていると思っております。

#### ○22番（重水富夫君）

伊集院はどうですか。

#### ○教育総務課長（山之内修君）

伊集院はほとんどもう学校給食会なり、あと市内、それから串木野、魚介類関係、伊集院地域ですね、伊集院地域についてはもう割合も少ない——金額的にも割合が少ないわけですが、ほとんどがもう市外の業者の方にお願いしているという状況です。

#### ○22番（重水富夫君）

私は伊集院を中心に申したかったんです。東市来は私も2年前までは給食運営委員会でしたので、大体わかっております。ほとんど地元の業者からとるようにということで、給食会の方ではまとめてとっていた経緯があるんです。これが給食会からとったが安いということじゃないんです。同じ単価に合わせてくれると、合わせなさいということで業者にお願いし、やっていたんですが、今後、こういうのをもうちょっと地元からとれというこ

となんですよ、公共事業もでしたけども。何もかんも給食会を立てる必要はないんですよ。地元の業者をして、あるものは地元から買って、ないものはしようがないとしても、例えば冷食ですね、冷凍食品、これなんかはもう仕方がないとしても、肉なんか、魚も伊集院はありませんが、東市来、吹上、日吉には漁業関係もあるし、そういう関係もあります。ぜひできるだけそういうことをしたい、してもらいたい、そういう質問だったんですが、私がなぜ項目をしたかというと、何がどうなされているかを知りたかったからやったわけです。その辺を今後どうされるか、答弁願います。

#### ○教育総務課長（山之内修君）

伊集院地域内につきましても、今伊集院地域内の業者の方々を入れて青果物資等についても入札をしておりますが、実際のところがなかなか2,700食ということで、大量にさばかなければならぬと。それから同じ、野菜とか限られた時間内で調理するという制約等もございまして、同一規格品をなかなかそろえられないといったよう事情等がございまして、業者さんの方から断られた経緯もあるようでございます。

ですから、今議員のおっしゃるように伊集院地域内だけでなく、ほかの吹上なり東市来なり、そういう地場産のものでも対応できるというものがあれば、地域を超えて調達することが可能であれば、その辺はまたそれぞれの関係機関の方々と検討していくきたいと考えております。

#### ○22番（重水富夫君）

今答えが返ってきましたけど、地域から私は買えとは言ってないんですよ。市内から買ってもらえば地域と——地域って同じ市内ですね、地産地消と言えばここじゃないかと、県で言えば県内産、市で言えば市内産でいいと思うんですね。だから、伊集院にもし業者

が断つたら、そのほかの地域で、例えば数が、形がそろえないといいますけども、肉なんかそろえないことないんですよ。魚についても、大体そろえられる。ただ野菜については難しいです。2,700食、大変難しいと思います。これは私も理解できますが、今後はぜひそうしていただきたい。

ちょっと時間がありますので、米について私の考えっていうか、米の流れ、教育長はどう思われるか聞いてください。

我々人間は、毎日食べるわけですが、日本人は米が主食であります。この米が消費が大体昔の半分になっているということあります。昭和37年がピークであります。118.3キロ、1人食べていたんです。平成11年には65.1キロ、これは大体その以前の半分の消費しかしなくなつたと、食べなくなつたということあります。

この理由として考えられることは、戦後の食糧難のころ、ご飯も余り回らなかつたんですが、だんだん食糧事情がよくなりまして、37年がピークといいますと、米はどこにでもあるというような時期に達したということあります。私もこれは記憶でしかありませんが、たしか昭和35、6年だったと思います。そのころは休耕田といいまして、米が余つたから植えるなということで、米を植えなければ金をくれる、いう時代がありました。

これは、植えんで金をくれたということで、後々の政策で非常に失敗だったんです。これが荒れてしまったわけですね。学者の方々がそう皆さんおっしゃっています。これは食糧政策、農業政策が国の選択が間違っていたということを指摘されております。現在もずっと米を食べていれば、日本人がみんな食べていたら、米は全国の水田で全部つくつても転作をせんでも国内でちょうどよかつた消費になるということになっております。

これは戦後学校給食になぜ私が言及するか

といいますと、昭和30年代の後半だったと思いますが、一部給食から完全給食になったのがそのころであります。我々のころは牛乳だけの給食でありまして、アメリカの支給でありまして脱脂粉乳、今でいう家畜の飼料、あれを飲ませて大きくなつたわけです。

それから、完全給食になりましてちょうどその当時が米の消費がどんどん減ってきております。ちょうどそのころです。20年間で40キロ減ったということです。この原因は何かというと、学校給食だということを言われております。ちょうど私どもそういう時代を過ぎて、今親たちであります。パン給食にならされてきたから、パンをどんどん食べるようになったということであります。なぜ食べるかというと、簡単だから食べる。今子供たちが朝飯をちゃんと炊いてもらって、食べてくる子供がどんどん減ってきていると言われております。今都会の学校では、朝の給食ちゅうのもある学校があるんだそうですよ。私もびっくりしました。正式な調査ではないですけども、相当量の方々がパンの朝食で済ましておるということであります。

それが悪いということでは言いませんけど、いいかもしませんが、簡単だということだけでやっているということに私は一つ問題があるんじゃないかなと。まず、敗戦国の日本に何をマッカーサーが売ろうとしたかというと、小麦を売ろうとしたんです。これはアメリカの小麦が余っていたわけなんです。余っていた小麦を売るがための手段だった。当時は日本は食糧事情が悪くて、みんな体が小さかったんです。アメリカ人は体格がよかった。だから、日本人がパンを食わんでもふとならんたつということで、アメリカがやられたんです。そして、パンはナウいということで、日本人はほとんどパンを食べ出したんです。これは本当の話なんですよ。

ところが、今になってみると、ここから

大事です。人間が食べるのに一番ナウい食事は、主食は米なんだそうです。たんぱく源は海からを中心とした魚、海藻類ですね、これをとっているのが今一番いいとアメリカ人がそう言っているんですから、だから政策で負けたなあと私は思うわけです。

この負けたのはちゃんと取り返さなくちゃなりません。だから私はパンもいいんですが、ご飯を食べなさいと、ただ米をつくっているから、余っているから、安いから、売りたいために言ってるわけじゃありません。これは国の農業政策、食糧政策が間違っていたということになると思いますが、それで昭和40何年からはずっと20年間、わずか10キロ減ということで、ずっと推移している。そういうのが米事情であります。

私が申したいのは、今子供たちがパンがいいと、ちょっとここを、私が市内を全部できませんでした、15校調べてみました。その中で先生方はもう9割以上、皆さんご飯がよかんどと、9割以上言いよりました。小学校が大体7割から8割じゃないかなとみたんです、いい方が、米が。低学年に行けば、パンパンとほとんど言います。低学年はパンがいいのかなあと僕は思っているんですが、中学校に聞いたら、ほとんど男子生徒はもう全員に近いです、ご飯がよかどっち、おじさんち、言うんです。部活動をしている子供なんか、もう本当に腹が減って飯の方がよかどと言います。女子生徒は、半数ぐらいですかね、やっぱおじさんパンがよかつていう子がいます。これは女子になるとダイエットちゅう考えてのことでしょうかね、そういうことです。

で、米が本当に与えるべきものであれば与えたらいいんじゃないかなと思う。子供たちはそういうふうに我々の子供のころから飼いならされてきて、今は親が難儀をせんように朝、おい、もうパンで、牛乳でよかどがということで出しているんです。そこをカバーする意

味にも、昼にちゃんとご飯を食べさせるべきじゃないかということで、私は教育長、言つてゐるんです。ひとつ教育長、今言ったことを考え、今後また教育長の考えをひとつ聞きたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

日本にとって米というものは大変大事な第1次産業の産物であるということを私もよくわかつております。当初学校給食が始まりましたが、パンから入つてまいりました。で、国の政策として補助金を出して、米には補助金を出して学校給食で子供たちに米の味を教えて食べるようになって1回、2回、3回というふうにやってきました。現在ではもう国の補助も米の補助は全部なくなりまして、現在に至っているわけです。

で、22番議員がおっしゃいますことも大変よくわかります。ただ、これから子供たちを考えた場合に、食環境というんでどうか、先ほど議員の方もおっしゃいましたけれども、外国とのつき合いというふうことでおっしゃいましたが、食環境を多様化していくということを今からの子供たちにとっては大事だと。本来なら米ばかり食べさせればいいかもしませんけど、そうじゃなくて、やっぱり米も食べなきやいけないし、パンも食べなきやいけないです。

ところが、そういう子供たちに食の環境を豊富な環境を与えてやるのも、食育のこれは大事なことの一つだと思います。もう一つは、パンとご飯の栄養価を、バランスを比べてみると、パンの方が、小麦の方が栄養価はずっとバランスもとれています。ですから、ご飯と副食のおかずとをあわせて子供は全体の栄養価を決めるんですけれども、ご飯の場合にはご飯の量を多目にして、食事の方も多目にしないと同じような栄養価が保てないという問題点もあります。

そうしますと、今度はパンになりますと、

値段のこともさっき言いましたが、値段もですが、副食の方を米よりもそんなに考えないでもあわせてある程度の栄養価が満足できるということもあります。

したがって、米飯の給食をしますと、もうこれはしつけの問題とも絡むと思うんですけれども、量がそれだけある程度多くなってまいりますので、残食の方もパンよりも1.5倍ふえてくるというようなのも一つあります。それから、ご飯のときの副食は1回あればいいんでしょうけれども、ご飯、主食と副食の組み合わせというのがパンの場合は、例えば、めん類と組み合わせたりとかいろんなものが非常に組み合わせがしやすいとか、いろんな問題が絡んでまいります。おっしゃることも大変よくわかりますけれども、今後子供たちの嗜好等の調査等も十分しながら、今の問題も絡めながら研究していきたいと思っております。

○22番（重水富夫君）

教育長の答弁ほとんどの教育長がそう言われます。私はこれ以上のことを言いたくはないんですが、小麦粉の方が強化小麦でいろいろ栄養があるということは知っています。だったら、副食でカバーすることは、副食が面倒だから言われるんじゃないかな、僕はそう思ったりもするんですが、今度はコスト面も言われます。コストが上がると。また、これはおいおい勉強すればいいんですが、いろいろ資料があります。県外の資料、たった米飯にして2円しか変わらないちゅう資料もあります。東市来は20何円変わるとデータが出ました。いろいろあるでしょうけど、これはまた今後の課題としていいと思うんですが、先ほどの中で日吉がなかったんですが、日吉はゼロなんでしょうか。——取り組みがないちゅうことかな。

○教育次長（満尾利親君）

日吉の米の取り組みについては、平成

16年度に日吉きばろう会という形のところから生産者から取り寄せて米を使いました。その後、約6ヶ月ぐらい使ったんですけれども、精米の技術といいますか、その辺で異物が混入をしているというようなこと等もありまして、当初そのことについては精米所の方もいろいろと工夫をして精米をしたやつを広げたといいますか、広げて乾燥させて、目測でそういう異物を拾ったりしたんですけども、それでもやっぱし異物が入ってくるというふうなことで、最終的にはどうしてもそういったような精米技術のこと等もありまして、もうこれ以上続けることできないという、そういうことで日吉の場合は取り組みを今のところ行っておりません。

以上です。

#### ○22番（重水富夫君）

はい、わかりました。それは大事なことです。今、技術ではないんです、これは機械です、機械がするんです。機械がないわけです。機械のあるところに生産者に契約してちゃんと給食はこうして安全な米を納めさせるということでやりあ解決することです。

先ほど教育長が平成12年までは国の補助があったと言われましたが、なくなつてからの話で、これ自主流通米でこうして皆さん流通し出した。そのころ私も東市来、一番はしりだったでしょうか、給食会が慌ててとめにきたんですよ。これが普及したら売れんごなると、冗談じやないちいうことで、押し切つてしましましたけども、今、月に3回、11月から2月まで、これをせめて4回でも5回でもできるところはできるんですね。

ただ1つだけ、夏場になって梅雨のころになると、貯蔵の問題があります。施設がクーラーの入っていない米はちょっと給食には使えないということありますので、4月ぐらいまではどうも質は変わりません。そういうことでひとつまだ量はとれる、何でとれない

のかと理由を私は聞きたいんですが、全部だってもその期間は市内の地元ののを使うと、しても何もおかしくない。私は去年ずっと実施して効果を聞いていますが、何も悪いことないんです。価格の面でいいますと、「ヒノヒカリ」でやっております。学校給食会からの「はなさつま」です、味が落ちます。落ちるのが319円ですか、ヒノヒカリが330円、わずか11円差です。これを生産者に言って同じにしてくださいって言ったら、私は可能ですよ。同じ値段でいいんですよ。いい米を、おいしい米を安くでやって、私は、生産者は学校の子供たちのためやと言やあノーとは言わないと思いますよ。もう少し取り組みが足りないんじゃないかな。教育長、これはどうでしょう。

#### ○教育長（田代宗夫君）

先ほど申し上げましたように、こちらとしてはもちろん地元産のそういうお米が供給できる体制であれば、本当においしい米を近くからとれるわけですから、そのことについては一つも問題とは感じておりません。ただ、供給団体等がそのような米を準備できるかどうかというところで、今のところはこの回数になっております。

したがって、そういう段取りさえできれば、まだまだ使うことについては異議はございませんので。

#### ○22番（重水富夫君）

前向きな答弁をいただきました。ぜひそのようになったらいいなあと思います。

ちょうどけさの南日本の新聞で、学校給食で文部大臣賞受賞ということで記事が載っていましたので、たまたま朝見ましたら、持っていましたが、鹿児島地区の学校給食関係栄養職員連絡協議会ですか、ここが受賞しております。これはいろいろと地産地消に取り組んで、これは県がやったからやったと思いますが、普及センターとか連携して地産地消

に取り組んだ。また記事を見てもらえばいいんですが、こういうのが載っております。

こういうことをどんどん今後はやっていただけたらと思います。もう時間が迫りましたので、最後の……（「もう時間です」と呼ぶ者あり）いや最後もひまがいってはんな。最後の電源の方に入ります。

先ほど市長の答弁では、施設の建設、例えば設置市ですね、ということは川内市しかないというような答弁だったと私は思うんですけども、これは間違いでよ。施設の設置する設置市、それに隣接市町、村もですか、が含まれているんですが、市長も恐らく資料をとられているとは思うんですけれども、例えば、私が申し上げたいのは、法の整備もありますけども、今簡単にはいかないちゅうのはここなんです。川内市が立地市ですから、各家庭に6,000円ずつ電灯料の交付金があります、設置市がですね。

そして、東郷町、樋脇町、串木野、これは隣接市と町だったですよね、隣接市町には半額あるんです、3,000円、そして今回合併した入来町、祁答院町というのは隣々接市なんです。町なんですね、隣接じゃなくてその1つとこしての町です。ここが隣々にはなかったんです。東市来は隣々だったんです。それが今度合併により市になりましたので、立地市なんですね。立地市だけでも、特例で隣接市であって立地したとこにはこのまた半分75%、4,500円あるんです。4,500円ですね。そして、隣々で合併したところには半額の3,000円あるんです。3,000円ですね。串木野市も3,000円、祁答院は一番遠いところで38キロあるんです、38キロ。東市来は22キロです。今回は東市来は設置市の隣になりました。隣接市なんです、日置市は。市が全体隣接市になるんです。その距離を見ますと、大体祁答院と吹上が半分以上かかります、コンパスではか

りやあですね。この分だけはもらえる権利があるんですよ。

ただ、ご承知のとおり、財源がないから、なかなか出そうとしないというのが実態です。これはまだたくさん事業7つぐらいあります。国の事業でたくさん、この国の事業は難しいですから私の日置市にはとれないと思うんですが、県の枠のとれることないんです。これから市長が一生懸命県に異議申し立てで何ばでくれんとよいうことでやられたら可能なんです。これは今串木野が、田畠市長が一生懸命もがって、羽島地区、荒川地区、これは6,000円にしたんです。全く決まり事を特例でやったんですが、これも我々のところは祁答院より近いよと。特に今の時期は北西の風が来ますから、これは立地市あるいは隣接市やったら迷惑料なんですね、災害なんかが起きたらこれでだまかそうちゅう金です。だから、つくらすと金です。それちゃんともらわにやいかんわけですよ。いざとなったら被害をこうむるんですよ。一番先に来るのはこっち日置市の方に来ますよ、串木野から北西。だから、当然これはないごでくれんとということを言って、もがってとるべき交付金と私は思うんです。これを市長、またいろいろ勉強してとる気があるのかないのか、やる気があるのか、まず聞きます。

#### ○市長（宮路高光君）

しかし、もらえるものは何でももらえるようにいろいろと交渉していきたいというふうに思っております。今話の中で日置市、今合併いたしまして隣接という、ちょうど樋脇のところと旧東市来と接しております、薩摩川内市になりましたので、隣接ということはもうわかっております。今おっしゃいましたとおり、前、隣々接ということでございましたので、そこあたりの部分で県に問い合わせしている中におきましては、今のところは日置市は対象にならないと。今度3号原発をつくっ

たらそのときは対象になるというような見解もお聞きしておりますので、隣々の前の合併と、その前の部分と含めてどう取り扱いするのか、まだ私の方もまだ県の方に行って、そこあたりのきっちりと説明をし、いろいろとご要望というのは申し上げていきたいというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

市長も理解していただいたと思うんですが、これは要望してもらうんじゃないです。本当の迷惑な、ただ今おっしゃった、今度3号機がと言われましたが、また反対せんごと、だまかしばっかりのことなんですよ、早う言えば。それを今まで、今やってるんですから、何でもらえないのかと強く言って、どんどん交渉すりやまた次に前向きになってくると私は思うんです。

今串木野は、また後で市長から渡します。県に、国に要望書をたくさん書いております。全く理にかなったことを書いております。日置市のことは書いてありません、我がことじやなかで。でも、これは私がさっき申しましたとおり、隣接市になったんですから、当然法から言やあもらえるんですよ。総額が決まつたまづ分けとったから、その後はよそに流したくないわけですよ。そんだけ予算ふやせないわけですよ。だから、今度は日置市がもしもがいてりやほかのとこは削られるんです。だから、本当は皆さんはしたくないなあと、させたくないなあと思っているんですよ。

でも当然の権利ですから、市長、遠慮なく、これは今後やるようにということで最後にこれはもう1回決意を聞いて、終わります。

○市長（宮路高光君）

そんなにもがり取ってくれるものなのか、それぞれ今さっき言いましたように既得権の中でそれぞれの交付金の枠がふえるとか、基本的には交付金の枠のパイというのは恐らくふえないと。県とそれぞれ立地市、隣接を含

めた中に対する交付金ということでござりますので、その中の方々は大変反対をするといふのはわかつておりますし、また、私どもと同じ隣接、隣々接する各町村等もございますので、そこあたりとも十分協議をさせていただきながら、県の方と話をていきたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時5分といたします。

午後1時55分休憩

---

午後2時05分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、29番、鳩野哲盛君の質問を許可します。

[29番鳩野哲盛君登壇]

○29番（鳩野哲盛君）

私は、今回次の2点について一般質問を行います。

最初に、テレビの難視聴、携帯電話の不通話地区の今後のことについてお伺いいたします。

テレビも地上デジタル放送化され、地球上どこにいてもきれいな画面で即日に世界じゅうのニュースが流れる時代になりました。また、携帯電話にしても、その普及率は目覚ましく、日々にその機能は改良され、驚くべきものがあります。

しかし、その一方でいまだ電波が思うように届かず、テレビがよく映らないところ、携帯電話のよくつながらないところなど、市内にも数多く残っています。これまでの市当局の説明では、これらの解消に、今進めている光ケーブルによって解決できるのだとのことでありました。

そこでお尋ねいたします。この難視聴・不通話地区すべての地区が解消されるには、い

つまでかかるのか、どのくらいの時間要するのか、お伺いいたしたいと存じます。

また、新しく中継鉄塔、共同アンテナなどを設置する場合の費用負担はどうなるのか。

3つ目に、現在使用している共同アンテナ等の維持管理や整理はどうなるのか。

4番目に、携帯電話の中継鉄塔の建設については、旧日吉町の扇尾地区では町から建設費の負担補助をやっていましたけれども、今後どのようにかかわっていくのか、お伺いいたしたいと存じます。

次に、大河ドラマ「篤姫」がNHKで放映されるに当たり、幕末の城代家老桂久武、小松帶刀のゆかりの地が市内にあります。以前大河ドラマの誘致運動をしたことがあります。これの放映される1年間を通じての対象地域の経済効果、活性化、これまでの例が示しているとおりであります。篤姫が島津家から徳川家に嫁いだ骨折りをした小松帶刀公の業績など、多分ドラマの中で取り上げられるのではないかと思いますし、また、篤姫の姉さんの墓も吹上町にあると聞きます。

このような形で——もとい小松家の墓所園林寺付近の整備、看板等の見直しなども含め、市内の史跡、観光地の整備をし、観光客の誘致などを積極的に取り組み、地域の活性化につなげる考えはないか、お伺いいたしたいと存じます。

次に、過疎化が進み、空き家がふえ、古い民家が解体される中、歴史的にも貴重な昔の民具とか文献がつぶされています。まことに惜しい気がいたします。これまでも旧日吉町時代にも歴史資料館の建設を訴えていましたけれども、なかなか実現せず現在に至っていますが、合併し、大きなまちの中でこれらを一堂に集め、昔の先人たちの知恵と工夫の民具や書籍などを大切に保存し、管理し、後世に残すべきではないかと思いますが、どのように考えられますか。

以上、お伺いいたしまして1回目の質問といたします。

[市長宮路高光君登壇]

○市長（宮路高光君）

1番目のテレビ・携帯電話の難視聴・不通話地区の今後の対応にというご質問でございます。

1番目でございますけど、テレビについては、市内53カ所ほどの難視聴解消のため共同受信組合があり、その整備については、NHKの事業や民放の事業などで整備され、その事業費の一部を過疎債などで手当として整備しております。

それから、平成23年7月までに日本のテレビ放送がすべてデジタル化され、一般の家庭や組合でも今の施設ではテレビが見られなくなります。

このようなことを踏まえまして、市の総合計画の中の「情報化タウンプロジェクト」で、ケーブルテレビの計画を入れてあります。このケーブルテレビは、今年度整備しておりますインターネットの光ケーブルを基幹として、これを各家庭まで延ばしてテレビをごらんいただく方式を構築しようとするものでございます。

このケーブルテレビを導入するに当たりましては、莫大な費用もまたかかりますし、また、それぞれの市民の皆様方に対しましての個人負担というのも出てくるというふうに考えておりまして、このことにつきましては市民の理解がどう得られるのか、今自治会長さんなどの会の中でお話をされてるわけでございますけど、また、市の方としても具体的な方向策というのはまだ今のところ検討をしつつあるというふうでございます。

また、携帯電話の不通話地域の解消につきましては、これまで市内10カ所から12カ所ほど不通話の地域があります。この全地域にアンテナを設置をしようとすると、1本当

たり5,000万円程度かかるということをございまして、5億円から6億円程度の事業になります。整備する場合は国庫の補助を活用して進めることになりますので、2分の1の補助ということになります。

そのほか、通信事業者がある程度の採算がとれる地域をということでございましたら、通信事業者の方で実施をしていくということでございます。特に今回光ファイバーを敷設するわけでございますので、光ファイバーを利用した形の中で通信業者とも十分協議をさせていただき、早い時期の中で予算の許す限りの中で市としても不通話地域の解消は図つていかなければならぬというふうに思っております。

この費用のことにつきましても、先ほど申し上げましたけど、ケーブルテレビをした場合につきましては加入時にそれぞれ負担金が1万円程度とか、また使用料が1,500円から2,000円程度と、そういうふうになりますけど、これもそれぞれの事業者との提携の中で金額等が決まっていくというふうに思っております。

また、携帯電話につきましても、整備をする地域におきまして、特に今ドコモの中におきますフォーマを、携帯電話も変えなければ進まないのかなというふうに思っております。

それで、今までの共同アンテナがどうなるかということでございますけど、そのときに地域的にその地域が全体がまた加入するのか、十分ケーブルテレビを整備する中におきまして、今の共同アンテナの部分等整理をしていかなければならぬというふうに思っております。時間的に限られたのが、先ほど申し上げましたとおり23年7月ということで時間的な余裕はさほど残ってないということでございますので、やはり市民の皆様方の声も十分お聞きしながら、もしこういう整備ができないければテレビをするには何かテレビの方に設

置をしていかなければならぬと、どちらにしても個人負担というのは発生するというふうに思っております。

市の補助につきましては、先ほども申し上げましたとおり、携帯中継地の中におきましても通常2分の1という補助の中でできますけど、今のところは十二、三カ所ございますので、どこの地域を一番通信事業者の方が優先しておるのか、そこあたりも十分通信事業者と今後話をしながらじやなければ、結論づけが今のところは難しいというふうに思っております。

2番目の史跡の整備、民俗資料の収集保存につきましてということでございますけど、地域の活性化のためには、「物・人・金」がうまく回転することが大切なことだと考えております。幸い、本市には「物」に当たる歴史的な史跡や伝統行事等が数多く残されています。今後これらの素材を地域住民の方々と共有して、地域の活性化につなげていくことが大切であると思っております。今回、鹿児島を題材としたNHK大型ドラマの大河ドラマ、「天璋院篤姫」が2008年1月から放映されるというふうにお聞きしております。県におきましても、「魅力ある観光地の観光地づくり」という事業の中におきまして、17年度からそれぞれのゆかりあるところの整備というのを始めるというふうにお聞きしております。

ご指摘の小松帯刀、桂久武、その当時の家老であったということは存じ上げております、このお二人とも日置島津家ゆかりの偉人であるということも認識しております。特に歴代両氏の墓があります大乗寺跡とか光善寺跡、桂山寺跡、それぞれ市の文化財の指定にはなっております。先般も現場を見させていただきまして、大変整然としたすばらしい墓であるというふうに認識はしております。ここに行くところにおきます、行ってみればよ

ろしいんですけど、ここまで道標といいますか、標識ですか、県道または市道からの標識が不足しておるのかなというふうに感じましたので、とりあえず自分たちができるものにつきましては、そこの整備もございますけど、この標識等をあっちこっちに整備をしていかなければならないというふうに考えております。

また空き家の増加や民具の保存につきましてということでございますけど、現在吹上の歴史民俗資料館におきましては、民俗資料点が1,200点、古文書類が900点保管されて、それぞれ小学校の空き教室か文化会館等に民俗資料が保管されているのが実情でございます。日置市になりましたから、歴史資料館をつくって、これを一堂に集める考えはないかというご指摘でございますけど、再三今まで議員の方からご指摘ございましたとおり、19年、20年度予算編成をするに当たって、大変こういう箱物的なものが今すぐできるかというのは難しい部分であるのかなというふうに思っております。今の既存にあるものを有効活用しながら保存していく方策というのをとりあえずとていかなければならないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

[教育長田代宗夫君登壇]

#### ○教育長（田代宗夫君）

市内に数多くの史跡がありますけれども、これらを一体的に結びつけた見学・観光コース等はまだ現在できておりません。今回のNHK大河ドラマはその影響力が大変大きいと考えられますので、天璋院篤姫にかかわりのある人物として小松帶刀にも関心が向くことも考えられます。教育委員会といたしましては、小松帶刀、桂久武ゆかりの日置島津家の史跡等の説明板や案内板等の整備をもっと詳しくしたり、関連施設の清掃等にも地域の方々と協力して取り組んでまいりたいと考え

ているところでございます。

民具や書籍等の保存につきましては、吹上の歴史民俗資料館のほかに伊集院文化会館、伊集院地区公民館、日吉地域中央公民館を初め、市内の各学校でも必要な民具等の保存に努めているところでございます。学校では、小学校3、4年生時におきまして郷土の民具についての学習をすることになっており、そのため各小学校でも多少の民具は保管しておりますが、すべての民具を保管するには置き場所の問題があり、大変難しい状況でございます。市民の方から民具資料の提供申し出がありますが、現地で現物を拝見し、特に貴重なものや学校等で保管していないものについて寄附をしていただくようにお願いをしている状況でございます。

なお、古文書の類につきましては、調査の上に燻蒸設備のある吹上歴史民俗資料館で保存するようにいたしております。

#### ○29番（鳩野哲盛君）

ただいまご答弁いただきましたけれども、まずケーブルテレビの件でありますけれども、先ほど説明がありましたように、23年で今のテレビが使えなくなるということですが、年を取った方々はテレビの使い道ちゅうんですか、いろんな機能がたくさんついていますけれども、それらを十分使いこなし切れない部分が多分あります。そういった中で、ケーブルテレビを普及して、いろんな形で今後対応しようというようなことですけれども、確かに費用も相当な額が要るんじゃないかなと思いますが、先ほど説明されたこれは多分大まかな数字で言われたと思うんですけども、加入費が1万円、使用料が1,500円から2,000円ぐらいというような説明をなされたんですが、日置市内の何%の戸数が加入了の場合にこういった算定数字が出るのかということが1点と、それから吹上東地区に今5カ所ほど、確認じゃないですけれども、こ

の鉄塔が今立っているというようなことですけれども、これがN T Tのものであるかどうかわからんのですが、これらを利用して事業者と契約して柱を借りて、この光ケーブルを利用するというような方法はないのか、まずこの2点をお願いします。

○企画課長（富迫克彦君）

ただいまご質問のケーブルテレビの加入見込みですね。そのことにつきましては、先ほど市長の方が整備には莫大な金がかかるということを申し上げました。したがいまして、今回想定してます、今ご説明してます加入金1万円とか、毎月の使用料1,500円、2,000円、これで整備ができるという性質のものじゃないと考えております。したがいまして、整備をするとなれば、国庫補助を活用して、当然特例債、過疎債等々も有効に活用しながら整備を進めていかないといけないということになります。

加入率につきましては、今回のケーブルテレビの考え方の中に、民法4社とN H K含めて8チャンネル程度プラス行政の方からいろいろお知らせとかさせていただく2チャンネル、これを10チャンネルで基本チャンネルということで考えておりまして、それとあと防災の関係の情報伝達、それから福祉の方で安否確認とかいろんな問題が出てくるんですけども、そういったところまで幅広く活用できぬいか、今内部で検討している最中でございますので、やるとすればできるだけ多くの家庭、基本的にはもうすべての家庭に加入していただけるように努める必要があるかというふうに考えます。

それと携帯電話の鉄塔とケーブルテレビの併用のことです。携帯電話のアンテナにつきましては、あのアンテナ1本が大体半径2キロぐらいと言われております。したがいまして、先ほど市長の方が10カ所から12カ所程度ということでご説明申し上げま

したが、そういったところにアンテナを1本ずつ立てていったとしても、ケーブルテレビの線は基本的には道路沿いを通ってまいりますので携帯のアンテナにはかけらないということになります。各家庭まで引っ張っていくわけですから、今回の光ケーブルもそうなんですけど、基本的には道路に面してます九電の電柱とかN T Tの電柱、それから電柱がないところは自営の柱を立てまして、それで市内を引っ張っていきますので、携帯電話とはちょっと切り離してお考えいただければと思います。

以上でございます。

○29番（鳩野哲盛君）

私は横文字がようわからんのですね、ちょっと中身がよくわからないところもあるわけですが、今九電の柱を利用してやるんだということですが、今民間はどこも山奥の地であっても電柱が全部行っておりますから、それを利用すれば多分聞く可能性つちゅうのは十分できるだろうと思うんですけれども。先ほど言われたように莫大な費用が要るということです。これは国の補助事業等ももちろん活用されるんだと思いますが、全戸にもしこれを引くとしたら幾らぐらいの費用を算定されておりますか。

○企画課長（富迫克彦君）

あくまでも概算の概算ということでお聞きいただきたいと思いますが、携帯電話と防災行政無線の統合という問題もございまして、4地域今無線がばらばらでございますから、これをやり直すとすればいつかの時点で統合しないといけないという問題もございます。で、ケーブルテレビの敷設とあわせて、この問題をどうやって解決するかということで、今内部で検討させていただいておりますが、それらを踏まえて全体で25億円程度かかるのかなというような見込みはもう考えております。

以上でございます。

○29番（鳩野哲盛君）

まあ25億円となりますと非常にこう大きな額で、今先ほどからも行財政改革の中でも今とにかく何か切り詰めないかんというような話の中でこういった額が出てきておるわけですが、その必要性については、いろいろ考え方もあるだろうと思うんですけれども、やっぱり非常に疑問を思うところもあります。

さっきちょっと言ったと思うんですが、その柱については、もうNTTの柱は——この無線の柱は利用できないんだということですけれども、今後まだテレビとか携帯電話が難視聴、不通話が解決されていないところで23年といいますと、まだあるわけですが、それまでのうちにもしこれらに対応するため�新しく共同アンテナ、あるいは鉄塔をもつくるとしたら、それぞれ地域が要望もあるうかと思いますけれども、それらのつくる手段として、方法としてはどういう形で望まれるのか、要望が今強く上がっているところはあるのか、お伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

難視聴のテレビの方の要望というのはさほど多くは感じておりませんけど、携帯電話のところはあっちこっちから要望が上がってきています。それを今さっきお話し申し上げましたとおり、今後この通信業者の皆様方と十分打ち合わせをして、携帯電話の解消といいますか、それから先に入らなければならぬのかなと思っております。

またさっき今言いましたように、ちょっと企画課長が言いましたように、今このケーブルテレビと防災無線、このことをやはり今後の一つの私ども日置市におきます大きな課題になっているのかなと思っております。特にこの防災無線の方が、それぞれの地域におきまして、もう耐用年数が来て、もうどうしても行かないという地域もございますし、基本

的に今後整備をすると、今4つの周波でやっておりますけれども周波を一つにしていかなきやならない。緊急時災害の中におきますこのことを、これも5年以内の中でいかなければ、周波数を含めた中で整備をしていかなければ無理だというときに防災無線の活用ができなくなると。防災無線の活用もそれぞれ地域によって今までの運用が違っておりますので、ここあたりも十分検討していかなきやなりませんけど、今企画課長が言いましたように、両方あわせたら約——概算ですけど二十数億円かかってしまう、これを分けて防災無線と別にしたときにどうなるのか、このことを議会を含め、やはり市民の皆様方の声を入れながら、本当に真に地域の皆様方が何をどう望んでいるのかということを考えていかなきやならないし、今言ったように財政的に大変厳しい状況の中で、ここあたりの整備を主としてどこをどうすべきなのか、一つ大きな課題を抱えて今から検討していかなきやならないということでございます。

○29番（鳩野哲盛君）

期間が限られておるわけですけれども、早急に対処しなければならない防災無線の問題もありますが、各戸にケーブルテレビへの必要が本当にあるものかどうか、この辺をもう少し検討して対応する必要があるんじゃないかと思います。

次に大河ドラマのことについてちょっとお尋ねしますが、先ほど答弁の中でいろんな道案内の道標をつくったり、遺跡周辺の整備をしたりというような、努めたいという答弁がありましたけれども、私も先だって政務調査で関ヶ原に行ったんですが、今ある大河ドラマのあれで関ヶ原が今非常に映っておりますが、町を挙げていろんなところの史跡を整備をしておりました。そして客が本当にいつ來てもいいような状態で対応していたちゅうか、地域の方々が非常にその中に溶け込んで道案

内、あるいはまたちょっとした説明なんかもできる体制というものができていたようですが、日置市の場合もそういった地域でやっぱり、今清掃とかそういったのは、史跡の清掃なんかは地域で取り組んで協力をしておるようですけれども、そういった方々とも連携をしながら行政ができる部分についてはいろんなところで、先ほどの道標もですけれども、説明資料の看板がちょっと足りないんじやないかと思います。どこの史跡に行っても何かその辺が足りないところが多いように感じます。市内のそういった史跡の説明資料の看板、あるいはまたそれらを多く、広く一般の人を見てもらうためのパンフレットちゅうですか、そういったのもぜひ新しくその跡地の中で取り組んでいただきたいというふうに思います。

そこでこの小松帶刀公は喜入の肝付家から養子に日吉町の吉利の祢寝家に養子に来られたわけですが、篤姫も喜入の地で一緒に幼少のころ育たれたというようなふうに聞いております。そういった中でやっぱり歴史を振り返るということは非常に大事なことじゃないかと思うんですが、先ほど重水議員の中で、米のことで質問がありましたけれども、自分たちの地域の歴史をもっと深く子供たちにも認識してもらう、そしてまたそれを大きくなつてからの糧にしてもらうための取り組みとしてはやはりこういった機会が非常に大事じゃないかと思うんですけども、これらをこの放映をきっかけにですね、もうちょっと郷土の先輩、あるいはまたそういった史跡等についての取り組みに取り組む考えはないのかお伺いしたいと思います。教育長にお願いします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

合併して2年目を何ヵ月か過ぎたところだと思っておりますけれども、4つの地域にはそれぞれすばらしい史跡とか、あるいは伝統

芸能とか、そういうものがたくさんあるようでございます。今回の議会でもいろいろこのようなことについて出ているようですけれども、各それぞれの旧地域では、今のパンフレット等も既にでき上がってこれまで配布されたりしてますけれども、今後市として、まずはすべてのそういう文化財等を住民の方にまず知っていただくことが大事だろうというようなことで、それらをどんな形で市民に知っていただくかということで今話し合いを進めているところです。先日申し上げましたけれども、市の広報等に、一つ二つと継続して載せていただいたりしているんです。そのほかいろんな形の例えば郷土の先輩の物語をつくったりする考えはないかとかいろんなことも頭の中にはいっぱいございますけれども、今は1年半過ぎたところということですので、いろんなそういう史跡をまず知って、いろいろ調べて、どんな形でこれをまとめたり整理をして住民に流していったらいいのかというあたりを文化財保護審議会のあたりでも検討してもらいますし、我々行政レベルでももっともっとそういうところを研究していくかなければならないというのは考えております。

なおまた東市来あたりでは、子供会等が各地域持ち回りで毎年中学生が自分たちの校区の歴史を調べて、そして中学生がリーダーになって、そして他の地域の子供を招いて、先だっては500名ぐらい大人も子供も集まりましたが、上市来で行いましたけれども、そうして上市来地域のすべての史跡巡りをしたりしております。そういう行事等の計画も今後必要かなと思っております。これからどんな形でしていくかを研究をさせていただきたいと思っております。

#### ○29番（鳩野哲盛君）

今ご答弁いただいたように、今東市来の方ではそういった取り組みをなされて、非常にいい結果が得られておるようですが、これは

ぜひ全市内に広げていっていただきたいと思いますし、やはり我々もですけれども、近くにありながらなかなかそういった史跡に目が向かない、あるいは見落としている部分がたくさんあります。ときたま昔の文献を見ましていたら、こんなところがあったのかというような気がすることがたびたびありますが、そういった史跡がみんなが気をつけないうちにいつの間にかなくなってしまう、本当に惜しい気がするわけですけれども、そういったのをぜひ保存し、管理する必要があるんじやないかと思います。

そういったことで先ほど市長の方から、民具等について新しく予算の中ではできないと。私は新しくつくれというんでなくして、一堂に集める工夫が必要じゃないかと、先ほど委員長も申されましたけれども、貴重な同じ例えば昔の牛ですくすきとか、そういったのでも、いろいろな時代を経て形が変わってきていると思います。だからそういった一つの民具にしてもその時代の変遷を語るものがあるだろうし、あるいはまた場所によっては麻の縄を結った、つくりよったそういった機械とかいろいろなのがあるんじゃないかと思うんですが、そういった日置市内で新しく市が大きくなつたわけですから、日置市内の文化財といいますか、そういった貴重な品物をやはりどつか集めて展示する場所が欲しいという点。だから、例えば今議会の、各旧3町の議会の議場なんかは遊んでいると思うんですけれども、そういったのの活用、あるいはまた先ほど言われたように小学校の空き教室なんかを利用した形でも十分だろうと思うんですけれども、その辺をもっと整備してですね、どこにはどこが、どういったのがあるんだということをやはり広く市民に知らしめるような、そういった対策というのも必要じゃないかと思うんですが、それについてはいかがでしようか。

### ○教育長（田代宗夫君）

先ほどお答えしたわけですけれども、そういう古い昔の民具とか、そういうものについて、同じものをずっと取つとってもこれは意味がないだろうと思います。だから、違つておれば当然、貴重な残すべき品物であると判断した場合には、いろんな施設もまだありますので、貴重なものは保存してまいりたいと。なおまたそれが保存すべきかどうか等の判断については、文化財保護審議会等がありますので、そういうところでどの年代でできたものであって、どういうものであるかというのを見てもらえれば大体わかるようですので、保存すべきものであると判断した場合には何らかの形で保存はしてまいりたいと思っております。

### ○29番（鳩野哲盛君）

旧——旧と言いますが、私の小学校にも1回地域の方々に呼びかけて集めたことがあるんですが、それが今保存というよりももう放置された状態ですね、あります。非常に惜しいなというような気がするわけですけれども、こういった民具とか、あるいはまた文献等については、特に先ほど吹上町の方の歴史資料館にそういった文献については保存できるところがあるというふうに聞きましたけども、保存管理する、ただうっちはばっかいじやなくして、保存するばっかりじやなくて、やっぱ管理する必要があるんじゃないかと思います。例えばよろいとかそういったものなんかについては虫干しをしたりしなければならないし、あるいはそういった布類とかそういったもの、それから紙類についても湿気が来ないような形で対応せんならんだろうと思うんですが、そういった一つの場所をもつつくった場合に、やはり管理する責任者というんですか、そういったのを民間に委託してもいいだろし、あるいは市の方で管理する方法をとってもいいだろと思うんですけれ

ども、その辺の管理方法についてはどのようにお考えですか。

○教育長（田代宗夫君）

今お話をあったよろいとか、そういうものについては、当然吹上の歴民館の方にそういう施設がありますので、そういうものに入れないといけないだろうと思います。なおまた木造でそういう内容なものは、先ほどありましたとおり、旧支所とかあるいは学校の空き部屋とか、そういうのがあるだろうと思いますので、今後いつの時点でそれを整理する時期が来るのかどうかはわかりませんけれども、細かな部分までのその品物の傷み具合っていうんですか、年数がたって傷んだりする、そういう品物によっては歴民館とか支所とか学校とか、そういう置き場を考えながら保存していきたいと思います。

○29番（鳩野哲盛君）

今いろいろお伺いいたしまして、前向きに取り組んでいただけるものと受け取りましたけれども。今後これは本当に文献等については、早くこれに手をつけないと、もう本当に傷んでですね、だめになってしまふ、見れなくなってしまう。そしてまた古文書等についても、本当に今虫が来て、もうだめになってしまふ部分がたくさんあるようです。だからそういったのは、もう専門家でないとなかなか保存できない面もあります。だからそういったものについては、ぜひ今後早目に取り組んでもらうことを希望いたしまして終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、21番、松尾公裕君の質問を許可します。松尾公裕君。

[21番松尾公裕君登壇]

○21番（松尾公裕君）

私は、教育基本法といじめについてをまず1題目といたしたいと思います。

安倍内閣の重要な課題である教育基本法の改

正が最終局面を迎えておりますが、昭和22年に教育基本法が施行されて以来、一度も改正されず半世紀を過ぎており、戦後の社会教育の環境と今日の社会教育環境が大きく変化しているためにさまざまな課題が生じております。今回の改正課題となっております。

今日の社会環境は企業の利益追求のため、若者の就職難や企業の優劣による所得格差など若者を取り巻く環境は厳しい状況であり、未来が開けない閉塞感や青少年の規範意識の低い人、道徳心の欠けた人、いじめや不登校、中途退学、学級崩壊などさまざまな教育課題を抱えております。このような中、教育改正基本法は、信頼される学校教育の確立、家庭の教育力の回復、学校、家庭、地域社会の連携協力の推進や、社会の形成に主体的に参加する公共の精神、豊かな情操や道徳心、自立の精神を養うことなど、また伝統や文化を尊重し、我が国と郷土を愛する心と、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこととなっております。中でも愛国心、郷土愛、公共の精神、道徳心、自律心など今度の改正でどのような変化になるのか、教育長の見解を伺います。

次に、いじめによる自殺が非常に最近増加し、毎日のように児童や生徒の痛ましい自殺が相次いでおり、連鎖的いじめ自殺を防ぐため、教育再生会議でいじめ対策緊急提言を発表し、いじめた子供に毅然とした対応の中で社会奉仕活動への参加、別教室での教育などの指導をするべきなどの方針を打ち出し、いじめをする子供を戒める方針であります。緊急提言の中で、すべての子供が学校は安全で安心して楽しい場所でなくてはならない。保護者にとっても学校で子供の心身が守られ、笑顔で学校から帰宅することが何より重要であります。いじめが起きた場合、第一次的責任は校長、教頭、教員にあり、さらに家庭や地域の一人一人が当事者意識を持つことが大

事であります。そしていじめを生む素地をつくりず、いじめを受け、苦しんでいる子供を救い、さらにいじめによって子供が命を絶つという痛ましい事件を食いとめるため、学校のみに任せず、教育委員会、保護者、地域を含めて、社会総がかりで早急に取り組む必要があると提言しております。

いじめは昔からありますが、今日のような陰湿ないじめや自殺まで追い詰めるような悪質ないじめはなかったようあります。いじめの定義は難しいが、些細なことでも長期にわたり本人が苦痛を感じるのは、明らかにいじめであると思います。また身体的欠陥をついたり、弱みにつけ込む集団的嫌がらせ、また金銭強要などはまさに犯罪行為であり、ましてや教師のいじめは言語道断であります。いじめの現状を知っているのは子供たちであります、学校でのいじめをなくするのはそのクラスの素地があると思いますが、教師が生徒としっかり向き合うことが大事であり、子供が教師に何でも相談する雰囲気づくりと、教師の目配りによって、いじめの見極めをし、素早く察知して子供たちに指導することが必要と思われます。

また家庭においては、子供の成長に合った子供への指導と、子供を褒めることだけじゃなく叱ることも大事であると言われております。今日、夫婦ともに多忙であるために、子供と向き合って語る時間が少ないと言われております。しかし、親は子供を一人前の大人にする責任があると思います。いじめの被害者、加害者にならないよう、保護者の責任も重大だと思います。いじめの市の現状と対策を伺います。またこのようないじめの社会の教育現状に対して、学校教育や家庭教育、地域はどのようにあるべきか伺います。

次に、湯之元の山田川について質問をいたします。

湯之元の町には2級河川である大里川が町

の中心を流れおりますが、この大里川に町を縦断している山田川が流れ込んでいますが、上流は県消防学校西側の住宅や畠、また湯之元球場周辺や南側西回り高速道路を境にして、北側の部分のほとんどがこの湯之元の町へ流れている山田川であります。雨のないときは地下水と家庭排水が中心で、底の方を少し流れているだけですが、いざ大雨になりますと鉄砲水になり、短時間に満水状態になります。以前は大雨が降るたびに増水し、町の商店街に流れ出し、そのたびに店の中に入ったり床下浸水がたびたびありましたが、5年ほど前から2年間かけて氾濫する箇所を中心に改良していただきましたが、その後大雨が少ないせいか氾濫が少なかつたのであります。ことしは7月に1回ほど氾濫がありました。この7月の大雨のときの時間雨量が35ミリ程度でしたが、この程度の瞬間雨量で氾濫をするのであります。この山田川は上流が広くて下流の方が狭くなっています、その下流の方は人家が密集して、これ以上拡張できない条件地であります。現在はこの川の中ほどで流量が半分にせきとめられておりますが、このせきとめている部分から大雨のときに氾濫をし、商店街へ流れ込んでくるのであります。最近の雨は、異常気象で瞬間に比較的狭い範囲内で集中豪雨が起きており、時間雨量40ミリを超えると必ず氾濫するこの山田川であります。今後、道路整備あるいは住宅地もふえる地域であります。また余りにも広い面積範囲の割には川が小さいのであります。川の拡幅ができない地域でありますので、災害を防ぐには暗渠バイパス方式によって分水するしかないのではと思っていますが、今後の事業計画に組み入れてもらえないか伺うのであります。

次に、コミュニティバスについて、このほど岩崎産業グループの事業整理のために路線バスが大幅に廃止になり、この路線バスを活

用されていた方にとっては大きな痛手となつて不便を感じておられることと思いますが、最近の乗車率を見ますと、採算が取れないのがわかるような気がしますが、この路線バスの乗客が少なくなったのも、コミュニティバスの乗り移りが多くなったからと感じておりますが、路線バスが廃止になった以上、コミュニティバスをしっかり市民のニーズにこたえて進めなくてはならないと思います。東市来地域は「ふれあいバス」の名で2巡回路線で1日置きに巡回しておりますが、車のない方や年配の方々の用事を達成するために非常に貴重な存在として活用されており、しかもきめ細かい路線ルートができており、利用される方も喜んでおられます。しかしながら、ときどきこのコミュニティバスに乗り切れないときがあり、利用者の方々から苦情の通報が何回かありました。このバスは22人乗りでありますが、これから冬になりますと温泉や病院に行く方が多くなってくると思われます。最近は後期高齢者も増加しておりますので、せめてこのバスをもう少し多く乗れる30人乗りぐらいにかえたならば乗り切れないということは解消できるのではと考えであります。また毎日運行ができれば利用者も安心して病院や温泉、買い物に行けるのでは思いますが、伺います。

以上3点、誠意ある答弁を求めます。

[市長宮路高光君登壇]

#### ○市長（宮路高光君）

湯之元地区の山田川についてというご質問でございます。山田川の洪水対策については、旧町時代から幾つかの方法で検討してきておるというふうにお聞きしております。その中で、現況河川は水量に対して断面はほぼ満足しているため、線形の改修を行うことが施工性、経済性、維持管理性の面から考えて最善の方法であると結論が出ております。これにより、狭小箇所の拡幅や主な箇所の三面張り

化の工事は既に完了しております。しかしながら、この改修は10年に1回の確立の豪雨を想定しての改修でありますので、それ以上の豪雨がありますとあふれてしまうことになります。また国道横断部分が信用金庫前で直角に曲がっていることで流速が停滞してしまうことも氾濫の原因の一つであると思われます。これを解消するためには国道横断箇所の変更を含めた線形の改修が必要と思われます。

議員の言われます暗渠バイパスも方法の一つであると思いますが、市道の中を通すとなりますと幅員が狭いため施工が非常に困難であることや多額の経費が必要であることから、暗渠バイパスの設置は難しいと考えております。そのようなことから、国道横断位置の変更により、河川線形を改修し、流下能力向上させることで氾濫を防止したいと思っております。

またこの整備については、今区画整理事業の中で計画しておりますので、なるべく早くこの部分を整備するよう努めてまいりたいと思っております。この整備した後の中におきまして、どうまた河川があるのか状況判断をしていきたいというように思います。

3番目のコミュニティバスについてご質問でございます。このコミュニティバスにつきましては、昨日の6番議員のご質問もありましたとおり、今市民の方から東市来地域と妙円寺地域でいろいろと意見をいただきしております。そこで東市来地域では自治会長さんや商工会の関係者、議員さんたちの連名で林田バスに運行開始の要望を出されておりますので、それに対する会社側の対応をまず確認する必要があります。会社側から運行を再開しないということがあれば、それにかわる方法を検討することになりますが、現在のコミュニティバスを大型化するということにつきましては、運行の経路、道路の幅員の問題もあり、難しいようでございます。今ご指摘のと

おり、大変このコミュニティバスは隅々まで走っている関係の中、大変狭い道も走っているということでございますので、大型化することにおいて大変通行料、またいろんな大きな課題があるのかなと思っております。これらも含めて毎日運行にするかという検討でもございますが、基本的にはきのうも申し上げましたとおり、来年このコミュニティバスを含めた検討委員会を含めた中で検討をしていただきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

教育基本法といじめの問題につきまして、まず教育基本法が国会の最重要課題であるが、愛国心、郷土愛、こういうものについての教育長の見解を伺うということでございますが、ご質問の郷土愛などにつきましては、今回審議をされております教育基本法案の教育の目標に盛られている文言でございます。近年のいじめによる自殺や凶悪な少年犯罪の増加、並びに大人の含めたモラルや規範意識の低下、加えて家庭や地域の教育力の低下など憂慮すべき問題が山積していることから、教育基本法の改正の中に、新しい時代に即したものに再構築されたものであり、大切にしていかなければならぬものと考えております。また自己中心的な考え方の広がりから問題が起こっていることも否めないことから、規律とか公共の推進、豊かな情操や道徳心を培うとともに自分を律する心を養うことも現在の教育を見詰め直す視点から大切なことであろうと考えます。これらのことから、教育基本法がこれまでの基本的な理念を引き続き尊重しながら、新たな理念を盛り込んで規定していることは必要なことと考えております。

次に、いじめによる問題で、市の現状と対策、それと学校教育、家庭教育、地域はどうあるべきかについてお答えいたします。

市の現状ですが、先だってお答えしましたとおりですけれども、本年度の11月8日までにいじめの件数は小学校で11件、中学校で14件です。そのうち解決したのが19件、対応中のものが6件となっております。対策につきましては、5月の生徒指導担当者研修会でのいじめ、不登校問題の対応についてを初め、文書による指導で具体的な対応の方について指導してきております。それから11月には、いじめに関する臨時校長会を初め会議等を開催し、いじめ問題についての具体的な対応について、さまざまな視点から協議をいたしました。そのほか、定期的な調整、アンケートの実施による早期発見の仕方、またいじめや悩みを早期に発見するための教師の観察の視点をまとめたチェックリストの活用について研修を行うとともに、いじめを発見した後の迅速な対応、保護者との連携を十分図ることなどが必要となります。教育委員会や教育相談等との連携に努めるとともに、学級でいじめに関する授業の実践をするなどの指導をしたところであります。

次に、地域でのあり方でございますが、地域社会の教育力の向上を図っていくことが大切であります。現在の自治公民館活動、子供会活動を継続し、活発にし、子供たちに市内の自然や歴史、伝統文化を生かした活動等を年齢の違う地域の人たちと触れ合う中で体験させが必要であると考えております。また地域みんなで子供をはぐくむ気風づくりを進めることも大切だと思っています。そして、子供たちは命を尊重する心や、社会性、倫理観や正義感、美しい物や自然に感動する心をはぐくんでいくものだと思います。

家庭教育はどうあるべきかについてですが、家庭の教育力の向上を図ることが基本であると考えます。家庭においては幼少時から人間として備えるべき生活習慣のしつけをしっかりと身につけさせ、また情緒の安定に心を配る

ことが大切であります。さらに他人を思いやる気持ち、正義の心、正しいことは勇気をもって行うなどの人間として大切なことなどの規範意識を日常生活などで教えていくことが大切であります。そのほか地域行事等へ親が積極的に参加させ、多様な体験をさせることも大切であると思います。

学校教育につきましては、先ほど申し上げたことに加えまして、そのほか長期的な視点に立って総合的な学習の時間にさまざまな体験活動や異年齢の触れ合い活動、食と農に関する活動、伝統文化を継承する活動などを通して社会性の育成、コミュニケーション能力の育成、助け合う心の育成を図ることが大切であると思います。さらにあわせてPTA活動を活発にし、親のあり方の研修を深めていくことも極めて大切であると考えております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を15時15分といたします。

午後3時05分休憩

---

午後3時15分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○21番（松尾公裕君）

21番。ただいま答弁をいただきましたけれども、まず私の通告の順番で上方から行きたいと思っております。教育基本法の改正でございますが、ただ教育長はこの答弁をもらいましたけれども、非常に早くて私の方は受けとめることはですね、ほとんどできないような状況でございましたけれども。しかしながら肝心なところはですね、聞きました。今回の改正については尊重してるということでおざいました。そしてその中でモラルや規範意識が欠けているということなどを含めての答弁ではなかったかと思っております。

その中で、教育基本法の中心的な中でです

ね、信頼される学校教育あるいは家庭教育力の回復ということが強くうたわれているわけでありますけれども、今回の改正のポイントとして児童生徒が規律を重んずるということがポイントの中で入っておるわけでありますけれども、学校教育においては児童生徒が規律を重んずるとともに、学習意欲を高めることを重視するということが出ております、第6条ですね。教育長は、この現状とこの規律の意義について、このことをまず伺っておきたいと思います。基本的なことでありますので、一つ、二つ、伺っておきたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

規律というのは、一応人の行為の基準になるものだと思います。人が生活していく上で守るべきモラルというんですか、秩序というんですか、そういうものが規律だと思います。当然人の命を守ることも当然ですし、学校の決まり、いろんな決まりがいっぱいあるだろうと思うんですが、そういう決まりがやっぱりきちっと守れる、子供たちに守れることが大事だと思います。当然規律は学校でも規律、学校の決まりもありますし、人が生きていく上で、特に今問題になっております人を傷つけたり、いじめたり、命を奪ったり、これはもう本当の最終的な一番大きな問題だと思うんですけども、こういうことをしてはいけないということだろうと思います。もちろん学校でもすけれども、特に家庭の中でもこれは大事にしていかなければならぬ問題だと思っております。

○21番（松尾公裕君）

学校の中でですね、よくマスコミ等でいろいろ聞いたりするわけでありますけれども、授業中に騒いだり、あるいは立ち歩きがあつたり、中学校の上方になりますと茶髪にしたりですね、あるいはズボンの上からシャツを出してる姿とかですね、そういう学校の

校則というか、そういう規律を守ってないというのが聞いたりするわけありますけれども、この生徒の態度、校則ですね、これをしつかりとする意味が非常に込められていると、こう思っているわけありますけれども、こういう面ではこの規律は今まで以上に厳しくしているというふうにとって、生徒にとって厳しくしてあるというふうに受け取ってよろしくございますでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

授業中に立ち歩いたり騒いだり、そういうことは本市内での小中学校ではないと思っております。ただズボン、ワイシャツをズリ下げて、「腰パン」と言うんでしょうか、ああいうのをしている子供は中学校ではあるようございます。そのあたり中学校に対しても、やはりきっちとすべての職員が見逃すことなく指導しなければならないと思うんですが、すべてではございませんけれども高校生も随分やっていて、どこから手をつけていけばいいのかなと思って私も心配しておりますが、なかなか学校でも指導しても、その場はいいんですけども、いつとき時間が進むとまたズリ下げているという状況はありますので繰り返し指導しているというのが現状でございます。ズボンの腰パンというのは多分マナー、身だしなみという面でしつかり正しいマナー、身だしなみをする必要から大事なことだと思っております。

○21番（松尾公裕君）

規律をしつかりすべきだということで、私は今までの規律よりももっとこう厳しくなっていくのかなと思っておるところでありますが、今回のこの法律によりましてですね、そうだと思いますけれども、そういう面では本市でもしつかりやっていただきたいとこのように考えております。

家庭の教育力の回復でありますけれども、家庭の教育が非常に余りよろしくないという

ことで、いろいろな面で指摘を受けているところでありますけれども、知的な面はですね、いろいろ勉強の面においては一生懸命されますけれども、いわゆる心身的な面で精神的な面での指導というものがやっぱり家庭での指導というものがいま一歩足らないのではないかということをいろいろ聞いたりするわけでありますけれども、子供と話す時間が少ないとか、あるいは子供はテレビゲームとか塾通いで、そっちの方だけに熱中しているということでしつけができないということをよく聞いたりするわけでありますけれども、今回のもう一つの改正の中でですね、家庭教育のところで第10条に出ておりますけれども、「子供の教育については、保護者が第一義務的責任を有する」。そして「国、地方公共団体が家庭教育支援に必要な施策を講ずる」と、こういう2つのこの法律ができておりますけれども、今までもこれあっただろうと思いますけれども、以前よりも少し強くこれ明記した部分がございますけれども、これはどのようなふうに理解をして考えればいいのか、教育長の見解を伺います。

○教育長（田代宗夫君）

まず「第一義務的責任を負うこととする」というふうに書かれているようですが、当然両親によって子供を教育して育てていくわけですけれども、私は家庭教育で一番大事なのは、やはり親子の信頼関係の上に立った教育であると思っております。この信頼関係が薄れてしまったら、家庭としての機能はもう失ったも同然だろうといつも思っているんですが、基本的には親子ということはやはり血縁関係にある家族というのがほとんどだと思うんですけども、そういう密接な親子の関係ですので、その信頼関係の上に立って、基本的な生活の習慣、しつけ、基本的なしつけとよく言いますけども、そういうものをまずしつかりと家庭で育てることが、その一義務的な

責任であると思っております。

今ご指摘のように、私どもも各学校に今お願いをしておりますのは、家庭の子供たちの生活のリズムがどうなっているのか。ちなみに数年前調査しましたのでは、小学校5年生でテレビを2時間以上見るのが50%以上いるという結果も出たりしております。そういうテレビ一つとってもですが、学習の時間、朝起きる時間、寝る時間、こういう生活のリズムをまずきちっと家庭でしつけることが大事だということで、今各学校にもお願いしている。学校と家庭と連携をとりながら生活、望ましい生活リズムの定着に向けて努力を今してもらっているところです。

そういう、そしてしかも家庭ではやはり愛情をもって育てる。愛情というのはやっぱり先ほども言いましたが、食事を小まめにつくって愛情と言わなくても子供がしっかりと愛情がわかるような取り組み、忙しい中にも親子の触れ合いを少しでもその仕事に応じて見つけて、親子でいろんなことを語ったりする、そういうことがやはり家庭の信頼関係に基づいた基本的なしつけをしていくというのが家庭だと思います。これが一義的な責任ですが、もう一つの行政として、「家庭教育についての」とありましたけども、行政としては、やはり親が今申し上げましたようにきちっとした基本的な家庭での生活習慣なりそういうことができるための研修とか講座とか、そういうものをいかに設定していくかというのが支援になるのではないかなと思います。

今私どもがやっております中では、PTAの各学校あるいは地域の研究大会等もありますけれども、そういうところへの支援がありましたり、あるいは東市来地域を中心にしながら幼児教育の支援センターの事業を行いながら幼児の子供に対してカウンセラーを派遣したり、そういうのもありますし、先だってはこの文化会館の方におきましては、講演を

聞く会というようなものをして市民の皆さんに家庭教育を含めてすべての面で学習していただこうということでそういう講演会もありますし、市全体で行うもの、あるいは地域レベルで行うもの、校区公民館で行うもの、それぞれの立場でそういう家庭教育にかかわるような学習の機会をたくさん機会を設定して、保護者あるいは大人の研修の機会としていくことが支援ではなかろうかなと思っております。

### ○21番（松尾公裕君）

よくわかりました。次にですね、私が今回の質問の通告の中で出しておりました愛国心のことでございますけれども、私はあえてこの愛国心を強調するというものではございません。今回出ておりましたこの国の法律の中で、今回の中でも伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するということで、この愛国心と郷土愛が出ておりますが、私は子供たちに生徒児童に言葉や物で教えるのはなかなかこの愛国心というのは難しいのではないかなと思っておるわけですが、そういった児童たちに植えつけるべきものではないのではないかなどと。自然と芽生えてくるものであるものであると。先生が、あるいは指導者が、そうして植えつけるというか押しつけるというものでは決してないだろうと思っておるわけでありますが、自然と芽生えてくるものではないのかなと、このようなふうに私は感じています。そうあってほしいなと思っておるところでありますけれども、教育長の方針はどんな考え方ですか。

### ○教育長（田代宗夫君）

愛国心につきましては、国会の場でも大変論議の深い、この改正の中心になるような部分であると思います。私は言葉は愛国心になるかどうかわかりませんが、自分の国を愛することは極めて大事なことであり、必要だと今思っております。

といいますのは、これまでの教育基本法の内容を見ますと、どちらかというと個人の、あるいは「個性を」という言葉がふんだんに出てまいりますけれども、どちらかというと個を中心としたようなものがかなり多かったような気がいたします。したがいまして、今回の改正案の中には、それを相対するものとして「公共の精神」とか、あるいは「伝統文化の尊重」とか、あるいは「国と郷土を愛する」とか、こういう文言が入ってまいりまして、個というものからもっと広い地域とか、みんなで社会性を培うような内容の方に変わってきているものと思います。したがって、愛国心は教えるような、内面的価値だから教えるものではないという論もあります。私は国を愛しなさいというのは教えても一緒だと思う。愛しなさいと教えるのではなくして、私たちはもし仮にもっと下の方にうたつてますと家族愛というのがあると思います。家族を愛しなさい、愛しなさいと言って家族愛が育つはずがないと。家族愛が育つには親子の、そこに手伝いをしたり、困ったときに助けてやったり、みんなでお手伝いしてその家庭をよくしていく、そのことがあることが私は家族愛につながると思う。そのように考えてまいりますと、国を愛しなさい、愛しなさいというのが目的ではなくして、それは最終にそこに到達するものであって、実際するのは例えば地域を歩いていてごみがいっぱい、空き缶やら散らかっている自分たちの地域を見て、これでいいんだろうかと。もっと自分たちの地域を大事にすべきじゃないか。ごみを散らさないようにしようや、空き缶を拾おうや、私はこれが自分の国を愛することや郷土を愛することだと思うんです。

そういう意味から考えますと、私たちのこれまで長い間培ってきた伝統とか文化とか、そういうものを十分知って、自分の国がどういう成り立ちで今現在どういうふうになつて

きてるのか、今私たちがるべき役割は何か、そういうのを考えることがひいては愛国、国を愛することにつながると思います。そういう意味からして私は大事なことだと思っております。

#### ○21番（松尾公裕君）

わかりました。内面的なことであるというようなことであるかと思いますが、この愛国心の中にですね、「国旗」、「君が代」がありますね。君が代は別にしまして国旗ですね。国旗をここでもどこでも大概飾ってあるわけでありますけれども、祭日に昔はずっと必ず祭日のときには国旗を揚げる、玄関の前に揚げるものがありましたけれども、最近はですね、国旗を揚げてる家庭が本当に少ないんですね。アメリカとか韓国はテレビで見ますと本当によく国旗を家の前にかける、家の前に毎日のように揚げているような感じがありますが、私は湯田でございますが、湯田協議会でも一つの努力目標として国旗を祭日の日には必ず揚げましょうという努力目標をつくってやっているわけです。それでもまだ全体の1割か2割か、その程度でありますけれども、やっぱりできればこの国旗を祭日に揚げましょうというような社会教育運動も必要ではないのかなと思っておりますが、そこはいかがでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

国旗・国家の問題につきましては、東京都の問題等もありまして、なかなか裁判の判例等もありまして、なかなか今私も即答はできませんけれども、国旗を揚げようというのは、やはり祝日にそういうときに国をお祝いしましょうという一つの意志、地域社会における皆さん方の一つの意志だろうと。みんなでお祝いしましょうということだろうと思うんですが、これをだから一律的に揚げなきゃダメだと罰せられるようなものではこれはないだろうとは思いますが、お互に自分の国をお

祝いする日なんだからみんなで揚げましょうとお互いに話し合いをして進めるのはこれは大事なことではないかなと、そんなふうに思います。

#### ○21番（松尾公裕君）

わかりました。郷土愛のことでございますけれども、地域の行事とか、あるいは体育関係で校区対抗とか、あるいは集落対抗とか、そういうったものがあつたり、あるいは集落の行事とかございます。第三土曜日には家庭の日というのが昔はあったので、今日は子供会の育成の日というものがございますけれども、小学生の参加は非常にいいわけでありますけれども、中学生の参加は非常に悪いというようなことであります、体育の行事とか、あるいは集落の行事等ですね、やっぱり子供たちがもっと積極的に参加していただきたいなと思うのですが、やっぱりそういうところから一つの郷土愛というものは出てくるものではないかなと思っておりますが、地域対抗で一生懸命応援をしたり、一生懸命走ったりするのはですね、一つのまた郷土の振興にも、郷土愛にもつながると思うのでありますけれども、そういういた面でのいわゆるそういういた行事にもっと積極的に子供たちが、児童生徒が参加していただきたいなど、このように考えているんですが、郷土愛というのはイコールではないかなと思っているところであります、いかがでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

まさにそのとおりだと思います。地域に入って、しかも特に今いじめとかいろんな問題もある中で、私は地域で地域の中で地域の人の方々と一緒にになって行事をしたり、あるいは奉仕作業をしたり、縦社会の中で子供を教え、教えられ、その関係、そのような体験をいっぱい子供にさせてあげることが先ほど言いましたような公共の精神とかそういうものもつきますし、協調性、あるいはコミュニ

ケーション能力とかいろんなものがついていくと思いますので、これからぜひそういう行事にはですね、まずは地域でそのような行事をたくさん準備してやることが第一であります。そういうお願いはこれからまたしていきたいと思っておりますが、その中で第三土曜日の子供会活動につきましては、4地域の中ではほとんど中学生が参加している地域もございますが、今ご指摘のとおり、すべての地域でほとんどの子供が参加しているまでには至っていないところもあります。ただ学校としても地域としても、第三子供会活動、第三土曜日の子供会活動の日には行事がある、そういう活動があるときにはとにかく出なさいという指導はしているようですけれども、なかなか徹底し切っていない面があります。これは私どもがこれからも課題にしていかなければならぬ問題だと考えております。

#### ○21番（松尾公裕君）

それでは今おっしゃったその第三土曜日についてはですね、ぜひ積極的にまた呼びかけて、地域の行事に参加してくれるようですね、教育長の方でそれをお願いしたいと思います。

それでは次に、いじめに入りたいと思います。いじめはですね、きのうから、きのうのルリ子議員の方からもございまして、小学校、中学校で今、ただいま答弁がありましたようになりますが、このいじめの——本市のいじめの特徴、それから特徴の中でですね、これ集団的なのか、個人なのか、あるいは非常に陰湿ないじめがあるとよく聞いているわけでありますけれども、その点についてどのような状況であったのか伺っておきたいと思います。この未解決の部分というのはどういうものか、主だったものだけをお知らせください。

#### ○学校教育課長（町岡光弘君）

それではすいません、先ほどいじめに対する実態ということで、対応中の概略ということです。直接私たちがこれを読むと、あの子のことだというようなことになりますので、本当に概略にさせていただきたいと思います。

子供をですね、直接的には「死ね」と言ったり、その子の顔かたちの様子を見てほかの何かに例えて物を言うとかいうことがあります。それが1点です。この子は今ほとんど学校にも来て解決しているんですが、様子を見ているという対応でございます。

もう一つありますが、友だちから遊ぶときに仲間外れをさせられたり、いじめられるという訴えをスポーツ少年団等の中で起きているといったようなことで、その子供に対するのも保護者と連絡をとって今対応しているということです。それからメモに何々で死ねというふうなことを書かれたというようなことでの気をつけてまだ対応をしているところでです。

それからグループ分かれの中から1人が無視をされているといったような状態で、そのことからずっと友だち同士のぎくしゃくした関係であったり、それによくない言葉をかけられたりといったようなことで、まだこの子とも一応仲直りをしたりしていることもあるんですが、様子を見ているという状況です。こういった形なのが本市の方では起きております。

以上です。

#### ○21番（松尾公裕君）

結構マスコミにも出ておりますいろいろな激しい言葉がですね、「死ね」とか、メモに「死ね」とかですね、これなんかやっぱり非常にひどいなと思ったりします。それからこの顔かたちにけちをつけるとかですね、こういうことは本当によくないことありますので、十分学校の方で注意をしていただきたいなと思っておるところですが、この未

解決の部分については、この中に入っているだろうと思いますが、今度これはしっかりと納まっていくんでしょうか、どんな感じですか。

#### ○学校教育課長（町岡光弘君）

これについては一応解決していると思われているのもありますけれども、しかしそのことが先ほどご指摘のとおり教師が目を放したすきにまた無視というような状況が起きててもいけないというようなことで対応しておりますので、今後解決するかといったようなことについては解決する方に鋭意努力をしているというふうにお答えをしています。

なお、その子だけで解決できないことにつきまして——その子というのはその保護者とか親だけではできないところで、当然学校もですが、専門の教育相談のところへの紹介をしたり、こちらにおります教育専門員、あるいは教育相談員の方々とも連携を図って解決の方に向けていくという努力をしております。

以上です。

#### ○21番（松尾公裕君）

教師の目を離したすきに、また起るかもわからんということですが、教育相談に今してあるということですが、しっかりと本市ですね、これ以上いじめがたくさん起こらないように、本当に鎮火させるように努力をしていただきたいと思います。やっぱりこれは大変子供たちがですね、やっぱり親から見ますと、いじめを受けますと、本当に子供たちが学校に行きたくないとか、いろいろそういうことも聞きますので、そういうことにならないようにしっかりとやっていただきたいと思っております。

それでですね、いじめの中でマスコミ等や一般的によく言われてますが、今このうちの方はだんだん沈静化していくわけありますけれども、このいつ発生するかですね、それとこのいじめが見えないということがよ

く言われるわけですね。そこがやっぱり先生と生徒のコミュニケーションがとれてないのではということは一番の問題点ではないのかなと。それと教師がそのクラスの状況をしっかりと把握してないのではということを、我々は客観的に見るときに、そのようなふうに見るわけですが、生徒が話しやすい、相談をしやすい、そういう環境というのを、やっぱり先生と生徒の間でコミュニケーションをとっていただきたいなとこう考えるわけありますけれども、悩んでいる子を早くやっぱりキャッチしなければいけないと思っておりますが、そのような対応というのはしっかりとできていくんでしょうか、これからはですね。教育長に……。

○学校教育課長（町岡光弘君）

ご指摘の早期発見につきましては、まず教師の発見する能力を高めなければいけないということが1点ございまして、校内研修等を積むようにする方法で努めております。それでこの発見の仕方についてですが、この発見のための、先ほど教育長が言われましたチェックリストというのがございます。例えば、朝の会から元気がないのではないか、昨日と様子が違うんじゃないかな。具合が悪いと訴えてるとか、目が教師と合っても下げるとか、そういういったようなこと。それから友だちと一緒にいるべき姿が一緒にいない。一人でたくさんの荷物を持って歩いているとかさまざまな行動が朝の会から帰りの会までの間にそういうサインがあるのではないかと、そのサインを見逃さないといったような研修を続けることによって教師の観察力を磨くといった意味では研修をするように私たちの方も指導しているところです。なるべく早期発見に努めて、早期対応をしたいと思っております。

以上です。

○21番（松尾公裕君）

サインを見逃さないようにするということ

でありますので、そこらはしっかりと教育委員会の方でも指導していただきたいと思います。

家庭においてですね、やっぱり先ほども言いましたけれど、テレビゲームとか、あるいは塾通いとかですね、そういう方面ではこの子供たちはそういうことをやっておりますが、家庭の親の、もっと家庭の方の指導というものはしっかりとしなければいけないということを思う中でですね、子供と親の触れ合う時間というものが非常に少ないのではないかと思うわけでありますが、子供の様子をしっかりと把握してやるべきであると思いますけれども、親と学校との連携が、親と学校との連携というのが本当にしっかりとできているのかなということが少し疑問な部分もございますが、そこらについては日置市としてはどのような状況ですか。

○教育長（田代宗夫君）

なかなか家庭の保護者の仕事の都合とかいうような問題で子供との触れ合いが少なくなりがちですけれども、しかし少ないところは少ないなりに内容的なものを充実してやっていかなければならないと思っております。ただ学校との連携につきましては、今回先ほどのいじめの実態についても課長の方から答弁がございましたが、何かありましたときには必ず保護者の方も呼んで事情を聞いて、いじめの問題にしても何の問題にしても何か事があったときには必ず保護者を呼んで詳しい実情をお話したり、今後の対応を話したり、事あるときには必ず保護者も一緒になって問題解決に向けて取り組みは進めております。それ以外にはPTAのいろんな保護者会とか、あるいは教育相談の日を設定して、学校で、そして担任との相談等も現在やっているところでございます。

○21番（松尾公裕君）

それでは、そのような方向でしっかりとや

っていただきたいと思っております。教育再生会議ですね、学校はいじめで問題を起こした生徒に対して社会奉仕とか、あるいは別教室での指導とか、こういったことを打ち出しておりますけれども、小さいじめ、大きなじめはそうする方がいいのかなと思ったりもしますが、小さいじめの場合なんかもそういうような別教室での指導、あるいは社会奉仕というものをば教育長としてはするのかということを、どのようなふうに見解は考えていらっしゃいますか。

○教育長（田代宗夫君）

これまで私どもが対応してまいりましたいじめの問題等については、特に子供を何か罰を与えるとか懲戒の方法として、体罰ではないですけれども何かをするとかいう方法はとってはおりません。やはり問題いろいろございまして、いじめられた子、いじめる子とおりますけれども、いじめる子も問題によっては逆にこの解決の途中で命を落したりする、極端な例を申しますと。あるいは不登校になつたりすると、逆に。そういう場合も考えられます。したがって、そのケースケースに応じて考えていかなければならぬと思いますけれども、先ほど言いました現在のところはそういうことはございませんけれども、ただ私が考えておりますのは、その子供が毎日学校に来て、指導したにもかかわらずいじめを繰り返すとか、あるいは他の子供に危害を加えたり、学習を阻害するとか、こういう場合には出席停止の処置をきちっとらなければいけないと思っております。

○21番（松尾公裕君）

いじめの程度によってはそういうことも考えられるということありますが、私はやっぱりこれがんまり例えれば社会奉仕とか別教室で指導するというようなことがあれば、やっぱりその子は他の生徒からにらまれると思いますよね。やっぱり今度は逆に、今度はい

わゆる密告した子に対してですね、うらみとかあるいは仕返しとか、そういったこともありますので、やっぱりこれは今教育長が言うように、その程度によりけりということでやっていただきたいと思っております。

それともう一つは、今大事なことはやっぱり人を思いやる心だと思っております。これはやっぱり言葉でも態度でもですが、人を思いやる心が必要であるのではないかなど、そういった子供を育成すると、子供を育てるということが大事なことではないかなと思っておりますが、きのうも坂口議員が言って終わりました。「判官びいき」という言葉がございました。これは「はんがんびいき」とも言うそうでございますけれども弱いものを助けるということですが、弱い子がいじめられていたら助けてやる、そういった正義感といいますかね、そういった正義感のある子を育てるということも非常に大切なことではないかなと思っておりますが、そこについての見解はどうでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

今ご指摘の、結局いじめの現場にあるものの仲裁役と呼んだ方がいいのかなと思うんですが、いじめているときに、「君、いじめやめなさいよ」と言ってくれる正義感の強い子供を育てると、大変大事なことだと思います。ただ残念なことに外国と比較して日本の子供たちは、これちょっとと調査資料が読んだんですけれども、外国では中学校、高校になると、この仲介者の役割の子供がパーセントとしてふえていくんだそうですけれども、日本はふえていかないという現状です。それらの問題はこれまでの家庭の教育、あるいは学校、あるいは地域社会の教育そのものが根本的には問題があるのかなと思うんですが、いじめの場合も傍観者、はやし立てたりぼつとして見ている傍観者、そして当人の二人がおりまして、それに仲を取り持つ仲裁者、ご指摘のよ

うに学校の道徳の時間とか、そういう特活の時間に道徳の中に、こんなときに君はどうするかという具合で授業を行っているんですけども、なかなか仲裁者になり得るというのは、言葉では言えたにしてもその後の問題等いろいろありますて、なかなかうまく行きませんけれども、やはり懲罰とかそういうものでは内面的なこういう価値を深めていくような道徳を通して、やっぱり特にやっぱり先ほど言いました外国と同じように、年齢が上がるに連れてそういう指導をきちっとやっぱりできるような子供に育てていかなければならないと思っております。

○21番（松尾公裕君）

時間がありませんので次に入ります。山田川の改修でございますが、先ほどの答弁の中で、都市計画でやっておるから、都市計画の中でもこの水ははけるからいいということだったかと思いますが。それから流下能力が改良できると、そういうことでしたね。流下能力が改良できるということをおっしゃっておりました。それと、今まで既に改修をしているのは10分の1の確立でやっておるから10年に1回の災害であるということの答弁でございました。非常に私はこの答弁ではちょっと不満足でありますが、この山田川の全体の川の受ける、いわゆる面積、先ほども1回目のときに申し上げましたけれども、非常に広い範囲内なんですね。西回り高速道路からほとんど北側の方はほとんど今の川に流れてくるわけでありますけれども、今、そしてまた住宅ができて、道路がまた新しくできるということで側溝などが整備されていきます。だから非常に流速が早いわけありますよね。そういう状況であります。それで5年前にはこの改修を氾濫する、氾濫をするところだけをやっていただいたわけありますけれども、今その後において、やっぱり毎年1ないし2回はこの氾濫をするというよう

な状況であります。まず10分の1の確立というのは、まさにこれ間違っておりますので、ここは訂正をしていただきたいと思いますが。

それから市長はですよ、現場の状況というのが実際にわかっていないらしくるんでしょうか。支所の方から答弁要旨が来てそれを読み上げたというだけのことではなかろうかなと思っておりますが、それはどうですか。

○市長（宮路高光君）

現場も密集地のところの場所を含めまして、現場確認させてもらっております。今お話しのとおり、いろいろと今まで改良してきたというふうにお聞きしております。先ほど申し上げましたとおり、一番この河川の場合、上流、上じやなくて下流部、この大里川ですかね、大里川のセッティングをする、ここからきちっとしていくことが大事なことじゃないかなと思っております。そういうことで、さっき申し上げましたとおり、この部分を区画整理事業と一緒にして下流部から整備をしている中において上流部がどうなるのか、先決的にはこの下流部を先にやると言いますか、整備をしていくことが大事なことじゃないかなと思っております。

○21番（松尾公裕君）

私はこの現場、もう何回、何十回と足を運んでいるわけでありますが、以前は毎年四、五回、最近は二、三回というような感じであります、助役さんもいつもよく来られるわけでありますけれども。今改良してもらったわけですけれども、それでもですね、やっぱりオーバーフローするわけですね。それは都市計画と、それから河川の大里川に向かっての改修をしたところでですね、今のその部分は、今あふれてくる部分は、これは防ぐことができません。やっぱり今その途中でちょうど大里川からちょっと上流に入った二、三百——300メートルぐらいのところで一たんせきとめられております。そこの部分にぶ

つかって、下の方を保護しながら、流速を抑えながらやってるわけですが、そこがどうしてもけ切らないというような状況でありますので、やっぱりそこの上の方からバイパスをつければ、これが災害を防ぐことが、氾濫を防ぐことができるということありますので、これはやっぱりもう1回支所の方ともですね、もう市長もよくわかってると思いますが、助役もよくわかってると思いますが、よく話し合いをしていただいて、地元の人とも話ををしていただいて、これはもう毎年こういう災害は出てくるわけでありますので、こういった箇所については前向きにやっぱりこの事業の計画に乗せるような方向をやっぱり打ち出していただきたいと思いますが、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

今までの経過の中で工事をされまして、それで技術的な技術者の中でされたということを思っておりますので、このことについては支所長の方から答弁をさせますのでひとつよろしくお願ひします。

○東市来支所長（住吉伸一君）

では山田川の関係について、ご答弁させていただきたいと思います。

この問題は、松尾議員さんも平成15年6月議会でも取り上げていらっしゃいます。この検討案を、山田川の検討委員会を地元と行政と、またコンサルタントさんとも委託いたしまして対応策を協議しております。その中で7案の案が示されまして、コンサルタントの方から。その中の現在改修しております約単独費で5,000万円ぐらいかけて改修工事をやってます。これを改修計画の中では10年に1回の確立という計算方法をなされておりまし、またいろんな手法もありましたけどやっぱり財政的な問題、都市的効果の問題、それと今都市計画事業の中で暗渠整備をするようになっておりますから、先ほど市

長が答弁いたしましたとおり、上流の方を大きく改修してもその国道3号線から北側の受け入れ口が改修されないと、これはどうしても改修はできないということで、早目に都市計画事業の中で暗渠の改修工事を行いまして、その結果を見ながら、また今後も対応するということで協議がなされているということで聞いておりますんで、そういうことでお答えいたします。よろしくお願ひします。

○21番（松尾公裕君）

支所長が言われるのはですね、それがいかにも正しい答えであるというようなふうに受けとめられるわけでありますけど、私は、とにかくそのことはよくわかります。この40ミリぐらいで、40ミリぐらいの雨でこぼれるわけですから、オーバーフローするわけですから、町の中でどうっと流れ、百五、六十軒ぐらいの方々が床下浸水をするわけですから、店の中に入ってくるわけですから、今改修をしてもそういうことでありますので、これは別な角度からその暗渠バイパスの方法をすれば、必ずこれは災害がとまると思はるので、その下の方のこと大事であります。と同時に、その一番いつもあふれるその部分のあふれるところをやっぱりなくするような方法を早目早目にとらなければいけないと私は思いますので、まだ今後はこれはひとつ検討課題としてぜひ考えていただきたいと思いますが、よろしくどうぞ。

○市長（宮路高光君）

支所長も答弁いたしましたとおり、このことにつきましてはそれぞれ旧町におきまして努力をされてきておられるということでござりますので、今部分で下流部を区画整理でやってみて、それでもどうだったのかということもやっぱり一つの判断材料になるということでございますので、市当局としてはこの下流の方をやっていきたいというふうに考えております。

## ○21番（松尾公裕君）

時間がありませんので、バスのことでございますけれども、今要望が、商工会とか自治会の方から陳情が出ているということで、バス路線の、林田バスの復活のことでござりますけれども、現在ともかく乗り切らない人がやっぱり何回か出てきておりますので、できれば30人乗りにすることは、前こけけバスが今走っておるわけですが、ゆすいんバスが30人ぐらい乗るんですかね、あれが走ったことがあります。あれでも結構回っておるわけでありますと、どこも障害もなくて問題なく回っておりますので、私は30人乗りぐらいを、これをコミュニティバスに回したならばですね、きっと乗り切れないということはないのではないかと思っておるところでありますと、ぜひそれは前向きに考えていただきたいと思いますが、そんなに経費を要することではございませんので、そこはどうでしょうか。

## ○市長（宮路高光君）

詳細に何日の何時のが何回ぐらいたつのか、ちょっと私も今報告はもらっておりませんけど、この契約をする中におきまして、もう30人乗りと25名ですかね——乗りの中で契約をやっておった部分で、これを林田バスですかね——の方が契約してくれるのかどうか、これは会社の方とも協議をしていかなければならぬことであるのかなというふうに思っております。

## ○21番（松尾公裕君）

これは支所長も地域振興課長もよく知っていることありますので、できればですね、そういう状況というのはわかつておりますので、2回——3回でしたね、3回乗り切れない状況はこの1カ月の間に出ておりますので、そういったことがあるというのはやっぱりよくないと思いますので、常に住民の方々に安心してバスに乗ってもらわなければなりません

るので、乗り切れんことがあったよということが3回ほどあるわけですから、事実あるわけですから、それをぜひ30人乗りにしていただきたいということと、毎日運行ですが、これもまた非常にこれは結局経費を伴うということなどもなってくるわけでありますけれども、この毎日運行のことについては、市長は、私どもとしては毎日運行ができる本當に助かるなと思っておりますが、いかがですか。

## ○市長（宮路高光君）

今までそれぞれの方に答弁いたしましたけど、それぞれ週に1回、週に2回、毎週、毎日ということで4つの地域で形態が違っておりますと、それに対しますそれぞれの契約金額も大分違っておりますので、19年度中にこのコミュニティのバスにつきましては、本当にいろいろご意見をいただきながら、どの部分の中でどれだけの投資をすればいいのか、十分まだ論議検討をしていきたいというふうに思っております。

## ○21番（松尾公裕君）

十分に今後検討をするということでございますので、コミュニティバスについては住民が不便を来さないようにしっかりとやっていただきたいと思います。私、終わります。

## ○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を16時20分といたします。

午後4時06分休憩

---

午後4時20分開議

## ○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、坂口洋之君の質問を許可します。坂口洋之君。

[5番坂口洋之君登壇]

## ○5番（坂口洋之君）

本日最後となりました。2日目ということ

で皆さん本当、お疲れの顔色で非常に緊張しておりますけれども、最後まで正確なご答弁をいただきたいと思います。通告に従いまして、社民党の町議員として質問をいたします。

その前にですね、先ほどの教育基本法のことについて少しだけ述べさせていただきたいと思います。安倍政権が誕生いたしまして3カ月がもうすぐ経過しようとしております。最重要法案と言われる教育基本法法案、今参議院で議論中です。この教育基本法ですね、国民の9割がこの法律の中身をしっかりと理解していないというそういった現実があり、また国民の6割が慎重に審議してほしいということなんですけれども、今週中にも再び強行採決される予定であると思います。

先ほどの答弁でも、規律、モラルを守る指導は必要、私もですね、それは十分認識しております。しかし、法律に基づいて、またさまざまな愛国心という名のもとにさまざまな法律が改正され、余計、学力競争と管理教育が強まる、そういうことが私は心配でなりません。

で、質問をさせていただきます。1点目でございます。18番、21番議員と重複する質問があるかもしれません、再度答弁願います。最初にいじめの現状と本市の取り組みについて質問いたします。3カ月前には公務員の飲酒の問題が連日のように新聞・テレビに報道されてたかと思えば、2カ月前から北海道滝川市のいじめの問題、福岡県筑前町の中学校2年生の男子生徒がいじめを受けて自殺したという衝撃的な事件から2カ月が経過しました。この学校では、学校が全校生徒を対象にしたアンケートの中にいじめの発端となつた原因に1年のときの担任教師が原因でいじめが始まったという衝撃的な事件がありました。

これまで連日のように全国各地でいじめの問題が噴出し、社会現象化している現状がござ

ります。確かにいじめの問題は、社会問題化していたわけでありますが、なかなか改善されない現実もございます。15年、12年近く前に山形県の中学生が同級生にマットで巻かれていじめられたときには社会問題化したわけでございます。ここ10年は時折大きな問題化した以外は大きな社会問題化しなかつたわけです。今回この福岡県の中学生がいじめを受け、自殺したことをきっかけに全国各地で社会問題化いたしました。そういう意味を含めて、日置市のいじめの現状と日置市の取り組みについて、以下のように質問をいたします。

これまで私の所属しています教育文化委員会の中においても、いじめは日置市内の学校では減少傾向にあるという答弁をいただいたわけでありますが、鹿児島県教育委員会が実施したいじめ調査によると、昨年度1年間の合計が157件に比べて、今回の4月から10月に調べた調査によりますと、7倍の1,240件余りがあったという数字がありました。本市のいじめの件数と実態はどうなっているのかお聞かせ願います。

2つ目に、市としてのいじめの指導と対策をどのように行っているのか。

3つ目に、さまざまな問題は少なく見積もった方がいい、だれもが思うことで人間だれもがそう思うことあります。全国で昨年度だけで公立の小中高校で105人の子供が自殺したにもかかわらず、文部科学省の調査によると7年間でいじめによる自殺は1件もないとの答弁がありました。正確さを欠いた調査が行われている状況があるのではないかと思います。いじめの問題を含めて文部科学省や地方教育委員会の責任を認めようとしない隠ぺい体質、数減らし主義があるのではないか、そのことについてどう考えているのかお尋ねいたします。

4つ目に、いじめの問題、高校生の未履修

の問題で学校長などの管理職の自殺が相次いでいます。その実態を教育長はどう考えているのかお尋ねいたします。

2つ目の質問をいたします。市役所本庁の機能について質問いたします。昨年5月1日の日置市誕生から早いもので1年7カ月が超えました。合併前の希望と不安からようやく落ち着いた感じがする市政運営に見える反面、まだまだ日置市として課題も多く感じると思います。私は現在、伊集院地域に住んでおりますが、合併により役場から市役所本庁となりましたが、伊集院地域の住民はこれまでどおりと変わらないというそういった感想が多く寄せられます。伊集院本庁は市の職員も役場時代と比べて多くの職員が働き、また機能が集中したことにより来庁者もふえ、活気が出てきているんじゃないかという、そういう声まで耳にします。また周辺部も開発が進み、日置市の中心部としてますます発展するのではないかという声をします。

そこで質問いたします。市役所本庁の庁舎機能について質問いたします。合併後の職員数と来庁者は本庁各支所どう増減したのか。

2つ目に、人口5万3,000人の市役所の中心として本庁の役割は大変大きいと認識しているわけであります。市民、議会、職員の声として合併で多くの職員が配置されたことにより仕事をする上で十分なスペースが確保されておらず、狭いという声があります。来年度は日置市介護保険包括支援センターも立ち上がり、日置市介護保険課も移転するという先ほどの答弁でございました。仕事をする上で十分なスペースが確保されているのか、またどのような業務担当部署が現在のスペースで支障があるのかお尋ねいたします。

3つ目に多様化する市民への相談活動の機能として行政の活動は大変大きいです。私の家にも離婚の相談、仕事の相談などプライベートな相談が来るわけでありますが、市民

が気軽にプライバシーを守りながら相談できるスペースは現庁舎に確保されているのか。

3つ目の質問をいたします。日置市民病院の現状とあり方検討委員会について質問をいたします。日置市には市が運営する公立の病院として、日置市市民病院、旧日吉町立病院がございます。国が進める医療制度改革により、利用者の負担は継続的に負担が増し、経営する病院側も医療報酬の3.6%の引き下げにより大変厳しい経営状況を迎えていくようです。12月3日のNHKスペシャルでは、国民健康保険の現状と、保険料を払えずに病院に行けずに我慢している実態が放送されました。本来日本国憲法により、文化的で最低限度の生活が保障されているにもかかわらず、全国で32万世帯が国保料の1年以上の未払いということで保険証を取り上げられてるという実態の放送がありました。私は本来、命だけは平等でなければならないと思っております。その中に3つの項目の質問をいたします。

現在、日置市市民病院は日吉地域の住民に町立病院の時代から本当に必要な医療機関であり、なくてはならない病院であります。日置市全体を考えたとき、それ以外の地域では必ずしも知られていないという現実もあるわけです。日置市唯一の公立病院として、市民病院の位置づけをどう考えているのかお尋ねいたします。

2つ目に、全国的に医師不足、看護婦不足が指摘されています。特に公立の病院では医師不足が指摘され、診療科目の縮小、緊急の受け入れの縮小、ベッド数の削減などを実施していると聞いております。また看護婦不足により無理な勤務体制で医療ミスなどを起こしているというケースも全国であります。市民病院の現状はどうなのか。

3つ目に、現在市民病院は今後の運営方針を含めあり方検討委員会を実施し、3月に向

けて運営の方針について話し合われているようありますが、あり方検討委員会と内容と、どのようなスケジュールで今後の運営を決定するのか、以上3点について質問いたします。

[市長宮路高光君登壇]

○市長（宮路高光君）

市役所本庁の庁舎機能についてということで、その中の一番目でございますけど、合併前後の職員数の変動についてでございますが、まず合併前の職員数について申し上げますと、平成17年4月の旧伊集院町が152名、旧東市来町が132名、旧日吉町が129名、旧吹上町が119名となっています。そして出先等を除く庁舎内での業務に当たる職員に限って、合併前と現在で比較いたしますと、本庁舎内で38の増、東市来支所庁舎で23の減、日置支所庁舎で18の減、そして吹上支所庁舎で24の減となっております。

次に来庁者数でございますが、市民生活課の窓口の戸籍関係に限って申しげたいと思っております。平成16年度の旧伊集院町が5,431件、旧東市来町が4,658件、旧日吉町が2,652件、旧吹上町が4,741件となっておりまして、これを17年度と比較いたしますと、本庁舎で584件の増、東市来支所で371件の減、日置支所で208件の減、吹上支所で120件の減となっており、本庁利用者の増がうかがえるようでございます。

2番目の質問でございますけど、本庁機能を果たすに当たって、スペース的問題がないかというご質問でございますけど、合併の協議会の中におきましても当分の間はそれぞれの庁舎を利用していくんだと。いろんな増設とか、あれはもう当分の間見合わせていくこうという一つの話の中におきまして、本庁舎で申し上げますと、合併前に123名、そして現在161名の職員が業務に従事しているため、特に福祉や税務課等の窓口など、従来に

比べて窮屈となっているのは事実でございます。特に介護保険課につきましては、本庁舎ですべきでございますけど、まだ窮屈な関係の中で旧妙円寺の方で今運営をしているというのが実情でございます。特にこの保険関係につきましては同じ場所でしていくのが一番ベターだと思いますけど、今さっきも申し上げましたとおり現有で措置していくには、介護保険課につきましては今までどおりしていかなければならぬのかなというふうに思っております。

また相談スペースやプライバシーの保護につきましてでございますけど、保護者のプライバシーを保護する観点から常時使用できる相談室の設置等は極めて肝要であると考えております。現在の対応といたしましては、面接室として一つの部屋を設けておりますが、相談等が重なる場合は庁舎内の会議室等のスペースを活用し、相談しやすい最善の配慮をしているところでございます。今後におきましても相談業務の傾向等を勘案しながら、相談スペースの確保についても検討してまいりたいと考えております。

市民病院の現状とあり方検討委員会ということでございますけど、市立病院の位置づけをどう考えるかということでございますけれども、このことにつきましては合併前、町立病院ということでございましたので、市になりましたこれを引き継いでいくということでございます。特に日吉地域につきましては、診療所が1カ所ということで、大変今の市立病院が市民の皆様方に大変いろいろと重宝がられているのは事実でございます。そのような中におきまして、やはり日置地域にふさわしいひとつの市民病院であるべきなことだということを考えております。

2番のことにつきまして、医師確保については、かねて鹿児島大学病院の医局に派遣要請を行っております。そのような中におき

まして、本年度 1 月 1 日から非常勤の医師が 1 名決まりまして充足率が 100 % になったということでございます。また本年度 4 月 1 日に 3.16 % の診療報酬の改定がございまして、大変経営的に難しくなったと言いますか、経営が苦しくなったというのは事実でございます。特にこの病院におきましては、入院施設基準をすべて満たしたときのマイナス改定率でありますと、今の病院におきましては、療養病棟の施設基準は満たしておりますが、一般病棟におきましては看護師が基準に足りないというのが現状でございます。このことにつきましても本年度から夜勤 2 人体制から 4 人体制へなったことや、夜勤回数が月平均 1.45 、また夜勤時間数が月平均 7.4 時間以内となる基準に変わったということが大きな原因の中であるというふうに思っております。

3 番目のあり方検討委員会のことでございますけど、あり方検討委員会の内容につきましては、市立病院の経営改善に関することや、市立病院の果たす役割に関すること、また病院事業の今後のあり方に関することについて協議をし、今後のスケジュールといたしまして来年の 19 年 3 月までに提言をいただきたいというふうに思っております。今まで 4 回開催しております、それぞれ意見をいただいておるわけでございますけど、今後の組織のあり方につきまして、経営形態別の比較について協議をいただいております。委員会としては現在、地方公営企業法の財務規定のみを適用する一部適用に運営されておりますが、病院を取り巻く環境変化が厳しい時代に一部適用では迅速に対応しにくいことがあります。このようなことから、委員会としてはこの事業管理者を任命して地方公営企業の全部適用で運営方針、経営体にしたということも意見を述べられております。

また今後、老朽化を含めた中におきまして、

特に向こう 3 年間の収支、またもし改築した費用とか、そういうものを審議していかかなければならないということでございまして、12 月の議会の補正にも上げておりますけど、専門業者に調査を委託して、その調査は委託に基づきまして、あり方検討委員会で十分協議をしていただくというふうに考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

いじめの現状と日置市の取り組みについてですが、日置市内の小中学校のいじめの件数ですが、本市の現状はことしに入りました 11 月 8 日現在までの発生件数が、小学校 11 件、中学校 14 件、そのうち解決したものが 19 件、現在対応中のものが 6 件でございます。その実態、内容としましては、わざと避ける、無視する、あれされる、「のろま」など心ない言葉によるもの、体に関する誹謗中傷、物を隠す、悪口の手紙などであります。

市としていじめ指導と対策をどのように行っているか、先ほどお答えしましたが、別な観点からちょっと申し上げてみたいと思います。本市の学校教育における対応としましては、いじめに関する臨時校長会や生徒指導担当者研修会などで直接指導をしたり、各学校の実情や取り組みを出し合いながら協議したり、通知文による指導を行ったりしております。

学校への具体的な指導内容としては、主に次の 3 点です。1 点は、どの学校でもいじめは起こり得る、存在するといった認識に立つて、あらゆる教育活動においていじめの兆候の発見・把握に努めるとともに、迅速に対応する体制を確立すること。2 つ目は、そのためには発見のポイントをまとめたチェック表を配布し、子供が発信する小さなサインも見逃

さず対応すること。3つ目が、いじめを絶対に許さないという意識のもとに毅然とした対応をすることの3点でございます。また、一人で問題を抱え込むことなく学校全校体制で子供と正面から向き合うことについても指導しています。教育委員会といたしましては、子供、教員双方からの相談に丁寧に対応できるよう指導主事、教育専門員等によるサポートチームをつくり、問題解決体制を整備しているところでございます。

いじめの件数の「数減らし主義」が問題となっているが、基本的な考え方をということですが、私どもはいじめに対する認識の不足や、いじめの報告をマイナス評価と考えることによって正確な実態把握ができないということがあつてはならないと思っています。このような基本的な考え方をもとにしまして、本市では毎月の調査や校内の生徒指導部会等で挙げられた事例をすべて報告してもらうようにしております。

4番目のいじめの問題・高校生の未履修問題での校長、管理職の自殺問題についてですが、管理職が校内の諸問題に責任を持って当たることは当然のことありますが、いじめ問題・未履修等の問題等には、学校だけの問題ではなく、地域、家庭や社会全体にかかる諸要素が複雑に絡み合っていることも事実であります。このような場合に、管理職だけで早急に対応し、解決していくには、時間的、精神的に無理があります。したがって、本市の教育委員会におきましては、かねてよりいじめ、不登校、その他諸問題の発生の場合には早目に教育委員会へ報告してもらい、学校と教育委員会が一体となって問題解決していく体制で取り組んできております。ただ、命を守ることを指導する立場の学校管理者がみずから命を絶つようなことがあってはならないと思います。

○5番（坂口洋之君）

通告文から順次また再質問をいたします。いじめの質問も3人目ということで、ほとんど大きな課題については22番、18番議員が聞いてしまったわけなんですけれども、いじめの件数が小学校で11件、中学校で14件ということです。6月議会の中でも、私は教育文化委員会に所属しておりますので、いじめの数は年々減少しているということを答弁をいただきました。ここ5年間を比べまして、いじめの件数の推移というのはどういった形になっているのかお尋ねいたします。

○学校教育課長（町岡光弘君）

それでは、いじめの件数ですが、昨年がその全体が把握されておりますので、昨年が、いじめ調査をしている全市の2件、ことしが先ほど申し上げたとおりでございます。その前の年のところまではちょっと集約されておりませんので失礼いたします。

以上です。

○5番（坂口洋之君）

昨年から2件ということです。ことしがですね、小学校が11件、中学校が14件ということで、どういった—チェック方法が変わったことによって数字的にはかなりふえているんですけども、どういったことが変わったことによって大幅に伸びたと思われますか。

○教育長（田代宗夫君）

昨年と比べますと、大変大幅に数としてはふえていると思います。それは、これまで文部省の調査で、いじめと認定するための基準があったんですけれども、基準によりますと3つございますが、「自分よりも弱い者に対して」—ここまで一緒ですが、「一方的に」という言葉が入っておりましたし、2番目に、「身体的、心理的な攻撃を継続的に加えたとき」と、3番目は、「相手が深刻な苦痛を感じている」と、「深刻な苦痛」と、こういうことが入っておりましたので、この3つに当てはまるものを報告したのが2件で

ございます。

ところが、今回先ほど議員の方でご質問がありましたとおり、全国的にこの問題が大きくなりまして、11月の時点で再度調査をしましたのは、これまで以上に本人がいじめられていると感じたものは全部挙げなさいというのが1点です。それということですので、これまでけんかをしていじめだと言っても、1回切りのものはカウントしていなかったということでございます。そういうものが、基準が、これまでの昨年までの私どもとらえていたものと、今回改めて全国的な事例で、前いじめがあつて解決したと思ってたらまた続いていたというような事例があつたりしたもんですから、とにかくいじめとかそういうものはすべて挙げなさいと、解決したものも全部挙げなさいというような形で調査をした結果がこの数となりました。

#### ○5番（坂口洋之君）

いじめの問題というのはですね、本当、昔からあつたです。ここにいらっしゃる議員の方も当然、執行部の方も、いじめた経験もある方もいらっしゃれば、またいじめられた方も当然いらっしゃると思います。当事者にしてみれば、非常に思い出したくない過去ではなかつたかなと思っております。

このいじめの問題というのは、1985年から86年のときに社会的には問題になつたです。また94年から96年にもかけて、いじめの問題が大きな社会問題としてクローズアップしました。そして今回、いじめがですね、自殺があつたということで全国的なニュースになりました、また社会的な問題になつております。

いじめの最大の問題は、やはり子供たちの心理的なストレスが私はやっぱり原因だったんじゃないかなと思っております。ストレスには学校や社会のさまざまな要因が見られるということが、ここまで広がつた背景になつ

たのかなと思っております。私は今の社会の詰め込みと学力競争が、教育政策を含めて、教育政策に問題があつたんじゃないかなということを思つてゐるわけですが、その点について教育長の見解をお尋ねいたします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

いじめ、自殺の原因を、今ストレスがあるのではないかと。私も一つはストレスだと思います。そのストレスにもいろいろあるだろうと思います。一つはやはりそういう塾とかいろんな学習に大方の時間を費やしていく、なかなか発散する場のない子供がいるとか、あるいはテレビとか、あるいはそういうもの、室内遊びが多くて戸外での遊びが少なくなつてきてるとか、あるいは少子化の問題もあるのではないかなど。これまで五、六人子供がいまして、一人、二人がそこでけんかしていると関わりあってた大変な時代があつたわけですが、一人っ子ですからもう手をいっぱいかけられるわけで、そういういっぱい手がかかり過ぎて子供はそこに逆にストレスを感じていることもあると思います。それと、もちろん情報化とか、そういう問題もいっぱい絡み合つて、一つの原因ではないと思ひます。もろもろが絡み合つた結果、子供たちに本当にストレスがいっぱいいたまつての状況になつてゐるんじゃないかなと思います。

#### ○5番（坂口洋之君）

子供たちのいじめというのは、学校や地域において、人のいないところで、また目立たないところでいじめるケースが多いです。今回調査をするとですね、小学校で11件、中学校では14件と言ってありますけれども、実際いじめられている子供でもさえなかなか親に相談できない、学校に相談できない、そういうふうに自分をさらけ出すことについて消極的な子供もいると思います。また友だち同士で、いじめられていてもそのことについてはかかわりたくない。子供の社会もそ

なんですけども、大人の社会でもそういった問題にかかわりたくないという、そういった社会的な問題も非常に大きいんじゃないかなと私は思うわけでございます。

南日本新聞にですね、11月7日の新聞の中に、今の学校現場の状態がちょっと書いてありました。今の学校現場、課題に多くの時間を割かれて、そんな時間があったら、いじめの、いじめられているような問題の子や、またいじめている、そういった子供たちの家を家庭訪問したいが、実際その時間が十分確保されてないというそういった学校現場の先生の声がありました。今学校現場の状況はどういった形になっているのかお尋ねいたします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

学校というのは、とにかく例えば小学校で言いますと6時間目まで授業がありますので、基本的に大体朝学校に行きまして4時ごろまでは大体授業がある、その残りの1時間が子供と触れ合ったり、あるいは会合があつたり、いろいろあるというのが一般的、あるいは中学校におきましては部活動等があつたりするだろうと。ただ忙しいことは事実かと思います。教員だけが忙しいんじゃなくて、ほかの職場も忙しいことがいっぱいあるんじゃないかなと思っておりますが、その中にあって、今おっしゃいましたように、いじめている子供——すいません、失礼しました、いじめられている子、あるいは不登校の子供に対しては、どの学校においてもかなり家庭訪問をして、その子に対しては担任ないしは生徒指導主任、いろんな形で訪問をして、家庭で子供がどういう形で生活をしているか、その把握はしていると思います。ただ毎日行っているか、週1回か2回か、そこまでは私も把握しておりませんが、そのような子供への対応はある程度きっちとされているんじゃないかなと把握しております。

#### ○5番（坂口洋之君）

先ほど答弁にあったようにですね、学校現場は問題のある子供や、またいじめている子供に対して、しゃべりゅうじゃないですかでも十分家庭訪問しているという、そういった状況もあります。また日置市の取り組みとして、教育相談員などを配置して子供たちの様子を観察しているということでございます。教育相談員の方は、毎日顔を合わせればいいんですけども、ときどき行って顔を合わすわけですから、子供と教育相談員の方の信頼関係ということは、普通の日常的なことを含めると、決して強い関係じゃないと思います。やはり基本は、子供たちと学校の先生たちとの信頼関係だと私は思うところです。そういう意味でも、今学校現場、さまざまな課題や文部科学省や教育委員会からさまざまな課題とか、また研究授業、いろんな課題が多過ぎて、なかなか子供と向き合う時間が十分確保できていないというそういった状況もあります。そういったことを含めて、少しでも学校の教員が子供たちと顔を合わせながら、十分話し合う時間をつくることが必要ではないかなと私は思うわけです。

私も教育相談員の経験の方とちょっと話をする機会がありました。そうしたらですね、やはり教室の中の一番高いところから指導するのではなくて、休み時間とか給食時間に子供たちと同じ目線にあった立場で話をしながらお互い信頼関係をつくることが一番大事ではないかということを、私もそういった形で聞いてまいりました。教育環境を取り組む環境は年々変化し、また社会的な問題も同じです。経済格差が広がって満足に教育を受けられない環境に子供たちがいる現実もあります。私も教育文化委員会に所属しておりますが、給食費の問題、また学力格差の問題、児童虐待の問題等子供たちの課題は大変多いと思っております。日置市には学校現場を指導され

ます学校教育主事が今何名いらっしゃいますか。またどういった指導をされているのかお尋ねいたします。

○議長（宇田 栄君）

ここで本日の会議を18時まで延長いたします。教育長。

○教育長（田代宗夫君）

学校教育課の指導主事は、指導主事が4名、学校教育課長が1名の5名で指導をやっております。各校長会、教頭会等の指導に関する指導、もちろんまず1番目は各学校における要請による指導、研究学校内の授業研究会とか、授業を見ての研修をやる、そういうところに指導主事が派遣に行きまして、授業を見たり校内の研修会に参加したりするのが指導主事ですので、一つは子供に直接かかわりの問題はそれが一番大きいと思います。そのほかもちろん安全対策からすべての学校教育にかかわる指導に関するものは、すべてこの5名でかかわっております。そのほか教頭会、校長会等の指導、指導資料の作成等にも当たっております。なお、また今問題になっております、先ほど言いましたように子供たちの教育相談に関する問題にもすべて携わっております。

○5番（坂口洋之君）

現在5名の学校教育主事が学校を指導されているということです。先般、12番議員から学校教育主事をもっと地域に戻して——各支所だと思いますけど、そこに帰って地域に密着した教育指導をしてほしいということです。今教育の問題、いろんなさまざまな問題があります。教育長も就任されてから本当に近年の教育のいろんな問題を感じいらっしゃると思います。私もよく市役所を夜遅く行くんですけども、学校教育主事の方々と思うんですけども非常に遅くまで指導していると思うんですよ。たまには12時を超えた時間まで電気がついている状態もあ

ります。こんな遅くまで指導があって相当仕事が忙しいんだなというのを私は感じるわけなんですけれども、今の教育の問題を含めますと、現行のこの5名の教育主事の体制で十分学校を指導できているのか、その辺に問題はないのか、教育長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

これまで各支所に指導主事が1名ずつおりまして、伊集院だけが指導主事が2名、課長となっていたんですけれどもやっておりました。もちろん指導主事がたくさんいるということは、余裕をもって仕事をする面ではこれはもうたくさんいたほどいいことはわかっているんですけども、いろんな諸事情もございますし、これまでそれで済ませてきておりましたので、何とかこの5名で今のところは、先ほど申し上げました職務についても各地域を分担してやりながら、その上に専門性を生かしながらそれで仕事を割り振って、その範囲内で仕事をしているところでございます。

○5番（坂口洋之君）

今うちも行革委員会を開きまして、職員を少しでも減らしてほしいという、そういった形でてるんですけども、やはり本当に必要なところは職員を十分配置して、問題があるところは十分指導できる体制をつくる必要があるんじゃないかなと思っております。

いじめの問題というのは、なかなか表に出ないという、そういった雰囲気があります。文部科学省も、最初は「いじめ半減」という目標を立てたそうです。それに向けて少しでも各教育委員会にいじめを減らせといった、そういった指導をされたといいます。いじめが半減した形になると、今度はいじめをゼロにしようということで文部科学省が数値的目標を教育委員会などに提出して、それは結果としてなかなか数が挙がっていない、いろんな問題があってもなかなか表に出てこない、そ

といったことがやっぱり最大の原因じゃないかなと思っております。

今学校も教職員の評価システムが入っております。自分たちにプラスになるようなことについては一生懸命するんですけども、特にいじめの問題となりますと先生のクラス運営の評価がやっぱり出てきます。そういうことを含めて学校の評価と教職員の評価、それといじめの問題については、やはり評価を切り離す必要があるんじゃないかなと思っております。評価を気にする余り、いろんな問題にかかわらずに数字を挙げないというようなことが、結果としていじめの深刻さになると思いますので、そこら辺は含めてですね、評価といじめをやはり分離する必要があるのではないかなと思っておりますが、教育長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○教育長（田代宗夫君）

いじめはどの学校にもどの学級にもあり得るという視点で私ども指導しているところで、いじめがあったからこの指導が悪かったと直接的に結びつけることはないと私は思います。ただいじめが起きたときにその対応をどうしたかと、これは評価になると思います。そのような立場で直接いじめがあったからこの人は評価が悪くなるというようなことはないと私は思います。

#### ○5番（坂口洋之君）

評価に対してもですね、やはり今は昔と違って学校のコミュニケーションも非常に少なくなっています。昔は、休み時間にお茶を飲みながら、クラスの問題やいろんな課題なんかを話し合う時間があったように聞いています。しかし、今の時代は非常に学校が忙しくなって、特に若い先生なんかは自分の課題をすることに一生懸命になって、パソコンをずっと打ってですね、じっくり先生同士の話す機会さえもやっぱりないということです。やはり教員同士がコミュニケーションを持ちながら、

隣のクラスであっても、やはり支え合う、そういう体制をつくる、そういう余裕のある時間設定をやはりつくる必要があるのではないかと思っております。

最後の質問なんですかけれども、ここ10年、教育とはちょっとずれるんですけども規制緩和がありまして、そのときはみんな生活がみんなよくなるんじゃないかといった、そういう思い出があります。しかし、この10年を見ますと、経済的に格差が広がって、生活もできないような世帯が非常にふえております。

今安倍政権がですね、先ほども私、答弁しましたけれども、教育再生会議というのをつくりまして、さまざまな教育改革が進められようとしております。学校選択制、教職員の評価します教育バウチャー制度、そういう問題がこれからやっぱり当然出てくるのではないかと私は心配するわけでございます。そうする上で5年、10年後先に、子供たちに對しても経済的格差、学力格差がますます広がるんじゃないかと思っておりますけれども、それについて教育長に最後の質問をいたします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

今ございましたように教育再生会議の方で教育バウチャー制度、あるいは教員免許法の更新制とかさまざまな改革もなされようという動きがあるようですけれども、やはり改革というのは現在のあり方に何か課題が生じてきたときにやはり起こるものだと考えております。ただそのことがいたずらに行われて、かえって現在の教育状況を悪くするようであれば、私はそれをしない方がいいと思いますが、そのようなものではなくして現在の問題点、課題をクリアできるような改革であってほしいなと、そんなふうに思います。

#### ○5番（坂口洋之君）

いじめの問題について質問を終わらせまし

て、次の市役所機能について市長に再び答弁をお願いいたします。

来庁舎数の数なんですけれども、伊集院がですね、職員の数がまず伊集院で38人増、ほかが20人近い減ということです。来庁者数にしても伊集院が1割程度、それ以外が減少という数字がございます。私も各支所によく出向いていろんな話を聞かせてもらうんですけども、1階は市民生活課などがありまして、市民に直接かかわりのある担当課が多いもんですからそんなに合併しても人が減ったのかなという感じがするんですけども、2階などに上がるとですね、やはりかなり人が減ったということを実感するわけでございます。

合併のねらいというのはまさに行政改革と職員減らし、議員減らしであります。私も十分理解できるわけでございます。合併前にまちづくり計画が策定されておりますけれども、将来的な日置市の人口の予想が5万3,000人を少し超えるんじゃないかというそういった数字が出てきております。しかし、この前の南日本新聞を見ますと、日置市の20年後の人口が4万8,000人まで減少するというそういった数字がございました。予想以上に人口減少社会が続くんじゃないかなと思っております。その将来人口予想、4万8,000人の数字を市長も多分見られたと思いますけれども、市長の感想をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

この人口の推計というのは大変難しい部分があるというふうに思っております。現在昨年の5月1日から12月1日のこの比較をいたしましても、これは住民基本台帳の中で四、五百名減っておるというのが実情でございます。総体で日本もそのような人口減少、また鹿児島県全体もその率の中で減っていくということでございまして、私どももこの日置市

を含め、全体的にしてもそれが4万8,000が正しいのか、若干そこあたりはわかりませんけど、総体的には減っていく状況であるというふうには思っております。

#### ○5番（坂口洋之君）

鹿児島県の人口は現在175万人なんですけども、20年後の人口が160万人まで落ちるということで、本当人口がどこも減っております。県下の予測を見ますと、鹿児島市がやっぱ3万人程度減っております。それ以外も地方の都市、市ではもう大幅に減っているんですけども、日置市は減少率的に見ると、ほかの市に比べて少ないと思いますけれども、特に大隈半島や奄美市などは非常に人口が減って、今後税収を含めて、やはり厳しい経済状況、また市の財政状況が本当予測されるんじゃないかなと思っております。

それに関連するんですけども、加世田市がですね——南さつま市ですか、11月の27日にですね、新聞の中に、南さつま市が合併して1年が経過しました。そのことによって人口の推移がどう変わったかというのが新聞に載っておりました。南さつま市は加世田と大浦、笠沙、坊津、金峰と合併したんですけども、合併によって市内からの移動ということで笠沙、大浦、坊津の方々が、人数は50人程度だったんですけども、加世田の方に移っているという、そういった数字が載っておりました。日置市もそういった状況、特に伊集院地域はいろんな方がやっぱ集まりやすい場所で人口はふえているんですけども、旧3町がやはり減少、自然減を含めてやはり減少の幅が非常に大きくなっているんじゃないかなと思っております。主として、合併後の市内の人口推移というのは十分把握されているのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘でございました市内の旧町から見ますと、旧伊集院町の方が横ばいというふう

にこれはそんなにふえてもおりません。ほかのところが基本的に出生と死亡、そういう自然減の中で減っておると、このような実態をつかんでおります。

#### ○5番（坂口洋之君）

伊集院町は横ばいということなんですけれども、実際合併して、旧吹上町時代の方もやはり伊集院に家を建てられたりとか、日吉の役場の方も伊集院の方に家を建てられたというそういった事実もあります。どこに住むかは個人の判断で何とも言えないんですけども、やはり市長も政策の中に、旧4町の均等ある発展ということを言われておりますので、人口減少が今後またますます増加、ますますそんな点が大きくなるんじゃないかなと思っておりますが、そこを含めてやはり旧4町が均等ある発展を目指すためにもですね、過疎地域の定住化、人口増対策もやっぱりとる必要があるんじゃないかなと思いますが、その点についてお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的にこの日置市全体のバランスということが一番大事でございます。さっき言いましたように、もう日置市自体が人口がふえるということが大変難しいという想定を頭に入れた中におきまして、それぞれ幾ら最小限にそれぞれの地域を減少を食いとめていくのか、基本的にこの移動、定住ということもございますけど、一番今如実にあらわれているのがこの自然ですね。社会的な移動じゃなく、自然的な移動の出生と死亡、この割というのが大変大きな要因となっております。そういうことを踏まえまして、またそれぞれの地域におきまして、地域からも要望が上がっておりますけど、定住促進をどう考えているかということもございます。特に公営住宅を含めたり、住宅施策、そういう課題が残されておりますので、そういうものはやはり財源的なものも裏づけもきちっとしながら、やはり考へ

ていかなければならんというふうに思っております。

#### ○5番（坂口洋之君）

次の、支所機能のことについてお尋ねいたします。現在日置市は1つの本庁と3つの総合支所で運営されているわけでございます。霧島市が合併して1年たつんですけども、やはり本庁と総合支所では非常に事務のむだがあつたりとかですね、効率が悪いというそういうことが新聞記事になったと思いますけれども、合併して1年7カ月、本庁と総合支所の関係を、これまでどうだったのか、うまくスムーズに行っているのか、むだはなかつたのか、そこら辺の見解をお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

本所と支所におきますそれぞれの課の連携の中で、事務分掌の分担といいますか、それがやはりまだいろいろと十分に補われているということはないと思っております。その中におきまして、今それぞれの事務分掌を含めまして、基本的には総務企画部の部分がやはり本庁の方に移行しておるということは事実でございます。そのほかの部署につきましても総合窓口、やはり住民に直結している場所につきましてはそれなりに支所の方で機能を発揮していかなければならない。またそれぞれの課ごとにおきまして、予算を含めたり、また事業計画をしたり、そういう総括するのは本所の方でいいと思っておりますので、まず本所とその課においても人員配置といいますか、事務量といいますか、そこあたりの調整というのは今後やっていかなきやならないというふうに思っております。

#### ○5番（坂口洋之君）

さまざまな問題があって、先般の議員の答えの中でも、今後検討して再編するということなんですけれども。合併しても、なかなか仕事量が減ったのか減ってないのか私もよく

わからないんですけども、なかなか減ったという声をあんまり聞かないんですよ。やっぱりかなり本庁と総合支所の関係において、書類処理においても、やはりかなりむだもあったんじゃないかなと思っております。そういうところ等を含めて、やはり早急な改善をする必要があるんじゃないかなと思っております。現在、総合支所として運営しておりますかわりにですね、支所に移行、総合支所から支所にかわった場合のメリット、デメリットをですね、現在本市としてもある程度計算していると思いますけれども、例えば総合支所から支所にかわった場合はどういった問題があり、またメリットがあるのか、合併の中の話し合いで、当分の間では総合支所方式で行くということなんですけども、やはりかなりむだもありますし、財政の効率化を考えたら、支所機能、総合支所機能を支所機能にかえることもありますね、私もそれはいいと悪いとは私も言えませんけども、やはりそういったことを含めて現在検討をされているのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的にこの総合支所から支所の機能、おっしゃいましたとおり本所、支所機能することはきっちりした効率性というのは出てくると思っておりますけど、今お話しのとおり、合併時を含めた期間的なものはちょっとわかりませんけど、やはり住民に対しますサービスを含めた中をやはり重んじて、今総合支所方式にしております。基本的には日置市の職員がこの二、三年を含めたときにどれぐらい総体になってくるのかが一番計画の中でもしてありますけども、その時期の減り方の支障がどこに来るのか、そこあたりを見極めたときに、やはりこの本所の方も減りますし支所も減ってきます。そういうことを含めた中でどういう事務量の分担をしていけばいいのか、もう今そういう検討を今から私どもはしてい

かなきやならんというふうに思っております。

#### ○5番（坂口洋之君）

先ほど答弁があったとおりですね、一部の担当課が合併によっては非常に人がふえたことによって場所も狭くなつたということです。来年4月には介護保険課が移るということです。そしてまた包括支援センターも立ち上がるということで、もう市役所は本当人が多くて、なかなか十分な仕事をするには十分なスペースが私はないのではないかと思っております。そこを含めてですね、やはり職員が一定程度の広さをもって十分仕事ができる、そういうたったスペースも今必要ではないかと思っております。総合支所から支所に減れば、各支所は大幅に職員が減って、地域がやっぱ寂れるのではないかといった、そういう心配がですね、やはり3支所からあるわけなんですけれども、私も職員がふえれば当然ながら事務に差し支えますので、市役所本庁を含めて、増築することも考えていいのではないかということも私は最初は思つてました。しかし、やはり何人かの方と話をしたら、伊集院に人が集中すれば、ますますほかの3支所が人が減って、経済的にもやはり経済効果を含めて非常に寂れるというござりました。

そういうことを含めて、やはりこの支所だけではなかなか対応できませんので将来的なことを考えたら、やはり一部問題のない部署が、市民に対して直接関係ない部署があれば、一部機能を移転してもいいんじゃないかなと思っております。完全に分序方式というのは非常に難しいかもしれませんけども、一部市の機能を各支所に分散させることも考えていいのじゃないかと思っています。実際霧島市もですね、今非常に場所が狭くて、なかなか対応できないということで、隼人の方に一部機能も移すということも考えております。地理的な面、いろんな面もありますけれども、今やはりインフラも整備されてまして、必ず

しも同じところですべての仕事をする必要もないと思います。旧3町の均等ある発展を含めて、一部機能の分庁方式も考える必要があるのではないかと思っておりますが、市長の考え方をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今議員の方から介護保険課がこちらの方に来るというのは私も初めて聞いたんですけど、そう決まったのか、まだそんなことは何も決まっておりません。今言いましたように、介護保険課も旧塵芥処理の跡地の方の事務所を使っております。基本的にはこの包括支援センターをどこに最終的に位置づけていくのか、そういうものを含めながら、今おっしゃいましたように一部機能をということもござりますけど、一番問題はその命令系を含めてどういうふうにしてきっちと総括できるのか、大変そこあたりの部分が難しい部分もございますので、おっしゃいます話のとおり、あと4年ぐらいすれば本当に全体的に職員の数は減ってまいりますので、そこの中でスペース的な余裕、いろんなものが私は出てくるというふうに考えております。

○5番（坂口洋之君）

次の市民病院のことについてですね、質問いたします。

日吉の市民病院ですね、私もその歴史をちょっと調べてきました。昭和27年に当時吉利村に病院が1カ所もなかったということで診療所からスタートしたということです。その病院も診療所から數えますと53年近くになるという歴史の古い、鹿児島県で初めての公立の病院ということでございます。現在市民病院は、あり方検討委員会を含めて今後の運営方針が話し合われているわけで、廃止、民間委託、縮小、現有を維持しての建てかえという形で今後話し合われるわけなんですが、日吉地域は来年4月に包括支援センターができるということで、在宅介護支援セ

ンターが一部の相談機能だけを残して伊集院の本庁舎の方に移るということでございます。合併協議会の中では、日吉地域の医療福祉の拠点づくりを進めるということを文言に書いてあると思いますけれども、やはりその文言とは裏腹に、日吉の医療福祉の拠点づくりが私は後退する心配をしている、後退するかもしれないという、そういった心配もありますけれども、その点について市長の見解をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

福祉におきます地域の後退ということ、これを含めまして今一番問題にしているのが経営的はどうあるのか。病院の中におきましても、今約2,000万円ぐらいの一般会計からの繰り入れをしておりまして、今まではどうにか2,000万円繰り入れて、とんとんの中で来た部分がございますけど、さっき申し上げましたとおり今回の医療の改定を含めた中で18年度がどれぐらいの赤字なのか、それに一般会計からずっと今後とも繰り入れをしていけばいいのかどうか、やはり経営的な部分もやはり若干は私は考えていかなければならぬ。ですから、やはり日吉地域にはそういう医療を含め、またそれぞの介護を含めたのは残していくかなければならない、これは基本的に公的にするのか民間がするのか、そこあたりの部分を法がするから全部サービス、法が撤退するからサービスが低下すると、そこにかわる民間がしてみても一緒であると。ほかの地域もそれぞれ民間がしているいろんな病院にいたしましても、介護にいたしましても、民間がして部分がございますので、やはりそこあたりの知恵をどういうふうにしてこの日吉地域に含めた医療福祉をしていくかが今後の課題であるというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

この問題について、私も日吉の当時の合併

協議会に参加された方々のちょっと意見を聞いたんですけども、やはり今後とも日吉の唯一の公立病院として50年間あったわけですから、今後とも残してほしいといったそういう声がありますので、そういう声を大事にしながら今後慎重な判断をしていただきたいと思います。

看護婦不足の点に——医師不足、看護婦不足の点の方に移りたいと思います。医師もですね、全国の自治体の公立病院というのはなかなかお医者さんが定着しないということで、全国的に見てもお医者さんがいなくなっていることによって病院が縮小されたり、また診療科目が縮小されたりということでございます。日置の市民病院がですね、お医者さんに関しては新しい方も入られたということでございます。

看護婦不足の点です。一般病棟は看護婦の不足があるということ、看護師の不足があるということでございます。全国的に見ても、今看護師不足が非常に深刻になっております。かつて病院は病棟数に関して13対1で看護師さんを配置してたんですけども、国の方針の医療改革によって、大きな病院などでは7対1で看護師さんを配置するということでございます。ちなみに鹿児島市内の病院が10対1の配置基準だそうです。そして鹿児島大学病院が、これまで10対1の配置基準を7対1にかえることによって、160人看護師さんを募集したそうです。そういうことによって、民間の病院で看護師さんをせっかく育てたのに、鹿大病院が人材をとにかく取ったような形になってるということですね、160人も募集をかけましたので、本当に多くのいい人材の看護婦さんが行つたそうです。また鹿児島市の市立病院も現在13対1の配置基準なんですが、看護師さんをたくさん入れることによって診療点数も上がるということで、10対1の配置基準にす

るということで、また看護婦さんの募集をかけています。今は少ない看護師さんの不足は若干あるということなんですかけども、今後地方の看護婦さんのいい人材が都市部の大きな病院に流れていくという、そういう心配も、やはり医師会を含めてそういう話を聞きますので、医者と看護婦さんがやはり病院にとってはやはり最大の人材ですので、そこら辺を含めて人材不足については十分留意して補充ができる体制をつくっていただきたいと思います。

市民病院の件なんですかけども、私も市民病院に行かせていただきました。築30年から恐らく40年の間だと思います。非常に古い病院ではなかったかなと思っております。市長もあり方検討委員会に毎回顔を出されておりまして、病院の現状とまた施設等の中身について十分理解されていると思いますけれども、市民病院の施設に関しての感想をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

今52年に改築をしておりまして、29年、30年近くなっています。あるところにおきましては雨漏りがしているという現状もございます。基本的には大変老朽化して、患者さん、また入院患者さんの方にもいろいろと過大な迷惑をかけるというのは事実でございます。そういうことを踏まえまして、先ほど来いろいろとご指摘もございますけど、今後の市立病院の経営体、またこれを本当に改築してどれぐらいのお金をつけ込んで、どれだけの収支がとれるのか。今もご指摘ございましたように看護師の確保、これも大変今難しい状況でもございます。基本的に今の待遇の中で正職員を募集をすれば、私は来ると思つておりますけど、今は何しろこの病院経営が人件比率が70%を超えております。このままずっとその正職員を採用していく中におきましては、今以上のより人件比率がどうある

のか、それを民間の病院の中では 150% ぐらいの中の人事比率でそれぞれ病院経営をしておる。私はそれぞれ今回の病院を含めた中で、市民の皆様方がそれ以上でももういいよと、そういう合意が本当に得られるのかどうか、最終的にはこの経営がどうあるかという一つの大きな論議でなければ、法律だから今までの規制の中で法律でおって、そのまま言わば赤字を膨らかしていいのかどうか、それで市民の人が皆納得するのかどうか、やはりここあたりの論議をきちっとした中で結論を出していかなければならないというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

今後 3 月に、あり方検討委員会で最終的な道づくりというのを決めて判断されるということでございます。全国的な実態を見ますと、もうやはり全国的に公立病院ですね、経営状況を考えると非常に厳しい実態があるというのは現実でございます。そういう意味でも、運営方針が今後変更されるかもしれませんけれども、そういうことを含めて、やはり日吉の地域の方々も今後病院が残るのか、また入院患者の方々も大幅に縮小されるんじやないかといった、そういった心配もあります。またそこで働いている看護師の皆さん方も今後の運営について非常に不安を持っております。3 月に答申が出るということでございますが、それは結論ありきじゃなくて、やはりその後も住民や利用者、また職員含めて、運営の変更について十分事前に協議をして、運営については慎重に対応していく必要があるんじやないかなと思いますが、その点についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

答申が出たからすぐ来年度からしていくと、そういうことはないというふうに思っております。答申が出たら、その方向性の中でそれぞれの説明会を含め、またいろんな意見収集

した中でその方向性を何年度ぐらいにするのか、そういうことをやはりきっちと判断をしていかなければならないというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

運営については、まだすぐには決まらないということでございます。しかし、今日置の市民病院はですね、特に入院病棟を見ますとトイレとか流し台とか非常に古いです。市長も多分見られたと思いますけれども、やはり水周りを含めて、本当早急に改装しなければならないところが非常に多いわけでございます。日置市の平成 18 年度の予算の投資的経費のところを見ましても、旧 4 町を比べても人口比を換算しても日吉の投資的費用が非常に少ないです。そこら辺を含めて、やはり旧 4 町が均等ある発展を目指すのであれば、必要なないところに投資せずに今本当に改修とか改善するところが現実にあるわけでございますので、早急に、建てかえといつてもすぐには建てかえしないと思いますので、やはり入院患者がやはり安心して入院できる、そういう環境もつくる必要があると思いますので、やはり早急に改修できる点は改修することを要望いたしまして私の質問を終わります。

○議長（宇田 栄君）

本日の一般質問はこれで終わります。

---

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。あすは午前 10 時から本会議を開きます。本日はこれで散会をいたします。

午後 5 時 30 分 散会

第 4 号 (12 月 14 日)



議事日程（第4号）

日 程

事 件 名

日程第 1 一般質問（4番、13番、27番、28番、16番、1番）

日程第 2 議案第165号 市有財産の取得について

本会議（12月14日）（木曜）

出席議員 29名

1番	出 水 賢太郎 君	2番	上 園 哲 生 君
3番	下御領 昭 博 君	4番	門 松 慶 一 君
5番	坂 口 洋 之 君	6番	花 木 千 鶴 さん
7番	並 松 安 文 君	9番	靄 園 秋 男 君
10番	大 園 貴 文 君	11番	漆 島 政 人 君
12番	中 島 昭 君	13番	田 畑 純 二 君
14番	西 蘭 典 子 さん	15番	田 丸 武 人 君
16番	池 満 渉 君	17番	桙 康 博 君
18番	坂 口 ルリ子 さん	19番	東 孝 志 君
20番	長 野 瑞 や子 さん	21番	松 尾 公 裕 君
22番	重 水 富 夫 君	23番	畠 中 實 弘 君
24番	地頭所 貞 視 君	25番	谷 口 正 行 君
26番	西 峯 尚 平 君	27番	佐 藤 彰 矩 君
28番	成 田 浩 君	29番	鳩 野 哲 盛 君
30番	宇 田 栄 君		
欠席議員	1名		
8番	田 代 吉 勝 君		

---

事務局職員出席者

事務局長 中村 治 君 議事調査係 家村 育 君  
次長兼議事調査係長 川崎 美智也 君

---

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮 路 高 光 君	助 役	湯 田 平 浩 美 君
助 役	横 山 宏 志 君	教 育 長	田 代 宗 夫 君
総務企画部長	益 滿 昭 人 君	市民福祉部長	樋 渡 健 郎 君
産業建設部長	外 園 昭 実 君	教 育 次 長	満 尾 利 親 君
消防本部消防長	田 上 規 夫 君	東市来支所長	住 吉 仲 一 君
日吉支所長	下田平 輝 己 君	吹上支所長	坂 口 文 男 君
総務課長	池 上 吉 治 君	財政管財課長	福 田 秀 一 君

企画課長	富迫克彦君	合併プロジェクト室長	有村芳文君
税務課長	瀬川利英君	商工観光課長	吉丸三郎君
市民生活課長	桜井健一君	福祉課長	豊辻重弘君
健康保険課長	脇忠男君	介護保険課長	久富木盈君
農林水産課長	熊野一秋君	土木建設課長	樹治美君
都市計画課長	外園信夫君	下水道課長	宮園光次君
水道課長	岡元義実君	教育総務課長	山之内修君
学校教育課長	町岡光弘君	社会教育課長	神之門透君
市民スポーツ課長	妙見義弘君	出納室長	奥菌正名君
監査委員事務局長	芝原八郎君	農業委員会事務局長	大北節雄君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

お知らせします。田代議員、入院のため、本日の会議は欠席であります。

ただいまから本日の会議を開きます。

---

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、4番、門松慶一君の質問を許可します。

[4番門松慶一君登壇]

○4番（門松慶一君）

皆さん、おはようございます。本日、最終日の一般質問であります。少々風邪ぎみでありますのでお聞き苦しい点があろうかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、始めます。

私は、さきに通告してありました3つの項目について質問させていただきます。

まず、商工会の合併の件であります。

昨年の12月議会にも質問させていただきましたが、あのときは予定であります。今回、来年の4月に合併が決定いたしました。これまで足かけ3年、この商工会の合併について協議されてきたわけであります。各4町の商工会が合併し、日置市商工会となり、本所は伊集院ということは決定しております。また、市来町と4町で広域連携も組まれております。民間の代表である商工会は、地域の活性化、町の発展に長年大いに寄与してきたことは事実であります。行政と商工会は、車の両輪であるということは言うまでもありません。

そこで、まずこの合併が決定したわけですが、行政の合併と同じように予算については持ち寄りとなるため、少なくとも1年間は商

工会の補助金は据え置きすべきだと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

次に、イベント・行事等のこれから問題です。観光協会も合併が予定されております。この二、三年で淘汰していくかなくてはならないかと思いますが、1年間は据え置きと考えます。市長の考え方をお聞きします。

次に、プレミアム共通商品券の取り扱いの件についてであります。これまで伊集院以外の3町は取り扱っておりました。大隅の曾於市の商工会の例ですが、昨年4月に3町が合併し、その合併した年にプレミアム商品券の補助金をこれまで300万円だったのが800万円つけております。また、そのプレミアムは10%と非常に高いです。すばらしい行政の後押しです。毎日30万円売れているそうです。まさしく商工業の活性化です。このプレミアム商品券のこれから展望を踏まえ、市長の考え方をお聞きします。

次に、少林寺流鍊心館の件について質問いたします。

世界に15カ国、門下生35万人という少林寺流鍊心館の総本山がこの日置市伊集院の地にあります。昭和30年、鹿児島市高麗町に道場を開設し、昭和39年、伊集院の地に総本山を開山しております。昨年創立50周年を記念して海外から100人、国内より1,000人の選手を一堂に集め、安部晋三名誉総裁をお招きし、第1回少林寺流国際親善空手道選手権大会を鹿児島アリーナで盛大に開催しております。

武道を通じた人づくりという観点で、武道の持つ勝敗を最後の目的とせず、日々の苦しい鍛錬の中から自己を研さんし、人間形成を図り、崇高な理念は自己を守り人を愛し、その究極は人の命の尊厳と世界平和に通じるというものが鍊心館の考え方です。また、健全な青少年の育成の観点から、武道は礼に始まって礼に終わると言われますとおり、鍊心館

は礼節を重んじ、真剣勝負の中にも相手を尊ぶ心がはぐくまれ、家庭や学校ではなかなか身につけることが難しい眞の意味での教育が行われております。これは先代の保勇宗家、現在の保巖宗家の強固な意志と高い理念のもと確立されたものと考えます。先代の保勇宗家の時代、昭和61年より現宗家の平成16年まで、町の社会福祉協議会へ総額約460万円の寄附金もいただいております。また、現宗家におかれましては、演武会でのチャリティー資金や門下生の募金活動の資金で、インドの恵まれない子供たちに机、いす、文具等を毎年送っております。そういうすばらしい考え方の宗家のもと、門下生35万人の鍊心館の総本山がこの伊集院の地にあるわけであります。

そこで質問いたします。まず初めに、世界15カ国、門下生35万人の少林寺流鍊心館の総本山がこの伊集院の地にあることについて、市長はどのように考えているかお聞きします。

次に、少林寺流空手道の演武会が毎年1回行われていますが、総本山のある伊集院の地で行う考えはないか、お聞きいたします。

次に、青少年の健全育成の面で、これから市としての鍊心館との取り組みについてどう考えているか、市長と教育長にお聞きいたします。

最後に、路線バスの件について質問いたします。

妙円寺団地の路線バスの現状は、いわさきグループの赤字バス廃止の問題で相当減便されております。従来の3分の1になったですから、不満が出るのは当たり前です。他の交通とは接続の問題、コミュニティバスの連携の問題、ダイヤの問題、こうした問題等、難題が山積みであります。

先般、この件で団地で説明会がありました。当局では、30人ぐらいと予想していたとい

うことですが、平日の1時半にもかかわらず約100名の方が来られました。まさしく団地の住民の方々は大変困っておられるのが現状であります。このことについて改善に向けた対応策をどのように考えているか、市長の考え方をお聞きします。

以上、1回目の質問を終わります。

[市長宮路高光君登壇]

○市長（宮路高光君）

1番目の商工会の合併についてというご質問でございます。

その中の1番目で、商工会の合併が決定したことにより平成19年度の商工会の補助金を据え置くべきと思うが、その質問でございますけど、商工会におかれましては、2007年4月1日の合併を目指して、今年度合併協議会により合併に向けた具体的な協議がなされ、10月18日をもって合併協議会の協議項目すべてを終了し、商工会合併契約調印式も終わり、各商工会により11月28日、商工会合併契約書承認に伴う臨時総会も終了しております。今後は、設立委員会により新商工会の設立に関する協議が進められ、平成19年4月1日の合併を目指していくこと思います。

補助金の関係ですが、商工会の運営基盤は、国、県、市の補助金で支えられてきており、法的にも収益事業を取り組めない現状であることは存じております。市といたしましても、平成19年の予算編成に当たっては、歳出面において費用効果を念頭に置き、内部努力による経費の削減、市単独補助金を始めとする徹底した事務事業の見直しをしながら、予算編成に取り組んでいるところでございます。

補助金につきましては、現在当初予算編成の最中でございまして、市の補助金審査委員会、行革推進本部、行革推進委員会の組織の意見も求めながら判断をやっていきたいとい

うふうに考えております。

2番目のイベント・行事でございますけど、イベント・行事につきましては、商工会、観光協会、各種の団体等で進められてきておるところでございまして、このイベントにつきましても、市におきます補助金がそれぞれのところに配付されているということでございます。特に、このイベントにおきましては、観光協会が主体になるものが多いようでございまして、今観光協会の方におきましては、この合併に向けてそれぞれ鋭意検討会をしておるところでございまして、なるべく早く観光協会の方も一つになってほしいという気持ちを持っております。

そのような状況で、やはり観光協会が一つになってそれぞれのイベント等におきましても廃止、統合、また拡充、縮小を含めた中で論議をしていただき、市としての対応もやっていきたいというふうに考えております。

プレミアム共通商品券の取り扱いでございますけど、このことにつきましては基本的には商工会の活性化ということが伺われるというふうに感じております。特に、4つの地域におきましても、プレミアムにつきましてはそれぞれ手法が違ったようでございます。このことにつきましても、今後商工会の内部の中で合併いたしまして、このプレミアムの共通券をどうするのか、やはり統一的な見解をいただきながら、それに基づきまして市としての対応というのを今後考えていきたいというふうに考えております。

2番目の少林寺流鍊心館の件でございます。

これほどの組織の団体の総本山が伊集院地域にあるということは、大変誇りに思っております。また、たくさんの門下生の皆様方が本地域に入りいたしまして、それぞれ精神的な教育もございますけど、それなりの経済効果といいますか、いろんな形であらわれているというふうに思っております。先代の保

勇宗家、大変精神的に強い方でございまして、いろいろと特に子供たちの育成といいますか、教育に対する熱心な方であったというふうに思っております。今後、やはりすばらしいこのような団体の皆様方とは、本市といたしましても今後親しくおつき合いをしながら、やはり地域の活性化、また子供たちの教育にとって大きな貢献をしていただけるよう努めていきたいというふうに考えております。

2番目の演武会のことございますが、この演武会、ことしで2回を開催しておるということをお聞きしております。私どもも鍊心館の方が伊集院の地域といいますか、日置市でしたいという意向があれば、いつでも受け入れ態勢はしていきたいと思っております。今後、鍊心館本部と十分このことについては打ち合わせをしていきたいというふうに思っております。

また、3番目でございますけど、本市におきましてもこの鍊心館の支部というのが6支部ございまして、250名ぐらい所属しております、また児童生徒がそのうち200名ということでございまして、特に青少年健全育成に貢献しているというふうに認識しております。

3番目の路線バスについて、このことにつきましては今までの議員の方々のご質問でもございました。特に、妙円団地におきます問題につきましては、11月30日に説明会をさせていただき、約100名近くの皆様方がおいでいただきました。その中でいろいろと意見が出たわけでございますけど、地元の方といたしましても、せめて1時間に1本程度は運行できないかという大変市民の皆様方の大きな意見がございました。市といたしましても、市民の皆様方のお声を今会社側の方にお伝えしてございますので、今後会社とこのことについて交渉をしていきたいというふうに感じております。

以上でございます。

[教育長田代宗夫君登壇]

○教育長（田代宗夫君）

少林寺流鍊心館の件につきまして、青少年健全育成の面で市として鍊心館との取り組みについてどう思うかということでございますけれども、これまで空手を通して心身の鍛錬をし、礼儀正しく学校生活を送ることをねらいとして、青少年の健全育成に貢献をしてもらっているところでございます。そのほかの面でももし協力してもらえる面があるとすれば、大変ありがたいなと思っているところでございます。

○4番（門松慶一君）

それでは、順を追って質問させていただきます。

商工会の件であります。

先月の28日に臨時総会が行われました。4町一斉に行われたわけでありますが、1町でも不信任が出れば合併はできなかつたわけでありますが、非常にいい理解の中で合併が承認されたわけでありますが、3年ぐらい、この件に関しましては職員並びに役員の皆様方、いろんな方々が練ってきたわけであります。やはり合併というのは、行政の合併と同じようにやはり痛みを伴うのも当然であるわけでありますが、私も県の方で3年間、県の合併対策委員会において、これから合併は商工会はどうあるべきかというのを聞いてまいりましたが、やはり非常にこれからいろんな財政上の問題で難しい面がありますが、一番これから何をするべきかということを考えているわけでありますが、市長の考えは、これから商工会の合併になってどのような体制が一番やっていくべきか、どのように考えておりますか。ちょっと難しいですけど。

○市長（宮路高光君）

商工会の目的というのは、地域におきます

商工会の会員の育成、特に経営的な指導といいますか、税関係を含めて経理的な指導、これが一番大きなポイントを今まで持っておったというふうに思っております。特に、すばらしい指導員が県の方から派遣されまして、それぞれ個々といいますか、手厚くそれぞれ各商工会の会員の方々に教えをしていただいたというふうに思っております。今回、やはり統合合併するに至って、やはりその機能を今後また十分発揮しながら、特に大型店舗といいますか、そういうところとどう向き合つて、今後地元の商工会が元気よく発展していくのか、これが大きな一つの課題であるのかなというふうに認識しております。

○4番（門松慶一君）

非常に難しい問題であるわけでありますが、商工会合併いたします。県の方でも国から県におりる補助金もこれからどんどん少なくなってくるわけであります。商工会も県の方も補助金がどんどん少なくなるというのはもうわかっております。ただ、二、三年後までは徐々に減らしていくという形になろうかと思いますが、私も声を大にして言ったのは2つあります。

まず、要するに職員、指導員、補助員、記帳専任の資質の向上をしていかなくては、当然二、三年後はこういう職員の方が減らされてくるのはもう事実であります。県から来る補助金は全部人件費でございます。この職員の方々の入件費でございます。指導員さん方、補助員、記帳専任は準公務員になっておりますので、大体の補助金は人件費になっております。そういう中で当然減らされてくるわけでありますから、資質の向上をしなくてやならない。要するに、補助員が指導員の勉強をしていかなければなりません、記帳専任が補助員の仕事をしていかなければなりません。2人おった指導員さんのところが1人になってくる。そういう形でどうしても資質の向上はしなく

てはならない。これは行政も一緒だと思うんですが。

それともう一つは、商工会は余りそういう一つの利益を得てはならないという組織であります。これからやはりちょっと考え方を変えまして、やはり歳入、要するに自助努力でいろんな歳入を考えていかなければならぬと、そういう時期に来ているかと思うんですが、その2点に関してどのようにお感じでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今回、合併がそれぞれの商工会で承認されたということで、今後設立委員会が結成されていくと思っております。設立委員会の中におきまして、19年度を含め3ヵ年計画の一つの素案をきちっとつくっていかれるというふうに思っております。そういう中におきまして、特にこの職員の研修といいますか、こういう方をどうしていくのか、私どももこの設立委員会のそれぞれの今からの検討協議を踏まえた中におきまして、当初で申し上げました市の補助金というのも、その中に十分設立委員会の皆様方とどう統廃合してどういう形の中で配置をし、どういう職員の育成をしていくのか、そこあたりも十分検査した中で、市としての補助金の支出の仕方、基本的に今まで18年度まで4つの商工会があつたわけでございますので、それぞれ補助金の額が違っておりますので、今回統一した中で設立委員会を含めた中で、19年、20年以後のそれぞれの計画をつくってくると思っておりますので、そこあたりを十分精査した中でやっていきたいというふうに思っております。

#### ○4番（門松慶一君）

先般、行政懇談会が行われたはずでございます。その内容は私は余り詳しくは聞いてないんですが、そのときに各商工会、地域貢献アピールプランという形でお示ししたと思う

んですが、各地域がこれからどのような形で活性化していくのか、それをここに出してあると思うんですが、行政懇談会のときの感じたこととか、このプランに関して何かございませんでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

先般、県の商工会の連合の会長、また専務理事さんを含めまして、また旧それぞれの4つの商工会長、役員の方と一緒に私ども行政、日置地区ということで、串木野市のも入っておりました。地域におきます今までの業績等の発表もございました。業績の発表で今言いましたように、地域の魅力ある商工会をどうしていくのか、そういうテーマの中でそれぞれの取り組み方状況というのを話がありました。私どももやはり地元としての商工会の運営というのは、先ほども申し上げましたとおり大型店とかいろいろございます。また、特に来年以降、鹿児島市のイオンとかいろんな大きな大型店が来る。日置市だけで考えられることじゃなく、鹿児島の視野を入れた中でどうするのか。また、大きな展開にいきまと、新幹線が開通し、また北九州とどうするのか、やはりそういう大きな一つの商工会としてもテーマを持ちながら、それぞれの自分たちの地域に合った商工会を目指していくと、そういういろんな意見交換がなされました。私どももそういうものを参考にしながら、また市として地元の商工会の育成にどうあるべきかということを今後とも検討していくふうに思っております。

#### ○4番（門松慶一君）

これから年に1回ぐらい行政懇談会を開いていただきまして、本当の生の声を聞いていただきたいと思います。

今、非常に私どもを取り巻く、商工業に関しては厳しい状況下にあるわけであります。今ほど出ましたイオンの問題もあります。今、そうでなくても現在鹿児島の方には与次郎に

フレスピジャングルパーク、それから宇宿の方にはスクエアモール、これから大型ショッピングモールが相当できてきます。特に、来年イオンができますと、鹿児島の流通業界も一変すると思います。それぐらい商圈の中で競合が始まってくるわけであります。これは大型店同士の競合が始まるということで、これに一番問題があるのはやはり零細小売業でございます。やはり担い手になっているのがやっぱり商工会であるわけでありますから、そういう中小の零細小売店をいかに助けていくか、からの課題になるわけであります。

そういう中、補助金の問題がございます。少しでも——二、三年は長い目で見ていただきまして、それから当然、この補助金は削減されていくのは仕方ないと思うんですが、その軌道に乗るまでどうにか面倒を見ていただきたいと思うんですが、その点に関しまして。

#### ○市長（宮路高光君）

1回目の答弁でも話をさせていただきましたけど、19年度からそれぞれの聖域なくそれぞれの補助金等見直しをするということで、これは基本的な考え方でございます。先ほど申し上げましたとおり、市の補助金審査委員会、また本部の行政推進委員会、こううこととの意見ちょっとお聞きして、最終的に判断しなきやならないということでございます。今、ご指摘のとおり合併したわけでございますので、大変実情的な事情も十分考慮した上で今後進めさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○4番（門松慶一君）

その点ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

イベント等の問題ですが、次の、これはやはり観光協会との関連もあります。ただ、私思いますが、1年間は据え置きになると思います。当然、来年度19年度はそのまま続くと思いますが、次の年からはやはり淘

汰していかなければならない問題も出てきます。これは来年観光協会が合併したときにいい形に検討委員会なりつくるかと思いますので、そのときはまたそのときでお願いしたいと思っております。

3番目、プレミアム商品券の件でございます。この件に関しましては、私ども伊集院地域も何年か前までやっておったわけありますが、やはり大型店の中で非常に商品券は難しい立場にあるわけでありまして、大型店を対象にしないと今度は消費者の方々が非常に不満があると。各3地域は、大型店を入れないということでうまくやっているわけでありますが、本社、本店のあるところにこの商品券は使えるというふうな企画をつくっておるみたいであります。この商品券非常に難しいんですけど、これから研究していかなくてはならないわけであります。先ほど出しました曾於市、ここは非常にいい形になっております。私も指導員にお聞きしましたところ、1日30万円の商品券が売れていると、プレミアムは10%と非常に高いんですが、詳しいは聞いておりますが、これからの継続はどうやってできるのか非常に難しいところもあると思うんですが、商品券取り扱っていきたい意向を我々は思っているわけですが、市長の考え方はどういう形で思っておられるのでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

このプレミアムの商品券の制度は、私は基本的にはいいというふうに感じております。その中で今ご指摘のとおり、大型店がある地域、またこれを一本化したときにまたそれぞれの地域に集中するのか、やはりもう少し商工会内部の中で発行するときにどういう形で発行した方がいいのか、それぞれ旧町の商工会まだございますので、これは商工会自体で一つのルールをきちっとつくって、消費者を含めまた商工会の育成、両面の形を十分検討

していかなければ日置市で一本化していくのも難しいというふうに思っておりまますので、先ほど申し上げましたとおり、商工会自体で一つのルールをきっちつとつくっていただきて、また市としての対応をどうすべきかということを検討させていただきたいというふうに思っております。

#### ○4番（門松慶一君）

これも合併して当然取り組んでいくと思いますので、そのうちにまたお願ひにくるかと思います。そのときはまたよろしくお願ひいたします。

次の鍊心館の件についてであります。

これは今、日置市内に住んでいらっしゃる方は余り知らない方が多いかと思います。伊集院の地に総本山があるというのは、林田整形の鹿児島側に400メーター西側の奥手の山の方にあるんですが、そこの総本山に行って、階級を上げるときはそこでみんな階級をするということで、県内からまた全国から来るわけであります。鹿児島県にも大体200ぐらいの門下生がいらっしゃると聞いております。よく正月に磯で練習をするのがあの鍊心館でございますが、この鍊心館、私も4年間ぐらいちょっと学生のときにしていたことがあるんですが、そういう意味でぜひともせっかく35万人の門下生のある鍊心館が伊集院の地にある、日置市にある、そういうことで経済効果、そこまでは言えませんが、何かうまく一緒にやることはできないかということで提案したわけですが、これから取り組みであります、先ほどお聞きしまして、これから教育面とかいろいろあります。どのような形で——もう一回お聞きしますが、鍊心館の取り組みについてもう一回お聞きします。

#### ○市長（宮路高光君）

取り組みといいますか、やはりこれは鍊心館の一つの方針もあられるというふうに思つ

ておりますけど、宗家ともいろいろと話をいたしますけど、やはり宗家自身もやはり地元密着といいますか、やはりこの地にそれぞれの本山があれば、自分たちがその地域にどう貢献できるのか、それをいつも考えていらっしゃいます。そういう中におきまして、先般まで社会福祉協議会の方に基金も保基金ということをつくっていただき、特に小中学校におきますそれぞのところに育成のために基金を活用させていただいておったと、そのようなことでございますので、今後におきましてもやはり宗家なりにもいろんなところにお話を来てもらったり、そういうものの密着した形で私どもも市としても対応していきたいというふうに思っております。

#### ○4番（門松慶一君）

私も演武会を1回拝見いたしました。非常にすばらしい演武会であるわけでありますが、特に子供たちが非常に礼節、いろんな面でいい形でやっている姿を見まして、ああこれはやっぱり必要だなと思うところもございます。

先ほど言いました基金の問題であります。今途絶えているわけでありますが、これも復活していただきて、今それがインドに行っているんじゃないかと思うんですが、これもインドのもの今送っているのも先ほど言いましたようにちゃんとチャリティーでやって、その金を送って机、いす、文具等にかえて送っているということで、そういう非常にボランティアの強い方でございます。私ども伊集院も日置市もこの総本山がある少林寺鍊心館を教育の面でどうにかしていきたいと考えておりますが、講演会等、各学校関係でしていただければいいかなと、真の本当の教育の——そういったら今の教育の面でまずいところもあるんですが、そういう武の方からしていただければと思うんですが、教育長、その件に関してはどのような感じでありますか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

私も本年度の妙円寺詣りの行事大会で空手道の大会がございまして、会場に参りまして、会長さんというんですか宗家というんですか、この方とお話をいたしました。先ほどから話がありますように、大変青少年の健全育成についてはスポーツを通してはもちろんですけれども、すばらしい哲学を持っていらっしゃる方だなと思って感銘をしたところでございます。今後、いろいろお話を聞きしたりする中で、どんなふうにしてそういう面で協力してもらえるのか、あるいは我々が何かすることがあるのか、そのあたりについては十分話し合いをしながら考えていきたいと思っています。

#### ○4番（門松慶一君）

鍊心館の件で一括でもう質問しておりますが、演武会の件であります。私も1回宗家とお会いしまして、「伊集院の地で演武会はどうですか」というお話をしたところ、「いや、伊集院でやってもよろしいです」という言葉も聞いております。それから、教育長今お話ししましたけど、「講演会等どうでしょうか」と聞いてみたら、「いや、要請があれば行きますよ」と、そういう形の非常に快く受けておりますので、これからそういうもし機会がありましたらやっていただくという形で市長どうでしょうか、よろしいですか。

#### ○市長（宮路高光君）

向こうの都合もあるられるというふうに感じておりますけど、私どもの方はいつも受け入れ態勢というのは十分やっていきたいというふうに考えております。

#### ○4番（門松慶一君）

これからせっかくこういう30数年伊集院の地にあるわけですから、どうかそういう形でご理解していただきたいと思います。

3番目の路線バスの件でございます。

先ほど言いましたように、先般説明会が100名ぐらいの方が来られました。その中

で一番多かった意見が、きょう市長の方の手元にあるかと思います。先般30日には説明会の一つのまとめが。やはり私はこの妙円寺団地の場合は、特別地区になるかと思います。というのも、今1,800世帯が入っておりますが、この方々は公社の方からお買いになるときは——購入するときは、バスの利便性があるということで購入されているわけであります。今こういうバスが減便されるということは違反であるというのも当然なんですが、それともう一つ、これからやっぱり1,000世帯あと残っております。これを販売するためには、利便性がないと当然できないわけであります。

それともう一つ、要するに1,800世帯、人口5,600人がいる中でバスの必要性は当然あるということと、妙円寺団地からの購入するとバスの便が——そういうことでこの2つの問題があるわけなんです。林田バスの方は、一方的にこういう形でしたわけで、今コミュニティバス等走らせておりますが、非常にいろんな問題がございます。そういう意味で、この1,800世帯、5,600人の今団地と、それから団地を購入するときにバスの利便性がいいということで購入した、今こうなってバスが走らない、そのことについて市長のお考えをお聞きします。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘にございましたとおり、入居された方はそれなりの生活環境整備が整っているからという一つの希望の中でご購入し、今住んでいらっしゃるというふうに思っております。このバスにつきましては、いろんな妙円寺団地の方も入居いたしまして20数年を経過した中でございまして、バスの部分につきましてもこの20数年間の中に大変いろんな大きな変化があったというふうには思っております。そのような中で、昨年林田バスの方から廃止ということを言われました。このことに

つきましていろいろと私ども行政も検討させていただきながら、またほかの各市町村との連携をとりながら今まで対応策をさせてもらっているところでございます。今後におきましても、それぞれのまた妙円寺団地だけじゃなく、ほかの地域からの一つのご要望も上がっておるようでございますので、十分そこあたりの声を真摯に受けとめて、また会社側と交渉もしていきたいというふうに思っております。

#### ○4番（門松慶一君）

このバスの件であります。先日、この新聞に出ました、要するに妙円寺団地の件がいちばん前に出たわけでございますが、この前の説明会等も載りまして、非常に困っている状況をこの新聞でも出してあります。それから、この前説明会でちょっと大きい問題点をまとめてちょっと読みますが、バスの利便性がよいという理由で家屋を購入した。しかし、減便されてしまい話が違うということ。それから、これから団地も高齢化が進み、交通の便が悪くなることは非常に不安を持っていると。あともろもりありまして、運賃の値上げをしてでも1時間1便を必ず走らせ、利便性を確保してほしい。コミュニティバスのルートの変更をしてほしい。右回り、左回りが余りにも時間がかかり過ぎて不便だ。それから、3号線経由の鹿児島市内直通便を少しでもいいからふやしてほしい。今、朝1便しかないわけであります。

そういう中でいろんな問題点があるわけですが、私も1カ月ぐらいこの件に関して非常にいろいろ勉強しまして、どうすればいいか、そして実はこの運転手であります社員の方にも一応情報を聞きました、今の状況どのようになっているのか。そうしますと、妙円寺団地は今1日400人ぐらい乗降するということであります。この廃止する前は360人ぐらいだったということで、400人、今もふ

えているということで、この400人というのが一つの私は問題になってくる人数でありまして、林田側さんにすれば、非常にこれはメリットだと、400人も乗っていただくということです。

それで、一番説明会で問題になっているのがあったのが、皆さん値上げをしてもいいから便をふやしてほしいと、最高200円までという方もいらっしゃいました。大体手を挙げていただいたんですが、大多数が賛成をいたしております。その中で学生さんを持たれている親御さんの方が、非常に値上げは厳しいけど、こういう便が少ないよりは利便性をとるという形で、大体の皆さん賛成をしていただきました。400名乗る中で50円上げた場合、2万円1日上がるわけです。それが稼動300日、1年間600万円が上がるわけであります。となると、そこに補てんされるわけであります。私は、この林田の社員の方にお聞きしましたら、万々歳だと、それで十分ですよと。もしこれが人数がふえるとプラスが出てきます。これで問題はそれで解決すると思うんですよ。要するに、1日1便ふやしても——1時間1便になんて非常にこれはペイになると。

それと、このコミュニティバスの問題であります。非常に不便さがあります。特に、右回り、左回り、これが問題になっております。右回りは結構使われておるようです。左回り、松下経由の要するに松下で乗られる方が五、六人しかいらっしゃらないということで、そこは非常にもったいない便なんです。それと、やはりひまわり台まで行くということで1時間半ぐらいかかるということで、それが非常にコミュニティバスが利便性があるのにはないという、非常にもったいないバスになっているわけであります。不満続出でございます。先ほど言いましたように値段的な問題、50円上げて400人が乗る、年間600万

円が捻出されるわけあります。そういう問題をクリアされたら、私は1時間1便ができると。路線バスを復活させるということで、このコミュニティーは今度は不便なところにコミュニティーだけ回す。鹿児島市がそういうやり方をやっているそうです。路線バスがあつて、どうしても不便なところにコミュニティーを回すと。今、コミュニティバスはお1人の方が運転手で、定年過ぎた方がお1人でされているわけですね、朝9時から夜の6時ごろまで、これも非常に苦痛だと思います。それから、コミュニティバスは400万円予算がかかるわけですが、それを少しでも短縮してあげれば100万円ぐらいは削られるんじゃないかなと。そして、それはそういう本当に利便性の悪いところにコミュニティーを回すという形をとってあげた方がいいんじゃないかなと。そういう計算を、またこれから調査研究しているわけありますが、私は妙円寺団地はほかの地区と違つて特別地区だと思うんです。そういう意味でも、ただ今の構想は住民の方が喜ばれる、行政、市としてもこれはいい案だと思うんです。それから、やはり林田さんにとって非常に私はこれはマイナスが少なくなる。林田さんにとっても非常によくなるということで思うんですが、この件に関してはどうでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ご指摘のとおり、妙円寺団地で11月30日にあつた話し合いの中で、値上げしてもという大変市民の中の高い意識があらわれているというふうに思っております。そういう中におきまして、便数を含めた中では十分会社の方も対応してくれるのかなと、やはり自分たちもまたこれだけ出すからという一つの意欲を含め、また今お話しのとおりほかの地域と違うのは、やはり距離的なもの、またピストン運動的な地域の中に関した中で距離的な時間も含めまして、妙円寺団地と一緒に

に駅を結ぶということになりますので、そういうルートになりますので、そういう分で値上げをしてでも便をふやせと、こういうのは少し可能であるというふうに思っております。

若干今コミュニティーのバスを言われましたけど、このコミュニティーは地域全体を考えたルートをやっておりますので、妙円寺団地だけのルートではありませんので、そこあたりがちょっと不便さを感じているのかなと思つておりますけど、この林田バスの単独の路線につきましては単独でございますので、これはこれとしてまた便をふやしていけば少しでも市民の皆様方の利便になるのかなというふうに思っております。

#### ○4番（門松慶一君）

路線バスをふやすことで対応するわけですが、コミュニティバスも私はこの妙円寺だけを言つているわけではなくて、これから研究するわけでありますが、要するに伊集院地域全体を考えたこれは一つの路線バスの体系、なんかと言つと、飯牟礼の方は南国バスが通つてゐるわけあります。要するにダブつて走つてゐるところもあるわけですね、コミュニティバスが。そういう意味でもどうしても利便性、要するにむだを省くためにもう一回練り直してもいいんじゃないかなと私は思うところであります。

それと、鹿児島の直行便、これもその社員の方たちとお話をしたときに、各駅の場合はちょっと妙円寺には上げられないけど、特急の場合は今要するに野田ともう一つ北小下のところですかね、そこは各駅とまるんですけど特急はとまらないわけです。それを妙円寺に上げてもらって、妙円寺で二、三人でも5人でも拾つてくれれば、それでも利益になると。そういう考えで特急は上げられる可能性が大だということを言っておりました。

それから、JRとの接続、これが非常に問題にあつております。これももう一回時間帶

の練り直しをしなければいけないと。

それから、まだ問題はたくさんあるんですが、1週間前に高校は試験があったということで、試験の最中が12時から2時まで伊集院駅はもう満杯混雑しているということで、2時までバスがないので要するにはけないと、それも非常に問題になっているということを聞いております。そういういろんな問題が山積しておるわけですが、今林田の運転手の方の一つのいろんな形の今の状況と、それからこれからどうやっていけばいいか、一番むだの省ける、ましてやそれができる可能性の線を今追っています。それで、企画書を出したいと思うんですが、市長、その方の検討はしていただけるでしょうか。

○市長（宮路高光君）

路線バスなのか林田バスの路線なのか、林田の接続につきましては、それぞれ会社との交渉もございますので、私ども基本的には林田バスと鹿児島交通もなんんですけど、それぞれJRとの路線の時間帯のセッティング、こういうものは変えられるものにつきましては、それぞまた変えていくような方向で、また会社とも交渉していくべきだというふうに思っております。

○4番（門松慶一君）

今、いろいろな面で企画を立てております。その企画書を見ていただくことは大丈夫ですか。

○市長（宮路高光君）

それは結構でございますので、ご提出ください。

○4番（門松慶一君）

そういうことで、妙円寺団地の皆さん方は非常に今困っております。もし路線バス、要するに1時間に1便が復活する、これはきのうちょっとお聞きしましたら、霧島溝辺間でしたか、すぐ復活したそうです。住民の要望で。これは1週間か10日で復活したという

ことを聞いております。林田側に実は先日私も行きまして、課長さんとお会いしました。それで、今路線が残っている分はすぐ復旧はできるということでした。要するに、新しくつくるのは非常に難しいと、今まで残っているのは復活はできると。そのためには先ほどの値段等の問題も出ています。この問題は値上げをしないとできない企画であります。値上げは住民の方々は皆さんオーケーを出ておりますのでやりやすいかと私は思います。そういう意味で、これから企画書を出していきますので、ご検討をしていただきたいと。ましてや、妙円寺団地の住民の方々の願いを聞いていただきたいということ、それから伊集院地域全体をこれから考えていく一つの構想ができるかと思いますので、その点よろしくお願ひいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時といたします。

午前10時49分休憩

---

午前11時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、田畠純二君の質問を許可します。

[13番田畠純二君登壇]

○13番（田畠純二君）

私は、さきに通告しました通告書に従いまして3項目一般質問いたします。

日置市の最高レベルの方針を引き出す質問としまして、第1の問題、日置市という自治体の経営についてであります。

9月29日の衆院本会議で、安部首相は就任後初の所信表明演説の活力に満ちた経済社会の構築の中で、次のように述べています。すなわち、地方の活力なくして国の活力はあ

りません。やる気のある方が自由に独自の施策を展開し、魅力ある方に生まれ変わらるよう必要となる体制の整備を含め、地方分権を進めます。知恵と工夫にあふれた地方の実現に向け支援も行います。地場産品の発掘、ブランド化や少子化対策への取り組み、外国企業の誘致などについて、その地方独自のプロジェクトをみずから考え、前向きに取り組む自治体に対し、地方交付税の支援措置を新たに講ずる頑張る応援プログラムを来年度からスタートさせます。と述べており、我々自治体の経営に携わる者は、まずしっかりとここを認識する必要があります。

これから的地方自治は、自立と個性と競争が重要になります。今までの依存、従属から地方自治はみずから知るものがみずからおさめる、その結果は当然自分で責任をとらなければなりません。地方に任せると格差が出るという議論がよくありますが、格差を認めなければ地方自治は成り立たないと思われます。何を重点にするかは、そこに住んでいる人がみんなで相談して決め、みんなで責任をとるわけで、教育や福祉や産業振興で仮に格差が出ても仕方ないと思われます。個性ある発展がこれから的地方自治のキーワードあります。個性ある発展、地方自治は今まで無競争に近く、護送船団でしたが、今後はそうはいきません。これからは市間、自治体間が競争して、負けたところは停滞に甘んじ、勝ったところは発展していきます。機会の平等はしっかりと保障される一方、結果の成否はそれぞれ自分が背負うことになります。国民に身近な目の届く、手の届く市町村が主役になります。市町村の規模が大きくなり権限を与えて人材も入るようになれば、都道府県がやっているような仕事は全部市町村でできます。次は府県が大きくなる番で、一番労働生産性が低い国の地方出先機関はその中に吸収されていきます。国は外交や防衛、司法、マクロ

の経済政策や基本的な社会保障、年金制度などをすればいいと思われます。これは国民の目から見てもわかりやすいし、一番効率的ではないかと思われます。

今度の地方分権改革で一番大きかったのは、機関委任事務の改革で、法定受託事務と自治事務に分解しました。ただ、義務教育は自治事務、生活保護は法定受託事務になっており、その仕分けを見直す必要があるかもしれないと言われております。そして、民間の自由な経営能力や発想を公の施設の管理運営に入れる指定管理者制度をつくったほか、出納長、収入役の設置義務廃止などの改革も実施しました。いわゆる三位一体の改革は、国から地方への税源移譲、国の補助金、負担金の整理合理化、地方交付税の見直しの3つです。税源の移譲は、今年度から国の所得税が3兆円減って、地方の個人住民税が3兆円ふえます。約3兆円が国から地方への税源移譲見合いで補助金が減少しました。問題は、2007年以降の第2期の三位一体の改革をどう進めるかであると言われております。現在の累積債務が、国、地方合わせて775兆円、国の単年度予算が約80兆円のうち、利払いなどで19兆円払っている現状を考えれば、消費税の議論は避けられないだろうと言われております。国と地方の関係では、歳出歳入の一体改革のもとに自治体は厳しい歳出削減を迫られていくかもしれません。そして、職員数や人件費などの抑制が一段と問われるとともに、「官から民へ」の言葉のもとに、事業領域や実施方法の改革が求められると言われております。

このような国の状況下で、自治体の経営、直接携わる地方公務員がやる仕事はできるだけ縮小し、町内会、自治会やPTA、NGO、消防団など、いろいろな市民団体、組織が豊かな公を担っていく。そして、役所の豊満経営のツケが住民の暮らしを圧迫しないように

する。そういう仕組みをつくることが、これから的地方自治の大きな課題ではないかと思われます。そして、できるだけ民間にできることは民間にアウトソーシング、委託していく、小さくて賢い地方自治体行政組織を目指すべきであります。また、指定管理者制度のように丸ごと民間の責任でやってもらう仕組みを拡大していくべきであります。そして、私はコミュニティーが子供を育て、お年寄りや障害者をケアする奉仕・奉公、個人に仕え、公に仕える、この奉仕・奉公の精神こそが豊かな地方自治を導いていくと思うのですが、どうでありますか。

このような時代の流れにあるこれからの自治体の地方自治の中で、まず市長にお尋ねいたします。

市長は、日置市という自治体の経営者として、現在の日置市の実態をどうとらえているか、まずお答えください。

②地方分権と地方自治体経営をめぐり大きな事件が起きており、その一つは北海道夕張市の財政破綻であります。ここで言うまでもなく全国の市町村財政は急激に悪化しており、我が日置市も例外ではありませんが、その最大の原因は三位一体改革で交付税が削減されていることです。住民の生活を支える公共サービスの削減は困難なため、自治体は人件費等の削減にやっきになっていますが、それにも限度があるようで、どこの自治体も財政の健全化に苦慮しています。しかし、我が日置市は、現在の約44億円の人件費を少しでも減らすよう死に物狂いの努力をしていくべきであります。地方自治体経営は、ミクロの経営とマクロの経営の2つがあり、メダルの裏と表の関係で不可分に結びついています。自治体自身の経営を示すミクロの経営に対し、地域社会をまとめ住民の生活の安心・安全を公的システムとして保障し確保することがマクロの経営であります。ミクロの経営は、夕

張に象徴されているように極めて困難な状態に陥っており、マクロの経営では理解しがたい異常な事件が連日起き、地域社会は危機的な状態にあると言っても決して過言ではない状況にあります。ミクロとマクロを両方やらなければいけない点が自治体経営の難しいところで、ややもするとマクロの経営を見失いがちでありますので、まずこの点を明確に認識するべきであろうと思いますが、市長はどうお考えでしょうか。特に、住民の生活に最も身近な政府である地方自治体の政治リーダー市長は、このことをはっきりと自覚する必要があると思います。

ミクロで収支バランスが合っていても、マクロで地域秩序が乱れています。現在、地方分権が十分に進んだとは言いがたく、地方自治体には行政任務を遂行するだけの課税権が与えられておらず、結局、国の補助金に頼ることになります。自由に使える財源は増加しても、交付税や補助金の減額で地方自治体の財源総額は減っています。自治体の役割増大に合わせて分権を進めるためには、基幹税の一つである消費税の配分を大きく変える抜本的な税制改革が出発点になるだろうと言われております。私たちは、歴史の転換期にあり、重化学工業の時代が終わり、第3次産業の比率が急激にふえています。これまで地域のコミュニティーや家族の仕事を支えていたのは、女性の無償労働でした。しかし、女性の社会進出で無償労働の担い手は減少しており、育児や養老サービスなど地方自治体が引き受けないとコミュニティー機能が縮小し、地域社会が崩壊していく状況にあります。ミクロの意味での夕張市破綻やマクロの意味での地域社会の荒涼を見ますと、今後は国の関与縮小ではなく、地方自治体の役割増大が必要です。サービスを地方自治体が肩がわりしていく必要があります。これからは内部経営、ミクロの確立をしながら地域経営、

マクロすることがますます重要になってまいります。

住民も受け身でなく積極的に活動する生活者にならなければ、コミュニティー機能は失墜していくことを我が日置市民にも十分にわかってもらうよう、我々議会人と行政執行部が力を合わせて努力していくべきであると思います。

地域経営の目的は、下から上に意志決定を上げながら、未来を選択していくことあります。そのポイントは、民主主義で不確実な未来を決定するのに1人にゆだねるのではなく、すべての社会の構成員の能力を発揮して共同で決めた方が、選択を誤らないというのが民主主義の原則であります。

以上を踏まえて、市長に質問いたします。市長は、地方分権下での自治体経営戦略をどう考え、日置市という自治体経営を今後どう進めていくつもりであるか、明確なる答弁を求めます。

③自治体経営戦略は、ITで変わると⾔われております。ICTとは、インフォメーションアンドコミュニケーション・テクノロジーの意味です。自治体の経営戦略において、ITの活用が重要な役割を果たしていることは言うまでもありませんが、本当にITを使いこなしている自治体は少ないのではないかと思われます。目的意識を持たず企業からの受け身で導入している自治体と、積極的な活用で住民サービスの向上や業務の効率化、地域活性化を果たそうという自治体とでは格差も生じているようあります。

そこで市長にお尋ねいたします。ITを地域住民とのコミュニケーション手段としてICT、インフォメーションアンドコミュニケーション・テクノロジーの域にまで高めて活用するつもりはないか、答えてください。

④公会計制度改革は、新しい行革推進法の中の大きなテーマであります。資産、債務、

資産管理をやり企業管理をやり、情報をわかりやすく開示すべきです。発生主義の活用や複式簿記の考え方を入れ、当面貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表を地方自治体はつくることになっております。そして、地方自治体単体に外郭団体も入れた連結ベースの進んだところは3年をめどに、おくれているところも5年をめどにつくることになっています。外部監査の制度の活用も必要です。日本国内政は地方が中心で仕事をしていく時代になり、地方自治体のマネージメントがしっかりしなければいけません。市長は、日置市の財政を透明にするために、本市の公開制度改革をどのように考えておられるのか、市長の率直な見解と方針をお聞かせください。

第2点、本市の危機管理についてお伺いいたします。

まず、組織としての危機管理を申し上げます。人生には3つの坂があると言われており、この人生の坂とは人間だけでなく組織としての会社や自治体にも当てはまります。この坂とは、上り坂、下り坂、もう一つはまさかという坂であります。このまさかが危機そのものであり、このまさかへの対応が危機管理ということになります。民間企業での危機の最たるもののは、倒産であると言えます。企業そのものが消滅してしまうことから、そこで働く社員は路頭に迷うことになります。しかし、自治体の場合は倒産という形態は現在の制度上はとられていません。自治体間の合併はもちろんありますが、それとても合併の形態において職員が所属する自治体が消滅することはあるっても、それによって職員の身分が損失することはありません。

それでは、自治体の危機とは何でありますか。自治体は、議決機関と執行機関により運営され、議決機関は構成する議員及び執行機関の首長は、それぞれ住民により直接選

挙で選ばれています。それは住民の信任、信頼が自治体運営の基礎となっていると言えます。したがって、住民からの批判や信頼の損失を自治体である執行機関あるいは議決機関が招くこと、言いかえれば住民に対し説明できること、あるいは説明しても納得してもらえないことを首長を初め、補助職員や議員が行なうことがまさしく自治体の危機ということになります。この観点からしますと、現在の日置市はひょっとしたらまさしくこの自治体の危機に陥っているのではないかと憂慮している一人であります。どうでありますか。

そこでお伺いいたします。市長は、現在の市職員の17年度末での借入金、借金は一般会計、特別会計、合計で約410億円と言われている財政問題も含めた危機管理意識をどうとらえているのか、答弁願います。

②現在の市職員の危機管理意識の現状を踏まえた上で、それをより高めるためにはどうすればよいと思うか答弁してください。

③最近、危機管理の問題がさまざまに取り上げられています。地震を初め風水害、火山噴火、津波等々の自然災害はもとより、10月の北朝鮮の核実験、緊迫する国際情勢が誘発する武力攻撃、大規模テロの頻発といった連日のごとくの報道を見聞するにつけ、多くの人命に影響を及ぼす危機管理がいよいよその重要性を増し、現代社会の大きな課題となっています。

一方、自治体職員を初め関係者に身近な危機管理は、先般特に社会問題となったアスベスト問題があり、贈収賄、汚職、福島県、和歌山県、宮崎県の官製談合、公金着服、岐阜、長崎県の裏金、横領、セクハラ、飲酒運転事故など、いわゆる不祥事と呼ばれる人為的な危機に関する問題が指摘されます。いずれにせよ、発生そのものを事前に察知し、具体的な安全対策を立てることは重要です。さらに、

発生時の対応、事後の問題処理についても事実の隠ぺい、虚偽の報告、責任の転嫁など、信頼、信頼関係を損なうことのない対処が求められています。現在、自治体に求められる危機管理の範囲は極めて広くなっています。自然災害、大事故、武力攻撃、健康危機、生活上の危機、自治体管理下での事故、自治体施設での事故、故障、不祥事、セクハラ、差別など、情報セキュリティー、個人情報漏えい、コンピューターウイルスなど、犯罪、テロ、官製談合、裏金等であります。関係する部署も多く、多岐にわたり複数部署の連携が求められる場面も多いです。部署ごとに危機管理の考え方方が異なれば混乱することになります。自治体の危機管理を市民生活に重要な被害を生じさせる事象に対して、研究、予防、対処、修復する活動と定義することもできます。

我が国においても、平成15年9月に武力攻撃事態対処法等が、翌平成16年9月に国民保護法等が施行され、武力攻撃や大規模テロ等が生じた場合に対処するための法制度が完備されました。また、大きな自然災害が起きたら、通常の手続ではなく迅速かつ十分な対応をしていくために災害対策基本法があります。危機管理のために平素からさまざまな取り組みをしなければならない理由は、多くの人の命に影響を及ぼすような危機が生じたときには、普段とは異なる対応が求められるからであります。そして、事態が生じたときに混乱することなく、可能な限り効率的対処するには平素からの取り組みが極めて重要であります。本県でも、県国民保護計画に基づいてそれぞれの市町村の国民保護計画が本年度中に策定される予定で、本市でもその作業中と思います。

以上を踏まえて、市長にお聞きいたします。自然災害から武力攻撃、テロまで、我が市における危機管理の現状はどうですか。その課

題、問題点は何でどのように対処しているか、明確に答えてください。

④かつて大きな社会問題とまでなりましたアスベストの問題は、解体工事現場の粉じん対策問題、廃棄物としての問題、現存するアスベスト建材の封じん対策、いまだに製造され続けているアスベスト製品の問題、アスベスト化への海外への輸出問題、そして学校等いまだに多く残されている公共施設のアスベスト問題等、多くの問題を提起しました。行政や業者は既に実行された調査結果を広く公表し、その情報をもとにディスクに直接関与する当事者、行政、N P O等などによる議論を重ねた上で、納得がいく対策を実行するディスクコミュニケーションが徹底的に重要であります。そして、それらの情報を継続して後世に伝えていく必要があります。

我が市におけるアスベスト問題は一応決着したのですか。また、市としてアスベストから住民を守るために何を実行しているのか、お答え願います。

第3点、最後であります。総合支所となっている3地域の旧役場の空き部屋について質問いたします。

1、我が市は、現在総合支所方式をとっていますので、伊集院の本庁では教育委員会を初めほとんどの部署が手狭になって、非常に窮屈な思いをしながら毎日の業務に従事されていることは、皆さん実感としておわかりのことだと思います。このことは昨日、5番議員も指摘したとおりであります。一方、総合支所となっている旧東市来町、日吉町、吹上町の役場には空き部屋が多くなり、地域への開放や有効利用が合併後の課題の一つとなつております、3支所ともその活用策に苦慮されていると思います。

そこでお尋ねいたします。3総合支所の空き部屋の地域への開放や有効利用の実態はどうであるか、答えてください。

各支所でその利用法に関する検討会を開いたことがあるのですか。もしあるとすれば、その検討結果がどうであったか、お知らせください。

3、志布志町志布志支所では、商工会が急きよ議場の空きスペースを活用して、志布志まちづくりフォーラムを9月に開催し、約80人が参加しました。市長など市幹部も招かれ、商工会会長らとともに執行部席に着席、議員席には商工会理事らが着きました。そして、提案を発表しております。同市商工会の事務局長は、議場は音響設備も含めまだまだ仕える立派な施設である。眠らせておくのはもったいない。今回のフォーラム開催は、こういう使い方があってもいいという提案の意味も込めたと話しています。

本市でも、旧町議場等空きスペースの有効利用を図るため、商工会や各種団体と協賛してまちづくりフォーラムなど、ほかの催し物も積極的にどんどん開催するように計画してみてはどうでしょうか。市長の率直な見解と方針をお聞かせください。

最後に、これら空き部屋の利用法活用等の明確な解決策を見つけるために、市としては今後どうしていくつもりであるか、お尋ねいたします。

以上を申し上げ、具体的で明確、内容のある誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

[市長宮路高光君登壇]

○市長（宮路高光君）

1番目の日置市という自治体の経営についてということでございます。

4項目ございますけど、1項目でございます。日置市が誕生し2年目を迎ましたが、一般会計の予算規模が約240億円となり、類似団体と比較してもかなりの大規模なものとなっています。また、財源不足を補おうとしております財政調整積立基金残高の減少や

市の借金であります地方債の残高がふえているなど、財政状況は極めて厳しい状況になっていると認識しております。これにつきましては、合併以前からの継続事業や日置市になりましてからの合併特例債事業等の普通建設事業の実施によるところが大きいものであると考えております。

今後、日置市行政改革大綱や行政改革行動計画に基づき、事業の見直し等を行い、効果的な自治体経営改革に取り組んでいきたいと考えております。

2番目でございます。国の三位一体の改革による地方交付税や国庫補助金の削減が行われる中、平成18年度におきましても普通交付税の算定がえや17年度決算繰越金の増によりまして、前年度並みの予算規模を維持している状況でございます。しかしながら、景気回復による税収等の増額も見込めず、普通建設事業を含む歳出経費の削減を図っていくことが必要であると考えています。また、合併後間もない中で、地域間格差のない住民サービスの向上や自治体経営の健全化に取り組んでいきたいと考えております。

3番目でございます。人口の多い都市部では、民間の通信事業者がこぞってインフラの整備を初め、デジタル・ディバイドのない社会が構築されつつありますが、地方はなかなか整備が進まないのが現状でございます。とりわけ九州内でも鹿児島のブロードバンド化的普及率は最も低い状況にあります。

このような状況の中、本年度取り組んでおりますイントラ基盤施設整備事業は、民間事業者がなかなか取り組みを進めてくれない地方の情報化を進める上でも最も核となる光ケーブルを行政で整備し、市の情報化を進めようとして取り組んでいるものであります。このケーブルを携帯電話の不通話地域の解消のためのアンテナ整備やケーブルテレビ、さらにはインターネット、防災情報など、多面

的に活用したいということで取り組んでおります。

したがいまして、今後この整備を積極的に進めることで、いろいろな場面で高度な情報技術を活用した日置市の情報化が図られ、都市部と差のない環境を構築できると考えております。

4番目でございます。現在、日置市の公会計は、単式簿記・現金主義会計を導入しているが、現行の制度では单年度の現金収支は厳密に管理するものの、資産や負債などのストック情報や金利を含む正確なコスト情報を把握しづらいなどの問題点を抱えております。このようなストック情報やコスト情報の欠陥を補うため、複式簿記・発生主義の導入活用が必要であると考えているところでございます。

平成21年度にバランスシートの導入を考えていますが、財政運営の透明性確保、費用対効果による事業の検証・評価、資産の有効活用、市民サービスのさらなる充実を図っていくために、公会計制度改革に向けての取り組みを行い、事務事業の改善を図っていきたいと考えております。

2番目です。本市の危機管理について。

1番目です。職員の財政状況の周知につきましては、本年度の4月、財政計画等研修会を実施いたしまして、財政健全化に向けた歳入歳出の主な取り組み、今後の方策、類似団体の状況についての説明を行っております。また、先日、19年度当初予算編成説明会の中でも、日置市の予算編成方針、積算基準表を説明いたしましたので、職員につきましては現在の財政状況についての危機管理意識を持っているものと認識しております。

2番目でございます。職員の財政問題に係る危機管理意識を高める方策として、職員一人一人が企業経営的な感覚を持って、収入の確保や経費の支出に当たることが必要であ

ると考えます。当初予算編成方針の中でも周知していますが、職員一人一人がこれまでの前例踏襲主義を打破し、全庁的な視点に立った新たな発想・アイデアで投資的効果の見込める事業を企画立案することが重要であり、職員一人一人がみずからの事務事業を見直すこと、予算は使い切るものという意識を改めること、少ない経費で最良の行政サービスを提供できるよう努力すること、コピー1枚からコスト意識を持つこと、市民にとって市役所は一つ、横断的な視野を持ち、取り組むこと等を掲げて、経費削減に向けて鋭意努力することとしております。

3番目でございます。自然災害や不測の事態に迅速・的確に対応できるようにするために、事前の計画として市防災計画及び市国民保護計画を現在策定中であります。課題は、自然災害や武力攻撃テロなどの危機管理を行う体制整備であります。迅速かつ的確な初動体制の確立、適切な応急対策、事後対策の実施、情報の集約、指揮及び支援、全庁的な連携の確保を図るための体制づくりを検討してまいりたいと考えております。

4番目です。アスベストにつきましては、市民生活課が総合窓口として市民からの相談に応じておるところでございます。相談の内容として、家の建材にアスベストが含まれていないかどうかという相談などがあり、専門家の検査機関を紹介しております。本年度は、本庁・支所合わせて5件、昨年度が10件ほどの問い合わせがありました。また、特に公営住宅、学校施設等につきましても、アスベスト検査をやっております。施設それぞれにつきましても、アスベストの含有がなかったということでございます。

3番目の総合支所となっている3地域の旧役場の空き部屋についてというご質問です。

その中の1番目でございます。各支所の空き部屋につきましては、これまでのところ具

体的な地域の開放の例はありませんが、合併後の空き部屋の利用状況につきましては、主に会議室として利用しているほか、書類倉庫としての利用、さらに本庁の書類倉庫が不足していることから、レセプト等の書類を支所に移して書類倉庫として利用しておりますので、現在、空き部屋は東市来支所が旧議場を含めて4室、日吉町が旧議場の一部、吹上支所が旧議場を含めて3室ございます。

2番目でございます。各支所における利用法の検討につきましては、行政改革推進本部の財務会計制度部会における検討や、職員研修計画に基づく各職場における行政課題研修の研修テーマの一つとしても検討を行っております。その検討結果につきましては、空き部屋活用の課題といたしまして、利用者への公共性・公平性の配慮、閉庁時に不特定多数の人が出入りすることによる警備上の問題、個人情報を含む書類等の保管・管理の問題、部屋の位置・構造的な面から、空き部屋を有効に利用するためには改修をするということも想定されるが、投資的な効果はどうかなどの考え方方が挙げられ、これらの課題を解決した上で、ボランティア団体の活動拠点、防災・防犯活動の拠点、生涯学習・文化活動の拠点としての活用など、さまざまな活用策の検討を行っているところでございます。

3番目でございます。旧町議場等の空きスペースの有効活用につきましては、先ほど申し上げました検討結果の具体的な活用策の案といたしまして、旧議場の防音構造、床面が階段式の傾斜を持つ構造を生かして、音楽・芸能の練習や発表の場、映画の上映など、イベントホール、コミュニティホールとしての活用のほか、ご質問のまちづくりフォーラム等の開催など、アイデアとしてはさまざまな活用策が考えられているところでございます。

4番目でございます。空き部屋の活用に当

たっての解決策につきましては、空きスペースの活用やほかの用途への活用方策について、行政改革大綱のアクションプランに掲げてありますので、庁内の改革推進本部の組織等で十分な論議を重ねて検討し、市民で構成されている行政改革推進委員会に諮りまして、その検討結果に対するご意見を賜りたいと存じます。

また、活用策を検討する場合、支所の各課の配置を見直す必要はないか、基本的な考え方として空き部屋の活用について、市民の福祉の向上や地域の活性化等に寄与されているかという視点が重要であると思っております。

さらに、地方自治法が改正され、庁舎等の床面積に余裕がある部分を貸し付ける場合については、行政財産を貸し付けまたは私権を設定することができることとなり、来年6月までに施行されますので、この制度の見直しを踏まえ、他団体の事例等も研究しながら活用策を検討してまいりたいと存じます。

以上で終わります。

#### ○13番（田畠純二君）

それぞれに答えいただきましたんですけども、また重点項目に絞って質問していきます。

まず1番目、日置市という自治体の経営についてであります。

今、自治体を取り巻く改革の三潮流といいますと、国から地方へ、地方への権限移譲、官から民へ、民間へのアウトソーシング、ハードからソフトへ、公共サービスのハード偏重からソフト重視への転換、この3つであります。それで、こういう中で今までこういううねりを受けとめていかなければいけないんですけども、これらの中で今後の自治体経営は、少なくとも地域として国の予算、補助事業を可能な限り導入し、道路整備や箱物づくりなど公共事業を実施することによる仕事や雇用を確保するといったいわゆる公共主導の従来型地域振興策に多くを依存することは望

めないし、望まないようにすべきであると思います。このことは先般きのうの11番議員も同じような最終的な趣旨のことを言っております。

それで、こうした中で地域では自治体を中心に官民の知恵や力を合わせて、いろんな社会環境の変化に対応し得るような新しい社会システムづくりに取り組む必要があるというふうに思います。それで、その中で少子高齢化、ライフスタイルの多様化に対応した人材育成やサービスシステムづくりが重要な課題になってくるというふうに思います。

それで、この流れに対してあすの自治体経営のあり方を自治体みずからが提案、実践していくことが求められているんですけども、こういう趣旨に従って今市長から答弁がありましたように、日置市行政改革大綱、新たな時代を切り開く自治体経営戦略、それに基づいてアクションプラン、集中改革プランが提案されて実践されております。

ここであえてお聞きしますけども、こういう市長はこの日置市行財政改革大綱をどうとらえて、今後の市政を運営するに当たって具体的にどう実践していくつもりか、決意のほどをまず再度披露してください。

#### ○市長（宮路高光君）

この1年間を含めまして、行政改革大綱、アクションプラン等を計画いたしました。基本的には、少ない経費の中でどのようにして自治体を運営するのか、これが一番大きな方向性であるというふうに考えております。やはり今議員もご指摘のとおり、やはり今後におきまして地域でできるものは地域という、私どももやはりそういうことを市民の皆様方と協働で、この日置市の自治体経営にかかわる、そういうルールづくりといいますか、そういうものをきちっとつくっていくべきであるというふうに思っております。

#### ○13番（田畠純二君）

次に、自治体経営における私なりに考えます重要課題、まず1番目、地元経済の活性化と雇用創出への貢献、その結果生じる自主財源の確保。2番目、公共サービスの質の向上、すなわち市民が本当に望んでいるニーズの把握とそれへの対応。3番目、効果的・効率的な税金の活用、すなわちすべてに対するむだの排除、この3つが非常に重要な課題ではないかというふうに思います。

それで、この流れに対しまして、こういう自治体経営にとっては脅威ではなくて、新しい展開を見出すための機会、すなわちチェンジはチャンスの気持ちで取り組んでいかなければいけないというふうに思います。

それで、今後自治体経営をしていく上で重要なことは、今までのやり方、しがらみにとらわれずに、発想の展開を完全に行って、我々の自治体を取り巻く風や流れを正確・的確に読み取って、これらにしっかりと前向きに主体的に積極的に対応し、フォーローしていく、それを生かしていくことだと思います。

それで、具体的には以下の3点、今後の自治体経営に取り組み上での意識すべき重要なポイントになると思われます。まず1番目、多様性への対応、すなわちニーズの多様化できめ細かい他品種少量サービスが求められております。担い手、手法、サービスの多様化で、新しい公共サービスを通じた市民、利用者、民間、企業、NPOなどの三者連携によるいわゆる共同型自治体経営の展開。2番目、独自性の発揮、自治体としての自治体間競争に対応し得るような独自性の育成、アピールなどで自治体の付加価値増進を図る。3番目、戦略性への挑戦、他自治体と比べ魅力的な自治体をつくっていくためには、自治体としてこれまでにないオンリーワンの戦略を立案し、これを着実に実践していくことが必要だと思います。

それで、市長は自治体経営における重要課

題は何であると考えられ、具体的に本市の経営課題は何で、それにどのように対処しておられるのか、はつきりと答えてください。

○市長（宮路高光君）

やはり自治体の経営戦略の中におきましては、やはり経済活動を含めた地域の経済力の向上と、そのように考えております。それがそれぞれの市税を高揚する、そういうことで市民サービスを満足していく。やはりこのことにつきましては、行政だけでできるわけではなく、やはり企業、NPO、また市民の皆様方と一緒にこの地域におきます経済浮揚をどうするのか、そこあたりのことを十分にまた最重要視して、今後戦略として考えていかなければならないというふうに思っております。

○13番（田畠純二君）

私なりにさらにその戦略、次の5点を考えてみました。まず、公共、民間、市民の発想の転換によって市民との完全なるパートナーシップのもと、計画立案プログラム策定、それから地域資源の抽出、活用、地域に眠るお宝の発見、それから活用、人材・知恵・活力の結集、4番目に適切な情報の開示・交流、5番目に的確な評価マネージメントシステムの構築、この5点であります。この5点の中で私は2番目から5番目が特に重要な戦略ポイントであると思いますが、市長はこれらをどう受けとめてどう評価されますか。もちろん計画、プラン、ドゥー、実行、検証、チェック、見直し、アクション、いわゆるPDC Aのサイクルを前提にして答弁してください。

○市長（宮路高光君）

議員がおっしゃいますとおり、それぞれ計画立案からして、また評価、やはりこのことが一番大事なことであるというふうに考えております。特に、地域におきます特産、やはり自分たちの足元をきっちと見つめた中におきまして、このことをどう生かしていくのか、それがまたいろんな中でどう評価されてくる

のか、今後はやはり評価、対価といいますか、そういう投資した中におきましてどのような対価の中でされたのか、やはりそういう評価を含めた中で今後やはり評価等が大事であるというふうに思っております。

○13番（田畠純二君）

次に、ＩＣＴ、インフォメーションアンドコミュニケーション・テクノロジーに関連して、本市では7億7,900万円、先ほど市長もお話しされましたような大金を予算計上して、地域インターネット基盤整備事業を推進中であり、12月の補正予算でも工事請負費として2億7,000万円も減額補正をされております。そして現在、きょうの全協でも説明がありましたように、97カ所、延べ130キロメートルを整備中であり、来年4月からは証明書の発行も可能というふうに聞いております。そして、昨日の同僚議員の質問に対して、最終的には約25億円かかるという説明がありました。幾ら補助事業とはいえ、費用対効果、それから日置市民のニーズの度合いなどを総合的に判断して、私はこの約25億円もかかる基盤整備事業をまだ十分に理解、納得できない市民の一人であります。

それで、市長にお伺いします。原点に返りまして、市長はこの基盤整備事業を始めた目的、効果、現在までの進捗状況、事業の完成見込み時期、完成時の市民の利便性の向上、それから利用度、それから満足度、本当に市民のためになるのか、さらには工事請負費としていつも簡単に2億7,000万円もの大金が減額補正されるこの実態をどう考えておられるか、明確にわかりやすく納得のいくよう答弁してください。

○市長（宮路高光君）

今回のインフラの基盤整備の中におきまして、特に基本的には合併いたしましてそれぞれの地域におきます情報をお互いが共有する、

この最小限の中でどうすべきかということで、今回は公共施設の部分だけの整備をさせていただきました。金額的に今回補正減になったということにつきましては、これは入札の結果でございまして、そのところは減になったから2億5,000万円減で算入したということでございます。今後、先ほど申し上げましたとおり、それぞれの各世帯等へ全網の目をするのか、そういうものにつきましては今後十分市民の声を聞きながら、財政的なものを考慮した中で検討していくかなきやならない。先ほども申し上げましたとおり、この場合はケーブルテレビだけじゃなく防災無線がございますので、やはりこの防災無線との中をどう活用していくのか、やはりここあたりは今後私はかかる経費としてはこれぐらいはかかりますよと、ですけどこれをすぐ実施するとかいうことは答弁させてもらってはおりませんけど、これを十分議会を含め市民の皆様方と情報を共有しながら、どういうものが一番最善の中で市民の皆様方にサービスができるのか、このことを十分今後検討していくきたいということでございます。

○13番（田畠純二君）

それと、さらに質問いたしますけど、これに関連してです。いわゆる今全国的に電子自治体ということが今目標になっているわけですけども、今とも関連してくるんですけど、これをめぐる日置市の今後の方向性、電子自治体についてどう考えているのか、市長の方針お聞かせください。

○市長（宮路高光君）

電子自治体におきまして、この活用の方法をどういうものに活用していくのかというのが一番大きな課題であるというふうに思っております。特に、今しておるのは入札制度、こういうものについても電子入札をすることも一つの大きな課題でございますし、特に電子自治体というのはまた県とまた市町村間、

国、こういうものにおきますそれぞれの情報の共有というのは、やはりこの電子関係を使ってしていくことが大事なことであるというふうに思っております。

○13番（田畠純二君）

次に、公会計制度について、市民は納税を行う負担者である側面と、行政サービスを享受する受益者としての側面があります。ここに新しい会計制度に基づいてコストという概念を入れます。そして、コストと負担の関係をフローとストックの両面から管理し、規律するのが新しい公会計制度であると言われております。それで、民間は市場原理で運営されるんですけども、地方自治体は予算原理で運営されております。これと公会計をどう結びつけるかが問題だと言われております。

それで、予算に決算をうまく反映させるためには、管理会計と市民が財務状態を把握するための財務会計を確立することがぜひ必要だというふうに言われておりますけども、市長は市民が日置市の財務状態を十分にわかりやすく把握するための手立て、手段、方法をどう考えているのか。広報誌で皆さんに知らせるとか、そういうことは一般的なやり方なんんですけども、そのほかに具体的に市民の皆さんを巻き込んでどういう財務状態を透明化してやっていくのか、そこら辺をもう少し詳しく説明してください。

○市長（宮路高光君）

大変財務会計を含め予算、また一般の市民の皆様方に行政言葉といいますか、行政言葉の中で話をして大変私は難しいというふうに感じております。広報誌等でいろいろと決算額、いろんなことをお示しをしておりますけど、このことがわかりにくい部分もいっぱいあるのかなというふうに感じております。特に、ポイントだけやはり今現在どれだけの予算にしている、どれだけのまた借財があつてどうするのか、こういうわかりやすい形の中

で説明をし、特に私どもも自治会長さんを含めいろんな場面の中では広報誌もしますけど、あらゆる機会を通じてその場面の中で説明もきちっとしていきたい、わかりやすい言葉でやっていきたいというふうに思っております。

○13番（田畠純二君）

それで、今度は本市の危機管理についてです。

先ほど答弁があったんですけど、一言で言って市長は我が日置市は本当にこの危機管理、本当に大丈夫であると思っておられるのか、再度確認してください。

○市長（宮路高光君）

この危機管理意識の高揚ということで、職員を含めてやはり今からも十分継続して、この危機管理につきましては話をしていくかなきやならないというふうに思っております。これが100%というわけじゃあございませんけど、やはり絶えず危機管理、いろんな場面がまいりますので、その場面場面に対応できる形には私どもやはり研修等を含め、絶えず危機管理についての職員に対する指導というのはやっていきたいというふうに思っております。

○13番（田畠純二君）

それで、今度は本市の財政の危機的状況にすることなんんですけども、先ほど答弁があったんですけど、本当に財政的危機を市長としては本当にどういうふうに認識されるのか、もう一回確認。

○市長（宮路高光君）

財政的な危機の中におきまして、やはり収入といいますか、やはり私もいつも考えているのは、歳入がどうあるのか、歳出の方はそれぞれ積み上げ方式で構いませんけど、いつも予算編成をするときにはそれぞれ歳入はどれだけあるからどれだけのものをどういうふうにして歳出して公平にやっていくのか、やはりこの観点を一番重要視した中で、職員の

方に指導していきたいというふうに思ってお  
ります。

○13番（田畠純二君）

それから、あってはならないことなんですが、不幸にして自然災害から武力攻撃まで、テロまで、最悪の事故が日置市内で発生したときには、市の職員の方だけじゃなくて市内外の多くのボランティアの手助けが必要となる。それで、市長はこの最悪の場合のボランティアの日ごろからの確保、保護、育成をどう考え、市としてどのように補助しているのか、また今後どう計画していくか、答えてください。

○市長（宮路高光君）

今おっしゃいましたとおり、災害はいつどこでどのような状況で発生するか予期せぬことでございます。先般も北部地方におきます豪雨、こういうところにやはり職員を含め民間の皆様方も待機していただき、今回もそのような中におきまして、それぞれ私ども職員もまた市民の皆様方も行っていただいてどうあつたのか、やはりそれぞれ体験を含めた中でたくさんの方がそれぞれ含めた中でその言葉を市民の皆様方にお伝えする、そういう方法をやはりとっていきたいというふうに思っております。

○13番（田畠純二君）

先般、今度は消防本部なんですけども、消防本部を統合すると、そして広域編成については来年度中に県の方で検討委員会を設置して広域化推進計画を策定すると。そういうことで広域化の目的としては、管轄人口おおむね30万人以上、事業推進計画策定を5年以内ということをめどにしていると。広域化は人口減少などをにらんで地域の消防力を強化することがねらいであるというふうに言われています。

それで、市長はこれらの動きを今後の消防のあり方ということを含めてどう感じておら

れるか、コメントを願います。

○市長（宮路高光君）

このことにつきましては、来年度県の方がそれぞれの枠組みを決めた方針を出しますので、その方針を見た中において対応していきたいと思っております。

○13番（田畠純二君）

それと、最後というかあれなんですけど、先ほど3地域の旧役場の空き部屋、特に議場のことなんですけども、合併から1年7カ月たって、先ほど言われたような書類の置き場とかレセプトの置き場、いろんな物置になっているということなんで、特殊構造、先ほど言われたんですけども、議場は旧町のシンボル的な存在もあるし……

○議長（宇田 栄君）

田畠議員、1分ですので。

○13番（田畠純二君）

改築するにも多額の費用がかかると、できれば現在の形を残したまま活用せざるを得ないというふうに考えるんですけども、この旧町議場の活用の仕方、先ほどコメントはあつたんですけど、もうちょっと今度はきのう同僚議員も言ったように、何か先人たちの民具や書籍などを保存管理する場所と、具体的に絞り込んだ検討をしていくべきじゃないかと思うんですけど、どうですか。

○市長（宮路高光君）

話の中で、特に改築等を含めた中のさつき言いました費用、効果、おっしゃいますとおり具体的なものにつきましては、今後いろいろと費用、効果を含めた中で検討を進めさせてもらいたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。

午後0時02分休憩

---

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、27番、佐藤彰矩君の質問を許可いたします。

[27番佐藤彰矩君登壇]

### ○27番（佐藤彰矩君）

一般質問も3日目の午後からということで、大分皆さん方もお疲れのことだろうとは思いますけども、おつき合いのほどよろしくお願ひを申し上げます。さきに提出しておきました4問について質問をさせていただきます。

まず1点目、伊集院城山都市公園の整備及び入り口の道路の改良についてをお尋ねいたします。

この件につきましては、過去何回か旧伊集院町時代でも話題になり、平成8年6月議会、また9年の6月議会、11年3月議会と幾度となく城山公園の問題が一般質問で出されており、その都度現市長の町長時代の答弁は、歴史的背景は認識している、それを踏まえて町としても商工会、観光協会、民間団体の皆さんと協力を得ながら、何か補助事業を見つけて対応していきたいと答弁されておりました。それから早いものでもう10年近くになります。昨年5月、4町が合併し、それぞれの町が特色ある観光またイベントなどの多くの行事を持っておりますが、その日1日だけの行事であります。妙円寺詣りの行事にしても数日間であり、城山公園には長年都市公園としての整備もされてまいりましたが、入り口の道路の整備を初め、園内ももっと整備を図り、全国に通用する公園に整備する必要があると考えます。というのが、整備することによって、この観光客の訪れる公園となる要素を持っている公園だということでございます。

というのが、この城山公園は、フランシスコ・ザビエルが西暦1549年、今から457年前にときの一宇治城の島津貴久と会見をし、我が国で初めてキリスト教の布教の

許しを得た全国的に有名な都市公園であります。日置市の今後目玉となる公園、観光地としての要素を大いに持っている公園だと考えます。今後、特色ある公園と整備を図れば、市外はもとより全国から観光客が訪れる有名な観光地となる要素を持っていると考えます。市長がいつも言われます交流人口を図り、市の活性化も図れると考えるが、この件につきましてはどのようなお考えなのか。

また、長年大田方面からの入り口の道路の整備につきましても検討がされてまいりました。今回、伊集院日吉町間のバイパスも完成し、あと残されたのがこの大田方面からの入り口の道路の整備でございます。市長の考えをお尋ねいたします。

次に、2点目の問題であります。本市の窓口に総合案内係の設置についてでございます。

昨年5月、4町が合併し、本庁にも他の3町の住民を初め、来客者が多くなりました。昨日の市長の答弁によりますと、16年度からすると現在の倍の来客数になっているということでございました。1日の来客数が16年度が543人、現在584人ふえて、そして1日平均1,100名を超える来客数というところでございます。ところが、本庁の各部・課の位置も変わり、教育委員会は中央公民館の2階、市民スポーツ課は総合体育館になり、我々さえでもわかりにくくなりました。高齢者の人や初めて本庁舎に来られた人が入り口ロビーでうろうろ迷って、自分の用事で行く担当課がわからず困っている人をよく見かけます。市民生活課の窓口の職員の話では、ほかの課の要件で来られ、案内の相談が3分の1以上あると言われております。これでは市民生活課の業務にも支障を来たすと考えます。

そこで、カウンターの外に総合案内係の職員を置き、困っているような人には「きょうは何の要件で来られましたか、その課はあち

らですよ」と親切に案内してあげる、そういうことが市民サービスの一つだと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。——市長の考えをお伺いします。

次に、3番目の質問であります。土地開発基金で購入した土地の活用についてでございます。

日置市土地開発基金条例によると、設置目的として大企業で公用もしくは公共用に寄与する土地または公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、業務の円滑な運営を図るために設置するうたってあります。また、経過措置として、旧4町の合併前の土地開発基金条例の規定により、取得し保有する土地及び積立金は、この条例により積み立てられた基金とみなすなどなどとうたっているが、質問としまして、旧4町でどのような物件の購入があり、何事業そしてまた工事として購入しているか、また古い物件については何年のものが残っているのかについて。

2点目としまして、今後今まで購入した土地が当初目的どおりの利用、活用策はあるのか、以上についてお尋ねいたします。

次に、4番目の質問としまして、水道料金の改正についてお尋ねいたします。

現在の本市の水道料金は、合併前のそれぞれの町ごとの格差があります。基本料金また従量料金もまちまちです。今後、共通した料金体制を構築していくかなければならないと考えておりますが、今回示されました平成22年までの改正案を見ますと、一番高くなる地区は吹上の農排水大野地区で、22年までの間に現在の約3倍になります。また、資料の中で配管13ミリで使用量24リッターの平均的な利用者の使用料金を見ても、軒並みに高くなります。昨年までの運営を見ますと、日吉吹上地区は今まで一般会計より年間約9,000万円の繰り入れで、住民の料

金の軽減をやってきたためだと思います。今回の改正で、住民の負担増が約9,300万円と説明がありました。平成9年度からは、下水道料金、これは伊集院だけの問題でございますけども、3,500万円の増になります。市民税が4億円の増税ということでございます。また、国保税、これが約3,300万円など増税でございます。この上、水道料金を加えますと、約住民の負担というものが来年度から5億円近くなる計算になります。こうなりますと住民の負担というものは非常に大きくなり、住民の悲壮な悲鳴が聞こえそうな気がいたします。そのようなことになると、我々議会としてもまた行政としても、市民から受ける批判というものが非常に大きくなるんじゃないかということを考えます。

そこで、せめて水道料金でも今の基金があります6億4,800万円基金の積立定期預金がございます。こういうものを使いながら、または一般会計から、企業会計といふことでいろいろ問題はございますけども、一般会計からの方から何らかの形で繰り入れをし、そして住民の水道料金の軽減というものは図れないものか、以上市長にお尋ねし、私の1回目の質問といたします。

[市長宮路高光君登壇]

○市長（宮路高光君）

1番目の城山都市公園の整備及び入り口の道路改良の計画についてというご質問でございます。

城山公園は、中世山城の一宇治城跡の歴史的な資料であります。このことから都市計画公園としての指定を昭和50年に受け、都市公園としての整備を昭和50年から平成12年度に実施し、平成元年に一部供用を開始し、平成14年にすべての供用開始しています。事業としては、約8億5,000万円をかけております。一部県道鹿児島東市来線からの入り口の部分が未改良となっておりま

す。

この改良につきましては、平成16年度に道路改良の予備設計を設計コンサルタントに業務委託し、その成果に基づき入り口交差点について、伊集院土木事務所及び鹿児島県公安委員会と協議し、伊集院土木事務所とは協議が整いましたが、公安委員会とは調整ができませんでした。公安委員会の意見として、県道の曲線区間に交差しており、県道の曲線半径を拡大すること、及び県道の横断勾配が5.6%となっているため、勾配の解消を図るなど検討条件が出され、県との道路改良による協議が必要となっております。県と協議をする中におきましても、今の段階の中で県としては大変今すぐということは難しいというご回答もちょっといただいたしております。

2番目の本庁窓口に総合案内係の設置についてのご質問でございます。

本庁舎内につきましては、正面玄関を入り、最初の目のつく位置に市民の生活と特にかかわりの深い市民生活課の市民係窓口を設置しております。この窓口の業務といたしましては、住民票や各種証明の発行事務はもちろんのこと、市役所を訪れる市民がスムーズに要件を済ますことができるようになります。総合案内としての役割を担っており、担当課の案内や担当職員を呼んでの応対に努めている次第でございます。

議員からのご指摘をいただいた市民サービスの徹底につきましては、今後市民が不便を感じる役所とならないように、わかりやすい案内板の設置を検討するほか、窓口等で迷っている市民に気づいた際は積極的に声をかけるなど、市民に優しい市役所となるよう職員の接遇研修等にも努めてまいりたいと思っております。

3番目の土地開発基金で購入した土地の活用ということでございます。

土地開発基金は、公用または公共用の土地

を先行し取得し、事業の円滑な執行を図ることを目的としているところであります。土地を取得してから一般会計等で予算措置され譲渡するまでの間、当該土地は基金に属する財産として管理しています。

土地開発基金で購入した土地についてであります。平成17年度末現在で、半島振興地域道路整備事業による新村中川線道路改良工事など28事業で、土地取得に伴う補償等も含めて約4億9,000万円を所有しております。古い物件では昭和49年度に取得しております。

当初目的どおりの利用、活用策についてであります。当初の目的どおり利用されている物件につきましては、順次一般会計へ譲渡してまいりますが、地域ごとに申しますと、伊集院地域では市道新村中川線の道路改良に伴う用地として購入しております。

次に、東市来地域では、道路改良工事や市営駐車場用地、江口浜海浜公園整備事業による駐車場用地や蓬莱館広場、土地区画整理事業用地として活用を予定しております。

次に、日吉地域ですが、道路等公共用施設用地として、南薩線跡地を購入し、自転車道や市道の道路改良用地として購入いたしております。

次に、吹上地域でございますが、広域農道用地や市道改良用地等に活用していますが、当初購入時の目的を達成し残地になっている箇所もありますが、今後貸し付けや売却等含めて有効利用を図っていきたいと考えております。

4番目の水道料金の改正と今後の事業の運営についてのご質問でございます。

今回上程し、ご審議をお願いしております水道料金の改定につきましては、旧4地域の料金格差を是正することを柱とし、地方公営企業法の適用による独立採算の原則から、新たに生じる減価償却費と企業債の償還費用を

勘案し、さらに現状の建設改良水準を維持した施設整備のもとで、5カ年間の事業経営を見込み、改定案を策定したものであります。

議員が言われますように、住民の負担増を考慮しまして、合併時に持ち寄った資金を平成21年度まで取り崩しをしながら経営していくことで、軽減も盛り込んだ改定案でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

地方公営企業の経理は、地方財政法第6条及び地方公営企業法第17条の規定により、独立採算の原則が定められており、水道料金すべてを賄うという基本原則により経営していくことになります。

一般会計からの繰り入れにつきましては、独立採算の基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進し、経営基盤を強化するための繰入金について定められている部分で、具体的には消火栓に要する経費と簡易水道事業の企業債元利償還金の2分の1の繰り入れをした場合、この費用の一部を交付税等で考慮することがされていますので、この分については一般会計からの繰り入れを行ってまいります。

また、道路改良に伴う管の布設がえなど施設改良についても、2分の1程度の繰り入れを行い、経営基盤の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上で終わります。

#### ○27番（佐藤彰矩君）

では、2回目の質問に移らせていただきます。

まず初めに、城山公園の整備及び入り口の道路の改良についてでございます。

まず、中の方の整備については、ほぼ今の市長のお考ではもう終息的、終わったというような答弁だと思いますけども、このままでは中途半端な公園じゃないでしょうか。というのが、過去まちづくり交付金のときに市長に、なぜ城山公園を交付金の地域に入れな

かったのかという質問を全協でした経緯がございます。そのときに市長は、城山公園については別な補助事業を見つけて整備をしたいというような答弁をされた経緯がございます。ということは、まだ私としましてもあの公園はそれなりに歴史的な遺産として非常に全国的にも通用する公園に育てる要素を持っているんですね。日置市に、市の活性化というのはどの町を見ても観光客が毎日来る町は活性化し、非常に潤っております。観光というものを今後市長も考えていらっしゃると思いますけども、毎日市外から来るような観光のそういうような施設をつくるということが、まちづくりの事業の一つじゃないかということを考えますと、あの城山公園につきましては、その要素を十分持っていると考えております。ですので、ただ昔からの山城というような形で残すんじゃなくて、ザビエルとの宗教的なやつは別にしながら、何とか観光として生かせる方法は市長として考えられませんか。

#### ○市長（宮路高光君）

整備についての中というよりも、一番気になっているのは、やっぱり入り口の道路改良であったというふうに認識しております。その中におきまして、新しいいろんな事業を入れて道路の改良ができるのかということを今まで探ってまいりました。そのような結果の中におきまして、日吉線のバイパスができた中におきましても、幾つかの路線を入れながらという形をしておりましたけど、このことがさきに申し上げましたとおり、公安委員会の中におきましてストップがかかったということになります。基本的には、上の公園の整備もですけど、やはり公園整備よりも入る道路をいかにしてやっていくのか、この方が先決じゃないかなというふうに考えております。

#### ○27番（佐藤彰矩君）

私もそれは考えております。ですので、まず道路の方の話よりも中の方の話から始めたんですけども、市長が道路の話からされれば私も道路の方の話からいきます。

今まで8億5,000万円を投資してつくった公園です。そしてまた、入り口が大型バスが入れない公園というような不便な公園でございます。公安委員会がだめと言われた、県との協議の中でも何か難しい。であれば、市としての考えはどのような考え方ですか。

#### ○市長（宮路高光君）

市としての考えはどうかということでございますけど、基本的には県道の改良をしてもらわなければ進まないと、県としてどうあるかというのが先のことございまして、市道だけの改良で済むことではございませんので、今後とも県と十分この部分については協議をしていかなければならないというふうに思っております。

#### ○27番（佐藤彰矩君）

それも市の方としましても、原案をこういうふうに示したいということで持つていかなければ、県とか公安委員会としても協議ができるないんじゃないかということで、まず主体的には市が持つべきじゃないかというのを考えますけども、どうでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

さっきもお話をございましたとおり、平成16年の予備設計の中でそれなりの案は持っております、その案をもって県との改良といいますか、県が改良していただくようなそういう予備設計の案は持って、その案で県の方との交渉をしていくということでござります。

#### ○27番（佐藤彰矩君）

まず、市長も入り口の改良というものは考えていらっしゃるということでございますので、一日も早くまず入り口の道路の改良、これをやって、大型バスが入れる一応環境をつ

くらなければ話にならんだろうということを考えます。

それと、今度は公園内の話にいきましょう。ということで公園内におきましては、このままでもう置くのか、それとも今後手を加えて改良をしながら魅力ある公園として整備をしていかれる気があるのか、お尋ねします。

#### ○市長（宮路高光君）

新しい日置市になりまして、また新しい総合計画を策定していく中におきまして、それぞれのこの公園整備、この城山公園だけでなくまだ幾多の公園ということもいろいろとご要望があるようでございますけど、基本的にはやはり財政状況を勘案しながら、また地域的いろいろな配慮をしながら、この城山公園をこの次にどうするかと、そういうことは今後の課題として考えていかなければならないというふうに思っております。

#### ○27番（佐藤彰矩君）

中の整備も400年祭のときにザビエルの一応銅像もできております。その周りもまだ整備をされてない状態でございます。それと、昔からの山城という形じゃなくて、今風のアレンジした人工的なものにアレンジするということも大事だろうと思います。というのが、宮崎の綾町なんかは人工的なものでまちづくりをし、そして観光客が毎日来るというようなああいう町をつくられました。本町におきましては、要素的には全国的にも通用するような要素を持っているのに、なかなかそれを生かし切れないというのもあろうかと思います。せっかく8億5,000万円の今までの投資をし、そして整備しかけていると思うんです。まだ完成じゃないと思うんです。今からだと思います。財政的には言われるように大変でしょうけども、まず市の収入源になりそうなこういうものについては、ある程度市の方向づけの中で考えていかなければならないと思いますけども、その辺についてもう一

回市長の考えをお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

今の現状の中で、新たな一つの公園の整備というのは大変難しいというふうに思っております。さっきもいろいろとこの四、五年の間、いろいろと整備的な部分が多いのが事実でございます。おっしゃいますとおり、観光収入はあの整備をして幾ばくかそれぞれの交流人口を含めた中で上がるか、私どもも一般的な財源の収入というのを考えなければならぬわけでございますけど、今の現時点の中では公園の中の整備を次からしていくということは、今この場で言明するのは少し難しいように思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

入り口の問題、中身の問題、一応そういうような市長の考え方であれば、当面は城山公園の生かし方というのは無理かなという気もいたしますけども、極力努力をし、そして日置市の目玉になるような、観光の目玉になるような一つの方策を考えていただきたいと思います。

というのが、美山の薩摩焼、そしてまた吹上浜、そういうような面がございます。その中に妙円寺詣りというようなすばらしいイベントも持っておりますので、線から線をつないだ面の開発というのが必要ではないかと、観光バスが日置市に来て何カ所とまってくれるか、どのような要素をつくるというのが、まちづくりの一つじゃないかというのを考えます。ぜひ今後市長は、そういう取り組みを前向きにやっていただきたいと考えます。

次に、2番目の問題に入ります。本庁の窓口の問題でございますけども、市長は窓口で案内の看板を利用して、そしてまたそれなりの説明板で案内板でというような形でございます。字で書いてあるものは、お年寄りはなかなかわかりません。看板は物を言ってくれません。ここは住民に対する心の問題だと思

うんです。いろんな負担は住民にかけます。後から言いますけども、水道の料金の中で入ってまいりました、そのような負担をする、そしてそのかわり住民に対する心のサービス、触れ合い、そういうものを看板で解決してはいかんと思うんです。ちゃんと職員が心を込めたサービスをする、一つぐらいこういうサービスをしてもいいんじゃないですか、市長。今後の市の方向として、あそこに案内をする親切な職員がおって、きょうは助かったがというような住民が一人でも出てくるような方法、大事だと思うんです。その点についてもう一回市長にお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

今、おっしゃいますとおり看板だけということじゃなく、先ほども申し上げましたとおり、総合窓口に携わる職員、課長を含め全員がそのような気持ちの中で、やはり窓口に混雑しているときにつきましては、職員から積極的に出ていくよう、そのような接遇を今後ともきちっとやっていかなければならないというふうに考えております。

○27番（佐藤彰矩君）

市長、窓口の業務もきのう市長が言われたとおり、16年からすると倍になり、1日1,100人を超えるような来客数ということで、市民生活課の職員の方も大方3分の1ぐらいは案内の方の仕事だと言われております。業務にも支障を来たすと思うんですよ。

そこで、我々は研修とかいろいろ政務調査あたりで他の町へ行きますと、庁舎へ入っていきますと、総合案内の方がすぐ「きょうは何の用事でしょうか」ということで、すぐ尋ねにまいってくれます。ほっとします。安心してまたうれしいです。お年寄りの方、わからない方は、本当に助かるんです。我々さえ行って、他町へ行ったらそういう体験をしてうれしい思いをし、そして「ありがとうございました」という言葉をかけます。なぜ本市

でそれができないんですか。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、職員全体がそのような気持ちでやっていくような形を私はすべきことであるというふうに思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

職員が足りないんですか、今の時点で。5年後に80名ぐらい職員をどうこうと言われますけども、現時点においてはだれか一人ぐらいはそういう案内に携わる職員がいないんですか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、さっきも申し上げましたとおり、合併した中におきます職員数、これは総体的にもう今から減らしていくかなければならないというふうに思っております。そういう中におきまして、やはり専属的な総合窓口の係ということでございますけど、やはり市民生活課、福祉課、全体がそのような形で窓口にすぐ出るような内部的にみんなが応対していく、1人の総合案内係も大事なことだということは十分認識しておりますけど、少ない人數の中でどうしていけばいいのか、やはりこのことを私どもはやはり職員を含めて学んで、またそのように市民の皆様方に接遇していくよう努めてまいりたいというふうに思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

市民生活課の支障はないと言われるわけでしょうか。非常に自分の仕事にも支障が担当の職員としてはあろうかと思うんですけども、その辺についてはお尋ねがあったんでしょうか。その辺についての協議がなされたんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

それぞれの事務分掌の配置を含めまして、総合窓口じゃあございませんけど、いろんな関係の中でことしの4月からも市民課全体に

は1人多く配置をさせていただきました。これは専門的な仕事をするかもしれませんけど、やはりそれぞれの本所にいたしましても人がまた減っていく中でございますので、みんながそういう全体が取り組みをしていかなければ、今後削減していく中においては大変対応が難しくなるというふうに思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

これだけ話しあって、住民の心のサービスということ、弱者に対する思いやりということで私はぜひ必要ということで市長に訴えているんです。ここだけはわかっていただきたい。市民の声でもあります。今後、この問題はいつまでも今の状態じゃなくて、いつかの時点では早く対応ができるように努力をしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

次に、3番目の土地開発基金で購入した土地の活用についての問題とさせていただきます。

実は、17年度の決算の資料の中で、市長もこれを見られて答弁されただろうと思います。各町からの持ち寄り、現金が2億3,903万2,418円、土地が4億6,520万9,199円ということで、基金現在高が7億424万1,617円、小さく言いますと、ここまでなります。

そこで、17年度分に買われた土地が6件ございます。そして、この中で一般会計へ繰り入れて、一般会計で事業として解決されているものが2件、総合運動公園の東市来のやつ、それから麦生田上神殿線、この2件は一応買い戻しで一般会計で事業を推進されております。あと4件17年度分が残っております。これ恐らく継続事業の中で運営されいくんだろうという考えは持っておりますけども、この点についてどの事業でどういうふうになるか、まず4点の説明と。それから、今回問題にしておりますのが、各旧4町から持ち越

された4億6,500万円余りの土地の問題です。古いものは49年のものもあるということでございます。まず、17年度分と49年度購入の分は何だったのか、説明を求めます。

○市長（宮路高光君）

今までの用途、土地開発基金で買って、それぞれまだその目的を果たしてない土地でございますけど、それぞれちょっと大まかなのだけちょっと申させていただきます。伊集院地域の荒瀬井堰の管理道路として、南薩鉄道から買い上げたものがそのままになっております。もう一件が、伊集院地域の松下電子の北側に、その当時公園用地という形の中であったものでございますけど、それがそのまま谷になっているんですけど、その土地が残っております。それと、日吉地域につきましても、道路用地ということで買いました南薩鉄道の跡地、これを道路としていいのか、ちょっと難しい部分がございます。吹上地域の中におきましては、吹上中学校を統合するときに買った土地が2件ほど、また笠岡工業団地を用地として買ったときに3件、それと吹上の原整備ということで、これは公園内なんですけど、営林署から買った土地がございます。そういうもろもろがまだそれぞれ今土地代として4億幾らぐらい残っておりますので、主な土地としてはそのような状況であるというふうに認識していただきたい。

17年度の詳細につきましては、課長の方に答弁させます。

○財政管財課長（福田秀一君）

17年度中に開発基金で購入した土地でございますが、市道新村中川線の道路改良工事の用地でございます。

昭和49年度に購入いたしましたのは、今市長が申し上げましたように吹上統合中学校の建設用地に係る換地といいますか、その用地でございます。

○議長（宇田 栄君）

しばらく休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後1時42分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○財政管財課長（福田秀一君）

林道山之口嶽線整備事業、ふるさと林道緊急整備事業の73万円というのが残っております。

○27番（佐藤彰矩君）

要は、このようなものが事業絡みで一応買ったものと、それから合併前の要は問題として取り上げているわけでございますけども、必要として買ったものがなぜ長年塩漬け状態で残っているのかという問題なんです。大事な市のお金というものが、土地開発基金で買って、その土地がやぶぼうぼうで山になったり原野になったり、そういうところがいっぱいあるんですよね、今の説明聞くと。我々、市の財政難という今の状態で、そのような土地を今後どういう形でお金にかえていき、財源としていくのか、買い戻しはどういう形でしていくのか、そこをお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおりであろうというふうには認識しております。特に、大きな中で南薩鉄道の用地の場合が一番頭の痛い部分でございます。これはこの用地を取得するに当たりまして、鹿児島交通と南薩地域におきます市町村との締結がございまして、ある程度の用地を取得していくかなければならなかったという要件もございまして、今この用地の跡をどうするのかというのが一番大きな課題でございます。今、お話しのとおり、それぞれもう未利用地になっている分で、またそれぞれ取得したいといいますか、競売でもかけてできるものにつきましては、またいろんな手続を踏み

ながらやっていきたいというふうに考えております。

○27番（佐藤彰矩君）

それと、基本的なやつをちょっとお尋ねしますけども、基金を条例の中で第2条に、基金の額は4億円とするというふうにうたってあるんですけども、今この解釈はお金を4億円常に準備しているということなのか、それとも土地代含めて全体の枠を4億円という解釈なのか、その解釈について説明をお願いします。

○財政管財課長（福田秀一君）

土地と現金と含めてでございます。この4億円の設定につきましては、合併するときに新市の条例をつくったわけですけれども、旧町各1億円ということで4億円を設定したということでございます。

○27番（佐藤彰矩君）

私どももこの条例のときにはかかわったと思いますけども、この辺をちょっと勉強不足だったかなという気がいたします。というのは、合併当時のこの問題が合計でしますと7億円あるわけですよね。ですので、この条例とは合致しない部分がこの当初からあったということでございます。この点につきましてはどのような改善をされていく計画でしょうか。

○財政管財課長（福田秀一君）

おっしゃるとおり合併時にもう既に超えておったわけですけれども、基金の設定の額がそれに本来合わせるべきだったんだろうと、それに近い数字にとは思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

であれば、この条例に今違反をしている、誤っているということで、どっちか改正しなければいかんとじやないでしょうか。条例が一方では4億円とうたってありながら、現在は7億448万277円ということになっているわけです。この辺についての今後のやり

方、手法、どういう方法があるんですか。

○財政管財課長（福田秀一君）

基金よりも上回っているのは、特に問題はないというふうに考えております。基金の額を下回ればあれですけれども、上回っているのは特に問題ないというふうに考えております。

○27番（佐藤彰矩君）

ちょっと理解がしにくいんですけども、条例というものは守らなければならぬ本市の憲法だと理解します。恐らく同僚の議員の方々も、条例の解釈はそういう解釈だろうと思うんですけども、その辺についてちょっともう一回説明をお願いします。

○財政管財課長（福田秀一君）

あくまでも基金のこの4億円というのは原資でございまして、基金は運用によって利子積み立てとかもふえたのも出てくるわけでございまして、当然その額よりは上回るということでございます。

○27番（佐藤彰矩君）

その辺の解釈につきましては、少々は理解しますけども、最初から超えたものをこういうような4億円というような条例をつくったということ、これ自体がもう最初のスタートの時点で大きい過ちを起こしているということでございますので、今後内部の方でもこれは十分検討していただき、対応策を何か考えんにやいかんだろうという気がいたします。

それと、一応この問題につきましては、財源不足の本市としては、土地開発基金のこの7億円と今なっておりますけども、大事なお金でございます。財源でございます。当初、設置目的から考えると必要だと思いますが、この大事な基金で買った土地が塩漬けで活用がないと、全く大事な市のお金が死に金状態となっているんです。このお金が死んでいる状態で、山とかやぶとかそういう形でいつまでもこのお金が死に金で塩漬けで置くわ

けにはいかんだろうと思うんです。市長、財源として大事な財源なんです。これを今後何らかの形で整理、処分等も考えながら、財源の一つとして考えていかなければならぬと思いますけど、今後の方策としてはどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今おっしゃいましたとおり、基金で買っている土地、または市有地ございますので、そこあたりを十分検討しながら、今後さっきも申し上げましたとおり、売却できるものにつきましては売却をしていかなければならぬというふうに思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

この問題については、議会の方でも我々も余り表に出ない問題でございまして、なかなか目の通す機会が少のうございます。よって、条例の中では総務部長が3月31日に総括的な協議をするような形になっておりますけども、そのような形をことし17年度の3月31日されたのが、恐らくこの基金開発の資料の中の問題だろうと思います。

そこで、こここの17年9月16日以降の状態においては、財産の状況が土地の状況がわかります。この合併前のもろもろの数が多いだらうと思いますけども、これについても総括表等もつくりていただき、議会の方にも今ある基金の使われ方、そしてある土地の財産というのも表示をしていただきたいと思いますけど、今後どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたので、この開発基金におきます土地を含めた中を精査して、また皆様方にお示しをしたいというふうに思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

では、4番目の水道の方の話に移らせていただきます。

今回の改正の一番の理由、原因は何でしょ

うか。

○水道課長（岡元義実君）

お答え申し上げます。

今回の料金改定の一番の理由と申しますのは、簡易水道特別会計事業をば公営企業の方に取り込んだと、それによりまして減価償却費が費用として発生したと、これが約8,800万円という数字が想定されておるわけです。それと、特別会計の中で企業債、借入金が日吉と吹上で15億円程度ございました。その関係の元利償還金等に充てる財源の確保といったようなことを主にしまして、合併協議でなされておりました4町の水道事業の料金をば統一していくんだという協定とあわせてやるんだということで、私どもは考えております。

○27番（佐藤彰矩君）

企業債の問題でございます。ただいま言われた。17年度までは伊集院と東市来の2町で運営を水道企業はやっておりました。そこで、決算から見ますと、2町の企業債の返済は5,900万円、大体6,000万円ぐらいだったんですね。そして、償還金の未償還金が7億7,700万円という2町ではあったんですね。ところが、吹上と日吉が今回18年度から入りました。企業債を持ってこられましたけども、吹上の方が5億7,100万円、そして日吉の方が11億6,100万円ということで、現在の企業債残高が25億1,000万円ということになります。（発言する者あり）前日もらった資料の中では25億1,000万円、3月末現在ですよね。ということで、3月末現在の状況でございます。

そこで、これにかかる企業債を見ると、利子の分が1億600万円、それから返済の方が1億3,300万円ということで、合計が2億3,900万円、2億4,000万円ぐらいになるんですよね。こういうものが大き

い圧迫をする要因になるんじやないかと思いますけども。

そこで、水道料金を含めた歳入の面でございますけども、今後歳入はどのような形になっていくのか、その辺についてのお示しを説明を求めます。

○水道課長（岡元義実君）

失礼いたしました。本年度の水道料金の予算で大体6億7,000万円見込んでおります。今回の改定で約14%ということで想定をしておりまして、これを4分の1ずつ調整して上げていくということで、14%を4年間で割りますと3.5%増ということになります。そうしますと、大体2,300万円ぐらいずつ水道料金としては4年間上がっていくということで想定をしているわけでございます。

○27番（佐藤彰矩君）

そこで、一番今回の問題は、企業債の返還問題と、それから簡水の問題がございます。簡水の場合は、それなりのこれは繰り入れというのがあろうかと考えますけども、簡水に対する繰り入れというものはどれぐらいになるのか。

それと、別の収入の水道料以外の雑入、総額再度お願いしますけども、どれぐらいになるかお尋ねいたします。

○水道課長（岡元義実君）

簡易水道に対する繰り入れということでございますが、先ほど議員の方からもおっしゃいましたように、16年度の数字で日吉、吹上が9,100万円、18年度が8,100万円、そして18年度の予算で9,400万円を繰り入れております。

なお、このほかに東市来と伊集院にも簡易水道というのはあるわけでございます。それらの簡易水道の18年度の日吉、吹上、それから東市来、伊集院を含めた企業債の繰り入れというのが、これは元利合計の2分の1と

いうことが繰り入れ基準の中で定められておりますので、その相当額8,900万円、旧4町分ですね。そのほかの繰り入れという部分で、消火栓に関する経費というのが、これはもう全額建設改良費の分ですが、この分で18年度の予算の中で600万円、それから簡水の工事等に対する出資金という部分で認められておりますが約4,000万円、それから建設改良工事等に伴いますいわゆる工事負担金、補償費、そういうものなどが2,000万円、合わせまして約1億5,000万円程度を一般会計から18年度の予算の中では受け入れているということです。

○27番（佐藤彰矩君）

そういうような収入の中で、返済が2億4,000万円ぐらい、人件費が1億3,000万円、償却が8,800万円、こういうものを引いていきますと余り残り少なくなるような感じがいたします。その中で、一応今ある6億4,800万円の定期預金、基金ですよね、これは年間どれぐらいの切り崩し的なやつで軽減を図っていく計画になっているんでしょうか。

それと、時間がありませんので2つずつ聞いていきます。これだけ住民に負担を強いるわけでございますけども、運営として内部努力、自助努力として事務的な中でどのような事業に対するこの経費節減の自助努力的なものを考えていらっしゃるのか。そういうものがないと、ただ住民に負担だけを押しつけていくわけにはいかんだろうと思うんです。住民に対する説明も難しいんではないかと思いますけども、その辺についてはどのような方向でしょうか。

○水道課長（岡元義実君）

基金という言われ方をされますが、留保財源、基金となりますというと条例制定やらありますので、水道事業の方では留保資金とい

ったような呼び方でおりますが、それが議員が先ほど6億4,000万円とおっしゃいましたけれども、18年の4月現在では4億6,000万円でございます。持ち寄った額は、合併時に東市来から3億500万円、それから伊集院が2億7,900万円、日吉は特別会計の方で特別にこれ一般会計から出してくださいましたのが1,500万円、それから吹上が3,100万円、これ合計しますと持ち寄った当時の金額としましては6億3,700万円と。17年度で取り崩しておりますので、取り崩した後の残りが4億6,700万円ということでございます。

質問されました今後の取り崩しの予定ということでございますが、本年度大体取り崩しに2億4,800万円の取り崩しを予定しております。それから、19年度1億6,800万円、20年度6,800万円、21年度3,700万円程度、22年度は何とか取り崩さなくとも運営できるといったようなシミュレーションをしております。

それから、運営努力ということでございますが、これまで経費の削減ということに取り組んでまいりました。市民の皆さんには隔月徴収ということで大変負担もかけておるわけですけれども、この隔月徴収によりまして約750万円、年間経費が削減できております。

それから、水質検査の委託の契約の関係で、これもいろいろと努力をいたしまして、約1,000万円を計上、節約できております。そのほか今のところ約、合併しまして2,000万円程度は何とか経費の節約のあれを見出しているというふうに思っております。

それから、今後におきましては、当然水道事業の職員、今18人おりますけども、合併時より合併事務の関係で2名ふえておりますが、これももとに戻さなければならないだろうというふうに思います。

したがいまして、その人件費の関係とか、それから職員の研修等もこれは必要であるわけですけども、研修旅費なども大体2人ずつ九州管内の研修会に行きよったんですが、これも1人行って、みんなで勉強し合うといったようなこととか、それから漏水の修理も非常に多いわけですが、夜間、あるいは休み、そういったような場合の時間外の支出ということは、これはできるだけ避けまして代休、休めるときに休んでもらって代休をとってもらうとか、そういったようないろんな努力をしているわけでございます。

ただいま議員の方から申されますように、住民にそれなりの負担をお願いするわけで、私どもの方もできるだけ経費の節約に努めてまいりたいということを念頭に置きながら経営をしてまいりたいと思っております。

## ○27番（佐藤彰矩君）

時間もございませんので、最後に市長にお尋ねいたします。

ただいま水道料金の話で、こういうふうな料金体制が設置されそうな感じになっております。19年度におきましては、最初申し上げましたとおり、水道料金、市民税、そしてまた国保、そして水道料金、この水道料金は世帯の90.5%が対象になります、全世帯、市の普及率からいいますと。ほかの税金においては非課税の方もいらっしゃったり、いろいろあるんですけども、5億円近い住民に負担を強いながら、来年度は日置市においては一つの山、住民に対する問題としては一つの山だと思います。

大きい住民に対する負担をかけながら、どのような形で住民のコンセンサスを得ながら、納得をしていただきながら、こういう体制を水道料金については特に説得をしていかれるのか、その方法、住民の説得、納得、了解がなければ市の行政としても成り立たんだろうと思うんですけども、その辺の努力について

の質問をさせていただいて終わります。

○市長（宮路高光君）

今回、それぞれ検討してまいりまして、水道料金の値上げをしていかなきやならない。基本的に説明をきちっとやらなきやならない。今言ったように、5カ年間の中で若干ふえるところ、そのまま、変わるところ、いろいろと年では違うようでございます。そのようなことを少しでもふえるということでございまして、私どもも自治会長さんを含め、いろんな会のあらゆるところに、皆様方にどういう形でこういうふうになってくるんだという説明責任といいますか、それを十分果たしながら今後進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時20分といたします。

午後2時08分休憩

---

午後2時20分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、28番、成田浩君の質問を許可します。

[28番成田 浩君登壇]

○28番（成田 浩君）

ことしの世相を象徴することしの漢字に「命」が決まり、13日に発表されました。一つしかない命の重み、大切さを痛感し、生まれた命を大事にして育ち成長し、暮らしていく町をつくっていくのが私たちの仕事であろうと思います。美しい郷土、美しい日置をつくることを願う、団塊の世代を代表するつもりで、さきに通告してありました道路の改良について市長に伺います。

地域の発展や振興は、道路整備や改良が基本であるが、遅々として進んでいないのが現状であります。道路網については、旧町間を

結ぶ幹線道路の整備充実を図るとともに、渋滞緩和のためのバイパス道路や高速交通へのアクセス道路、生活道路の整備などを進め、市内での移動を円滑にし、災害時にも対応できる道路網を確立するとあり、また鹿児島市や日置市の中心地と各地域を結ぶ幹線道路の整備を進め、通勤の利便性向上や観光、人的交流の促進を図りますと施政方針にも書いてあります。

社会基盤は、どこに住んでいても不便さを感じない、都市基盤づくりであろうと思いますが、万人にその思いが、恩恵が実感として伝わってはいないような気がしております。そういうことを踏まえて二つほど伺います。

一つ、各地域の主要道路の安全性の確保と維持管理はなされているのか。例えばカーブカット、ミラーの設置、のり面の伐採、段差解消、歩道の設置、側溝の排水対策、あるいは交差点の見通しの改良、また二つ目として、交通量の増加による付近住民の振動対策及び騒音対策に十分な配慮が今の状態でなされているのか。

以上、2点について、市長の誠意ある答弁をお願いいたします。

[市長宮路高光君登壇]

○市長（宮路高光君）

道路改良についてということで、それぞれ日置市内の全般の道路改良ということのご質問であるのかなというふうに思っております。特にこの道路改良の中におきます、特に生活基盤整備ということで、それぞれの地域におきましても、今までそれぞれ改良されてきたというふうに思っております。

特にその中におきます維持管理につきましてのご質問でございますけど、市といたしましては、維持管理につきましては、維持管理の作業員及び管理公社等に委託をして実施しておりますし、それでどうしても手に負えない分につきましては、それぞれ土木工事の皆

様方に請負をお願いしているところでございます。

その中におきましてカーブカット、ミラー設置、伐採、段差解消、歩道設置、側溝と、こういうもろもろの部分でございますけど、基本的にこういう部分につきましては、自治会長さんを通じまして、また市長を通じ、本所の方に上がってくるという仕組みでございます。

特に自治会長さんを初め、いろんな中でたくさんの、1年のうちにはご要望がございますので、私どもといたしましても、それぞれ支所を含めた技術員が現場に出向きて、その地域の中におきます優先順位をつけさせていただき、このことにつきましても、ある程度の予算の範囲内で整備をさせてもらっております。

また、今ご指摘のとおり、本当にこれが十分かと言われれば、本当にまだまだするところはいっぱいございまして、毎年するには十分に足りないという認識は持っております。できるものから早くやっていく方向の中で、ご理解いただきたいと思っております。

また、その中におきます振動、また騒音対策ということでございますけど、特に幹線道路を含めた中におきまして、大変その付近に住んでいらっしゃる方につきましては、振動、騒音がするということをお聞きしたりしております。その中におきまして、特にこの騒音、振動におきましては、舗装面の維持管理ということが、一番大きな原因であるのかなというふうに感じておりますので、このところにつきましても優先度を決めさせていただきながら、年次的に舗装をやっていきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

#### ○28番（成田 浩君）

今、市長から維持管理は優先順位でやっていこうというような返事でございましたが、

何をするにも財源が問題となります。まずは財源の確保をしてから、各事業の配分をしていく方法が一番ベターかと思っておりますが、市道の整備促進をする場合には、地方道路整備臨時交付金事業、合併特例債事業、辺地対策事業、過疎対策事業、それに市単独事業、こういうものがあって、これを使いながら今までやってきたはずでございます。

この事業をどこにどれが適しているか、投資効果や緊急度を考慮しながら、先ほども言わわれたように、優先順位をつけて事業費の重点的、効率的な投資に努めていこうという返事でございましたが、これらの事業の割り振り、あるいは事業への対応、どう市長は考えておられますか。きのうも11番議員等も質問しましたけど、再度お聞きいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今おっしゃいましたとおり、国県補助事業、また有利な起債を通じた中で、それぞれ道路整備を行ってきております。特に18年、19年度におきまして臨時交付金が参りましたて、この臨時交付金の場合につきましては改良もできたけど、舗装までいいという新たな国の補助事業の中におきまして、特に今回日吉地域におきます舗装につきまして、この事業を導入させていただきました。そうすることでお今まで単独でしておりました分が2分の1国の補助事業が来て、またメーター的にも伸びていくということになるのかなというふうに思っております。

今後におきましても、やはりこの改良も大事なことでございますけど、維持補修にどういうものを今後使っていけるのか、また私どもも汗と知恵をかきながら、国県の補助、また起債等を有利に得るようやっていきたいというふうに思っております。

#### ○28番（成田 浩君）

そういうわけでいろんな事業債を使って、有利な形で住民にサービスをしていってもら

う、それは非常にうれしいことであって、今、日吉地区のこともありましたけど、やっていってもらいたい。

例えば住民に大事な救急車、あるいは消防自動車、あるいは最悪の場合は靈柩車などがせっぱ詰ったときの要件のある車が入れない道路、集落がまだ市内的一部にありますが、市民の安全を確保するためには、そういうところまで気配りが必要だと思います。

市民要望の多い道路と生活に密着した事業場所についても、計画的に整備を進めてまいりますとある以上、責任がありますが、行政の方にどのような要望がこういう問題で来ており、どう対応されているのか、もう一度聞いていきたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的にはさきも申し上げましたとおり、自治会長さんを通じまして来ておりますので、詳細につきましては土木課長か部長の方に答弁させますので、よろしくお願ひします。

#### ○土木建設課長（樹 治美君）

救急車両とか、そういったことで、別段そういうような形で出てるというのではありませんけれども、改良の関係でいきますと7件ほど、全体でですね。局部改良で——25件ですね、改良が。それから、局部改良で9件、側溝の方でいきますと41件と、舗装で25件、ガードレールその他ということです24件ほどが要望が来てるということでございます。そのうち整備が一応計画に乗せた分が、全体で59%ぐらいは整備計画に乗せてあるということでございます。

終わります。

#### ○28番（成田 浩君）

たくさんの要望が来ておるようですが、その中でも現地確認をして、ここがやっていかないと非常に住民に支障がある、ライフラインに支障が出るんじゃないかなというようなところがあるはずであります。ここからして

いかないといけないというのが、つまり優先順位の上に来るんじゃないかなあと思っておりまして、そういうことは市長サイドはよく話をしてあると思いますが、そういうのを優先順位にしてあるんでしょうか。市長。

#### ○市長（宮路高光君）

技術的に見た中の優先順位、これが一番大きな課題になりますけど、地域から朝晩いろいろと活用してる部分を含めまして、特に自治会長さんを含め、そういうご意見というのも十分配慮した上でやっていますので、ご理解いただきたいと思っております。

#### ○28番（成田 浩君）

わかりました。地域の住民は、自治会長を通じて行政の方に連絡が行けば、どうにかしてもらえるんじゃないかなということです。

それから、おとといの一般質問の中で、市道の延長が742キロ、路線数が1,215、そのうち改良率が68.9%で、舗装率が89.2%とありました。このほかに交通不能率が1.6%で、11.569メーターあるわけですが、この交通不能率、市道はこういうのが残っているわけですが、これをどうされるのか。それと、改良、舗装、このペーセントを100%に持っていく努力が、どのようなふうにされているのかお伺いいたします。

#### ○土木建設課長（樹 治美君）

今言われます交通不能の地域と言われるのは、道路の一応現況調査というのがありますて、その中で幅員が、要件といいますか、2メーター2、30とか、そういったもの等を見ますと、普通車なりそういったものが通れないというような場所があると。特にそういう場所は山間部に多ございます。

場所的に、具体的に申し上げますと、昔、林道のようなところもございます、市道で認定してあるところはですね。そういうしたもの

等については、当然交通不能と、砂利道のままありますから、行ってみるとそういう場所もあるんだと。

そういったところに、言われますように、改良率を上げるために、実際そこにそれだけのお金を投じて、人も通らんようなところに投資をするのかといいますと、ほかを考えると、それよりまだほかに、先ほど言われましたように集落内で危険な箇所、カーブのカットとかいうこと等もあるんじゃないかというふうに思います。

それと優先順位の関係ですが、まず要望出されても、要望ちゅうのはいつでも出せるわけですが、なるべく用地の関係を地権者の方の同意が得られて、同意が得られてもなかなか工事ができないという箇所もございます。それは登記が市の方に移らないというような場所もございますので、そういったもの等については、要求があってもすぐに対処できるというわけではございませんので、登記が市の方に完全に変わるということで事業を進めてまいりたいふうにご理解いただきたいと思います。

#### ○28番（成田 浩君）

昔のそのままの里道、あるいは農道等が市道に格上げされた時点で、通れないところもあつたんじゃないかなと、そういう返事でしたが、それは確かにありますが、一応市道と名がつけば通れるんじゃないかなあと思っております。そのパーセントが先ほど言ったようなことでございます。どうかそれも今後検討していってもらえばいいかなあと思っております。

歩行者、つまり児童生徒が、あるいはお年寄りが、買い物客が、そういう人たちを守る意味合いのある歩道、あるいはガードレール、ガードパイプ、この設置がそれぞれなされておりますが、ガードパイプの耐圧の弱さで大きな事故を起こした例がありますが、こうい

う問題はあちこちに点在している。歩行者を守るために、歩行者が守れないというような形だけの安全施設があちらこちらに残っていると思います。

例えば歩道石が、今はバリアフリーと言いますが、マウントアップ型やらセミフラット型がありまして、今工事をされているのはセミフラット型がたくさん、県の方でも市の方でも対応されておりますが、こういうしっかりした歩行者を守るような工事をしていってもらいたい。

それとガードパイプ、これは車道用と歩道用とありまして、歩道用が歩行者を守るような形でつくってあるところは、どうしても車が突っ込んだときに守れないというようなことがあります、これを改善していかないといけないんじゃないかな。特に気がついたところは、吹上の支所の裏通り、伊作小学校がありますけど、あそこのところに子供たちを、学校児童を守るためにガードパイプがありますが、あれは歩行者用じゃなくて——歩行者用なんです。ですから、それを車道用に変えないと車には適用しないんじゃないかなと思いますが、そういう住民からの安全性のクレームがつきそうな場所があちらこちらにあると思います。各小学校、中学校からの通学路にいろいろ問題があると思いますが、そういう問題は起きてきていないのか。

それと、バリアフリーじゃなくて、これから先はユニバーサルデザインでやっていこうと市の施政方針にも書いてあります。このユニバーサルデザインというのは、最初からすべての人に対して障害、障壁を感じさせないというような、障害者にも優しい、魅力のある都市環境づくりを進めるということでございますが、こういう形でやっていくことを考えたら、今私が言ったような歩行者を守るガードパイプなどは、非常にしっかりしていかないといけないと思いますが、そういう住

民からの注文やらは、現在のところ来ていな  
いでしょうか。

○土木建設課長（樹 治美君）

今言われたようなことは、特に来ておりま  
せん。現地を、今言われました現地を確認し  
ながらやっていきたいというふうに思います。

伊作小学校のあそこを言わされましたけれど  
も、あそこにつきましては以前は車道用をつ  
けてありました。そのときにさびが相当来て  
まして、今回、去年、おとどしゃったですか  
ね、二、三年なると思いますが、取りかえた  
ときに歩道用ということで整備をしておると  
いうふうに記憶しております。

○28番（成田 浩君）

要望が来ていないといえば、こちらから危  
険箇所は把握してやっていかないといけない  
と思います。各学校の周りには、そういうこ  
とをちゃんとやっていかないといけないよ  
うな箇所がたくさんあります。今言いまし  
た伊作小学校、あるいは永吉小学校、土橋小  
とか、今度建てかえるところの伊集院の中  
学校のあの坂のところなんかを、非常に子供を  
これで守れるのかというような疑問がつくよ  
うな形であります、ここをちゃんとしてい  
かないと、子供たちが安心して通学ができな  
いんじゃないかなあと、こう思っております。

それぞれの地域にも、ここを早く改良、改  
善してもらいたいという場所がありま  
して、上げたら切りがないわけであります、  
東市来地域にすれば皆田長里線、野田美山線、  
あるいは伊集院にすれば竹之山土橋線、下谷  
口恋之原線、吹上にすれば中原線、今さっき  
言った永吉の小学校のその辺の改良とか、い  
ろいろあります。

私は、最後に自分の日吉の地域のことを伺  
っていきたい、こう思っております。日吉は  
非常にカーブやら狭いところが多くて、これ  
から先、またやっていってもらいたいところ  
はたくさんあります。その中でも笠ヶ野線、

これはちゃんとやってもらっていますけど、  
今回土砂崩れで、また再度手直しで3,000万  
円の市の補助、追加予算をもらったとい  
うことでございまして、ここは何年も通行どめに  
なっているような形で、工事のたびに通行ど  
めになっておるような形で、非常に住民が難  
儀をしているということでございます。

それから、庄ノ中線、これは13年ぐらい  
前から工事がやられてますけど、なかなか前  
に行かない。間が飛び飛びであるということ。  
それから、岩井田飯牟礼線、これは大きな車  
がダンプ等が走って、路面が非常に粗悪にな  
っておりまして、住民がどうしても修復して  
くれというような話でございます。

それと川口線、これは美山にハーフイン  
ターチェンジができる上でも、非常に大事な  
バイパス道路になりますので、これも今四、  
五年工事がとまっております。どうかこの線  
もやっていってもらいたい。

一番私が強く言いたいのは遠矢ヶ原線、こ  
れは県道37号線と遠矢ヶ原線の交差点のと  
ころが、日吉地区のふれあいバスがいつも通  
っているところですが、鋭角に近いような三  
差路であります、こういう大型がいつも曲  
がっているんだなあと思うような箇所であり  
まして、事故が何回か起こっております。大  
きな事故、あるいは死亡事故が起こらないう  
ちに、こここの改良をどうしてもしていっても  
らいたいと、住民からも再三要望が来ており  
まして、こここの点について市長にお伺いいた  
します。

○市長（宮路高光君）

それぞれ今るる道路の改良等の箇所を上  
げていただきましたけど、このことにつきま  
してはさきも申し上げましたとおり、いろんな  
補助事業等を使いながら、また地域のご要望  
を含めた中で、年次的に整備をしていきたい  
というふうに思っております。

○28番（成田 浩君）

そう言っていただけりや一口で終わるような感じがしますけど、先ほどもあったように、優先順位ということもあり、また事業債ということもあるかと思いますが、非常に必要なところ、要望が強いところをどうしても先にと思っておるところです。

段差、落差のことでお伺いいたします。水道工事、あるいはかんがい排水事業、その他の工事で部分補修がなされてはいますが、どうしても段差が生じて、そのままというところがたくさんあって、振動、騒音の苦情のもととなっております。そこを補修してこそ安全な交通の確保となり、行政のかゆいところに手が届くサービスとなる気がしております。業者、管理公社、直営、シルバー人材センター作業班などを素早く対応して、苦情が出る前、あるいは事故がある前に手だてをすることが一番いいわけですが、こういう形でやっていこうと市長は言われるかもしれませんけど、そこはもう一回、どのような手順でやっておられるのか、対応されているのかお伺いいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

特に日吉地域を含めまして、今かんがい排水の中で市道、県道を含めまして、それぞれ埋設をしております。その後につきましては、その施工者が責任を持って原形復旧ということにしておるわけでございますけど、やはりそこに車が走る、振動する中において、1年たつといろんな、時間がたつ中におきまして、それぞれ段差が出てきておるということも承知しております。

そういうときには、またいろいろと住民の皆様方から意見がありますので、今議員もおっしゃいましたとおり、作業班等におきましての整備ができるのか、全般的にもう一回やり直さなきやならないのか、そこあたりは総合的に判断をして、作業を進めさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○28番（成田 浩君）

そういう段差は素早く対応していってもらえばいい。とにかく今日吉地区では広域農道、半島基幹農道の工事があちこちでやっておられまして、大型ダンプの通行が多くなりまして、そのためにでこぼこが生じております。工事終了後どうなるのかなと住民からも言われておりますし、そういうのは優先的に補修はちゃんとされるように、行政の方からも指導をやっていってもらいたいと思っております。

先ほどそういう危険箇所は、要望はどこから来るのかということであったとき、自治会長さんからということでありました。こういう危険箇所の情報は、情報把握には行政連絡員、自治会長のほかに、例えば鹿児島県のどこだったか忘れましたけど、郵政公社の配達員の方にチェックしていただくというような方で、そういう依頼を業者あるいは郵政公社などにやっていかれる考えはありませんか。

#### ○市長（宮路高光君）

このことにつきましては、旧町時代から特に郵便局の配達員の皆様方からの情報、そういうものを締結しながら情報をいただいているようでございます。

#### ○28番（成田 浩君）

旧町時代からと今言われましたけど、それは伊集院町のことであって、ほかの旧3町はどうなっているんですか。

#### ○市長（宮路高光君）

旧東市來の町もしておるということでございますので、ほかのところがしてないところは、また今後日置市になりましたので、新たにそのようなことを締結をしていきたいというふうに思っております。

#### ○28番（成田 浩君）

新しい日置市ができたわけですから、そういうことで新しくこういう郵政公社、あるいは全部が把握できるような形の業者等と締結

をしていただければ、少しでも早く迅速にそういう安全な町がつくられていくんじゃないかなと思っております。ぜひお願ひしたいと思います。

政治には情が必要だと国政の場でも発言がありました。地方の行政には、もっと一層の情と情けが、情、情けが欲しいわけです。市長、この日置市の中のその中の田舎もあります。それなりの振り分け配分で公正、公平な、平等な生活ができるよう、寒い中に温かい手を差し伸べてもらって、少しでも各地域で格差を解消してもらうような手だてをしていってもらいたいと思いますが、いい返事をいただいて、最後にしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

それぞれの地域におきましても、それぞれの課題を抱えてるわけでございますので、私どももそれぞれの地域の皆様方のご意見を十分拝聴しながら行政を進めていきたいというふうに思っております。

#### ○議長（宇田 栄君）

次に、16番、池満渉君の質問を許可します。

[16番池満 渉君登壇]

#### ○16番（池満 渉君）

通告のとおり三つの事項について、市長、教育長に質問をいたします。

このたび回答期限を先月の30日までとして、主要施策等市民満足度調査を実施されました。社会基盤、生活環境など七つの分野について、2,000人の市民にアンケート用紙が送られています。集計結果やそれに基づく分析などには、まだまだ時間がかかると思われますが、まずこの調査の目的についてお示しください。また、合併後1年半を過ぎた今の時期に実施するのはなぜですか。

七つのそれぞれについて市長自身がお感じになる満足度、重要度をお聞かせください。集計結果次第の仮定の話かもしませんが、

項目によって満足度が高い場合、市としてその対応をどうされますか。また、重要度が低い場合の対応はどうですか。

来年度の予算編成方針や、向こう3年間の財政計画の見通しなど非常に厳しい中、アンケート結果から、施策に対する満足度が低く、重要度が高いと判断が示された場合、市としてはその対応をどうされますか。

アンケートの行財政の項目で、情報公開制度などにより行政情報の共有化、広報・公聴制度の確立に取り組んでいるとありますが、本当にそうできているのでしょうか。厳しい財政状況など市の実態をもっとわかりやすく説明をして、理解を求めるのが先ではないでしょうか。

さまざまな施策に取りかかるとき、市民の協力なくしてはできません。財政が厳しい今こそ、公に携わる者が率先してその範を示す先憂後楽の精神が必要だと思います。市長の思いを聞かせてください。

次に、男女共同参画の問題について質問をいたします。

前にも述べましたが、この男女共同参画基本法は、昭和54年に国連で女子差別撤廃条約が採択され、昭和60年に我が国が批准をしてからできたものであります。この女子差別撤廃条約の原点になるのが、エンゲルスの「家族・私有財産及び国家の起源」と思われます。そして、この条約の性格は、アメリカのミレット女史の言葉で推測できます。彼女は次のように述べています。

家族も社会もすべて家父長制である。いわゆる父親が長の制度である。結婚制度と自然にできた家族を完全に破壊することが、理想社会を建設するために必要であると述べております。

昭和23年に採択された世界人権宣言の第16条には、「家族は自然に形成された社会の基盤的単位であり、社会及び国家に保護さ

れる権利がある」としております。つまり、家族は国家及び社会から侵されない領域であると言っているのであります。

しかし、実際はこの世界人権宣言の枠内の男女平等のはずが、家族などを否定、破壊する動きへと逸脱しているのが現状であります。

人権のとうとさを叫ぶなら、我が国にとつては北朝鮮の拉致問題の方が、よほど大きな課題であります。今月の10日から16日まで、北朝鮮人権侵害問題啓発週間であります。国、各都道府県、全国の自治体でその対応がなされていると思われます。本市教育委員会での取り組みについても、その成果について後日報告がなされると期待しております。

さて、本市の男女共同参画推進懇話会と、それに関するアンケートについて質問をいたします。

男女共同参画社会の実現に向けて、市民参加による制度づくりを推進するために、この懇話会が設置されてから、9月に設置されてから活動が始まっています。この懇話会の構成と、これまでの主な議題、それらに対する懇話会の委員からの提言などには、どのようなものがあったのかお示しください。

また、今実施されている男女共同参画に関するアンケートの質問内容は、懇話会委員の意見や提言が盛り込まれた市民参加の適切なものになっているのでしょうか。同じように、その質問内容は、男性、女性双方の立場からのものになっているのでしょうか。

アンケートの設問の少子化の問題、あるいは結婚・家庭・離婚などの回答の例では、適切でない表現も見受けられる気がいたしますが、どうでしょうか。

最後に、子供の健全育成についての質問であります。

さきに同僚議員からの質問もございました。いじめやそれらによると思われる自殺につい

て、本市学校現場での実態はどうなのか、教育委員会としての現状把握はなされているのかお尋ねをいたします。また、その原因をどう分析し、問題解決のためにどう取り組んでいるのか、あわせてお尋ねをいたします。

もちろんこれらの問題が学校現場だけで解決できるものではないことはわかっておりまます。教育の基本は家庭であり、親のしつけであります。ところが、手本となるべき親の中にも非常識がまかり通っております。これらの現実に教育委員会として、どのように取り組んでいかれるのか、質問をいたします。

最後になりますが、どこかがおかしい今の世の中、まともになるまでは時間はかかります。現在の子供たちには間に合わないかもしれません、せめて孫の代にはふるさと日本の再生を図らなければなりません。そのためにも教育基本法の改正など、教育改革の必要性を痛感いたしますが、市長、教育長のお考えをお伺いいたします。

誠意ある答弁を期待をいたします。

[市長宮路高光君登壇]

○市長（宮路高光君）

1番目の七つの項目について、主要施策等市民満足度調査として、2,000人の市民にアンケートを実施しているが、その内容についてというご質問でございます。

1番目の質問でございますけど、本市では平成17年度末に策定されました第1次日置市総合計画に基づいてまちづくりを進めています。したがって、厳しい財政状況が続く中、限られた財源を有効に、しかも効率的に活用していくことが、本市行政運営上、最も重要な課題の一つであります。

そのため、行政内部の改革とあわせて、市民の方と協力してまちづくりを進めようとする日置市行政改革大綱を策定したところでございます。今回の調査は、この行政改革大綱に基づき実施するもので、集計結果は、策定

の見直し、今後実施される事務事業の選択や経営資源（予算）の配分を考えるための資料とすることが目的でございます。

総合計画の実施初年度に調査を実施いたしまして、今後の施策等に対する市民の満足度の推移を観察していくには、本市経営上重要なと考えておりますので、行政改革大綱行動計画どおり、本年度に実施するものであります。

2番目でございますけど、七つの大項目は、日置市総合計画の分野別振興方策に準じて定めてあり、調査の質問内容については、施策を中心に上げております。したがいまして、施策の重要度につきましては、本市の基本理念である「地理的特性と歴史や自然との調和を生かしたふれあいあふれる健やかな都市づくり」を実現するための重要な手段と考えております。

満足度については、それぞれ個人の満足度を測定するものでありますから、個人や家族の置かれた状態や経験等によりさまざまあると考えております。

3番目でございます。調査結果は現在集計中でありますが、700数十名の方から回答をいただいております。その集計の中におきまして、それぞれ満足度が低く重要度が高い施策とか、また満足度も重要度も低い施策とか、また満足度が高く重要度が低い施策、満足度も重要度も高い施策、四つの分類の中におきまして、数値座標を使いまして、それぞれのところがどの位置にきてるのか、そういうことをこちらの方も分析をしてまいりたいというふうに思っております。

また、市民アンケートの結果で市民の満足度が低く重要度が高い施策は、市としてのほかの施策とも優先順位を考慮しながら対応することになると考えております。市の全体予算の中で優先等を考慮し、できるところから市民の満足度向上の施策を行っていきたいと

考えております。

5番目でございます。市の財政状況につきましては、予算編成時及び決算時に広報紙等で掲載をしております。今後も市民への説明手段として広報紙等の活用をし、また掲載内容にもできるだけ詳細にわかりやすく掲載したいし、またあらゆる場面の中で説明をやっていきたいというふうに考えております。

次に、6番目でございますけど、先憂後樂と、ちょっと難しい言葉でございますけど、この言葉は中国の范仲淹がその著、「岳陽樓記」に書いてある言葉でございまして、「天下をもっておのが任となし、天下の憂いに先んじて憂え、天下の楽しみに後れて楽しむ」、すなわち市民に先立って世の中を憂え、市民が幸せになった後で楽しむという意味で、行政や政治家に問われる種の言葉であると理解しております。

今、非常に厳しい財政状況が続く今こそ、私を初め職員が市民のために、そして日置市のために行動していかなければならない時期だと考えております。

2番目の男女共同参画推進懇話会の状況と、それに関するアンケートでございますけど、懇話会、このことにつきましては先般、議員の方もご質疑あったようでございまして、懇話会の構成は、議会や各種団体の代表が12名と公募委員の6名の計18名、その内訳が男性が6名、女性が12名でございます。

これまでの会議の内容は、第1回会議で委嘱状の交付に続き、国、県やほかの市町村の取り組み内容、法律の趣旨、懇話会の役割などを説明し、市の現状を把握するために市民意向調査を実施することを説明いたしました。

第2回の会議の前に、市民意向調査の原案をお渡しいたしまして、2回目の会議でこの内容について協議を行いました。その結果、国連での取り組みや法律化を進める中で、いろいろな論議を取り上げて、これらを進める

ことは社会主義化への流れをつくることになり、日本が滅亡するか、また専業主婦を否定するような考え方があるのでなど、いろいろなご意見が出たようでございます。

2回目の会議の中で、加治木町の取り組みについても研修をするという話が出ました。また、これらを踏まえて3回目の会議で、意向調査の内容についても、日置市として初めて取り組む意向調査であり、今後、ほかの団体との比較も必要なことから、今回は国や県、さらに近隣市町村の調査なども参考に作成した事務局案で進めていただくことで、委員大方の了承を得たところでございます。

2番目でございますけど、今回実施しております意向調査は、基本的には男らしさ、女らしさ、人間らしさということを否定するものではないということや、できるだけわかりやすい表現にするということなど、懇話会で出されたご意見を可能な限り反映させたと考えております。

3番目でございます。今後の日置市の男女共同参画を推進するためには、何が必要なのか聞き取る内容になっていると考えますが、個々の人の理解の仕方、考え方によって見解も分かれるのではないかと考えております。

4番目、適切な表現になっているかということについては、それぞれ個人の考え方によって相違する部分もあると思いますが、今回の意向調査は、市として初めて実施するもので、今後計画を策定し、いろいろな推進のための施策に取り組み、その成果を調査する場合にも比較する必要がありますことから、先ほど申し上げましたとおり、ほかの団体の例も含めて、初回の意向調査として、ごく一般的なものであると考えております。

子供の健全育成につきましては、教育長の方に答弁をさせます。

[教育長田代宗夫君登壇]

○教育長（田代宗夫君）

子供の健全育成についてお答えいたします。

まず、本市の学校現場での実態はどうかということですが、本市の現状としましては、今年度4月から11月8日までのいじめ発生件数は、小学校11件、中学校14件、そのうち解決したものが19件、現在対応中のものが6件となっております。

次に、その原因についてですが、どの時代でも、大人の社会でもいじめは存在すると認識をいたしております。いじめによって子供たちの自殺が相次ぐ状況については、学校、家庭、社会それぞれの要因が複雑に絡み合った根深いものがあると思われます。あえて原因を上げるとすれば、物質中心の社会風潮、少子化、核家族化、生活体験、自然体験等の不足によって、耐性や強い精神力、あるいは自分を抑える自制心、善悪の判断力など、心の育ち方が十分でないためであると考えられます。

また、人間関係の希薄化により、規範意識や相手を思いやる心、人権意識が十分に育っていないこと、自分さえよければという自己中心的な言動をとる子供がふえてきており、そのことがいじめた子、いじめられた子だけでなく、傍観者等もふやす結果となり、今日のような状況になっているものと考えます。

次に、教育委員会として問題解決のために学校現場でどのように取り組んでいるかということですが、現在、市教委では、管理職研修会、生徒指導担当者会において、各学校のいじめや問題行動等の取り組み状況について情報を交換したり、あるいは研究協議を実施したりしております。また、最近ではいじめ問題についての緊急の校長研修会等を開催し、いじめが発生したときの対応マニュアルやいじめ防止についての学校経営のあり方等について、研修会も実施しております。また、教育相談員や教育専門員の積極的な活用が現在なされており、いじめ問題等の早期解決に機

能しているところでございます。

学校現場では、心の教育の日を設定して、道徳授業の充実、総合的な学習の時間等において、社会性を養うための異年齢集団による活動、高齢者とのふれあい活動、伝統文化継承活動等の体験活動の実施、そのほか生徒指導主任を中心とした全職員による「気になる子」についての情報交換とその対応の仕方についての共通理解、いじめ問題等の対応について、教員の資質の向上を目指した校内研修会の充実等に積極的に取り組んでいるところでございます。

次に、家庭の教育力が低下していると言われているが、親の教育を含めて、どういう取り組みをしているかということですけれども、現代社会は、物は豊かになりましたけれども、心は貧しくなったとよく言われます。ご指摘のとおり、家庭の教育力の向上を図ることが基本であると考えております。お互いに助け合い、思いやりを持って人に接する心を養成するには、家庭での温かい団らん、家族の助け合いの場、我慢してやり抜く活動を体験させる家庭のしつけなどが必要だと思います。そのためには保護者に対する学習の機会及び情報の提供などの家庭教育の支援を積極的に行っていく必要があると考えております。

学校におけるP T A活動や家庭教育学級では、家庭における基本的生活習慣の確立やいじめの発生原因の背景、社会性を身につけるための具体的な活動等を親自身が学んでいく場を設定するよう働きかけているところでございます。

また、本市では、三者構造の公民館活動を進めており、特に校区の公民館活動をさらに充実させ、講演会や文化祭を開催したり、協力、奉仕活動をしたりするなど、さまざまな活動を通して親自身が教育に関心を持ったり、コミュニケーション能力の大切さを学んだり、社会性を磨いたりするなど、いわゆる生涯学

習の充実に努めていきたいと考えております。

最後に、教育基本法の改正など、教育改革の必要性を痛感するが、どう考えるかということですが、教育改革の一環として、現在、教育基本法の改正案が国会で審議をされております。これは制定されてから60年が経過した現教育基本法を見直し、時代にマッチした新しい理念が盛り込まれているものと思います。そのほか、教職員の評価システムや教員免許の更新制、あるいは教育バウチャー制度、教育委員会改革など審議される予定になっているようでございます。

現在、私たちの国の社会が直面しているさまざまな課題を乗り越えていくためには、教育においてもさまざまな改革が必要となってくるものと思われます。これから21世紀を切り開いていく心豊かでたくましい子供の育成をするために、それにふさわしい改革がなされることを期待をしているところでございます。

#### ○16番（池満　渉君）

順を追ってお尋ねをいたしますが、まず市長に、この今回のアンケートですが、満足度、重要度、双方集計の結果が出てくるだろうと思いますけれども、アンケートの趣旨については、市長がおっしゃいました事業の見直しや、あるいは市民の思いとか、いろんなものを探るためにと、今後の参考のためにということでおっしゃいましたが、今後集計結果が出て、このアンケートの結果というものを市長としてはどの程度、今後の施策の指針というかバロメーターというか、いうのにされるおつもりですか。ほとんど気にしないのか、十分そのことを参考にしながらやるのか、そこら辺の割合をお聞かせください。

#### ○市長（宮路高光君）

このアンケートの中におきまして、それぞれの選択をするわけでございますけど、そのほかにいろいろと記述をしていただきまして、

特にその中におきまして道路とか生活とか医療とか、そういう大変貴重なご意見をたくさんいただきしております。こういうもろもろを十分私どもも拝聴しながら、今後の市の運営にやっていきたいというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

割合は、大方の割合はおっしゃいませんでしたけど、貴重な意見をということでおろしいですね。

それでは、2,000人のアンケート、2,000人にお出しをしましたけれども、2,000人の市民の抽出ですが、どのような基準を持って抽出をされたかということであります。私の近所の市民の方にも来ておりまして、ほとんど外出もしない高齢者のところにも、何人もアンケートが来ると。渉さん、こげんなとが来ると、いけんじやんそかい、ながっちわからんがおという質問があつたりもいたしました。

さらに、このアンケート用紙の一番表面の表題のところに、米印で質問事項に対して、今のあなたやあなたの家族に関係のない質問でも、周りの人の状況から、あるいは自分自身がその状況にあると仮定して、すべての質問にお答えください。例えば農家でない方へ農業に関する質問があったら、農家の方に聞いていたりしてと、児童生徒、子供がいない方であれば、そういう方に学校の質問があれば、そういうことを聞いたりとか、あるいは子供がいるつもりで答えてくれというふうに書いてあるんですが、この2,000人の根拠ですね。市民にアンケートをお出しした、2,000の方々はどのような基準でお選びになったか、お示しをいただきたい。

○合併プロジェクト室長（有村芳文君）

まず、2,000人の決定ですけれども、アンケートをする場合の統計数値といいますか、その場合に標本誤差というのがございま

して、その誤差をプラスマイナス3%ぐらいにしたいということで、答えてくれる方を1,100人ぐらいを見込んだということでございまして、そうした場合に回収率がございまして、回収率を50%から55%と見込んだということで、そうしますと2,000人ぐらいだということで、2,000人を決めたわけでございます。

そして、2,000人の中を今度は旧4町の地域がございますけれども、それにつきましては旧町の人口割合でまず分けました。それぞれ人数が出てきますので、その中の内訳については、無作為に抽出をしたということでございます。結果的に老齢者の世帯が多かったりしておりますので、確率的にはそっちの方が多くなってると思います。

以上です。——それから、関係のないところにということでございますが、最初それについては回答もなくてもいいんじゃないかというような考えもございましたけれども、できるだけいろいろな意見を聞きたいということで、家族とか隣近所のそういう声があれば、そういうのも生かしてもらいたいということで出しました。

以上です。

○16番（池満 渉君）

ランダムにという前に、かなりのアンケートを集計する場合の何ていうんですか、決まりみたいなものを見ながら、回収率とか何とかというのを見ながらされたということで、2,000人を選ばれたと。さっき市長がおっしゃいましたけれども、現時点で700名ぐらいの回答があったというようなことでしたが、現時点で700名ぐらいだとすると、およそ13%ぐらいですね。現在の時点での30日で締め切りましたので、回収率を教えてください。

これは市長の答弁でも、年齢あるいは地域、職業などで随分とこう、あなたはどういった、

あなたについて教えてくださいという質問がありますが、そこで分かれると思います。かなりのパターンが分かれてくると思います。例えば伊集院地域の女性の50代の方々は、この件についてはこんなふうに思ってるとか、それぞれ、あるいは職業によっても違ってくると思うんですが、そのパターンが相当違ってきますけれども、参考としてとる部分は、どこ辺をとるんですか。基本的に、しかし、一つ一つ分けずに、大体全体として意向はこうだというふうにおとりになるのか、地域別に分けて、それぞれに年代別に分けて、あるいは職業別に分けてというふうにしてパターンの集計をされるのか、そのことをお伺いします。現時点での回収率、それから結果の分け方、資料としての分け方をお伺いいたします。

○合併プロジェクト室長（有村芳文君）

先ほど市長の方で答弁いたしました700幾らという数字ですけれども、900、今970何名ぐらいの回収になっております。ですから、48%か9%ぐらいの回収になります。

それから、分析の結果ですけれども、これにつきましては——仕方ですけれども、これにつきましては年代別とか職業別とか、そういうものもすべて振り分けられるようになっておりままでの、幾らの方法でも集計をとることはできますので、これは大分詳細に出てくると思います。

○16番（池満　渉君）

調査結果が出てから、またご報告をいただけるものと思います。

さて、それぞれの項目について、市長が感じる満足度、重要度はどんなものかとお尋ねをしましたのは、市長自身が例えば社会基盤の整備については、現時点で自分は日置市のこの部分については満足してるとかといったような、その感覚を尋ねたわけです。

それはなぜ尋ねたかといいますと、大方のところは道路整備、あるいは福祉の関係とか、いろんなことについては、市長が立候補をされるときに公約として上げられた部分とかなり重なっているだろうというふうに思います。であれば公約として重なってるのがあれば、市長が出したことに対して、例えば市民が満足度が低いとなると、まだ努力が足りないんじやないかという評価になるかもしれないし、重要度が低いとなると、市長が考へてる公約よりも、市民はむだと思ってるかもしれない。そこら辺の結果もあるんじやないかということでお尋ねをしたんですが、さっき市長が言われたように、それぞれの集計結果の中で、低くともやらなければならないところもあるかもしれません。高くても、高ければやる必要はないんですが、何ていうんですか、それぞれの場合にアンケートが出たときに、市民の方から意見もありますけれども、説明としてその例えれば低い場合でも欲しい市民がいるはずですが、そういった方々への説明の仕方、どのようなやり方をされますか。市民から要望が来た、一般にはたくさん要望が来たものをやろうと、高いものをやろうとしますが、低い場合でもやろうとしなければならない、あるいは高い場合でも余り必要でないという、市長と市民との思いのギャップをどのような形で一つ一つは説明をされますか。

○市長（宮路高光君）

ご質問の中に、市長がどの項目を一番重要視しておったか、それで市民とのギャップをどう考えるかというご質問でございますけど、私ども日置市四つになったわけでございまして、いろいろとその地域で思いが違うようございました。私も集計をちょっと見させていただきましたけど、道路整備はもういいんだというところもございましたし、道路整備が一番必要であるという部分もございまして、私どもも全般的にいろんな満足度があるのか

なと思っておりますけど、地域別にも大分違ったのかなと。

私、今回これをちょっと見させてもらいましたけど、いろいろとその地域におきます、福祉の問題含めまして道路、また生活環境整備の中のいろんな部分の中でも、いろいろと差が出てきております。特に住宅施策の中におきましても、もう住宅が多いからもう住宅は必要でないと、こういう施策は要らないとかいう意見もあるところもありまして、私どももいろんな全般的な優先順位を決めていく中におきましても、一概にどれがいい、低いと言えませんけど、基本的に今、私、考える中におきましては、生活関連道路の問題が一番大きな関心があり、また整備をしていかなきやならない。また、一番直結しております福祉の問題、これも一番私どもが今大きく転換してくるときでございますので、こういうものは十分市民の声もいただきながら、施策を打っていかなきやならないのかなと、そのように感じております。

○16番（池満 渉君）

私がなぜ市長にどのような説明をされますかと聞いたのは、ちょっとわかりにくかったかもしれません、実は主要施策の、これらの道路の問題、いろんな問題についてどう思われますかと一般に市民に聞いた場合には、変なもので、市民というのは足りないところを直してくれるんじゃないかという、変な期待をするんじゃないかということを思ったんです。アンケートを出したことによって、逆に財政も厳しい中で、市民の方々に変な期待を持たせてしまう部分もあるんじゃないかという思いがしたからであります。

市長にお尋ねをしますが、今四つの町の中で、旧四つの町の中で、合併をしなければよかつたという声がかなりあります、ありますね。これどういったことを思いとして、根拠として市民からそういう声が出るのか、お尋

ねをいたします。

○市長（宮路高光君）

合併をしなければよかつたという声がいっぱい出ております。基本的には役所を含めた中で、いろいろと話が遠くなつたとか、またサービス的にすぐしてくれないと、そういう身近なものが一番市民にとって、前だったらコンパクトで、何でもお互い職員を含めまして、また議会も議員も一緒だと思っておりますけど、そういう中でいつも身近におつたんだけど、こういう大きくなつたら、何か市民とかけ離れてしまったのかなという感覚的な気持ちもいっぱい耳にしております。

そういう中におきまして、私もそういうのをそれぞれの地域の中でお聞きしておりますので、基本的には目標として5年ぐらいたつ中で、また一つの評価をしていただきたいと、そういうことも申し上げながら、今来ているところでございます。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を15時35分といたします。

午後3時25分休憩

---

午後3時35分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（池満 渉君）

なぜ合併をしなければよかつたという声があるかというのは、いろいろあるでしょうけれども、私は合併を進めるころに、うたい文句として、サービスは高い方に負担は低い方に、そして合併はバラ色ですというようなポスターまで張ったりして合併を推進してきた。ところが、実際は非常に財政が厳しい。財政が厳しいからこそ合併をしてきたわけですね。そのことを言わずに、まさに市民の皆さんに正確な情報が本当のところは提供されなかつた。そのために市民からも、そのような

約束が違うというようなのが出てきたんじやないかというふうに思ってます。

ですから、今回のこのアンケートをとるよりも、あるいはとると同時に、もっと市の厳しさというものを市民の皆さんに、2,000人の方というのは相当な数ですので、2,000人の方々にこのアンケートを出すと同時に、同じような厳しさを訴える必要があったんじやないかというふうな気がいたします。

行政側と市民の間には、意識として危機感が相当な開きがございます。行政に携わる者は、実際数字を見て厳しい。しかし、市民の側から見ると、なかなかまだわからないという部分がありますので、要求が、非常に要求が出たりするわけあります。ですから、そのときに詳しく現状を説明するということが大事だらうと思います。

このアンケート調査を、調査票を出されましたけれども、この調査票の中に例えば添えて、この調査を実施するのは、例えば財政が厳しい中で各種の事業を見直したり、市民の方々の要望にどれだけこたえられるか、財政の計画を立てるために、参考にするために出しますとかいったようななかがみなどはおつけにならなかつたんですか。

#### ○合併プロジェクト室長（有村芳文君）

そのかがみは協力のお願いと、それからどういうふうにして調査項目を選んだのかということ、そういうことは出しましたけれども、財政の状況につきましては出しておりません。

なお、今回は予算的なものは出してはございませんけれども、今後におきましては、また次回の調査の場合には、今使っている予算的なものも出していきたいというふうには考えております。

#### ○16番（池満 渉君）

少しでも市民の満足度を上げるために、財政の中身をわかっていていただいて、そしてもちろんむだを削り、欲しいところに回すとい

う努力が必要ですが、議会も今、行財政の改革特別委員会が開かれております。恐らく議会みずからも削減、いろんな意味で削減努力をするために、来期は相当な定数の削減が提案をされるものだらうと思います。

予算編成の中、特に来年度の予算編成の当初予算の編成方針の中で、職員の意識について、先ほどもありましたけれども、職員一人一人がこれまでの前例踏襲主義を打破し、みずからの事務事業を見直すと。そして市への、市民への説明責任を常に意識することと、コピー1枚からコスト意識を持つこととしておりますが、このような市長が考える、財政担当それぞれが考えることが末端の職員まで行き届いているんでしょうか、いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

先般の部課長会もございまして、編成をする中心の中で、現場の声の中におきまして、まだ行き届いてない部分もありました。先般600名の皆様方の自主申告をいただきまして、全部見させていただいた中でも、若干そういうご意見もあったというのは否めません。そういうことを含めまして、私どもトップに立つ者が絶えず課長を通じた中で、全職員にこのような意識が伝わるようなことをしていくべきやならんというふうに思っております。

#### ○16番（池満 渉君）

その意識が本当に職員に行き届いてるかという点では、旧日吉町、日吉地域にあります総合体育館、体育館がございます。この体育館の男子トイレに便器の洗浄する機器が取りつけてあります。男子の小便をする便器の横に取りつけてあって、恐らく洗浄剤が出るのか芳香剤が出るのかわかりませんけれども、取りつけをしてあります。総合体育館トイレ便器保安管理業務委託として年間に昨年、17年度で40万8,240円、同じくせつべ館ですかね、あそこの研修棟の方にも

そういうものがあるということで、いわゆる二つの委託で81万6,000円という金が出ております。

ことしも決算委員会でも私、気になりましたので、ことしもまだついているのかということで体育館に行ってまいりました。実際についておりました。日吉町の体育館の入って左側にトイレがあります。そして、体育館の中ほど、右側と左側にあり、2階の方にもあります、トイレが。しかしながら、その機器を取りつけてないトイレもあります、並んでですね。二つは取りつけて、二つは取りつけてありませんけれども、ほとんど状態は変わりません。においもそう変わりませんし、汚れ方もそう変わりませんが、こういったところは財政が潤沢なときならまだしも、非常に厳しいというときであれば、必要か不要かということを現場の職員の方々がしっかりと判断をされるべきだろうと思います。

私は調査に行きましたときに、そこにおられた職員の方に、何とかできないですかと、ちょっとむだじやないですかということを話をいたしましたが、近いうちに会議がありますので、検討いたしますという返事でございましたが、このことについてわかりますでしょうか。突然ですが、まだ機器がついているのか、外すというような検討がなされたか、なされなかつたかお伺いいたします。

#### ○日吉支所長（下田平輝己君）

お答え申し上げます。

私、現地で確認を今のところいたしておりません。近いうちに行って確認してみたいと思います。

#### ○16番（池満 渉君）

日本カルミックという会社に業務委託をしております。すぐおわかりになると思いますが、恐らくまだついているだろうと思いますが、ここ邊もしっかりとどうなのかということを検討をしていただきたいと思います。

さて、先ほども言いましたけれども、満足度を上げるために財政の改革が必要です。今回も多くの議員の方から、財政問題についても出ましたけれども、やっぱり公、公に携わる者が先に苦労をすると、痛みを感じるというのが大事だらうと思います。人件費の問題などにしても、総体の人件費を下げるなり、職員の退職ができなければ総体を少し下げるなり、何とか努力をしていただきたいという気がいたします。投資的経費も減っておりますけれども、持続的な市をつくるためには必要な投資もありますので、気をつけていただきたい。

さて、男女共同参画の問題に移ります。当初に市長にお尋ねをいたしますが、我が日置市においては、男性と女性は不平等だとお感じですか、すべてにおいていかがでしようか、不平等か。

#### ○市長（宮路高光君）

大変難しい質問でございますけど、それぞれ男性、女性から見た方向で、どう判断するのか、そこあたりの尺度は違いますけど、私としては基本的にはそれぞれの見方の中で、みんな平等であるというふうに認識をしております。

#### ○16番（池満 渉君）

大体本市においては、極端な不平等はないだろうと私も感じております。いろんな機会、あるいはそれぞれの家庭には形態もありますし、奥さんが強いとかだんなが強いとか、それはありますけれども、これは家庭の問題ですから。

推進懇話会の委員の内容などについてご説明をいただきましたが、実数は委員は20人以内ということで、実数は18人、男性6人、女性12人となっておりますね。この懇話会の第3条で、それぞれの組織の代表から指定して委員を推薦する形になっております。議会推薦が1人、教育委員が1人、代表が、農

業委員の代表が1人、民生委員の代表が2人、自治会の代表が2人、女性団体から5人以内、女性団体ですからすべて女性ですね。市民から公募で参加する人が男女各それぞれ4人以内としております。

しかし、今説明があった内容は、議会、教育委員、農業委員、民生委員の2、そして女性団体の5、市民の代表は女性の場合は2人来ておりまますので、12人が女性ですよね、内容は。男性が6人ということになっております。

国の内閣府の共同参画会議の中では、男女のいずれか一方の数が総数の10分の4未満であってはならないとしております。極端に一方が少ないとかいうのはどうだろうかということ、委員の構成として言っておりますが、我が市では男性が33%、女性が67%という構成になっております。

しかも、本懇話会の会議の規則では、出席した委員の過半数をもって、すべてを議決するというふうになっております。募集の段階で女性団体が5人、そして市民の女性が4人と決まっているわけですから、そこら辺はもう少し数の持ち方として配慮があつてよかつたんじゃないかというような気がいたします。もちろん女性だからといって考えがみな同じということは言いませんけれども、男性、女性の委員の構成からすれば、ちょっともう少し配慮があつてよかつたんじゃないかという気がいたしますが、いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

各種団体の方からの中で12名、公募8名という形をさせていただきました。その中で特に各種団体の方々の中で、議会または農業委員会、女性の方が出てきておる。男性が出てくればよかつたのかなあという部分がございまして、当初結果的にこのような状況になりまして、特に公募をした場合につきましても、まだ女性が多かったわけでございました

けど、基本的にそういう比率的なものも勘案した中で、公募からの男性が6名というふうになったというふうに理解しておりますので、今後今おっしゃったようなことは十分気をつけながら、進めさせていただきたいと思っております。

#### ○16番（池満 渉君）

委員の選定の段階で、既に男女不平等があつたんじゃないかという気がいたしますが、国において男女共同参画の事業にかける予算は、今防衛費と同額ぐらいであります。当初平成12年ごろは、その2倍ほどの予算がかけられておりました。

本市でも第1回が開かれ、懇話会が開かれましたけれども、その第1回の懇話会の席上、まず会議を公開にするか非公開にするかが諮られていると思いますが、公開にすると出ています。決まりましたけれども、実際第2回が開かれるときに、市民の方々に公表、会議がありますということの公表はなかなかなかつたように思います。パソコンのホームページを見ると、ホームページの中にはございました。

しかしながら、市内のいろんな行事、運動の関係、文化的な関係、いろんなものを放送をするのに、何がありますということを言うのに、男女共同参画の問題も市民が参加して関心を持つというのであれば放送するなり、もっと多くの方々に関心を持っていただくための、傍聴をしていただくための広報をすべきだと思いますが、いかがですか。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

2回目の会議を10月24日に開催しておりますが、10月の第2週のお知らせ版で会議の開催についてはお知らせしたものというふうに思っております。あわせてホームページの方にも掲載してございます。そういう意味で傍聴の方がたしか1名だったと思いますが、少なかったというのは非常に残念に思つ

ております。今後はもっと広報も含めて取り組んでいきたいというふうに思います。

○16番（池満 渉君）

広報を積極的にやっていただきたいと思います。この男女共同参画についても、アンケートを2,000人に今出しておりますよね。このアンケートをお願いする市民2,000人に出す場合に、旧伊集院町の時代にとったアンケート、そのときに出した人たちにはアンケートを出さなくていいというような話があったと聞きますが、なぜそういう話が出たんですか。

○企画課長（富迫克彦君）

それは懇話会の中でそういうご意見をいただきました。16年の3月に旧伊集院町時代に700名の方々を対象にアンケートをされておりまして、その集計も上がってるということで、できるだけ広い方から意見をお伺いしたいということで、伊集院地域の700名については除いてお願いしたということになっております。

○16番（池満 渉君）

伊集院時代の700名については、集計が上がってるということは、今回の新しい日置市になって、懇話会の皆さんと一緒にアンケートの内容を議論したはずですけれども、伊集院のときのアンケートの内容と同じなんですか。

○企画課長（富迫克彦君）

アンケートの内容につきましては、これまでも懇話会等でもご説明しているんですが、日置市として初めて取り組むアンケートということで、国や県、近隣市町村の例を参考にして、32問の設問を設定してございます。そういった意味で伊集院のものとは若干違つてるというふうに考えております。

○16番（池満 渉君）

その違いについては、また今度お伺いをいたしますが、では今回のアンケートの内容に

ついて幾つか、アンケート内容に沿って二、三質問をいたします。

まず1番目の問い合わせ、あなた自身についてお尋ねしますというところがあります。あなたは男性ですか女性ですか、あなたの年齢はというのがあって、3番目に配偶者の有無という欄がございます。回答例では、1番に、結婚して夫または妻の配偶者がいる。2番に、結婚していないがパートナーと暮らしているという表現がありますが、このパートナーというのはどういうことですか。同棲をしているということですか。同棲が市民権を得てるというような言い方でしょうか。このパートナーについて説明してください。

○企画課長（富迫克彦君）

これにつきましてはいろんな形態があろうかと思いますが、婚姻を前提にしておつき合いの方、もしくは兄弟で住んでらっしゃる方、いろんなパターンがあると思います。そういう意味で特に特定はいたしておりません。

○16番（池満 渉君）

それでは、今度は問い合わせの4番目についてお尋ねしますが、4番目には、結婚・家庭・離婚についての質問ですというふうになっております。まず結婚についてであります、設問では、結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもよいという、この1問だけになっています。また、家庭については、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。女性は結婚したら自分自身のことより夫や子供などを中心に考えて生活した方がいい。結婚しても必ずしも子供を持つ必要はないというような表現をしてあります。

まず、結婚でありますが、結婚については、結婚するしないは自由である。もちろんそうですけれども、結婚ということであれば、結婚をして男性、女性が力を合わせて社会のために頑張っていくというような設問があつてもよかつたんじゃないでしょうか。

## ○企画課長（富迫克彦君）

今ご指摘いただきました4番目の設問につきましては、平成14年に国が実施しております世論調査の内容と全く一緒でございまして、まず結婚・家庭・離婚、この三つのポイントについて賛成、どちらかといえば賛成、どちらかといえば反対、また反対、わからぬい、五つの選択肢の中から選んでいただくというやり方でございます。

その後の関連のある質問の中で、育児のこととか少子化のこととか、ある意味関連づけられて問いかけているという内容になっていると思います。

## ○16番（池満 渉君）

平成14年の国のということですが、日置市としての主体的な思いを、もう少しアンケートの中に入れてもよかったです。國からそのような分が来るからということじゃなくて、結婚しないことをまるで推奨するかのような質問になっているように私は感じました。

さて、離婚についての項目であります。設問は一つしかありません。結婚しても相手に満足できないときは離婚すればいい。これについて賛成か反対か。反対の人は反対でいいんでしょうけれども、この設問が一つだけ本当にそうなのかという気がいたします。離婚、結婚ということを余りにも短絡的にとらえているような気がしてならないあります。離婚がふえれば児童扶養手当や福祉関係の費用の増大にもつながります。

スウェーデンでは出生率は上がっておりますけれども、その多くは婚外子であります。つまり安易な離婚の推奨は、家族、家庭の崩壊を招き、公的な社会保障費などの増大にもつながりかねない、そんな気がいたしますが、いかがでしょうか。離婚については一つだけの設問で何か、結局結果として結婚をして、離婚については、離婚、気に入らなければす

ぐすればいいんだというような、この設問自体が、少し離婚を安易に考えるようなふうにとられるんじゃないかなという気がしますが、いかがですか。

## ○企画課長（富迫克彦君）

ただいまご指摘の意見も、そういう考え方もあり立つというふうに思います。この設問につきましては、國の方もこういう聞き方をしてるんですが、社会問題としての離婚という背景もございます。そういった意味で今回アンケートにお答えいただく方々が、どういうお考えをお持ちなのか聞くための設問でございますので、その辺の判断については、少し見解が分かれる分があるんじゃないかなというふうに思います。

## ○16番（池満 渉君）

次に、就労についての質問であります。あなたは働いていますか、働いていませんかというところですね。働いている理由、あるいは働いていない理由という設問の中に、専業主婦としての項目、主題がほとんどありません。外に出て働くだけが何か就労という感じを与えそうであります。私は、専業主婦として家庭を守り、子育てをしていくというのも、一つの女性の仕事だろうというふうに思いますが、設問の中に、専業主婦として、家事や家族の世話などに誇りを持っているというような例題があってもよかったです。いかがですか。

## ○企画課長（富迫克彦君）

先ほど市長の答弁の中でも少し触れさせていただきましたけれども、懇話会の中でもそのご意見をいただきました。基本的な考え方として、男らしさ、女らしさ、人間らしさ、そういったものを否定するものじゃないという前提で、設問についてもご説明申し上げまして、ご理解をいただいております。

そういった意味で、今議員おっしゃるように、専業主婦を特別度外したという、そのよ

うな考え方で入れてないということじゃなくて、そういった専業主婦そのものも、それぞれ家庭で頑張ってらっしゃるわけですから、そういったものは当然そういう状況があるんだということで設問つくっております。

○16番（池満 渉君）

これからも懇話会があつたり、いろんな機会があると思いますので、そこら辺の思いを持つ方もいると、持つ者もいるということを頭の中に持って仕事を進めていただきたいと思います。

さて、人権についてという設問があります。回答者は男性、女性すべて回答してくださいというふうに、全員となっておりますが、女性の人権が尊重されないと感じるのはどういうことですかというふうに書いてあって、本当は私はその次に男性の人権が尊重されるのはどういうときですかとあるかと思ったら、この女性の人権が尊重されないと感じるのはというような設問だけしかありません。となると男性の人権はすべて尊重されているということになるんでしょうか。

ちょっとひねくれた思いかもしれませんけれども、セクハラというのがあります。このセクハラは被害者の申告制であります。例えば好きな人は許せる。嫌いな人は嫌だということになりますよね。東京、大阪の方では、嫌な男性に対してセクハラを仕掛けて、その男性を訴えて陥れるといったような事例も実際出ております。

ですから、そこら辺が余りにも行き過ぎるとおかしいのじゃないかという気がしております。男女共同参画、男性と女性と力を合わせて頑張るというのは、私は大賛成であります。やっぱり行き過ぎたやり方というのが見受けられるんじゃないかなという気がいたします。

千葉県の市川市は、家族尊重の理念に基づく条例を制定をしております。本市は、これ

からその条例制定などに向けての流れになるんだろうと思いますが、市長にお尋ねをいたしますが、今のような流れの中で、男女共同参画の動きが続いていくと、家族のきずなや家庭の教育力というの向上するとお考えになりますか、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

基本的に男女共同参画の懇話会におきます基本計画行動もつくりていただき、このことがそれぞれ家庭を含め、また子供の育成、そういうものに大変つながる形が出てくるような形で、男女共同参画の基本計画はつくられていくものだというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

さて、3問目の子供の健全育成についてであります。

きのうから何人も教育長には同じような質問をいたしました。少しご無理を申し上げましたけれども、同僚議員からの質問、それに対する答弁について重なる部分は省きますが、いじめの問題など含めて、私は原因についてはモラルの欠如というのが一番だろうと思います。

モラルというのはご存じのように、社会生活を営んでいく上で人として守るべき行為であります。法律になくとも、みんなが小さいころから身につけてきたことであります。人をいじめてはならない、殺してはならない、弱い者をいじめてはならないし、いじめられている人があったら、助けようという気持ちが少しずつ出てきたことがモラルであります。

今どきの中学生にアンケートをとったのが一つあります。道端で1,000円拾ったらどうするかと中学生に尋ねたときに、35%はきちんと返すという。65%はもらってしまうと答えていますね。

また、学校をずる休みをするのは悪いことかという質問に、70%はそうは思わないと答えている。つまり悪いことだというふうに

知ってやることならまだかわいい。これは悪いことだと思いながら、こそそそしてやるならかわいいけれども、悪いと思わずにやると、そういう現象が出ているんじゃないかなと思います。悪いと思わずにやるということが、これがモラルの欠如であります。

世の中がテレビゲームやパソコンやら、いろんなことで人と人との触れ合いがなくなってしまい、両親も忙しい忙しい、親子の対話もなくなってきている。そういう中でこのモラル、社会力というのをつけるために、大人の人たちとのかかわりや集団や団体との行動によって養われていく社会力がありますが、教育長にお尋ねをいたしますが、これらのいじめをなくすために、少しでも学校現場などで大人とのかかわりを持つ機会、あるいは集団生活、グループ活動の機会というのをつくるべきだと思いますが、そういったことへの取り組み、実態についてお伺いをいたします。またあわせて社会教育の面でも、幾らかそういうのがあればお示しをいただきたいと思います。

#### ○教育長（田代宗夫君）

子供の健全育成のために、大人とかかわりを持つような、そういう機会はということで、学校と地域社会においてお答えしてみたいと思いますが、学校におきましては総合的な活動の時間とか、あるいは皆さんご存じの11月の1週間、地域がはぐくむかごしまの県民週間がございましたけども、そういうあたりでお年寄りとの触れ合いを深めている。ほとんどの学校、小学校はまずそういうのもございました。

それから、中学校におきましては、職場体験学習というのがございます。各地域の企業や商店街等に行きまして、そこの商店の中で一緒に仕事をして、そして職場の体験をする。もちろん地域の方々と触れ合ってですが、もありましたし、先ほどもちょっとと言いました

が、学校に高齢者の方に来ていただいてやる場合、たくさんの、あるいは地域で伝統行事やそういう芸能等に子供たちが参加をして、お年寄りや地域の方々から指導してもらう場面、いっぱいあるようでございます。

なおまた、グループ的な活動といたしましては、学校では集団宿泊学習というのがありますし、青少年教育施設等でグループごとに寝食をともにしたり、そういうような活動もいっぱいございます。

なおまた、地域社会の中では、一番いろんな活動やっていただいているのが、やはり子供会の活動だろうと思います。そのほかPTAを通して、地域や学校でいろんな大人の方と一緒に活動する場面も大変多いと思います。そのほかにはスポーツ少年団の活動とか、あるいは伊集院町あたりでは、ジュニアリーダーのチエストクラブと、チエストというのもありますし、そのほか東市来では高校生の学生会というようなものもありますし、地域活動やってたりしますが、そういう地域の異年齢の集団とか、あるいは私どもがリーダー研修会としてやっております、屋久島での3泊4日の研修とか、あるいは1泊2日の泊まり込みの研修とか、そういうものがあるようでございます。

#### ○16番（池満 渉君）

子供たちのモラルが悪いというのは、実はこの教える親のモラルが欠如しているというところが一番の問題だろうと思います。自分の子供に対して教えはぐくむということ、その義務を忘れたかのようになります。きのうも出ましたけれども、そのあらわれとして朝ご飯を食べさせない、つくらない親がおります。今PTAのスローガンが「早寝・早起き・朝ご飯」というのがスローガンであります。

岡山県の旭小学校では、1時間目終了後の10分間の休憩時間にヨーグルトやチーズな

ど10種類の補助食品を、補助食を食べさせている。8割の子供が食べる。東京都の八王子の私立中学校では、5年前から食堂で朝ご飯を用意しているという実態あります。ほかにもまだ実施している学校はありますけれども、教育長は朝ご飯についてどう思われますか。また、本市において朝ご飯給食を実施しているような学校はないでしょうか。

それから、あわせて親のモラルをどう高めていくかと、親に対する教育の問題ですが、そこら辺、どう高めていけばいいのかと、非常に難しい質問ですが、教育長のお考えを聞かせてください。

#### ○教育長（田代宗夫君）

まず、きのうでしたか、家庭の教育力の問題でいろんなことを申し上げましたけども、その中で申し上げました一つに、親子の信頼関係のもとに、基本的なしつけをすることが大事だと申し上げましたが、まさに食事を通して親が子に触れ合い、接するというのが一番大事な私は信頼関係であり、愛情をあらわす場面だと思っております。したがって、議員の皆様方もきっとお感じになってると思いますが、自分の母親がつくってくれたおふくろの味というのは、きっと忘れていらっしゃらないと思います。

したがいまして、私はこのような大事な家庭教育の中における心の問題を堵うその手段といふんですか、形を変えれば手段になる、失礼なことなんですが、を奪って朝ご飯を別なところへ準備してあげるというのは、本来もってのほかだろうと思います。

本年度、日置市内の6年生に生活の実態調査をしてみました。朝ご飯を毎日食べる、それからほとんど食べるをあわせまして97.5%、週に1回から3回食べるというのが2%いますので、これあわせますと99.5%は食べているという実態でございます。0.5%の子供が食べていないという

結果であります。ほとんどの子供たちが、お母さん方がつくっていらっしゃいますので、特別なそういう今朝ご飯を準備してるところは、何か特別な事情があるところだろうと思ひます。日置市内ではそういうことはございません。

#### ○16番（池満 渉君）

親の教育について教育長にも質問をいたしましたけれども、なかなか難しい。親子が対話をしながらということです。ほがない子供をほがない親が育てるわけですから、なかなか大変であります。だったらどうすればいいかというような現状であります。ほがある人もいますけれども。

平成元年の11月に児童の権利条約、国連で採択をされました。我が国も平成4年に署名し、平成6年には批准をしました。このころを契機に、どうも児童の権利ばかりを主張するような動きが出てきたような気がします。いわゆる過保護であります。

この児童の権利条約は、極めて困難な状況下で生活している児童、特に後進国における児童の生活状況の改善に資するのが中心のはずであります、目的のはずであります。

ところが、その我が国が署名をしたすぐ後に、子どもの人権連という団体の方々が、子供、高校生を連れて総勢23名、国連本部があるスイスのジュネーブに出かけております。制服は権利の侵害であります、子供の権利の侵害でありますといって、権利委員会に訴えております。

ところが、そのときにスウェーデンのパルメ委員長という、そのときの権利委員会の委員長、パルメ委員長は、スイスに来て意見が言えること自体、旅費を使ってですよ、あなたたちは恵まれている。問題があるなら親や周囲にアピールしなさい。スイスに来て意見が言えた君たちは恵まれているから、ここに来られない子供たち、多くの子供たちのため

に児童の権利条約はやってるんだよということを言って、諭したというような話があります。まさにいろんな権利とか人権というのを誤解、曲解をして活動をしようという動きもあることを知っておいてほしいと思います。

さて、その国の将来は、その国の若者を見よというふうによく言われますし、教育は百年の大計とも言われます。再生には長い時間がかかるかもしれません。今こそ公共の精神をとうとび、正義と責任を教え、伝統文化を尊重しながら、我が国と郷土を愛する態度を養う精神を教えるべきであります。

特に新しい教育基本法では、父母保護者は子の教育に第一義的責任を有するとして、家庭教育の重要性と、保護者に対する学習機会を創設をしております。また、「三つ子の魂百まで」と言われるよう、幼児期の教育の大切さも記しております。何よりも崇高な使命を持つ教員の資質向上を図るため、たゆまぬ養成と研修の充実もうたっております。

今、国において審議中でありますが、私はこの教育基本法の改正を急ぎ、教育改革を断行することが必要だと思いますが、市長のお考えと教育長のお二人のお考えをお聞きをして、質問を終わりたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

戦後60年を過ぎた中で、この社会情勢がいろいろと変わってきておる中におきまして、国の国会の中でも基本法の改正という形で入っておるようでございます。議員が指摘しますとおり、子供、大人を含め道徳心、このことが一番私は肝要なことであるというふうに思っております。そういうことを私ども市政の中でも、今後とも重点的に施策をやっていきたいというふうに思っております。

#### ○教育長（田代宗夫君）

これまでの現在の教育基本法とこれからの案が示されているのと比較して、昨日も申し上げましたけれども、これまではどうしても

個人の尊厳を重んじ、それから目的のところでは個人の価値をたとえども、個人が大変言葉がたくさん出てまいりますけれども、社会性と公共とみんなでつくり上げるとか、そういう言葉がほとんどないというようなことから、新しく公共の精神とか、これまでの伝統文化の尊重とか、国と郷土を愛するとか、こういう言葉が入ってまいりました。これらこれまでに盛られていない内容が入ってきたものと思います。

それから、新しく生涯学習時代の現代を踏まえて、家庭の教育、幼児教育等が新しく入ってきたなど、これまでの基本法に比べて、新しいその理念を引き継ぎながら、また現代に合ったものが盛られているものと思います。いい教育基本法ができればいいなと、そんなふうに思っております。

#### ○議長（宇田 栄君）

次に、1番、出水賢太郎の質問を許可します。

[1番出水賢太郎君登壇]

#### ○1番（出水賢太郎君）

皆さん、お疲れさまでございます。今議会の一般質問もいよいよ最後ということで、ことしの一般質問のトリを務めさせていただきます。この1年の締めにふさわしい質問になるよう私頑張りますので、納得のいく答弁をお願いいたします。

では、さきに通告をいたしておりました2点の事項について質問をいたします。

まず1点目は、学校の整備のあり方でございます。

私は、昨年12月議会の一般質問におきまして、学校施設の耐震対策と老朽化した学校施設の整備計画について質問をいたしました。そのとき私が特に申し上げたのが、1981年（昭和56年）以前に建築された小中学校の耐震診断、耐震化の促進をどのように進めていくかということと、昭和30年代に建築さ

れた築40年以上経過した学校5校の耐力度調査、改築、改修といった整備計画をどう進めていくのか、この2点でございました。

当局の答弁は、昭和56年以前に建築の学校施設は70棟あり、耐震診断実施済みは18棟であるとし、昭和30年、40年代建築の老朽化した学校については、平成18年度、19年度で耐震診断、耐力度調査を実施し、その他の学校は年次的、計画的に調査を実施したいというので、特に耐震診断については18年度で伊集院小学校が8棟、伊集院北小学校を4棟実施し、その後は年10棟ペースで取り組んでいきたいとの内容でございました。このことは皆様もご承知のとおりかと存じます。

あの質問からちょうど1年がたちました。平成18年度中での耐震診断並びに耐力度調査はどのようにになっているのか、この1年間の進捗状況について、具体的にお示しをください。

二つ目です。現在、伊集院中学校の屋内運動場改築工事が実施され、来年春に完成予定でございます。この後、平成19年度、20年度に校舎改築も実施されます。日置市全体を見ますと、老朽化した学校は、この伊集院中学校のほかに、古い順に伊集院小学校、伊集院北小学校、上市来小学校、伊作小学校などございます。昭和30年代建築の学校は5校20棟あります。このうち伊集院中学校以外が13棟ございます。また、昭和40年代前半の建築の学校は6校8棟ございます。これは伊集院中学校以外の学校が5棟ございます。今後、この伊集院中学校以外の18棟の施設の改築、改修については、断続的に実施をしなければならない状況にあり、どうしても避けて通れない問題であります。1校分のすべての改築には10億円ほどかかるとも言われます。額が大きいだけに、これから日の置市の公共事業の中で占める割合、また教

育予算の中に占める割合が大きくなるため、市の財政にも大きく影響を与える問題でございます。そのような観点から、伊集院中学校の整備が終わった後、学校の整備計画をどうするのか、答弁をいただきますようお願いいいたします。

次に、平成19年度の予算編成の時期となりました。学校施設の整備や備品購入などに当たっては、各学校長が子供たちやPTAの皆様からの希望、また学校の教師の先生方の要望を受け、教育委員会サイドに要望され、ヒアリングも実施されていることと思います。しかしながら、少ない予算の中でのやりくりは非常に大変であり、施設整備に当たっては、用務員や先生方で補修を行うなど、ご苦労が絶えないとお聞きをしております。安心・安全な学校づくりに腐心され、日々の工夫や努力をされていることに敬意をあらわしたいと思います。

ただ、やはり努力や工夫だけでは補えない部分も出てくると思います。例えばモルタルの外壁補修や屋根の雨漏り補修など、子供たちの安全を守ったり、快適な学校生活を送ったりするための補修などについては、きちんと予算措置されるべきであります。

そこで、三つ目の質問ですが、学校施設の整備関係において、18年度当初予算ベースで各学校長からどれだけの要望が上がり、教育委員会はどれだけこたえているのか、教育長にご答弁願います。

2点目にまいります。行政改革についてでございます。

このテーマについては、私は前回9月議会の一般質問においても質問を行いましたが、再度質問をさせていただきます。

私が所属する議会内の行財政改革調査特別委員会では、本市の行財政改革について検証するため、10回にわたって審議を続けております。本議会中に中間報告もなされる予定

であります。この委員会での審議、質疑の過程において、本市の行政改革の進め方について疑問に感じる点がございましたので、最高責任者である市長に質問をする次第でございます。

行政改革行動計画（アクションプラン）は、平成18年度から22年度までの5年間に総額50億円の予算削減を目標にしております。前回の9月議会では、私が「行政コスト計算書ができていないわけだが、この50億円削減の根拠は何か。どのようにして削減をするのか。具体性が欠けているのでは」と質問をいたしました。市長は、「合併時の当初予算が270億円だったが、人口5万人ほどの類似団体の予算規模は200億円程度であり、合併を考慮しても、本市の予算規模は220億円程度が理想である。50億円削減はその目安として設定した。細かいコスト計算をした上での数字ではない」と答弁をされました。

私は、これまで本会議でも、行財政改革調査特別委員会の中においても、一貫して費用対効果の観点がなければ、行政改革の本質がわからず、削減目標額が先走りし、何が必要で何が不要かわからぬまま、ただやみくもにアクションプランを遂行してしまい、目的を達成できない危険性があるので、具体性のある行政改革、アクションプランの内容の精査、見直しを強く求めてまいりました。

これまでの市長の答弁や委員会での担当課長の答弁を聞いておりますと、目標第1であり、コスト計算などの数値データの裏づけがないアクションプランであり、具体的に進めることができないのではないかと心配しております。

そこで、行政改革行動計画（アクションプラン）についての考え方、進め方について、市長の見解を伺います。

また、アクションプランの中で一番の難題

となるのが、事務事業の整理統合と公共工事の事業の厳選と優先順位の設定であり、削減目標額50億円のうち、この2点で約39億円を占めております。この39億円をどう削減するか、私たち議会にはまだ執行部から具体策が示されておりません。この問題は市民生活に直結する事業もあるため、市民への影響が大きいと考えられます。早急に具体策を市民に示し、理解を得る努力をする必要があると思います。担当の合併プロジェクト室にとっては、この2点が一番頭を悩ませているのではないかと思います。

そこで必要とされるのが行政評価システムの運用でございます。一つ一つの事業について、費用に見合うだけの効果があるのか、むだや重複した部分がないか、特定の受益者に偏ってないかなどといった視点から見直し、改善を進める手法であります。

日置市の行政改革のあるべき姿は、アクションプランという目的を持ち、その目的に基づいた方法論である行政評価システムの運用ではないかと考えます。アクションプランの中でも行政評価制度の導入とありますが、今後の行政評価システムの運用について、どう考えておられるのかご答弁願います。

さらに、むだな仕事をやめ、歳出を見直し削減する方法として、行政の仕事を洗い直す事業仕分けという手法がございます。この事業仕分けの作業は、市役所が行っているすべての事業を、①そもそも本当に必要か、②必要なら行政と民間のどちらがやるべきか、③行政が継続する場合、改善の必要性はないかといった査定を、自治体職員だけではなく、経営に詳しい民間人や他の自治体職員などが入り、内部、外部さまざまな方々の議論をもとに、客観的に決めていくというものでございます。

現在、民間のシンクタンク「構想日本」は9県7市の自治体において事業仕分けを行い、

実施結果を集計しており、その成果は自治体の予算に反映されております。

日置市でもアクションプランの確実な実現のために、ぜひ事業仕分けの導入を図り、事務事業の見直し、公共工事の事業の見直しを徹底的に行うべきではないかと考えますが、市長の見解をお示しください。

以上、明確で誠意ある答弁を期待いたしまして、1問目を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の学校整備のあり方ということでございまして、先般の12月議会での質問と重複する部分もあると思っております。日置市の学校施設で、昭和56年以前に建築の建物は、小学校が44棟、中学校が25棟、計69棟となっております。現在までの耐震診断実施状況は、小学校4棟、中学校5棟であります。残りが60棟と対象建物が多いため、18年は7月から9月までにかけ、どの建物から実施すべきかを判断する耐震優先度調査を実施し、今集計中でございます。

なお、耐震審査、耐力度調査は、基本的には建築年次の古い建物から実施する計画でございます。

また、学校整備計画につきまして、特に伊集院中学校の改築に今入っております。

さきも申し上げましたように、耐震審査は古い順から実施いたしまして、その耐震力によって20年度以降を決めていかなければならぬというふうに考えておりますけど、基本的にさっき議員も質問ございましたとおり、財政状況、どれだけの経費を学校建設につぎ込めるのか、これが一番私どもの財政運営をする上で、一番大きな課題であるというふうに思っております。特に教育委員会と十分このことにつきましては協議をさせていただきたいと思っております。

行政改革についてでございますけど、平成

18年2月に日置市行政改革推進委員会からの答申をもとに策定されました日置市行政改革大綱は、今後日置市が総合計画を円滑に遂行していくよう、行財政システムの構築を目指すために策定されたものであります。さらに、その具現化を目的に策定されたのが、行政改革大綱行動計画であります。行動計画の各プログラムは、直ちに着工できるものもありますが、検討に時間を要するものもあります。推進体制につきましては、市役所に横断的に組織された三つの行政改革推進本部の専門部会、行政改革調整会議、行政改革推進本部で協議を重ねていきます。

プログラムの進捗管理は、合併プロジェクト室で行い、進捗状況は市民の方々を初め、議会の皆様方にもお示しをしていきたいと考えております。

2番目でございますけど、これまでの行政のスタイルでは、計画を立てて実行する、また計画を立てて実行するの繰り返しをして行われていました。しかしながら、新たな行政スタイルとして、計画、実行、評価、改善、いわゆるP D C Aサイクルの導入が進められています。これまでのような目的としての事業を行うのではなく、先に目標があって、その目標達成のためにどんな手立てが必要か、さらにその手立てが目標となり、新たな手段が生まれてくるという、目標と手段の連鎖が必要になってきます。

今、本市が進めようとしている行政評価は、まさしくこのスタイルであり、掲げられた政策を実現するために必要な施策は何か。さらにこの施策を実現するために必要な事務事業は何かという考え方であります。したがいまして、政策、施策、事務事業というピラミッド状の表を作成し、それぞれのレベルで評価を行っていきます。評価に当たりましては、それぞれのレベルで目標とする指標を設定します。すなわち事業実施した結果でなく、成

果をはかる数値として備えていかなければならぬと思っております。

評価に当たりましては、庁内での評価をもとに外部委員を入れた評価委員会になるものと考えております。

3番目のことございますけど、事業仕分けは地方自治体が行っている事業の必要性、事業主体が適しているかどうかを、有識者や市民などの第三者が評価する手段であり、民間シンクタンク「構想日本」が提唱し、これまで千葉県や横浜市など10数団体の自治体で実施されております。

本市では、今年度から成果重視型の行政評価に取り組んでいるところでもあり、また1年も経過していない状況でもあります。事業仕分けは、これまでの実施団体の結果を見ますと、事務事業の効率性や有効性を検証することができ、また外部の厳しい意見にさらすこと、職員の意識改革の向上が図られるなど、一定の効果が見られますので、今後検討してまいりたいと思っております。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

学校整備のあり方についてですが、1番と2番については市長の方がお答えいただきましたので、3番の学校長からの施設整備の要望にどれだけこたえているのかというご質問でございますが、学校の施設の要望につきましては、毎年すべての27校の学校から要望書を出してもらいまして、これに基づきまして学校の現地調査を行い、実際の状況を把握し、児童生徒の安全対策、それから雨漏り対策などを優先的に実施をしているところでございます。

具体的な数字については、総務課長の方から答弁させたいと思います。

○教育総務課長（山之内修君）

学校長からの施設整備の要望箇所数等についてのお尋ねでございますが、18年度の要

望箇所についてということでございましたが、最近とりました19年度の数字を今持っておりますのでお答えしたいと思います。

要望箇所としましては、大小あわせて、大きいものから小さいものまでなんですが、402カ所ほど上がっておりまます。これは五つの幼稚園も含まれております。

それから、いわゆる予算ベースというお話をしたよね。これにつきましては大規模校、大体100万円以上クラスについては、工事請負費という形の中で執行しておりますので、これは除いて、いわゆる学校から上がってくる施設維持補修費等に対応する予算としては、概算ではございますが、約2,800万円ほど準備しているというか、考えているところでございます。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を16時45分といたします。

午後4時35分休憩

---

午後4時45分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

地頭所議員より都合により、この後の会議を欠席したいとの申し出がありましたので、許可いたしましたのでお知らせいたします。

○1番（出水賢太郎君）

それでは、順を追って2問目まいりたいと思います。

耐震診断の実施率ということで、先ほどご答弁いただきました69棟、旧耐震基準というか、建築基準のうち9棟実施ということで、実施率が7.9%。この4月1日、18年の4月1日に県の方にお答えした、調査した結果が出ておりますが、日置市の場合が、当時はまだ上市来中の屋内運動場がまだ残っておりましたので、実施率が7.1%で、49市

町村中23番目という実施率だったというふうに、文科省のホームページに堂々と出ております。中間ぐらいですので、そこまでおくれてるというわけでもないのでしょうが、やはり安全面を考えたときには、もうちょっとスピードアップするべきではないかなあというふうに考えます。

やはり財政の問題もあるということで、なかなか耐震診断は進みにくいということで、その考え方はよくわかるんですが、しかしながら、やはりもう少し棟数をふやすということをしなければならないと思うんですが、それができない理由というのは、財政的な問題なのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

これ単独事業でございまして、それぞれ1校、棟数がたくさんございまして、1校しても1,000万円か2,000万円かかるのか、その内容にもよるというふうに思っております。特に今さっき申し上げましたとおり、それぞれ専門家を含めて耐震の優先度調査というのをさせていただきました。これはまだ実質的な専門的な調査じゃありませんけど、それぞれ教育委員会等、また専門の建築の技術員と行って、優先順位をつけさせていただいたと、度の調査ですね、そう言ったかたちの検査をしたということでございます。

特に耐震力調査をした中において、長く置いていい部分もたくさん出てくるというふうに感じております。今ご指摘のとおり、今の財政事情の中で一番大きいウエートとしては、財政事情があるからということでおくれているというふうに理解しております。

○1番（出水賢太郎君）

今市長が答弁された耐震化優先度調査、それから私が申しました耐震診断、いずれもこの費用につきましては、国が3分の1補助をするという制度があるようです。単独事業というのは、ちょっとどうかなと思うんですけど

れども、文科省が平成18年の3月20日に通知を出しております。施設助成課長名で通知を出しておりまして、学校施設耐震化推進指針に基づいて推進計画を策定すること。その中で国交省が住宅建築物耐震改修事業ということで、昨年の11月30日の通知で、国が3分の1補助しますよということ通知を流しております。国交省と文科省はすり合わせをした上で、18年度から予算をつけてるわけですよね。これはちょっと単独事業ですよりも、やはり1,000万円のうちの3分の1補助されれば、財政負担も減るわけですから、そこら辺の検討というのはされなかつたのか。どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

詳細につきましては、教育総務課の方でお答えください。

○教育総務課長（山之内修君）

今申し上げられ、議員のおっしゃった補助事業につきましては、公共建物について国交省と文科省との間で協議をして、相対的に実施する事業と聞いております。そういうことから、私どももこういう事業があるということは承知いたしておりました。

しかしながら、一度に実施する、仮に補助があるにしましても、かなりの量になりますので、ですから私の方としては、とにかく30年代の古い建物があると。これらを先にしていくことが大事かなということで、これはその事業は一緒に全部やらないといけないというような事業になっていたようです。

ですから、それよりか個々にやっていった方がいいんじゃないかということで、19年度以降、ことしの優先度調査をもとにしまして、予算の、これから予算立てになりますが、その中で盛り込んでいきたいなあと考えていくところでございます。

以上です。

○1番（出水賢太郎君）

その優先度調査、19年度も進められると思うんですけども、大体19年度以内で全部終わるんでしょうか、どうなんでしょうか。

20年度、21年度までかかるのか、最終年度がどれぐらいまでかかるのか。

それからもう一つ、優先度のランクをつけて、事業費の試算などをしなければならないと思うんですが、その学校の耐震化が進める優先度を市民に公表をしていって、地域の例えばPTAの方々、それから地域の住民の方々にそういう情報をしっかりと流していくのかどうか、その辺はどういう計画をされているのか伺います。

#### ○教育総務課長（山之内修君）

この耐震優先度調査は、ことしじゅうに調査自体は終わっております。ですから、この調査した結果をもとに、あと耐力度調査なり耐震診断につきましては、先ほど市長が申し上げましたとおり、かなりの額を要しますので、この優先度調査に基づいて19年度以降取り組んでいくということで、あと私どもとしては早い時期に、この残りの30年以降、40年代のものもございますので、こういったのも取り組んでいかなければならぬと考えております。

あと公開するかどうかにつきましては、実施の状況等についてはお示ししていかなければならないかなと、調査結果については当然ですね。

以上です。

#### ○1番（出水賢太郎君）

特に今話題になっております昭和30年代建築の学校に通ってらっしゃるお子さんの保護者の方々からは、特にそれからあと先生方もですが、古い校舎であるので、いつ建てかえするんだろうなという質問もよくあるんですね。ただきのうも11番議員が言われましたが、伊集院中の後、伊集院小、伊集院北小と続くのはどうかという疑問が投げかけられ

たわけですが、私も確かに伊集院地域の議員でございますけれども、確かにそうだなど納得してしまいました。

ただし、これは本当は旧町時代で解決をしておかなければならなかった問題だと私は考えております。ただ合併して市になってしましましたから、あるものをしっかりと改築、改修の整備をしていかなければならぬ、これは避けられない問題であります。

そういう中で優先度調査の結果が今後の学校の改築整備、改修整備にやはり大きな影響を与えるわけですから、これに際して地域住民にすぐに、それから我々議会にも大きな予算がかかることですので、すぐにその結果を公表すべきでないかなと思うんです。それに基づいて今度は財政の計画もつくっていかなければなりませんし、大きな出費がかかることでございますので、私たちの議会の理解も求めるべきではないかと思うんですが、市長はその点はいかがお考えでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおりだというふうに認識しております。特に今後の学校、2番目にも関連いたしますけど、基本的に伊集院中学校の整備が19、20、21、3カ年ぐらいの中で整備されるということで、基本的には13億円程度の基本的な設計が上がっておりまます。

そういうことを含めまして、今後今古い順の中におきまして、5校程度ございます。ここあたりの部分につきまして、特に耐力度調査等を含めた中で、今後基本的な計画の中でどれぐらいかかるのか、そういう試算をしながら、また議会の皆様方にも早くお示しをしながら、今後の年次的な計画というのをきちんと立てて、まちづくり、またそれぞれの単年度予算の中で反映できるようにしていきたいというふうに思っております。

#### ○議長（宇田 栄君）

ここで本日の会議を18時まで延長いたし

ます。

### ○1番（出水賢太郎君）

今の費用の問題、2番目の方にかかると思うんですが、文科省が18年度の予算の概算要求で示していました学校の建築費用の単価というのが出ておりました。これが1平米当たり14万8,500円、鉄筋コンクリートづくりということで数字が出ておりまして、それで今伊集院小学校、伊集院北小、上市来小、伊作小、この四つが大体古い建物ですので、今現有面積ですね、で計算をちょっとしてみました。これは私の方で簡単に計算した数字ですので、一概には言えないんですが、伊集院小学校が3,633平米で5億3,950万円、伊集院北小学校が1,945平米で2億8,883万円、上市来小学校が661平米で9,815万円、伊作小学校が2,373平米で3億5,239万円、4校合計で12億7,887万円という数字が、私が計算したら出てきました。これにプラスいろいろ諸経費かかるでしょうから、これの掛ける1.5とか、それぐらいかかるんじゃないかなあと思うんですが、やはり非常に市長もおっしゃったように、大変なことになるなと思います。

それで、文科省がことしの4月1日から安全・安心な学校づくり交付金という事業を創設されております。これは義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正ということで、これまでの国庫補助制度、改築の場合だと3分の1ですね。新築の場合は2分の1と。これを改正して自由な裁量で交付金化したことですが、これに基づいて説明をしますと、市が計画期間や耐震化率の目標、整備実施の学校の面積、事業費等、施設の整備計画を策定することというふうにあります。

この交付金は19年度の文科省の概算要求で1,460億円、前年度比の、前年度から比べて420億円増ですが、要求をしている

ようとして、市にとっても国庫補助と違って自由な裁量で各学校の計画を立てられる。そして、国の方としても早急に耐震化を進めたいという、そういう制度だと思います。これに、この交付金制度に対しての市の考え方、対応はどうされるのかお伺いいたします。

### ○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、今までの補助が三位一体改革を含めた補助金制度の中におきまして、交付金化に学校施設の方もなると。一時はこれが一般財源になるということで、大変危惧しておった部分がございましたけど、文部省の方で交付金化ということになったということでお聞きしております。

今ご指摘のとおり、私ども今後におきます学校建設、教育委員会の方で今後の整備計画というのをきちっとつくっていただき、耐震の調査等を行いながら、きちっとつくっていきながら、年次的な計画を進めていかなければなりません。

ちなみに、この交付金にいたしましても、標準単価というのはご指摘のとおりでございます。これが実質平米単価をいたしますと、どこも20万円を超えておるというのが実情でございまして、交付金対象になるのは十四、五万円ぐらいということになりますし、実質的には3分の1の交付金をもらいますけど、実質的に一般財源化がそれ以上のものであるという認識を持っていかなければならない。

特に学校づくりは、地域のPTA、また学校の先生、いろいろと入れた中で検討するわけでございますけど、どこも先進視察に行きますけど、どこもいいものばっかり研修いたしまして、それでいろいろと単価も上がっておるような気もいたしております。

今後におきましても、建設に当たりましては、学校を中心として建設委員会つくっていただきますけど、そこあたりの財政事情というのもきっとお話をした中で、一番今後の

課題とするのは、こういう耐震性とか安全性、基本的に見かけよりも安心・安全性というのがどうあるべきかということを、やはり保護者の皆様方にもお伝えしながら、また財源を十分理解した中で建設を図っていかなければならぬというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

あと文科省がことしの6月2日にまた通知を出しておおりまして、これまでの建てかえ改築から改修、耐震補強に重点を移すなど、効率的な手法を検討すること、これは交付金の中でもそういうことうたってるんですが、としております。背景には、今議論の中でも出ておりますが、限られた予算の中で多くの施設の耐震化、それから老朽施設の質的整備を図るという、そういう目的が文科省にもあると思います。

これは改築ではなく大規模改築であったり、一度大規模改築したとこであれば全般的なリニューアルですね。建物の補強をした上で内装のいわばリニューアルを図るということを、国としてどんどんやっていきなさいというふうに言っております。日置市はどのように進めていくのかお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、この耐震度、耐震度の改築というのが新しく出てまいりまして、これは補強という形になります。前は大改築ということで、特にガラスからサッシになったり、なったというふうに思っております。

今のほかの学校の施設を見ますと、そういう大規模改修というのは、どこも一たん全部伊集院小、北小、上市来、伊作、これをやっておりまして、要は耐震がどうなのかというのが一番大きな課題でございます。おっしゃいますとおり、耐震だけの施設でいけば、恐らく解体しなくとも済みますので、安く上がるのかなと思っておりますけど、耐震力調査をしてみなければ、本当にどれだけの補強の

中で足りるのか、もう改築しなきやならないのか、その時点で私どもも一つ一つ、特に古い四つの学校は、そういうことをした中で、判断をしていかなければ進まないのかなというふうに考えております。

○1番（出水賢太郎君）

今、市長の答弁で1点確認をしたいんですが、上市来小学校は教育委員会からいただいた資料では、大規模改築はされてないということで來るんですが、先ほど言われたように、伊集院小、伊集院北小、それから伊作小、昭和59年、60年、平成元年、伊集院中も昭和61年ですね、大規模改築しておりますが、上市来はちょっとその数字が入ってなかったものですから、そこだけ1点確認を願います。

○教育総務課長（山之内修君）

上市来小学校につきましては、大規模改築ということではしてませんが、実際現地を見てみると、かなり建築年次の割には塗装とか新しくやっているようでございます。

○1番（出水賢太郎君）

状態がいいということだと判断していいのかなと思うんですが、一つ先ほどの優先度調査も含めてなんですが、一番ネックになるというのが、確かに伊集院小、伊集院北小、大分古いですから、もちろんしないといけない。ただ昭和60年、61年に大規模改築しております。

先ほどの大規模改築しない学校で、昭和35年3月にできた上市来小学校が先ほど言われた2棟、661平米、東市来中学校が1棟残ってますね、昭和41年の建物ですね、298平米。飯牟礼小学校が1棟残ってまして232平米、昭和42年建築ですね。この三つ、何も手をつけてないところがまだ残っていますので、こちらをやはり優先的にする必要性もあるのかなというふうに私はちょっと思うんですが、そこら辺の見解は、教育委員

会の方はどうお考えでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

上市来小学校につきましては、35年に建てられた、2棟ございますが、これがあわせて660ですね、先生が今おっしゃったように。それから、昭和61年に建てられました新耐震基準にマッチしたものが、これが1,245ありますので、ほとんどはこの新しいものが建っていると、新基準、古いものは少ないとことなどから、そのように考えております。

○1番（出水賢太郎君）

今、少子化も進んでまして、教室も余っているところがほとんどです。私の母校であります伊集院北小も、昔は私のころは6学年12クラスあったんですが、今は6クラスに減っております、半分ですね。寂しいなと思うんですけども、やはり改築、改修するに当たっても、そういう児童数の推移を見越してやるべきではないかと、これは私も同じ思いであります。

そういう中でやはり改築計画をするに当たって、小田原市の例なんですが、リニューアルの優先度ランク表というので、建築年度もA、B、C判定をする。それから、耐震補強してあるかないか、外壁の補修をしてるのかしていないか、履歴ですね。それと例えば多目的教室とか少人数学習室があるのかないのか。それから、児童数は例えば600人を超える学校はAランク、200から600がBランク、200人未満はCランク、それからバリアフリー対応してあるのかとか、さまざまなそういう基準点を設けて、独自でランクづけをして公表していらっしゃいます。

日置市は小田原ほど市の規模が大きくないですから、例えば児童数の規模をちょっとランクを下げて、基準点を少し大幅に見てもいいと思うんですが、そういう客観評価が求められるのではないかと思います。そういう面

で先ほど言われた優先度調査の公表を早く待ちたいなというふうに考えます。

それでは次に、先ほどの財源の問題で、普通学校の改築をする場合には、先ほども言っております、通常ですと国庫補助3分の1、それから残りは義務教育施設整備事業債とか、さまざまな一般財源から持ち出したりとかされるわけですが、岩手県でしたかね、玉山村というところですが、盛岡と合併したところだと思うんですが、そこは合併特例債をそれに充てよう。最初教育債を充てるつもりだったんですが、合併特例債の方が有利だということで切りかえたそうでございます。

今は伊集院中学校の改築をやってるわけですけれども、その辺のところで合併特例債の活用を市長は考えていらっしゃらないでしょうか。

○市長（宮路高光君）

合併債の活用ということで、ちょっと私、お聞きしてる中において、若干違うかもしれませんけど、統廃合を含めた中におきます建設のときは、合併債を使ってもいいという、そういう認識をしておりましたので、そういうものが使えたら、いろいろと使っていけばいいと思っておりますけど、今先生がおっしゃった、その地域がどうだったのかちょっとわかりませんけど、私、担当から伺つておれば、そういう統廃合したところには、合併債を使って十分対応してもいいということでございましたけど、そういう見解を持っております。

○1番（出水賢太郎君）

ほかにも愛知県の豊田市ですね。同じような事例がありましたので、そこはちょっともう一回当局の方で事例を研究させていただきたいと思います。

それから、学校整備に当たってですが、PFI方式で学校を建築する事例も多々見られます。日置市で導入の考えはございませんで

しょうか。

○教育次長（満尾利親君）

今のところ PFI 方式については考えておりません。

○1番（出水賢太郎君）

PFI を導入すれば、コストが大分 3 割ぐらい削減できるということですから、ぜひ検討をしていただきたいというふうに要望いたします。

次に、3 番目の学校長からの施設整備の要望にどれだけこたえているかということで、先ほど教育総務課長の方から 402 件ということで伺いました。なるべく 2,800 万円、ほかの事業と比べればちょっと少ないかなと私、個人的には思うんですが、子供たちの安全にかかわることですので、少しでも財政側ともしっかりと協議をして、増額に向けて頑張っていただきたいというふうに私は思います。

それで、もしそれで 402 カ所あって、全部が全部、今のところまだ整備が進んでいないわけですが、その間に修繕費が足りないことから対応がおくれて、子供たちにけがでもあつたら、当局はどのような責任をとられるのか、一言ちょっと伺います。

○教育長（田代宗夫君）

先ほど課長の方から答弁させましたけれども、まず安全性を第一に考えますけれども、防犯、不審者対応ということになりますと、ほとんどの学校でまだ入り口等も閉鎖、封鎖できるまでには至っておりませんので、その間については地域の方や学校の職員等の監視というんですか、そういうものを強めて、そういうことがないように努めていくしかないのではないかなと思っております。

○1番（出水賢太郎君）

教育長がおっしゃるとおり、今できる現状はそれだと思います。ただずっとそれに甘んじるわけにもいきませんから、少しずつで

いいですので整備を進めていただきたいと思います。

あと施設整備とはちょっと、若干関連という形になると思うんですが、学校の備品について、先般の教育文化常任委員会の方で質疑があったんですが、学校備品の支給のおくれというのが指摘された。これは教育次長もいらっしゃったからわかると思うんですけども、18 年度分の要求分がいまだに届いてない学校があると。例えば運動会と学習発表会に使おうと思ってたものが、この前やっと来たと。来たときには手おくれだったという話もあります。施設整備も含めてそうなんですが、教育委員会の対応のおくれというのが、やはり指摘されているのではないかなというふうに思います。この点は教育委員会はどのようにお考えでしょうか。

○教育次長（満尾利親君）

備品購入につきましては、確かにご指摘をされましたように納入がおくれております。このことにつきましては、教育委員会の学務係の方で、ことしは東市来と伊集院地域をまとめて納入をするということになりました、その事務の煩雑ということもありまして、そういう点で取り扱いがおくれたということで、非常におわびを申し上げたいと思ってます。今後はそういうことのないように、急いでその備品を教材に活用するように努力したいと思っております。

○1番（出水賢太郎君）

19 年度には、そのようなことがないようにご注意を願いたいと思います。

あと子供たちの安全という面で、命の安全という面で考えてみると、私が前の議会でもご質問いたしましたが、AED の配置ということが必要ではないかなあというふうに思います。特に体育関係ですね、運動したときに心室細動が起こって、心停止に陥る可能性もあると。やはり各学校の体育館とか、そ

ういうところには設置しないといけないんじゃないかなあと私は思うわけでございます。

それがもし財政的に困難であっても、例えば、そうですね、各教育委員会の支所に1個ずつとか置いて、何かスポーツの学校行事があるとき、例えば運動会があるとき、それをテントに持つていて配備をするというような形ができないのかなあというふうに思うのですが、そこはいかがお考えでしょうか。

○教育次長（満尾利親君）

A E Dの配置につきましては、せんだって日置の消防署の方に日置地区の設置の状況等お聞きしまして、まだ十分でないということ等もありまして、さらに鹿児島市の例等も参考にいたしまして、鹿児島市あたりは大分そういう設置が進んでおりました。

それで、この必要性については十分認識をいたしておりますので、現在のところでは当面、これ予算のところで今要求をいたしておりますけども、中学校に1基ずつ、7校分、それに社会体育の面で4地域の管理人がいる施設につづつ設置をしたいということで今のところ考えておりますが、これあくまでも予算の要求をそういう形でいたしておりますとございます。

○1番（出水賢太郎君）

市長もそこはしっかりとご検討いただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、2問目の行政改革についてに移ります。

昨日のニュースのテレビの報道で、奄美市の財政状況がホームページで公開されて、レッドゾーンに入っているということを報道されました。私も早速インターネットでとつてみまして、いろいろ読んでみたんですが、確かにひどいなあと。まだ日置市はいいかなとちょっと思ったわけですが、その公表について市長のご見解を伺います。

○市長（宮路高光君）

この財政の公表というのは、きちっとしていかなきやならないというふうに思っております。また、県においても、あらゆる場面の中で、県下49市町村ございますし、また全国的でございますので、これはきっと私どもは市民の皆様方も認識しておってほしいというふうに考えております。

○1番（出水賢太郎君）

率直に伺います。日置市の財政状況は、例えば信号でいうと青色なのか黄色なのか赤色なのか、それで答えられないんであれば、5段階評価でレベル5なのかレベル4なのかレベル3なのか2なのか1なのか、市長の率直な思いを伺います。

○市長（宮路高光君）

特に財政評価を含めて、何を指標としていくのか。経常収支比率をするのか、財政力をするのか、そういうことを含めた中で、町の経営判断をしていかなきやならないというふうに思っております。特に私ども鹿児島県の中におきましては、私は中程度という自負を持っております。と申し上げますのも、基本的財政力3.6ぐらい、経常収支比率も95.6ということで、基本的にこの両面が、特に経常収支比率の99とか100何%、これは黄なのか赤なのかちょっとわかりませんけど、私どもは中程度の中で、今後は今からよりよい形に持っていくには中から、県下49市町村の中の中身を十分精査した中でやっていかなきやならないというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

私もいろいろほかの市町村比べていっても、黄色なんだけれども、今の日置市はちょっと急ブレーキをかけないと赤になってしまいますじやないかなあとというようなとこだと認識をしております。そういう財政の状況の公表という点で、先ほども16番の議員がおっしゃったんですが、市民の理解を得るために公

表が必要じゃないかということで、私もホームページ、日置市のホームページを開いてみたんですが、財政の例えは状況であったり、18年度の予算の数字だったり、ほかの市町村は全部出しているんですが、出でない。アクションプランとか行政改革の推進大綱とか、そういうのはホームページには載っていました。ただ18年の予算、17年の予算はどうですと、そういうグラフとか、そういうのは載っておりませんでした。その辺のところから公表をしていくと、市民に呼びかけていくと。

例えばきのうの奄美市の資料を今ここに持っていますが、右側に出前講座資料というふうに載っております。出前講座でこれをレッズゾーンに入ってるよという資料を皆さん市民に配ってるわけですね。やはり日置市でもレッズゾーンじゃないですかけれども、これだけ厳しいですよということを資料にして、広報だけではなく、別にちゃんとわかりやすい資料を配布するべきではないかと思うんですが、そこは市長はいかがお考えでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

昨年の18年度当初で編成をする、予算書をつくったわけでございますけど、一番皆さんからはわかりにくいくと、そういういろんなご指摘も受けましたので、今回19年度の予算編成を含め作成する中におきまして、市民を含め、またいろんな皆様方がわかりやすい簡易なものを別途につくって、それぞれの状況を、ああいう分厚いものじゃなく、わかりやすい形に短編的に冊子をつくって、それを配布できるような形もしていきたいというふうに思っております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

あとアクションプランの中身について質問いたします。

昨日も11番議員からのご指摘があったと思うんですが、事務事業の整理統合、アクシ

ョンプランでいうと1の2の1ですね。その中で平成19年度、4億円の削減を目指している。昨日、その根拠を11番議員がお尋ねになりましたが、明確な答弁がなかったと私は認識しております。もう一度それについて伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

今、当初予算を上げて総括しただけでござりますので、18年度の比較いたしまして、最終的な予算編成をどこに持ってくるのか、そういう結果の中で19年度と18年度を見比べた中で出てくるのかなと。4億円という数字を上げておりますので、数値目標ということでございます。これに近づけるような、今から予算編成の決定をする中で、どれだけうたったのかと。これもさっきも言いましたように、評価ということがございますので、このことにつきましてもまたこれに基づきまして、19年度と18年度がどうだったかということは、また皆様方にも公表していきたいというふうに思っております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

やはり私が今まで申し上げてきたとおり、根拠がない、データがないから目標第一になってしまいます。前回の議会でもご指摘申し上げたんですが、積み上げというか、それぞれの額が示されて、内容が示されて、初めて目標額というのは設定されるんじゃないかなあと私は思うんです。そうしなければこの数字を押しつけられた原課にしても住民にしても議会にしても、どういうふうに対応すればいいのか、正直言って難しいと、難しい判断を迫られるわけですから、もう少し執行サイドがその辺を具体的に出すべきだと思います。

やはりそういう点で行財政改革調査特別委員会の審議の中でも、そういう矛盾点というのがいろいろ出てきております。例えば平成21年度の予算額の推移が、予算編成の方針は210億円でございますが、財政計画では

217億円と。アクションプランは210億円を目指して頑張ろうということで呼びかけているわけですが、実際出てきた数字は違うと。

恐らくことしもそうですが、来年の19年度の予算要求243億円と市長は答弁されました、原課の恐らく総合計画をもとに、それを事業化して金額を出した、はじき出した数字だと思います。ということはアクションプランと財政計画と総合計画が、それぞれひとり歩きをしてる状態になると私は判断するわけです。市長は、その辺どのように整合性とられるのか、見解を伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

特に19年度、18年、19年含めまして、特に20、21年、これは基本的に毎年見直しをさせていただきたいというふうに思っております。特に20、21年を含めた中におきましては、計画をつくっておるわけでございますけど、これはそれぞれの目標数値、歳入がどうなっていくかということも、ある程度の勘案をしなければならない部分がございますので、今掲げている部分につきましても、また来年度この数値目標も、また変えていかなければならないというふうに思っております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

それに結局、それにずっと流れとして行政評価が、先ほども市長も言われましたが、あります。行政評価システムの具体的な運用について、兵庫県の尼崎市では、あと鹿児島市もそうですが、各事業について人件費や減価償却費を含めたフルコストをしっかりと打ち出して公表しております。

そして、それをもとに例えば岐阜県の大垣市、私、政務調査に行ってまいりましたが、大垣市の場合は全事業について、すべてですね、すべての事業についてA、B、C、Dの判定を下して、廃止するのか、それとも見直

しするのか継続するのか、具体的に全事業を出しております。これが金額が出てきて、初めて50億円削減という目標が達成されるのではないかと思うんですが、市長は具体的に行政評価システムの中身について、どのように運営をされるのか。外部評価委員のメンバーの構成も含めてお伺いをいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、基本的に積み上げ方式の中でやってない部分もたくさんございます。評価を含めた中でそれぞの、後ほど出てきます事業仕分けですね、これとも関連してくると思っております。今後、その事業を含めた中で廃止、継続、いろいろあるというふうに思っておりますので、ここあたりも今後きちっと精査をしていかなければならぬというふうに思っております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

私、前回の議会で行政コスト計算書の導入、早期導入をということで求めたわけですが、行政コストの計算ができるなければ行政評価、事業評価というのは客観的につけにくいわけですよね。市長は平成21年度導入ということで、バランスシートとともに導入したいというお考えですが、ちょっとそこは矛盾が生じるんじゃないかなと私は思います。その点はいかがお考えでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

21年度導入ということを申し上げましたけど、これは日置市になりまして18年度、19年度、新しい予算を組んだ中で、どう評価するかということを含めたら、21年度になるというふうに話を申し上げたところでございます。おっしゃいましたとおり、今後その中身は、評価方式を含め、また職員等の十分な研修もしていかなければならぬと。特にこういう制度上の新しい部分をするには、まず職員の研修を十分やってから、やっていきたいというふうに思っております。

## ○1番（出水賢太郎君）

次に、大口市がアクションプラン、具体的な中身を見ますと、平成17年度に土地区画整理事業、総事業費34億5,000万円、10年間、この事業を廃止したり——抑制ですね、抑制したり、職員の給与及び議員報酬を5%カット、補助金見直しで総額5億2,000万円削減。18年度は収入役の廃止、経常経費等の見直しで8億300万円縮減ということで、具体的に数字が上がっておられます。急いで行政評価の事業評価のシステムを構築して、運用を早くして、アクションプランの確実な実施につなげるべきだと思います。

その前に事業仕分けが先じゃないかなと私は個人的に考えます。滋賀県の高島市というところですね。産業建設常任委員会が行政視察に行かれたところですが、平成17年11月に事業仕分けを行いました。合併に伴い事業が拡大したことを理由に、119の事業について実施したそうです。結果、既存事業を21億円削減して、新たな事業の予算に捻出することができたというような、事業仕分けの行っている「構想日本」の方から報告が上がっておられます。検討されるということで前向きな答弁をいたいたいたわけですが、具体的にどのように検討されるのか、市長にもう少し踏み込んでご答弁をいただきます。

## ○市長（宮路高光君）

特にこういう大きな継続事業、ちょっと指摘もございましたけど、今後を含めた継続事業につきましては、見直しをしていかなければならぬ部分があります。今から始まるいろんな道路整備を含めた、そういう建設的な部分の事業の内容でも精査をしなきゃならないし、あらゆる今から継続していく部分をどうしていくのか、これは国庫補助金が伴うもの、また単費でいくもの、それぞれ今後二、三年間のローリングをやりますので、基本的

には私、3年ぐらいの中しか、今、先が見えてこないというのが実情でございまして、3年、3年の今後の事業見直しの中において、その事業費もその時点で確定をしながら、事業の精査を分類もさせていただきたいというふうに思っております。

## ○1番（出水賢太郎君）

事業仕分けというのは、いわば長年たまつた自治体の行政のあかを洗い落とす、そういう意味合いを持ってるのかなと私は考えております。特に今、合併して1年と7カ月、日本総研という民間のコンサルティング会社がこう言っておりますが、行政改革と集中改革プランの実施に関しては、国からの要請に対応するといった考え方で、形式的に取り組むことではいけない。独自に具体的な指標や数値目標を示し、実効性の高いプランを策定することが求められる。そのためには棚卸しどと事業仕分けをやらないといけないというふうに言っております。

やはりこの事業仕分けを導入した上で、それから先ほど申し上げた行政評価、事業評価システムを運用した上で、やはり19年度1年間、トータルでそのような見直しをした上でアクションプランを見直しする、変更する、そういう考えが必要かと思うんですが、市長はいかがお考えでしょうか。

## ○市長（宮路高光君）

さきも申し上げましたとおり、19年度を含めた中で22年度まで書いてございますので、これはまた今年そのような見直しを毎年していくかなければ私はならないと、このことをまた皆様方にお示しをして、いろんなご意見をいただき、その中でまた新しい一つの評価といいますか、そういうものが出てくるというふうに思っております。

## ○1番（出水賢太郎君）

いよいよ来年に向けてすばらしい、日置市にとってすばらしい1年になるような形で締

めくくりたいと思います。議会市議会の行財政改革調査特別委員会の中間報告が今議会でされる予定でございますが、私ども審議の中で先ほども申し上げたとおり、アクションプランのやはり中身、これをもっと精査すべきであって、50億円の目標についても、しっかりと精査すべきではないか。できるところ、できないところあると思うのですが、実行可能なアクションプランに変更をすべきではないかと私は考えております。審議の中でもそのような内容がありました。これから行われる中間報告並びにこれから行われる最終報告と我々が審議した内容について、市長はどう市政に反映をさせるのか、お考えをお聞きしまして、最後の質問といたします。

○市長（宮路高光君）

まだ中間報告も見たことがございませんので、一応それを拝見いたしまして、回答させていただきたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

これで一般質問を終わります。

---

△日程第2 議案第165号市有財産の  
取得について

○議長（宇田 栄君）

日程第2、議案第165号市有財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第165号は市有財産の取得についてでございます。

日置市地域インターネット基盤施設整備事業において、市内97カ所の公共施設に送受信装置を配置するため、物品売買仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、議案第165号につきまして補足説明をいたします。市有財産の取得についてでございます。

まず、取得物件でございますが、地域インターネット基盤施設整備事業送受信装置でございます。取得価格が6,079万5,000円。契約の相手方でございますが、福岡市博多区東比恵3丁目12番16号、三菱電機インフォメーションテクノロジー株式会社九州支社支社長堀口賢一でございます。

提案理由につきましては、市長が申したとおりでございまして、地方自治法と条例の規定によりまして、市の場合は財産の取得をする場合は2,000万円以上を議会の議決が必要という規定に基づきまして、議会に提案するものでございます。

それでは、資料を若干説明をさせていただきます。資料につきましては、入札の結果といたしまして掲げてございます。入札の執行日が平成18年12月8日16時10分ということでございます。落札等につきましては、今申し上げました。落札金額は消費税込みでございまして、契約額が6,079万5,000円でございます。

1番目の三菱電機インフォメーションテクノロジー株式会社から12番のアイテップ株式会社まで12社を指名をしておりますが、9番から12番までが辞退をしております。

主な理由といたしましては、私どもの納期を2月28日ということで求めておりますので、それに納入できることとか自己都合とか、そういうもので会社、企業の責による辞退と考えております。

それから、配置場所、機器の数量等につきましては、次のページに掲げてございます。

まず小学校関係、中学校関係 27 校でございます。機器につきましては、センターの機器としてサーバー等、それからパソコン、キオスク端末、議会中継用の機器ということで、それぞれ掲げてございまして、キオスク端末というのを次の裏のページでございますが、伊集院にあります伊集院都市交流施設チェスト館、それから江口蓬莱館、吹上のひまわり館ということで、南の入り口と北の入り口、東の入り口にそれぞれキオスク端末、タッチパネル方式で日置市の紹介ができるような端末をそろえるということもしてございます。

それから、議会中継システムにつきましては、今回 30 カ所、伊集院地域が 7、東市来が 8、日吉が 5、吹上が 10 カ所ということで、30 カ所を設ける予定でございます。

詳細につきましては、中身についてはお目通しをいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

#### ○議長（宇田 栄君）

これから議案第 165 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

#### ○25 番（谷口正行君）

今回の入札、公明正大な入札であったろうと思うわけでありますが、ちょっと教えていただきたいと思います。全協のときに 12 社指名をして、そして 4 社が納期が間に合わないというようなことで、辞退がなされたということでございますが、この入札のあり方ですね。ほかのところがまた何社か辞退したとなれば、これ入札はどうなるんですか。ちょっとそれを聞きたいと思います。

#### ○総務企画部長（益満昭人君）

入札は参加しておれば、そこで入札が成立しておりますので、するわけでございまして、その辞退の数等には関係はないと思っております。

#### ○25 番（谷口正行君）

何社とかは関係ないと、2 社であっても入

札は実行されると。そうですね。はい、わかりました。

#### ○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

#### ○16 番（池満 渉君）

先ほど予定価格は 6,168 万円という説明がありましたけれども、でしたかね、予定価格は消費税込みでしょうか、抜きでしょうか。

#### ○総務企画部長（益満昭人君）

これ先ほど全協のところで申しました 6,168 万円は予定価格でございます。消費税込みの価格でございます。

#### ○16 番（池満 渉君）

入札価格は消費税抜きですよね、落札価格は消費税入ってる。消費税抜きで予定価格を計算しますと 5,874 万円ぐらいですか、ですよね。それから、入札価格を計算すると 98.5%、三菱電機だけがそれで、あと 2 番以下はほぼそれ以上ですが、この予定価格の基準というんでしょうか、行政側の予定価格の基準というのは、担当課だけでやられたんでしょうか。どこか参考にされたところがあるんでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

予定価格につきましては、私と管財課長、担当 3 人で予定価格は決定させていただいております。

#### ○16 番（池満 渉君）

私たち素人と市長、管財課長、それなりの知識の違いはあるんでしょうかけれども、何かこれらの機器については参考になるようなものがあるんでしょうか、そのことをお伺いします。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には物品購入ということで、予定価格の前に設計額というのがございます。設計額に基づきまして予定価格を設定して落札というふうになりますので、私どもこれは物品

購入であるという物の考え方の中で、予定価格を設定させていただいております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○28番（成田 浩君）

今回のこの入札の件で三菱電機もろもろが入札をとったわけですが、前回日吉地区のU.S.Bのメモリーを紛失した三菱と全然関係がないわけではない会社が、こういう入札のメンバーに入った。それも所在地を見ますと、この1件だけが非常に遠い福岡市ということです、あとは鹿児島市内、こういうことからあって、なぜここだけわざわざ遠いところの業者を指名しないといけなかったかということが、どうしても日吉地域のそういう事故が、事件事故があってから、体質的にこの三菱をどうも体に合わないと思っておりまして、その辺の説明をお願いしたいと思っております。

○企画課長（富迫克彦君）

今回指名をさせていただいた12社につきましては、鹿児島市に保守ができる拠点があるという条件をつけてございます。と申しますのは、今後日置市内130キロのネットワークの中でいろんなトラブルが発生したときに、すぐ駆けつけられる業者さんということでお願いしたところでございます。そういった意味で三菱電機インフォメーションテクノロジー株式会社九州支社が契約担当者となっておりますが、保守の拠点としては鹿児島市の方にあります。そういった意味で条件をクリアしたことでお願いした、されたということになると思います。

○28番（成田 浩君）

そういうことで入れたということはわかりましたけど、先ほどの事件事故の関係から、こういう三菱のマークがついた会社を除斥するような検討はなかったわけですか。

○助役（湯田平浩美君）

特にそのようなことは協議はいたしており

ません。公平な指名ということで判断をいたしまして、推薦をしたということでござります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○15番（田丸武人君）

設計の会社はどこだったんでしょう。

○企画課長（富迫克彦君）

これも別途入札でお願いいたしました千代田コンピューターサービスという長崎の会社でございます。

○議長（宇田 栄君）

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第165号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第165号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第165号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第165号を採決します。

お諮りします。本案は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第165号市有財産の取得については可決されました。

---

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

12月21日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後5時46分散会



第 5 号 (12 月 21 日)



## 議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第138号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立について（環境福祉常任委員長報告）
日程第 2	議案第149号 日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正について（環境福祉常任委員長報告）
日程第 3	議案第140号 市道の路線の認定、変更及び廃止について（産業建設常任委員長報告）
日程第 4	議案第150号 日置市給水条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告）
日程第 5	議案第151号 日置市下水道条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告）
日程第 6	議案第148号 日置市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 7	議案第154号 平成18年度日置市一般会計補正予算（第5号）（各常任委員長報告）
日程第 8	議案第155号 平成18年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（環境福祉常任委員長報告）
日程第 9	議案第156号 平成18年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）（環境福祉常任委員長報告）
日程第10	議案第157号 平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）（環境福祉常任委員長報告）
日程第11	議案第162号 平成18年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）（環境福祉常任委員長報告）
日程第12	議案第163号 平成18年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）（環境福祉常任委員長報告）
日程第13	議案第158号 平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）（産業建設常任委員長報告）
日程第14	議案第159号 平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（産業建設常任委員長報告）
日程第15	議案第161号 平成18年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）（産業建設常任委員長報告）
日程第16	議案第164号 平成18年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）（産業建設常任委員長報告）
日程第17	議案第160号 平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第3号）（総務企画常任委員長報告）
日程第18	請願第 7号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める件（産業建設常任委員長報告）

日程第19 意見書案第7号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書

日程第20 議案第166号 平成18年度日置市一般会計補正予算（第6号）

日程第21 行財政改革調査特別委員会の中間報告（行財政改革調査特別委員長報告）

日程第22 閉会中の継続審査申し出について

日程第23 閉会中の継続調査申し出について

日程第24 議員派遣の件について

日程第25 行政視察結果報告について

追加日程第1 東市来生涯学習センターなどにかかる職員等の服務に関する調査特別委員会設置について

本会議（12月21日）（木曜）

出席議員 29名

1番	出水 賢太郎 君	2番	上園 哲生 君
3番	下御領 昭博 君	4番	門松 慶一 君
5番	坂口 洋之 君	6番	花木 千鶴さん
7番	並松 安文 君	9番	靄園 秋男 君
10番	大園 貴文 君	11番	漆島 政人 君
12番	中島 昭君	13番	田畠 純二 君
14番	西菌 典子さん	15番	田丸 武人 君
16番	池満 渉君	17番	桙 康博 君
18番	坂口 ルリ子さん	19番	東 孝志 君
20番	長野 瑞や子さん	21番	松尾 公裕 君
22番	重水 富夫 君	23番	畠中 實弘 君
24番	地頭所 貞視 君	25番	谷口 正行 君
26番	西峯 尚平 君	27番	佐藤 彰矩 君
28番	成田 浩君	29番	鳩野 哲盛 君
30番	宇田 栄君		
欠席議員	1名		
8番	田代 吉勝 君		

---

事務局職員出席者

事務局長	中村 治君	議事調査係	家村 育君
次長兼議事調査係長	川崎 美智也君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路 高光 君	助役	湯田 平浩 美君
助役	横山 宏志 君	教育長	田代 宗夫 君
総務企画部長	益満 昭人 君	市民福祉部長	樋渡 健郎 君
産業建設部長	外園 昭実 君	教育次長	満尾 利親 君
消防本部消防長	田上 規夫 君	東市来支所長	住吉 仲一 君
日吉支所長	下田 平輝 己君	吹上支所長	坂口 文男 君

総務課長	池上吉治君	財政管財課長	福田秀一君
企画課長	富迫克彦君	合併プロジェクト室長	有村芳文君
税務課長	瀬川利英君	商工観光課長	吉丸三郎君
市民生活課長	桜井健一君	福祉課長	豊辻重弘君
健康保険課長	脇忠男君	介護保険課長	久富木盈君
農林水産課長	熊野一秋君	土木建設課長	樹治美君
都市計画課長	外園信夫君	下水道課長	宮園光次君
水道課長	岡元義実君	教育総務課長	山之内修君
学校教育課長	町岡光弘君	社会教育課長	神之門透君
市民スポーツ課長	妙見義弘君	出納室長	奥薗正名君
監査委員事務局長	芝原八郎君	農業委員会事務局長	大北節雄君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

お知らせします。田代議員は入院中のため、本日の会議は欠席であります。

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第138号鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立について

△日程第2 議案第149号日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第1、議案第138号鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立について及び日程第2、議案第149号日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について、環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長長野瑳や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑳や子さん）

今期定例会において、環境福祉常任委員会に付託されました議案第138号及び議案第149号について、審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会における審査に当たっては、執行当局の担当者の出席と、本案に対する説明を求め審議いたしました。

以下、主なる事項について申し上げます。

まず、議案第138号鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立について申し上げます。

本案は、健康保険法等の改正後の高齢者の医療の確保に関する法律の施行の準備のため、平成19年3月1日から別紙のとおり規約を定め、鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立をしようとするものであります。今後、急速な高齢化に伴い、老人医療費の増大が見込

まれる中で、都道府県単位ですべての市町村が加入する運営主体の創設により、財産運営の責任の明確化を図るためのものであります。

質疑においては、一委員より、広域連合の費用は事業収入のほか、国・県市町村の負担金となっているが、試算はどうか、拠出金はなくなるのかとの問い合わせに、今のところ概算で計算されたものしかない、拠出金が支援金となるとの答弁。

一委員より、広域になるメリットはとの問い合わせに、すべての老人保健を一本化するため、これまで保険料を負担していなかった社会保険の老人分などから保険税として入ってくることなどもメリットと言えばそうなるとの答弁。

一委員より、今後の担当者の仕事はとの問い合わせに、20年の4月までは現行制度の整理が残るので、広域連合の運営と並行しながら行っていくとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第149号日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正について申し上げます。

今回の改正は、乳幼児医療費助成事業の助成方式が自動償還方式となることに伴う所要の改正と、条文の字句の訂正を図るものであります。

質疑においては、一委員より、自動償還の内容はとの問い合わせに、6歳になった末日までが対象であり、利用者は病院の窓口で保険負担金を支払うが、その際に乳幼児医療助成カードを提示することで、これまで窓口で行っていた助成申請が同時になされたことになる。今後は、口座申告やカード発行準備を行う予定であるとの答弁。

一委員より、これまでの実績はとの問い合わせに、17年度で2,739人の支給総額2,597万3,785円である。18年は2,800万円

を既に超えているとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

これから議案第138号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第138号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第138号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしとみとめます。したがって、議案第138号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第149号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第149号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第149号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしとみとめます。したがって、議案第149号は、委員長報告のとおり可決され

ました。

---

△日程第3 議案第140号市道の路線の認定、変更及び廃止について

△日程第4 議案第150号日置市給水条例の一部改正について

△日程第5 議案第151号日置市下水道条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第3、議案第140号市道の路線の認定、変更及び廃止についてから日程第5、議案第151号日置市下水道条例の一部改正についてまでの3件を一括議題とします。

3件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております議案第140号市道の路線の認定、変更及び廃止についての産業建設常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本案は、去る12月1日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託され、12月5日に委員会を開き、所管課長の説明を受け、現地調査、質疑、討論、採決をいたしました。

この議案は、旧町間を接続する市道の一本化と、国・県から移管される道路、また、開発業者から寄附採納のあった14路線を市道として認定し、3路線を変更し、これに関連する18路線を廃止するものであります。

現場を調査し、質疑に入りましたが、所管課長の説明で了承し討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第140号市道の路線の認定、変更及び廃止については、原案どおり可決すべきと決定いたしました。

次に、議案第150号日置市給水条例の一部改正について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上

げます。

本案は、去る12月1日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託され、12月5日に委員会を開催し、所管課長の説明を受け、質疑、討論、採決をいたしました。

この改正は、東市来地域、伊集院地域、日吉地域、吹上地域の水道料金格差の是正と、日置市水道事業に係る費用の増加に伴い、水道事業の健全な経営を図るための改正であります。

内容については、口径別的基本料金の設定と、従量料金の値上げであり、19年度より22年度まで4年間で段階的に値上げをしていき、東市来で5%、伊集院で11.7%、日吉で13.0%、吹上で19.8%、平均で14%の値上げであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

料金改定について、住民説明はどのような計画で進めていくのかとの問い合わせに、現在は水道料金の現状ということで日吉地域の自治会長には説明をした。吹上地域については12月26日、または27日に中央公民館で自治会長研修会があり、そのときに金額的な説明をする予定である。東市来、伊集院は、料金改定を行った背景などについて今後説明会を計画したいと考えている。

以上で質疑を終了し、所管課長の説明で了承し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第150号日置市給水条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、議案第151号日置市下水道条例の一部改正について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本案は、去る12月1日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託され、12月5日に委員会を開催し、所管課長の説明を受

け、質疑、討論、採決をいたしました。

この改正は、日置市の下水道事業に係る費用の増嵩に伴い、下水道事業の健全な経営を図るために改正するものであります。今回新しく10トン未満の従量料金の区分が加えられ、また、各汚水量区分でトン当たり20円から25円の値上げで、平均23.71%の値上げ率であります。年間で3,500万円の増を見込んでおります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

本管布設後3年以内に接続するようになっているが、未利用者についての指導はどうなっているかとの問い合わせに、下水道区域内の方については、毎年2ないし3月に名簿に基づき職員で回っています。

下水道区域に指定されている住民に負担があると聞くが、それはどのようなことかとの問い合わせに、それは受益者負担のことだと思います。下水道区域の方は、土地に対して1回だけ1平米当たり420円の負担をしている。ある程度配管をすると、その地区に対して負担金をかけることになり、また、送水管をしていない地権者も負担をしてもらうことになると答弁。

段階的な値上げの予定であるが、月額負担を浄化槽並みの3,050円に近づけるとのことだが、それ以降の値上げについては下水道審議会では話があったのかとの間に、下水道審議会では2,000円、2,500円、3,000円と4年置きに3段階で引き上げる予定となった。日置市の汚水原価が20トン当たり5,400円かかる。県の地方課の指導でも、まずは3,000円にしなさいとの指導があったとの答弁。

以上で質疑を終了、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第151号日置市下水道条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第140号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第140号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第140号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第140号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第150号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第150号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第150号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第150号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第151号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第151号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第151号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第151号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

△日程第6 議案第148号日置市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

○議長（宇田 栄君）

日程第6、議案第148号日置市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

ただいま議題になっております議案第148号日置市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果について報告申し上げます。

本案は、去る12月1日の本会議におきまして本常任委員会に付託され、12月4日委員会を開催し、執行当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

本条例の制定については、日置市の行政手続等に県と共同開発している電子申請システムを導入し、オンライン化を図るため条例を制定したいため、地方自治法96条第1項第1号の規定により提案されたもので、この事

業については、平成15年から鹿児島県を中心とし県下の市町村と連携して取り組まれた事業であります。

条例の内容は、住民の方々の申請・手続をインターネットを使って簡素化をするものであり、住民票の写しの交付請求など24業務の申請と、犬などの死亡の届け出など4業務の合計28業務を来年4月1日からスタートさせる内容となっております。また、業務も逐次拡充されることとなっています。

説明を終え、質疑に入りましたところ、28業務の中に電子入札があるのかの問い合わせに対し、電子入札は県の土木部を中心に別のシステムで構築するようになっているとの答弁。

委員から、セキュリティ一面と認証の機関はどうなるのかの問い合わせに、個人情報を含めたセキュリティは、市のホームページから電子申請の窓口に入って、県のセンターを経由して、そこで何を申請するか市の担当課の方におりてくる。だれの分をもらうという申請の情報はあるが、住民票とか所得証明とかの情報は市のサーバーに持っている。そこには直接アクセスすることはないので問題はない。認証については、住基カードを取得されている人が個人認証をカードに付加するものである。認証は役所の窓口でできるとの答弁。

ほかに質疑はなく、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第148号日置市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

#### ○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第148号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第148号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第148号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第148号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### △日程第7 議案第154号平成18年度日置市一般会計補正予算（第5号）

#### ○議長（宇田 栄君）

日程第7、議案第154号平成18年度日置市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長田丸武人君登壇〕

#### ○総務企画常任委員長（田丸武人君）

ただいま議題になっております議案第154号平成18年度日置市一般会計補正予算（第5号）について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本案は、去る12月1日の本会議におきまして本常任委員会に係る予算を付託され、12月4日委員会を開催し、執行当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,711万円を減額し、歳入歳出予算の総額を244億

3,911万円にしようと提案されたものであります。

継続費の補正は、土地評価時点修正、平成18年から20年度までそれぞれ減額の変更、債務負担行為の補正は31件の追加補正、地方債の補正は12事業分、増5件、減7件分となっております。

本委員会所管の歳入の主なものは、地方交付税の確定に伴う、増観光使用料の減は、東市来元外相東郷茂徳記念館等4件分、指定管理者制度導入による補正であります。総務管理費国庫補助金の減は、地域イントラネット基盤施設整備事業補助金で執行残による減額、総務費県補助金減は、選挙費県委託金増、統計調査費県委託金減の相殺したものです。財政調整基金減は、財政調整による繰入金の減額補正であります。

本委員会所管の雑入増は、森林交流センター雇用保険料、コミュニティー助成事業増、伊集院地域野田自治会の追加採択によるものとなっております。

市債では、総務債減、農林水産業債減、土木債減、教育債減、消防債増、災害復旧債減となっております。

次に、歳出について申し上げます。

議会費の減は、職員手当の減で、住居地の変更に伴う減、一般管理費の減は、給料、職員手当の減と、需用費の印刷製本費の増を操作したもので、市民憲章表示用紙代を、1,500枚を公共施設自治会公民館等に配付しようとするものです。

会計管理費の減は、F B回線使用料の増と県収入役会負担金、職員研修負担金の減とを相殺したものです。

財産管理費の増は、需用費の増で、マイクロバスのクラッチ修理や非常用発電機等の修繕料の増となっております。

企画費の減は、報酬及び旅費の減、地域審議会や総合計画審議会の見込み回数減、工事

請負費の減、亀原工業団地排水設備工事執行残の減、それに負担金補助の増、平成18年度コミュニティー助成事業追加分、伊集院地域野田自治会増等を操作したものです。

情報管理費の減は、需用費の修繕費、役務費の増と、委託料の減、工事請負費実績による減で操作したものです。

税務総務費の減は、給料、職員手当、共済費等の減です。

賦課徴収費の増は、需用費の増、公用車修繕料の増、委託料の減、土地評価時点入札執行残、市県民税データ入力業務委託増、使用料及び賃借料の増、償還金割引料過誤納返戻金、固定住宅認定見込み額402件分、還付加算金402件分の増で、操作した額となっております。

次に、県議会議員選挙費の増は、職員手当の増と委託料の増、公営ポスター掲示板の設置に伴う分が市内282カ所分であり、操作をした増です。

指定統計費の減は、交付額決定による減です。

監査委員費の減は、報酬、旅費、需用費の減、研修会の欠席や研修会未開催に伴う減であります。

商工総務費の減は、職員手当の減であります。

観光費の減は、役務費、バス広告料負担金補助及び交付金、イベント補助執行残による減であります。

観光施設管理費の減は、指定管理者制度導入に伴う分と、吹上キャンプ村管理運営並びに江口浜海浜公園の海水浴場期間の管理委託の執行残の減額補正であります。

常備消防費の減は、職員手当等の減、旅費の減、備品購入費で水槽つき消防ポンプ車購入執行残によるものであります。

消防施設費の減で、消防自動車購入執行残による減であります。

次に、質疑の内容を一部申し上げます。

まず、財政管財課では、地域イントラネット基礎整備事業債 2 億 3,250 万円は、工事金額 2 億 9,678 万 2,000 円に対する起債であるが、充当率は 95 % かの間に、工事費には国庫補助金がつくが、残りの地方単独分に合併特例債が 95 % 充当されていると答弁。

特別交付税が 1 億円減額となっているが、どのような計算方法なのかの問い合わせに、17 年度は約 10 億円であったが、合併による特別需要が含まれている。先に合併された団体を見ると、合併特需が終わり、二、三割減になっている。当初 8 億円計上したが、当初よりも落ちるのではないかということで、今回 1 億円減額したと答弁。

普通交付税は 78 億 2,459 万 1,000 円に確定かの問い合わせに、確定であるとの答弁。

次に、総務課では、消防施設費で購入した消防自動車はどの程度のものか、どこに配置するのかの問い合わせに、普通車の積載車で、東市来地域の高山分遣隊に配置する。伊集院地域は軽の積載車であるが、日吉、東市来は普通車となっているとの答弁。

次に、選挙管理委員会では、県議会選管ポスター設置場について、吹上は 92 カ所となっているが、基準はあるのかとの問い合わせに、投票区の大きさと人数によってポスター掲示場の上限が決まっている。吹上地域は上限いっぱい設置しているとの答弁。

次に、税務課では、過誤納の対象期間については、地方税法 5 年、市の規定によって 10 年であるが、国が細かく税制改正を行っているが、対象期間は 10 年でよいのか、税法に戻した方がよいのではないかとの問い合わせに、地方税法では 5 年間と決められているが、合併以前に 5 年間であったところがあった。日吉、東市来、伊集院は 5 年プラス 5 年の 10 年間、吹上は地方税法の 5 年間というこ

とであったが、合併で調査した市政での市側の課税誤りとなっているので、納税者の感情を考え、10 年間となっている。また、文書保存期間も 10 年であるとの答弁。

次に、対象者が亡くなっている場合などの特殊な事情はないか。譲渡等によって他人になっている場合はどうするのか。過誤納で、今回の調査で課税漏れはなかったのかの問い合わせに対し、そのように亡くなった場合があるが、相続人に還付している。譲渡等の前の分の人にも返し、新しい分は新しい人に返していると答弁。それから、課税漏れは 10 件ぐらいあった。来年度から課税したいと答弁。

次に、企画課では、地域イントラネット事業が予定より安くできたということであるが、実際、予定価格など、どれだけ見て、入札率が幾らで、どのようにになっているのかの問い合わせに、設計については、国交相の単価に基づき積算した。最終的には 4 億 5,300 万円が 4 工区の予定価格である。工区別では、1 工区が落札率 75.64 %、9,500 万円、2 工区が 54.92 %、6,190 万円、3 工区が 53.77 % の 5,995 万円、4 工区が 63.76 % の 6,580 万円で、2 億 8,265 万円が落札額で、消費税込みの額である。落札されたが、事業者が努力した結果であると考えると答弁。

次に、当初 97 の公共施設へケーブルを張ることであったが、その後 5 億円まで抑えられてきたが、これでできるのか心配した。今後、要望などあるところの張りめぐらし方については、どのように考えるかの問い合わせに、今回のイントラネットでは 97 カ所、130 キロの延長になるが、市の幹線を張るインターネットに接続できない地域があるので、どのように接続していくか、また、次のステップとして、各家庭まで延ばしていくないと答弁。

19 年度は各家庭まで予定されているのか

の問い合わせに対し、19年度は実施設計をしなければならないと思っていると答弁。

次に、亀原工業団地排水設備工事で執行残があるが、食品会社の操業開始の時期、土地の賃貸料、建物に対する固定資産税、環境整備のための381万円が整備を行っているので説明を願うとの問い合わせに、いわきり食品が取引先の倒産があって、設備投資の当初の計画がずれてきてている。当初は会社の都合にあわせて排水工事をしたが、少しおくれていると答弁。

次に、商工観光課では、吹上キャンプ村について、収入について100万円があるが、実績が高く見積もってある。土曜日曜日以外が利用者が少ない。行革の中で厳しいものは整理していくかなければならないが、このような事業についてはどのように考えるか、見通しの対象になってはいないのかの問い合わせに対し、吹上キャンプ村については、平日の大分少なくなってきた。バンガロー等も古くなっているが、整備については、国有林で手を入れれないところがある。さつま湖の近くに移転できないかと思っている。観光地としては昼間暗い部分がある。また、海は遊泳禁止になっている。このようなことを考えれば、海から離れてもいいのではないかと考えていると答弁。

次に、消防本部では、備品購入費について190万円の残が出ているが、緊急車両については、足りないところをやれたのではないかの問い合わせに、消防自動車について、1トン半の水を積んでいるが、車の大きさ、人員の関係もあり、それ以上になると大型免許になる。現在のところ普通免許で運転ができるので、ほぼ満足はしている。ホースを20本ほどカットした。まだ間に合っているということでお落としている。ホースについては、徐々にふやしていくこうという答弁。

北分遣所の出口の電柱が邪魔になっている

ようであるが、電柱の移設の話題は進展はないのかの問い合わせに対し、11月30日に監査があり、監査委員とともに電柱について検討をいただいたが、電柱を取り除くだけではダメで、土地も角がひっかかるということで、土地を購入する以外には対応できないだろうということであった。北部分遣所をつくるとき、将来、土地の購入を検討していただきたいと要望はしていると答弁。

次に、出納室では、基金の管理をされているが、運用方法、利回りについて伺う。財政調整基金から温泉給湯まで基金が20近くある。毎月の例月出納検査の中で残高が出ているが、大体3月から6月で定期に切りかえをしている。利息が上がってきたので、18年の7月に切りかえを行い、少しでも利子を稼ごうとしていると答弁。

基金運用がまちまちで金利が違うがの問い合わせに、合併以前の通帳がたくさんあり、今まとめているところである。この影響で利息が少なかったのではないか。今まとめて利子を多くしようとしているという答弁でございました。

そのほか多くの質疑がありましたが、省略します。

以上、質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第154号平成18年度日置市一般会計補正予算（第5号）の総務企画常任委員会に係る予算については、原案のとおり可決すべきものと全会一致で決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

次に、環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長長野瑳や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑳や子さん）

今期定例会において環境福祉常任委員会に付託されました議案第154号平成18年度

日置市一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会の所管に属する部分についての審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会における審査に当たっては、執行当局の担当者の出席と、本案に対する説明を求め審議いたしました。

以下、主なる事項について申し上げます。

まず、所管に係る債務負担行為補正追加は、障害者自立支援システム用パソコン使用料のほか11件分であります。

歳出の民生費については、社会福祉総務費での扶助費の減額補正は、障害者自立支援法施行に伴い、国で示された報酬が大幅に下がったことによるものであります。

福祉センター費の備品購入費は、日吉老人福祉センターの入浴券売機買いかえに伴う見込み計上であります。

児童措置費の扶助費は、児童手当支給事業の制度改正による減額補正であります。

法改正の内容としては、児童手当財源の変更、児童手当所得制限限度額の引き上げ、児童手当支給対象年齢の引き上げであり、増加対象児童数は591名であります。

生活保護総務費の扶助費は、医療扶助の実績見込みによる増額補正であります。

老人保健費の負担金は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合共通経費負担金1カ月分であります。

衛生費については、塵芥処理費の需用費はクリーンリサイクルセンタ一分であり、焼却炉れんが補修については、随意契約から入札制度への変更に伴う減額補正であります。

手数料の廃家電不法投棄リサイクル料は、市道に放置されているテレビ、冷蔵庫等の処分に係るものであります。

し尿処理費の委託料については、19年1月より、し尿の海洋投棄禁止による処理組合の変更に伴い、伊集院、日吉地区のし尿、浄化槽汚泥運搬業務に伴うものであります。

歳入については、それぞれの歳出基準に基づく国、県からの負担金及び補助金等の補正が主なものであります。児童措置費国庫負担金率は3分の2から3分の1へ、県負担率は3分の2から3分の1への変更によるものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

一委員より、公立保育所あり方検討委員会の内容はとの間に、伊集院北保育所、東市来ゆのもと保育所、吹上の永吉保育所の民営化に向けたものであり、民営化のメリットとして、公設の場合と違い補助金が出ることで財政負担の軽減が図られることや、民間が持つ柔軟性が出てくるなどであるとの答弁。

一委員より、障害者対策としては大変厳しいものとなっているが、個人及び施設からの苦情、相談の状況はとの間に、障害者支援法の施行により梅の里、太陽の里、吹上学園など相談窓口の委託を行っている。3人ほど県に対し判定基準についての苦情があった。施設については電話での相談のみであるとの答弁。委員より施設入所者は5年の猶予はあるが、障害者の高齢化に伴い、今後とも十分に対応されたいとの意見がありました。

一委員より、指定管理となった老人福祉センターの券売機購入の補正までのプロセスはとの間に、頻繁につり銭や券が出なくなってきたことによるとの答弁。委員より、今後、指定管理となった施設での要求があったものは請求するといった安易な計上とならないよう図られたいとの意見がありました。

一委員より、不法投棄の多い場所及び袋収集の状況はとの間に、上下神殿、土橋などの山間部が多い。どこの地域においても不法投棄はあり、民有地においては所有者、公有地においては自治体に処分責任がある。収集した可燃ごみと不燃ごみの割合は、東市来86.1%と13.9%、伊集院78.6%と21.4%、吹上84.8%と15.2%、日

吉90.1%と9.9%の状況であり、今後ともごみの分別、不法投棄などについて地域説明を十分行っていくとの答弁。委員より不法投棄禁止の看板設置を図られたいとの意見がありました。

一委員より、衛自連の状況はどうかとの問い合わせに、会費の問題があるが、伊集院保健所での4地域を含めた話し合いでは、組織化に向けて協議準備中であるとの答弁。

一委員より、空気予熱器補修を翌年度に見送りであるがどうかとの問い合わせに、当初、ビニールやプラごみが9.1%の設計であったが、多い地域では20%を超える状況となっているため設備の傷みが早くなっている。見積もりは1億5,000万円ほどであり、運用開始から7年目での補修となる。収集の現状は伊集院地域が一番悪いという数字が出ている。コンテナ収集で集めた分はよく分別されているが、収集量が少なくなってきており、逆にそこに持っていない人でルールを守らない人が多くなっているのも事実としてあるので、地域への説明では現状を伝えたいとの答弁。

委員より、クリーンリサイクルセンター施設の延命化や維持管理補修等の現状をシリーズで広報掲載をして周知の徹底を図り、高齢者にもわかりやすい分別の冊子や保存版のパンフレットの配付を検討し、市民全体の分別への意識の高揚を図るべきである。また、分別推進の方策として、地域への分別報奨金等の検討も必要であり、9月議会においての所管事務調査の報告を含めて十分検討されたいとの意見がありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決の結果全員一致で、本案の所管に属する部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております議案第154号平成18年度日置市一般会計補正予算（第5号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本案は、去る12月1日の本会議におきまして産業建設常任委員会にかかる補正予算を付託され、12月5日に委員会を開催し、所管課長の説明を受け、質疑、討論、採決をいたしました。

提案された補正予算のうち、農林水産業費にかかる予算は、4,783万6,000円の減額補正と、農地農業用施設災害復旧費5,627万8,000円の減額補正あります。

歳入で主なものは、活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金の減額や、県単農業農村整備事業費県補助金の減額補正などが主なものであります。

歳出では、農業総務費の旅費は、高山地区の尾木場集落が田園自然再生コンクールにおいて美しい里と、いとなみ賞を受賞したため、2人分の旅費であります。

農業振興費の補助金及び交付金では、稻作生産システム確立推進事業で無人ヘリを当初1機購入の予定でしたが、県が2機導入追加の内示による増額であります。

活動火山周辺地域防災営農対策事業は、中晩柑部会、デコポンハウスや花田農園のソリダゴハウス建設の事業費決定による減額補正であります。

農地費の県単農業農村整備費の二石地区のため池工事は、19年度へ見送りのために減額であります。

県営がんがい排水事業費の減は、神之川の

揚水施設、ファームポンド取りつけ道路の全体予算が減額になったため、負担金の減額であります。

水産業振興費の委託料は、江口蓬萊館の増築のための実施設計委託料の執行残であります。補助金及び交付金では、吹上漁協給油タンクが老朽化しているため、取りかえるための補助金であります。

農地農業用施設災害復旧費の工事請負費は、災害補助の申請に対して確定したための減額であります。確定した補助災害は、農地71件、確定率89.8%、施設66件、確定率86%で、合計137件であります。

次に、土木費にかかる予算は735万2,000円の減額補正であります。公共土木施設災害復旧費は3,303万1,000円の減額補正であります。

歳入で主なものは、災害復旧費国庫負担金の本庁、道路2件、河川3件、吹上支所、道路5件、河川13件の事業費減に伴う減額補正であります。

歳出で主なものは、道路新設改良費の委託料、工事請負費、公有財産購入費は、入札執行残を工事請負費や土地購入費などへの組み替えや、委託料及び補償費の執行残を工事請負費に組み替えたり、それぞれの各事業内での執行残の組み替えが主なものであります。

公共土木施設災害復旧費の工事請負費は、災害査定による減額補正で、道路7件、河川16件分であります。

住宅建設費の委託料の減は、公営住宅建設事業の執行残及び不要額の減額補正であります。

都市計画総務費の繰り出し金の減は、公共下水道事業への繰り出し金の減額補正であります。

土地区画整理費の工事請負費の増は、委託料及び補償費からの組み替えで、増額補正であります。補償金は工事請負費への組み替え

で、減額補正であります。

街路事業費の工事請負費の増は、まちづくり交付金事業の事業変更に伴う増額補正であります。

公園費の光熱水費の増は、公園電気料の自治会からの組み替えの増額であります。

特殊地下壕対策事業費は、伊集院中学校グラウンド下の地下壕のレーダーによる予備調査のための増額補正であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

農業者年金の受給者と年金を掛けている人は何名ですかとの問い合わせに、日置市全体で経営移譲老齢年金の受給者が282名、老齢年金の受給者が247人で、合計で529人であります。農業者年金を掛けている人は31人で、新規加入者が9人申請手続を終えているので、40人になると答弁。

県営かんがい排水事業費の減額はどのようなことかとの問い合わせに、平成18年度はファームポンド、用水施設、配水管、管理道路などを含めて約3億円であるが、事業費変更により、負担金の減額補正であると答弁。

吹上漁協給油タンクの改修補助は12キロタンクで大きくないが、改修費用が200万円は高いと思うが、その内容はとの問い合わせに、油漏れタンクを取りかえる工事であり、撤去費が19万5,000円、取りかえ工事が53万6,000円、諸経費が13万5,000円などが設計されており、タンク代を含めて総額が203万円となっておると答弁。

無人ヘリの増額補正になっておるが、JAの負担分は幾らかとの問い合わせに、無人ヘリの関係は、県が3分の1助成、市は農林水産業の補助金要綱に伴い60%の範囲内で補助となっているので、残りの40%が農協負担となるとの答弁。

公園費のまちづくり交付金事業の伊集院総合運動公園の事業変更の内容はとの問い合わせに、

総合運動公園の外周に幅2メートル程度のジョギングコース設置と、ゆすいん側ドーム入り口の道路改良を考えている。また、公園の真ん中に児童公園も計画していると答弁。

公園費の光熱水費は妙円寺第1と第2公園のことだが、これまでの自治会負担はどうなるのかとの問い合わせに、今回は4,000円の6カ月分で計算しているが、以前の分については自治会に返還する予定はないと答弁。

道路新設改良費の補助金の電柱移転補償費は本庁と東市来となっているが、場所はどこかとの問い合わせに、本庁分が麦生田上神殿線、新田中川線などで、東市来は長里、市来線です。これは道路改良に関する電柱移転で、道路から道路は問題はないのですが、民地から道路、民地から民地の場合は補償が必要になりますと答弁。

以上のほか質疑がありましたが、所管課長の説明で了承し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第154号平成18年度日置市一般会計補正予算（第5号）の産業建設常任会所管につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

#### ○議長（宇田 栄君）

ここで、しばらく休憩いたします。次の開議を11時5分といたします。

午前10時52分休憩

---

午前11時05分開議

#### ○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

益満総務企画部長から、義理の兄の葬儀出席のため、これから会議を欠席したいとの申し出がありましたので、許可をいたしております。お知らせいたします。

次に、教育文化常任委員長の報告を求めます。

〔教育文化常任委員長田畠純二君登壇〕

#### ○教育文化常任委員長（田畠純二君）

ただいま議題となっております議案第154号平成18年度日置市一般会計補正予算（第5号）のうち、教育委員会関係について、教育文化常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

12月4日、第3委員会室において、委員全員出席、また、執行当局の担当者の出席と、本案に対する説明を求め、委員会を開催いたしました。

なお、審査は、1、市民スポーツ課、2、社会教育課、3、教育総務課、4、学校教育課の順で課ごとに説明を求め、質疑して審査を進めました。

その上で、主な事項のみについて申し上げます。

歳出の主なものを申し上げます。教育委員会費、減額の7万円。事務局費、減額の11万2,000円。主なものは、外国語指導助手、ALTの所得税、住民税の納付の納付に伴う補正、スクーリングサポート事業費への組み替えによる補正。

小学校管理費、207万7,000円。主なものは、皆田小学校閉校に伴う閉校記念誌代37万8,000円、伊集院小学校施設維持補修、増額100万円、皆田小学校閉校記念碑設置工事費52万5,000円、小学校建設費、減額の1,769万2,000円。主なものは、湯田小校舎増築工事執行残の減額補正、減額の2,592万7,000円。

中学校管理費、73万9,000円。主なものは、需用費67万5,000円。

幼稚園費、減額の176万8,000円。主なものは、幼稚園就園奨励費の実績見込みによる補助金及び交付金減額の200万円。

社会教育総務費、減額の8万円。公民館費、減額の20万6,000円。図書館費、11万2,000円の修繕料、文化振興費、58万5,000円。主なものは、指定管理

者への調光設備リースの債務者変更ができないことによる補正 66万2,000円。

保健体育総務費、減額の 61万3,000円。主なものは、妙円寺詣り行事大会運営費執行残。

体育施設費、減額の 8,588万5,000円。主なものは、伊集院総合運動公園陸上競技場走路等整備工事執行残 8,011万6,000円。

給食センター費、減額の 93万4,000円。主なものは、その他委託料執行残 78万5,000円。

次に、歳入の主なものを申し上げます。教育使用料、学校施設使用料、減額の 15万円。保健体育施設使用料、187万5,000円。幼稚園使用料、減額の 115万6,000円。

教育費、社会体育施設整備事業債総合運動公園、減額の 7,650万円。これは、伊集院総合運動公園陸上競技場整備関係事業完了による減額補正。このような説明がなされました。

続いて質疑に入りましたが、質疑と答弁の主なものについて報告いたします。

委員より、説明資料 69 ページ、妙円寺詣り行事大会運営費に関連して、県三大行事の一つであり、姉妹都市との交流等行事開催の意義はわかるが、弁当代等の食糧費など、むだな使い方が多いように思うが、予算は全部で幾らあり、幾ら使ったのかとの質疑に対しまして、予算額は 441万8,000円、支出は 380万5,068円、残額 61万2,932円と答弁。

委員より、説明資料 71 ページ、東市来B&G海洋センターの燃料費がふえている理由は何かとの質疑に対し、温泉プールの追い炊き用の灯油代が 1リットル 63円から 81.9円に値上がりしたためである。左側の温泉歩行浴分と前のプールは重油を使用しているとの答弁。

委員より、説明資料 72 ページ、落雷によ

る総合運動公園照明設備修繕の補正分はどこへ支払ったのか、また、保険はかけていないのかなど説明してほしいとの質疑に対し、今から支払うことになるが、外野に落雷してコンクリートがはげてコンピューターが壊れて、陸上競技場の事務所からのスイッチによる遠隔操作ができなくなつており、今は現場でつける必要がある。市の全体の設備保険は掛けているので、工事後の保険対応となるとの答弁。

委員より、説明資料 3 ページ、伊集院運動公園使用料、増額 137万6,000円にドーム分も含まれているのか、ドームだけは幾らになるのか、また、9月開館以降の 3カ月の毎月の使用実績はどうかとの質疑に対し、ドームだけの算出はしない。17年度全体の利用人口は 17万4,675人、18年度、サッカー場、9月、10月、2,163人、このうち県外 140 人、ドームは 2カ月で 3,453 人、10月現在の見込み人数は 12万315 人であるとの答弁。

委員より、説明資料 69 ページ、妙円寺詣り行事大会について、ことしの妙円寺詣り行事をどのように総括しているのか、また、反省点、改善すべき点等はどのように考えているのかとの質疑に対し、事故なく開催できた。空手道は 1週間前に伊集院総合体育館で開催したが、選手 750 人、指導員 5 人で参加人数 755 人、観客まで含めると 3,000 人くらい集まり、駐車場は満杯であった。弓道は県あくね大会と重なり若干少なかった。相撲は愛好者が減っている。駅伝は道路事情で中止した。

市を挙げての行事であるが、全部市民スポーツ課で対応しており、すごい事務量である。プロジェクトチームをつくって持ち場持ち場で対応をした方がいいのではないか。フェスタ関係は商工会がやっている。6月から運営委員会を設置して、事前の打ち合わ

せを行ったりして、ずっと続けて忙しいが、運営については改善すべき点は多々あると思っているとの答弁。

委員より、説明資料 72 ページ、電気料、水道料、ガス代不足による補正が計上されているが、燃料費の高騰は仕方ないとしても、水道料、電気料の見込み違いの不足はよく理解できない。見込み計算が甘いのではないかとの質疑に対し、昨年は 11 カ月分で積算し、当初予算は前年度の 10 % 減で計上したので若干少なかった。申しわけなく思うが、今後は気をつけたいとの答弁。

委員より、説明資料 74 ページ、体育施設工事請負費、伊集院総合公園陸上競技場走路等整備工事執行残、減額の 8,011 万 6,000 円は、なぜこんなに多額の執行残が発生するのか、当初の見積もり計算が相当甘かったのではないかとの質疑に対し、入札の競争原理が働き、業者間の競争によって安くなった。最低制限価格はなかったが、入札により 50 数 % の執行率となった。設計内容に変更はなく、工事は適正に行われたとの答弁。

委員より、説明資料 68 ページと 69 ページ、一般職時間外勤務手当減額の 6 万 2,000 円に関連して、何時間の残業か、また、残業の実態はどうか、2、伊集院地域では、9,581 世帯に対し 1 世帯当たり 200 円の文書配付費用が行政嘱託員に支払われているが、実態はどうか、また、その世帯に高校の寮生が含まれているようだが、どうかとの質疑に対しまして、1 番目、行事関係の前後が多い。市となって給料の一率 3 % の配付では足りず、特別枠の予算申請となる。代休制度はあるが、余り消化できていない状況である。補佐、主事以外は余り残業はない。2、行政嘱託員への文書配付費は総務課扱いだが、1 万円プラス 200 円掛ける世帯数、自治会へ支払われている育成交付金は

8,500 円プラス 100 円掛ける世帯数である。地域によって世帯数に高校の寮生や老人ホームの入所者が含まれたり、含まれなかったりまちまちなので、見直しを検討したいとの答弁。

委員より、職員の有給休暇の実態はどうか。1 年間で 20 日間とれない実態があるのか、教育委員会関係での消化率はどうか、労働者の権利を守ってほしいとの質疑に対し、手持ちの詳しい資料はないが、25 % くらいだったと思う。1 年間の有給休暇は 20 日間と繰越分の 20 日間、合計 40 日間であるが、代休でとるケースが多い。午前中に出勤して午後は休むという方もおり、全般的に休みが必要なときだけをとれているのではないかとの答弁。

委員より、エレベーターの維持管理費は高いが、日置市内には公共施設のエレベーターは幾らあるのかとの質疑に対し、伊集院地域 2、東市来地域 4、吹上地域 2、日吉地域ゼロであるとの答弁。

委員より、日置市内の公民館の数は幾らあるのかとの質疑に対し、伊集院地域 9 つ、4 地域の中央公民館含む、そして、児童館 4 つ、地区公民館 1 つ、東市来地域 2 つ、高山、長里地区公民館、日吉地域ゼロ、吹上地域 9 つ、これは全部地区公民館、合計 20 あるとの答弁。

委員より、説明資料 64 ページ、複式学級を有する学校への教師志望学生の派遣に伴う謝金の補正の中身を詳しく説明してほしい。謝金は何か、大学へ支払うのかとの質疑に対し、来年度補助教員、TT をつけて児童の学力向上を図りたい。とりあえず 3 学期に鹿大との協力で 40 回分 2 校のみを対象にして、事業のあり方、事業の仕方を見て、効果的になれば来年度から本格的に実施したい。謝金は交通費程度の最低限を個人に支払う。大学の単位との互換性等は検討中だが、教師にな

る人を優先的に配慮したいとの答弁。

委員より、給食費の未納は、伊集院で9月現在500万円だが、PTA等の改善状況と説明会の状況はどうなっているか、また、子供用の給食着の洗濯はどうしているのかとの質疑に対し、18年度4月から11月までの未納分は120万円程度に減っている。9年前は各学校で徴収していたが、5年ぐらい前より未納がふえたので、またもとに戻して現在の振り込みは各学校に任せて、学校の判断でやってもらっている。子供用の給食着の洗濯は学校任せで、子供たちが交互にやっているとの答弁。

委員より、説明資料64ページ、ALT4人は必要なのか。手取りが30万円を下回らないこととなっているが、交付金はあるのか。ALTの1カ月の家賃はどうなっているのか。また、4地域のALTの任期はどうなっているのかとの質疑に対し、交付税措置されている。小学校の英語の授業時間がふえる見込みで、4人では足りなくなる可能性もあるが、ALTの十分な活用に努める。ALTの賃金体系については、その出身国の基準がある。家賃は、独身者で月2万3,000円、家族がおれば一般住宅の月3万3,990円と敷金が要る。任期は日吉が3年目で、ことで終わり、この人はイギリス人、ほか3地域はことし来たばかりで、1年ごとの更新となる。伊集院地域と吹上はアメリカ人、東市来の人はイギリス人であるとの答弁。

委員より、説明資料66ページ、皆田小学校記念碑設置工事費は、実行委員会から、市民からの寄附等ではなく、全額市が負担することになるのかとの質疑に対しまして、11月23日、実行委員会が設置されたが、皆田地区は地域住民もPTAも少ないので、全額教育委員会、市で負担してあげることになるとの答弁。

委員より、説明資料66ページ、皆田小学

校校舎増築工事執行残の減額補正、2,592万7,000円について、なぜこのように大きな金額が減額になるのか、見込みが相当甘かったのではないかとの質疑に対し、90%を割るような落札率であり、予定価格を下回って執行された。設計事務所に管理委託しており、本庁の土木建設課の建築2係が受け持つており、週1回の打ち合わせは行っている。補助単価を下回るような金額となることもあるとの答弁。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。採決の結果、議案第154号平成18年度日置市一般会計補正予算（第5号）のうち、教育委員会関係で当委員会に属する案件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

その後、教育委員会に対し、当委員会として次のような要望がありました。

すなわち、今回の補正予算には見込み違いによる補正があちこち出されており、もっと真剣に計上すべきである。燃料費の値上げによる見込み違いは仕方ないとしても、水道料、光熱費、保険料の見込み違いは重大であり、昨年の実績か過去3年の1カ月の平均を出して計上すべきで、緊張感がかけているとも言える。しっかりしたから仕方がないというのは理由にならず、今後はしっかりした分析を徹底的に行い、このようなことが繰り返されないよう要望する。

以上で、教育文化常任委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

#### ○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

松尾議員にちょっとお尋ねいたします。

隣の議員が一般質問で、水道料の未納のことを言ったわけですけれども、報告で、そんなのは全然なかつたし、水道料の未納がたし

か740何円ということを言ったんですが、そこ辺は全然審議されなかつたのか、お尋ねいたします。

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいまのこの質問であります、今、一般会計の我々の審議でありまして、これは、今おっしゃることについては、後、水道事業の会計の補正予算がございますので、そこで当てはまるのではないかなと思っておりますが。

○18番（坂口ルリ子さん）

そんなのはどこで出るわけですか。

○議長（宇田栄君）

日程16で出てきます。

○18番（坂口ルリ子さん）

日程16ですね。164号ですね。わかりました。

○議長（宇田栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田栄君）

これで質疑を終わります。

これから議案第154号について討論を行います。討論はありませんか。——反対ですか。

○18番（坂口ルリ子さん）

反対です。

○議長（宇田栄君） 討論がありますので、発言を許可します。坂口ルリ子さん。

○18番（坂口ルリ子さん）

毎回の議会で補正予算が出て、補正予算が組まれ、それが市民の暮らしにどうプラスになるのか、マイナスになるのか、いつも気になっておるわけですが、今度もまた税金の取り過ぎで3,000万円という金が一般会計より支払われることになりました。いろいろと小さいことを言えばあれですが、私は、相対的なことで反対討論をし、これが19年度の予算を組むときの当局に要望として反対討

論をいたします。

今の世相、次々トップ、知事が金に絡まる汚職、談合事件などで逮捕されています。市民の多くは、政治不信、我が町は、こんなことはないかというような声も耳にします。

タベのNHKニュース、夕張市の財政再建自治体の様子が本当に身につまされるような思いで見た人も多いことと思います。私も不安を感じました。なぜかといえば、借金は我が日置市とそう差はないわけです。たしか夕張は361億円、ここも一般会計で350億円ぐらいです。

また、話は変わりますが、一般質問をする議員が多いということも本当に異例に、県下で調べると、本当に日置市19人という議員が一般質問し、やはり、なぜかと言いますと、当局に要望やらあるからだと思います。

その中で、ある議員が、市長、あなたは、今、日置市の財政をレッドカードと思うか、イエローカードと思うか、どう認識しているかというような質問のときに、市長の答弁を聞いておりますと、何か県下で中ぐらいの何とかで、イエローカードいうような答弁を聞いて、市長に危機感が弱いということを私もわかり、あんたの判断は甘いというような声を出したわけですが、こんな当局では本当に困るわけです。

17年度の決算でもむだ遣いが多く、交付金は減り、借金がふえています。また19年度の予算が組まれる時期になるわけですが、今までどおりで、例年のとおりで編成されはと思うと悲しくなります。日置市の財政はこのままでいいのかというのが市民の多くの声、住民の命、暮らし、教育を守るのが自治体本来の仕事です。

1番議員の質問の中でも、各学校から出ている要望の4分の1ぐらいしか達成していない。18年度はあと3カ月で終わるわけですが、現場から出た要求、風格ある教育の町で

すので、現場から出た要求ぐらいは80%以上達成するような方向でないと、日置市は要望を出しても何もだめだということで、学校は荒れ果てていくのじゃないかと思います。

合併して、どこの町だって、先進地視察を行った人も、合併してよかったという声はどこにも聞こえはないわけですが、この間、決算の1日のあれでも反対討論したわけですが、合併して得をしたのは三役と議員だと、まず、議員も給料がうんと上がりまして、政務調査費までつきました。私は、この政務調査費は削るべきだと思っております。市長ももう少し、給料がうんと上がって、10%カットはしておりますけれども、公債費、公用車などを削り、我が身を少し考えるべきではないかと思います。

お年寄りは嘆いています。金のない者は死ねということか、金のない家の子供は学校にも行くなというのか、若者もワーキングパワーで、先の見えない、希望が持てない世の中になっております。これでは犯罪もなくなりません。この議会中に国会では、子供の未来をだめにするような教育基本法改悪がなされたことも忘れられない議会となりました。

議会中に教育基本法は変えた方がよいという市長、教育長、一部の議員の発言に落胆しました。アメリカの要求、アメリカの言いなりの政治に手をかし、子供の未来はどうなるのか、私は……

#### ○議長（宇田 栄君）

坂口さん、補正予算についての反対討論をしていただけますか。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

いや、ほいで、金の小さいことは言わないけど、相対的に19年のあれに関係があるからいいって前にことわりましたので、言わしてください。プライベートなことは言いません。

私は、再び教え子を戦場に送らないという

スローガンのもと、39年間教師として頑張ってきました。ストライキもいっぱい組んで、ストもしました。履歴書には赤字がいっぱいきました。前議会でも言ったことですが、その赤字は、履歴書についた赤字は、天皇恩赦、昭和天皇が死んで平成天皇になったとき、天皇恩赦を受けまして、履歴書から赤字は消え、カットされていた給料はもとへ戻りました。

反対討論の要旨は、毎回の議会で補正などが組ますが、それが住民の暮らしにプラスし、住民の要求にかなったものか、普通の家庭では、借金があったら借金を減らす工夫をしますが、それが足りないように思います。

それで、今度19年度の予算はむだのない、市民が納得するような、児童生徒が喜ぶような、ここは扇風機を含んでいますので、予算を組んでほしい、決して夕張市の二の舞を踏むようなことがないよう念を押し、反対討論といたします。終わり。

#### ○議長（宇田 栄君）

次に、賛成討論の発言を許可します。

#### ○29番（鳩野哲盛君）

議案第154号に賛成の立場で討論をいたします。

平成18年度日置市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出それぞれ4億3,711万円を減額し、歳入歳出の総額を244億3,911万円とするものであります。

今回の補正は、さきの指定管理人制度の導入等による減額補正や、公共工事の入札見直しなどによる入札残など、行財政改革に取り組み始めた結果、歳出の大幅な減額補正で、市債を2億4,650万円減額でき、健全財政への足がかりをつかんだものと思われます。

今後、国庫補助金等の減額予想もされる中、アクションプランも状況に応じて見直しをしながら、さらなる行財政改革を推し進め、一日も早い健全財政を図られるよう希望し、賛

成討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

これで、討論を終わります。

これから議案第154号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第154号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（宇田 栄君）

起立多数です。したがって、議案第154号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

△日程第8 議案第155号平成18年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第9 議案第156号平成18年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）

△日程第10 議案第157号平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第11 議案第162号平成18年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第12 議案第163号平成18年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（宇田 栄君）

日程第8、議案第155号平成18年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から日程第12、議案第163号平成18年度日置市立国民健康保険病院事業会計

補正予算（第2号）までの5件を一括議題とします。

5件について、環境福祉常任委員長の報告を求めます。

[環境福祉常任委員長長野瑳や子さん登壇]

○環境福祉常任委員長（長野瑳や子さん）

今期定期例会において環境福祉委員会に付託されました議案第155号及び議案第156号、議案第157号、議案第162号、議案第163号についての審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会の審査に当たっては、執行当局の担当者の出席と、本案に対する説明を求め審議いたしました。

以下、主なる事項について申し上げます。

まず、議案第155号平成18年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

歳入歳出3億7,717万6,000円を追加し、総額61億4,949万3,000円とするものであります。平成18年10月から市町村間の保険料の平準化と国保財政の安定化を図るため、高額医療費共同事業とあわせて、レセプト1件当たり30万円を超える80万円までの医療費の負担の調整を行う保険財政共同安定化事業が創設されたとの説明がありました。

歳出については、保険財政共同安定化事業拠出金は10月から3月までの6カ月分であります。一般被保険者保険税還付金及び加算金については、伊集院地域の固定資産住宅認定減税漏れの発覚に伴うほか3地域の再調査により判明した返戻金であります。東市来25件、64万6,250円、日吉30件、70万4,700円、吹上150件、387万7,500円、合計205件、522万8,450円であります。

歳入の主なものは、保険財政共同安定化事業交付金、一般会計繰入金等であります。

続いて質疑に入り、一委員より、保険税の滞納繰り越しについての当初の徴収目標額とはどうなのかとの問い合わせに、目標額の設定はしていない。大体平年並みの額が上がっているが、19年度予算査定においては目標額の設定は財政管財課とも協議したい。また、これまでのような徴収実績ではいけないので、差し押さえ等も取り組みながら財源確保に努めたいとの答弁。

委員会として、納税の公平性の保持はもちろんであるが、税改革が進められる中、今後は全庁舎一丸となり市民が納得いく信頼できる徴収体制を十分図られたいとの意見の一一致を見ました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第156号平成18年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

歳入歳出それぞれ6,054万6,000円を追加し、総額88億742万5,000円とするものであり、歳出は過年度分の支払い基金交付金精算返納金であり、歳入は一般会計繰入金等あります。

討論に入り、討論はなく、採決の結果全員一致で、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第157号平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は歳入歳出の増減ではなく、歳出の共済費、需用費については今後、施設内の車いすや厨房の備品等の修繕及び臨時職員の社会保険料が見込まれ、委託料の執行残との組み替えによる計上あります。

討論に入り、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第162号平成18年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

歳入歳出それぞれ2,657万円を減額し、総額43億5,486万1,000円とするものであります。歳出では、一般管理費の包括支援センターシステム整備のための電気工事に係る請負費や軽自動車2台購入費等であります。

保険給付費については、居宅介護サービス給付費は減額、施設介護サービス給付費、高額介護サービス費は増額補正であります。印刷製本費は、地域包括支援センター設置に伴う広報用パンフレットの見込み計上であります。

歳入では、地域支援事業の減による国・県よりの支出金、支払い基金交付金等の減額であります。

続いて質疑に入り、一委員より、いよいよ来年4月より包括支援センターが開設されるが、体制づくりの現状はとの問い合わせに、現在、支援係に事務1人、保健師3人がいる状況であるが、開設に当たっては、在介からケアマネージャー1人と一般公募によりケアマネージャー8人体制で進めているとの答弁。

委員より、行政視察先の岡山県の高梁市においては、既に支援センターが稼動していても、ケアマネージャーが確保できないほどの需要の状況であったが、本市においてもこの先、需要がますことは予想され、人材確保は最重要課題であり、今後包括支援センター設置に向け、住民サービスが劣らないように鋭意努力され、また、保健・福祉・介護保健課との連携した取り組み及び環境整備を図られたいとの意見がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第163号平成18年度日置市

立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

歳入歳出それぞれ834万3,000円を増額し、総額3億7,041万6,000円にしようとするものであります。

歳出では、委託料の病院事業調査委託料については、市民病院の医療機能の再編について専門業者に調査を委託し、市民病院の今後のあり方をシミュレーションし調査結果を検討するものである。調査委託の内容としては、病院の現状経営データの整理、把握、病院新経営体の設備投資額、収支見込み額の試算として、1つ、現状規模を維持する場合、1つ、療養病床を廃止する場合、有床診療所へ転換する場合、1つ、無床診療所へ転換する場合、1つ、無償診療へ転換し、新機能を拡充する場合、また、各ケースの得失と留意事項の検討をするものであるとの説明がありました。

続いて質疑に入り、一委員より、4回目の病院のあり方検討会での意見はとの問い合わせ、経営形態を一部適用から全部適用とすることになった。また、市場調査等を踏まえたシミュレーションを行い、長期展望での病棟の再編、改築等について調査委託をすることとしたとの答弁。

一委員より、一部適用と全部適用の違いはとの問い合わせに、一部適用とは、財務規定など公営企業法の一部を適用するもので、事業管理者は市長である。全部適用とは、病院事業の経営責任者として事業管理者を設置し、組織、職員の任命、勤務時間その他の勤務条件に関する権限など、地方公営企業法を全部適用することで病院事業運営の権限と責任の明確化を図るものであるとの答弁。

一委員より、あり方検討委員会で答申のあった調査委託に何を期待するかとの問い合わせに、診療報酬の改定で4月以降の収入が大きく減った。病院形態の一般、療養病床50床を将来どのように再編し運営していくことが望ま

しいか、経済性を見るためにも必要に思うとの答弁。

委員より、累計赤字が二、三千万円ということで大変厳しい運営状況であるが、地域には病院がなく、病院の継続を強く望むとの意見がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決の結果全員一致、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告5件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○16番（池満 渉君）

議案第155号、国保会計について、1点だけ委員長に質問をいたします。

今、説明の中で、国保会計のいわゆる歳入の部分で、保険給付準備基金からの繰り入れ、3,500万円ほどを減しておりますが、もちろん歳出の方で保険給付費、いわゆる医療関係の費用にかかったというようなことで、増額の補正是ございませんけれども、今、ノロウイルス、あるいは、世間があったかい中で、急激に寒、寒さが来た場合のインフルエンザなどが心配をされておりますけれども、そこら辺の医療費等に関する動向などについてのご議論はなかったのか、1点だけお伺いをいたします。

○議長（宇田 栄君）

長野瑳や子さん。

○環境福祉常任委員長（長野瑳や子さん）

お答えします。

その療養の動向等については審議はいたしませんでした。

○議長（宇田 栄君）

いいですか。——ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

これから議案第155号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第155号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第155号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第155号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第156号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第156号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第156号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第156号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第157号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第157号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第

157号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第157号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第162号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第162号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第162号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第162号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第163号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第163号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第163号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第163号は、委員長報告のとおり可決されました。

- 度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- △日程第14 議案第159号平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- △日程第15 議案第161号平成18年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）
- △日程第16 議案第164号平成18年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（宇田 栄君）

日程第13、議案第158号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）から日程第16、議案第164号平成18年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）までの4件を一括議題とします。

4件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております議案第158号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本案は、去る12月1日の本会議におきまして産業建設常任委員会に予算を付託され、2月5日に委員会を開き、所管課長の説明を受け、質疑、討論、採決をいたしました。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1,020万円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億5,752万4,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金を減額し、事業債の増額補正であります。

歳出では、下水道整備費の工事請負費で、

中園団地内、徳重区画整理内の汚水管渠築造工事の増額補正であります。

続いて質疑に入りましたが、質疑はなく、所管課長の説明で了承し、討論もなく、採決の結果、議案第158号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、議案第159号平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本案は、去る12月1日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に予算を付託され、2月5日に委員会を開催し、所管課長の説明を受け、質疑、討論、採決をいたしました。

今回の補正は、歳入歳出63万円を追加し、歳入歳出それぞれ4,526万1,000円とするものであります。

歳入は、繰入金で一般会計より繰入増額補正であります。歳出は、維持管理費の修繕料で、永吉処理場プロワ修繕のための増額補正であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

処理場が6年目となり、保守管理、修繕費が今後見込まれてくるが、現在はプロワだけの改修要望なのかとの問い合わせに、当初予算では水位計と塩素室を計画していました。来年、または再来年には、上澄みをとる装置を交換する計画である。施設の老朽化により修繕費などが今後ふえてくると答弁。

以上で質疑を終了、所管課長の説明で了承し、討論もなく、採決の結果、議案第159号平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、議案第161号平成18年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本案は、去る12月1日の本会議におきまして産業建設常任委員会に予算を付託され、12月5日に委員会を開き、所管課長の説明を受け、質疑、討論、採決をいたしました。

今回の補正是、歳入歳出それぞれ20万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ48万1,000円とするものであります。

歳入で主なものは、繰入金を減額し、歳出では、一般管理費の役務費の水質検査手数料の執行残による減額補正であります。

次に質疑に入りましたが、質疑はなく、所管課長の説明で了承し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第161号平成18年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第164号平成18年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本案は、去る12月1日の本会議におきまして産業建設常任委員会に予算を付託され、12月5日に委員会を開き、所管課長の説明を受け、質疑、討論、採決をいたしました。

今回の補正是、水道事業の収益的収入支出をそれぞれ531万4,000円を追加し、収入支出の総額を7億6,913万5,000円にするものであります。

資本的収入は、679万5,000円を追加し、1億8,476万2,000円とし、資本的支出は、増減なしで4億9,027万9,000円であります。収入の部では、給水収益の増が主なもので、支出では、営業費の総係費が主なものであります。

次に質疑に入りましたが、質疑はなく、所

管課長の説明で了承し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第164号平成18年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

さつきは水道会計は特別会計と知らないで、一般会計のところで質問をしたわけです。——質問をしているんです。何で人の質問に何やかんや言うの。何かおかしいですか、私が何か言うと。（「おかしくない」と呼ぶ者あり）おかしくないよね。さつきここで質疑すればよかということでしたがね。（発言する者あり）人の質問にいざこざ言わないで、自分で言いなさい。

水道料の未納金のことを19番議員が一般質問でして、私が、それは743万円というのがインプットされて、そんなに給食の未納金はよく質問して、500万円がどひこ下がったとか聞くもんですけれども、こんなにあって、これ、そんなのがあったら、必ず水を止められた、止水された人が住民の中にいると思うんです。そこ辺を本当は聞きたかったんですけども、報告でも何もないし、委員会でも何も出なかったということは、今度の補正に係がないからなかなと思うんですけれども。

私は、この水道料の未納と、水道を止められた人というのは、重大な問題だと思うんです。今、止水されている人が、ちょっと水道課で聞いたら20人ぐらいと、その人はどうして水がないのに暮らしているのかと、何年前かもこんな質問をしましたら、徳重神社の水を、あそこで夏は行水したり、いろんなことをしたり、バケツでくんでいったりして生

活しているみたいよというなども聞いているわけです。だから、そんなのは全然出なかつたわけですね。

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

大変重要な問題であろうかと思いますが、決算委員会のときには、そういったことが出たと思いますけども、今回、補正のことでありまして、先ほど申しましたように、収益的収入、支出がそれぞれ531万円あったということで、そういった内容の審議説明は受けましたけれども、今おっしゃるような未納金の問題、水をとめられているということなど、そういったことなどの質問はございませんでした。

以上であります。

○18番（坂口ルリ子さん）

私は、19番議員が一般質問で取り上げなければ、この質問はしなかったわけです。だけど、いつかはこれは大事な問題なのではないかと思います。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

これから議案第158号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第158号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第158号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

158号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第159号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第159号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第159号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第159号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第161号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第161号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第161号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第161号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第164号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第164号を採決します。本

案に対する委員長の報告は可決です。議案第164号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第164号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。次の会議を13時といたします。

午前11時58分休憩

---

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△日程第17 議案第160号平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算  
(第3号)

○議長（宇田 栄君）

日程第17、議案第160号平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

[総務企画常任委員長田丸武人君登壇]

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

ただいま議題になっております議案第160号平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第3号）について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本案は、去る12月1日の本会議におきまして本常任委員会に付託され、12月4日委員会を開催し、執行当局の説明を求め、質疑、

討論、採決を行いました。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,652万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,115万1,000円にしようと提案されたものです。

補正の内容は、9月から指定管理者制度の導入により8月までの精算であり、事業収入では料金収入1,519万1,000円、そのほか事業収入53万1,000円を減額、営業外収入の諸収入80万7,000円を減額し、歳出では総務管理費379万2,000円、一般事業費713万2,000円、予備費560万5,000円をそれぞれ減額しようとするものです。

説明を終わり、質疑に入り、質疑の主なものは、委員から、指定管理者移行に伴う減であるが、特別会計はその後どうなるのかの問い合わせに対し、今のところ決算まで残す考えである。修繕の問題が出てくるが、風水害の場合は、行政の建物であるので、修繕工事関係が出てくる。19年度も残すと答弁。

委員から、運営について見守っていくということであるが、イシタケの状況はどうかの問い合わせに対し、いろいろの問題点が上げられる中で指定管理者の名乗りを上げられ、ホームページの作成、PR、アンケート、洋食の導入、若者に合わせたパッケージ等計画がなされている。

9月の実績は、対前年度比収入で約140万円の増、支出では91万円の減、10月の收支は67万円の黒字となっている。内部体制が固まらない状況であるが、市内にPRしていきたいということであると答弁。

委員から、風水害等施設維持費は市がするということであるが、災害でない場合は指定管理者がするのか。例えばマイクロバスの修繕、買いかえ、金額の安いものはどうするのかの問い合わせに対し、建物は行政のものであるので、雨漏り修理等が予想される。修繕関係に

については、募集要項、業務指針の中でうたつてある。単品修繕部分については、30万円以上の部分を協議していく考え方で、大規模、小規模で分けてある。小規模中でも協議していくが、部品交換など30万円以下は指定管理者でやってもらう。営業に直接関係するものは指定管理者にやってもらう考え方であると答弁。

委員から、17年度の決算で条例職員2人、嘱託職員10人報告されたが、雇用の状況はの問い合わせに対し、以前はパートを含めて28人で交代制で回転していた。現在、イシタケは20人で回転しており、宴会のときはフロント等から応援をもらっており、前からの引き続きの従業員9人、新しい従業員は11人、イシタケから来られた社員以外は全員日置市民であるとの答弁。

質疑を終了し、討論に付しましたが、討論もなく、採決の結果、議案第160号平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第3号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第160号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第160号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第

160号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第160号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

△日程第18 請願第7号公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める件

○議長（宇田 栄君）

日程第18、請願第7号公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める件を議題とします。

本件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

[産業建設常任委員長松尾公裕君登壇]

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております請願第7号公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める件について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本案は、去る12月1日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託され、12月5日に委員会を開き、紹介議員である坂口洋之議員に出席を願い、請願趣旨について説明を求め、質疑、討論、採決をいたしました。

請願の趣旨は、私たちは、大工、左官、タイルなど、住宅建設に携わる職人で組織する団体です。建設業における元請、下請という重層的な関係で、他の産業では常識とされる明確な賃金体系が現在も確立されず、仕事量の変動が直接施工単価や労務費の引き下げにつながるなど、建設労働者の生活を不安定なものにしております。

国においては、公共工事の入札及び契約の

適正化の促進に関する法律が平成12年11月27日に制定され、地域の雇用と経済を支える優良な中小中堅建設業者の受注の機会が確保されるよう配慮するとともに、建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう努めることが参議院で附帯決議がなされております。

については、地域の建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保とともに、雇用の安定や技能労働者の育成を図るため、公共工事における新たなルールづくりが必要であり、下記の事項の意見書を国に対して提出してくださるよう要望します。

1、公共工事において建設労働者の適正な賃金が確保されるような制度の確立を図ること、2、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の附帯決議事項の実効ある施策を進めること。

次に、質疑の概要を申し上げます。

この請願は、公共工事に対してのみか、または一般工事についても同じなのかとの問いに、民間の工事の例は姉歯事件もあります。工事利益を得るために粗悪なものをつくることもあります。今回は、公共工事についてのみでありますと答弁。

続いて討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

#### ○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから請願第7号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第7号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。請願第7号は、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、請願第7号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

#### △日程第19 意見書案第7号公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書

#### ○議長（宇田 栄君）

日程第19、意見書案第7号公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書を議題とします。

本案について、提出者に趣旨説明を求めます。

[産業建設常任委員長松尾公裕君登壇]

#### ○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております意見書案第7号公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書案の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど採択されました請願第7号の願意が関係機関への意見書提出でありますので、意見書案を所定の賛成者を得て、日置市議会会議規則第14条の規定により、ここにご提案するものであります。

内容につきましては、お手元に配付してあるとおりで、朗読は省略いたしますが、建設業は、我が国の基幹産業と地域の経済を支えるとともに、雇用機会の確保に大きく貢献しております。しかしながら、元請と下請とい

う重層的な関係の中で、仕事量の変動は賃金体系に不安定な状況を生み、建設労働者の生活に大きな影響を及ぼしておるところあります。

このような観点から、公共工事における安全と品質の向上や建設労働者の適正な労働条件の確保及び技能労働者の育成を図れるなどの制度の確立、または施策の措置を講じられるよう政府へ意見書を地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣であります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから意見書案第7号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。意見書案第7号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第7号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第20 議案第166号平成18年度日置市一般会計補正予算（第6号）

○議長（宇田 栄君）

日程第20、議案第166号平成18年度日置市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第166号は、平成18年度日置市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,784万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ244億9,695万7,000円とするものであります。

今回の補正予算は、し尿処理費の衛生処理組合負担金、漁協建設費の、漁港新設工事の追加補正でございます。

まず、歳入では、農林水産業費国庫補助金で、強い水産業づくり交付金事業費国庫補助金の追加配分により505万円を増額計上いたしました。繰入金で、財政調整のための財政調整基金繰入金4,829万7,000円を増額計上いたしました。市債で、強い水産業づくり交付金事業費の追加配分により、強い水産業づくり交付金事業債を450万円増額計上いたしました。

次に、歳出では、衛生費で、伊集院地域と日吉地域のし尿処理の海洋投棄を衛生処理組合での処理へ変更することに伴う姶良郡西部衛生処理組合負担金及びいちき串木野市・日置市衛生処理組合負担金の追加計上により、4,774万7,000円を増額計上いたしま

した。

農林水産業費では、漁港建設費の吹上漁港航路新設工事の追加採択による事業費変更により、1,010万円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第166号について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第166号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第166号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第166号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第166号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第166号は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第21 行財政改革調査特別委員会の中間報告

○議長（宇田 栄君）

日程第21、行財政改革調査特別委員会の中間報告を議題とします。

この件について、会議規則第45条第2項の規定により、委員会より中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

[行財政改革調査特別委員長畠中實弘君登壇]

○行財政改革調査特別委員長（畠中實弘君）

行財政改革調査特別委員会の中間報告をいたします。

去る6月29日の平成18年第3回定例議会におきまして、本市当面の課題であります行政改革大綱に基づく改革推進について、議会としての調査を行うために、行財政改革調査特別委員会が19人の委員をもって設置されました。

7月20日から12月8日まで計10回の委員会を開催し、本市の行政改革大綱に基づく行政改革行動計画、アクションプランを中心に、総務企画部、合併プロジェクト室、財政管財課などの説明を受け、質疑し、改革推進に反映するために、幅広く論議を重ねてまいりました。最終的な報告は、来年の6月議会を目標としておりますが、3月議会当初予算に反映すべく、今回中間報告をするものであります。

まず、本委員会の進展のあり方は、第1回から第3回までは、本委員会のテーマをどのように絞り込んでいくかというために、行財政改革大綱に基づく行財政改革行動計画、アクションプランについての理解と調査がなされ、第4回目以降、健全な財政運営のために、具体的な現状把握、適正化に向けての調査検討、アクションプランの進捗状況調査及びその他の調査という委員会の流れで進めてまいりました。

以下、審査経過及び審査の過程でなされた委員からの質疑や意見などを報告いたします。

日置市行財政行動計画、アクションプ

ランについては、質疑の主なものとして、キューブC50作戦とは何か。契約は競争入札中心という方針か。公共事業はどのような計画か。昇任試験はどのような状況か。職員の適正化や臨時職員の状況は。施設の統廃合や指定管理者の丸投げ的な管理委託はいかがなものかなど多くの質問がありました。

答弁として、スローガンをチャレンジ・キューブC50作戦とし、50億円を削減目標に行動しようとしている。契約については、特殊な場合を除いて競争入札である。公共事業は旧伊集院の町づくり計画が20年度で終わる。次の地域事業が目白押しなので、優先順位をつけねばならない。昇任試験対象者は130人ぐらいだが、合格したら登用されるかということが懸念の材料である。職員数は、団塊の世代がやめると15%削減可能だが、基本的には、臨時の補充でどのくらい補充するかが焦点となる。民間委託に関しては、その施設はどうしても直営でないといけないか、残さなければいけないかを、あり方検討委員会で総合的に考えていくとの答弁でした。

次に、今後の日置市財政計画の基本方針と予算編成について、現在、240億円の財政規模は、日置市には大き過ぎ、200億円ぐらいは落としていきたい。建設事業費が17年度で類似団体の約2倍、逆に市税は類似団体の2分の1である。プライマリーバランスをゼロにして、償還を減らすようにせねばならない。19年度は最低でも220億円程度までは持っていきたい。緊急度、優先度、見直しも必要で、全職員にも説明会を開いて理解を求めてきたなどの説明がありました。

質疑の主なものとして、19年度の骨格予算のめどが決まるのはいつごろか。バランスシート作成、行政コスト計算書、外部監査などの検討は。それから、日置市の借金が357億円までなった最大の理由は。50億円削減が数字合わせが優先され、市民が求め

る方向になっていくか質問、原課の意識と理解が一番大事ではないか。経費削減でサービスが落ち、合併して悪くなつたと住民から不満が出てくるのではないか。合併特例債や過疎債などの有効活用は考えないかなどの質問がありました。

答弁として、当初予算は最終的に固まるのは2月ごろであり、予算要望に対しヒアリングの数字をまとめ、報告し、最終的に決める。重要度や緊急度、優先度などを考慮する。組織が大きくなると、すべて納得してもらうのは難しく、どの事業をとるか、または総額での各課への配分となる。バランスシートは22年度に出せるだろう。借金は自主財源が少ないため、しなければならなかつた。

市税は三位一体改革で、ふえた人もいるが、逆に国税は減り、全体は変わらない。結果的に市税はふえても、交付税が減ってくるので、全体としては変わらない。50億円削減というのは、財政規模が身の丈に合つたものでなければならないための目標である。執行残をなるべく残して翌年度への有効活用を各課にお願いしているところだ。現在の予算規模を維持するには、起債など借金に頼らざるを得ない。合併による利点を感じてもらうには、ハード面だけでなく、ソフト面での実感が持てるようとする必要を感じるなど、多くの質疑や意見が出され、また、それに対する答弁や説明がなされました。

第3回委員会までアクションプランの概要についての理解と調査をいたしました。また、第4回委員会以降の調査事項を次のように決定しました。

調査事項1、日置市の行財政運営の現状と課題について。この調査においては、平成16年度旧4町の決算状況、平成17年度日置市決算状況、平成18年度日置市当初予算、補正予算、第三セクター等財政状況、バランスシート、行政コスト計算書などによる検証

による具体的な根拠となるデータをもとに調査することによって、現状を把握することを目的とするものであります。

調査事項2、健全な財政運営のあり方について。この調査は、緊急性、優先度の高い事業などの把握、早期、年次的に取り組むべき事業などの調査、各種事務事業の課題及び適正化に向けての調査検討、アクションプランの進捗状況の調査などを通じて、具体的調査、問題提起及び指摘を目指すものであります。

調査事項3、簡素で効率的行政機構のあり方について。この調査は、給与、報酬、庁舎や組織機構など、議員定数、定員簡素化、各種審議会などにおいて具体的調査をし、問題提起及び指摘をするものであります。

行財政改革の具体的方策について、それぞれテーマごとの問題点分析及び19年度以降の予算へ反映することを目指していくものであります。

まず、項目の第1、日置市の行財政運営の現状と課題についてを第4回委員会で調査いたしました。平成16年度決算は旧町のものであるが、財政力は軒並み低く、財政の硬直化、公債費比率も高いという厳しい財政状況の中での合併がなされた。平成17年度日置市決算においても経常収支比率96.6と高い数字となっており、公債費比率、公債費負担比率、実績公債費比率においても、いずれもぎりぎりのところまできており、比率を一刻も早く下げねばならない数字となっている。実績収支は15億円ほどだが、基金の取り崩しのため、実質年度収支は実質赤字となつた。人件費、扶助費、公債費、物件費なども高いとの説明がありました。

それに対する質疑の主なものとして、普通建設事業費の適正化は。そして、新型交付税をどう予測するか。公債費を30億円以下という根拠と見通しは、また、償還金の純減額の必要があるのではないか。アクションプラ

ン作成時、外部の専門家の診断を受けたかなどであります。

答弁として、いきなり削減すれば、住民もサービス低下と思う。数十億円の削減は、継続事業が終了しないと目標は達成できないのではないか。だが、これをやらないと財政はもたないし、削減は交付税の算定がえがあるうちにやらなければならない。外部診断はお願いしたかった。適正予算規模は当初は200億円から220億円と考えており、10億円ずつ減らしていくべき目標に達すると思う。どの部門を削減するか、分野ごとに削減目標を立て、その内容のトータルで50億円とする。18年度すべての見直しができるかわからないが、19年度当初予算に反映していきたい。

新型交付税はまだ詳しくはわかっていない。1割程度が影響すると言われるが、算定の基礎が見えてこず、心配している。基本的に借り受け額を償還額より少なくするという考えである。仮に19年度以降30億円とすれば、元金が始まる3年後、償還が40億円程度となり、ここ2、3年が一番多くなる。しかし、極端な削減はできないという答弁がありました。

次に、第三セクターなどの財政状況調査について、農業公社決算及び予算のことで、吹上支所農林水産課の説明を受け調査しました。

負担金は、日置市400万円、JA100万円、吹上5団体50万円。農地保有合理化事業とは、農家から土地の一時借り上げ貸し付けをする事業で、耕作できないような土地は管理耕作をし、耕作できるように保全して貸し付けるなどの説明がなされました。

質疑の主なものとして、もし赤字が出たらどのようにするのか。農業公社を立ち上げた理由とメリットは。

答弁として、設立段階で赤字になったときの負担割合を日置市8割、農協2割で合意し

ている。高齢化が進み、後継者不足で農作業をする人が少なくなってきたため、かわって作業する受託事業が必要となった。機械への過剰投資が減り、農家の負担が減ったとの答弁がなされ、本市第三セクター日置市農業公社の調査をいたした次第であります。

第5回委員会における調査事項の分析とまとめについては、主要指標による財政分析、性質別歳出状況、類似団体との財政比較、自主財源と依存財源状況など、分析の内容で、意見をまとめました。

意見の主なものを申し上げます。

本市と類似団体とは数字がかけ離れている。原因と対策を考えていくなどしなければならない。市税が弱く、地域の産業力が弱い、新築住宅や企業誘致で税金をふやさなければならぬ。合併で予測されたが、むだをなくし節約をせねば、夕張市のような事態が起こるのではないか。紙1枚からの節約、議員も職員も身を切るような努力をすべきである。投資的経費が高く、普通建設事業費が突出している。住民に負担してもらうもの、市が負担すべきものの検証が必要。減らす方法を具体的に議論すべきである。

効果のある事業をしているか精査しなければならない。市民税が人件費を越えるなど、収入と支出が合わない。第一次産業が日置市の主体であるが、その振興策も大切である。起債がふえたのは、合併前に各町積み残し事業を済まそうとしたからだ。その問題点をさぐり、カバーすることが必要ではないか。投資的経費が多いという中、総合振興計画が推進されつつあるが、精査すべきである。継続事業優先という考えだが、年次的に抑制すべきではないか。

公共施設が重複しているので、精査の必要性を感じる。今後、市民に対して財政状況を周知し、協力をもらう仕組みをつくることが大切であろう。事業計画が議会に提案され議

決されたことは、財政難も執行だけの責任ではない。議員も地元の住民とよく話し合うことが経費の削減につながる。歳出減か歳入増かであるが、この経済状況では歳入をふやすのは難しい。まず歳出抑制が先決。健全化が図られた上で歳入がプラスになれば大きな力になるなど多くの意見が出されました。

調査事項の第2項目に続きます。第6回委員会において、健全な財政運営のあり方、各種事務事業の課題及び適正化に向けての検討課題を把握の調査をいたしました。

現在、平成19年度から21年度までの3カ年間の日置市総合振興計画案を作成中です。1、合併前と合併後の決算状況について、2、今後予測される財政負担の大きな事業について、小中学校校舎建設、地区公民館など整備、市営住宅、公営住宅の建てかえ、道路整備、消防設備整備、防災行政無線や地域インターネットやケーブルテレビ整備などの説明がありました。

その質疑の主なものとして、合併前の財政計画とまちづくり計画の財政計画との整合性はあるか。それから、継続事業中心の予算編成のようだが、減らすことは考えないか。財政を立て直すための市民への説明は。大きな経費の事業でなく、複合した小さな総合整備事業の検討も必要では。各地域によって緊急性、優先性が異なるのではないか。市全体で見るべきではないか。財政面を考慮しながら、各地域の振興、活性化につながる事業を優先すべきではないか。集落振興計画を早く作成し、三層構造をつくり上げるべきであるなどの質疑や意見が出ました。

答弁として、今の240億円という予算の数字は当初想定しておらず、大きな開きがある。10年間の財政計画をつくるとき、合併当初は旧町の財政需要を見込んでいた。17年、18年度は予算の範囲を超えてしまったが、230億円は必要だったと思う。し

かし、後年度予算を削らなければトータルで合わず、投資的経費 69 億円が妥当かどうかも判断が分かれるだろう。トータルで考えねばならないが、帳尻を合わせやすいのが投資的経費になる。全体的に見ながら 230 億円規模、それ以下にしなければならない。上半期に実績を残し、下半期に厳しくやっていかねばならない。

継続事業で長いのは都市計画である。3 年ごとの変更更新だが、全体事業はやらねばならない。その他の継続事業は財源配分をしながら計画的にやらないといけない。継続事業をできるだけ効率的に早目に終わらせ、市全体の新規事業に取り組むのも今後の大きな目標の一つ。予算編成の基本的考えは、18 年度は初めての市としてのものであったが、指針になるようなものが欠けていたように思う。19 年度以降は各担当課ごとに枠配分をし、それぞれのニーズも含め優先順位をつけて当初予算を編成する予定。絵にかいたもちにならないよう市全体で取り組む。また、地域づくりが機能していけば、行政機能も分散でき、地域に密着したコミュニティーができていくのではないかなどの答弁がありました。

続いて、各種事務事業の課題の把握及び適正化に向けての具体策、緊急性、優先度の高い事業などの把握、早期、年次別に取り組むべき事業などの把握、改善点などの把握及び適正化に向けた具体策について意見が出されました。

意見の主なものを申し上げます。——今半分です。財政継続的に予算が配分されることが市全体に取り組めることであればよいが、偏る可能性がある。市全体的な発展につながるため、大きな事業に取り組むより、15 億程度の適切な規模の事業を複数する方がよいのではないか。担当課ごとに予算の枠組み配分に優先順位を決めるのに、緊急度、優先度の兼ね合いの把握が必要ではないか。

各地域によって緊急性、優先性に違いがある。全体的にバランスをとって事業を進めるべきではないか。継続事業の中でも実現に至っていないものもあるので、市全体として見直しても必要ではないか。財政面を考慮して、各地域の振興、活性化につながるのを優先すべきである。集落振興計画を早く作成し、三層構造をつくり上げるべきである。社会教育の土台ができれば、いろんなことに対応できるなどの意見が出されました。

前項と重複する部分もありますが、あえて報告に入れておきます。

第7回と第8回委員会におきましては、調査事項の第3項目であります日置市行財政改革行動計画、アクションプランの進捗状況の調査をしました。

質疑や意見の主なものを申し上げます。

アクションプランは18 年度中に結果を出すと了解してよいか。漫画で市民にわかりやすい説明をしているところもあるが、情報提供のあり方は。補助金が毎年度 2,500 万円ずつ削減予定だが、最初の時点で思い切って改革をやるべきではないか。補助金などの整理統合は、単独だけでなく、国県補助金などの削減は考えていないのか。職員の執務時間に本庁と支所と差があるが、調整が必要ではないか。地域間格差を検討すべきである。それから、市民の満足度調査は年代や職業でも差が出てくる。結果を配慮すべきではないか。

全庁的な事務改善の見直しについて、評価の仕方を担当課でどう考えているか。パブリックコメント制度の全庁導入において、要綱策定について、住民の意見をどのように入れていくのか。住民が自由に意見を言える仕組みか。事務事業の整理統合は行政評価と関連する。政策事務事業表作成などがあるが、評価システムができていないのに 4 億円削減ができるのか。急ぐのは行政評価システムであ

り、今年度できるか。

職員の定員適正化計画の策定効果で、19年度3,020万8,000円の根拠はどこにあるのか。予算編成についての視点はどこにあるのか。臨時、嘱託職員の適正配置について、人数、削減分はどうなるか。先進地では取り組んだ評価が公になってインターネットでも公開されている。今やらなければ意味がない。再建団体になる前にせねばならない。住民にとって大事なものは残し、効果のないものは切ることを考えねばならないのではないか。

受注希望型入札の要綱はどのような状況か。事務事業で13億円削減はあるが、達成できるか。特別職の給料など、このままでよいのか。削減の検討はなかったか。財政の危機意識を出さないといけない。職員の研修で、資格研修や体験研修は実りあるものにしなければいけない。財政計画とアクションプランの数字が違うが、整合性、財政と企画の連携はどうのようになっているか。プロジェクト室の人数と権限はどうなのか。もっと機能充実を図るべきだ。

アクションプランに入っていないが、庁舎の増築はどうなるか。施設の適正な配置を。特殊勤務手当の見直しや、県職員を徴税員に任命した背景は何か。アクションプランを積み上げ方式に変更できないか。合併プロジェクト室で事業を洗い出し、原課の声は無視すべきではないかなどの多くの質疑や意見が出されました。

続いて、第9回、第10回委員会において、簡素で効率的行政機構のあり方についての調査をいたしました。給与、報酬などの調査、議員定数の調査検討、各種審議会等の調査、庁舎、組織機構等の調査、職員定員適正化計画の調査をいたしました。

給与、報酬等の調査、このことに関しましては、いずれも上げる、下げる、慎重である

べきなどのさまざまな観点からの意見が出されました。意見の主なもの、給与についての意見を申し上げます。

地方給与というあり方が今後、法律で認められるようだが、地域の給与に合せていくことも考えていく必要があるのではないか。給料は官民の格差を感じる。19年度財政計画を見ると、自然収入が43億円に対し人件費が44億円かかっているが、一般企業ではあり得ないことだ。収入より人件費が多いというのは、計画の立て方そのものが見通しが甘いということではないか。官民格差是正をしつかりと言葉に出していく方が、市民の共感も得やすいのではないか。

人件費の抑制は、行政改革の上で他の分野の抑制策を検討していく中で必要なことである。市民に改革を求めていくときに、人件費から取り組まねば住民説明が成り立たない。夕張市の状況を見ても、今の段階で検討すべきと考える。旧町でまちまちだった形を引き続き取り入れていると聞くが、それも是正して統一すべきだ。市民は大変な苦しさの中でその日その日を暮らしている。投資的経費を10億円ずつ削減する中、議員も職員も痛みを分かち合い、市民の理解を求めるのは当然である。

2007年度に県も給料カットの方針だが、みずからが姿勢を正して苦しい現状を市民にもわかってもらう必要がある。財政改革をしようとして、職員の給料を下げるのはだれにでもできる手っ取り早い方法だ。本当に取り組むべきは何なのか。むだがないか、いろいろ調査して、地域に与える影響も考え、短絡的にしないようにしなければならない。

職員の給料は既に地域給が現実に導入されており、40歳を過ぎると定年まで上がらないし、残業しても残業代が1万3,000円以上支給されていない。そこを含めて十分検討すべきだ。職員の待遇は、財政が苦しけれ

ば行政事務量の減量化、効率化を求めていかなければならない。行政サービスの低下の理解をどこに求めていくか、職員の勤労意欲を失わせずに、日置市で必要とされる事業に人材をどう送り込んでいくのか、勤労意欲の維持も大切な視点である。

一方、議員報酬についての意見として、町の時代より上がり心苦しい。財政が苦しい中、議員は報酬が高いからするものではない。議員報酬は身を削ってもっとカットしてもよい。議員定数と一緒に議員報酬は考えるべき。報酬を減らし、定数を余り減らさない方が、過疎化の時代対応と地域バランスをとるにはよいのではないか。他の類似団体の中で一番低いランクだ。報酬だけでは暮らしていけない。だが、状況から見て減額は続ける必要もあるう。

議員定数を減少させることで現在より3,000万円削減できれば、そのうち1,000万円くらい上げ増してもよいのでは。合併で特別職が減少した2億5,000万円から3億円の削減額はいずこへ消えたのか。有効に活用されていればよいが、本当に生かされているのか。合併のメリットが出ているのか非常に疑問に感じる。

報酬は、仕事量、責任、与える影響の重大さなども考える必要がある。より有能な政治家を育てるという観点からも報酬額は考えねばならない。また、専従で議員をするか、副業を持ってするか、どちらを求めているかでも違ってくる。財政が苦しくなったから報酬をカットという考えは短絡的だ。仕事に見合う報酬を払うのが本来の姿。政務調査費の分を報酬に上乗せしてもよいのではないか。

議員は人材をふるうところだ。経済的余裕がなければ議員にも立候補もできないようでは、いい人材は集まらない。志の高い人材が集まる議会であってほしいというのが市民の願いではないか。ある程度の待遇は確保しな

ければならない。報酬は生活報酬、責任報酬という考え方がある。減らせばよいというのではない。市民も役所も全体で財政改革をやらねばならず、市民も一緒に苦しみを分かち合って乗り越えねばならない。それだけの報酬、給料を考えねばならない。

次に、この議員定数の調査検討における意見の主なものを申し上げます。議員定数の調査検討です。意見の主なものを次に申し上げます。

現在の30人は、地域代表選挙だったが、次から全体選挙であり、金峰が抜けてもそのままであった。市民の目は非常に厳しい。市民の納得の得られるようにしたい。現状は減少方向だと思うが、回数を重ねて減少するか、極端に減少するかは、市民感覚を十分に反映できる数でなければならない。日置市人口が数年後5万人を切るかもしれない。5万人未満の定数は26人であるので、そこから考えていかねばならない。22人か24人が適正であろう。次です。

5万人以下で合わすべきと思う。山間部や地理的状況も考慮して考える必要がある。20人から24人。範囲も広くなり、議員活動に専念できるよう報酬を上げた方がよい。市民の議員削減の声はよく聞く。人口減の中、身近な議員がいなくなり、行政が遠くなつたとも聞く。急激な減少は避け、段階的減少が望ましいのでは。議員は地域の声を反映させる使命があり、急激な減少は非常に危険。4委員会構成であり、1委員会6人は必要。24人の定数がないと議会の声を十分反映できないと思う。26人から何人減らすかが問題。少数精鋭でいくと市民に訴えることが大切。22人などの意見が出されました。

次に、各種審議会等の調査であります。

意見の主なものとして、どの会も同じメンバーがなっている。意見も同じようになる懸念があるので、市民の意見を幅広く入れない

といけない。特に女性が少ない。公募で人選を。議員が会に入るのに疑問を感じる。一般公募が望ましい。年に1回しかなかったり、実際必要なのか審議しなければならない。議員が入っているから、執行と十分に議論ができるということもあり、現状のままでもよいのではないか。だが、議員が委員長を務めるのはいかがなものか。審議会に出て報酬をもらうのはむだ遣いである。議員は報酬を遠慮すべきだなどの意見が出されました。

以上が、10回にわたる行財政改革特別委員会の審議と調査の中身であります。

まだ中間報告であり、調査も途中であります。その間、国の制度改革、自治体の財政破綻、行政疑惑など多くの事件がありました。自治体は企業のように破綻はしないという思い込みは通用しません。また、地方債に暗黙の国県保証が期待できるという時代は通り過ぎたと考えねばなりません。そのために本市も行財政改革大綱、行動計画、アクションプランをつくり、その実行に移っております。

しかし、その調査に当たった委員の多くが実感したことは、日置市の実態が決して甘いものではないということであります。そして、それを乗り越えるためのアクションプランが決して絵にかいたもちになってはならない。執行、議会、市民がより一層心を一つにして真剣に取り組まねばならないということであります。そのために、市民に納得のいく形で進められるよう、行政も議会もみずからの身を正し、身を削って市民の負託にこたえねばならないということであります。

そのために、19年度予算編成において、1、十分な情報公開で市民に理解を求めるここと。2、アクションプランの金額のみで減額でなく、きちんとした中身の精査を検討すること。3、投資的経費が多い中、継続事業が優先されているが、再検討の必要はないか。4、19年度予算方針を原則として、執行一

丸となって予算編成に取り組むことなどを特に強く要請いたします。

来年度が行財政改革プランに基づいた最初の予算編成であります。自治体の破綻は住民の生活を直撃し、混乱に陥れるものであります。市民にとって最後のとりでである地方自治体は健全に運営をしていく責務を負っていることを、いま一度自覚せねばなりません。確固たる信念を持って、住民を守る行財政改革推進を構築するよう強く要請するものであります。これをもって中間報告といたします。

終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで、行財政改革調査特別委員会の中間報告を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。次の会議を14時15分といたします。

午後2時01分休憩

---

午後2時15分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△日程第22 閉会中の継続審査申し出について

○議長（宇田 栄君）

日程第22、閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

環境福祉常任委員長から目下、委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付したとおり閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

△日程第23　閉会中の継続調査申し出について

○議長（宇田 栄君）

日程第23、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務企画常任委員長、環境福祉常任委員長、産業建設常任委員長、教育文化常任委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付したとおり閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

△日程第24　議員派遣の件について

○議長（宇田 栄君）

日程第24、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第159条の規定により議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣すること

に決定しました。

---

△日程第25　行政視察結果報告について

○議長（宇田 栄君）

日程第25、行政視察結果報告についてを議題とします。

環境福祉常任委員長、産業建設常任委員長、教育文化常任委員長から議長へ行政視察結果報告がありました。

お諮りします。行政視察結果については、市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、行政視察結果は、市長へ送付することに決定しました。

ここで、私、議員として発言したいので、副議長と交代をさせていただきます。

○副議長（地頭所貞視君）

しばらく私が議長代理を務めさせていただきます。

○30番（宇田 栄君）

議長。12月1日本会議における平成17年度一般会計決算認定にかかる討論につきまして、私に対し疑惑とも受け取れる内容の発言がありましたので、このことについて発言したいので、許可をくださるようお願いいたします。

○副議長（地頭所貞視君）

ただいま宇田栄君から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○30番（宇田 栄君）

議長。12月1日の本会議におきまして、25番議員から、平成17年度一般会計決算認定にかかる討論の中で、私に対し疑惑とも受け取れる内容の発言がありました。私の行動がそのように誤解されましたことにつきましては深く反省いたしております。その内容がどのようなものであったかにつきまして、

少し主な点について述べさせていただきたいと思います。

私、長年の友人の開店祝いに出席した仙台の旅行のことについて簡単に述べさせていただきますが、純粋に友人としての行動からでありますけれども、それを理解得るために、私とその関係について少し述べさせていただきます。

私、議員になる以前より野球関係の金田、徳武両氏らと親交がありまして、その後、議員となったとき、当時の東市来町の諏訪免議長、県の観光協会長からでしたけれども、キャンプの要請ということで、私に誘致に行ってくれというのが始まりでございましたけれども、その以前からロッテ球団とのかかわりは持っていましたが、そういう中で、20数年間私はロッテ球団とのかかわりを今まで持っていました。

そして、仙台の佐々木氏との関係でございますけれども、彼はプロ野球生活32年、一筋にロッテで過ごした人間でございます。平成15年、シーズンが終わると同時に、2軍監督を最後にやめ、故郷仙台で居酒屋を開始するということで話を聞いておりました。

それと、16年1月31日、私の娘の結婚式に出席していただいて折、そういう話しが出ました。では、ぜひ開店のときに伺わせてくださいということで、16年9月に開店をされました。その9月議会とか私の仕事上の関係で、10月20日過ぎのちょうど新潟地震が起きた日が東京に帰ってきた日でしたけれども、そのときにお祝いに行ったのが事実でございます。

純粋の友人としての行動であったと私は今でも思っておりますけれども、その事柄がそのように皆さん方に誤解されましたことは、私としては予想外のことでございますけれども、結果的にそう受け止められたことにつきましては、深く反省をするとともに、今後の

戒めにしたいと思っております。

また、同僚議員を初め、市民の皆さん方にもいろいろご迷惑やご心配をかけたことに対しましてもおわびを申し上げたいと思います。今後とも誤解されることがないようさらに行動については心してまいりたいと思います。

以上、申し述べ、私の発言を終わらしていただきます。

○副議長（地頭所貞視君）

発言が終わりましたので、議長を交代します。

○16番（池満 渉君）

16番、この際、動議を提出をいたします。

○議長（宇田 栄君）

発言を許可いたします。

○16番（池満 渉君）

許可がありましたので、発言をさせていただきます。

今12月の定例議会、認定第1号平成17年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について討論の際、谷口正行議員から認定に対して反対の討論がございました。ただいま議長からもそのことに対する釈明も述べられましたけれども、4点について反対の理由が述べられましたが、そのうちの一つ、東市来地域の生涯学習センターの建設に関連して、当時の役場職員と地元請負業者などとの癒着があつたのではないかという指摘がなされました。

この討論の内容については、議員各位、執行部ともども12月1日の本会議の席上にて確認をされたとおりであります。翌2日の南日本新聞にも発言内容は掲載をされ、このことを多くの市民が知ることになりました。その後、市民の方から、議会の責任で事実関係を調査して、説明責任を果たしてほしいとの要望書も届けられたはずであります。また、私どものもとにも同様の問い合わせが来ております。

市民の生活は厳しく、本市の財政状況も大変厳しい中、血税を預かる職員に指摘されたようなことがあったのか、また、それらに関連したそれ以外の事実はなかったかなど、市民に選ばれた議員が集うこの議会として調査をし、事の真相を明らかにする必要があると思います。

本定例会において、東市来生涯学習センターなどにかかる職員等の服務に関する調査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とされんことを望みます。

○議長（宇田 栄君）

動議成立に、賛成者2人以上が必要ですが、ほかに1人必要ですが。（「議長、賛成」と呼ぶ者あり）動議が成立いたしましたので、ここで、しばらく休憩いたします。

休憩中に議運委員会を開きたいと思います。

午後2時23分休憩

---

午後2時29分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△追加日程第1 東市来生涯学習センターなどにかかる職員等の服務に関する調査特別委員会設置について

○議長（宇田 栄君）

池満君の動議、東市来生涯学習センターなどにかかる職員等の服務に関する調査特別委員会設置について日程に追加し、議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。本動議を日程に追加することに決定しました。

追加日程、東市来生涯学習センターなどにかかる職員等の服務に関する調査特別委員会についてを議題とします。

これから本動議を採決します。この採決は起立によって行います。本動議に賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

起立少数です。したがって、池満君から出されました東市来生涯学習センターなどにかかる職員等の服務に関する調査特別委員会については否決されました。動議は否決されました。

---

△閉　　会

○議長（宇田 栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たりまして、一言ございさつを申し上げます。

今期定例会は、12月1日の招集から本日の最終本会議まで、平成17年度の日置市決算認定及び平成18年度一般会計補正予算を初め、日置市給水条例の一部改正、そのほか各種の重要案件につきまして大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

なお、会期中議員各位から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、市政の運営に遺憾のないよう、また、予算の執行につきましても慎重に期してまいりたいと思っておるところでございます。

また、今年度実施しました固定資産税にかかる住宅認定につきましては、全地域の調査を終了いたしましたが、今後このようなことのないよう職員の資質向上に努めてまいります。

平成19年度の予算編成につきましては、

日置市総合計画、財政計画に基づき将来にわたくって弾力的な足腰の強い健全な財政構造を構築してまいります。

最後になりますが、いよいよこれから厳しい寒さを迎えるが、議長を初め、議員の皆様方にはくれぐれもご自愛くださいまして、ご多幸な新年を迎えられますようお祈りをいたしまして、まことに簡単ではございますが、以上をもちまして閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（宇田 栄君）

これで、平成18年第5回日置市議会定例会を閉会します。皆さん、ご苦労さまでした。

午後2時35分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 宇田 栄

日置市議会副議長 地頭所 貞 視

日置市議會議員 松尾公裕

日置市議會議員 重水富夫